B
5244
S894A1
1937
v.1

East Asia

Suzuki, Shigetane
Suzuki Shigetane zenshu

PLEASE DO NOT REMOVE
CARDS OR SLIPS FROM THIS POCKET

UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY

鈴木重胤全集

第一

B
5244
S894A1
1937
V. 1

LIBRARY
MAY 29 1969
UNIVERSITY OF TORONTO

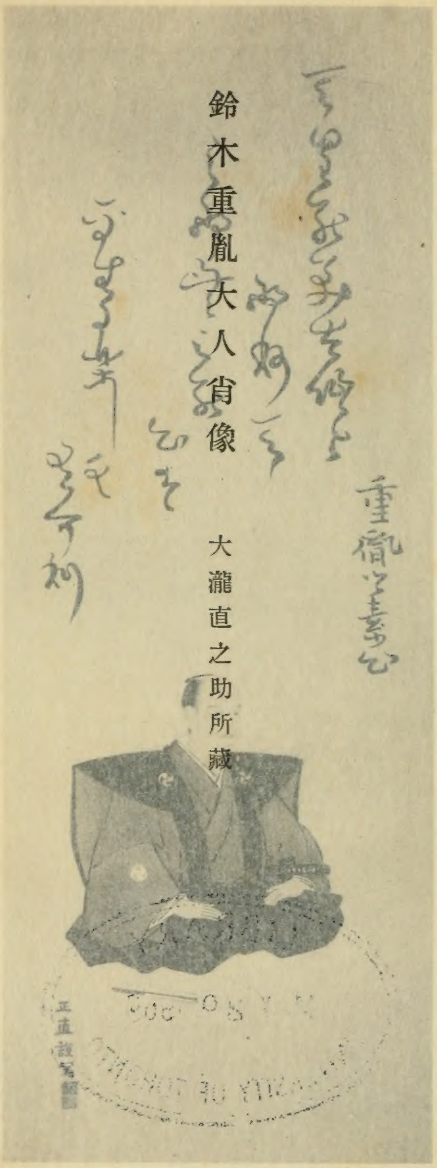

鈴木重胤大人肖像

大瀧直之助所藏

B
5244
S89A1
1937
1

LIBRARY
MAY
UNIVERSITY OF TORONTO

正直謹寫

序

天つ日の御光りの照りいたる國とふ國に、書とふ書は多かれと、千五百秋の水穗の國のこれの大御書は、箸鷹のとねりの親王か、益良雄の心ふり起し、大地のなしのまゝなる古事をら、つはら／＼に記し給へれは、天の下百八十國の本つ書にして、千萬書の祖ふみになもありける。故この書はしも、言さへくから人の囀り言を、わか言靈にみかゝしめ、くはし女か手引の糸を、からあゐに染め出たし、大和錦と織りなせれは、誰しの人も仰き見て、天たな機の音にのみ愛てはやすとはすれど、初學ひらか、たはやすく知りうへきため、ときさとしたる書も聞えさりつるを、肌薄穗つみのをちか、若草の若き時より、此の書に心を碎き、思ひ得かたき言葉の種を、い行きなつさふ荒野に拾ひ、神習ふ道の行く手を、風のとの遠き神代にもとめ、茜指晝夜といはす文机に打ち向ひ、たゆむ事なく怠る事なく、まつふさに書きやはし、日本書紀のしるへ書と名をおほせ、神代の卷もいまたかきをへぬとに、百卷餘り數くはゝり、文のみち久しといひし三とせの、

八月の望の夕に、てる月の雲かくりしは、覺むらくしらぬ夢ともいはまし、おのれ、吾妻の葛飾に在りしほとは、彼の翁とおなし縣に家をらし、行きかふ道の遠からねは、わさ田のなはて踏みならし訪ひとはれしを、むさし野の草のゆかりとつみとらし、出羽の國人照井主か、今は雲離れ遠くへなれる年治か許に、此のはし書をと乞ひにおこせつる此の主よ、嚴かしか本を立ちならしゝ人の中にも、樏の實の獨拔け出てたる物しり人にしあれは、とこゝろのすさひのまにま、此の書をさくら木に匂はしめまく思ひ起し、いそしみぬと聞のうれしみ、吾か住まんこの堤にすむ鳥のかり初に、そのゆゑよしをおろおろかきしるしつ。

敷田年治

日本書紀傳獻納の由來

一、先師鈴木大人、曾て古史太元考を著し、稿二卷にして、即ち其の業を止め、更に古事記の體に倣ひて、神代語事を著し、其の傳をも作りて、稿成れるもの若干卷ありき。既にして、大人、大に覺る所あり、みづから本文を作りて、之に傳を作り添ふること、いと心なきわざなりとて、又其の業を止められつ。かくて後、大人は、專ら力を古典の解釋に用ひられ、延喜祝詞式講義、及び中臣壽詞講義を著し、初稿既に完成したりしかば、更に、日本書紀傳の選述を思ひ立たれたり、これらの事實にて、當時、大人の學殖、年月に增進し、思想愈〻高尙なる境に向はれたりしを觀るべきなり。

一、本書は、大人の初稿のまゝにて傳はれるものなり。その初めて稿を起さるゝや、腦裏に蓄積せるものを盡くし出だして、意の趣くまゝに詳解し論辨して、餘蘊あらせじと期せられたるがごとし、これ文辭言說丁寧反復して、往々重複せるものあるを

免れざる所以なり。

一、大人の常に言はれしは、本書の初稿成りなば、更に熟思精撰して、其の粹を拔き要を集めて、之を完成すべく、かくて、脱稿に至らば、直に之を天朝に奉獻すべし、敢て之を家門に私せずと。これ大人が文學を以て忠誠を國家に竭さむとの素志を知るに足るべし。

一、中古の學者、大概儒佛の說に據りて、我が古史を解釋せむとせり。故に大道を明にすること能はざりき。荷田、賀茂二翁の出づるに及びて、斯學維新に、本居翁出でて大道維明に、平田翁出でゝこゝに其の光現れたりしを、我が大人に至りて、いよいよこれを輝かしめられたるもの多し。

一、本書は、未だ神代紀の解釋をだに終へざれども、而も卓說高論甚多く、既に我が古典の蘊奥を究めて古、今に徹するものと謂ふべし。恨むらくは大人をして、天壽を全くして、斯の著を終へしめざりしことを。凡そ此の傳を繙かむ者、誰か感慨し追惜せざらむ。

一、大人は、天資、清廉剛毅にして、一意大道を明にし、以て國家に報いむとするにありき。されば常にすべての嗜好を遠ざけ、産を治むるを事とせず、僅に賢木舍社中より贈る所の資を以て其の生計を營まれき。故に大人と社中とは、殆ど一家族のごとく、其の既成の原稿は、悉く之を社中に保藏せしめられしを、大瀧光賢別に一本を謄寫して、先生に致したりき。其の本は、今、越後國中蒲原郡新津村桂譽輝が許に藏せり。

一、足立正聲君諸陵頭たりし頃、本書の一部を其の寮中に藏せむと欲し、明治二十七年九月十三日、余に囑して、其の事を執らしめられぬ。余乃ち賢木舍中と相議り、筆生數名を募り、同年十月四日業を起し、謄寫成るに從ひて、毎卷之を校訂せり。但し原稿は、言句文字を添補せるもの、削除せるもの多く、且、未だ何人の校訂をも經ざりしものなれば、先、原稿を校して、更に謄寫本に及ぶなど、大かたの事にあらざりしが、明治三十年四月三十日に至りて、その業を終ふることを得たりき。卽ち、一部分本、百四十七册なり。此の内數十卷は、筆生羽根田作右衛門をして校訂

せしめたるが、毎卷、其の疑しき所には、紅紙を貼せしめ、而して余復校閲する所ありしかども、固より淺學寡聞、尚遺漏甚多からんことを恐るゝのみ。

明治三十年四月三十日

羽前國西田川郡大山町

秋　野　庸　彦　識

例言八則

一、本書は、元、明治四十三年、國學院大學出版部に於て、刊行されたことがあつたが、今回は宮內省圖書寮所藏の副本に依つて原稿を整理し、更に山形縣大山町賢木舍現主大瀧直之助氏の襲藏に係る重胤大人自筆の原書に據つて嚴密なる校合を加へ、萬、遺漏なきを期した。

一、本書原本の體裁は、書紀解說の本文と、之に對する夥しき細註割書との二部に分れて居るが、今、通讀に便せんがために、細註の部分をも全部一行書きに改めた、但し元の割書の部分には、必ず前後に半圓の括弧を施して、文脈の識別を瞭然たらしむることに意を用いた。

一、本書行文中、「傳一之卷」、或は「本傳二之卷」等とあるは、何れも、「日本書紀傳」の略稱、又、引用書名に「記傳」とあるのは、宣長大人の古事記傳で、猶、其外參考書を略稱で擧げたものが、少くないが一々之を抽出して說示することは省略する。

一、本書記文中、間々圏點を施した所のあるのは、重胤大人最後の高弟秋野庸彥翁の補說に係るものである。之は明治三十年本書の副本を宮內省に獻納した際、同翁が大人生前の教旨に基き、其足らざる所を補つて之を本文中に記入したものである

一、祝詞講義と日本書記傳とは重胤大人大著の雙璧で、講義先づ成り、紀傳は之に後れて執筆されたものであるから、全集の配列も之に從ふのが當然の順序であつたかも知れぬ。今、紀傳を先にしたのは、偶々原稿の整理が早く整つた爲で、他意ある譯ではない。但し、本書の記文中、祝詞講義を參看すべしとの注意が散見してゐる事から考へて、講義を後廻はしにしたことは編者の早計であつた。

一、本書の序文は、敷田年治翁の文集「百園雜纂」から、こゝに轉用したもので、元、紀傳の原書に附せられてゐたものではないことは勿論である。蓋し、重胤、年治の二翁は生前、久しく親交の間柄であつたので、後年、重胤大人受業の高弟照井長柄の依囑に依つて文を作したもの、今、國學院舊刊本に倣つて之を卷頭に掲げたのは、兩翁の勝緣を千載に傳へんとする微意に依るものである。

一、本書の卷序、元、三之卷に起り、一、二は之を缺いてゐる。是れ、紀傳完結の後、本書の開題、並に總論等をとゝのへて、一之卷、二之卷とせんとの著者の用意であつたと察せらる。されど、今は詮なきこと故、便宜に從つて、元の三之卷を一之卷とし、以下順次卷序を追ふて之を改めた。

一、重胤大人の紀傳執筆は實に畢生の一大努力であつた。而かも之が完成の後は體裁を整へて天朝に奉獻、敢て一家の私藏とせざるを切念したが、不幸其完結を見ずして難に遭ふたのは千載の恨事であつた。後、明治年間に至り、之が副本を作製して之を宮内省に奉獻したことは、實に大人生前の大志を貫徹したもので、明治三十年四月甫彦翁の草した、「紀傳奉獻の由來」を卷頭に掲げたのは、遺弟諸翁の功績を百代の後に傳へんとの意に外ならぬ。

昭和十二年十一月二十日

樹　下　快　淳　記

日本書紀傳卷一目次

一之卷　神世七代章……一頁
二之卷　神世七代章……八五
三之卷　神世七代章……一六九
四之卷　八洲起元章……二九一
五之卷　八洲起元章……四三五
六之卷　四神出生章……五三八
七之卷　四神出生章……六二四

日本書紀傳 一之巻

穂積重胤謹撰

神代上第一 神世七代章

古天地未剖。陰陽不分。渾沌如雞子。溟涬而含牙。及其清陽者。薄靡而爲天。重濁者。淹滯而爲地。精妙之合搏易。重濁之凝場難。故天先成而地後定。然後神聖生其中焉。故曰。天地開闢之初。洲壤浮漂。譬猶游魚之浮水上也。于時天地之中生一物。狀如葦牙。便化爲神。號國常立尊。至貴曰尊。自餘曰命。並訓美擧等也。下皆倣此次國狹槌尊。次豐斟渟尊。凡三神矣。乾道獨化。所以成此純男。

御紀三十巻なる中に、首二巻有り、此を神代上下と云事、本文に所見たるが如し、偖此神代上下巻に、段落凡九章有り、一を神世七代章、二を八洲起元章、三を四神出生章、四を瑞珠盟約章、五を寶鏡開始章、六を寶劍出現章、七を

天孫降臨章、八を海宮遊行章、九を神皇承運章と云へり、此稱何れの御代に、如何なる人の號けたるにか、詳ならずと雖も、此紀を讀むに、甚便理宜ければ、今も從て用ふ、（猶巨細に別てらむには、何章にも成べけれども、正書を章首に立て、一書は其下に隷て、別章とは成さゞる者なり）此を神世七代章と云は、此章の終に、自二國常立尊一、迄二伊弉諾尊伊弉冊尊一、是謂二神世七代一者矣と、有を取れる者なり、偖古事記には、先に別天神五柱の傳を擧て、次に神世七代の神等を載られたるを、御紀には、一書の傳に、所々に別天神の御名を擧られて、正書には、唯御事迹をのみ記されて、御名を彰はされず、國土の成れる始を主と立つる御紀の趣意なるが故に、國常立尊を其首には立てられり、（古事記は古傳のまゝに、天地の初發よりの事を記されしを、御紀も同じく古傳のまゝに依るとは云中に、史法を定め成されし故に、別天神などの御事は客にして、國土の事を主と爲らるゝ御心掟なる事、題號を日本書紀と云にても著かり、唯西蕃などに對へたるのみにて、釋紀開題に、問此書名二日本書紀一其意如何、答師說依レ註二日本國帝王事一謂二之日本書紀一とも、延喜講記發題曰、問此書號二日本書紀一如何、說云書二本朝事一故云と有て、少も佗に對へたるに非ざりしを思ふ可し、但し後に日本文德天皇實錄、日本三代實錄など、殊更に冠らせて云は既に別なり）○古天地未レ剖陰陽不レ分より、然後神聖生二其中一焉と云迄の文は、別天神の御名を省きて、御事迹を以て傳へたる古語なり、然れども三五暦記、及び淮南子、春秋緯など云ふ漢籍に依て、文を成せるが故に、人皆我が古說に非るが如く思ふめるは、固陋なる事なり、凡て御紀の中なる古傳共に、少も彼に似寄れる事有れば、當否は姑く措て、彼文を擬用らるゝ事常なれば、難む可に非ず、然れども彼と此と、風土素より別なれば、相合ざる事多かるを、强て合せたるは、其意を以

て辨別ずは有べからず、(三五曆記には、古昔天地未レ分、渾沌如二雞子一萬八千歲、天地開闢日甲子歲甲寅、淸輕者上爲レ天、濁重者下爲レ地、盤古在二其中一、神二於天一聖二於地一萬八千歲、天極高地極深、數起二於一一立二於三一成二於五一盛二於七一處二於九一云々と見え、淮南子天文訓には、天墜未レ形、馮々翼々洞々灟々、故曰二大昭一、道始二于虛霩一、虛霩生二宇宙一、宇宙生レ氣、氣有二漢垠一、淸陽者薄靡而爲レ天、重濁者凝滯而爲レ地、淸妙之合專易、重濁之凝竭難、故天先成而地後定、天地之襲レ精爲二陰陽一、陰陽之專レ精爲二四時一、四時之散レ精爲二萬物一と有る、專易の專字を、一作レ摶と有り、此二は漢土にて、天地の古說なれば、此を取て文を成されし事云も更なるが、此の古言以て傳たる古傳の、彼文に遇中る者ぞ、又三墳と云書にも、淸氣未レ升、濁神未レ沈、遊神未レ靈、五色未レ分、中有二其物一、冥々而性存、謂二之混沌一、混沌爲二太始一、太始者元胎之萌也、太始之數一、一爲二太極一、太極者天地之父母也云々と有て、此餘にも此意味なる語多かり) 偖此傳は、別天神の御事迹なりと云故は、古天地未レ剖陰陽不レ分と有る一章は、第五一書に天地未レ生之時と云時にて天地(質)も陰陽(氣)も、未だ形れざる以前にて、又第四一書に、高天原所レ生神名、曰二天御中主尊一、次高皇産靈尊、次神皇産靈神と有る、其時の狀を云事、次に說るが如し、若て天御中主尊の未剖不分れざりし物、初て剖分るゝ氣勢の屈伸に就て、高皇産靈尊、神皇産靈尊と、夫妻二柱神等共に俱生坐て、陰陽の氣初て分れしが相結ばして天地と成べき混沌たる物を産せる迄を含めたる事、文の續きに著明かり(此時に高天原と云は、後に天日を指すなどゝは異にて、唯虛霩を云へる事、第四一書の傳に註すが如し) 次に、混沌如二雞子一、溟涬而含レ牙と有は、第三一書に、天地混成之時、始有二神人一焉、號二可美葦牙彥舅尊一と有に同じくして、其含レ牙と云へる物、即ち葦牙なる者なり、(牙

を伎邪志と云は、氣進と云事にて、氣と質と相分るゝにて、第一、第四、第六の一書に、天地初判と有る是なり）次に、其淸陽者、薄靡而爲レ天、重濁者、淹滯而爲レ地云々、故天先成、而地後定と有は、第六の一書に、天地初判、有レ物若二葦牙一、生二於空中一、因レ此化神、號二天常立尊一云々、又有レ物若二浮膏一、生二於空中一、因レ此化神、號二國常立尊一と有に當れる文也、（此に於て、天地初立の時と云には成れるなり）右にて、別天神の御事迹は至り盡せるが、此中に國常立尊の御事迹も含りて有事なれども、地は天より甚く後れて成れる故に、文を割みて、次に故曰と云て、同じ狀なる事を重ねて復さひ云る者と所思ゆ、委しくは、下に、神聖在二其中一焉の下に云る如し、然るを、釋紀に、日本書紀三十卷と有る細書に、無レ序但師說初文、天先成而地後定、然後神聖生二其中一焉、已上者序文と有は、右の文を得しも讀み解かざるより、言出でたる臆度の說なり、（印本には、無序の二字細字に作り、但し以下は大書に爲るを、例とも違へれば、今は一本に依て、共に連けて細書とは爲り）○古は往去方にて、昔と同じく、共に當今に對へる語なる中に、昔の方は、殊に我身に親しく近く、古は廣くして遠き意味有り、（昔は向去の意なる故に、身に親しく云事なり、神武天皇御紀に、昔我天神高皇產靈尊、大日靈尊云々と宣ひ、下にも、昔伊奘諾尊、目二此國一曰云々と有などは、古とは云ふまじく決て昔と云べき所なるを思べし）第二一書にも、古國稚地稚之時と見えたる、共に久代を廣く指せるなり、寶鏡開始章第三一書に、此太古之遺法也と見え、孝德天皇御紀に、古道と云ひ、餘にも古某と云ふ語多かり、萬葉一（十一丁）には、古昔母然爾有許曾と云て、現身に對へたり、（古語拾遺に、蓋聞上古之世、未レ有二文字一、貴賤老少口々相傳、前言往行存而不レ忘、書契以來不レ好レ談レ古と有は、共上世を以て、古とは云へるなり）然れば、此は大

地の成立てる當今より、其未だ生ざりし上世の事を云ふ爲に、古云々とは言出でたる者なり、○天地未剖と云へる天は、天日を云ひ、地は國土なる事、誰も知る如くなるが、此は世界一般の始なるに、天日と國土と二つにては、猶盡さず、此に因て思ふに、天表に在らゆる星宿は、共に天にて、天日の外圍に在る五星、及び月輪は、皆がら他の所屬なる者なり、（此は餘りに鑿ち過たる說の如くには有れども、天地の成始れる事、共に世界一般ならでは、事の意を究め盡せりと云べからねば、年頃必ず斯在らむと思定て言出でたるなり）天表に在と有ゆる星宿共に、天日より分散たる火氣の、各一塊なるが、天表の氣の剛健くして、極めて寒冽れるに壓迫れて收縮れるが、火の性の隨に發暢むと爲る質有るを以て、極て遠きも其光輝ばかりは幽に見ゆるなりけり、下に說ける如く、瑞珠盟約章に、日之少宮と云は、謂ゆる天極なるが、少は別の語にて、天日より別れ放れる國と云義なる事、云も更なるが上に、星宿を保志と云へるも、火氣の義なるを以て所知たり、偖、常には氣と云を、志と云は如何と云に、伎とは全體の氣の名にて、其氣の物に迫りて一塸なるを志と云り、其は空氣の迫りて動搖くを風と云て、其神名に志那と負坐るを始として、飃は屯氣、嵐は荒氣、虹は丹氣なる例なり、（西蕃にも其遺傳有て、春秋說題辭と云に、陽精爲レ日、日分爲レ星、故其字日下生也と云り、古人造字の時、必受る所有なる可し、宋王應麟が玉海に、張衡曰、星、日之餘也と云るは、其說に據れるなる可し、洋西の說に「天表に在ゆる無數の星宿は、皆是一箇の日輪にして、各々其の外圍に、土星以下、及び地球などの如き附屬星有て、其氣光內に懸り、且旋轉する事、猶我一個天內の如き者なり」と云るは、然も有ぬ可き事の狀とは所思ゆれども、我神代の古傳に、然る別世界を立たりと云ふ古說無ければ、諾ひ難し、唯天表に薫り滿ちたる天

氣を以て、無數の火球を圍みたる、其氣の壓迫れると發暢ると互に相軋り合て、我一圓天内の位置を定めて、終古に易らざる天柱と成れると思ひて、事は是なむ）倍、五星を地の所屬なりと云ふ證は、天孫降臨章に、二神遂誅ニ邪神及草木石類一、皆已平了、其所レ不レ伏者、唯星神香香背男耳、故加遣ニ倭文神建葉槌命一者則服、故二神登レ天也と有る星神を、同章第二ノ一書に、天神遣ニ經津主神、武甕槌神一、使レ平ニ定葦原中國一時、二神曰天有ニ惡神一、名曰ニ天津甕星一、亦名天香香背男、請先誅ニ此神一、然後下撥ニ葦原中國一と有て、此には天津甕星と云り、此を天とは云へども、地より天表の方に見放くるを以て云るなるが、決く五星の中なる火星を司れる神なり、天孫の此國土に降坐むと爲る、國平の時に當りて、然る星神を令誅給へりしは、此國土の分判れし、其片方なる故なる可ければ、此を以て、其五星も共に、天地と對へる地にて、此國土よりは大なるも、獨邊僻の地有が如くなる可き事、云も更なり、然れば、次なる如ニ雞子一と云物、判剖て天日及び列星と成れる、是天なり、列星は天表に羅り、天日は天の中央に位て、土星木星火星大地金星水星の六は、天日の外邊を周旋り、從ひて共に地にて、月も亦地球に屬て周旋る物なれば、等しく地なるなり、（右の五星も、國土と同じ狀なるを、同じく保志と云は、此國土より瞻望るに、其質は闇體なるも、天日の光を得て明なる事、猶天表に在る火球の星に相異らざるが故に、其名を假借て、共に保志とは云ひ習へる者なり、譬ば、月輪は右の五星の如く、天日には屬ず、唯此國土に附屬ふ物なれども、地を離れて、天の方に遠く在る物なる故に、萬葉三に、久堅乃天歸月云々、六に天爾座月讀壯子云々など、天の物にして詠めるが如く、其視る象を以て云る者なり、猶、下なる國狹槌尊の傳に、云事を合せ考ふべし）此天地未剖とは、決て遠く邈なる太古にして第四ノ一書に、高天原所レ生神

名、曰二天御中主尊一と有る時なるが、何時より始て、此天中に存在しにか、其始を知べからざれども、無始より以來、其天地と成べき物質にして、天中に充實て在る精眞と、其を主宰し給ふ神とを相生成て、世を始め給ひし故に、天御中主尊と申奉る事にて、委しく其章に就て說るが如し、其神名の御は崇辭には非ず、天中に充塞れる氣中に胎みたる精にて其中に卽ち神の寓舍て、其迹物に著見れて、虛しからざる其にて、次に成坐る高皇産靈尊、神皇産靈尊二柱は、其精を身統て、天地萬物と成し給へりし神等に坐せり、古事記に、此三柱神者、並獨神成坐而隱身也と有る、隱身は顯身の反にて、人體を云には非ず、其神靈の物に含有て、其信有を以て、身とは云へるにて、其身卽ち、謂ゆる精なる事を明らむ可し、然れば、天中は天御中主尊の隱身にして、其精も神も亦其神一柱の有にて、其より天地は出來、諸神は成坐せりと雖も、亦其神一柱の神威なりかし、古書に惟神と云語の有は、神中在と云義にて、此神の天中に在立して其有べき隨に、天地を成給へりし由緣に起り、神道と云は、此神の天中に在立して移り動く事無く、完成し給ふ所以に依事など、孝德天皇紀傳に註せるが如く、世の始より打任せて神と申すは、此神一柱に限れる事申すも更なり、(漢籍老子に、道之爲レ物、惟恍惟惚、惚兮恍兮、其中有レ象、恍兮惚兮、其中有レ物、窈兮冥兮、其中有レ精、其精甚眞、其中有レ信、自レ古及レ今、其名不レ去、以閱二衆甫一と有る、信字を、平田翁の赤縣太古傳に引れたるには、申に易へて、其說に、申信同音の故に、周易を始め古書に、屈信と用ひたれども、說文に、申神也、臼手自持也と有て、古の神字なり、河圖括地象、及び淮南子に、正東陽州曰二申土一と有は、神土の義なるを、括地象の一本に、信土と有も通用の故なり、後に、申に示を从て、說文に神天神、引二出萬物一者也、从レ示申聲と有り、抑ゝ此道の中なる、象物と

稱し、精眞と指したる物は、即上皇大一にて、天地萬物を申出せる最初の天神なれば、世の初めより打任せて申と稱せるは、此神なりし故に、如此云と聞えたり、と云れたるは、信に然る事にて、此上皇大一を、天御中主尊に當て說かれたるは、寔に叶ひて聞ゆれども、有レ物混成、先二天地一生の物を、此の古傳に合せずして、彼北辰星の事と爲られたるなどは、甚しき僻事なり）〇陰陽不分とは、元氣の未だ分れざりし時を云なり、天地は更にも云ず、宇宙に在と有ゆる萬物は、元より此陰陽の元氣より悉く結ばり成れりと雖も、猶其交合無かりし古を云なり、（是即天御中主尊の、無始より以來天中に御在し坐しかども、高皇産靈尊、神皇産靈尊の未だ成出坐ざりし間の事なり、莊子に、天地者形之大者也、陰陽者氣之大者也と云へるも、此に叶へり）凡天際の內は、至虛しきが如しと雖も、元氣に精と神と孕胎て、水の凹きに溜れるが如く、少も間然無く大に彌綸たり、是を高天原と云ふ、偕此元氣も、亦渾沌たる一物にして、素より陰陽の別有事無きを、其本體は水にて、健く剛くして能く天體を固成せるを、其天中にして、後に天日の所在よりして、大に天表の方に其氣の長伸て動きしかば、其天表の氣も、其に醸成て靜に相綢繆合て、始て氣中に火を含む事を得たり、是に於て、陰陽の二氣と成て、天地萬物を生成給ふ高皇産靈尊、神皇産靈尊二柱神等の、神威彌々眞盛になむ成れりける、（猶委しく云むには、元氣は本體にして、精は水なり、神は火なり、此に至て、陰陽の二氣始て分れたりと雖も、素より無かりし物の始て有には有べからず、天御中主尊の靈威の中に隱ろひたりし物の、今啓發るゝにぞ有ける、此二氣に依て、始て宇宙に靈妙なる事の成始れる事、譬ば人の支體の、物に觸て智覺を成すは火の精神有が故なり、人若寒氣に犯され、火の精神散去て癒手ば、其手指、物に觸て覺る事無きを以て、火は物の精

神なる事を曉る可し、崇神天皇御紀に、識性の二字を、美多麻志比と訓るをも思ふ可し）偕天表の氣は健く剛くして、天中に直行に壓迫れる、其質は水なれども火を含みて陽なり．天中の氣は天表に長伸る内に、其直行に壓迫れるに遇て、右に宛曲れるが、其質は火なれども、水を含みて陰なり、如此陰陽と二に分れては有れども、互みに相結ばりて、謂ゆる陰中の陽、陽中の陰と云ふ意味にて、右の二柱の神尊の御事を、記傳二（十五丁）に、「二柱にして一柱の如く、一柱かと思へば二柱にして、其差の髣髴しきは、甚深き所以有る事にぞ有べき」と云れたるは、天地古今に貫きて甚尊しかし、（如此くして天地萬物を相結ばせる中にも、二柱の神尊、各々其剛健の氣と、柔順の氣とを持分て所知食す故に、天孫降臨章に、高皇産靈尊、見㆓其矢㆒曰、是矢則昔我賜㆓天稚彦㆒之矢也云々、於是取㆑矢還投㆓下之㆒、其矢落下、則中㆓天稚彦之胸上㆒云々、中㆑矢立死、此世人所㆑謂、反矢可㆑畏之緣也と見え、古事記、大宜津比賣神段に、神産巢日御祖命、令㆑取㆑茲成㆑種とも有て、其生すと殺すとの事にも、持分て預り給ふ趣なるをも、又思合す可き事多し）陰陽を賣袁と訓める言義は、賣は盛、退など同義の言にて、古事記なる伊邪那美命の御言に、吾身者成成、不㆓成合㆒處一處在と申給へる如く、物を盛容る可き空虛なる處有るを云り、俗に地の凹かに成れるを、賣伊流と云も退沖在の義なるなり、（退は、公家に、裝束の次第に去らし着するを米良須と云に、此字を用ひ、樂家に、音の輕重上下に、甲乙の字を用ひたるなど、思合す可し、乙字、說文に、象㆓春草木寃曲而出㆒、陰氣猶彊．其出也乙々也と有を、段玉裁と云者の注に、乙々難㆑出之貌、物之出㆑土難、屯如㆓車之輾㆑地澁滯㆒と有も、亦退字に近し、偕此を單語に、目を米と訓めるも、盛と同義にて萬景を盛て神識に達す事、必此より先なるは無く、佗物を迎へ入れて、其用甚切なるを以て米とは

云へるにて、陰又女を賁と云に、其義異ならず）袁は、古事記なる伊邪那岐命の御言に、我身者成成而、成餘處一處在と詔給へる如く、成餘りて佗に及ぶ可く、豐盈に成れるを云へるなり、其時妹神に、故以ニ吾身成餘處一、刺ニ塞汝身不成合處ニ而、以ニ爲生ニ成國土一奈何と、遘合の事を仰せ進ませ給へりし事に合せて思ふに、其勢る狀に就て、物に破彫など云義に近かる可し、山に丘と云ひ、生類に尾と云ひ、絲に緒と云も、其成り餘れる端方の佗に及べるを云なり、（破と云も彫と云も、此より、持たる刀に在れ、何に在れ、物を彼に刺し入れて、其門を開くより云て、彼刺塞と、其意味大に同じきを思ふ可し、猶陰陽の言義、此にては未だ盡さず、高皇產靈尊の高は勢、神皇產靈時の神は嚙と云說の、下に出づるを見て辨ふ可し）然れば、袁は進みて物に合ふを性とし、賁は退て物と闔かるを性とす、此即ち陰陽の二氣にて、人は更にも云ず、天地の間に在とし有ゆる萬物に至る迄、悉く其二氣に結ばり成て、男女の形體を其有ふ事の起元なり、人の男女も、此二神の元氣に資て成れるが、其袁陰處に見るゝ故に、八洲起元章に、雌元之處、雄元之處とも、亦唯に元處とも記され、第一ノ一書には陰元、陽元とも有は、皆此陰陽二氣に象れる者なり、（西蕃には、此二神を盤古氏と傳へたり、三五曆記に、盤古氏夫妻、陰陽之始也と見え、赤縣太古傳に引れたる世史類篇、述異記、枕中書等に、生ニ於大荒一、莫レ知ニ其始一、蓋陶鎔造化之主、天地萬物之祖、乃元始天王、大元聖母是也と有り、委しくは其書に就て見る可し、說文に、元、始也と有る、段玉裁注に、易曰、元者氣之始也と有は、然る事なり、子華子に、元者太初之中氣也、天帝得レ之運ニ乎無窮一、后土得レ之溥博無疆、人之有レ元百骸統焉と有り、此天帝は、必、右の盤古氏を云なり、太初は同書に、夫混茫之中、是名ニ太初一と見ゆ、隋書に引る道經に、元始天尊生ニ於太元之先一、稟ニ自然之氣一

沖レ虛凝レ遠、莫レ知二其極一と有て、元氣も、此神有て後に成れる趣也、又、初學記に引る大玄眞一經に、無上無宗而、獨能爲二萬物之始一、故名二元始一、運道一切爲二極尊一、而常處二一清一、出二諸天上一、故稱二天尊一也と有る一清は、陰陽二氣の中に處給ふを云と聞ゆ、淮南子精神訓に、古未レ有二天地一之時、惟像無レ形、窈々冥々、芒芠漠閔、澒濛鴻洞、莫レ知二其門一、時有二二神一混生、經レ天營レ地、孔乎莫レ知二其所一レ終極一、滔乎莫レ知二其所一レ止息一、於レ是乃別爲二陰陽一、離爲二八極一、剛柔相成、萬物乃形と有は、文子九守篇に、老子曰、天地未レ形、窈々冥々、渾而爲レ一、寂然淸澄、重濁爲レ地、精微爲レ天、離而爲二四時一、分而爲二陰陽一と有を演たる說なるが、此二神は、決く陰陽二神にて、盤古氏夫妻を云るなり、此等は、漢土玄家の說なれども、俳儒の陰陽八卦など云ふ推量の臆說には勝りて、我古傳にも合ひて聞ゆる者なり）

〇未剖不分の剖分の字を、共に和加禮と訓むは、我と彼と物の二に成る事なるが、天地陰陽の混在たりし世には、我と彼と二に成べき物とては無くして、天中は唯虛しき域なりし故に、我と云ひ彼と稱くるに、未だ至らざりしかば、此を以て、世の始を天地未剖、陰陽不レ分と、二句に云起されたる者なり、藤原兼良公御說に、未剖者、未レ見二上下之位一也、不レ分者、不レ見二流行之漸一也と宣へるが如し．一書には、天地初判と三處に見え、欽明天皇御紀には、天地割判之代ともあり、萬葉三（二十七丁）にも、天地之分時など有り、（但右の初判を、古くより波白加流登伎と訓るは、右の未剖不分などの如く、天地にも陰陽にも拘はる事無くして、唯世の始を云ればなり。然れども猶波白米氐和加流々登伎と正しく訓べき事、天地開闢の下に云へり、次なる萬葉のは廣く古を云なり）〇渾沌は圓在にて、天地と成べき物の未だ割れずして、混成に在しを云なり、第三ノ一書に天地混成之時と有り、口訣に、謂二元氣融暈圓然[illegible]

と有は然る事なり、孝德天皇御紀(十六丁)に、昔在天皇等世混二齊天下一而治と有る、混齊を、麻呂加禮とも、牟良加禮とも訓し、又天武天皇御紀下(三十七丁)に更二改諸氏之族姓一、作二八色之姓一、以混二天下萬姓一と有る混を、麻呂加須と訓めり、猶名義抄に、丸ノ字を麻呂加須、又麻登奈利、又麻抒加爾と訓み、此語、容穗助秋(六十、五十)に、「小しに小圓がれする髮を、撓洗ひたる、卽て人脊中にこぼるゝ迄」とあり、權卷(十九丁)に「麻呂加禮たる御額髮云々」、夕霧卷(二十二丁)に、「御額髮の濡れ麻呂加禮たる云々」、東屋卷(二十丁)に、「麁らかなる東絹共を押し麻呂加して云々」など有れば、古言なる事云も更なり、(谷川士淸が通證に引る、孫子に渾渾沌沌形圓と有る、圓は、本字圜にて、說文囗部に天體也、从レ囗睘聲、段注に、呂氏春秋曰、何以說二天道之圜一也、精氣一上一下、圜周復雜、無レ所二稽留一、故曰二天道圜一、許言二天體一、亦謂二其體一氣循環、無始無終一、非レ謂二其形渾圜一也と有が如し、三五曆記に、天地未分、渾沌如二雞子一と有る渾を、又混とも作《カケ》り、淮南子要略訓に、原道者盧二牟六合一混二沌萬物一、象二太一之容一、三墳に、淸氣未レ升、濁氣未レ沈、遊神未レ靈、五色未レ分、中有二其物一、冥々而性存、謂二之混沌一、混沌爲二太始一と有り、又、沌を淪に作れり、列子天瑞篇、及、易緯乾鑿度に、太易者未レ見レ氣也、太初者氣之始也、太始者形之始也、太素者質之始也、氣形質具而未レ離、故曰二渾淪一、渾淪者言三萬物相渾成、而未二相離一、視レ之不レ見、聽レ之不レ聞、循レ之不レ得、故曰レ易也、淮南子詮言訓に、洞同二天地一渾沌爲レ樸、未レ造而成レ物、謂二之太一一など有り、猶下に、天地混成之時と有る所に云を、見合す可し)右の渾沌字を、又傍に牟羅加禮と訓るは、聚在《ムラカレ》にて、天地と成べき物の聚々《むらく》として在しを云なり、圓在《マロカレ》は、其體を云に當り、聚在《ムラカレ》は其用を云に叶ひて、甚分明《アキラケ》し、(天村雲命、天叢雲劔など、又は村肝、村鳥、味村の

類の牟雜、此に同じ、常にも物の多く集り圓まるに、群がるなど云言多かり）〇如二雞子一とは譬なり、如此く天地の未だ成定らざりし間の形象を、其成定れる後よりは、如何にとも像どり云も得まじかる者なるを、如此其形容を、今も正目に見るが如く、譬を以て宣へるは、必ず伊弉諾伊弉冊二神の御所爲なり、其は八洲起元章第四ノ一書に、二神相謂曰、有レ物若二浮膏一と宣へるを以て知らる、其時より始て神より神に傳へて、人代に語繼き言繼ぐには、其聞受る方の耳に入て、心に留め易き狀に宣ひ諭し給ふ事にし有れば、種々に物に比へて譬とは成し給へりし者なり、此章の內にも、其同じ物にして譬の別なるは、神々の心々に傳へ給へるが故なり、然れども、其極まる處は、第一ノ一書に、狀貌難レ言と云が如くにぞ有べきなる、今は唯其譬に就て物を見、物を以て、其實物の本體を想像る可なり、（熱國の人に、寒國の、雪の事を語り聞かせむに、白鹽又は硝石等を以て、其潔白なる色は諭す可し、然れども、右の二物の味を以て、雪の淡き味はひは諭し難く、縱や佗物を以て、其淡味には當つとも、其降冬極寒の氣節と、其氷りも凍けも爲る狀などは、如何にとも譬ふるに由無れば、雪は唯白き物と云より外無れば、雪を諭すには、雪より外に求む可き物無が如し、然れば、實に彷彿たる物に譬へて、如此く懇到に、皇神等の諭し給へりと雖も、天地の成れる後より、其未成ざりし始を云事なれば、思の外なる事なむ多かめるを、今は如此も有むと、心の思及ぶ限は說べきなり、然は有れども强事にも成むと、甚可畏き心ちす）如二雞子一を、此下に復述て、譬猶三游魚之浮二水上一也と云ひ、第二ノ一書には、譬猶二浮膏一而漂蕩と云ひ、第五ノ一書には、譬猶下海上浮雲無レ所二根係一上と云て、其譬の四に分れたるを以て思ふに、如二雞子一は、天御中主尊の靈威に資て、高皇產靈尊、神皇產靈尊二柱成出坐る、其產靈を以て生成し給へるが、古說

の如く、空中に一卵の如き物の、成出たるには有べからず、精と氣と神とを胎める、我一圓天內を觀象たる狀貌を云りと所思たり、然れば登理は多理にて、圓滿なる形貌を云なる可し、萬葉二(廿三丁)に、天足有と有は、天體を以て御世の常しき事を稱奉れるなり、然れば、登理は、元卵に起れる名なりけり、萬葉五、鎭懷石歌序に、有二二石一大者長二尺八寸、圍一尺八寸六分、小者長一尺一寸、圍一尺八寸、幷皆楕圓狀如二雞子一、と有も其形狀を譬たる者なり、(前に、天地未レ剖、陰陽不レ分渾沌と有る物の狀貌を云るにて、殊更に一物の天中に成れる事とのみ思ふめるは、漢意に惑へりし者なり、玄家に謂ゆる渾天、朱熹が謂ゆる天殼と云る、卽此如二雞子一なる物なり)如此く其渾沌たる事雞子の如くして、其大なる事、宇宙を統と雖も、聚がり湊りて天地萬物と凝固り成べき、微小なる精氣の狀貌も、亦如二雞子一なりしが故に、游魚に比へ、浮膏に譬へ、浮雲の如しとも諭し給へるは、目にも見え難き微細の質なれども、今現に人の見觸るゝ物に依て、其言難き狀貌を寘ひ傳へ給へりし物なり、右の如二雞子一と云ふ微細しき物、二神の產靈に資て次々に、相圓がりて組圓たる一物は成れる、其も亦如二雞子一なりしなり、(夫婦遘はり合て、共に相感くる時に其精相圓がりて、一物と成て生るゝ事なるが、其精は父母の體中に包藏たる物なるが、各〻微細の物の湊り合てこそ、精液の狀貌は見ゆめれ、其未だ交らざる際に、此を見むと爲むは、木を割て花の所在を探るが如しと雖も、其子と成る本質は、素より其中に在ども、見え難き微細の物、天地の感を得て、其形貌を見はすに至れるなり、荒西の醫說に、二氣の相會て物と成べき屬子は、纖毫絲狀の圓長物なるが、天表の氣と天日の氣と相合て成る、其天表の氣は直行し、天日の氣は宛曲する性有て、其相合ふに、必ず天表の氣を以て、天日の氣を包容る故に、圓に長き絲狀の物を成し、

纖毫の如き物と雖も、右の如く形を成す時は、即ち中空洞達にして、氣液其間に穿入流行するなり、其水火氣土の四元が融和妙合して、一毫纖絡を化成し、其纖絡が比續聯綴し、遂に種々纖組して、以て衆器を造成して、人身を成す耳ならず、萬物の形質を成せる皆然り」と云るは、人身萬物を解盡し見て窮めたる說なるが、其纖毫絲狀の圓長物は、此に如二鷄子一と傳へたる物なり、彼は理を盡して、其成れる末は知るを、我は天地を造化給ふ神代の傳なる故に、如く奇異なる說は有なりけり）然れば右の如二鷄子一とは、天地も陰陽も未だ剖分ざりし太古に、二神の產靈の御德に依て、天中謂ゆる高天原と稱る此世の圓在て成れる中に、氣、形、神の三、未だ離れずして聚在たりし狀貌も、又如二鷄子一と傳たる事、下に游魚の譬を再び復重ねて云るを以て知らる、大虛に始て然る狀の物の突然にしも出來れる如く云るは、其本末を棄たる說共なるが、其本末の性に依て混成れる物も、亦如二鷄子一なる可き理なれば、其天體に譬ふるは大にして外無く、其氣中に在る物は小にして內無く、其聚がり圓がりて天地と剖判べき物實と成れるは、其中なる者なり、冠辭考に「久堅之天とは、天の形は圓くて虛らなるを、匏の內の圓く空しきに譬て、匏形の天と云ならむ」と有て、天表を匏形と說かれたる、予が鷄子の說に合へり、（西蕃の古說は、上に引る三五曆記に、此と同じく、渾沌如二雞子一と見え、晋天文志に載する渾天說に、天之形狀如二鳥卵一、地居二其中一、天包二地外一、猶二卵之裹黃一、圓如二彈丸一、故曰二渾天一、言其形體渾々然也と云るは、今の天なれども、如二鳥卵一とは、古傳の有るを用ひたるなり、通證にも、通鑑註、雞子卵也と有り、印度には本無二日月星辰及地一、唯有二大水一時、大安荼生如二雞子一、周匝金色時、熟破爲二二段一、一段在レ上レ作天、一段在レ下作レ地、彼二中間生二梵天一、名二一切衆生祖父一、作二一切有名無命物一と有る、大安荼は天御

中主尊に、梵天は產靈神に當る可し、又延實登と云へる荒西の說に、太古の時に、祁邇夫と云ふ大神、無始より御在して、口中より一卵を吐出せるが、漸に生長して此全世界と成れり、天地日月星辰人物、皆此卵中の物なり、此大神、即ち造物主にて、世界第一の尊神なるが、其神像は巨大にして、手に卵を捧ぐる形なり」と云り、何れも此世界の成れる始を卵と傳へたるは、少彥名命の萬國を巡り作りし時など、漏し傳へ給へりし說の遺れる者なり）○溟涬は久々母理とも、久母理とも阿加久久良久とも訓めり、偖久久母理は氣氣圍、久母理は氣圍にて、大雞子の內に、在と有ゆる微細なる如二雞子一と云狀なる物の、圓がり聚りて、狀貌難レ言と云ふ一物に成れるを云て、其混成す狀、亦如二雞子一なる事、上に已に說るが如し、口訣に、如二雲掩將レ雨之謂と有は、然る事にて、曇と云も微細なる水氣の聚り凝る事なるが、其極に至りて雨と成が如く、宇宙に在ゆる如二雞子一物の聚まり圓かりて、天地の元因と成れる狀を想像る可し、（雲の中天に起れるは、微細なる水氣の聚れるにて、忽然く其物の現れたるには非る道理を以て此なるも其如くなる可き事を想ふべし、豐斟渟尊、豐組野尊、及、豐雲野神など申す神名の、斟、組、雲と同義の言なり、其は其下に云べし）又江家點に、阿加久久良久志氏と訓めるも所謂有事なり、然るは、此成れる渾沌たる如二雞子一と云物には、清み陽にして、天と成り、重く濁りて地と成べき物とを兼たりし故に、或は上り或は下りも爲つらむを、其上る時には天の氣勝て明るく、下る時には地の氣勝て闇く有けむ故に、如此も傳たりし者なり、（如此上り下り明く闇くして有ける間に、含まり固りて、其中より天と成べき物の牙す時には成れりし、上に引る圓字の注に引る呂氏春秋に、何以說二天道之圓一也、精氣一上一下、圓周復襍無レ所二稽留一、故曰二天道圓一と云るをも思合す可し）○含レ牙は、次に狀如二

葦牙とも、第二一書に如葦牙之抽出とも、第五一書に如葦牙之初生遲中也とも、第六一書に若葦牙生於空中とも見えたる、葦牙是なり、伎邪志は氣刺にて、一物の圓在たる中より、清陽なる物は薄靡て贋に昇らむとして、譬は寶珠の尖れるが如く成れりし故に、含とは云るなり、(萬葉十九に、梅花開有之中爾、布敷賣流波、戀哉許母禮留、雪乎待等可と詠るを考へて、含は其中に隠れるを云事知べし、然して今應に牙まむと爲るに云るなり) 右の如く、圓在たる中にも、自然に重濁なるは沈み清陽なるは浮ぶ故に、氣刺と云るは、刺は立に同じ、八雲立出雲と云を、萬葉三に八雲刺出雲子等と續け、古事記(日代宮段)に佐泥佐斯佐賀牟と續け給へるは、峻嶺立相武なるを以て刺は立にて萌騰むと爲る氣勢を云事灼し、日の發語に赤根刺と云も、赤丹刺にて、光輝の赤く立を云なり、古事記に如葦牙因萌騰之物と有て、牙より萌を照應せたるも、深き意味有る書狀なり、(呂氏春秋大樂篇に、太一出兩儀、兩儀出陰陽、陰陽變化、一上一下合而成章、渾々沌々離則復合、合則復離、是謂天常、萬物所出造於太一、化於陰陽、萌芽始震、凝寒以形と有り、通證に、牙、氣機也溟涬而含牙、出春秋緯、字書、牙與芽通と有る如く、牙も芽も共に草木などの芽むに用ひたり、但し蓋此牙乃萬化之元靈、天地之主宰者矣と云るは非なり、此牙を成たる神こそ、萬化之元靈天地之主宰とも申すべけれ、豈牙を指て、靈とも神とも云べき由有らめやも) 此日の委しき事實は、第三一書に天地混成之時、始有神人焉、號可美葦牙彥舅尊、次國底立尊と有り、可美は例の美稱と心得むも僻事には非ざれども、二神の産靈に因て、此一物を生産し給へるより、其語、後には美稱とは定れりしかども、其起り必ず右の如くならざれば、始有神人と云るになむ協ふまじかりける、葦牙は、右の含牙の牙なるが、清陽なる物の薄靡き昇れ

るが、大虛の氣に包まれて靑く明かりしが、後に成れる物にて、其狀貌の能く似著きて有しかば、草の名とは成れるを、打復して其物を假借て、如二葦牙一と文にこそは云りけれ、譬を取て御名に負坐るには非る事、第二ノ一書に說るが如し、彥舅を第三ノ一書に此云二比古尼一と有る、比古は引伸る義、尼は連聯く意なるを、此より後の神にも人にも、男を彥とも彥舅とも云事には成れゝども、打ち任せて此神一柱に限て稱奉れりし語の弘まれる者なり、（其は世の始に打任せて神と申すは、天御中主尊一柱に限れりし事なれども、終に何れの神にも申す事に成れりしが如し、比古は引伸の義なりと云ふ予が說、期らずも說文に、神、天神、引二出萬物一者也と有如し）〇其淸陽者と、下なる重濁者とを對云て、謂ゆる天地開闢の時なり、偖此は、右の含めりし物の牙の狀を云り、其を阿斯訶備と云ふ、阿斯は明淸の義なるを倒及して、淸陽者とは云るなり、淸は下なる濁に對へたる事云ふも更なるが、常にも澄る水を淸水と云を以て、斯に淸澄の義有を知べし、訶備は氣精にて、此に精妙之合摶と云ふ物此なるが、旣く凝結て天日と爲りて天光成れるが、訶備に凝日の義を包ね、其に就て、天日は氣の中に最も精なる物の成れりし事なむ、著明く所知たりける、仁德天皇五十三年御紀に、精を宇麻と訓せたり、記に、譬には葦牙と記し、神名には阿斯阿備と書れたるに、心を著て考ふ可き事なり、（美を備と呼び、備を美と通はし云事、古書の例なる事人の知れるが如し、精は美と云物なる事上に云り、說文に、萬物之精、上爲二列星一と見え、玉海天文篇に、張衡曰、地有二山嶽一、精鍾爲レ星、蓋星辰者、地之精氣上二發乎天一而、有二光耀一者也と云へる、地の精氣の星と成れる說は如何なれども、天は精氣の鍾れる古說は捨べからず）偖上に陰陽不レ分と有は、陰陽二氣を云るを、此は天地未レ剖と有し物の上下に剖分るなれば、淸陽者と云るは、古事記

に、萌騰之物と有る、其を指て陽とは云るにて、明麗の義なり、又短く明と云ひ、轉じて騰とも云なり、古事記の右の文を、師の燃つゝ萌え、騰るなりと云はれたる允に當れり、（陽字は亢、易なりしを、後に偏を加へたるなり、若て字書には無れども、旦は朝日にて、勿は其光輝を容れる象形の字なる可き由、赤縣太古傳に云り、麗は端麗とも佳麗とも作て、共に佐良米久と訓めり、又煌とも作り、說文に煌々は煇也と見ゆ、淮南子に氣有二漢垠一淸陽者薄靡而爲レ天と有る、氣有二漢垠一の漢は淸陽なるを云ひ、垠は重濁なるを云り、三五曆記及び列子天瑞篇にも、淸輕者上爲レ天と有り、淸陽と云ざるは、下に濁重を云に對へたるなり、上に引る文子九守篇に、老子曰、天地未レ形、窈々冥々混而爲レ一、寂然淸澄、重濁爲レ地、精微爲レ天は、此次に、精妙之合と有に同じ、欽明天皇御紀に、從レ昔來、未二曾得レ聞二如此微妙之法一と有る微妙を、精妙と同じく訓めるを以知べし、三墳にも、太極者天地之父母也、一極易レ天高明、而淸、地博厚而濁、謂二之太易一と有り、此高明は此の淸陽を云るなり、說文地字の下に、元氣初分、輕淸陽爲レ天と云ひ、乾鑿度にも、一者形變之始、淸輕者上爲レ天と云り、此等の中には眞の古傳なるも、唯道理に就て云るも必有べし）〇薄靡は足長引なり、有の牙を含めりし淸陽なりし物の、漸々に抽出て上れるが、然有つゝも、地は常に回り傾て止まざりし故に、直に立は昇らず、地の外圍に雲の如く霞の如く靉靆りし故に、足長引とは云へりしなり、古事記に訓二枚擧一云二多那一と有も、高き處に長く橫たはりて有を以云なれば、此の薄靡の狀をも思合す可き者なり、又是を以て、亢より地に旋轉の有し事迄も所知るは、奇しとも異しき神代の傳說なるが故なり、仰ぐ可し尊む可し、（通證に、混沌中、陰陽乘二所含之牙一、以二一動一靜一、爲レ天爲レ地、故以二積氣之發達一訓二薄靡一と云り、偕此の御紀の文、淮南子天

文訓此に同じ、祝詞式には靄と作き、萬葉には輕引とも、霏霺とも、又靄とも、陣とも、字は種々に作るなり）多は聯なる意なり、那は長なり、古事記に志那都比古神と有を、御紀に級長津彥命と作るを以曉る可し、下に、天先成而の所に註せる角凝魂命の、角と多那と又相近し・比久は、右に說る彥男の比古に同じく、引伸の義なり、萬葉四に赤羅引日母至闇十（二丁、五丁）朱羅引色妙子、十一に朱引朝行公待苦又（六丁）朱引秦不經と有を、冠辭考に、赤き氣の引てふ意にて、赤根刺に同じ、常にも光の刺を明の刺すとも、明の引くとも云に同じと云れたるに依て、猶考るに、姓氏錄（額田部湯坐連條）に出たる明立天御影命と申す神名の、明立は、天の發語なる物から、此時に萌騰りし物に依て、天の成立てるに依れるなり、（刺と立と同じき由、已に含レ牙の下に云へるが如し、若て刺と引と、又其義同じきをも思合す可くなむ、猶、太神宮祈年祭詞の講義にも云へり）〇爲レ天は、天日なり、天常立尊、此を成坐り、其は第六ノ一書に、天地初判、有レ物若二葦牙一、生二於空中一、因レ此化神號二天常立尊一、次可美葦牙彥男尊と有る傳を以て知られたり、然るは牙を含みて清陽なる物の薄靡き上れるは、可美葦牙彥男尊の神威に依る事なるが、其物、天中に至り定りて、天日と最前に成れる事は、卽ち天常立尊の神業に依る故に、神の成坐る次には違へて、其座坐す位置を以て錯綜たる傳なる事、其に云るが如し、（但し亦名を天底立尊と申すは、誰しも音の通へる故と思ふ事なれども、然には非ず、天底とは天極にて、日之宮なる事、次に天先成の下に云が如し）偖其天は天日にて、後に天照太神の所知看す御國なり、日、卽ち天なる證は、四神出生章に、生二日神一號二大日孁貴一、此子光華明彩、照二徹於六合之内一云々、曰當下早送二于天一、而授以中天上之事上、是時天地相去未レ遠、故以二天柱一擧二於天上一也と有は、日と云域有て、其を所知看

す故に、日神とは申奉れるが、其を天上と云を以知べし、又神武天皇御紀の大御言に、我是日神子孫而、向レ日征レ虜、此逆二天道一也と有を證と爲て、日を天と云事は、已に服部中庸が三大考に云り、(御紀の天孫は、事記に天神之御子と有に依て訓む事なるが、其日代宮段に多迦比迦流比能美古と有より始て、甚多かり、萬葉二、高市皇子尊城上殯宮之時、柿本朝臣人麻呂作歌の中に、久堅之天所知流君故爾云々と有るに並びて、我王者高日所知奴と詠れたるも、天は日なる故に、高日とは云へるなり、師說に、「古易乾象の文に、天行乾、以自彊不レ息と云るは、日を以て乾天の象と爲るなり、大畜の辭も然り、天字、元は旲に作れるを、秦代に篆書を作る時に、旲の○を省て、兲に作れり、故に㊀の字の一は日聲也、釋名に天顯也」と云る如く、人體なる者の上に、日毎に出る義を象れるなり、說文に、旦は從三日見二一上一、一地也と有りと云はれたり、猶下に天字を、天先成の註に云べし)右の天地相去未レ遠とは、此天日と大地とは云で、常に天地と云へば其如くなれども、前に天地未レ剖と有しは、天日恒星の限を統べて天と云ひ、大地五星を合せて地と云へるにて、其差別無きが如しと思ふに、古書の例必然らず、右の如く、廣きには天地と云ど、天日と此大地と對へたるには、狹く天國とぞ云へりけむ、記傳三(二丁)に「古書共を見るに、凡て阿米に對へては、必ず久爾と耳云て都知とは云ず、天神地祇、天社、又神名にも、天某神、國某神と對ひ、天邇岐志國邇岐志云々など申す御名、又御紀に扇レ天扇レ國と云ひ、雄略天皇御紀、吉備臣尾代が歌にも、阿毎儞擧曾枳擧曳儞阿羅毎、矩儞々播枳擧曳底那と作るなど、皆久爾を以て阿米には對へたれば、阿米久爾と云むぞ古言なる可ければ、古書に天地と有をも然訓べきなり」と云れたるを、此考は廢て用ひられざりしかども、祝詞にも天能壁立極、國能退立限、又は天津罪、國津罪な

ど有れば、右の廣く阿米都知と云外に、狹く阿米久爾と云もなどか無らざらむ、寶鏡開始章第三ノ一書に、諸神嘖ニ素戔嗚尊一曰、汝所行甚無頼、故不レ可レ住ニ於天上一、亦不レ可レ居ニ葦原中國一、宜ニ急適ニ於底根之國一云々と有て、其次に素戔嗚尊の日神に申給へりし御言に、當下隨ニ衆神之意一、自レ此永歸中根國上矣、請姉照ニ臨天國一と有る天國を阿麻都久爾と訓て、天上の事と爲れども、其にては葦原中國は主無き域と成て、天孫降臨の實に叶はざれば、此も阿米久爾と訓て、根國に對へ心得べき所なり、又欽明天皇の大御名を天國排開廣庭天皇と申せるを思へば、其頃迄は猶古意を失はざりしにこそ、(但し此下に爲レ地と有は猶都知と訓べし、其にも云如く、其は大地及五星を兼たるなればなり、又此の爲レ天も天日の爲れるを云者から、其天日より恆星の別れ成れるに思合す可し) 天日を阿米と云言義は、餘、及び編の同語なる可し、其淸陽なる物の薄靡き上れりしは餘なり、其は葦牙の如く角芽み萌騰れる物にて其を引聯ね編成し坐るより、阿米と云名は定まれりし者なりかし、天常立尊の常は、所凝にて、其萌騰れるを取圍めて天日とは成し給へるにて、登は聯り連く意、許は凝固る義なり、萬葉二(二十三丁)に、天原振放見者、大王乃御壽者長久、天足有と有は、天皇を壽稱奉らせ給へる御歌なるが、天皇は日神の御子と坐せば、天日の照足はせる事を長久と詠給へるなり、其は十九(四十四丁)に、天地爾足也照而、吾大君之伎座婆可母樂小里云々と有も、裏に天日の御子に坐事を含めたるを以知べし、古事記に使ニ石長比賣一者、天神御子之命、雖ニ雪零風吹一、恒如レ石而常石堅石不ニ動坐一と見え、萬葉一(二十九丁)に磐床等川之氷凝など見えたる如く堅く凝固まれる義なり、立は、欽明天皇御紀に、建レ邦神者、天地割判之代、草木言語之時、自レ天降來造ニ立國家之神一也と有る建に同じく、家を造る事に建と云ふ類なり、(俗、常は、右の如く地

盤を云ひ、立は、造立る事なり、此より物の易らぬ事に、常在など云語は起れるなり、下なる國常立尊の傳見る可し、又、物の易らざるを常とも云へり、都禰は聯根にて、登許の所凝なると同意にて、根は土を云事、下なる泥土根尊の下に云が如し、萬葉一に、河上乃、湯津石村二、草武左受、常丹毛冀名、常處女煮手と同じ、常字を二つに訓みたるを考ふ可し、三に、常磐成、石室者、今毛安里家禮騰、住家類人曾、常無里家留と有る、此も右と同じき者なり）○重濁者は、次に洲壤浮漂、譬猶ニ游魚之浮ニ水上一也と有る、其質を云なり、一書には、浮膏とも、浮雲とも譬へたり、偖此重濁は、上に淸陽と有る對にて、彼の輕く淸上る物の薄靡るとは異にて、此方にては、浮き漂ひつゝも、其質重きが故に、自然に其形貌作るに依て、淤抒斯とは云にて、輕の殼に意相近き反なり、神名に面足尊と申すは、國土の形貌の滿足へるに就て申す御名なるに、心を著べき事なり、濁を淹滯流と云は、土凝と云義なる事、埿土煑尊の下に注せるを見て知べし、（三五曆記、及、列子に淸輕者上爲レ天、濁重者下爲レ地と有て、乾鑿度、右に同じ、上に引る淮南子、及文子等には、重濁と有り、說文、地字の下に、重濁陰陽爲レ地と見え、三墳には、淸氣未レ升、濁氣未レ沈云々、天高明而淸、地愽厚而濁など見えたり）第四一書に、天地初判始有ニ俱生之神一、號ニ國常立尊一、次國狹槌尊と有は、此時に當れる傳なるが、彼牙を含めりし物の根、即ち此重濁れる物なるが、彼は淸陽にして上りつゝも、此は常に回りて自轉る中に、漸々に固りて、此國とは成れりし者なり、（此は謂ゆる地動なる事、下に其神の所に註せるを見べし、偖右の重濁の重を、加佐那理と訓めるは當らず、其は彼の輕淸の對なればなり）○淹滯は舊く都豆伎氐と訓める然る可し、其は浮膏の如く、或は游魚の如くして、空中に浮漂ひ乍も、旋轉れる間に、其淸陽にして天と成べき物は、漸

次に清上り去るに隨ひて、重濁れる物の聯なり附て、圓く國形を成す狀を云なり、繼體天皇二十一年御紀に、中途淹滯の字有て、佐波理登袮許富理氐と訓めり（淹字を、淮南子には凝に作れり、偖此の淹滯は、右に引る書共に、濁重者下爲レ地と云へる下と、同じ事なり、彼濁氣未レ沈と有る沈も、亦其義を以云り）祈年及月次祭詞に、大海原爾舟滿都々氣氐云々、長道無間久立都々氣氐云々と見え、又常にも續と云ひ繼と云も、其義相同じ、物を序づるに次と云も、續にと云意なり、此下に、天先成而地後定と云に意味、甚能合る者なりかし、（但し右の都豆伎と云べきを、都豆伊氐と訓み附て有る、伊は音便なれば、正しく伎と訓べし、又一訓に、志豆美登母理氐と有は、沈み留る意なれども、淹滯の字に拘りて强て訓を作れるなり）〇爲レ地は大地なり、國常立尊の造り立て給へりし事にて、上なる爲レ天は天日にて、天常立尊の造立給へるに對ひたり、第六ノ一書に、天地初判、有レ物若ニ葦牙一、生ニ於空中一、因レ此化神號ニ天常立尊一云々、又有レ物若ニ浮膏一、於ニ空中一、因レ此化神號ニ國立尊一と有を、鈴屋大人說（記傳三）に、「此には浮膏の如くなる物と、葦牙の如くなる物と、本より別に生れる狀に云へるは少異なる傳なり、然れども、天と地との分れたる事は、此傳にて殊に著明く聞えたり、」と云れたるにて心得べし、此事、下に便化ニ爲神一の傳に、委しく辨へたり、（但し亦名を國底立尊と申すは、又御功別なり、國底とは、此天內と天表との間に在る、謂ゆる土星なる事、次に、地後定の下に云が如し）偖此地は、皇御孫尊の所知看す大地萬國を統云るが、名義は、都知とは連聯り續く意より起りたる言なるが、其より約るとも包むとも云義を兼たる可し、右の浮膏の如くなりし物の淹滯て、約まり成れるが、其成形より云時は、地は萬物を收藏て發生つ所なれば、又包むの義も有とは云なり、（池川に堤と云も、土を高く幾層も積重ねたるを云を

知べし、說文に、地元氣初分、輕淸陽爲レ天、重濁陰爲レ地、萬物所ニ陳列ー也、从レ土、也聲と云ひ、也女陰也象形と有る、其地の段注に、地坤道成レ女、玄牝之門爲ニ天地之根ー、故其字从レ也、土生レ物、故从ニ土乙力ー、其可レ笑有ニ如此者ーと有も、大地の萬物を包む義有て、右に說く如くに都知と云に義同じ、)若て又都知に傳の義をも兼たる可し、然は天先成て天日は天中に位て、常在に旋轉る事無きが、其に牽れて、大地は其外圍を傳ひ旋轉ふ物なればなり、萬葉二に天傳入日刺奴禮、七に天傳日笠浦など、發語に有る如く、人の目には日の天路を傳ふとこそ見ゆれ、其實は大地の天路を傳ふになむ有ける、然れば都知に傳ふの義有をも思ふ可なり、然るは天地と相剖分たる後と雖も、元混沌たりし一物なれば、天日の其處に居ながら自ら轉る勢に乘て、地も亦日々に自ら轉乍も、日を中心と爲て天傳ひ旋れる、是卽ち一年なる事、國常立尊の傳に云ふが如し、(天日と大地と互に相慕く事、譬へば男女の相慕ひ、磁石の鐵を吸が如くして有るが故に、天行常有る事なり、洛書考靈曜に、地有ニ四游ー、冬至地上行ニ北而西ー三萬里、夏至地下行ニ南而東ー亦三萬里、春秋二ニ分其中ー矣、地恒動不レ止而人不レ知、譬如ニ人在ニ大舟ー閉レ牖而坐、舟行而人不レ覺也と有る、此四游昇降は、右に云る如く、大地の一年にして、日の外圍を一周り爲るを云り、發語の天傳日は、右の在ニ大舟ー人の如し、又、天朝無窮曆に引れたる河圖括地象に、天左旋、地右動と云ひ、春秋元命苞に、陰右動、終而入ニ靈門ー、地所ニ以右轉ー者迎レ天佐ニ其道ー也と有を、宋均注に、右動者、動而東也、靈門巳也、陰藏ニ于巳ー也と見えたり、但天左旋も、實は左旋ならず、地の右動するが、却りて然見ゆるなる事、右の天傳日と同じ事なり)又都知の象形も、亦雞子の如くして圓在たり乍も、少し長く有なる可し、下に、地後定の下に、國狹槌尊と申す名義を說て云ふべきが、槌の

例は、天孫降臨章第四ノ一書に、天槵津大來目云々帶二頭椎劔一と有を、纂疏に、頭槌者、劔首如レ槌と宣ひ、神武天皇御紀歌に、句務都都伊を、釋に頭槌劔也、私記曰、劔名、其頭曲と見え、異志都都伊を、釋に石槌槌也、私記曰、劔名、其頭似レ石と有る如く、椎を都知とも、都々伊とも云、此大地の形を象りて、神代より椎の名とは成れる者なり、此より立復りて、又大地の形象を想はゞ、思半に過なむ者ぞ、（和名抄裁縫具に、擣衣杵、和名都知、工匠具に、鐵槌、和名加奈都知、柊揆、漢語抄云、散伊都逝と有など、皆形を以て都知と號たりし者なり、素問に、黄帝請二天師一而問レ之曰、地之爲レ下否乎、岐伯曰、地爲二人之下一大虛之中者也、帝曰憑乎、岐伯曰大氣擧レ之也と有る、明張介賓注に人在二地之上一、天在二人之上一、以二人之所レ見言、則上爲レ天下爲レ地、以二天地之全體一言、則天包二地之外一地居二天之中一、故大虛之中者也、由レ此觀レ之、地非二天之下一、地在二大虛之中一而不レ墜者、果亦有レ所二依憑一否也、大氣者大虛之元氣也、萬物無三不レ賴レ之以立一、故地在二大虛之中一、亦惟元氣任三持之一耳と有て、地の圓形にして大氣の中に憑る事、此にて明らけし）○精妙之合摶易は、上に、其淸陽者薄靡而爲レ天を受て述る文なり、釋に問、謂二淸陽者爲レ天阿布久一、其意如何、答是先師之說也、但謂二阿布久一者、未レ見二其由一也、私案、是陽氣淸而薄靡之故、風扇易而、天先成者也、蓋與二上淸陽文一同レ義也、上文者謂二陰陽之氣一爲二天地之大概一、下文者謂二天地已定之後一耳と有が如くにて、上には天地分判の大概を云ひ、此は其成定れる形狀を云る者なり、通證には、此の事を精粹微妙之眞氣、合摶發揚者曰月星辰之垂レ象也と云り、此說大に宜し。（但日月を同じく並べ云は僻說ながら、文には如此も云べき所なり、倍、淮南子には此文の精を淸に摶を專に作りて、一作レ摶と見えたり淸は三五曆記などに、淸輕者上爲レ天と云義に同じ）精妙

を久波志久多間那留と訓る、其精妙は上に精と云る物の形狀を云なり、此物、初は天中に彌綸たりしが、二神の産靈に資て、一物と結ばりたる其中より、重く濁れる物の沈み下るに分れて、淸陽なるが牙を含みて、萠え騰りて天日と成定れる、其狀の麗しく妙なりし由なり、後に日神の生坐し所の文に、此子光華明彩照ニ徹於六合之內一、故二神喜曰吾息雖レ多、未レ有ニ若此靈異之兒一と有る、其明彩は、此の精に、靈異は妙に當りて、天日の成れりし狀と、日神の生坐し容儀と相等しきをなむ思ふ可かりける、然れば、久波志は氣麗にて、氣中の精粹を美稱へたるに起りて、物に麗美と云は、其精の聚るに依て、成るに依れる語なる者なり、女の容姿麗美を、古事記・八千矛神の御歌に、久波志賣遠と詠せ給ひ、明宮段大御歌に、迦具波斯波那多知婆那、猶、神武天皇御紀に、細矛千足國、又大御歌に、伊殊區波辭區妮羅、允恭天皇御紀に波那具波辭佐區羅能梅涅、雄略天皇御紀に、播都制能夜痲播・阿野爾于羅虞波斯など歌はせ給ひ、古事記に、遠津年魚目目微比賣と有を、崇神天皇御紀に、遠津年魚眼眼妙媛と作れたるなど、麗とも細とも微とも妙とも有り、偕此の妙は靈異の義なるが、仲哀天皇御紀に、如ニ八尺瓊之勾一、以曲妙御宇と有る曲妙を、多問爾と訓めるが如く、物にも事にも名狀べからざる、可美き所の有るを云なり、（欽明天皇御紀にも、微妙の字を久波志伎と訓めり、字は佛書に出たれども、其訓は古言なり、猶、萬葉一に、名細吉野之山、一に名細之狹岑之嶋、三に名細寸稻見乃海之十三に走出之宜山之、出立之妙山叙など有り、多問は、萬葉に白栲とも栲之穗とも見えたる、允は栲の甚白きが、云ひ知ず美たきより、名とは成れり）合は其淸陽なる物の薄靡たるが合圓まるなり、搏は、釋に阿布久と訓て、其說、陽氣淸而薄靡之故、風扇易而、天先成者也と有が如く、昇り進む事の易きを云なり、言義、阿布伎は上振

なるべし、其は萬葉二に、久堅乃天見如久仰見之と有るに同じ意を、天之如振放見乍と詠るは、山吹を山振と云ひ、四神出生章第七一書に、背揮、此云志理幣提爾布俱と有も、布俱は振なり、又古事記に、振浪比禮、振風比禮と云が有も、振は吹なる例を以て思ふに、上方に振を阿布久と云ひ、下方に振る預字を書て片振と云へるなり、重く濁れるが地と成れる、其の神名に豐香節野尊と申すに對へて考ふ可き事なり、上なる清陽者の傳に云ふ如く、此の合摶は卽神名に彥舅と有は引聯ぬる義なるが、此は神名を云ざる故に、天然の如く云ひ、神名は其神の預り司らせ給ふ事故に、自爲す事と爲なり、冠辭考（久堅之條）に、此文を引れたるに摶を與流と訓れたるは、義を以てなる可けれども、當らぬ事なり、纂疏に、摶は擊也、淸氣上昇如大鵬摶扶搖と有れども、信奉り難き御說なり、摶を、淮南子には專に作れり、（易に夫乾其靜也專其動也直、是以大生焉、夫坤其靜也翕其動也闢、是以廣生焉と有る專と同義なり、淮南子には、此專を阿都麻留と訓り、天地之襲精、爲陰陽、陰陽之專精爲四時、四時之散精爲萬物と有を以知べし、偖右の專を常に付波羅と訓みて、物事を純一に爲る事に云り、然れば重濁れるが地と成に、猶豫へるが如くならずして、一向に合摶易かりし狀を、又思ふ可し）〇重濁之凝場難は、先に、重濁者淹滯而爲地と有に對へたる文なり、凝場は、其淹滯りし物の國形と成る貌を云へるが、其未凝場らずして、浮膏の如く見え初し大古より、國常立尊等の神聖、其中に在しゝかば、其神威に依て凝場るとは雖も、合ては離れ、離れては合ひ聚り乍も、一塊の此國土とは成難くして、次々に避別れて國は出來りしなり、其國必ず五星なるべき事、下に地後定の傳に云べし、偖此は第二一書に古國稚地稚之時、譬猶浮膏而漂蕩と有る稚を、口訣に宇比志也と有る如く、凝場る可き機は有りながら、

未だ其時に至らざりしなるが、神名に泥土煮尊、沙土煮尊と申すが在して、國常立尊以下の神の靈威を資けて、神功を建給へりしなり、但し其中に、幽と顯との差別は大に在る事、次々に說けるを以知べし、(古事記に、國之常立神、次豐雲野神、此二柱神亦獨神成坐而、隱身也と有て、次に成坐る宇比地邇神、須比智邇神より、以下の神には然云れざるを以知るべき者なり) 凝は寄聚り結るを云へり、八洲起元章に、其矛鋒滴瀝之潮、凝成二一島一、名之曰二磤馭慮島一と有り、凝より島と云る、島は結と云文の續を考て曉る可し、又此凝を、古事記には果積と有る、其果積は聚在なる事をも思ひ及す可くなむ有ける、若て物の凝聚在れば、自然に形體を成すに至る、其卽場にて、場は體聚の義なる者なり、場字を纂疏の御本には、埸と作せ給へり、(淮南子には場を塌と作れり、俗通證に合摶凝場、當二連讀一、難易當二單讀一、舊讀誤と有は、然る事なるに依て今從へり) 難は、天に易と云る反なり、易は彌速の義にて、物に障り滞る所無きを云り、古事記明宮段大御歌に、須久須久登、和賀伊麻勢婆と有る、須久に同じ、難は、彼慥にて、此方に物爲るよりは勝りて、彼方なる物の慥にして、容易からざるを云なり、然れば、此の難も彼一物より牙を含て、淸陽にして上り、合摶て天と成る時運には遇れども、彼は未だ凝場の兆耳は在ながら、猶其凝場る時勢を得ざる由なり、(速は字音に非ず、偶々音訓の合るなり、古事記朝倉宮段に、多斯美陀氣多斯爾波韋泥受と有る、多斯は慥なる義なる事、神賀詞講義、多親の下に注せりき) ○故天先成而は、天日を本にして、在ゆる天象の旣く成畢れるを云なり、今其先成れる天の大綱を云べし、其は天御中主尊、高天原に神積坐し始よりして、天表の形容雞子の如くして、其中には天地と物實成べき精に、陰陽と絪縕る可き氣、諸神と生坐べき神と、此三物相混成せり、(委しき事は、第四ノ一書

に、其御名義を說くを以て知べきなり、又上に古天地未レ剖、陰陽不レ分、渾沌如二雞子一と有る傳にも且々云へり）次に高皇產靈尊、神皇產靈尊、二柱神成坐て、陰陽の氣の御結有り、所以に天地と成べき一物を、天中に生產給へるが自然に昇降の機有て、天地と剖分るに就て、始て神有て倶に生坐り、若て、又其一物も雞子の如く、其一物と結ばる微細なる物も、亦雞子の如くなる事、上に已に說きたるが如し、（此も亦第四ノ一書に云べし上に渾沌如二雞子一、溟涬而含レ牙と有る文の下に說り）次に可美葦牙彥舅尊成り坐て、其清陽にして精妙なる物を引聯ねて、合摶せ給ふが、其天に屬て天常立尊、地に屬て國常立尊ぞ、倶に生坐りける、是卽ち天日と大地の初なり、（國常立尊の傳は、此下に在り、上の二神の傳は、第二、第三、第六の一書に就て云べし、偖此處は、上に清陽者薄靡而爲レ天云々、精妙之合摶易云々と有る傳に、見合す可し）偖天日は右の二神の神威に資て成れるが、是卽天の眞堰と定りて、此より日之少宮の天表に別れ聯らき成れる始を思ふに、此も亦元運の任に、葦牙の如く角牙み成れりけらし、姓氏錄に角凝魂命、天角已利命、角凝命と申すは一神にて、可美葦牙彥舅尊の亦名なる事、神名式に神魂子角魂神社と有にて所知れたり、記傳三に、魂を武須毗と訓まれたるは、實に然る事なり、（師は魂を多麻と訓まれ、又此を天之底立神の亦名として、古史成文に載られたる、共に誤れり、下に其義を說かむを考へ合す可し）角は、葦牙の如く萌騰り連聯くを云へり、上に、其清陽者薄靡と有る、多那に相近き言なり、考合す可し、亦名を津速產靈神と申すも、角を榮し結ぶ由の御名なり、和名抄土佐國鄕名、大角を於保都と見えたるを以て思ふに、角を都とも云べきなり、速は生又榮字の義なり、萬葉二(三十二丁)に、川藻毛叙下者波由流とあり、和名抄に、玉篇云、蔛、葵也、葵蘆之初生也、和名阿之豆

乃と有を引て、鈴屋大人說に、「葦の初生るを角具牟と云故に、葦角とも云る是葦牙なり」と有を以知べし、角は、古事記に都怒と有に依て、乃を怒と訓事古言なり、仁德天皇御紀大御歌に、莵怒瑳破赴以破能臂謎謎と有は、角草這石と云續けたるが、冠辭考に蘿這石と註され、又萬葉六に、石綱乃及變若反と有を、考に石綱は石蘿なりと云れし如く、角とも綱とも蘿とも通はし云る事にて、本同義なるを、先心留む可し、（允に葦などの芽ぐむは、其末の尖りたる狀、物の角の如く、又蘿などの石に這ひ懸れるも、角の物を突巡る狀爲たるに依れる名なり、萬葉十六に、美麗物、何所不飽矣、坂門等之、角乃布久禮爾、四具比相爾計六と詠める、角の布久禮とは、男根を云へるなり、此事下なる葦牙の傳に云り）凝魂は、薄靡き亙る內に、一區の域と凝結ぶ由にて、其凝結りし物は、恆天の衆星にて、謂ゆる天極にて、日之少宮の所在にて、別天と云る是なり、天底立尊と申すは、其際限迄を悉く造立給へりし意の御名なる事、第三一書に就て註せる如し、（天底立尊は、天常立尊の亦名には違無けれども、底と常とを相通はせて說るは、先達の誤なり日之少宮の事は、四神出生章瑞珠盟約章に云べく、別天の事は、此下に說べし）綱は、萬葉十九（四十四丁）に、天爾波母五百都綱波布、萬代爾國所知牟等、五百都々奈波布と有は、衆星に各一群の塊有て、今見るにも綱を以て編るが如なるを詠るが、予を以て云時は、其成れる始の角凝魂命の事に當れるなり、似二古歌一而未レ詳と有を以て思ふに、石川年足朝臣の、古歌を被誦たりしが、自詠の如く成りて傳はれりしなり、續紀に、聖武天皇の大御母を追尊して、千尋葛藤高知天宮姬尊と稱奉り給へども、宮造の事に係て、葛藤を宣ひしには非ずして、天に綱と云古語を取せ給へりしなり、又萬葉三（十三丁）に久堅乃天歸月乎綱爾刺、我大王者蓋爾爲有と有は、月の氣脉に乘て旋る

を蓋に觀象たるなり、（但し通本に、綱を網に作るを、今改引るは、顯宗天皇御紀に、忍海角刺宮と申す有り、角刺は綱刺にて、彼室壽御詞に、築立稚室葛根とも、取結繩葛者云々とも有る、葛を刺て結べる宮號に思合せてなり、偖右の氣脈を、假に比古遲と訓るは、宇宙の大象、皆此氣脈に憑て有を明せるなり、素問に大氣擧レ之也とは此事なり）右の角凝魂命、其五百都綱を凝し結ばし給へるに因て阿米と云ふ、其は綱を編て網と成す義なり、神武天皇御紀に、皇軍結二葛網一而掩襲と有るを以知るべし、阿麻は大圓にて、彼如二雞子一の形象を云るなり、阿美は大聚にて、元氣の合なる義なり、阿牟は右に云る如く、阿米は大萌にて、萬物を伸生ぶ神の坐に依り、阿母は大覆にて、外表より覆ふ義有り、如此くして、阿に鮮明なる意、彼方なる義有り、麻美牟米母に、圓餘眞滿實身聚群萌盛諸等の、聚り圓まる意味の有を合せて、天象の實を知べき者なり、（師の五十音義訣にも、天地の成始の事を、五十連音に合せて熟く說れて、此の說の如きも、大に其に依れる事多在るを、彼には、造化三神、天極紫微宮に在して、此天地の成れる狀を見そなはして、御言に宣ひ顯はし給へる由に說れたれども、其には依難き事なり、予が心得る所に大に相違へれば、其同じ意詞も、其取成し別に成る事なり、但取る可き限は此書に引出べし、偖同書に、「天は說文に顚也、至高而無上、从二一大一と見えて、段注に、至高無上、是其大無レ有レ二也、故从二一大一、於二六書一爲二會意一と有り」と有は予が阿米は大圓なりと云に、意味大に似たり、「網は、老子にも、天網恢々、疎而不レ失と有るは、彼土にも然る古說は有けるなめり、說文には、網を网に作て、庖犧氏所二結繩一、以田以漁也、从レ冖 下象二网交文一と有る段注に、「冖冪二其上一也、从象二网目文一と云ひ、又罔に作て、网或加レ亡と云り、然れば本字网なるを罔に作り、後に網に作れるなり」

と同書に見ゆ、又綱は說文に网紘也、从レ糸岡聲と有る段注に、紘は繩也、孔穎達云、紘者网之大繩、商書若ニ网在レ綱、有レ條而不レ紊と云り、此も同書に出たる說なり）上件、綱と云ひ網と云も、元天地の初より有し語なりしを、後に物名と成れる事、彼葦牙の例の如し、偖其天表の事に係れる神に、天壁立命と申す御名、姓氏錄に見え、祈年祭詞にも、天能壁立極、出雲風土記に、天壁立廻坐之と有り、壁は垣と同じく、物の底際を云事にて、此は天表の垒を然云り、加伎の加は、氣を云ひ、伎は城を伎と云ふ如く、氣の充塞る代の意にして、異學の徒の氣海と云も、粗似たる語なり、（壁と垣と同義なる事、祝詞講義三卷に云り、此も右の例に依らば、加倍は氣聚にて、加伎の氣城なるに等しかる可し、天表の形容を仰ぎ觀るに、寔に壁の如く、垣の如くして、其又世の際限なる意なり）別天とは、恒星の懸れる天表の名なる事、上に說けるが如し、古事記に、上件五柱神者、別天神と有は、別天之神と申す義にて、別天とは、天日の御照す限の常の天に對へて、我ならぬ國を、異國異處とも云如く、其外に圍める天を、別なる世界と傳へたる古語なるなり、然るに、右の五柱神は、此天地耳ならず、天の壁立極に至る迄も、漏す所無く、悉に立て給ひ定め給ひて、靈威の行徹り至らざる隈なき大神等に坐て、天日の御照す限の天にて、天神と申す列の神等とは、此上なく御功の太く、高く大座坐す御事故に、總天の事を統る天神と申奉る意味なり、（記傳三に、「書紀の傳々に、多く國之常立神を以て、最初の神として、此五柱天神を擧ざるは、唯此國土の方に成坐る神を耳申傳へて、天下に成坐るをば、別なる神として略きたる物なり、云々」と云れたれども、其は此紀の上ならばこそ有め、古事記の最初に、右の神等を擧げたればとて、別なる神と云べきには非る者をや、予が說は然らず、別字を天に續けて、別天と云ひて、

其所に成坐て、其所を造らせ給ひし天神なればなり。）天先成とは、右の如く、浮膏の如くなる物より、葦牙の如く萌騰りて天日成り、其天日より角芽別れたる物有て、天底迄至り著て凝結ばり編て、五百都綱延たる如く無數の恒星と成て、其卽ち天垣にて、天際と成れるが、謂ゆる別天にて、其天霧には、精を孕みたる氣の充ち塞れる其中に、又氣の往來ふ脉有る、其を津とも角とも綱とも云物有て、天神の造化し給ふ資なるが、悉く備成れる故に網と云ひ、惣ての形象を、大圓の義にて、其天の國土の成れるには、旣く成定れりし故に、此に天先成とは云終めたる者なり。（此天地の事を說く予が說に於ては、古人と雖も、大に志を同じく爲る事能はざれば、況てや外國夷人の云ふ所とは、天地雲泥の差必有べき筈なり。遇外國の說の合へるは、彼も同じ天を戴き、地を履む者共なれば、遠き代よりの傳說も有るべく、又十に一は考へ得たる事の、我が古說に叶へるも必有ぬべき者なり。所以に古來物有て、其名定らざる物事に、强ひて字を物せるも多かり。然れども神名を本とし、古傳に徵して、一として私意を加ふるには非ず。後世恐る可し、必ず知人ぞ出來らむ）○地後定は、此國土の立つを本として、國底に至る迄、立定る事を云ふなり。此に先其次第を云べし。其は彼渾沌如二雞子一溟涬而含レ牙と有て、其溟涬て牙を含みて、其清陽なりし物は薄靡て天と成れる本根は、謂ゆる此國土なるが、俱生坐る神、國常立尊、其中に在して、天の其處に居て動き移らず乍も寢めて息ず、自ら轉るに從ひて、大地も其氣に牽かれて、天日の外圍を傳ひ回る故に、地の古言都知と云は、傳の義なる事、已に上に註せるが如し。國常は回所凝の義にて、地は其如く一年に一度回るに依て、漸々に凝固り立るなるが、其成初し大古より、世の有む限り、此義違ふ可からざる故に、其終無き事を、萬葉二（二十七丁）に、天地之依相之極と云り、

常立と云義に、允に叶ふべし、若て此神の一年を成すに合せて、豐國主尊の日夜を成す動みは出來しなり（國底立尊と同神には坐せども、御功別なる故に、御言義も等しからざる事、上に說ける天底立尊の例の如し・國底の事次に云べし・大地の中心に在る根國底國と云る・底國とは別なり、思ひ混ふ可らず、又此を黃泉國と云などは、甚しき僻說なり）此章に、國常立尊、次國狹槌尊・次豐斟渟尊と、三柱を並擧て角樴尊、活樴尊を除き、神世七代の世數を合せられたるは、古事記に、國之狹土神を省きて、角代神、活代神を加へて、神世七代に結ばれたる、何れ宜けむと年來考るに・寔に古事記の方正しく然る可からむを、其御名を漏せるは、大山津見神、野椎神、因二山野一持分而生神と有る下に、同じ神名有るに依りて、重複ならむと心得て省かれし者なり、又御紀にも、國狹槌尊、國狹立尊などの御名を出されたるは宜しけれども、角樴尊、活樴尊など申す此事無き神名を除かれたるは、古くより神世七代と云傳へたる事の、然すがに棄つべからざるが故なり、其一事を以ても、古人の、古傳に私無き事なむ知られたりける、今神世七代と云事の重きに就きて考ふるに、國狹槌尊は、正しく國常立尊の亦名なるを、古事記には紛れて此を脫し、御紀には誤りて別神と立てられたる者なりけり、（然れども、神名は各自の御功に依て定まる者なれば、一神と爲たらむも、別神と爲したらむも同じ事なりければ、少も難無る可し第四一書に出たる神名の傳に云を見て、思定む可くなむ）國狹槌尊と申奉る、狹は借字にて避の略なり、槌は地なる事、上に爲ㇾ地と有る下に云り、右の如く見る時は、重濁者凝場難と有る、其浮脂の如くなる物一塊に、此國土に耳は聚り凝場らずして・數箇に別れ去て、又別なる國と成れる、其國は、謂ゆる土星以下の、天日に從ふ星は更なり、月も亦既く別去て大地に屬て巡れりしを云なり、然れば、此國

より避て一塊の地に成れる由の御名なり、又國狹立尊と申すは、國を避て造立給ふ意なる事、右の說共を合せて曉る可き者なりかし、（佐を避の略なりと云は、此音は物の進み窄まる意なるを以てなり、猿は佐留なるを、佐太大神を猿田彥大神と書かれ、和名抄郡名に、下總國猿島、佐之萬と有る傍例と音義とを、此の事實の次序とに合せたる說なり、偖月の既く別れて有し事は、八洲起元章第一一書に、卜定時日四神出生章に雖已三歲とも有を以て知べし、若て月神の後に生坐て、其を所知看は天日の成て後に、日神の生坐て所知看が如し）國底立尊と申す國底は、土星は此天と天際との限に在て、實に國底なる事論無れば、其國迄も造立給ふ由の御名なり、天日の御光の至り、及ぶ限なる故に、太神宮祈年月次等ノ詞に、皇神能見霽志坐四方國者、天能壁立極國能退立限と、別天に對へて日天の極を云へると、同じ意なるをなむ思合すべかりける、但し日天の極にこそは有けれ、其物を表す時は、星、即ち國なる故に、國底と云へるにて、此大地も日天の內なる一國土には有れども、此を天とは云ざるに同じ、（猶第一一書に其神の御名の傳にも云べく、又祝詞講義に說けるをも見合せて曉る可きなり、記傳に、底と常と相通ふ由に說かれ、師の黃泉神とし　又月夜見國の神など云說は、予が取用ひざる事なり、月も又地胎より出たる一小國土なる事、上に已に云り）右の國狹槌尊以下の三名は、日天の內に在る五星に功坐す御名なるが、此大地は國常立尊、日天の周圍を一歲に回り旋りし給ふ事なるが、古より時數を違へず、三百六十餘日の數を合せて、日夜の動みを成す事は、豐國主尊の靈威に依れり、其は豐は、所倚にて動む義なり、豐國と續けて地動の字の意なり、主は、名知にて、造成て其主宰たる義にて、神名に某主と云へる皆其例なり、此は豐斟渟尊の亦名なるを數多なる中に、此御名、言義殊に分相ければ、今引

出つるを、委しくは下に云ふを待べし、(以上公運私運の立定れる起原、公運とは天日の周圍を、大地の一歳にして一回り爲すを云へり、私運とは一日一夜の動みを云ふなり、如此くして、春と成り夏と成り秋と成り冬と成るを、四游昇降と云ふなり、神典に依て天經を說く者、應に此心得無くては得有まじき事共也)地後成とは、右に云る如く、葦牙の如く萌騰れりし物の、跡に遺り止まれる浮脂の如くなりし物の、此大地と一塊と成らむと爲しに、素より重く濁れりし質なりければ、凝場り難くして、方々に避分れて、五星及月と成り、偖後に締り固まりて、此國土は全く定り成れるを、其天の先成れるよりは、甚ゝ久しく遙に後れたりと云義なり、如此くして大地の全形こそは成れりけれ、其も猶稚ゝしく有けるを、神世七代の末に至りてぞ、漸々に海陸初めて分れて、今の此國土の狀には成れりし者なり、又其間は如何に久しく有けむ、傳無ければ其年序を歷たる事などは、測り知る可きに非ず、(三五曆記に、古昔天地未レ分、渾沌如二雞子一萬八千歲、天地開闢日甲子歲甲寅、淸輕者上爲レ天、濁重者下爲レ地、盤古在二其中一、神二於天一聖二於地一、萬八千歲、天極高地極深と有より外に、太古の年歷を傳へし書無ければ、日甲子歲甲寅を以て、曆元とは成す可けれども、右の萬八千歲を、何萬億を歷にけむ知べきに非ず)○然後神聖生二其中一焉とは、天先成り地後定りて、然後に神聖其中に生坐るが如き文法なれども、熟見に、上件天地未レ剖にも、陰陽不レ分にも、渾沌如二雞子一にも、淸陽者薄靡而爲レ天にも、重濁者淹滯而爲レ地にも、神聖此に存して、此を造成給ふと雖も、其神軀は素より隱身と申して、奇異に靈妙しき大御靈に大座坐しければ、如何にとも其形狀を窺知り奉る可からずと雖も、其迹、天地萬物に著見れて蔽ふ可からざるは、神有て俱に生坐る故なるを以て、右の如く記されたる者なり、第二一書に、天地混成之時、始有二神

人ニ焉と見え、第三ノ一書に、天地初判、始有ニ倶生之神一と有を以て、實に神有て天地を、御し給ふことを知へし、西蕃などに空理の神を云とは異なり、古事記には、始より神名を載せて、天地造化の事を云故に、其終々に、有何柱神者、猶獨神成坐而隱身也と云へる、其獨神成坐とは、上に云へる如き、事々物々神靈を備へて、其靈威を施し給ふ由なり、第二ノ一書に、天地初判一物在ニ於空中一、狀貌難レ言、其中自有ニ化生之神一と、慥に其物と神と共に成坐るを云なり、此の神聖在ニ其中一も、右の例なり、然れども此は隱身の神に坐せれば、神々の御上よりこそは見奉りゑ爲給はめど、常には御身を顯はし坐さぬに依て、其義を知しめむ爲に、上に其迹萬物に著見と云る是なり、御紀に　神劒神　光など、神字を阿夜志と訓める、阿夜は内に蘊藏る文理の外に著見れて見ゆるを云ふに思ひ及ぼして曉る可き事なり、(但朱熹と云者の、鬼神者造化之迹也、又、鬼神者二氣之良能也など云へる如き類には非ず、實に神聖の其の中に在して、其迹を造化し著見し給ふ事は、已に鈴屋大人の委しく論ひ云れたるが如し、通證に、混沌則未レ可レ謂ニ之天地一、含レ牙則未レ可レ謂ニ之神聖一、故天成地定、然後神聖之實可ニ以見一矣と云るは、實に然る事なる者なり）神聖の二字迦微と訓べし、迦は氣にて、天中にて充塞がりて能物を生し、又能物を藏むる所なり、所以に在所住處などにも此を假借て、迦とは云へるなり、微とは氣中に寓れる精英の物にて、謂ゆる靈なる事、已に上に、天地未剖の傳に註るが如く、凡て此世界は至に大きく至に廣しと雖も、天御中主尊、獨神成坐て御立し座坐せば、世の界際を盡し究めて、此神の主宰し給ふ所なる故に、打ち任せて神と申奉るは、此神に耳限りたる事なるが故に、自餘の諸神は八百萬千萬と、其數の無量きも、皆此神に別れたるが故に、隱身なるをも顯身なるをも、共に同じく神とは云へり、其ち各

ゝ其物其事に限るこそは有るなめ、其を體として、精氣の其中に存て、神成を幸はへ坐事、上に云と同じきが故に、ゝ皆神とは申すなり、(氣字は、漢音伎、呉音祁なり、故に誰しも、字音にて我が古言には非ざるが如く思ふめれども、然らず、其一二を云はゞ、風は氣迫、薫は香振にて、香と云も氣なるなどを思ふ可し、酒は實氣にて、實は米なるが、其氣と云ふ事なり、又佐祁は眞氣なるなど、猶外にも、烟は氣振、神氣、邪氣とも云るを以て、氣の古言なるを知べし、偖其氣は陰陽の體なる故に、素問、陰陽應象大論に、陰陽者天地之道也、萬物之綱紀、變化之父母、生殺之本始、神明之府也、可レ不レ通乎、故物生謂二之化一、物極謂二之變一、陰陽不測謂二之神一、神用無レ方謂二之生一と有り、此神明之府也の注に、府官府也、言所三以生殺變化之多端一者、以二神明居二其中一也云々、易繋辭曰、陰陽不レ測之謂レ神、亦謂レ居二其中一と有は、氣中は神明の府なる事を云へるなり、其神明と云は、右に謂ゆる精なり、老子に、其精甚眞、其中有レ申と云へる者なり、如此くして、精卽神にして、神卽精にして、物と成て迹有る、其を精と云ひ、其精の中に在て物を成すを神と云て、其物二有には非るなり、其精の一に成て神と差す物を、靈又魂字を多麻と云ふ)右の如く、氣中に精有り、精中に、神此に寓りて甚神々しかり、此に依て澁滯り障礙る所無し、然れば、神は感に同じ、皇極天皇紀(十二丁)に、便感二所遇一の感を、加麻祁氏と訓せたる事、漢文の字音に讀と、言も音も義も同じ事なり、孝謙天皇御紀宣命に聖皇之御世爾至德爾感天と見え、萬葉十六(九丁)に端寸八爲、老夫之歌丹、大欲寸、九兒等哉、蚊間毛而將居、廿(二十丁)に、久爾米其留、阿等利加麻氣利と詠るも、皆感字の意なり、俗言にも、身の營爲に係づらふ事をも、某々に感而と云へり(易象辭に、山上有レ譯咸、君子以レ虚受レ人と有を、象辭に、咸感也、柔上而剛下、二氣感

應、以相與止而說、男下レ女是以享、利貞吉也、天地感而萬物化生、聖人感二人心一而天下和平、觀二其所レ感而、天地萬物之情可レ見矣と見え、書にも、至誠感レ神と云る、皆感通の義なり、子華子にも、古之至人、探レ幾而鉤レ深、與レ天通レ心、淸明在レ躬、與レ帝同レ功、是以進爲而在レ上・則至誠之感、流通而無レ礙、以上行而際レ浮、以下行而極レ處、以旁行而塞二於四表一、不レ言而從化、不レ召而效證、以下其所三以感二之內上也と有て、神と感とは、同じ義なり）感は、右に註る如く、何故迄も至る可き限は行至り、通る事なれば、其極みは物の限にし有れば、其中を攝とは云へり、家にも在れ域にも有れ、一圍なるを一攝と云ひ、又物に携はる事を、俗にも攝と云ひ、人を御して令する語に、攝而など云へるも、世の限りを、神の攝へとして、萬物を作成し給ふ義を取れる者なり、（易にも、天地絪縕、萬物化醇、男女構レ精、萬物化生、乾道成レ男、坤道成レ女、乾知二大始一坤作二成物一と有る、此男女は、天陽地陰の氣を云へり、構レ精とは、天陽の精と地陰の精と、男女の婚ぐる如く、相構へて萬物を化生る由なるが、構は遘合ふ事に云へるなり）如此くして、神は天地の間に彌綸て、萬物の比に非ず、妙に奇しく尊く坐を以て、其語を借用ひて、下に對へて上と云ひ、被官に對へて長官を上と呼びて、尊稱とは成れり、噛と云も、物を受收め釀し成て身を養ふ義、龜は卜を爲すに天地に感通り占合する德を以の名なり、鴨は雌雄相愛しむ心の深き故の名なる可くして、何れも右の神と云ふ語を轉ろはし用ひたる者なり、然れば、神字は、上に引けるが如く、說文に申に作りて、从レ臼自持也と有も惡しくは非れども、猶申字なる可し、中の日は天日、其竪畫の丨は、同書に上下通也と有れば、會意の字なるが、然して中と成れる上は、天日の光輝の上下に照り徹れる象形の字なる可し、天中とも高天原とも云て、皇神等の神留坐す其所・日は天日を本

として、天極の際限に及ぶ事なればなり、（右の中字の一を上下通也と云へるは、感通の義なり、易觀の彖傳に、觀ニ天之神道一而四時不レ忒、聖人以ニ神道一設レ教、而天下服矣と有は、天日の運行を以て神道と云へるなり、史記封禪書に、東北神明之舍と有る、張晏注に、神明日也、日出ニ東北一舍日ニ暘谷一と云ひ、禮郊特牲に、交ニ於旦明一と有る鄭注に、旦讀爲レ神と見え、莊子大宗師に、有ニ旦宅一無ニ情死一と有を、通雅に旦宅神宅也と云へるを見て、日を神と云ふ事を知べし、易に氣之伸者爲レ神、屈者爲レ鬼と云ひ、說文に神天神引ニ出萬物一者也など云へる、共に日の事なり）神聖生ニ其中一と云文は、三五曆記に依らせ給へるなれども、神共中爾成禮利と訓むべくして、本より古傳なり、孝德天皇御紀に、惟神（謂下隨ニ神道一亦自有中神道上也）と記させ給へる、惟字は、尙書に惟、精惟一と有るに依て書かせ給へるにて、唯神耳有て他に道無しと云義なる事、同御紀に、又隨在天神とも書かせ給へるを以て知るべきなり、又其を萬葉十三（十丁）に、神在隨とも記されたるなどを合せて、言義を思ふに、其は神中在と云ふ事なりけり、中臣本系帳に、中良布留人と有るが如く、天地の立てるも、萬物の成れるも、神共中に在して然爲給ふに依りて、古より今に至る迄、其信有て違はざる如く、人身に受け行ふ神道も然にて、神道に隨へば亦自然に神道共中に在りと云事なり、（論語に祿在ニ其中一とも、餒在ニ其中一とも、直在ニ其中一とも、仁在ニ其中一とも、意味似たる事にて、此を行へば彼亦其中に在て行はるゝを云なり、猶神道の事は、孝德天皇の御紀に云べく、惟神の事は、祝詞講義に已に註せり）釋紀に、私記曰、師說、生ニ其中一已上者、序文と有事なれども、此章首にも註せる如く、天地陰陽剖分の古傳を、一に統括たる文なるを、漢籍にも然る古說の有る上は、更に別に新意を加へて、書紀させ給ふ可きに非ざれば、其に委任させ給へる

故に、序文などゝ、別なる物の如く思ひ取れりしなり、此御紀の初章は、天地造化の起原を記させ給へる所なるに、正書に、神名の出たるは、國常立尊に始まれるは、此より以下は、神名に根據て古傳を載せられ、其以前の事は、古說を以て記して、神名は漏されたれども、神此に在して、其始を成し給へるが故に、神聖在二其中一と云て、一書に讓りて、其主宰の在す由を曉らしめ給はむ料なり、斯在は、右に說へる如く、古事記に傳はれる趣にも、其義を明らむれば、然耳相背ける事は、少かも無める者なるをや、予を以て云ふ時は、此計りに事實を簡易にして、天地の大綱を傳へさせ給へるなどは、然は云へ宇宙第一の寶典なるが故とぞ思はるゝ、然れば記傳三に、一產巢日神の御事を云て、書紀の初に、此神をしも被擧ざるは、甚く事足はぬ狀なり、一書は一書にて、本書とは別事なるに、本書には、末に至りて不意く出給へるも、如何にぞや聞ゆ」と云れたる、實然る事にて、如何にも其記の如く有眞欲き事には有れども、此は神名は幽して、事實を顯に爲る事なるが故に、省かれたるは然る者にて、却て本書の末に至て、其御名の出給へるこそ、此に其傳を含めて載せられたる證とも爲す可くなむ思ゆるかし、（釋に引る私記にも、古事記者、總別ニ天地初分之後化生之神一也、故雖ニ高天原所レ居之神一、猶載レ之也、今此書者、獨初取ニ地上之神治ニ地下一者上也、故不レ及下天神之在ニ高天原一者上也と云るも、以上を序文と見たる見解なるが故に、信ひ難し）○故曰は、此より云ひ下して、成ニ此純男一と云ふ文迄を兼併せて、故曰ニ云々一と云はむが如し、上にも說へるが如く、古天地未剖より、神聖在ニ其中一焉と有る迄に、古說の大綱を總括りて簡約に云へる故に、此より其徵と爲る可き古傳を擧ぐる所なるを以てなり、（然るに通證に、或者の說を擧て、故曰以下、偏述ニ吾國大古傳來之說一、故起レ言也と云へるは何事ぞや、上に言へるも、

下に述ぶるも、皆吾國太古傳來の說にて、文章こそは彼を取りも爲つれ、意詞は、皆以て甚も愛たき神代の傳說なり）故は、釋に、一部之內皆以、加禮止可レ讀レ之と有れども、强ちに然耳は非ざる事にや、故を紀中に許登多閇爾と讀るは言傳と云事なり、然れば、上を文として言傳には云々と云へりとなり、（右の釋の訓は、片假字なるを、紛れ易ければ、加禮と改め引けるなり、本より然る本の有るには非ず、新刻助語辭と云に云へらく、故曰は、乃是在ニ先曾有ニ此語一、今擧而說レ之、俗語所ニ以說レ道と有り）〇天地開闢之初は、本に天地の字を脫せるを、釋に私記曰、問或本開字上、有ニ天地二字一如何、答此非也、後人所ニ傳加一也と有は、却りて非にて、或本の方正しければ、今補へり、古史徵も其說にて、今本に、開闢之初と計り有て、阿米都知能比羅久流波自米と訓めるは、天地字の有りし時の訓耳殘れるなる可し、と云れたるは、實に然る可し、（然るは、此章・多く三五曆記に依られたるに、彼書には天地未分と云るに對へて、天地開闢と有り、猶尙書中候にも、同しく天地開闢と有る例を以て見るに、決く天地の二字を脫せるなり）偖天地開闢とは、上に天地未レ剖と有る物の、初て剖分るゝを云ひて、彼淸陽者云々爲レ天、重濁者云々爲レ地と有る時なるが、天の事は天先成と上に言終めたる故に、此は地後定と云ふ所由を語り初むる所なるなり、（然れば、此故曰以下の文は、必上に照し應せて解くべし、爾らざれば、終に、彼此共に文義を通曉る事必ず無らむ者ぞ）開闢之初字は、古史徵に「和加流々波自米と訓て、字義にも古言の意にも能く叶へり」と有は、然る事なり、其は上に天地未レ剖と有り、渾沌たりし物の成行を、今云ふ所なればなり、一書共に、天地初判と有に同じ、古事記序に、乾坤初分云々、陰陽斯開云々と、分と開と字を換られたれども、意は此の剖分に異ならず、又古語拾遺には、天地剖判之初と

有り、(別と開と通ふ事は、天力手男神の亦名を、天石門別神と申して、磐戸を開き給ひし義なるを、倭姫命世記などには、御戸開神と有るを以て知べし、記傳三は、開闢之初、又天地初判など有は、此記の首に、天地初發之時と有ると同じくて、先唯大らかに、此世の初と云ひ出でたる者なり」と有て、此をも古事記と同じ狀に訓まれたるは、古史徵にも物遠しと云れたるが如し、若て其開闢字は、漢文を學ばれたるには有れども、比羅久と訓むは、古意に非ず、但し古事記なるは、元より漢文なれば字の如く訓べし)剖分は我彼にて、天と地と上り下りて、物二に成るを云語なるが、次に、洲壤浮漂云々の文に當りて、古事記には、國稚如浮脂而、久羅下那洲、多陀用幣流之時と有り、國稚の稚は、此紀には宇比志と訓字なれども、其の泥土煮尊の御事實に係て心得る時こそ有けれ、此天地初判の時に取ては、記傳三(十九丁)に「和訶久と訓まれたるなむ、甚祥はしき事なりける、其は其說に、物の未だ成り整はざるを云り」と云れたる如く、天地と二には成れる物から、彼は先成整へるに、我は未だ成整はずして、凝場り離かりしかば、此に因て起れる語なりけり、又其先成れるは天の大なるに對へては、國土は甚小さなりしかば、大に對ふ語とも成り、又重濁れる者の、淹滯て地と成れる物の締り凝固りて、大に成れるなれば、初月を若月とも云如き意味有る事、云も更なり、(大に對へて小を稚と云は、大日靈尊と、稚日女尊と對ひ、大國玉神と、稚國玉神と竝べるなど、例多き事なり、又和訶に、生の義も有り、魚又は蟲などに和久と云を以て知べし、猶和久の事は、稚彥靈神の傳にも、委しく云べきを、其本は此剖分より出たる者なり)初は、天の先成れりし後にて、國土の初を云時なれば、初とは云るにて、天地の別れし時、國土の初は云々と云文なる事、次に洲壤云々と有に同じ、古語拾遺にも、夫開闢之初、伊

弉諾伊弉冊二神云々と有は（此神は開闢の初の神には坐ざれども唯太古の時と云意にて用ひたるなり、此ては少か用法異なるに似たり（然れば、古事記に、天地初發之時と有などは、天地に亙りて廣く、此は天は別物にして、殊に洲壤の初を云ふ所なれば狹きなり）○洲壤は、第二一書に、古國稚地稚之時云々と有る、國地とは異なり、釋述義に、私記曰、洲壤何者哉、答案二假名書一云二國土一也と有を以知べし、偖、此は天と對へる地又國などの如く、國土の全體に就て、國とも地とも云るとは異にて大地國土を別て云る者也、國土は未有ざりければ、此は記に如二浮脂一と有を云り、次に浮漂と有る釋に、見二古事記等一所レ作也と有を見て知べし、記傳三（二十丁）に、「國土は、伊邪那岐伊邪那美大神の始て生成し給へれば、此時には未だ然る物は無きを、如此云へるは、成れる後の名假りて、其始の狀を謂れるなり」と有は、然る言なれども、洲は各國と別れたる國を云ひ、壤は其國を成す土壤を云り、（通證に引ける一條公御說に、洲壤猶言二國土一と見え又爾雅、水中可レ居曰レ洲、說文、柔土無レ塊曰レ壤と有は、共に然る事なり、傳四、國稚地稚の下考ふ可し）又釋秘訓に、私記曰、又問、今文作二洲字一、是則洲渚之字也、言天地初分、多レ水少レ土、然則若二須都知止讀一如何、答、國土之在二水上一也、是猶二洲渚一矣云々、凡此書之爲レ體、以レ立二倭訓一爲レ本、不レ可二以レ能レ文爲レ宗也、然則意存二古本一、猶久爾止可レ讀と有て、洲壤を須都知と訓は非なるに似たれども、神名の沙土煮尊の古義に叶へり、其は第二一書に、國稚地稚と有は、泥土煮尊に當る文なるに合せて云るなり、（但し此は文義を心得へむ爲に、云へるに耳こそ有けれ、洲壤の字、本より須都知と訓むべからぬが上に、假名日本紀に、國土と訓る上は、更に佗に訓を求む可に非ず）、○浮漂は第二一書には漂蕩と見ゆ、其も訓は同じ事なり、釋秘訓に、公望私記

案、此文浮漂、宜レ訓二古事記久羅下那洲多陀用布之訓一彼符合也、而用二彼文一、合二溟涬之訓一、可レ謂二前後依レ違歟一（用二彼文一、合二溟涬之訓一とは、秘訓に引ける私記に、問、此兩字讀樣有二説々一と有る中に、此の如く久羅下那洲多陀用比氏とも、多由多比氏とも訓て、依二古事記一所レ讀レ之と有を、前後違へりと云るは、然る事なり、委しくは本書に就て知べきなり）又問、浮之義、依二古事記一、可レ讀二久羅下那洲多陀用幣流一事也、而如レ字彼讀如何、答、師説如二古事記一可レ讀然也、又假名日本紀、大倭本記、上宮記等意亦同、而先師於二溟涬之處一、被レ讀二此訓一、至二于浮漂之處一如レ字、被レ讀レ之、今案此處者浮漂文也、見二古事記等一所レ作也、至二溟涬一雖レ無二古事記等一、自二經籍之中一、新所二選出一也、然則倭語之訓不二必讀一レ之、仍今彼溟涬之處者、久久母理氏止讀レ之、此浮漂二字者、久羅下那洲多由多比氏止可レ讀云々と有は、必受る所有と聞ゆれば、今も從ひ訓べきなり、（其外にも、猶問答の文有れども、此にて盡せれば引き出ず、偖此浮漂文也、見二古事記一所レ作也とは、開題に、問撰二出此書一之時、以二何書一爲レ本哉、答、師説或以二古事記一爲レ本注文一書云處、多引二古事記之文一と有を云なり、然れば、此御紀の體裁こそ漢文にては有けれ、其訓は古を守りて古言以てぞ、正しく訓べかりける、但浮を宇伎とも訓べし、秘訓に、私案此浮漂二字、宜レ用二古事記之訓一、是於レ義有者レ謂而、洲壞浮漂、譬猶游魚之浮水上云々、已取二游魚之喩一、何重取二海月之譬一、然者猶舊説宇加比多陀用布止可レ讀歟と有り、浮の事は第五ノ一書、浮雲の下に云べし）然れば、上に洲壞と有りしは彼記の浮脂に當り、此の浮は、久羅下那洲に當れる事、云も更なり、偖、久羅下は轉擧(クラゲ)と云事にて、右の浮脂の如くなりし洲壞の漂蕩(タヾヨ)ふ狀はしも、轉々(クラクラ)として物の熱上(ニエアガ)る如なりし由なり、湯などの熱沸(ニエタギ)るを轉々(クラクラ)と熱上(ニエ)るなど云も、火勢に彈(ハジ)かれて、湯の轉輾(コロビノ)して、表(ウヘ)に上るを云な

り、如何にも葦牙の如く萌騰れりし所なれは、猶熱氣を含みて然も有けむかし、下は擧なり、宇良宜は情擧、志良宜は
後擧なる例に同し、那洲は成なり如此くして其を後の物に托て云時は、水母と云物の、海中を漂蕩ひ行く状に似たる
故に、如水母と云義に成れる事、上(含牙條)に云る如二葦牙一の例に同じ、(記傳三に、一和名抄に崔禹錫食經云、海月一
名水母、貌似二月在一水中一、故以名レ之、和名久良介と有り、此物海中を漂蕩ひ行く物にて、其形、其晴たる天に、月の
白く見ゆるに甚能く似て、信に海月と號けつ可き狀したる物なり一と有が如くにて、予も時々此を見たるに、水中に
此物の漂ひ巡るに、或は開き或は閉みなど爲つゝ、水上に浮びては沈み、沈むかと思へば浮き上りなど爲る内に、轉々
と爲る物にて、洲壌の浮漂ふ状に、甚能く似てし有ければ、其名を負せて、其物に號けて、此の古說は被傳たりし者
ぞ)漂を、多陀用布と云は、如何なる義ぞと問ふに、第二一書に、漂蕩の字を然訓み、字書には漂搖蕩也と註せれば允
に其如く心得るも宜しき事なれども、猶此本着く所を思ふに、天生成て、天日は天中に常在に立定りて旋轉る事なく、
其位を換ふる事無ければ、此を立て萬の規矩を定むる事なる故に、成務天皇五年御紀に、以二東西一爲二日縱一以二南北一
爲二日横一と有は、此時の御定の如くなれども、地は日を中心として、西より東に回る物なるが故に縱と成て、横たは
りて南北を横と云古說を取せ給ひて、國縣を分たせ給へるなれば、其を古に復して今考るに、多陀用布は縱寄にて、
大地の旋轉る事に出たる可し、若て此大地の回り漂よひて至り着く所定らず、常に動きて止ざる如く、重く濁りて凝
場る物も、至り着く所定らず、常に轉めき浮べりしかば、然傳へたるになむ有ける、(通證に、浮漂、發二動於海中一
也と有は云れたり、竹取物語に漂よへる一と云ひ、桐壺卷に、外戚の寄せ無きには漂よはさゝ帚木卷に、、、、濁に染る程

よりも、生浮びにては、悪しき道にも漂よひぬ可くぞ思ゆる、夕顔巻に、此程迄は漂よふなるを、何の道に赴くらむと思ほし遣つゝ云々などとも見えたり）〇譬は、立問にて、此物を直に云ひて諭し難ければ、別物を立て云事なり、物言を登布と云は、言語を許登登布と云に同し、此は上（如ニ雞子一條）に說へる如く、物の成れりし後と、其未だ成らざりし時とは、思の外に事も狀も異なる物なるが故に、天津神代よりして、人の容易く受引く可く、後に在る物を用ひて、種々に譬を以て傳へさせ給へる者なれば、能く其物の象意を盡して、想像る可し、等閑に心得べきには非ざる者ぞかし、（譬の事を、子華子に曲言と云るは、直言に對へたるなり、譬は喩と熟する字なるが、書言大全と云物に不ニ正言一托レ物以諷レ之曰レ喩と有り）〇猶ニ游魚之浮ニ水上一也とは、上に重濁之凝場難と有を、再び譬へたるなり、其は浮漂字をも、古事記に因て、久羅下那洲多陀用布と讀來れるは、其譬をも被レ用たる故に、再び譬たりとは云なり、釋秘訓の私案に、已取ニ游魚之喩一、何重取ニ海月之喩一哉と有は、謂れ有るに似たりと雖も、熟考ふるに、海月は竪に昇り降る狀を云ひ、游魚は横に往き來ふを主と云へるにて、此二を合せて、此處の旨、實に至れり盡せりと所思ゆる事なり、（然ればこそ、述義に、問、此游魚者、彼水母之義歟、答、此亦於レ義無レ妨、但水母者非下全得ニ魚號一者上、若謂ニ之游魚一者、恐不ニ切通一也とは云たれ、然るは、水母と游魚と、譬へたる意別なればなり）游魚は於與具伊遠と訓むべし、古史徵に、今訓に、游魚を阿曾夫宇遠と訓めるは非なり、古本に於與具伊遠と訓るを取べし」と有は、然る事なり、然れども、景行天皇四年御紀に、天皇居ニ于泳宮一、鯉魚浮レ池、朝夕臨視而戲遊、時弟媛欲レ見ニ其鯉魚遊一、而密來而臨レ池と有る遊字は、游與具とは訓むべき狀ならねば、魚に阿曾夫と云ふ語の無しとには有べからず、又泳宮と云

も、其游魚に依れる名なる可し、和名抄に魚水中連行、蟲之惣名也、和名宇遠、俗云伊遠と有り、通證に、魚浮尾也と云るは然も有べし、游は及來にて、漂ひ着く義なり、（游も泳も共に於與具と訓字なるが、字書に游浮也とも、潛行爲泳とも見えたり、及は大寄にて、其時又は所に、至り逮ぶを云へり、源氏物語などに、人の長しく成りたるに、於與須宜と云へるも同じ意なり、然れば此も魚の至り及ぶ所有に譬て、洲渚の出來るを云へり）浮水上は、魚の游ぐ狀なり、偖、此譬の意、全く浮脂に等しく通ふ可し、其は神武天皇御紀に、吾今當以嚴瓮沈于丹生之川、如魚無大小悉醉而流、譬猶披葉之浮流者云々、乃沈瓮於川、其口向下、頃魚皆浮出、隨水噞喁と有て、魚の水上に浮き流るゝを、披葉に譬へさせ給へり、然るに、古事記朝倉宮段に、天皇座長谷之百枝槻下、爲豐樂之時云々、爾百枝槻葉落浮於大御盞云々と有る時の歌に、佐々賀世流豆多麻宇岐爾、宇岐志阿夫良、淤知那豆佐比、美那許袁呂許袁呂爾と有は、此開闢の初の古事を取て詠めりし物なるか、槻落葉の盞に浮べるを、浮膏に取成したり、此等合せて、游魚とも、浮膏とも譬へ別たれども、其物其事同じき由を曉る可き者なり、（記傳三、浮脂の下に、此歌を引て、其說に御盞なる御酒の上に、木葉の浮べりけむ形狀を以て、今此の狀を思ひ合す可し」と云れたるは、實に然る言なり）猶游魚之浮水上也と云へるは、浮膏、浮雲など共に、其至り着く所定まらずして、漂ふ狀を譬へたるなり、記傳三に「如浮脂と譬へたるは、唯其漂蕩る形狀の似たるなり、其物を脂の如くなる物と謂ふには非ず、書紀の傳には、魚にも雲にも譬へたるにて知べし、一書には、其狀貌難言とも有る如く、正しき其物の形は言難きなる可し」と云はれたるは、然る言にて、實に其正しく形は言難きにて、其漂ふ狀を、膏にも魚にも雲にも被譬たる者なり、然れども、

其に初中後の差必ず有る事と所思たり、其に第五一書に、浮雲と有は、其初に、天地未生之時と有れば、最古くして、唯氣の聚がり凝る始を云ひ、第二、第五の一書に、浮膏と有は、氣を醸して精とは成れるなり、魚の水中に生と雖も其精聚りて形を成す迄は、猶常の水なるが如し、此に游魚と有は、未だ泥沙と成には至らずと雖も、已に其形貌を成すに及べりし者なり、如此く其差を別て居る時は、神代の遠く邈なるも、猶今の如く明らかなる心ちぞ爲る、（然れば其初中後と差を別て傳へられたるは、物に依て其漂蕩へりし狀々別なりし事、云も更なり、雲の棚曳くと、膏の水に浮くと、魚の游ぐと、各々其狀の別なるが如し）偖、此所より次なる于時云々如葦牙の句を隔てゝ、便化爲神へ係れる文なり、天と成べき物も、元は混沌にして、此物より清上れりしかば、于時に斯る事も有しと云意にて、間に其句を收られたるにこそ有けれ、如葦牙と云物の、便ち國常立尊と化爲る謂には非るなり、其は第二一書に、古國稚之時、譬猶浮膏而漂蕩、于時國中生物、狀如葦牙之抽出、因此有化生之神、號可美葦牙彦舅尊、次國常立尊と有る、此も浮膏に國常立尊、葦牙に可美葦牙彦舅尊の成坐る趣なるを、文の錯綜りたる故に、見え難きに同じ、然れば此も右と同じく、可美葦牙彦舅の御名を被擧たらむには、第六一書の如く、際々しく見えなむ物から、此正書は、凡て別天神の御名は擧られずて、唯御事迹耳を立てゝ記されたる故に、國常立尊より始て、御名を擧られたる物から、于時に、斯る事も有しと云意にて、記載れたる者なり、第五一書も、亦此に同じ、（記傳三に、「阿斯訶備比古遲、天之常立二柱神は、天の始なる葦牙の如くなる物に因て成坐せる、天神也次に國之常立より以下の神等は、彼如浮脂物の中の、地と成べき物に因て成坐るなり」と云はれて、次に第六一書を引れたるは、甚々分々しく愛たき說

にて、實に動くまじき說なり、然るを、又右の說耳には定めかねて、其次に一然れども又一向に如此も定め難き所以有りとて、正書及此に云へる第二第五の一書を引て、此等に依る時は此說の趣も、葦牙の如くなる物に因て、成坐とは國之常立神へも係るにや有む云々、と云れしは、予が今始て云ふ如き說無りし故に、思ひ混へられたるなり、然れども、若ては、大人の心にも猶、落居れざりし故に、一故、此事は一方に定め難くて、姑く二途になむ解る一と終に云れたるを見べし、古史徵にも、種々の論ひは有れども、此文義を熟も考へられざりし說なれば依り難し、其は各其一書に就て云べし）〇于時天地之中の于時は、洲壤の浮漂よへりし其の時と云にて、前後有には非るなり、然れば漂ふ物は漂ひながら、上る物は上りて有し當時なるを云ふ、（通證に、時、狭也、間不レ容レ髮之言と云り、然れども予が心には、時は通氣にて、日往けば月來り、寒往けば暑來るなど云る如く、氣は常に循環る物なる故の名とぞ所思たる）天地之中は、彼如二葦牙一物の所在を云なり、其は此物萌騰りて天と成れるには有れども、彼浮漂よへりし物を地とし根として、天地の間に太じく立てりしかは、其傍より觀たらむには、實に其天地の中間に一物の成れりと云むも強事には非るなり、此を以ても、如二葦牙一と云物の天進り立昇る狀の、大凡をも想像る可く侍り、（斯る傳も無からむには、如二葦牙一物の幾許も生出たる如くも聞ゆる故に、予は愛たき傳と思ふなり、彼清陽なる物の一莖と聚りて昇れらむは、實は天地の中間に一物成れるには有ける、山陰に、此文を心得ずと論らはれしをは、此事を老漏されたる者なり）第二一書に、浮膏の事を云て、于時國中生レ物、狀如二葦牙之抽出一也、第五一書に、浮雲の事を云て、其中生二一物、如二葦牙之初生二泥中一也と有は、共に此の浮漂ふへる洲壤の其の中より、彼物の出たる趣を云事同じきが、此二

の傳は、生出初たる其根を云ひ、天地之中とは、生立たる上を以云なれば、其異り無しとは云べからず、第六一書に、天地初判、有物若葦牙、生於空中と、此の天地之中と、其義同じくなむ有ける、（古史徵にも、彼地を合せて其中と云は、何れも同じ意に見られたれども、今立てゝ云ふ如き差別は有事なり、又第一一書の一物を、此の洲壤に當てられたるは宜しけれども、其中を此の天地之中に引當て見られしは非なり、其は、其中自有化生之神と有て、此の葦牙を云とは、本より別事なればなり）○生一物は、次は狀如葦牙と云物を云へり、右に引る第二一書に生物、第五一書に生一物、第六一書に有物と云へるも、其に同じく葦牙を指したるなり、（然るを通證に、開闢之靈也と云るは、一物を神に取成したる說にて非なり、一物を成す神と、一物に因て成坐る神こそは有らめ、其物を指して靈と云へる事、先に含牙の下に、蓋此牙者乃萬化之元靈、天地之主宰者矣と云へると共に漢意にして取に足らず）偖物と云は、第一一書に、一物在於虛中、狀貌難言と有る如く、萬に名狀し難き事に、廣く云稱なり、然れば物とは、百名、又諸名の約れる語なり、神武天皇御紀歌に、毛々那比苫と有るを、釋に百之人と有れども、百名人にても有べく、又、那と能と、親しく常に相通ふ事多在り、風神祭祠に、百能物知人と有るは、諸能物知人と云ひ、續紀に諸名てふ人の名も見えたれば、其の據として思ふに、母能は決めて諸名の義なり、然れば鬼神を物と云ひ、武士を物部と云ふも、其儻類の多きを以て云ふ如くにて、物事の名狀す可からざるを物と云ふ諸名にて、指定めて、某と號け云ふべきに非ざればなり、（物と云事の委しき由は、已に祝詞講義、及び中臣壽詞講義に委しく說ひ、又、寶劔出現章一書、大物主神の傳に云ふべし、老子にも、有物混成云々と云て、下に吾不知其名と云るは、其名狀すべから

ざる故なり、又道之爲物云々と云て、下に自レ古至レ今、其名不レ去と云るも、何とも名狀し難きに依て、此を古より今に至る迄、物と云來る、其名を改む可き由無しとなり）通證に、此一物の下に、一より十に至る迄の言義を說けり、予亦說かむと爲に、年中行事秘抄、及び宮主秘事口傳抄鎭魂祭條に、一二三四五六七八九十の訓有り、又、日文に、一二三四五六七八九十百千萬の言有り、如此く二樣には有れども、其本は一にて、天地初發の太古より用ひて來れるが、其鎭魂祭に唱ふるは、祝詞講義に已に說きたりし如く、天照太神の天石窟に幽居り坐し時に、天鈿女神の歌ひ申されし詠言にて、其十數を取られたる耳にて、其義同じからざれば、其日文の訓に依てぞ今は說くべきなる、（師は、天鈿女命の詠言を刻みて、數名と爲る由に云れしは本來違へり、予が心には、太古より有來る數名を、天石窟隱の事實に合せて、歌ひ取給へるが奇異なる巧にて、日神も感けさせ給へりし者なりと思ゆ、其說の委しき事は祝詞講義に註せりき）一は合足にて、天御中主尊、天中に大座坐て、萬の始を統給ふに天地萬物の物實、天中に渾沌たれば、天中の外に物も事も有事なし、此を以て、記に獨神成坐と有て、此神の外に、又、神も人も非ざるなり、永字、及び常字を、比多夫流と訓み、又、一向とも書くは、佗に顧る所無きを云へり、登を足と云へる、足は、萬葉二（廿三丁）に天原振放見者、大王乃御壽者長久天足有と詠せ給へるは、天象の滿足れるを云ひ、同（四十一丁）に、天地月日與、滿將行神乃御面跡と有も、神名に、面足尊と申すに等しく、記傳三（四十三丁）に、不足處無く具り調へるを云ふと有が如し、偖天中の一を伸れば、其數十百千萬より終に無盡に至れども、其約まる處亦元の一に約る故に、合足の義とは云なり、此に淸陽者薄靡而爲レ天云々精妙之合搏易と有て、天は其精妙なる物の合て成れるを證と爲べし、天日を比と

云も其義なり、若て產靈云美武須毘と有る毘も又合の義なる事第四の一書に云るが如し、萬葉十二(三十二丁)に、一夜と云に、全夜と書けるを思ふべし、若て其天中卽ち天日の所在なり、此を以て日を比とも云なり、(漢家に、此を大一と申す事、已に天地未剖の下に說きたるが如し、禮記月令正義に、老子云、道生一一則與易之大極、禮之大一其義不異、皆爲氣形之始也など、數へも盡し難く多かり、猶赤縣太古傳上皇大一記を見る可し、通證に、一者日津也、日之於天地無雙之名と云るも亦近し、比登都布多都などの都は、下なる千の下に云り)二は、共なり、高皇產靈尊、神皇產靈尊、陰陽二柱相結び坐て、天地萬物の物實たる物を、天中に產靈し給へり、共とは物と物と相離れぬ事に云へり、古事記に與風響到天と見え、萬葉にも浪之共、風之共など多く云ひ、武智麻呂公傳に、義取茂榮、故爲名と有も、物と物と相寄りて茂榮る義なり、然れば、共は身與にて睦まじき意なる可し、然るを牟を布と云事蛇を阿夫など云ふ例の如し、如此く布多と轉じて、物に蓋と云も、亦共の意なり又二十を波多と云は、將の義にて共に然耳椿らざるなり、(通證に、二者隔津也、卽一之轉語、蓋一氣相判爲二儀と云へるは、予が說と反せり、予は相寄の義とし、彼は相隔つる義と爲ればなり、禮運篇に、夫禮必本於大一、分而爲天地、轉而爲陽陰と有は、大一の二と成る義を云へる者なり)三は精なり、二柱神の產靈に依て、天中より相聚がり相圓がりて、天地萬物と成べき一物なり、此に依て、人は更にも云ず、萬物の體を身と云へり、又物の滿足る義も有るべき事、云も更なり、(通證に、三者身津也、一身生於乾父坤母之兩間、相參爲三才と有り、老子に、道生一、一生二、二生三、三生萬物と有る一は大一なり、二は盤古氏夫妻なり、三は天地人三皇なり、天地人を參て三才なるが、此は天地人、萬物と成べ

き一物を、身とは云なり）四は世なり、身と云ふ體出來て後に、天地と別れ、天は左に倚り、地は右に倚りて、歳月日時を成す故に、宇宙をも世、代をも共に世と云事なり、（通證に、四者因津也、物有二左右一則有二前後一有二長短一則有二廣狹一、相因成二四維一と云るは、瑣々しき說ながら、又此意味も無きには非ず、老萊子及尸子に、人生二天地之間一寄也、寄者固歸、列子曰、死人爲レ歸、則生人爲二行人一矣と有る、寄は寄宿の義なれども余流にて、人世など云ふ世に近き者なり）五は、氣にて、總天の內に充塞れる元氣を云なり、凡て此宇宙の間は、唯元氣のみ薰り滿たる所なるが、人の眼にこそは遮らざりけれ、此を氣噴けば容に聲有り、此を扇けば風其所に生れり、天地萬物に往來ひて、內よりは張擴け、外よりは壓縮て、止む事無く天地萬物を、唯此一元氣を以て保つ事なるが、造化三神の神靈、上下左右に行き徹り給ひ、其元氣の內に御身を隱して坐す事、譬ば人も氣中に神備はり氣絕れば、神去が如く、氣も神も相共なひて宇宙の存在つ事を曉る可なり、（子華子に、天地之大數、莫レ過二乎五一、莫レ中二乎五一、五居二中宮一、以制二萬品一、神氣之守也、中之所二以起一也、中之所二以止一也、龜筮之所二以靈一也、神響之所二以豐融一也、通レ乎レ此、則條達而無レ礙者矣、又曰、五居二中宮一、數之所二由生一、一縱一橫、數之所二由成一と有り、五の中宮に居は、氣の天中に充るに起り、一縱一橫は、氣の上下往來ふに象るなり、通證に、五者忌土也、忌者、敬之古語云々と云るは、例の僻說なり）六は、萌なり、古事記に、如二葦牙一因二萌騰之物一、成神名宇摩志阿斯訶備比古遲神と有る、此物に依て、天は成れりしかば、此の數名に序られたるなり、雄略天皇九年御紀に、六日の六を、牟由と有り、又堤中納言家集に、七日の牟由可なども見ゆ、（通證に、六者、睦津也、即三之轉語、三與レ三相合、此謂二之六一、身與レ身相合、此謂二之睦一と云るは

餘りに取拵へたる說とこそ所思えたれ、名義抄に、六を牟都とも牟由とも訓り）七は、成々なる可し、物の形體の具はれるを云語なり、八州起元章第一一書に、吾身具成而云々と有を、古事記に、成々と作れたり、若レ此く七は成々なりと思ひ定めて、此に、其清陽者薄靡而爲レ天云々、精妙之合摶易云々、故天先成而地後定と有て、天常立尊の神威に依て、速に成々れる趣に合る事上の六は萌なりと云ふに、引合せて曉る可し、（通證に、七者中津也、六合而中央、其數具、故以レ中名と有れども、大御國の古意に非れば、取用ふ可き說に非るなり）八は彌なり、天先成て、地後に定るに依れり、今も物の重疊る事を八重と云も、彌重の義なるを見べし、若て此大地の秀眞を大八洲國と云ふより始て、萬事に八數を多く用ふるは、大地の始に象れるなる可し、高橋氏文に、大八洲爾像天八乎止古八乎止咩定天と有る、古義を思ふ可し、（通證に、八者彌津也、即四之轉語、彌者不盡之辭、故物之倍加謂二之八一、所謂八洲、八耳、八十玉籤、八百萬神之繇、四方而四隅、天地之全數也と云へるは、然る事ながら其根原を知らざる者なり、其佗神道者流に說有りと雖も、用ひ難し）九は凝々成なり、國常立尊と申す常は所凝なる事、上に云ふが如し、景行天皇四十年御紀歌に、伽餓奈倍氐、用珥波虛々能用比珥波苔塢と見え、大井川行幸に九月の虛々奴可と有り、那を能と云例、古事記明宮段に、布由紀能須と有は、傳に、如冬木と說れたるが如し、（通證に、九者凝津也、八方而中央、其數九矣、中心謂二中凝一是也と有て、强て說を設たる物にて、其據を知らず）十は、豐竟なり、古事記國讓段に、登陀流天之御巢と有を、出雲風土記には十足天日隅宮と有り、垂仁天皇某御紀に十箇、雄略天皇某年御紀に十候と有を登遠と訓り、萬葉七(二十九丁)に安治村十緣海と有は、多く離り寄る意なるは登に富の義あり、遠に竟の義有が故なり、續

後紀十五卷歌に、毛々知萬利止遠乃於支奈能と見ゆ、大地の出來る始より、國常立尊は、固らし凝らし給ひ、豐斟渟野尊は勤もし保たせ給へるが故に、公運私運の事定りて、天地の大體、此に至て成竟へたるが、數の終りと成りたるなり、天地の全く成竟へたるは、伊弉諾伊弉冉二神の時なりと雖も、其は大地の上にて國土の成竟へたるにこそ有れ、今は全體の成定まり竟へたるを云なり、故日文の登を、鎭魂には多理と云て、數の終と爲るも、其足へる義にて、挽を登遠と云も、足竟なると同じ事なり、如此く一は數の始、十は數の終なる故、同じ十數なるも、倍加はれるは、數の外なる故に、二十三十など云には、十を曾と云へり、其は十迄を内數として、員外の十を外數と云にて、曾とは外の義なり、（通證に、十者、津尾也、起二於一一而備二於十一、以成二始終一、始端見也、終尾張也、尾與レ陽訓同、蓋終而復始、生々不息之義也と云て、次に易本命などを引て、理屈を合せたれども、無用の話なり、今海邊の者の束薪を運びて算ふるに、一より十に至れば、一和多理と高らかに云は、一足の義なる可し）百は、十を十合せたる數名なれば、亦々の義なる可し、然るは十は數の終なるを、又十に伸ればなり、又諸と百と同じき事、上に一物の下に云るが如し、又同じ物の二つ有を兩手兩足如已男などいふ如く、十を再び積む事が名と成たるなり、又二百三百など常云ふを、千五百秋　千五百萬、八百萬などの時は、百を保と云事なり、此も十を曾と云に同じく、百の數より餘の義にて、保は餘なり、（但し五百、八百には保と云て、二百、三百に保と云へる例は無き事なり、人に股と云も、果に桃と云も、物二つ合せたる名なるを思ふ可きなり）千は、物を數ふるに、一都、二都と云ひ、十より以上は、二十知、三十知と、下に屬て、都とも知とも云ひ、其數を分るに、一都々二都々と云て、俗に宛字を用ひ、數を合する事を都豆牟と云な

どを合せ考ふるに、都は積なり、姓氏錄（河内國神別）に、積組造と有は、和名抄郷名に、大縣郡津積と云より出たる氏なるが、積を都と訓ませたるを、此に引て思ふに、一都は一積、二十知は二十積、一都々は、一積々、都豆牟は積々なり、十百を千と云も、亦百を十度積むを云て、同じ事なり、（十を合せて百と成すに、亦々と云へれば、此には積と言を換へたるなり、歌詞に、千々に物こそ悲しけれと云も、積り積りて物の悲しきなるを思ふ可し、文選に且千と有を、註に數多也と有り、通證に、凡數始二於一一而億兆無レ極、但自二一至レ十皆曰レ津、接續不レ絶之言云々と云るも、亦各相通ふ義なり）萬は、寄積なり、千の數の寄積たる名なり、與流を與呂と轉じて云ふ事にて、物に宜しと云も、其然る可き事の寄て具へる狀を云るなり、萬葉一（七丁）に、取與呂布と有も、其足を與呂比と云に同じく物の缺目無く有べき限を具へたるを云ひ、歡を、與呂許布と云も、物の足調へるが、心に滿足ひたるを云なり、然れば、千を積て萬と云時は、天地の大數此に極まる故に、此より上は、八十萬、五百萬、八百萬、千萬、千五百萬などゝ、萬を重ねて言盡されずと云事無し、此萬を以て計盡し難きに至りては、彼天照大神の勅言に有が如く、無窮と云より外無し、此を以て、萬は世に在と有ゆる數の寄積りて、悉に足具へる極なきを知べし、（西蕃にては、十萬を億と云ひ、十億を兆と云ひ、十兆を京と云ひ分けて、委しきに似たれども、億は十萬と云て濟む事なり、兆は百萬と云ひて足る事なり、京は千萬と云ひて宜しきを、名目の有が、却て煩はしきが上に、猶其にも大數小數の差有て、彌蔓雜しく成て、同じ名目にて、其用二途に有る事なり、韻會に、十萬曰レ億、又秦時改制、始以二萬々一爲レ億など有て、畢竟は算家數術の者などの用より外は、世に益有る事更に無れば、我神代の數名計り、世に尊きは非ざりけり）如此く、

一より十に至る數名はしも、天御中主尊より、次々豐斟尊渟に至る迄の神威に合ひ、天地造化の旨に叶ひ、又天地の象形を備へて、悉く盡さずと云事なくして、一より伸びて十に之き、十に止りて一に復りて、過なく不及なく、妙に奇しく定給へる者なる事、上に云るが如し、若る故に、十より餘る數を云には、十一を十餘一とも、又省きて十麻理一とも呼ふ如く、餘とも麻理とも從言ふ事にて、百千萬に至る迄、皆其定格なるは、一を數の始とし、十を數の終と爲る故なり、然れば百千萬に至て、右の十數の說と同しからざるは、十を重ね、百を重ね、千を重ねて數名と成れるが故に、天地の義は十數に盡せるが故なり、（御紀の訓には、阿麻理と多く見えたるを、記傳五に、餘と云べきを、阿を省て麻理と云は古言なり、例は續後紀十五に、尾張連濱主てふ、人百十三歳にて、毛々知萬利止遠乃於支奈と自ら歌へる、是にて百餘十之翁と云事なり一と見えたり）鎭魂祭に、一より十の數に至る迄を唱へて、御魂を鎭むる事は、天孫本紀（神武天皇元年條）に、凡厥鎭祭之日、猿女君等主二其神樂一、其言大謂二一二三四五六七八九十一、而神樂歌儛と有て、高千穗宮の舊儀なる事、祝詞講義に註せる如くなるが、古史徵に、古語拾遺に、凡鎭魂之儀者、天鈿女命之遺跡と見えたれば、天石窟の故事より起れる由に說かれたるは、允に當れる說なるに就て、今思ふに、天鈿女命、宇氣を衝れし度毎に、天地造化の義を備へたる數名を、何となく唱へられたるが、其時の事實に適中れりし故に、鎭魂歌と定りしが、益々に言靈の幸はひ眞幸く成れりしなり、（然るを、師說に、此時の事實を歌はれしを、數名に刻みて用させ給へる由に云はれし說共は、本末を失へる者なり、天地の初發の時よりして、物一有れば比登都と云ひ、二有れば布多都と云ずしては、事の用は立べきに非れば、其說に於ては信じ難き心ちぞ爲る）今說を爲さば、其一二

三四は、人蓋見令なり、寶鏡開始章第三ノ一書に、日神開之日、頃者人雖多請と有れば、人とは其場に集へる八百萬神なり、蓋とは・正書に以御手細開磐戸窺之と有る御戸を云り、見令は、眼を着て見られよと指揮するなり、五六七は徳燃也なり、徳は瑞珠盟約章に、功既至矣・徳亦大矣と有る徳と同じく、日神の六合に照臨ませる御徳なり、燃は四神出生章に、生日神、光華明彩照徹於六合之内と有る如く、大御身の大御光を申し、那々は歎辭なり、上に見令と云へるに應へて燃也燃也と云義なり、八九十は彌心足彌にて其の第三ノ一書に、天手力雄神・侍磐戸側則引開之者、日神之光滿於六合、故諸神大喜と有に當れり、（神名に、八意思兼神と申すも、彌意なる事・人の知れるが如し、足は滿足にて、八百萬神の祈禱申されし所詮有を云なり、下の彌も亦歎辭にて、上の燃也燃也と云し意を深く爲るなり）然るを、古史成文に毛々知用呂都と云一句を被加て、徵に、皇國の數名は、一二三四五六七八九十百千萬にて盡きたれば、此所の故事に合へりと云れたれども、上の三句にて數名を盡し、又此の事實をも盡せれば、傍より八百萬神の奏し添へたるなンめり、古事記に、天宇受賣命、爲神懸而掛出胸乳、裳緒忍垂於番登也、爾高天原動而、八百萬神共咲也と有て、其神懸して有し程に、股も乳も胸も出でゝ顯はなりしを、自身は覺えざりしかども、傍より見取て歌へるが、百千萬の數名に合へりし者なり、然れば、天鈿女命の被唱しは、右の一二三四五六七八九十にて・百千萬は外より附けたる者故に、其遺跡と有る鎭魂祭には、其十數をのみ用ふる事なり、其は天孫本紀、及び令集解に、饒速日命自天降時、天神授瑞寶十種云々、合茲十寶、一二三四五六七八九十云而布瑠部と、有を以知べし・天地造化の言靈を備へたる數名の、此に至て日神を稱奉る詞と成りて、又鎭魂詞とも成れる事、妙なりとも妙

なり、此は其章に就て云べき事なれども、餘りに奇異しく妙なる任に思はずも長き說には成れり、然れども、數名は右に云る如く少縿ならぬ物にて有れば、此に其說を盡さでは得有らぬ故なりし、（右の百千萬を股乳膕出と說きたるは、其一二三四五六七八九十の言を唱し間に、神明憑談し給ひければ、自を忘れて歌ひ儛ひ給へりしが、股乳膕の出るをも知せ給はざりしかば、傍より神等の其を見て、股乳膕出と云て、天鈿女命の歌に一句を添られたるが、又百千萬の數名に合へりしなり、膕は和名抄に與保呂、曲脚中也と有て、俗に比加々美と云物にて、膝の後の曲處を云る是なり、猶師說は、古史傳に在る由、徵に記されたり、予亦祝詞講義に說きたり）○狀如葦牙とは、上に含牙と有し物にて、淸陽にして薄靡き合摶ぎて、天と爲れる精しく妙なる物を云なり、彼を牙と云ひ、此を葦牙と云るのみこそ有けれ、義に於て少も異ならざる事、第二一書に出たる神名の傳に云が如く、牙は氣刺、又は氣立の意、葦牙は、體に取ては明淸氣精の意、用を云ふ時は天重凝日の義なるなり、釋に、私記曰、葦牙、萌牙之義也と見ゆ、然るを、天地定りて後に成れる草に、其狀を模して生ひ立つ物有りし故に、其名を用ひて葦と云ひ、其萌芽には牙とは號られたるを、反しまに其を譬とはして、如葦牙とは傳られたる者なれば、此なる譬は後の事にて、神名は本なれば、其義を探索めてぞ說くべかりける、狀如葦牙とは、其形容の、寔に類たるが故なり、記傳三の此の解に、如とは、此は、其の形の葦牙に似たるなり、唯萌騰る狀の似たる耳には非ず、神の御名にしも負せ奉りしを以て、其甚能似たりけむ程を知べしと有るは、然る言なり、但し神の御名に負せ奉りしと云はれたるは違へり、實には、神の御名を假りて、其相類たる草名とは號けゝる者なるをや、（通證に載せたる或說に未發之謂含牙、已發之謂葦牙と有は謂

れたり、其は牙と葦牙とは同物ながら、含めりし間と、已に清陽にして薄靡き出たるとの差有り）記傳三（二十三丁）に、葦は、和名抄に、蘆葦兼名苑云、葭一名葦、爾雅注云一名蘆、和名阿之と見ゆ、葦牙は、阿斯訶備と訓べし、葦の且々生初たるを云名なり、牙字は芽と通へり、和名抄に、玉篇云、薍菼也・菼蘆之初生也、和名阿之豆乃と有は、葦の初生るを、角具牟とも云故に、葦角とも云り・是葦牙なりと有が如く、葦牙は葦の角芽み生初るが如くして、欄曳き上れりし故に、其神の亦名角凝魂命とも申す事、上に天先成の下に註せるが如し・（或說に、御紀の葦牙、古本には葦穂と有りしを、刀筆して葦禾と作れるを、萌芽の事と心得て、終に葦牙と作れるなりと云へる、此古本こそ然る古本作りの妄說と見えたれ、古事記は、御紀より以前の書なるに、如㆓葦牙㆒因㆓萌騰之物㆒と有て・已に萌芽の意なる者をや、又或說に、「南都の古院に、御紀の殘缺紺紙金泥の古筆一葉あり、寧樂人の筆にして、其書甚高雅なり、幸に葦穂條なるを、皆葦禾に作りて、今本に如㆓葦牙之抽出㆒と有も、如㆓葦禾之抽出㆒と見え・又如㆓葦牙之萌㆒生㆓浪中㆒と有も、如㆔葦禾亂㆑上㆓風中㆒と作けりと云る、古筆又僞なり、文迄を改て其義を換へ、杜撰の說の方人と爲るは、何たる曲心ぞや、其上・穂を加比と云は清音、此の牙は訶備にて濁音なり、新千載集に、津守國冬、「清原や浪に漂よふ葦牙の、甲斐有る國と成れる畏しこさ」と、訶備を詮に取成して、清音に云ることそは非事なれ、其にても芽の事を云るにて、穎の謂には非るなり、又或說に訶備は黴なり、黴は水火の氣に蒸されて生る物なるが故に、苔の生るを苔の產すと云に同じなと云へるも、取に足ざる非說なり）偖、此狀如㆓葦牙㆒と云へる一物は、何處より萌騰りけむと說はむに・古事記に、生㆓女島㆒、亦名謂㆓天一根㆒と有て・速吸名門に隣れる所なるに、其を女島と云へる比賣は、

女陰の名なる事、下に大戸之邊尊の傳に云へる如く、天一根と云へる此門より、如二葦牙狀一と云へる一物、萌騰れりしかば、天の成出し根と云義にて、伊伎島を天一柱と云て、海中に獨立る形容を云ふなどゝは、其義大に同じからざる者なりかし、猶傳に、豐國主尊の下にも、云むを引合せて見べし、（老子に、谷神不レ死、是謂二玄牝之門一、玄牝之門、是謂二天地之根一と有も、此を云へりと聞ゆ、列子天瑞篇に、此文を黄帝書曰とて引用ひたるを思ふに、老子の書は、黄帝の遺文なる可し、何れにしても、彼にも我が古說の傳はりたる者なり、赤縣大古傳に、谷は無底の谷にて、速吸名門是なり、其は江海の輻湊る所、百谷の歸する所なる故に、列子には勃海之東有二大壑一焉、實惟無底之谷、其下無レ底、名曰二歸墟一、八紘九野之水、天漢之流、莫レ不レ注レ之、而無レ增無レ減焉と云り、又此を玄牝と云へるは、地字は谷神の其女陰の狀なるに起れる稱にて、說文に、地元氣初分、輕淸陽爲レ天、重濁陰爲レ地、萬物所二陳列一也、从レ土女聲と云ひ、也字を、也女陰也、象形と有る段註に、坤道爲レ女、玄牝之門、爲二天地之根一、故其字从レ也、土生レ物、故从レ土と有をも思ひ合す可し）若て、其葦牙を葦角とも云て、是は男根の狀なりしと知らる、萬葉十六（十六丁）に、角乃布久禮と云は、男根を云ひ、神名の彥は、又男根の名なる事、第二一書其神の傳に就て說くが如し、女島の天一根なる所より出たりし物に、神隨にして男根の象を具へて、萌騰き上れりし事、靈しとも奇しとも、言も不得號けも不知、妙なりとも妙なる事にて、皆造化三神の産靈の神威に賴れる事申すも更なり、（猶上に、天先成の傳に云る趣をも、合せ考ふ可き事なり、此を以思ふに、右の老子に謂ゆる天地之根は、天根地根と云事にて、此地根より、天根も成出たりし由の古傳なる可し、偖、于時天地之中、生二一物一、狀如二葦牙一は、此隈の文にて、下へ續く所には非ざる

事、已に猶游魚之浮水上也の傳に、委しく辨たるが如し）〇便化爲神は、狀如葦牙より受て、便と云ふには非ず、上の猶游魚之浮水上也より、文を隔てゝ續く事、事實を合せて辨ふ可し、便は、其竟にて、物の畢竟を云なり、物に其因る所有て、其事を遂るを、果然と云も、此に同じ、（字は、乃とも卽とも則とも種々書けども、其言の意は皆同じ、應神天皇三十一年御紀に、之餓阿摩離と有は、其之餘なるを、其の之を須に移して語を成せり）便化爲神の神を、第五一書には、便化爲人と、人に作れども、訓は迦微と有り、但し此にては、其游魚の如くなりし物の、皆から變りて神の化爲りし意にて、山蔭に辨へられたる如く、漢風を文るとて誤れりし者なり、此は此物の變りて、彼物に化れるならず、上に神聖在其中と有る如く、其物に因て、神聖其中に成座坐る事なれば、此は文章の誤なれば、字は字にして、姑置きて、古意を立てゝ、便成坐流神者と訓むべきなり、（然らざれば、變化に成るなり、素問陰陽應象大論に、陰陽者變化之父母と有る注に、異類之用也、然鷹化爲鳩、田鼠化爲鴽、腐草化爲螢、雀入大水爲蛤、雉入大水爲蜃、如此皆異類因變化成者也、などの變化と、此とは大に同じからざる事、已に先師等の明辨有るが如し）第一一書に、天地初判、一物在於虛中、狀貌難言、其中自有化生之神と有は、一物の中に、自ら化生る神有る由にて、此も右の如くならでは道理に協はず、第二一書には、古國稚地稚之時、因此有化生之神と有も、其物より神の化生る義なるが故に、因此と記されたり、第六一書に有物若浮膏、因此化神、號國常立尊と見えたる、如此く有べき文なるを、正書と第五一書との二は、事實に合はざれば、此三の證を得て其意を含みて讀むべき所なりかし、（又第三一書に、天地混成之時、始有神人焉とは、右に引ける第一一書に、自有化生之神と有

るに等しく、第四一書に、天地初判、始有ニ倶生之神一、號ニ國常立尊一、次國狹槌尊と有るは、次に引ける第二第六の一書に、因レ此と有ると別なるが如くなれども、因レ此と云は、直に其物と倶に生れるなれば、其義同じ）俗、此は上なる猶ニ游魚之浮ニ水上一也より續きたる文と見えたるは、其所にも辨へたる如く游魚は浮膏、浮云などゝ同じ物にて、即如ニ葦牙一と云る一物の、立ち昇り去りし様なり、其如ニ葦牙一と云物に成坐る神は別に在て、其は天神なり、第二一書には、浮膏と葦牙と、其成れりし條理を別て記されながら、神名の所に漏れ遺ちして錯綜へられたる故に、誰しも葦牙より國常立尊は成坐せりと見て、此文を誤と思ふ事なれども、其文格を知らざるなり、又此傳と第五一書とに、葦牙の事を云ながら、其神名を省きて國常立尊を載られたるは、本より其を立たる傳なるが、游魚、又浮膏の成行きを事の序に云へるにこそ有けれ、葦牙より國常立尊の化生し意を以て記せる文ならざる事、已に游魚の傳に註せるを見て知るべし、記傳三（二十五丁）に、此の第六一書に、天地初判、有レ物若ニ葦牙一、生ニ於空中一、因レ此化神、號ニ天常立尊一、次可美葦牙彦舅尊、又有レ物、若ニ浮膏一、生ニ於空中一、因レ此化神、號ニ國常立尊一と有を引て、其說に、此に葦牙の如くなる物に因て成坐る神は天常立尊、浮膏の如くなる物に因て成坐る神は國常立尊と申すを以て、天地と分れたる事を知べし」と云はれたるは、實に動くまじき說にて、右に引ける紀の文を總括て讀に大に力とも成れる名說なりかし、此を以て便化ニ爲神一は、上の游魚より受けたる文の續きとは云なり、（又其細注に、但し此には、浮膏の如くなる物と、葦牙の如くなる物と、本より別に生れる狀に云るは、少異なる傳なり、然れど、天と地との分れたる事は此傳にて殊に著明く聞えたり」と云はれたり、實に、右の二物を、別々に空中に成れる狀に傳たるは、異なるが如く

には有れども然らず、浮膏より根ざして、葦牙は成れりと雖も、先に云ふ浮膏に、神名を擧ては、天神は其後に成坐る事に成て、天先成而地後定の義に背く故に、別々に分られたるにこそ有けれ、其實は、神の因て成坐る出自を明らかに傳ふる爲に、右等の事は、上なる一書に委ねて、其結びがてら、此傳を其終には載せられたるに心を可着なり）○號二國常立尊一と有る、國は、此大地なる事、上に洲壤浮漂云々より續きたる文脈を以て知べし、常にも國土と云事なるが、土とは其地盤を以て云ひ、國とは其居住に就て云事なり、又此を大きくは、此大地の全を國とも地とも云ひ、二合して國土とも云ふ事常なり、（委しくは、上の爲レ地、又地後定の傳、又洲壤の下に云ふを、見合せて曉る可し、古言の格、地とは多く體に云ひ、國とは指用に云り、然れば、在と有ゆる神名などにも、天某國某と云ひて、天某に對へて地某とは云ざるに同じく、天地とは云へども、天に對へて、天國と云はざる事にて有が如し、但し天國と云語の無しとには非ず、其は別に謂有りて云事上に爲レ天の傳に辨へたるが如し、海宮遊行章第二一書に從レ天降者、當レ有二天垢一、從レ地來者、當レ有二地垢一と云へるなどは、都知と訓て、久爾には非ず）國は、旋土、又括土の義なるが、日天を旋々と回り往て、一歳を爲し、春夏秋冬の節を成す故に、約に言と成りて、回の義なり、久爾とは、物の眞直ならで打曲る事に云ふ古語なり、道饗祭詞に、大八衢爾、湯津磐村之如久、塞坐皇神等之前爾申久、八衢比古、八衢比賣、久那斗止御名者申天と有は、道路の俣なる所は、曲り回りて行撓む處を守坐す神名にて、久那斗は回處なる事、講義に云へるが如し、北陸に有の折撓る所を行事を、久爾流と云ひ、東語に、垣を久爾と云も、宅構の外に繞らす物なればなり、續紀詔に、久那多夫禮と云へるも、直ならぬ人を回撓と云にて、狂を多夫禮と云も、共に撓み回る事なり、頑字などを加

多久那と訓せたるも、片囘にて、右と同じ、古今集序に、女郎花の一時を久爾流にも、と有るは、其盛の一時にして、囘り老い衰ふる事に云へり、此等を合せて、國は久爾にて、謂ゆる公運なる山の稱なる事を曉る可し、（源氏の紅葉賀卷に、先久爾々々しう恨むる人の心や云々、東屋卷に、是を思ひ分けたる事と久爾利云ふ事侍りて云々、實ならぬ事をも久爾利云ひ云々、紅梅卷に、生久爾々々しき事も出來る云々、竹川卷に、久爾々々しき事出來などして云々など有も、皆事を曲て成す事に云へるなり、又、蜻蛉日記に、少しは久爾利て書つ云々、落窪物語に、文を見給ひて、甚じう久爾利たゝめるは云々、源平盛衰記廿一にも、久爾利申す、と有り、俗にも、曲て言語を恭爾々々云ふと云ひ、又轉りて恭氏々々と云り、又溲字を許爾流と訓めるを、字彙に、水調粉麪也と有り、運歩集に、和合を許爾阿波須と有は溲字の義にて、久爾より轉れるなり）又國に旋土の義をも兼たりとは、日天にて、地を乘する氣脉に乘りて、撓挑と囘り周るが故なり、此旋轉止まざるに賴りて、大地は能く圓在て常方に立てり、此を以て括土の義有り、大地は土を括めて圓在たる全體を成し、又大地を區分て千萬國に分てるも、各一括と成すを以て、其大名を及ぼして、皇國、蕃國などの如き、一部なるをも、山城、大和と一域なるをも、御心廣田國、御心長田國と一區なるをも、皆國と云は、其處限に土地を括めたる由なり、孝元天皇の大御名を、古事記に、大倭根子日子國玖琉命と有を、御紀に國牽と作れたるは、已く其義明らかならざりし故に、括字を當てらる可きが、牽には成れゝども、其義に於ては同じきなり、（字彙に、囗古文國字と有を、說文に、囗囘也、从囗囘帀之形と有て、囗は大地の象形なれは、篆には○字なるを、楷に囗に作れるなり、予が久爾と云ひ、旋土と說き、括土と云る義に叶へり、括は玖琉牟、又玖々琉なども云

て、今も物を一つに統ぶる事に云り、倍、又和名抄蠶絲具に、反轉、久流閉枳、又繰車、繰久流、絡レ絲取也、漢語抄云、繰車於保加と見えたり、絲を繰ると云も、又括む由なるを思ふ可し、大平記大全に、桃井直常が初めて用ひたる陣法に、轉引と云事の有を、一名を回引と云るも、又此の傍證には成べき者なり）常立は、處立にて、上に、重濁者凝場離と有りし物の、凝場り成れる由にて、其重濁者と云へる濁を土凝と云が、實に凝りて、國と成れる意の御名なり、倍、常は所凝にて、所は土なり、古より以來、土を字音なる如く、我も思ふ事には有れども、熟思ふに、下に濕土、此云二于毘尼一、沙土、此云二須毘尼一と、初土窄土なる事、其傳に委しく註せる如くなれば地字音に同じきは、此と彼と言語の同じきなり、然れば、所又處を登とも登許とも云は、土の凝て國と成れるより云ひ出でたる語なり、倍、此國土は、人類萬物の止住む所なるを取て、地を登許呂と云ひ、床をも登許と云事なり、（和名抄車具類に、轉、車下索也、和名度古之波利と有るは、床を縛る由なる名なり、人の居るにも寝るにも、其落着く所を床と云へる、皆同じ事なり）倍、大地は土の凝固れる物なるが、旋々と固るに依て彌々堅固しく、常に變らざるなり、是を以て、物の譬に常石堅石、又は磐床なども云ひ、長く久しく動く世無き事には常宮常都御門、或は常世常夜常闇、又は常處女など古言に多く、又常なる事に常在など云るは、皆此國土の易らぬ事を用ひたる者なり、猶上に爲レ天の傳に、天常立尊の御事を云へるに見合せて曉る可きなり、（記傳三に、登許と曾許と同じ義に說かれたるは然る事ながら、常は常、底は底にて、各別なる事、第一一書に云べし、師の、此を黃泉神なりと云れたるなどは、殊に忌はしき事なり、黃泉神の事は、四神出生章に云ふべく、又道饗祭祝詞講義に云れば、今辨ふる限に非るなり）立は、如二葦牙一物、萌立

騰りて天と成り、如二浮膏一物は日縦に立寄り旋りて地と成れるが、自ら然るには非ず、其物に託て各々成坐る神御在して、其處を建て定め給へる由なり、上にも云へる如く、大地の公運は、天日の周圍は大地を貫串て、此を與る氣脉有り、大地此に乘て、日縦を東に向て旋々と回市り止ざる事、少しも舒速有る事無く、凡三百六十日餘にて、復本處に歸る、此我一年にて、西蕃に西游昇降と云へる是なり、如此くして歳往反り、反りては又回市りして、實に天壤と窮り無きは、國の常しへに立てる所由にして、此神、即ち其神なるなり、(通證に、常與レ時訓通、歳月相移而古今不レ變、所謂與二天壤一無レ窮者、亦在レ茲と云へるは、別なる事に云へるなれども、少か此に叶へる者なり、俗にも、月の立つ月の立つ時の立つ年の立つと云るは、其旋轉る事の日縦に向ふを以て云なり）偖、御紀は申すも更なり、凡て古事に見え給へる神々の御名はしも、其成り出で坐し始より、誰が號け稱奉るとは無く、神隨にして負坐る者にして、更に後より儲たる者には非ざるなり、高橋氏文に所見たる景行天皇の大御勅に、磐鹿六獦命の行事を擧て、斯天坐神乃行賜信留物也、大倭國者以二行事一負レ名國奈利、磐鹿六獦命云々、仕奉止負賜天云々、如是依賜事波朕我獨心耳非矣、是天坐神乃命叙と見えたる如く、神も人も行事の有る、其は天坐神の預て共に行給へるなるが、其行事に依て名に負ふ事にて、何方より見ても、工匠は工匠、商人は商人なる故に、定りたる名と成るを以て、人よりも工匠の職に用ひ、商人の業に任する、是天坐神の命ぞと詔へる意なる事、次に尊字の傳に云ふを見て曉る可し、（猶寶劔出現章に、幸魂・奇魂の事を云ひ、顯宗天皇紀傳に、預二鎔造天地一の由を、委しく云を見べきなり、又此の第四一書に神名と有る傳に云る如く、名は成と云事にて、人の營爲を産業など云に同じく、皆行事を以て、名に負ふ由なり）如是く成坐

せる始より、何れの神と雖も、其行事を以て神隨に負坐る御名なれば、神代の古傳を明らめ、天地の古說を苟しくも知むとならば、必先神名を本とし、次には事實の古語に合せ徵して、說明め奉る可し、然るは、事實の古說は、其傳坐す神々の心々に依て、其同じ物にも、浮雲、浮膏、游魚などゝ傳分けられたりければ、其極意は同意なるも、其說に異義を生し易く、且神代の古傳にも、西蕃の古說などに少も相類たる事し有れば、其文を引附けて被記たるも少からねば、其說を成すに、不知々々も漢意に說曲ぐる事も有を、神名に於ては、元より天地を造化し給ひし皇神等の、御身自ら其行事に依りて負坐し、又佗神よりも其行事を以て負奉り給へる者なれば、其を說明め奉れば、其神等の行事を、今現に正しく仰ぎ見奉る思を成す事なる故に、予は神名を明らむるは先なり、事實を說くは後なりと、常云ふ言なり、(然るを、釋に或書問、國常立尊御名、誰人始稱、又若有レ所レ據爲レ號哉と有る問は、如何なりし人の疑なりけむ、事にこそ依れ、天地の最初に成坐せりし神名を、誰人始稱などとは、何たる狹意ぞや、もし右の如くならむには、天地の出來始り成立てるを、神と號けたるになるなれば、神は名有て其實無き物と成るをや、其答に、師說、假名日本紀、上宮記并諸古書、有二此號一、但始稱之人無二所見一、上古之間無二由據勘一と云へるも、弱き答なり、假名本及上宮記など、佗の古書に在りとて、其撰者の作爲れる御名ならむやは、又始稱之人の有無を云べきならぬを、此答も未しき人の說なり、其次に、今案、常立之義者、天下始祖、將レ傳二子孫萬代無窮一歟と云へるも、唯容理を差て神と號けたる下心見えて、甚々忌はしき說なれば欺かるゝ事勿れ、皆儒見にて、彼鬼神者、造化之迹也と云へるに相儻せる如き物なり、記傳三に、　豐雲野神より訶志古泥神まで九柱の御名は、國土の初と神の始との形狀を、次第に配當て

負せ奉りしなり」と有るは、右の空理を神と云には非ず、實物の神の御名の飽まで心得られたる大人なれども、此は說き誤られたり、其は其說の如く配當て負せ奉れるは、何れの神ぞ、何れの人ぞ、甚々信ひ難き說なれば、此は用ひ難し、必ず予が云ふ如く、誰が號け稱奉るとは無く、其成始より定れる御名と心得むには、然る疑は非じ）○尊字の下に、至貴曰尊、自餘曰命、並訓美擧登と、同じ言を、尊とも命とも書別けられたるは、尊きと卑しきを、分たむ爲に物爲られたる物から、其義二つ有が故なり、其一は、尊は御事なり、其行事に依て、其神と坐す由なり、一は御言にて、皇祖天神の命を蒙り持たせる義なり、（但し此差別は、神世五御代、七御代に依て立てたる事、左に命の下に云が如きが、今は姑く尊字と命字とに預けて說くべし、爾らざれば、古事記と合はざればなり）至貴曰尊は、天御中主尊より、次々遠皇祖神等には、皆尊字を書かれ、又御世々々の天皇、及び皇后皇太子に限れる事なり、偖國常立尊など、尊字を從て稱奉れる意は、國を常しへに立て給ふに依りて、國常立と申すは、其行事を申しての御名なり、尊は其行事を指して御事と云崇奉れるにて、中昔に其對へる人の名を呼ばざるには、御事と云へる是なり、（釋に公望私記を引けるに、凡神人相共、受上天之御事而奉行之、次神者受貴神之御事而奉行之、故尊與命同號美許止、猶如言御事也と有る、御事の說は宜し、然れども受上天之御事とは彼別天神などを云か、然れば、其始祖と坐す天御中主尊などには申されぬ稱なり、如何にとなれば、此神より以降、次々に神成坐て、上天を造らせ給へればなり、又、西蕃に、天道天命など云ふ空理の天と見たらむには、彌々違へる事遠き者なり、尊字、說文に高稱也と見え、廣韻に、重也貴也、君父之稱也とも有る字義を取て、用ひられたるなり）自餘曰命と有は、上に云へる

如く、君上なるには尊字を用ひられ、其餘は、必ず臣下ならぬも、庶流の方には、何れも命字を用ひらるゝ事なれども、其は此御紀に始りたる事にて、古くは命字を耳書たるなり、而して、意は命令の由と聞ゆ、古事記に、天之御中主神より始て、伊邪那岐神伊邪那美神まで、其成坐る所には神と云ひて、次には、於是天神諸命以、詔伊邪那岐命伊邪那美命二柱神、修理固成是多陀用幣流之國、賜天沼矛而言依賜也と有て、初て天神諸の命を蒙り坐る所には、如此く命と申して、神とは無きは、全く命令の故なり、祝詞に、皇親神漏岐神漏美乃命以弖云々、又是以天津神能御言以弖云々など有る是なり、（釋に次神者、又受貴神之御事、而奉行之と有るは、貴神の御命を奉りて、物に行ふとの義にて、此は當れり、命字を、說文に使也と見え、玉篇に敎令と有り）然れば神等に某命と申すは、上（國常立尊條）に引ける高橋氏文の古說の、其の各も各も隨分に行事有るは、皆皇祖天神の天上より命依し給ひて、令成給へる者なりければ、此神は彼、其神は此と、各〻其命を持ち給ふ故に、譬へば、天下の物を知り行ひ成せば、其行事に依りて、大物代主命と申し、又其に對ひて、天下の事を知り行ひ成せば、其行事に依て事代主命など、多く某命と申すは、此意なり、但し此神等の、天神より然る詔勅を奉給へりし由は、物には見えねど、彼大己貴神の平國の時に、幸魂奇魂の出來給ひて、其傲りを抑へ給るを見る可し、然るは、我も人も得知ざる事には有れども、各〻其行事に得たる所有るは、其行事即ち皇祖天神の命なるなり、其幸魂奇魂は、彼顯宗天皇御紀なる、日神月神の御命に、我祖高皇産靈尊、有預鎔造天地之功と有る預は、其行事有る神を立て、其上より相預て、其を令成給ふ事にて、幸魂奇魂と同じ義なる事、已に祝詞講義（生島神詞、及神賀詞條）に註せるが如し、孝德天皇御紀に、預字を玖波禮理と訓

あるは所加の意なるを以て、其事を主と成す神の上に、副加はれる神有る事を明らむ可し、此は其御命を令持て、其命持る天神より、又預て其御命持つ方を守らせ給へるなり、（和名抄に、太宰府於保美古止毛知乃司と見え、續紀の宣命に、國司の事を國々乃宰と有るも、御命を持つ由なり）然れば、御紀の上に於て云むには、尊を御事にして、直ちに其神を指す詞なり、命は御命にして御命持せる神を申せれば、其神の上に神有るが故に、尊に別ちて、自餘日レ命とは書かれたる者なり、其より轉して崇辭として、記傳四に、一天皇命、神命、御祖命、皇子命、父命、母命、那勢命、那邇妹命、妻命、妹命、汝命などゝも云へる、記中、又萬葉などにも多かり二と云はれたる如く、崇辭と成す意も、其に右の二義に依れる者なり、（但し御事と云へばこそ崇辭とも成るなめ、御命と云はむは、卑しむるが如くなれども然らず、御命を持たせるが、俗に云はゞ、官職を帶ぶる人の如し、官職有りとて、其を卑しむべからざるを以て、御命持せるが尊きを知べし、譬へば、天皇命と申すは、天皇と云命を天神より奉り給ひて負持坐す義、御祖命と申せば、其御祖となる可き命を、天神より蒙り坐て負持給ふ意なるが如し）〇次國狹槌尊、釋に引ける私記に、或書作二國狹土一と云り、次は、其國常立尊と同じ物に因て成坐る神なるが故に次とは云り、下皆然り、記傳三（三十三丁）に、國之常立神より以下の神等は、彼如二浮脂一物の中の天と成べき物は、既に萌騰り去りて、迹に殘り止まりて地と成べき物に因て成坐るなり云々、上に如二浮脂一而多陀用幣琉之時と有は、廣く伊邪那美神の成坐る迄に係たる語なれば、國之常立神より次々、皆此物に因て成坐る事、自然聞えたり、然らば、如二浮脂一而云々と云事をば、國之常立神の所に云べきを、上に云るは如何と云ふに、彼如二葦牙一なる物も、此物の中より分れて萌騰りつれば、此物

をも先云ずは有べからずと云れたるは、然る事にて、此紀の趣も然り、（其は、此に天地開闢之初、洲壤浮漂、譬猶游魚之浮水上也は、記の如浮脂而、久羅下那洲多陀用幣流之時と有に當り、次に、于時天地之中、生一物、狀如葦牙は、記に如葦牙因萌騰之物に當れる事、上に云如くなればなり、若て國常立尊は成坐る、其物に因て、同じく其次に成坐りとなり）狹は借字にして、避なる事、地後定の下に且々云るが如し、又狹に避の義有が、其任にして會利に通ひて、國底立尊の底と相近きは、元一神なるが故なり、國土の初め重濁れりし物の、凝塲り難きが、混沌て一には集り成らざりし間に、數箇に別れ避て、國の退立限り迄、大き小き國々は出來れりし也、借其國と云は、土木火金水の五星は更なり、大地に近きは月輪など、凡て大地と同じく、天日の光を受て晝夜と成しつゝも、日天を周り圍む星は、皆我大地より別れ避れる者なり、古來の識者、彼如浮膏物より、如葦牙物の萌騰れりしは、天日と成れる其後に、其如浮膏物の國土と成れる其耳を知りて、天地の説を盡したりと思ふは、如何なる事にや、予は心行ず所思るなり、其は地より淸上りて成れる天日を君主として、其旋動に從ひて、土星以下の星の大地と同じ狀に、其周りを圍み旋轉は、何の由何の緣に依て然るや然らざるや、古書に其傳なければとて、今現に天日に從ふ由來を明らむ可きを、然る意有る人の、世には聞え來ぬこそ氣疎かりけれ、若本より有りと爲は、何に依て、後に出來れる天日には從ふらむ、後より成れりと爲は、天よりや別る、地よりや裂たる、亦其義を採索めて、知べき限りは知り明らむ可きを、甚々怪しき事なりけり、（予は此を見出て、已に天地未剖の下に云へる故に、此言は立つるなり、五星の地なる事、譬へば、天とは天日をも云ひ、又天日と恒星とをも合せて、天とは云へるが如し、但し今予が五星を云

は、俗神道者流の國常立尊以下の神々を、木火土金水の五行に配當たるとは異なり、然る妄說など〻同じ思を成す事勿れ）槌は借字にして地なり、私記に、或書作國狹土と有を以て知べし、土と云意は、地より別れ避て、又土塊と成り、其本同じ圓在たりし時の氣に率れて、各〻五星共に、天日の周圍を回り傳ふ事、又此大地の狀なるが如し、又月も此大地より別れたりと雖も、此は復に後に成れりし物と見ゆ、其は二柱神の國生坐る頃ほひは、天日の光を久しく受る隨に、潮水と成れりしかば、其頃などや別れたりけむ、殊に地に親しきは更にも云ず、潮の月に應じて盈虛するなど、同氣同質の相應ずるなればなり、然れども、其分判たりしは國生の以前にて必ず有べきなり、（然れども月讀尊の成り坐さざりし間に、月は在るべくも非ずと思ふ人も有りなむか、其は惑の甚しきなり、天日の既に在りて後に、日神は其を所知看すに非ずや、又平田翁の、月像美國と云て、地下に在る黃泉國と混つに爲られたるは誤なり、月讀尊と申すも、月夜とは其國の名にて、見は、所知看す義にて、大日靈尊と申すも、大日は天日の名にて、靈は所知看す義なるに同じ、然れば、單語には、日と云ひ、月と云ひ、重語には大日と云ひ、月夜と云ひて、其に對へる名にて、其地を稱ふなり、又其靈と見とは、其地を所知看と云義にて、其神の行事を申す事と心得べし）〇次豐斟渟尊は、豐は動なり、斟は雲なり、第一一書に、亦曰豐組野尊と見え、古事記には豐雲野神と申せる是なり、偖豐は動の義にて、地動の事に因れる言なり、然れば、言義は底倚なる可し、例は、古事記に、須佐之男命參上天時、山河悉動、國土皆震と有るを、御紀に扇天扇國、上詣於天と有りて、纂疏に、扇動也と註させ給へるが如し、又古事記石屋段に、天宇受賣命、於天之石屋戶、伏汗氣而、蹈登杼呂許志、爲神懸而云々と有て、次に高天原動

而、八百萬神共咲と有て、登杼呂許志に對へて、動と云ひ、又八千矛神の御歌に、岐藝斯波登與牟など多く見えたり、祝詞に、朝日能豐逆登と云ふも、朝日の動み榮えて昇るが如く見ゆるに依て云なり、此にて動は豐なる事を明らむ可く、萬葉七(十八丁)に、大海之水底豐三と、動字に通はし用ひたるをも、思合すべし、(又古事記に、其大沼共拂レ樹而地動鳴と有るも、樹に拂たる故に、動み動むに依りて鳴しを以て、動鳴とは云へるなり、萬葉十五に、伊波婆之流多伎毛登杼呂爾鳴蟬之などゝ見え、又崇神天皇十年御紀に、騷動を登與久と訓て有る、皆同じ條理の語共なるなり)所以に、第一ノ一書には、豐國主尊と申す御名を最初に擧られたるは、主たる御名なればなる可し、俗、豐國は動國にて、謂ゆる地動の事にて、私運の名なり、私運とは、國常立尊の神威に依りて、一歲の公運に准ひて、自轉して一晝夜を成しつゝも、凡三百六十動みして、一歲をなす事を云ふなり、此動みに資て、晝夜と行交りて、地上に萬物生々て蕃息る事にて、世中に此に勝れる寬大なる事無く、又、此に超えたる善事は非ざるが故に、物を美稱ふるに、豐果と云へる是なり、柱譽重が、常陸風土記に鹿島神宮の事を、天則號二日香島之宮一、地則名二豐香島之宮一と有るを以地に豐と云ふが美稱なるを思ふ可しと云へるを以て知べし、(委しくは、祝詞講義豐受宮條、又御門祭豐磐間命條に云が如し、俗、地動の事は、荒西夷人の始て考へ出でたる說の如く、誰も思ふ事なれ共、此第一ノ一書に見えたる、亦名の傳を讀まば、著明かりなむ、上なる爲レ地、又地後定より下、次々傳に云へるをも思ひ合す可し、西蕃の古說は、上に引ける或書に、天左旋、地右動と見え、春秋元命苞に、陰右動終而入二靈門一、地所二以右轉一者、迎レ天佐二其道一と見えて、古き事なるを、既く其傳は亡びつと見えて、明の游子六が、天經或問に、黃石齋老師云、地動而天靜也、地轉而天運也、如二

舟行而岸移、非岸移也、實舟行也、余嘗質之曰、若地轉而、天若運、日月之行、則不偏南北矣、五星之度、則無遲速矣、地無震搖矣、節無寒暑矣、然天乃輕清故轉速、地乃重濁故靜定、然舟行數百里、人亦寢食不安、地周九萬里、而人能安其寢食耶、必以天動旋于外、地靜亙於中乃確也、師首肯之など云へる、幼稚げなる愚論あり、漸く今の清代に及て、始て西洋人より傳へて、地動の事を知れる由なり、印度にも地動の說なりしを、既く佛祖が爲に亡びたり、其は、立世阿毘曇論に、地動品と云有て、有諸外道、作如是說、是大世界恒去不息、是言應答、此事不然、若實爾者、如人擲前、物應落後、又諸外道、作如是說、是大世界恒墜向下、是言應答、此事不然、若實爾者、如向上擲、應不至地、又諸外道、作如是說、日月星辰恒住不移、大地自轉、疑是天迴、是言應答、此事不然、若如是者、射不至堋、又諸外道作如是說、大地恒浮、隨風來去、是言應答、此事不然、若實爾者、地恒併動、若不爾者、地作何相、地住不息と有り、此外道と云るは、佛道に對へて、其外なる說を左道として、卑しめ云ふこそ有けれ、佛も如此く描き者ならむには、實に凡夫にも劣れる者なりけり、此地動の事、長阿含經にも同じく見えたり）斟は雲にて、祈年月次等祭詞に、青雲能靄極、白雲能墜居向伏限と有る、青雲にて、謂ゆる空氣なり、俗、雲は氣聚にて、霧と云ひ、霞と云物と同物なるが、其遠近高低に依て、唯其稱呼の別なる耳なり、四神出生章第六一書に、伊弉諾尊曰、我所生之國、唯有朝霧而薫滿之哉、乃吹撥之氣化爲神と云々と有る、此に依て、俗に芬圍と名を改て、師の薫圍と字けられたる者、即ち此青雲なり、俗此薫圍は、大地を包み圍む物にして、其厚さ地平より上四十五度に及ぶと云へり、是即ち大地の動みて晝夜を成す內に、天日の光輝を受けたる其溫なる氣、

大地の全體に融通りて其氣の又地外へ薫滿る物にて、水と火の相混和たる質なり、（倍又、右の白雲は同じ物ながら、一時、河海山澤の氣にて、此薫圍とは別なり、薫圍は、濛氣とも濛環とも云て、大地に在ゆる諸般の氣、相聚りて、常に地外を包み圍む物なるを、白雲は其薫圍の中にて、謂ゆる冷際と云に至りて止まる物にて、一種別物たり、假令は、白雲は口中より態と吐く呵氣にて、其出る所は厚く濃くこそ有けれ、其は限の有を、青雲は常に覺えずして、不知々々呼吸する氣息の如し、思ひ混ふる事勿れ、右の白雲は、其平生を以て云にこそ有けれ、或は雨となり雪となる物にて、青雲とは悉く別なる物なり）大瀧光憲說に、「天の最中は天日なり、天の最上は別天にて、日之少宮是なり、別天は天日を圍みて、其外に在り、斯在に大地は五星と共に、天日を中心にして、日天の內を巡れゝば、常に邊僻に居るなり、然るに地平より天體を見るに、覆盆の如く見ゆるは如何にと云に、右の薫圍の半面を見る故なり」と云へるは然る言なり、此に就て又考ふるに、日天本より圓く、別天亦圓き事雞子の如くなり、然るに、地外の薫圍にて、右の如く覆盆の如く見ゆるは然る物から、恒星も亦覆盆の如く圓々と見ゆるは、彼は大きく此は小きに依て其差の出でざるなり、譬へば、向ふに一小丘有り、我を距事一萬步有るを、此方にて或は進み退き、或は左右して見たらむに、少しの我動きにては、彼が位置の然耳易りて見えざるが如くにて有べし、此の天體も亦必ず如此く有べき者なりかし、（此は去し嘉永元年夏、予其家に在し時、鈴木有隣に諭し居たるを聞き居たるを、今茲に用有て記し加ふる者なり、）倍此薫圍は、葛稚川が抱朴子に、上昇四十里、名爲二太淸一、太淸之中、其氣甚剛、能勝レ人也、師言、鳶飛轉高、則但直舒二兩翅一了、不三復扇二搖之一、而自進者、斷乘二剛氣一故也、龍初昇二階雲一、其上行至二四十里一、則自行矣、此言出二

於仙人一、而留二傳於後世一耳、實非二凡人所一レ知也と有を、或人、太清は薫園なり、剛氣は冷際なりと云るは、然る言なり）倍、其青雲は、天日の光を受て、大地を蒸し成せば、天地の氣相交和り産靈て、萬木此に依て成り、白雲は其氣中の一種にして、河海山澤より蒸發る物にして、夏は殊に多くして、雨と降て萬物を滋潤し、冬は雪と成て土地の冷寒を防ぎて萬物を保有る、此等皆、天日と大地の氣の相交りて、令然る故に、太神宮の祝詞に、右の如く、青雲白雲の事を並べ申させ給ひて、年穀の豐饒ならむ事を祈らせ給ふ事實に深旨有る事なりけり、委しくは、講義に云を見て曉るべし、此青雲白雲の起りは、全く地動に依れる故に、國には、始て豐葦原瑞穗國の嘉號を以て命け給ひ、神には始て豐宇氣毘賣神と稱奉るに、此神の出自は、四神出生章第二一書に、軻遇突智娶二埴山姫一、生二稚産靈一と見えたるに、古事記には、此神之子と見えたるは、實に此の古傳に相合へる者にして、火神と土神との交合に依て、物の産靈ばり生出る、稚産靈神有て、其子に豐宇氣毘賣神の成坐る事、卽ち天日と大地の氣の醸し成より出でたる事なる故は、豐は地動の義に出たる語なるを曉る可し、（所以に天に成坐る神には、豐とは稱奉らぬ事にて、皆國土に成れる神に稱る例と見ゆるは、大地の動みに依りて、萬物の出來るが故に、此より世に美たき事は非ざれば、物の豐饒なる事と、盛大なる事には、何時とても稱云ふ事なり、但し天神と申せども、此國に降り坐せるか、凡て此國に依れる御事には、豐某と稱申す事の有など、大殿祭、御門祭の講義に註せるが如し）但し上にも說ける如く、天乃壁立極悉く氣の充塞がる所なるが、別天の氣は、其質水に近くして、火を含み、日天の氣は、其質火に近くして水を含める物なるが、其陰陽の氣、元は相混がれたりしが、始て分れたるより、又相結びて一物と成れりしは、卽ち天地なるを、此大地より

再び雨霧の如く薫り滿る青雲はしも、謂ゆる空氣なるが、其にては氣に二種有るが如し、今此を論さむに、別天の氣は水なり、日天の氣は火なり、此を造作る神業を以て、或は蒸熟し、或は麹蘖と成して、再び水を合せて酒と成せる、此酒を姑く此天地の氣と見るべし、此に又神業を以て、右の如く又折返して醸る時は、酎酒と成る、此即ち地外に薫滿る氣なり、右の酒の氣と酎酒の氣と、其源は同じ物から、其成れる上に、其程の異りは有る事なり、而して、其薫間は天日の光を受て地に徹り、地より薫り出て、天氣に交合て萬物を生す物なれば、此豐斟渟尊の御功計り、世に尊きは非ざりけり、（天經或問に、四元五行の事を云る其說に、氣分二其氣一、以凝爲レ形、而形與レ氣爲二對待一、是一レ之而用レ二也、土形居レ中、而水火二行、交二旋其虛實之氣一焉、是土爲二形主一、水形流レ地火形緣レ物、而水火實爲二燥濕之二氣一也、金木之形、因レ地而出、金則地中之堅氣、木則地外之生氣、然爲二其氣一也列二于東西一、以爲二生殺一、故擧二南北之水火一、而東西之金木寓焉、非三以爲二水火待對一也、是天地之氣、必原二之水火一、水之用質重、而火之用最神、而氣溢二于火一、而轉動則爲レ風、吹急則爲レ聲、聚發則爲レ光、合凝則爲レ形、是風聲光形、總爲二氣用一、無レ非レ氣也と云るは、後代の說ながら、古に容理を云へるには勝れゝば、一應り心得て有べし）〇凡三神矣より成二此純男一までの文は、古事記に、次成神名國之常立神、次豐雲野神、此二柱神亦、獨神成坐而隱身也と有るを、漢文格に書き成されたるなり、凡は物を合せて一束に爲る事を云ふなり、三神矣は、三柱能神坐理と訓べし、柱とは、八洲起元章に、以二磤馭盧島一、爲二國中之柱一、其一書に、作二竪八尋之殿一、又、化二竪天柱一と見え、古事記にも、見二立天之御柱一、見二立八尋殿一と見えたるは、天を固め保つ御柱と云ふ物の有る、其に准ひて、國柱を竪給へるを、其に擬らへて、天柱

と此にも號けさせ給へるが、天御中主尊より以下の神等は、天地を造化坐て、天地を堅め保有せ給へれば、其天柱、國柱に寄せて、五御代、七御代の神を、五柱、七柱など申せる事なりけむ、其を及ぼして、佗神等、又貴人などにも申す事には成れりけむかし、（譬へば、古に某殿と云しは、其名を云に憚かりて、其住坐る殿舍を以て稱せりしを、後には殿に住べき限の人ならぬをも、誰殿彼殿と云て、何時となく敬詞と成て、今は其殿にも、何にも預らぬ事の如く思ふが如し、記傳三に、「古は神をも人をも數へては、幾柱と云り、神は本よりの事にて、皇子等などをも然云へる、常の事なり、良後には、三代實錄清和天皇の大命に、太政大臣一柱と詔ひ、空穗藤原君卷に、大將なる人の女等の事を云ふに、今一柱はと云へり、皆貴人の上の事なり云々」と見えたり）倩古事記には、右に引ける如く二柱神なるを、此に三神なるは、國狹槌尊一柱の別に加はれる故なり、然れども、其は國常立尊の亦名の混れて二柱に成れる事、上に地後定の傳に註せるが如し、舊事紀の神代系紀に、國常立尊の下に、亦云國狹立尊、亦云國狹槌尊と有るは、例の私意を以て作れる事か、此神を天御中主尊の次に載て、二代俱生天神など妄作せるを以見れば、甚信み難きは然る物から、古事記の神世七代の傳の方、角代神、次妹活杙神を收めて符合へれば、然る亦名と爲る系記も有しなる可し、如此くならざれば、天常立尊、國常立尊と相對ひ、可美葦牙彥舅尊、豐斟渟尊と相對ひ坐せる事實に合ざるなり、此を以て見れば、彌々亦名なる事灼然し、但し神等の御上に亦名と申すは、其本御身より御魂の分り坐て、別に一柱神と坐て、亦の御行事を成し給ふに依て、御名の亦別に有るにて、一身にして二名有るには非れば、凡て亦名を申すは、其分身の御名なりと知べし、（人は身中に魂を收むる者なりければ、夫婦相嫁繼て子を成すより外、身を

分くる事は出來ざるを、其も魂しひ迄を分くるには至らぬを、神は然らず、御身一柱にしては成就し給ひ難き事の有るには、幾柱にも御魂を分け、御身を分ち坐して、御功を立て給ふ事、思ほせば思ほすが隨に、御心に隨ひて成る事なれば、凡人の身に比べて思ひ誤る事勿れ、所以に御功の高き神に限りて、御名の多く坐す事、此傳一部を讀み亘りて曉るべし。然れば、此の國狹槌尊と申し奉るも、國常立尊の亦名にては有りながら、其行事に就て、御魂も御身も別に一柱に坐せば、此をも神世七代に列ねたる古傳の有つらむを、御紀は其本に依らせ給へるならむか、然れども、正しく神世七代とし云へば、必ず右の古事記の如く無くて叶はぬ所なり）○乾道獨化、所以成此純男は、記傳三（三十七丁）に、「獨神云々、書紀は獨神成坐ると、女男神偶て成柱るとを分ちて、此までを一段と爲られたるを、此記は神世七代と云を一段として、此處をば下へ續けたり、此に凡三神矣、乾道獨化、所以成此純男と有るは、古傳の本書には、此記の如く、唯、此三柱神者獨神成坐也などゝ有けむを、例の撰者の強ひて漢めかさむ爲に、如此潤色を加へて書れたるなり、甚煩さき語なりかし」と云れたるは、實に然る言なり、（此に對へて、下に凡八神矣、乾坤之道相參而化、所以成此男女と有も、右に同じ、此等の御紀を選定められし時に、上件の如く、古傳を漢文樣に書取り給ひければ、其結句を、又彼に取らるる故に、易を用ひて記させ給へる文なり）乾道獨化は、右に云れたる如く獨神成坐而隱身也など云を換られたる文なり、記傳三（十七丁）に、「獨神とは、次々の女男耦ひて成坐せる神等と別ちて、唯一柱づゝ成坐して配び坐す神無きを申すなり、竝ぶ兄弟のなき子を、獨子と云ふが如し」と有るは、其記の神世七代の分註に、上二柱、獨神各云一代、次雙十神、各合二神云一代也と有を徵と爲て云はれたる、動くまじ

き說なり、然るに、此の獨化は下なる相參の對にて、乾陽の純と化る故に、男神耳成坐し、次なるは乾陽坤陰相參りて代る故に、男女耦生坐りとなり、（但し此は甚々信ひ難き心ちす、右の三神は國土に依れる神なり、如此くにては、天神の天上に在すなどにこそ叶ふ可けれ、舊事紀にも、此神等に俱生天神など有る如くにて、餘りに叶はざる文なり）然れば、記の獨神は、其成れる神に申し、此の獨化は、其神の因て成れる物實に就て云へるなれども、此は協ひ難き心ちす、其は次に云べし、隱身とは其物と俱に生坐て、其物の主宰と坐す由なるが、顯身を顯はし坐す御靈の幸ひを以て、造化り給ふを行事として、他神に御命負せ給ふか、又は諸神と神議の御在し坐す時ならでは、顯身を成し給はずして、常在に靜まり給ふが故に、隱身とは申すなり、猶神聚生二其中一焉の傳に、其說有が如し、（乾道は易の乾の彖傳に、大哉乾元、萬物資始、乃統レ天、首出二庶物一、雲行雨施、品物流レ形、大明二終始一、六位時成、時乘二六龍一以御レ天、乾道變化、各正二性命一、保二合大和一、乃利レ貞、萬國咸寧と有り、殷岡從が神通放言に、其資て始め天を統ぶる物は、日輪の神物にて、首て庶物を出すは、日輪の化育なり、又大に終始を明に成すも、日輪神物の出沒、本末自明なるを云ふ一、六位時成とは、六合及晝夜二六十二時を云ふ、此を龍に象るは、變化の義に據る曲言なり、子華子に群龍者衆陽氣也と云り、如此く、乾道は今日の天にて云事なるを、天先成などの事に當て、其を乾通と云は違へるに似たり、從が云へる如く、漢以來の易を說く者、悉く易理に闇かりしかば、御紀の選者も其誤を受て、事實を誤らせ給へりし者なり、所以に、此說は成せれども、其訓は省けるは、古語を混淆らざる爲なり）成二此純男一と云も、未審しき文なり、此より以前に成坐て、而も天神と坐す高皇產靈尊、神皇產靈尊などの、此も獨神成坐るすら、神皇產靈尊

には、古事記に神産巣日御祖命、神名帳（出雲國出雲郡）に神魂意保刀自神社など、女神の御名御在せれば、高皇産靈尊に別に男神と云ふ傳も無けれども、出雲神賀詞に、高御魂神魂命と上に在て、親神魯伎神魯美命と下に云へれば、必ず夫婦の神に在し、次に可美葦牙彥舅尊と男神なるに合せて、天常立尊をも天に屬ける神なれば、姑く此をも男神と見奉りたらむには、大地に屬ける神は、共に對ひて女神ならむも知るべからず、然れども然る傳無ければ、古の成ニ此純男一と有るに依ると雖も乾道獨化などゝは、決めて言はれざる事とぞ所思えたる。私記に、問、開闢之時、天下已定、然則乾坤當ニ共相化一、何故乾坤獨化哉と疑へる、其答に、天地已定、陰陽是別、一儀雖レ具、三才未レ備、故即生ニ男足ニ三才一、但天先成地後定、故乾道先化乃成ニ純男一也、非レ謂ニ天獨在而地獨無一也、と有れども強ひたる可し、（又釋に、以ニ天先成之義一、國常立以下陽神化生、所謂乾道獨化是也とも見えたれど、國常立尊は、天先成れるに因れる神には坐さず、地後定に因れる神なり、口訣に、乾道獨化者、狀如レ無而有、猶ニ天養ニ萬物一之神也と云るは、右の古事記の事を含みたる說なれども、猶盡さゞるなり、其外にも此を立て云ふは、悉く僻說なり）

嘉永六癸丑年九月十八日於出羽國藤原光憲亭開宴

同十一月十四日事始十二月十六日終之

日本書紀傳　二之巻

穗積重胤謹撰

神代上第二　神世七代章

一書曰。天地初判。一物在於虛中。狀貌難言。其中自有化生之神。號國常立尊。亦曰國底立尊。次國狹槌尊。亦曰國狹立尊。次豐國主尊。亦曰豐組野尊。亦曰豐香節野尊。亦曰浮經野豐買尊。亦曰豐國野尊。亦曰豐齧野尊。亦曰葉木國野尊。亦曰見野尊。

天地初判は、第四第六の一書にも出たり、此は古事記に、天地初發之時と有など、世の初を大凡に云へるとは異にして、正しく天と地との初て判れたる時を指て云へるなり、正書に、天地開闢之初と有る、此に同じ、其は此傳などにては、然耳其初て判れたりし事の委しき狀も顯には見えざれども、第六ノ一書に至りて殊に明らかに知らるめり、（其は其傳に云べし、然れば此一書の傳なども、其意を得て說く可きなり、爾らざれば、其時の有し狀にて如何合ふ事の有む）

初判を、波自麻流時と、訓來れりしを、記傳に引れたるには、波自米能時と訓改られたるは、其に引れたる孝德天皇御紀に、與二天地之初一、萬葉二(二十七丁)に、天地之初時之、十九(二十七丁)に、天地之初時從、十(三十二丁)に乾坤之初時從など有る、例證も慥なる事には有れども、猶、欽明天皇十六年御紀に、天地剖判之代、古語拾遺に、天地剖判之初なども有て、其天地の割判し事を云るを以て、此の判字に讀み有る事を知れゝば、波自米氏判流々時とは訓を附けたり、(又萬葉三には、天地之分時從とも有り、此等の事共は、已に正書開闢之初の傳に、委しく註せるが如し)〇一物は、正書に狀如二葦牙一と有とは別にして、彼の浮脂の如くなりし物を云るなり、若く其葦牙は、此よりして萌騰りし物には有れども、其事を云ずして、混成し一物なりける時の事を立て、凡て天の別れ去りし事は載せられざる傳なり、是を以て、其天の事は別物として、上に天地初判とは云るなり、(委しく云時は、一物生れて其より如二葦牙一なる物の出判れし事を云べきなれども、其混成し狀と、其留りて國土と成れる次第とを此には云り)〇在二於虛中一は、第六ノ一書に、生二於空中一と有と同じ事なり、古語拾遺に、天地剖判之初、天中所レ生之神云々と有れば、天中に生れりとぞ云けむ、其は天とは世の限りを總て稱ふ名にて、天御中主尊の御名に懸せる天なる事、上に云るが如し、(其は常に天地と云は、天日と天地とを云事には有れども、已に傳一、天地未剖の下に云る如く、大きく云時に、天日をも別天をも天と云るには、虛空をも兼て、世の限りを云ひ、其に對へて地とは、國土をも月輪をも五星をも合せて、地と云ひ國と云事なれは、此の天中の天も、其例の天なり、此天中の天を空なりと心得て、今本に曾羅能那加と訓るは誤なり)但し其天中と有も、天地の未だ生ざりし以前の事にて、其實は、右の虛中空中の事には有れども、

未曾羅といふ名は非ずして、阿米と耳は云へりしなり、曾羅は外在にて、內在の反對なり、其宇良は物の限と云ひ、極と云へる對なり、其證は、萬葉十五(三十四丁)に、安米都知乃曾許比能宇良爾と有を、三(四十六丁)に、天雲乃曾久敝能極、天地乃至流左右爾、四(二十五丁)に、天雲乃退隔乃極、九(三十三丁)に、天雲乃退部乃限、十九(三十六丁)に、天雲能曾伎敝能伎波美など有は、天雲の退方の極とも限とも云るにて、其限り極る此方は卽ち宇良なる事、引合せて曉る可し、神武天皇御紀に、日本者浦安國と見えたる浦は借字にて、內なり、次に玉牆內國と有るも同じく、國の限までも安き心にて、浦安國と號けさせ給へるなり、次に虛見津日本國の事を云むを考合す可なり、(表裏の裏も、其內方に在を以て云ひ、情を宇良と云も、思の反にて、外に出でぬ思ひを云ひ、海に浦と云も、和名抄に、大川旁、曲渚、船隱レ風所也と有て、此も內の意なり)古天地の未立ざりし時にて、口訣に、虛空未レ有二方所一也と云る、其の如くなるが、何方の限までも天中にて、謂ゆる高天原なりしを、天地出來れる上には、其形體を成せる天地は、神も人も住著く處なるが故に、其限り極まる方までを、右の如く宇良と云へるにて、其限より外なる空虛の所を、曾羅とは云へるなりけり、古事記國生段に、次生二大倭豐秋津島一と有は、後名を以て始に及ぼし記されたる者なるが、亦名謂二天御虛空豐秋津根別一と有は、當時の名なり、其は始て國形を成して、天御虛空に動み見はれたる由にて、二柱神、此國土の內に土著し給ひて、始て曾羅とは號させ給へるならむと思ゆればなり、其は八洲起元章の、立二於天浮橋之上一を、其第二一書に、立二于天霧之中一、第三一書に、坐二于高天原一と有は、虛空と云べき所なるを、國土は未だ成ざりし間なるが故に、天と云を以て曉る可し、(猶虛空を天と云へる事多し、祝詞に、下津石根爾宮柱太敷立、高天原

國千木高知と有も、虛空の方に千木の高く貫き出たるを云なり、發語の天傳は空傳なり、天飛也は空飛也なり、天雲と云ひ天霧と云も、虛空なる雲霧を云へる者なり、素問に、岐伯曰地、爲人之下、大虛之中者也と有る、張介賓註に、天包地之外、地居天之中、故曰大虛之中者也と見えたるをも思ふべし）然る故に、天孫降臨章第二一書に居於虛天而生兒と有は、實物の天に對ひて、其空間を云なり、海宮遊行章第四一書に、從天降者當有天垢、從地來者當有地垢、實是妙美之虛空彥者歟と有は、天とも地とも屬ざるを以て、其中間の所を虛空と云へる、是天と地とを內と見て其外なる意なり、神武天皇御紀に、及至饒速日命、乘天磐船而、翔行大虛也、睨是鄉而降之、故因目之曰虛空見日本國也と有は、此國土に對ひて、其空虛の所を云へる、其大虛より見留て降坐し由なり、崇神天皇十年御紀に、仍踐大虛登于御諸山、垂仁天皇二十三年御紀に、有鳴鵠、度大虛と有るにも右に同し、欽明天皇二年御紀に、上達雲際、下及泉中と有も、地底に對へて地外を云へるなり、此等を合せて曾羅は天地と云物有て、其外なる意を彌々明らむ可し、推古天皇二十年御紀に、夜須彌志斯、和餓於朋者彌能、訶句理摩須、阿摩能揶蘇訶礙、異泥多々須、彌蘇羅烏彌禮麼と有は、安見爲し、我大君の隱坐す、天八十蔭出立す、虛空を見者にて、其天八十蔭は、御殿の事なり、然して隱坐の對に、出立す虛空と云るなるが、此は御座所より出御せる事を、如此く蘇羅とは云るなり、（萬葉五に久堅能阿麻能見虛喩・十に天三空なども有り、鈴屋大人說に「抑天と虛空とは別なれば、精しくは分て云る事も有れども共に上方に在れば、此國よりは天を曾羅とも、虛空を天とも通はし云も常にて、天御虛空なども云り」と記傳三に見えたり、又萬葉四に・天雲之外耳見管、又天雲之外從見など續けたる、天雲之は發語な

るが、外を余曾と云ふは彌外處の引合なり、曾羅は外在なる證に備ふ可し、印度に、天を曾羅と云へるも、我古語の傳はれるなる可し、宋米芾と云者の書史會要に、皇國の僧寂照が彼國にて語りし事を記せるに、天則云二曾良一と有は、彼は空を指して、此を何と云ぞと問へりしかば、其事と心得て答たるなる可し、然らずば、梵語と此の語と合へるを取て、其間に答へたるにもや有む）〇狀貌難レ言とは、右の一物の形容の、如何にとも號く可からぬを云なり、形貌は、紀中に容貌とも作り、此は高皇產靈尊、神皇產靈尊の產尊に資て、空氣無質なる天中に、初て形貌作れる一物の成出たる、其一物の條理を云むとて、形貌とは云るなり、凡て形貌とも容貌とも書て加多知と云ふ、加多は、其物の體を云ふ事なるが、知は道にて、其物の條理を、美くしとか、醜しとか、赤しとか、黑しとか云む料に云へるなり、（偩は象取、語は象有にて、偩は彼物の形を取て、此物に號る事なり、樂記に、禮樂偩二天地之情一など云へる此なり、人に物云ふを語ると云も、其象を聞く人の想像にて寫し得べく云ふを云り、又物に姿と云は素形にて、其形貌の緒ひ無くして有りの任なるを云なり、此素は音訓一にて、素肌素足などの素なり、此等の言をも合せて、其形貌の意をも明らめ曉る可し）難レ言とは、其天中に成出たりし物を、一物と迄は云たりしかども、其狀貌を云に至ては、言も斷え意も及ばざるなり、實に其極意を云ふに及では、古事記序に、夫混元既凝、氣象未レ效、無レ名無レ爲、誰知二其形一と有が如し、偖、此一物はしも、上に如二鷄子一とも、游魚とも見え、下に如二浮膏一とも、浮雲とも譬へたる物なるを、此に至て、如何にして形貌難レ言とは云ならむと考ふるに、傳三（如鷄子條、及譬條）に云へる如く、物の成れりし後と、未だ成ざりし前とは、思の外に異なる者なる故に、象どりも號も爲べからぬを、上に云へる如く、物を譬ては傳へ

させ給へれども、水晶の事を、硝子の如しと云ひたらむも、彼は天然の物、此は人作の物なる差有が如し、此に、狀貌難レ言と、其意を含みたる傳にて、甚尊く所思ゆ、萬葉三に、將言爲、便將爲便不知、極貴物者云々と有が如く、奇しく妙にして、云ひも稱けも爲べからざる物ぞかし、五十音義訣に、此は白地(アカラサマ)に云難かる、陰陽の媾合(マグハヒ)せる貌なりし故に、狀貌難レ言と云へる由に云はれたれども、何れの傳にも然る事など憚れる事無れば、此一を諱む可きに非ざれば有(アラ)ま欲き說には有れども、予は諾(ウベナ)はず、(赤縣太古傳に引かれたる老子に、道之爲レ物、惟恍惟惚、惚兮恍兮、其中有レ象、恍兮惚兮、其中有レ物、窈兮冥兮、其中有レ精、其精甚眞、其中有レ信と云ふ、其象、物の恍惚たるは、此の狀貌難レ言に當り、次なる精、信は精神なる事、上なる古天地未剖の下に云が如し、此は次に其中自有二化生之神一に相類たり、其恍惚を又老子に、視レ之不レ見、名曰レ夷、聽レ之不レ聞、名曰レ希、摶レ之不レ得、名曰レ微、此三者不レ可レ致詰、故混而爲レ一、其上不レ皦、其下不レ昧、繩々不レ可レ名、復歸二於無物一、是謂二無狀之狀、無象之象一、是謂二恍惚一と云り、莊子知北遊篇に、光耀不レ得レ問、而孰視二其狀貌一、窅然而空然なども見えたり）○其中とは、右の一物の中なり、上に虛中と有は、天中に一點の物の成出たる謂なるを、此に其中と云るは、其一物の全體を云るにて、何れか一處を指て云には非るなり、其は第四ノ一書に、天地初判、始有二俱生之神一と有る如く、其物と俱に生り坐て卽ち其物の神と坐由なり、所以に、古事記には此段の神等の事を隱身(カクリミマニマス)也と有る、其事、傳一（神皇篠及乾道獨化條）に註せるが如し、（中(ナカ)と云言(コト)の委しき義は、第四ノ一書天御中主尊の下に說くべし）○自有二化生之神一の自は自然なり、其は第二ノ一書に、上に先物を云て、次に因レ此有二化生之神一第六ノ一書も右の例にて、因レ此化神と二所に出たるとは別にて、

此は上に一物と云て、其形貌を何とも指て號け言ざる故に、因レ此とは云べからざる故に、自然とは云ふ者なり、此を於能豆加良と云るは、己著在にて、己は右の一物に係り、著在は其一物と共俱に在を云なり、（躬又親を美豆加良と云は、身着在にて、自然の他の上なる反なり、又手して自ら物するを手豆加羅と云るなど、都加良は物と相離れぬを云事なるなり、又上に引る老子に、象有り物有て、其中に精神有る次第を、此に思ひ合すべし）化生之は古來、成出流と讀めり、然れば、此は強て化字に泥む可き所に非ず、二柱產靈神の靈威に賴て、此一物を產成し給へる、其物に自然に神の成坐る事、譬へば人の子を產めば、精神は其體に具はれるが、其精神は人體と共に成て其主と成れるを思ふ可し、（傳三に、化爲レ神など云は、其物の皆がら變化するにて別なる由、其に辨へたるが如し、化生字は易に大地絪縕、萬物化醇、男女構レ精、萬物化生と有をとれり、又素問に物生謂二之化一、物極謂二之變一と云ひ、列子に載する老聃が語にも、造化之所レ始、陰陽之所レ變者、謂二之生一、謂二之死一、窮數達變、因レ形移易者、謂二之化一など有より出たるなり、通證に引る草木子に、化生者、非レ胎非レ卵、隨二氣化一而成と云り、然れども、此には然計りの意にて用られたるには有べからず）○國常立尊正書に出づ、（本傳一之卷六六頁）○國底立尊、第三一書にも出たり、名義は國退立と申すに同じ、太神宮祈年祭詞に、天能壁立極、國能退立限と見えたる、其天は、天底立尊の御す別天にて、恒星の羅列りて天垣と成れる故に、天壁立命とも申す御名坐り、其に對へて、國能退立限は日天にて、天日に從ひ巡る五緯星は皆此大地の所屬にて、謂ゆる國底なりければ、其を建給へる神に御在せり、（其事、傳一天先成と、地後定との下に云るが如し、又第三一書にも、天底立尊の下に云はむを、彼此見合せて曉る可し）五星は國より退て立る國

なるが、其限りは土星にて、日天と別天との界に在る國にて、御光の及ぶ限なる故に、國底にて謂ゆる退立限なる者なり、然れども、右の土木火金水の五星の中にても、土星木星などの如きは、大地よりも若干に大なる地の所屬なりと云事は、如何なる如く思ふ人も有なむを、今此を諭さば、水星金星などは、天日に近く、火星木星土星などは天日に遠きを、此大地は其中分に在て、其御光を受る事宜しきに適へるを以思ふに、大地は其五星の偏寒偏熱なるとは此上無く氣候正しく有て、其眞秀なる可美國にて有れば、假令其廣く大なるも、猶末の末國と云者なり、（其は、此大地にても萬國有が中に、皇國の如きは、外夷の國々に比べては甚ゝ瑣細なれども、北極出地三十度より四十度の間に、東より西に長く在て、謂ゆる正帶の國なるが、其同じ正帶の地方、悉く皇國の如く美はしからずして、獨り皇國のみ萬國に勝れて可怜國なるが如く、土地の大小に依には非るなり、然れば今の五星の說に當て云むに、大地は皇國の如く、月は琉球などに當り、五星は赤縣印度、及び荒外に在る大國の如くなり、然れば其大國共はしも、皆がらに皇國の御奴として仕奉る可き國なるを以曉るべし）倚、其五星も國なる事は傳一（天地未剖條）にも引て詳せりし如く、天孫降臨章に、二神遂誅ニ邪神及草木石類一、皆已平了、其所レ不レ伏者、唯星神香々背男耳、故加遣ニ倭文神建葉槌命者一則服、故二神登レ天也と有は、此國土を討平げて、皇御孫尊を天降し奉り給はむとて、征伐の大御使を降し給へるなるに、大地の障とも成らぬ星神の不伏ればとて、其を討平げしめ給ふ事はしも、彼は上に云が如く、國の退たる傍國なれば、其に棲息む神と雖も、皇御孫尊の大御趣けに從奉る可き理なればぞかし、其香々背男は熒惑星なる由古くも云る、其卽ち火星なり、此一を以て、餘の四をも准らへ思ふ可し、（又其第二ノ一書には、天神遣ニ經津主神一、使レ平ニ定葦

原中國時、一神曰、天有悪神名曰天津甕星、亦名天香々背男、請先誅此神、然後下撥葦原中國と有る天は、天經或問に、滅一尺地則多一尺天と云にて、日月諸曜の懸れる天なり、地も亦其天中の一物たるが如く、遠く天の方に望むが故に、天有悪神とこそは云れ、其實は國なる事上に云るが如し）記傳三（二十九丁）に、底とは上に在れ下に在れ横に在れ、至り極まる處を何方にても云り、萬葉十五に、安米都知乃曾許比乃宇良爾と有を以て、天にも云べき事を知べし、又六に、筑紫爾至山乃曾伎野之衣寸見世常、伴部乎班遣之と有る曾伎も、極を云て同じ事なり、（宇良は内と云に同じ、紫式部日記に、底比も知ず清らなると云へるも、限も無しと云に同じ、源氏物語などにも此詞有り、若て曾伎は曾久を體言に云へるにて、曾久とは離放る意なり、離居り、遠く退くなどの曾久なり、若て其を體言に曾伎と云は、曾伎たる處を云言なり、又曾許と云時は、許は彼處此處などの處にて、曾伎處の意なり、故曾伎と意は全く同じきなり、偖、曾伎も曾許も離放れる處を云て、自然其離放りたる至極の處の稱にも通はし云なり）又四に、天雲乃遠隔乃極遠鷄跡裳、九に天雲乃退部乃限、十七に山河乃曾伎方乎登保美、十九に天雲乃曾伎敝能伎波美、又三に天雲乃曾久敝能極とも有り、又寨を曾許と訓も、境域の極界の地なるを云ふ」と有にて、底の義は聞えたり、然れども、右の説にては底は國の退たる極みを云にて、此國土限の事なるを、予が底と云は、此國土より、離放れる日天の中に在ゆる、右に云へる國々を、凡て國底と云事なるなり、但、祝詞に根國底國と有は、地心に在る國にて、謂ゆる黄泉國なれば、此とは別なり、思混ふべからず、（又、常と底と通へる由に説れたる、其は常世國は底依國なるなど、例有る事には有れども、國常立尊と申すは、此國處に限り、國底立尊は、彼五星及月など地外に在る國に係

れる御名にて、各ゝ別たり）〇次國狹槌尊上に出づ、（本傳一之卷七三頁）〇國狹立尊の國狹は國避にて、此大地より分れ去て國底に立る所由は、已に上に云り、猶、其避は退にて底と同じきが、立とは其國を造り立つる謂なるが、此五緯星も大地と等しく、日縱に旋轉が故に、其地形を保有るなり、舊事紀の神代系紀に、國常立尊の御名を記して、其下の細書に、亦云國總立尊、亦云國狹槌尊と有は、佗の古書に、亦名と傳へたるが有しを取れるにぞ有べき、（但し其に續けて、亦云葉木國尊と記せるが誤なるのみならず、凡ては古の事を熟も得知らぬ人の推量にて定めたる事も多在れば、從ひ難き事のみなれども、右の二名を、亦名に擧たるは、神世七代と云ふ世數にも合へれば、取べく所思ゆ、此事上にも云り）〇次豐國主尊、此御名ぞ地動の事に依て負坐るなりける、此に此御名を首に載られたるは、豐斟渟尊と申奉るよりは、此方の主たる傳ぞ有けらし、（彼神代系紀に、國常立尊、豐國主尊と大書に並記して、其細書に、亦云豐斟渟尊云々と有は、其頃の人の思依まじき事なれば、然る古傳も有しなる可し）豐國と申す豐は動にて、晝夜の往交る私運の名なり、如此して天日の光に向ふて、天地の氣相共に和なひ感けて、地上に萬物生々て止ざる事、上（傳一豐斟渟尊の條）に註せるが如し、國は囘、春秋と行經る一年の公運の名なり、天日の周圍を旋轉る故に、天地の位定る、是即ち國土の常在に立る所由なる事も、上（傳一國常立尊の條）に云り、然れば豐國と申すは大地の公運に資て、私運を成給ふ御功坐る由なり、主は成爲なる事、第四一書（天御中主尊の條）に云べし、此に資て國土に萬物の成出蕃息りて豐饒なる事、偏に其靈威にし有ければ、甚ゝ尊き御事なりかし、（平田翁は、此神をも黄泉神に列へたるは、其味氣無し、此公運私運を云ながら、其主宰の神を云ざるは、自然の事と爲るにや、世の識者

の心こそ甚く疑はしけれ、關尹子二柱篇に、天非自天、有爲天者、地非自地、有爲地者、譬如屋宇舟車待人而成、彼不自成、知彼有待、知此有待と云る如く、舟車の運轉も、人を得ざれば能運轉する事能はず、此を以て、國土の旋轉必ず其主宰し給ふ神坐る事知べし、然れば、知らるゝ限は曉り明らめずは有べからず、天經或問に、格致草曰、萬物莫無主則亂、帝王於人其顯且大、豈非但言天之有主宰耶、夫鳥鳳獸麟蜂房蟻垤尙有王長、況以天地之大、時行物生際上蟠下者乎、圜則九天孰營度之、其運其處孰主張之、且也江艎海船越艇蜀艅、乘風盪漢渡浙凌波、豈舟之自爲哉、有舵師操之若神存焉、天地主宰、先天無始後天無終、其樞軸之至、能運于於穆不已者、蓋有非人所思議能及者也、故綴歸之天而止也と云り、然許の心は着ても、其神代の古傳無き國に生れては如何とも詮無を、皇國に生れて神代の古說に依りながら、右の故綴歸之天而止と、云ふ如き人も多きは如何ぞや）事の序なれば云べし、傳一（本傳一之卷六一頁）に如葦牙と云へりし物の萌騰れるは、古事記に生女島、亦名謂天一根と有れば、その邊ぞ天一根と云ふ處には有けるを、その海は謂ゆる速吸名門なり、其地方は豐前國豐後國にて、古に豐國と云し所なるに、古事記に豐國謂豐日別と見えたり、此に因て思ふに、豐日別と云は、如葦牙と云し物の萌騰りて、天日と成れりし謂なる可し、其は古事記に亦名を與られたるに、筑紫國を白日別、豐國を豐日別、肥國を速日別、日向國を豐久士比泥別、熊曾國を建日別と云る其中に、肥國などは、彼景行天皇十八年御紀なる、火國の說に依れる名とも爲べけれども、佗は皆某日と、日に義有べき記し様なるに、心をなむ着べかりける、然れば、大倭と伊豫と筑紫と三相の所に在る大海の凹き所は、天日の萌騰れりし所にて、伊豫と筑紫の斷て國形の連

聯るも亦共に依れりけり、（白日別は著明く天日の別れたる意、豐日別は動みて天日の別れたりし意なる可し、神樂歌に日神を豐日女と申奉り、用明天皇の大御名を橘豐日天皇と稱奉れるなどは、朝日能豐逆登とも云て、天日の動むが如く見え給ふに依れるにて、此の豐日別の例とは別なり、速日別は速は生にて、葦牙を云か、豐久士比泥別の久士は奇なり、比泥は日根にて天一根などの如く、天日の上れりし根なる可し、彼國に槵日高千穗之峰など有も、必由有る事なる可く、又皇御孫尊の此に天降坐しも、天日に親しき所緣有が故なる事、大祓詞講義に云るが如し、建日別の建は多氏に通ふ可し、五十猛神を伊達神とも申す例なり、偕、多氏は日縱の縱にて、此國より葦牙の如なりし物は上り、其卽天日と成れるに、大地も此に因准ひ動み回れるに起れる由なる可し、）然れば、右の如浮膏なりし物の湊まりたる天一根より抽出て、如葦牙物の萌騰りて、天先成て地は未だ定まらざりしかども、其迹、速吸名門と成て、天氣を速く地下に吸入て、國の動みは出來りし故に、大地の全體に亙れる豐國主尊の御名を負て、大古より其地方に豐國の名は傳はれりし者とぞ所思たる、實に萬國の元首と有る皇大御國にし有ければ、此大地の運動の樞軸たる處も必ず此皇大御國の內の何處にか有らむと、年頃思ふ事なりしを、今此に至りて其說を得たるは、甚切樂しき時なるかも、（猶傳一、如葦牙物の下に云る說を考合す可し、西川正休說に、此國在萬國之東頭、朝陽始照之地、陽氣發生之最初、震雷奮起之先土と云るは、謂れたる說にて、必ず此大地の東頭元首たる皇國の陽州中土に始りて、大地の運動は、此より起らざれば、何れの國よりか起らむ、彼玄牝之門にして、天地の根たる說をも思ひて熟考ふ可くなむ）

○亦曰豐組野尊は、上に豐斟渟尊と申すに同じ、記傳三（三十六丁）に、「久美は久毛久牟などゝ通へり」と云れた

るが如し、（但し上に云る如く、組、斟、雲共に同じく、水氣の聚がり凝て、青雲と成れる意なるが、水などに汲と云も共なり、又物に與するなど云る久美なども同言なり、其は天孫降臨章第四一書、來目部の傳に云べし、又隱を許母理と云も組などに近し）○亦曰豐香節野尊、香節は借字、首伏にて、大地の西の下より、東の首に頭傾し動むが故に、日を面にして晝と成り、日を後にして夜と成る私運を、主し給ふ意の御名なり、加夫斯の例は、古事記八千矛神の御歌に、夜麻登能比登母登須々岐、宇那加夫斯と詠せ給へるは、倭の一本薄の、穗末の撓める狀に、女神の低頭給ふ事を譬させ給へるなり、又天智天皇二年御紀に、一宿之間稻生而穗垂頴而熟と有も、稻穗の實りて、其末を垂たるに加夫斯と云るなり。此等を以て、加夫斯は首伏なる事を曉るべし、（此垂頴は、四神出生章第十一一書に、其秋垂頴八握莫々然と有には、多理保と訓り、其も穗の垂下る事を云ふにて同義なり、字書にも、頴穀實欒傾而垂レ末也と云り、今も物の蓋を覆ふ事を闔すと云り、其も其物の首を伏する謂なり）天孫降臨章第一一書に、是時勝速日天忍穗耳尊、立二于天浮橋一而臨睨之曰、彼地未レ平矣、不須也頗傾凶目杵之國歟、乃更還其陳二不レ降之狀一と有は、天忍穗耳尊の御天降の時、中天より大地の旋々と傾き旋る狀を見驚かせ給ひて、還上り坐しゝ傳なり、然るは、此大地に居ては、彼大なるに、此身の微小なるを以て、其動みは古より今に至る迄、誰有りて一人も思えたる事は無れども、今も地を離れて中天に升りなどして、此大地を顧見たらむには、其頭傾するを見て、誰も驚かぬ人は非じやは、（但し天神の御子と坐ながら、此大地の動みを見行し驚かせ給ひて、還上り給ひしは、如何なる如く思ふ人も有なめども、此尊は此土に降らせ給ふ事は好ませ給はざりしかば、其耳ならず國の未だ平かならざるとの事を合せて、天神の御許に其降

り坐ざる由を申させ給へるなる事、正書及び古事記などの傳を合せ考ふ可し、或説に天日は地より大なる事、百四十三萬二十五倍に及ぶと云り。然れば、其天日より此大地などは螢火などの如く小く見えけむを、良虚空を經て大地に近附給へらむには、其形も大きく成れらむを、其動み將著く見えけむには、驚かせ給はぬと云理の無き事ぞかし）此を以考ふるに、大地は圓體にして上下左右有る事無して、何れを首とし何れを尾とも爲へからざるが如しと雖も、其は古傳無き夷狄の論にこそ有けれ、皇國は萬國の東極に當りて首なり上なり、萬國は皇國の西方に羅列りて尾なり下なり、成務天皇御紀に、以㆓東西㆒爲㆓日縱㆒、以㆓南北㆒爲㆓日横㆒、山陽曰㆓影面㆒、山陰曰㆓背面㆒と有て、此國土の事は、天日に資て定むる古法なるが、其を以質せば、其日縱の東極に在る我皇國は、即ち萬國の元首なるが故に、萬國の先導として天日の方に向伏し巡れば、萬國は後從して轉りて息ざる、其即ち國の動み首伏になむ有ける、（北極直下の域を上と爲るは、神代の古傳無き外戎の説なれば取に足ず、皇國より云へば彼は背面にて、北方に僻れる邊鄙にて、甚々卑しき國ぞかし）〇亦曰㆓浮經野豐買尊㆒の浮經は字の如く、野は例の主なり、偖浮と云は浮雲浮霧などの如く、虚空中に浮べる由なり、凡此天中は傳一（天先成條）に已に說るが如く、元氣此に充塞がりて、日月星辰を載せて維持る物なるが、其中に無數の氣脈有て、日月星辰も亦此に懸らずと云事なし、此大地も亦然り、天日の周圍に大地の回市りて一歳に運行り復る氣脈有て、又大地は此に浮べるなり、經は歷にて其一歳の公運の內に春夏秋冬の節を歷る事なるが、此は已にも云る國常立尊の靈威なるが、又此神も御心を戮せ御力を一にして其神功を幽贊け給ふが故に、豐買尊と申奉る御名の冠に負せ給へる者なり、（素問に、岐伯曰、地爲㆓人之下㆒大虚之中者也、帝曰、憑乎、岐伯曰、大

氣彌之也の張介賓注に、大氣者大虛之元氣也、萬物無不賴之以立、故地在大虛之中、亦惟元氣任持之耳と有は、浮なり、洛書考靈耀に、地有四遊、冬至地上行北而西三萬里、夏至地下行南而東亦三萬里、春秋二分其中矣と有る、三萬里は妄說なれども、四遊昇降と云者は經なり、遠西の說に、大地一秒時間に東に向て運轉る事三里半餘の遠に至る、其行度の神速なる事、人智の及ぶ可に非ずと云るは然も有にや）豐買の豐は例の動にて、買は易にて、晝夜と往交りて、其氣脈に浮るが、一日々々と易りて一歲を經る意なり、大地の須臾も息時なく、日々に新に動み易るを以て、萬物も生々て息ざる義の御名なり、賣買の買も、此價と彼物とを易るを云て、其に依て佗に利用有り、自に利有る、其意を此にも假借て見る可なり、（天家の說に、大地每歲天日を一周轉する外に、其體中一個の本心有て自轉す、其本心を轉回し盡すに十二時を以てす、是晝夜を成す所以なり、大地は本暗體なれども、天日に面する部は、其光輝を受て白晝と成り、又暖氣を生ず、然れども大地自轉の勢にて天日に反き、暗夜となる時は足股相對する諸國は、却て白晝と成り、暖氣を受る事、猶我が天日に對せし時に異なる事なし、此卽彼の晝は我の夜、我の晝は彼の夜なる所以なり」と云り、大地の日夜に動み易る大凡如此し）○亦日豐國野尊は、豐國主尊に同じ、已に上に云り、但し野は借字にて、此耳ならず正書の豐斟渟尊の渟、此の諸の御名の野など、皆同じく主の義なる事、彼此相對へて曉る可し、偖主は成爲にて、其物を成し爲りて其物に主宰と成る意なり、又主を倒反して篠とも云り、篠は字にては有れども、其言はしも主と同じき故に、寶劔出現章第一一書に、請之湯山主三名狹漏彥八島篠と申す神名を、又云請之湯山主三名狹漏彥八島野とも記されて、凡ての御名は同じきが、篠と野と換れるのみ、又云と云べき所にて、外に

少も異なる所なけれども、有の篠と主と同言と見れば、何れよりも切めて野と云るる事なり、（此は大國主神の亦名なるが、八島篠は八島主にて、大國主と申すに等しき御名なるを曉るべし、但し此は地神本紀に依て、亦名と定め云なり、其一書に、此神五世孫卽大國主神と有も、古事記の傳も共に誤と見ゆ、但し此は此に用なき事なれども、事の序に云なり）凡物事はしも成すに依て名有り、名有るに依て其行事の大小も知らるゝ者なり、然れば那須は又名爲にて、其名有ることを爲るを云なり、大國主神の亦名を大名持命と申す名は成にて、作成なり、其は古事記に、其神言能治二我前一者、吾能共與相作成、不レ然者國難レ成と有を、照し見て知べし、成は又名有にて、譬へば國土を經營せれば、山と云名有り河と云名有りて、其は山を成し河を成すに依りて、物と名と二つ共に顯はるゝが如し、然れば此豐國主尊と申す主は那須にて、名然の義、豐國野尊と申す野は、那須の引合にて怒とこそは成れゝ、其意は少も替らざる者ぞかし、（猶第四ノ一書なる天御中主尊の傳にも云如く、中は成處にて、天地萬物の成る處の義、主は名爲にて、天地萬物を造化らして、其主宰と坐る義なるをも思ひ合すべし、產業を那理と云ひ、物の生出るを那流と云も此に同じ、傳一、一物の下に、物は諸名にて、未其名と爲べき事の出來ざるが故に物と云ひ、又物の成出て後も、其を混同にしても物と云事なるなど、此の野の例にも又引出つ可なり、老子に、有レ物混成、先二天地一生云々と云て、終に吾不レ知二其名一、字レ之曰レ道、强名曰レ大と有も、無爲にして成れる物なるが故に、何とも號く可からぬを、强て大と云となり、又道之爲レ物云々、其精甚眞、其中有レ信、自レ古至レ今、其名不レ去と有も、古より今に、其神の閱二衆甫一と云て、萬有を造成し給ふ事止ずとなり・又道可レ道非二常道一、名可レ名非二常名一、無レ名天地之始、有名萬物之母と云る道は

道德仁義の道に非ず、彼道と字したる物の奇異なるを云て、凡智を以て思及ぶべきならねば、然る著明なる者は、道の本體に非ず、名は天地萬物を成て名有るが、其も凡俗の測り知べからぬを云り、無名とは、天地有ざれば物なし、物なければ成す事もなき故に、天地之始と云り、有名とは、天地有れば神祇有て、萬物を造成し給ふを云なり、此等の名と云事、我古意に叶ふが故に引出たれども、諸家の注は然らず）〇亦曰豐斟野尊の斟は買に同じければ、上の浮經野豐買尊の下見るべし、又久比に來經の義も有るべし、古事記（日代宮段）歌に、阿良多麻能登斯賀岐布禮婆、阿良多麻能都紀婆岐閇由久と有る岐閇是なり、上に云る、天日の周圍に在る大地の公運する氣脈に浮びて、日夜の動みを爲しつゝ漸次に來經る故に、年月日時を成すなり、上の浮經も亦此に近し、又來經を經往とも云り、萬葉十（三十九丁）に璞年之經往者など有て、常も多く云語なり、（來經は萬葉十五に、安良多麻能月日毛伎倍奴など、其外にも阿良多麻能吉倍由久等志とも、年乎曾來經とも有り、十四に阿良多麻能伎倍乃波也之と有るは、右とは異にて地名なる物から、其意を以續けたり）〇亦曰葉木國野尊、次の一書に葉木國此云播舉矩爾と註せり、若て此の葉木は借字にて、運なり、俗、運は毎日毎夜と息む事なく、自ら私運を爲つゝも、公運の氣脈に運び送るを云なり、物を送る事を運ぶと云事は、崇神天皇十年御紀に、是墓者、日也人作、夜也神作、故運大坂山石而造、則自山至于墓人民相踵以手遞傳而運焉、神功皇后御紀に、詣播磨、興山陵於赤石、仍編船絙于淡路島、運其島石而造之、宣化天皇元年御紀に、加運河内國茨田郡屯倉之穀云々、又筑紫肥豐三國屯倉、散在縣隔、運輸遙阻など、猶其外にも見えたり、（但し此等の運を、引と云事にて、宮木を運ぶを、宮木引など云是なり、齊明天皇二年御紀に、以船

二百艘、載石上山石、順流、控引於宮東山、累石爲垣と有を、四年御紀に、於舟載石運積爲丘と見えて、控引と運とを竝へたるを見べし、比久と波許と、又近き語にて、波許は歴來の義なるをも、又思ふべし、萬葉一藤原役民作歌に、泉乃河爾、持越流眞木乃都麻手乎、百不足五十日太爾作、泝須良牟伊蘇波久見者、神隨爾有之の伊蘇波久は勤しむなどと同じく、物を勉強る辭と思へりしを、此考成りて思へば、伊蘇は五十にて、其筏の多き事、波久は運ふにて、其材木を引事を云る者なり）然れは此御名は國を運輸す義なる事、著明き者なり、彼神代系紀には、葉木國尊と有て、野字無きも、後に脱せる者とも見えざるは、然も傳はれるなるべし、（但しこの御名を國常立尊の下に收めて、其亦名の列に擧たるは、杜撰ならむも知べからざれば、容易く信ひ難けれども、又心得置べくなむ有ける）〇亦曰見野尊、の見は、滿にて、有の豐國とも豐斟とも種々に負坐る御功の至極まりて、大地に萬物の生々として滿足へる義の御名なり、然るは其地動の神業に依て晝夜を成し、豐雲に資て萬物の質を成せる、其質を身と云て、人は更なり、草木などにも、幹と云は身莖なども云ひ、菓實をも美と云へる、其も身の義なるが、實より幹を生し、幹より實を結々て止まざる故に、人類萬物の滿盈る由を以て、見野尊と御名に負給へりし者なり、傳一（天地條陰陽條）に云りし精の說をも此に合せて、精より質の成就れる事をなむ思ふ可かりける、（神代系紀に、此御名を擧げざるは、事の意を得ざりし故に漏せるにや、此にて其大造の績を建給へる事を知る可くして、止事なき者なるをや）

一書曰。古國稚地稚之時。譬猶浮膏而。漂蕩。于時國中生物。狀如葦牙之抽出也。因此有化生之神。號可美葦牙彥舅尊。次國常立

尊。次國狹槌尊。葉木國此云二播舉矩爾一。可美。此云二于麻時一。

國稚地稚之時とは、國土の未だ容貌らざる以前の状を云へり、前に一物在二於虛中一、状貌難レ言と云る是なり、此に國地と云るは、正書に洲壤と有るに同じ物ながら、彼は浮漂よへる事を云む爲なる故に、洲壤の文字を以て記され、此は世の始の時を云出るのみなる故に、國地の文字を以書て、其を見混ふまじく思ひ誤るまじき意味の有る事ぞとよ、記傳三(二十丁)國稚の下に「國土は伊邪那岐伊邪那美大神の始て、生成賜へれば、此時には未だ然る物はなきを、如此言へるは成れる後の名を借りて其始の状を談れるなり」と云れたるは、然る言ながら、既に虛中に生れたる、卽ち國と云ひ地と云へる者是なり、國常立尊の國と、國狹槌尊の槌とは、國地の元にて、神名にも負坐せるなれば、彼一柱神より古に其稱有りけむ事云も更なり、(故翁の然思取られたるは、國形を成せる國と土地を成せる土とに依て、始て國地と云ふ名の出來し者と思はれたるから、然は云れしなり、予が考得たる説は、已に傳一に云れば、其を見て曉るべし、通證に或說に、國主二火食一言、地以二全體一言など云るは、更に論ふに足ず)稚は古來伊志と讀む事と聞えて、釋秘訓(溟涬條)に、古事記を引けるにも國稚如二浮脂一の稚をも然訓りき、神代口訣に國稚地稚者國宇比志地宇比志也稚幼也と有を記傳三(十九丁)にも引かれて、其說に「宇比を約むれば伊と成れば然も有べし、然れど伊志能時と云ては言の狀協はず、國伊志久、地伊志伎時とぞ訓むべき」と云れたるは、實に謂れたる言なり、奧儀抄にうひにぞ見へるは、うひとは初てぞ見つると云るなり、うひ男、うひ立皆はじめたる事なり云々、(此は甚く文を約めて、此に用有る事のみを引けり、師の古史徵にも、此宇比志の訓を用ひられたり、然して此語を泥土煮尊に係られたるは然る言なり)

伊志久は、物の速なる狀を云語にて、卽ち初なる義なり、古事記(高津宮段)御歌に、夜麻斯呂邇、伊斯祁登理夜麻、伊斯祁伊斯祁、阿賀波斯豆摩邇、伊斯岐阿波牟迦毛と詠せさせ給へる伊斯祁は速く〱と云意にて、山背に速け鳥山よ、速け々々、我愛妻に伊及逢む哉にて、下に及逢む事を宣はさむ料に、伊斯祁とは先歌ひ出し給へるなり、中昔の物語書などに、伊志久も申されたりと有も其意なり、物の速きは事の始にて、未だ成り整はざる間なるが故に、宇比志とも云ひ、又約めて伊志とも云るなり、鼻祖を宇比父、初子を宇比子と云を始として、初立初陣又物の幼きを初々しと云ひ、未しき事を宇比と云へる常の事なり、古今(物名)に、我は今朝宇比にぞ見つるなど詠める是にて、大凡は和訶志と云ふに近き語ながら、宇比は幼稚の初なり、和訶は幼稚の盛なり、此計りの差別は有る事なり、(纂疏に、如二人之幼穉近一於生時一と有は、能も譬させ給へり、未生れざるに和訶志と云事無く、已に生れ出でて容貌れるに、宇比志と云事は無き事と見ゆめり)〇猶二浮膏一は、第六一書に、有レ物若二浮膏一、生二於空中一と見え、古事記には上より續けて、國稚如二浮脂一而と有り、國稚は如二浮脂一の體にて、如二浮脂一は國稚の用なる事を知べく、右の有レ物は、上に一物と有る其にて、其一物は國稚地稚と云物なる事を思ひ合す可くなむ有ける、記傳三(二十二丁)に、「此浮脂の如く漂蕩へりし物は何物ぞと云ふに、是卽ち天地に成べき物にして、其天と成べき物と地に成べき物と、未だ分れず一に淆りて沌がれたるなり、書紀一書に、天地混成之時と有る是なり、混とは未だ分れずして淆りて一沌なる事にて、卽ち此浮脂の如くなる物の、始て生ひ出たる事を混成とは云るなり」と有は然る言なり、(傳一、渾沌如二鷄子一の下にも云る如く、大虛は氣なり、其氣の神を含みたる物を精と云て、彼雞子の如くも、此浮膏の如くも、混り成れる物なる

が、其氣も精も共に、目にも遮らず手にも障らぬ物なれども、其物大に聚る時は此天地と成り、小く屯がる時は萬物と成て、常在に天地も萬物も生々として息ざるは、極て微く極て細なる精氣を産靈給ふ神等有が故なり、而して其精は虛中に煌々として浮べる者にて、卽膏なり、然れば氣は油子(アブラミ)の如く、精は油の如く、産靈神は塵を進て油を取る者の如く、右の一物は油を再熱して、脂膏と成すに似たり、春秋元命苞に、膏者神之液也と見え、素問に、五穀之精液、和合而爲膏など有も、精より膏と云へる次第は、此に似たる事なり、)又記傳に、浮脂は宇伎阿夫良と訓むべしと云はれたれば、此浮膏も其如く訓むべきなり、其にも引れたる古事記(朝倉宮段)に、大御盞に槻葉の落浮べるを詠へる三重婇が歌に、本都延能、延能宇良婆波、那加都延爾、淤知布良婆閇、那加都延能、延能宇良婆波、斯毛都延爾、淤知布良婆閇、斯豆延能、延能宇良婆波、阿理岐奴能、美幣能古賀、佐々賀世流、美豆多麻宇岐爾、宇伎志阿夫良、淤知那豆佐比、美那許袁呂、許袁呂爾、と有る此歌共を、其に天語歌(アマガタリノウタ)と有るは、大嘗の時に、天語連と云が、語部(カタリベ)を率るて奏す古詞を、直に其時の事に取成して詠める者なれば、上に云る事も、唯歌の序には非ざるなり、然れば秀枝中枝下枝より、葉の淤知布良婆閇と云は、天中より一物と聚り成べき精の、彼寄り此寄り團結來るを云ひ、瑞玉盞(ミヅタマウキ)に宇伎志阿夫良とは、其一物を云が、阿夫良とは、大聚にて其精の大に聚れる謂なり、右前に佐々賀世流と有は指上爲にて氣の其を虛中に集る事を知せ、次に淤知那豆佐比は落泥障にて、其一物の何方までも聚りては落ち、合ては泥み沈まむと爲るを、指上る氣に障られて、終に浮膏の如くなる一物と、質を成すが故に、許凝々と云顯はせる傳にて、三神造化の首を、今眼前に仰瞻奉るが如し、(又其より初にも、其秀枝は天を覆ひ、中枝は東を覆ひ、下枝は鄙を覆へりと有る

東部は、歌の對に云るにて、其には心無く、唯天の事を云るが、其天は謂ゆる天中にて、精氣の充々たる世の界りを云なり、布良婆間は、萬葉二に、上瀬爾生玉藻者、下瀬爾流觸經、玉藻成彼依此依、靡相之嬬乃命乃と詠るも、此の語脈に類たり、觸經の字の如く物に觸て、又其物と共に下延ふを云へり、源氏常夏卷に、「然樣にも布禮婆比ぬ可き驗や有と尋ね訪らひ侍る」篝火に「布禮婆波世まく欲しけれ」など有も、物の落着かぬ意に用ひたり、宇佐志阿布良は、槻葉の玉盞に浮べるを、神代の古詞に合せ云ふなり、記傳三に、「如浮脂」と譬へたるは、其漂蕩る形狀の似たるなり、其物を脂の如くなる物と謂ふには非ず」と云れたるは、其如く字に泥まれたる說にて、此も上の葦牙の如く、阿夫良と云し一物の名を借て、油にも脂にも膏にも號けたるを、再復譬とは成る故に、如とは云ふなり、然れば右の三重婇の歌は、其漂蕩る狀を譬へたりし事論無きを、此は眞に脂膏の如く有りしなり、猶此天語歌の事、天語連の事、語部の事、古詞の事は、中臣壽詞講義發題第十條に記し置けりきかし）偖此猶浮膏」と云へる一物はしも、高皇產靈尊、神皇產靈尊の產靈に資て、天中に成り出でたる物にて、男女遘合して、父母の精と精と相感け合て、胎中に孕まりて一物と成る、其狀貌難言と云べくして實に浮膏とも號く可き物なるが、神其中に生て、已に生產るに至ては、骨肉相具りて等しく人體を成す如く、凡て天地の初に異なる事なし、（浮膏の如き物よりして人體を成す事は、誰も知る事なれば、此を疑はずと雖も、天地の始は、其始を見ざる故に、人皆疑ふ事なれども、已に鈴屋大人も、玉勝間に云れたる如く、若人と云物も、古に出來て今出來ざる世にも遇へらば漢意などの人に云聞かせたらむにも、然る理は非じなど云はむを、此は幸にして誰しも自ら物爲る事なれば、疑は出來ぬなんめり、

憐むべし）人耳には非ず、萬物悉く然り、活きとし生ける物は、禽獸蟲魚の末に至るまで、胎生卵生濕生化生の別有と雖も、其成り出づる始は、如ニ浮膏ー物ならざるは無く、草木に至ても亦皆然り、其草木の種を土中に下せば、天地の氣此に相感けて、一度は如ニ浮膏ーに立復り、其中より萌芽る事、猶此浮膏より葦牙の抽出るが如し、金石の如く堅く硬きも、亦浮膏の如きよりして體を成す事、亦右の如きなり、（其は大地の浮膏より成れるを以て、土石の浮膏に成れるを知るべく、又其土石に胎まる金も、此を鎔化すれば、金と成り銀と成り銅と成り鐵と成れるが如し、其鎔化せる即ち浮膏なり、草木の枯朽て土と成も然り、一度地上の濕氣に依て朽腐れて如ニ浮膏ーに成り、其より後土と成る事、人も見て知れるが如し）然れば、天地は其如ニ浮膏ー物に成て、又天地の內に在りと有らゆる萬物も、悉く如ニ浮膏ー物に生々て、古より今に至る迄、今より後代迄も、盡極る事なきぞ、産靈神二柱の恩賴なりける、顯宗天皇御紀に見えたる、日神月神の人に著りて、天皇に令奏給へりし御言に、我祖高皇産靈尊、有下預ニ鎔ー造天地ー之功上と有る其にて、此に預鎔造とは、先天地と成べき一物を天中に生給ひ、其を天地と判て、各々其神を生給ひて、天地を令ニ鎔造ー給ふ其神等に預ひ御在し坐て、産靈の御功を建給ふ事にて、國土は更なり、萬物にも各自の神御在せるが、悉に預鎔造り坐と云義の御託言なり、今も人の子を男子女子と云ひ、苔の生、草の生など云は、「鈴屋大人の「凡て世間に在りと有事は、此天地の始て萬物も事業も、此二柱の産巢日大御神の産靈に資て成出る者なり」と有に依事なるが、其男子も女子も苔の生も草の生も、如ニ浮脂ー物に成れるを以知べし、（此は甚も奇異なる事にて、中々に一枚二枚には書き盡す可くも非らぬを、委しく第四ノ一書に云むを、其所此所にも云はでは、其意を盡し難きが故なり、此浮膏の傳說な

どは、外國などには且てもなき事なれば、彼の小賢しき心にて、理を以つて云出づる事の出來まじき事なり、神代の傳說を仰ぎ聞く皇國人計り、世に樂しきは非じ）○漂蕩は正書に浮漂と有るに同じ、其は上（本傳一之卷四五頁）に云り、偖、釋秘訓に、私記曰、此一書文、已引二古事記一、然則漂蕩乎、久羅下那洲多陀用幣理止可レ讀也、而多陀用幣理止訓、其由如何と有は、古事記と同じ傳なるに、久羅下那洲を略きて、唯多陀用幣理と訓は如何と問へるなり、答、師說古事記、上宮記、大倭本紀等、皆久羅下那洲多陀用幣理止云ミ、然則其說爲レ先、多陀用幣理止云乎可レ爲二後說一と有は古くより、諸書に古事記の如く訓(ヨミ)來りて、却りて字の如く讀むは後の事ぞとなり、（又公望私記曰、橘侍郎案、依二古事記一可レ讀云々、而師不レ讀レ之と有り、正書の浮漂の訓にも、右の如き論ひ有て、其傳に云ひき）其續きに、參議淑光朝臣云、或舊說、此漂蕩二字乎、久羅下那洲和多多祁理止讀、於レ今言レ之、頗似レ有レ便、と有る、此和多々祁理は心得ぬ讀なり、如何なる意にか思ひ得ざれば、古訓に從ふべきのみ、（今試に强て說を成さむには、和多々祁理は、和良々祁理には非ざるか、タとラと、片假字にて混ひ易き字なればなり、萬葉八に、秋芽子乃(アキハギノ)字禮和々良葉爾、置有白露と有る和々良は、弱々しく和なる義と聞え、源氏若菜卷に、和良々加に氣近く云々、槇柱卷に、和良々加なる氣も無き人云々と有るを、河海抄に和なりと見えたるを思ふに、水母(クラゲ)の如く和々然(ワワラ)なりと云事にてぞ有べきなる）○國中有レ物と、正書に天地之中生二一物一と見え、第五ノ一書に海上浮雲を云て、其中生二一物一と有も同じ事にて、此の國中は猶二浮膏一と有る物の中を云へるなり、（第一ノ一書に、一物在二於虛中一、狀貌難レ言其中自有二化生之神一と云る、其中も同じ一物の中を云には有れども、其より別に成出る物の有りしには非ずして、唯神の成坐る事を云なれば、何れ

か其國の內にての意なるなり）有レ物は、次に云ふ葦牙なり、然れば此に國中と云て、葦牙の如くなりし物の抽出たりしは、其一物の根と有る女島の、謂ゆる天一根と云ふ邊なる事、上に云るが如し、然れば此の國中と云るは、指す所ある者なりけり、（其は傳一、狀如葦牙の下、及び此卷の豐國主尊の下に委しく云へれば、今又此に云ふ限に非るなり）○狀如二葦牙之抽出一也は、第五一書に、如三葦牙之初二生埿中一也とも有に同じく、其狀貌を細しく謂れるなり、此事古事記には、如二葦牙一因二萌騰之物一と見えたれば、其に合せて說くべしと雖も、抽出と云ひ初生と云ふに、少云様の異なる所有り、（記傳三に引かれたるには、抽出の抽をも、初生の生をも、共に母延と訓まれたるは、萬葉十に、春楊者目生來鴨、又此河楊波毛延爾家留可聞と有る、慥なる證も有れば、然も有まほしき事ながら、抽出とも初生とも、又書れたる、撰者の心用ひも有る事なれば、其字面を立てぞ有るべかりける）抽出とは、其牙の地上に見はるゝを云なり、景行天皇二十八年御紀に、王所レ佩劔自抽之薙二攘王之傍草一と見え、萬葉十三（七丁）劔刀鞘從拔出而伊香胡山と有るなど、抽出の例なり、江次第相撲拔出の裏書に、相撲人中拔二出之一令レ取二相撲一也と有るは、人を特り出すを擢と云に同じ、其擢は拔出の義なり、（文選、擢の注に、獨出貌と云ひ、抽を字書に拔也と注せり、）子華子に、左旋右抽、軍由レ是以止也と有も、行進む義なり、通證に引る茶歌に、先レ春抽出黃金芽とも見えたり）然れば、有の猶二浮膏一して漂蕩へりし物に牙を含めりしが、清陽なるは如二葦牙一物と成り、薄靡き昇れる事をしも、抽出とは傳へたりし者なり、（通證に、抽出形二容一氣發生之勢一と云れども、然る容理を云るには非ず、此は其事實を云へる者なり）○因レ此有二化生之神一は、第六一書にも、因レ此化神と二處に出たり、口訣に因猶レ託也と有が如く、物有

り共に託て成り坐せるが故に、因とは云り、但し此は、因葦牙て可美葦牙彥舅尊は生坐し、因浮雲て國常立尊の生坐せる意なるなり、さて此因は寄に同じ、古事記國作段に、是等有光海依來之神とある如く、宇宙に在らゆる神靈の、其葦牙にも浮雲にも寄來て、大神と成給へる者なり、（第一一書に其中自有化生之神と有は、物有れども狀貌難言と有が故に、因とは云はぬなり、此も其同じ物には有れども、浮雲と云ひ葦牙と云ひて、已に其物の定れるを以て、因此とは云へり、但し正書に便化爲神と云ひ、第五一書に便化爲人と有るは、此の因此の例に非ざる事、共に註すが如し）因は依の對にて、自佗の別有なり、譬へば、四神出生章第十一一書に、伊奘諾尊勅任三子曰、天照太神者、可以御高天之原也、月夜見尊者、可以配日而知天事也、素戔嗚尊者可以御滄海之原也と有るは日神も月神も、其物に因て成り坐せる神ならざる故に、父尊の御依を得て、其神と成給ふなり、然れば佗より任られて其物に託は依なり、（古事記訶志比宮段なる神の御言に、西方有國云々、吾今歸賜其國と見え、應神天皇御紀に任大山守命令掌山川林野などの類是なり、但し此は因と依との對へる事を知さむ爲に、聊か云ふにこそ有れ、此にて盡せるならず）因と此に有は、自ら其物に緣て物と俱に生坐るを云なり、萬葉一（十九丁）に、山神乃奉御調等云々、川之神母大御食爾仕奉等云々と云て、其結に、山川母依氐奉流神乃御代鴨と見え、其反歌に、山川毛因而奉流神長柄云々と詠み、又（二十二丁）に食國乎賣之賜牟登と、上に云へるに對へて、下に天地毛因而有許曾と云るにて、因の義明かなり、物の來るを寄ると云も、彼より來て、此と俱に成る故に然言ふなり、物を裝ひて、其形容を其足はすを、萬葉一（七丁）に、取與呂布天乃香具山と云ひ、其足を與呂比と云も右に同し、（因を由とも作て、因緣とも由

縁とも熟する字なり、子華子に、凡物之有レ所レ由者、事之所二以相因一也、理之所二以相然一也、軸之軸車由レ是以運也、紬之紬絲由レ是以相屬也、姓仙之仙族、由レ是以有レ分也、橘柚之柚味、由レ是以有レ別也、宇宙之宙理由レ是以有レ傳也、禾之油油穀由レ是以登也、雲之油油雨由レ是以降也、憂心有レ忡心由レ是以動也、左旋右抽軍由レ是以止也、故物之有レ所レ由者、事之所二以相因一也、理之所二以相然一也と見えて、因と由との義を、悉く此に盡し究めたるなり、或說に由甲申毋の字、共に日の變體にて、丨と一とを以て形を成せり、上に縁る所有れば、由と成り下に物有て甲となり、上下に通りて申と成り、横に貫きて毋となれる者なりと云るは、大に據あり、傳一神舉生二其中一焉の下見合すべし）古語に、高天原爾神留坐と云て、凡て此天中は、天御中主尊の神隨なる奇靈に微妙なる大御靈の、天地に先立て御在坐す其大御靈に資て、二柱產靈神の成出給へりしより、萬の神も人も、其產靈に因て成出る物なる事、誰も知れるが如し、然して隱身の神は、天地を身體として、天地即ち神の御身なる事、猶現身の人の骨肉を身體として、其神は體中に在が如し、心行かむと欲すれば、是此に隨ひて行き、心止らむと欲すれば、是此に從て止まるに同じく、天地は隱身の神の身體なるが故に、其動靜共に神の御心の隨に神隨にして、行ひ給ふ事を知べし、然れば、此に有二化生之神一と云へる神は、右の造化三神の中に在る神靈を別て成坐るなるが、其生レ物と云へる物の生らむとして、天中より精氣の聚りて結々すると共に、神靈も共に寄託々々し給ひて、終に其物の神としも成足ひ坐るに依て、因レ此とは有なりけり、如此して浮膏と葦牙と二物に判れて天地と成り、其物に因て倶に生座る神は即ち天地の神にして、右の三神の造化になれりと雖も、各ゝ獨神成坐て隱身を以て顯身の如くして天地を保ち給へる大神等にして、西蕃などに陽陰不レ測之謂

神などの如く、其神妙なる物事を指して、此方より神と稱け謂ふ類に非ず、實に其神の在して此行事を成し給ひて此傳を遺し給へる者なり、（物に因て化とは、高き處は山と成て、草木此に因て生ひ、凹き處は海と成て水此に因て滿へ、倩、其草木に因て禽獸此に棲み、潮水に因て魚貝此に生るを、猶其上に又神隨なる事有り、鳥獸と雖も、其行ふ所に因て容姿も亦各異なる事有り、虛空を翔る鳥は風切羽有り、水に浮ぶ者は水搔有り、木に宿る者は足に跨有り、汀渚に立つ者は脛の長在るなど、其物に因て生出る者も、亦其事に因て種々に別るゝ者なれば、產靈の御業計り、妙に奇しく靈しき物は非ざりけり）○號二可美葦牙彥舅尊一は、此傳と第五第六の一書には、如二葦牙一物に因て成坐事に云へるを、第三ノ一書には、天地混成之時始有二神人一焉と見えたり、實に三神の造化に資て產靈給へる一物に因て始て成座れば、必ず然こそ傳はり來らし、（但し其一物は浮膏と葦牙と未だ相分れざりし間なれば、其を此神に係む事は、如何なる如く思ふらむ人も有りなめども、已に正書にも含レ牙と云へり、含とは其一物の中に混淆たりし間に發生むと爲る機は有ながら、未だ其物と別れざりしを云なれば、其一物に依らずと云事なき物なるをや）此終に、可美此云二于麻時一と有る可美は、後に物を美稱へて然云に依て、此字を當られたるこそは有けれ、其義に轉れるは後にて、此二柱神の產靈に因て、其一物を天中に生成し給へりしに起れる御名にて、于麻時は大聚成にて、天地と未だ相分れざる其全體に亙る稱なる事、右に引る天地混成之時始有二神人一焉の文を以て曉るべし、（凡て物の容貌成すは、大に彼精と云る物の聚在圓在が故なる事、傳一如二雞子一の下に云るが如し、倩、其物と成れる精に、宇麻の語有る故に仁德天皇御紀には、然訓せたり）若て其物に牙を含むに至りて、彼は如二浮膏一に成て止まり、此は如二葦牙一に成て、其中より

抽出づるが、彼大地の陰門と云べき女島の天一根より萠騰れるも、亦母の子を產む狀なりしかば、此に至りて于麻時は生產成の意とは成れりけり、(生るゝを阿禮出づると云は、顯出るなる如く、大に聚がり成たる物の出來れるが、卽其事の名とは成れるなり、宇宙に物の產るゝ事は、此なむ初めなる)其物上り極りて天日と成り、又別れて恒天と成れり、于麻時は大聚成に復り、天を阿米とも阿麻とも云ふに合せて、その言同じき事、傳一天先成の下に註へるが如し(傳二之卷二九頁)、かくて世間に奇異なる物、美麗しき物、尊貴き物、盛大なる物、偉慶しき物、歡喜ばしき物は、唯天日耳なる故に美稱と成て、記傳三(二十八丁)に「宇麻志は心にも目にも耳にも口にも美きをば皆讚て云言なり」と有るが如くには成れゝども、其本は右の生產より出でたるなり、然るは世に物の生產れ出るより、可美き事無ければ、心に思ひ目に見耳に聞き口に味ふ迄も、皆其に物を得たる上の事なれば、又生產の義に遠しとは云ふべからず、(方位の十二宮の名は、日に依て附たる名なるが、日の初て見はるゝ正東を卯と云ふは、美麗しき義なる可く、日の盛に照らす正南を午と云は、可美と云義なるを以て、予が強ざる事を知べし、西戎にも似たるは、莊子に、天地有二大美一而不レ言と云へるは、天地の間に美と稱ふ者は、天日の光輝より外に勝る者有る事無きが故なり、易にも、日を離に配し、此を文明に象るなどは、大に近き者なり)記傳に引れたる御紀に「可怜小汀(可怜此云二于麻師一)可怜御路、可怜國など見え、人の美稱には、古事記(白檮原宮段)に「宇摩志麻遲命(堺原宮段)に、味師內宿禰、崇神天皇御紀に、甘美韓日狹など有り、萬葉三に見えたる、吉野人味稻と云を、懷風藻には美稻と作り、宇麻志てふ言には美字充當れり」と云れたるが如く、如此く美稱には成れる者なり、(顯宗天皇御紀に、美飮喫哉の美を、于魔羅と

註され、繼體天皇御紀の歌に、矢泊矩矢慮于魔伊爾矢度儞と有る于魔を、釋に稱₌美物₋之詞也と有り、又蕃息の二字
を宇麻波流と云も、產々て子孫の廣くなる義なり、蕃息字允恭天皇御紀に見え、雄略天皇御紀には産兒の字をも然訓
せたりき、又通證にも、有ㇾ味曰₌可美₋、與₌產生熟旨等字₋訓義相通と云へるは、皆同義の故なり）葦牙は、譬に如₌葦
牙₋と云へると此とは同じからざる事、傳一（淸陽及狀如₌葦牙₋條）に云へるが如し、又正書に含ㇾ牙と有は、其の混成
し時より、萌騰らむと爲し、氣機は有りながら未だ抽出ざりつるを、今抽出づる形貌をしも葦牙と云へる、葦は明淸
にて、正書に其淸陽者薄靡而爲ㇾ天と見えたる淸陽此に同し、牙は凝精にて、正書に精妙之合摶易と有る是なり、此
に依て、天先成り地後定れる時に、其天地の成れる狀を見行しゝ神等の、其萌出狀も何も甚能似たりける草をしも、
葦牙とは號させ給ひて、其如₌葦牙₋と傳へさせ給へるなるを、神名をも其を以て後に稱奉れる如く思ふ事には成れり
し者なり、（又神名の上にても體用の差有り、其は今此に明淸凝精と云は體にて、天重凝日と云は用なる事、傳一如₌
葦牙₋の下に已に云りき）古事記に萌騰之と有は、其一物の中より出る淸陽にして精妙なる精氣の精妙なるが合摶ぐ事
を云へるが、萌は擧動にて、火などに燃と云も此に同しく、其氣機の勢を得て震動き出るを云ふなり、宣に世間を照
す天日と成れる物なれば、盛に燃え進みけむ事云も更なり、又物の殖るを母由流と云も同語にて、其抽出たりし地は
小さなれども、其中より生產れたる天日の、宇宙に二なく大きになれるは殖たるにて、其光輝の四方八面に及至るは、
又燃るが故なり、萬葉一（廿二丁）に、天日の見え初る事を、東野炎立所見而と詠るは、炫火なるを、發語に毛由
流と續け云事にて、日と火と同じ物なればなり、（和名抄に蘖は芽米也、和名與爾乃毛夜之と有るも、米を蒸して殖せ

る由なり、俗にも草木の芽を抽延と云も、火氣を得て殖て芽ぐみ出づるを云ふ、萌字は呂氏春秋に、萬物所レ出造ニ於大一ニ化ニ於陰陽一、萠芽始震凝寒以形と有り、火を得て萌芽み、水に依て形成る由なり、我か萌は燃殖同じき事を曉る可し、字書に草木初生と有れば、字にのみ泥む可きに非ず、又俗にも、物の芽さすことを催すといへるなども、此例なり、源氏若菜上に、僅なる芽木の蔭に云々ともいへり）騰は清陽にして萌えつゝ離る物の明けく麗しき狀を云ふにて、唯上方に昇るを云のみならず、姓氏錄に、明立天御影命と有る神名も、葦牙の萌騰りて立てる天と云ふ續きなり、崇神天皇御紀の人名に、八坂振天某邊と有るも、坂彌眞明にて、明立の明に同じく、振は合搏易の搏と同じき事、其は傳一に註せるが如し（傳一之卷二十八頁）、何れも此の古事に依れる語共なり、（又此語共を以て、上に葦は明淸、牙は凝精なる事をも明らむべき者なり、凡て神代の傳說は奇しく妙なる者にして、此を融會すれば、此より彼を知り、彼を明らめて、此を細く爲る事なるが、實に神の幸ひを蒙ふる人ならでは、自も說き得難く、人にも聞き受け難き者なり、文子上仁篇に、老子曰道之所ニ以至妙一者、父不レ能ニ以敎レ子、子亦不レ能レ受ニ之於父一、故道可レ道非ニ常道一、名可レ名非ニ常名一也、と有は謂れたる言にて、我亦如此くなる故に、序に引出づる者なり）彥舅は、次に此云ニ比古尼一と有り、比古は延と同じく、葦牙の萌騰る事を云なり、常に引と云へば、彼より此方に來る事と思ふめれども、秀を比伊豆流と云ふも延出る義なるに、比古は歷來にて、彼にも此にも云ふ語なりけり、然れば大虛に在ゆる氣脈をしも彼に延へ此に引て天と成せる由を以て申せるなり、然れども、其引聯なるに起りたる語なれば、氣脈を引脉とも號くべかり、此事、新年祭祝詞講義生魂神の下にも云ひ、次の一書に亦名を說ける所にいふべし、比久を比古と云ふ例は、

古事記八千矛神の御歌に、比許豆良比と詠せ給ひ、源氏椎卷(十三丁)に、「良久しく比許じろひ開て入り給ふ」、若菜上(百一丁)に、「逃むと比古じろふ程に」、宿木(卅四丁)に「比古じろふ可にも非ねば」、夕霧(廿二丁)に、「惜みがほにも比許じろひ給はねば」など見えたり、(說文に、神、天神引出萬物者也と有は、天神の方よりは引出し、萬物の方よりは申出せるにて、此の比古と同じ、又漢文に延字を比伊氏と讀めるは比伎氏なるなり)偖、上よりして可美は生産成にて、浮背より生産分るゝを云ひ、葦牙は明淸凝精にて、其萌騰る物を云ひて、其條理甚明かなるに就て、猶熟思ふに、比古尼は日凝立の義に歸めり、若て其葦牙を引上らして、天日を造立て給へる意とは成るなり、(國にも引くと云語あり、佗國の餘りを以て、此國の不足る處を縫造る事なり、出雲風土記國引の文に、國引坐八束水臣津野命詔、八雲立出雲國者、狹布之堆國在哉、初國小所作、故將作縫詔而、栲衾志羅紀乃三埼矣、國之餘々有耶見者、國之餘有詔而、童女胸鉏所取而、大魚之支太衝別而、波多須々支穗振別而、三身之綱打挂而、霜黑葛闇々耶々爾、河船之毛々呂々爾、國々來々引來縫國者云々、今者國引訖詔と有る、引是なり、此國の引來て成れるを以て、天の引上りて成れるをも想像ふ可くなむ)偖葦牙の角芽み出たりしは、女島の天一根より成出でたるが、其狀を葦牙と云へるは、今も葦の芽み出づるを見るに、實に小兒などの男根の勢り出でたるが如し、然れば男を比古と云も、此神の男神なるに起り、女神に對へて古事記に八千矛神をも、火遠理命をも比古遲神と申すは、女島の天一根に對ひて、可美葦牙の彥男に在せるに起れる者とぞ所思たる、比古比賣の男根女陰なる事は、大戸之道尊、大戸之邊尊の傳に云ふを見るべし、(傳一天先成の下に引ける角凝魂命の傳、次には狀如葦牙の下に云へる事共を合せ讀めらむには、更に疑

ふ所無る可くこそは所思えたれ）〇次國常立尊は、葦牙より此神の成座せりとには非ず、上に猶ニ浮膏ーと云ひ、次に如ニ葦牙之抽出ーと云ひ、其物の次第は云ひたれども、正書にも、天先成而地後定と有が如く、可美葦牙彦舅尊と天地に分れて、浮膏に國常立尊は成坐る由の傳なり、第六一書に、天地初判有レ物若ニ葦牙ー、生ニ於空中ー、因レ此化神號ニ天常立尊ー、次可美葦牙彦舅尊、又有レ物若ニ浮膏ー、生ニ於空中ー、因レ此化神號ニ國常立尊ーと有を校合せて、其然る所由を知べし、（此に就ても、正書及び第五一書等には、可美葦牙彦舅尊を省きて載せられざる傳なる事を知べし、此事古よりして曉り得難たると見えて、釋に引ける私記などにも、狀如ニ葦牙ーより直に便化ニ爲神ーへ續けて、其を國常立尊の出自と成すこそ氣疎かりけれ、右の如く見たらむには、可美葦牙彦舅尊の出自を何れよりとか爲む、心行ぬ事なりけり、延喜六年竟宴、得ニ國常立尊ー藤原朝臣春海、ー葦牙の浪の芽しも遠からず、天津日嗣の始めと思へばーなど、昔の人と雖ども斯る誤は有なり、況て後世の識者をや）〇國狹槌尊に就ては既に（傳一之卷七三頁）に詳しく說きたれは爰には云はず。

一書曰。天地混成之時。始有ニ神人ー焉。號ニ可美葦牙彦舅尊ー。次國底立尊。彦舅此云ニ比古尼ー。

天地混成之時とは、正書に天地未レ剖、陰陽不レ分、渾沌如ニ雞子ーと云ひ、第一一書に一物在ニ於虛中ー、第二一書に古は古事記と同じ狀にて、猶ニ浮膏ー而漂蕩など云へる此にて、天地と未だ判れざりし間を云ふなり、（此等の事共は、各

ゝ所々に已に說きたれば、其處を披きて此に校合すべし）記傳三（二十三丁）に、混とは未だ分れずして、淆ちて一沌なる事にて、卽ち此浮脂の如くなる物の始て成出たるを、混成とは云なりと云れたる如く、其如葦牙くして萌騰りて天と成れるも、卽ち其浮膏の中よりなるが故に、其を指て混成と見られしは、實に然る言なり、（混成は渾沌に同じき事、傳一に註せるが如し、老子に、有物混成、先天地生、寂兮寥兮、獨立而不改、周行而不殆、以爲天下母、吾不知其名、字之曰道、强名曰大と見えたる物は、此の一物なり、先天地生とは、天地は後に判れたる者にして、一物は後に天地と成れる者ぞとなり、獨立而不改とは、無爲に成れるを云ひ、周行而不殆とは、其物の漂蕩て空中に在るを云なり、以爲天下母とは、先天地生に對へて、天地の成れる事を云へるにて、此は正しく神典の古傳を受て云へる語なり、赤縣太古傳に、有の物を無始無終の物として、北辰の事と爲られたるは、漢意に思はずも混こられたり）○始有神人焉は、高皇產靈尊、神皇產靈尊の產靈に資て、始て混成れる一物成り、其に依て其出來る初より其其神として御し給ふ神も共に成坐りとなり、次の一書に天地初判始有俱生之神と有るに、大凡の意味同じかるべし、但し此二の始字大に力有り、其は一物の成り訖へたるに因て成坐るならず、一物の出來ざりし始より、神人焉に在して、其始を成し給へる事を傳へたる古語なれば、其意を得て波自米與理とは讀べかりけり、（此を波自米氏と訓む時は、混成す物の成出でたる時に始而と云意になれども、上に因此の所に云る如く、因は緣にて、其物を由緣として、神の寄託給へるに合せて、此始を解べし）有神人の神人は、正書に便化爲神と有を、第五一書に便化爲人に作りて、此をも迦微と訓めるを合せて、神人と書れたるにて、正書に神聖と有に同じ義なり、

私記に、問神者何哉、聖者何哉、答神聖者、是下文所レ謂數箇神人也、或曰二之神一、或曰二之聖一、並是通號耳と云へるを以て、人字を比登とは訓むまじき所なるを知べし、(但し上古に神をも人と云る事有り、寶鏡開始章第三一書なる日神の大御命に、頭者人雖二多請一と有は、必ず比登と訓むべき所なるなり、口訣に、神人訓二加美一と云ひ、通證にも引ける列子に幾神人哉と有り、此神人の字の據なりける者なり) 有は麻世理と訓べし、坐有の意なり、口訣に、此言自二未分一而有レ神之理上也と有れども、有レ神之理を云に非ず、有レ神之事を記し傳へられたる者なれば、疎略に見る可からず、未分よりして神の成り御在し坐せりと云義にて、傳々の有る中にも、殊に眼を着くべき所なるなり、(有を麻須と訓るは、古く其意を得て讀るが故なり、第四一書高天原所生神名の所に、又も此事を註す可し) ○號二可美葦牙彦舅尊一上(傳二之卷一一二頁)に出たり、此神の出自はしも、上にも云如く、混成れる物より牙を含みて萌騰れりし物に因て成坐りと雖も、然る細々と爲たる事は云はずして、大朴に如レ此も傳はれる者なり、事の序なれば、此神の亦名を說くべし、(若て中臣忌部二氏の出自は此神に坐を、日神の石窟段に至ては、此神の末と坐す中臣神忌部神の招奉らしゝに感けて出坐せる事など、云ひ知らず妙なる事共多在り、此は此傳の始終に亙る事なり、究心得置くべし) 神名式に、出雲國神門郡比布智神社、同社神魂子角魂神社と有るに、姓氏錄(山城國神別)に、税部神魂命子角凝魂命之後也と有て合へれば、決く亦名なる可き事、下に其名義を說くのみならず、神魂命子と有るを以て定む可なり、(出雲風土記には比布智社、又比布知社など記されて、神名は載せられずと雖も、社號を比布知と云ふは、日貴などの意にもや有るべからむ、右の姓氏錄は一本に依れり) 又同錄(河内國神別)に、委文宿禰、角凝魂命之後也、又(右京

神別)鳥取部連、角凝魂命云々之後也と有り、又魂字を省きて同錄(山城國神別)に、鳥取連、天角已利命云々之後也、又(左京神別)雄儀連、角凝命云々之後也なども見えたり、斯れば角凝魂命の凝を省きて角魂命と申し、魂を省きて角凝命とは申すなりけり、(但し此等は角凝魂命に用有て、其子孫の事を云ふならねば、唯神名のみを出せるなり、神祇伯仲資王記に、建久五年六月十二日、阿波國忌部之家、還二補氏長者一、角凝魂命之後也とも有り、此事寳鏡開始章第三一書、粟國忌部の下に註す可し、鈴屋大人は右の神名を角杙神ならむと云はれたれども叶はず、平田翁は天底立尊の亦名と爲られたれど、共に事實に合はず) 角凝は葦牙と同義なり、葦などの芽むを角具牟と云如く、清陽なる物の精妙なるが聚り凝る意なる事、已に上に神名の葦牙の義を說けるを以て知るべきなり、傳一(天先成條)に引けるが如く和名抄に、蒹蘆之初生也、和名阿之豆乃と有を、鈴屋大人の是葦牙なりと云れたる如くなり、本草和名にも菰首和名古毛都乃と有り、然れば其葦牙を正書には含レ牙と云ひて、牙を以名と爲るを以て、角を以ても名と爲べき理なる事を曉るべし、若て此角の延へて天日と結ばり成り、其より又綱と成別りて、四方上下に薄靡き廣ごりて百結々び八十結々ばりて、天極とは成れりける、故に天は綱の義なりとは云ふなり、(此角凝魂命と申す御名は、日天と別天との成定れる意を明むべき御名なる故に、此計りにては中々に盡し難かり、上の天先成の傳に合せて曉るべき者なり) 此考成て思ふに、津速產靈神と申すも同神にて、津速は角生にて、葦牙の萌騰れる義なり、和名抄近江國高島郡角野都乃土佐國長岡郡大角於保都と註せるを以て都奴を都と云事知べし、然れば綱と云も角縄の義なる可し、若て同神なりと云證は、舊事記に、別高皇產靈尊、次神皇產靈尊、次津速魂尊と有て、可美葦牙彥舅尊の在處に充當り、古語拾遺異

本に、天中所レ生之神、曰ニ天御中主神一、其子有ニ三男一、長高皇産靈神、次津速産靈神、次神皇産靈神と有る、其三男と云ひ、津速産靈神を二神の中間に收めたるなどこそは妄なりけれ、右の舊事紀に合すれば、其次に在るべき事所レ知れ、又通本に、高皇産靈神(是皇親神留伎命)、次神皇産靈神(是皇親神留彌命)と有に比ぶれば、彌紊亂なる事知らる、(三男を妄なりと云は、上の二神は、神留伎命、神留彌命と並坐て、夫婦の神に渡らせ給ひ、又可美葦牙彦舅尊にも有れ、津速産靈神にも有れ、右の二神の御子に坐せば、其を計へて三男とは、謂れなき事なり、姓氏錄右京神別に、伊與部、高媚牟須比命三世孫、天辭代主命之後也と有る天辭代主命は、興台産靈神の亦名なるが、其三世は、舊事紀に、津速魂尊兒、市千魂尊兒、興登魂命と有る數に合へるに、高皇産靈尊、神皇産靈尊二柱にして生み給へる神なるが故に、高媚牟須比命三世孫とは云へるなり)若て津速は角生にて、其は葦牙の事なるを、其物即ち天日と成り、其より別天はしも形の如く成訖りたるに、其天日を津速の本處として、別天の壁立極みに至る迄も引聯りて在る故に日天の氣は別天に通ひ、別天の氣は日天に通ひて、陰陽二柱の産靈の靈威を資けて、天中に神靈の神積り彌綸ひ坐るが故に、此神にも産靈と申す御名は負給へる者にぞ有ける、(又姓氏錄未定雜姓、葦田首條に、都早古命とも有り、古は凝の義にて、産靈を武須毘と云も、物を結び合するなれば、凝と其意通へり、猶此神と火産靈神の相混はり坐る事と、人身の靈府津液の神なる所由の委しき事は、祈年祭詞講義生魂神の下に已に註し、今亦寶鏡開始章第三一書興台産靈神の傳に云ふべし)又神名式御巫祭神八座の中に、生産日神と申すも此神なり、姓氏錄(河内國神別)に、恩智神主高魂命兒伊久魂命之後也と有る、其は同式に、河内國高安郡恩智神社二座(並名神大月次相嘗新嘗)と有る、

其神主なるを、三代實錄に、思智大御食津比古神、思智大御食津比咩神と有は、天兒屋命の玄孫大御食津臣命夫妻を祀れる社なるを以思ふに、其神は子孫にして其祖神を持齋くなり、然れば其系を原に泝りて見るに、高魂命の子と直に指し云べき神は、又津速產靈神を除ては非ざる事、上に註せる如くなればなり、（舊事紀に神皇產靈尊兒、次生魂命猪使連等祖と有て津速魂尊と別神と爲るは明かならぬ故にも有べけれども、神皇產靈尊兒と有るは、世數の疑ひ無きに似たり）生とは氣息の名なるが、右の津速產靈神の津速も同じく、此天中にて日天より別天へ、別天より日天へ互に氣息の往來ふ故に、宇宙に萬物の生々として息ざるは、天中の活物に居る活物なるが故なり、偖此神を皇御孫尊の大御守護の神と齋き奉らせ給ふ事は、右の如く氣息の神にて、天地萬物を活し養ひ立て坐が故なる事など、已に祝詞講義に說へるが如し、（瑞珠盟約章なる五男三女の事は、五男と云は實は三男なる事、其傳に云如くにて、活津彥根命は天津彥根命の亦名なるに、天津と活津と對へるも、天の德は氣息を以て物を成すが故なり、此は此に預らぬ事なれども、生の義を知せむ爲に云なり、御門祭祝詞講義、櫛磐牖命の下に云へる久志の事をも思ひ合す可し）○次國底立尊上（本傳二之卷九一頁）に出づ、偖此傳は天地の混成す時の事なれば、葦牙と浮膏とは未だ判れざりし間なりけれども、彼は牙を含み此は凝揚るべき氣機有が故に、始より天と地との神は在りと傳へたるにて、此は其混成す物を二に別けて天に可美葦牙彥舅尊、地に國底立尊と云意にて、第二一書に、浮膏と葦牙と二物を云て、其に成坐る天地の神の事を續けて竝擧げたると、其言は反樣なれども趣は同じき者なり、（然して其收る所も同じく一途に成るなり、古文を見るには、文字の上は唯目標のみにこそ有りけれ、語と意に斯る文は有めれば等閑に思ふ可に非らず）古史

徴に引かれたるには、天底立尊と作て、其說に「諸本に國と有るを、今は一古本に依て改めつ、能く古事記と合へればなり」と有り、如何にも然有らまほしき事には有れども、此は混成す一物に天と地との神等の成坐る由なれば容易く從ひ難し、然れども國常立尊に國底立尊と申す御名有るが如く、必ず然有るべきを、然も有らぬは實に可惜しき事なり、（然れども姓氏錄及神名式に慥に傳はらせ給へば、御紀にこそは如何してか漏らされたりけれ、必ず此傳々の中になくては得あらぬ、甚も止事なき神に坐故に、第六一書に天常立尊の御名坐る其に至りて委しく說明らめ奉らむを、例の常と底と同じと思へらむ人も見よかし）

一書曰。天地初判。始有俱生之神。號國常立尊。次國狹槌尊。又曰。高天原所生神名。曰天御中主尊。次高皇產靈尊。次神皇產靈尊。皇產靈、此云美武須毘。

天地初判は上（第一一書）に出たり、但し其には一物在於虛中と云ひ、第六一書には有物云々と見えたるを、此には下に始有俱生之神と有りて、其漂蕩へりし本の狀を云はざれば、唯神の成坐しゝ事を主と立てたる傳なり、（然れども天地初判と云へる上は、天は葦牙地は浮膏なる事云も更なり、但し、下に又曰高天原所生神名と有るへ係けて、天地初判と云へるにも有べし、然れども此く甚く事略きたる傳なるには、他一書に委ねて、俱生之神の有りと云事をのみ慥に知らせたるなるべし）〇始有俱生之神とは、其天にも地にも俱共に成坐る神坐るなるが、例の正書及第五

一書に、國土に屬たる神耳を擧げて、可美葦牙彥舅尊などの天に屬る神を省かれたる者なり、(古史徵に「此傳は都に採べき事なく、國常立尊と國狹槌尊とを俱生之神と云へるなどは、別に甚しき傳の誤なり」と云はれたれども、其は一亙りに見られたる故なゝめり) 俱生は因レ此など云よりは重くして、殊に其物と親しく離れざる由なり、口訣に俱生ハ與二天地一俱生也と有るは然る事なれども、天と俱に生坐る神は佗の傳に讓りて、此には地と俱に生坐る神に云へるなり、然れば下の又曰には係らぬ事と知るべし、(然るは又曰と有る傳は、其天地と成るべき物を成し給ひし神等に坐せば、俱生とは云ふべからず、又此の二神などに對へ見る可き神には坐ずして、遙に遠き古より、天中に其始有る事なく常在くに坐々し神等なればなり、通證に瑚璉集引二大宗秘府一與二口訣一と見ゆ、淮南子精神訓、有二二神一混生の注に、二神ハ陰陽之神、混生ハ俱生也とあり) 俱は其物と親しき由は、此章の終の一書に男女耦生之神と有るを取りて、舊事紀には夫婦竝坐す如き神等の系紀を立て、俱生大神とも耦生大神とも云へる事は皆がら妄なれども、俱と耦とを同じく見たるは允に當れり、俱の例は八洲起元章に共計曰、四神出生章、第六一書に共生二大八洲國一など多き言なり、古事記に能二治我前一者、吾能共與相作成とも見えたり、俱生は其物と耦ひて俱共に成坐る事と知るべし、(言義を考ふるに、俱は足聚にて、彼と此と集會て過不及なき謂なり、古事記に美斗能麻具彼比と有るを、此に共爲二夫婦一の字に當られたるは、共に俱にて耦なるが故なり) ○號二國常立尊一、次國狹槌尊は上(傳一)に出づ、○又曰は、上の天地初判を受けて云ふならず、それに對へて、又斯る傳說有りて曰ふなり、(纂疏に、又曰者、書中一說也と、有る事なれども、これぞ天の最初の傳にて、外に比類なき眞古說なり) ○高天原は、古事記にも天地初發之時於二高天原一成神名

云々と有りて、此と同じきを、古語拾遺には天地剖判之時、天中所レ生之神と有れば天御中主尊の御名に合せて說くべきなり、(然れば此の說も其所に讓る事多かり、平田翁の古史成文には文を換へて、於二天御虛空一と爲られたれども、虛空と云稱は天地を內として、其外なる空しき所を云ふ名と成れる由、已に第一ノ一書在二於虛中一の傳に註へるが如し、又古事記に訓二高下天一云二阿麻一、下倣レ此とも所レ見たり) 然れば高天原と云も猶後にて、神の御名にも負坐せれば、天中と云ふなむ此上なく古かりける、坐此三柱神の成坐せりし高天原はしも、天日とも別天とも局れる天には非ず惣體の天中を云ひ、又成坐る神も一神人と顯れ坐せるには非ずして、天中の惣體に御靈の充塞がり給へる事にて、祝詞に高天原爾神留坐とも云ひて、都麻流とは、高天原は悉く神にて、神留坐る處は悉く高天原と云意なる事、祝詞講義(祈年第三詞及大祓詞) に註せるが如し、(此世の始の神等を、御靈耳御在る由に云は、予が始たる說なるが故に、如何と思ふ人も有れども、御身を以て成給ふには事に限有りて、成り給ふ事にも限有るを、此天地世間を立給ひ始給ふ神等は、唯御靈の活機にて產靈の神業を行ひ給へば、右の三柱神の隱身は天地世間を合せて太しく坐々すが故に、斯る尊き高き廣き厚き神業は成れる者なり、然れども天地の立てる後に佗神に對はせ給ふ時などには、顯身と現れ坐て神議り爲給へれども、天御中主尊の如きは、其事にも預らせ給はねば、終に顯れ出給へる事は物にも見えざるをや) 高は足氣にて、何方迄も天氣の足らひ滿みて、此世間と成る限を云なり、唯天地より天を望見るに、遠く遙なるに依て高と云には非らず、廣々として限なき物なるが故に、天にても地にても云事と所レ見たり、(四神出生章第六ノ一書に、伊弉諾尊勅二任三子一曰、天照太神者可三以治二高天原一、第十一ノ一書にも、天照太神者可三以御二高天之原一と有る、同じ事

を古事記に、汝命者所ニ知高天原ニ矣、事依而賜也と有るなどは、此地よりなれば然も云べきを、天孫降臨章第二ノ一書なる天照太神の勅言に、以ニ吾高天原所レ御齋庭之穗一、亦當ニ御於吾兒一と有るなどは、天にても然云ふ事と見えたり、記傳三に「古事記天石屋段に、大御神の大御言に天原自闇と見え、此の瑞珠盟約章第一ノ一書なる、日神の勅言に、當レ奪ニ我天原一、第三ノ一書に令レ治ニ天原一などを引きて、天原に高てふ言を添へて、高天原と云は、此國土より云ふ事なり」と云はれたるは然る言ながら、全體の天に亙る名なれば、省きては天原とも云べく、出雲神賀詞には原を略きて高天とも種々に云事なり）右の高は足氣にて惣天の稱なるが故に、記傳三（五丁）に、「高とは是も天を云稱にて、唯に高き意に云へるとは少異なり、日の枕詞に高光と云も、天照と同意、高御座も天御座と云ふ事にて、是等の高も同じ、又古事記（水垣宮段）に聞ニ高往鵠之音一、又（高津宮段）に多加由久夜波夜夫佐和氣などの高往は、虚空を高と云ふなり」と云はれたる如くなるを惣括て見るに、其虚空を云は、氣の足滿ちたる所なるが故なるべし、（右の足は、萬葉二に天原振放見者、大王乃御壽者長久、天足有と見え、又十三に、天之足夜爾など云へる是なり、猶傳一陰陽不分の下に註せるを見よ）天は例の天なるが、此時未だ物は非ざりし開なれば、唯大虚空にて有りしなり、然れども、其天地の未だ生らざりし當時より、天日及び別天とも成るべき其物實は、天中に聚かり圀がりつゝ有しかば、空しと云は顯身の論にて、隱身に坐す神等の御上にて申さば、後に出來る質の有る天地に往坐るに、少かの異りも無かる可くぞ想像らるゝ、（此天と云事の較略は、傳一天地未剖條、及び天先成條などにも云ひ、次なる天御中主尊の下に云へれば、此には唯大凡を云耳なり、私記に高天原、師説謂ニ上天一也、案可レ謂ニ虚空一也とあり、此意を得たるなり）原は

祈年祭詞に皇神能見霽志坐と有る霽に同じく、押排ぐるを云なり、古事記に、欽明天皇の大御名を天國押波流岐廣庭天皇と記されたるを、御紀に天國排開廣庭天皇と記させ給ひ、開を波流岐に當てられたるを、繼體天皇御紀に其御名の出でたるには、開此云ニ波羅闌一とも見えたれば、波流も波羅も同じ事なるなり、神賀詞に、眞蘇比乃大御鏡乃面乎意志波留志天見行事能已登久と有るも、鏡の隈々しき所なきを云へるにて、皆同言なり、所以に後の事ながら、天智天皇を天命開別天皇と稱奉るも、此天原を以て稱申し、天武天皇を天渟中原瀛眞人天皇と稱奉る、天中を以て稱申せるにて、渟は廣野の野に同じ、持統天皇を高天原廣野姫天皇と稱奉るは申す迄もなく、高天原と云へるなり、當時の人々漢意佛意なるも多在りしかども、然すがに古言を失はざりし故に、如此も雅しき御名を稱奉れるが、今此の證に引く事と成れるも亦妙なる事なり、（猶祈年祭詞、又神賀詞などに讀へるをも見合す可し、然れば、記傳に二原とは廣く平なる處を云ふ、海原野原河原葦原などの如し、萬葉には國原ともあり、斯れば天をも天原とは云ふなり一と有るは、然る言ながら猶末にて、其元は天の押開けるより云ふ稱なる事、上に云へるが如し、萬葉二十に、安麻乎夫禰波良々爾宇伎氐と有るは、小艇の散見ゆるを詠めるなれども、洋中の開在なる狀を云ひて此に同じ、又雲に對へて晴と云ひ、遠き事を遙と云ふも、此より轉れるなり、文選に陸離と有を、註に分散也と見え、俗に雨の下るを斑々と云ひ、涙の垂るゝを瀾然と書くなども、廣く引分れたるなり、俗、原字は、字書に廣平之野曰レ原と見え、左傳註に、土地寛博而平正、名レ之曰レ原と見えたれども、高天原の原にも正しく叶へりとも見えず）然して天中に一物成り、其相分判れて、天日は天中にして其眞中央と云所に立有しが、是即ち天の眞塸とも云ふべき所なるが故に、打任せ

て高天原と云は、天日を云事と成れり、右の細書に引ける四神出生章・天照太神者可三以治二高天原一と見えたる是なり、天御中主尊の隱身にて靜まり坐も亦是なり、高皇産靈尊、神皇産靈尊は、天二上に坐し、八百萬神の神集ひ坐は天安河原、及び天高市なる事、古傳に所見て明らけし、（祝詞に高天原爾神留坐と云は、此天日に係けて云事・講義に云へるが如し、天二上の事は、中臣壽詞考に委しく註せりき、倭又御紀に天上と有るは、何れも天原と訓むべきこと下に註せり）若て其天日より別れて別天は立てり、天底と云へる是なり、日之少宮はし其最上に在り、謂ゆる天極紫微宮なるが、其別天に散在ける恆星はしも、剛健なる水氣の中に火氣の凝魂れるが水氣に抑れて、火氣の圓かりたる耳こそ有けれ、殊に一の世界と云には非ずして、別天は唯日天を圍める垣の如き者なり、所以に祝詞には・天能樺立極に見えたる事、傳一（天地未剖條、天先成條）に云へるが如し、其樞軸と有る日之少宮耳は別天神の幽都なるべき事、瑞珠盟約章に、伊弉諾尊功既至矣、德亦大矣、於レ是登二天報命、仍留二宅於日之少宮一矣と有は日天に非ざる事、其上下の文を見ても知るゝ事なり、此も亦高天原なる事、古書に往々見えたるが如し、（神賀詞に高天能神王高御魂神魂命と見え、古事記に於二高天原一者神産巣日御祖命之、登陀琉如二天之御巣一と有る御巣は、御舍なれども日隅と通ひて、幽都の名なる事知らゐ、西蕃にても此を大一と云ひて、天日にも天極にも通はし云て、我が古傳の如し）

又虛空をも高天原と云へり、八洲起元章に、伊弉諾尊、伊弉冊尊・立二於天浮橋之上一と有るを、第二一書に、立二于天霧之中一と云ふは、謂ゆる空氣を云へるが、第三一書に至りては、座二于高天原一と有る是なり、祝詞に下津石根爾宮柱太敷立氐、高天原爾千木高知氐と云ふが多く、大殿祭詞には、高天原波青雲乃靄久極美など有るは、廣く大虛空を云

へる者なり、然れば高天原とは、右の三つを云ふ事には在れども、此と局れる事なく、天日をも天底をも天雲をも合せて、廣く大朴に云へる者なりけるが、此世の始に高天原と云ふは、天日も天底も天雲も未だ定まらざる時にて、其等を總ね混がして天中と云へるを、又高天原と云ふ事には成れりし者なりけり、（猶大祓詞講義に、高天原の事を云へるを合せ見るべし、但し彼は彼の文の次第に依て說るなれば、世の始の事を云ふも猶麁略なるなり、此と彼と互ひに見合せて明らめむには如ざるなり）○所生を阿禮麻須と訓みて、正書に神聖生二其中一の生と同訓なり、太神宮月次神嘗等祭詞に、阿禮坐皇子等乎毛惠給比とは、皇子等の生坐る事なり、萬葉六（四十四丁）に、八千年爾安禮衝之乍、天下所知食跡と有るは、御子等の生繼す由なり、同三（三十七丁）に久堅之天原從生來神之命と詠めるは、大伴の遠祖神の天に生坐て此國に降らせる故に、生來と云ふなり、此等は阿禮の例なり、猶外にも多在り、（同じ事ながら、萬葉一に藤原之大宮都可倍、安禮衝武處女之友者、乏吉呂賀聞と有るは、生繼は宮仕に參り侍ふ事を云ふなり、類聚國史に、天長八年十二月替二賀茂齋內親王一、其辭曰云々、皇太神乃阿禮乎止賣爾云々、時子女王乎卜定氐進狀乎云々、又淸和天皇實錄に、貞觀十九年二月、齋王卜定の告文にも、敦子內親王乎阿禮乎度女爾進狀乎云々と有るなども、其の替る々々仕奉らせ給ふ事を云ひて、右の萬葉一なるに同じきなり）偖、其阿禮は顯にて人などの生るゝを然云ふも、其意同じ、此三柱神等は、實に其始有る事なくして、第三一書に、始有二神人一焉と見えたるが如く、素より高天原に神積り坐し、大神等に坐せるが、此は天地の始を云所なるが故に、其時運を云ふを以て、所レ生とこそは傳へたりけれ如何なる遠く邈なる太古より坐りけむ伺知り奉る可きに非ねども、唯其大神等に成れりし天地の始を云故に、此を

其神の顯坐し時とは成せる者にて、古事記(御天降段)に、猿田毘古神の天之八衢に出迎へ奉らしを、天宇受賣命の其に行向はして、其消息を見認給ひし事に就て、此猿田毘古大神者、專所顯申之汝送奉と詔ひ、又(朝倉宮段)に天皇葛城山に御狩立たしゝ時に、一言主神の出御在して共に御狩爲給へる事を記して、其終に故是一言主之大神者、彼時所顯也と有る、此猿田毘古神も一言主神も、本より成て御在しゝ神には坐せども、此顯れ給ふ時迄には、別に事無き故に出坐さゞるにて、本より無かりし神の或出で給ふには非ざるを以て、この所生の事をも曉るべき者なりかし、(此の三柱神などは、次に物に因て成坐る神等、又御腹より生給へる神等の列とは、遙に事替りたる事なれば、等し竝に說くべきに非ず)又那理麻世流とも訓べし、正書に生一物、第二一書に生物、此に有俱生之神、第五一書に天地未生之時云々生一物、第六一書に生於空中などある生を、有とも在とも作り、第一一書に一物在於虛中、第六一書に有物など有るは、外には生とも書ける所なるを通はせ用ひたるは、此の所生に阿禮と那理と二の訓有るが如し、古事記には、此の事を於高天原成神名と所見たるを思ふべし、(但し那流は爾在流の切れるなりと云へれども、其は上より續き來る時こそ有りけれ、言の上より成某と云ひ下したるを、爾在某と云ふべからねば、近き語と心得て宜しけむ、實は主は能宇斯の切れるも有れども、上より言ひ下すに能宇斯某とは云はれぬが如し、那理は那理、阿禮は阿禮にて別なるを思ふべし)那流は物も事も成就ふ由なり、古事記に吾身者成々而、不成合處一處在とも我身者成々而成餘處一處在とも有るは、頭成り手成り足成る意にて、終々身體の足整ふ事なり、寶劔出現章第六一書に、嘗大己貴命謂少彥名命曰、吾等所造之國、豈謂善成之乎、少彥名命對曰、或有所成、或有不成と有るを

合せて、成は物の足整ふ事に云を曉るべし、(古事記の其段にも、能二治我前一者、吾能共與相作成、若不レ然者、國難レ成など作成と續けるを思ふべし、但し此等は記傳に「作事の成終るを云」と云はれたれども、那流と云ふ時は同じ例なり)記傳三(六丁)に「那流はなかりし物の生出づるを云ふ、神の成坐ると云ふは其意なり」と云はれたる、一通りは然る言ながら、無りし物の生出づるには有るべからず、有る物の成顯るゝを云なり、大祓詞に國中爾成出武天之益人等と有も顯れ出る由なるなり、譬へば人の子を産事を成と云ふも、其は父母に在りし物の成顯るゝに同じくして、天地に神の成坐せると云ふも、天中に在りし神の天地に因りて大神と成顯はれ給へるを云なれば、那流とは物の成整へる由なり、人の産業を萬葉に那理と有るも、生出でし身に屬たる事を成し整ふるを云へり、(然れば此物の變りて彼物に化も、又作事の成終るも、草木に實の生と云も、皆同じ條の語其なり)然れば三柱神の此に始めて成出坐せりとには非ず、本より天中に成坐せりし神には坐せども、天地の成れる時を世の始に取りて、那理麻世流とこそは云へれ、實には如何に久しき太古より在しけむ、其始はなき物から然は云へるなり、(其より後に神も人も成出たりといへども、其はまた右の三柱の産靈に資て出來る物にて、無かりし物の始て出來るならねば、此を以て成は成整ふ義なる事を知べし)○神名の神の義は上(傳一神聖條)に出でたり、名は成にて、人の營爲を那理波比と云が如し、物を成に依りて名有り、事の無爲し始に、その名と指し、又號くべからぬを思ふべし、然れば那須は名爲にて、名ある物事を行ふを云ひ、那流は名有にて、その行事に號くべき事有るを云なり、鈴屋大人の、一名と云ふ本の意は爲なり、爲とは爲りたる狀を云ふ、其は常に、爲人といふも、爲りたる形狀と云事、又物の形を那理と云も同意にて、名と云も

本其物の有る形なり、譬へば筆は文を書く手なる由の名、硯は墨を摩る由の名なるが如し、萬の物の名皆然り、人名も其有る形に依て負ひたる者なり」と有るは、記傳(三十九)名々の下に云はれたる說なるが、餘りに珍らしき任に大書にして引り、此ぞ天地の內に又比類有るまじき說なりける、其は右に名の本を爲なりと云はれたるは然る言にて、古事記に須佐之男大神の大穴牟遲神を呼びて、意禮爲二大國主神一、亦爲二宇都志國玉神一と詔給へるは、其神の爲給ふ可き職を賜へるにて、即ち名を賜ふ事なるが、其爲字正しく名の義に當れり、高橋氏文なる景行天皇の大御言に、大倭國者以二行事一負レ名國也と宣給へりし、其行事とは、鏡を造らせれば鏡作神と名に負ひ、玉を造る事を始め給へば、玉祖命など名に負ひて、子孫の八十連聯迄も、其業を代々負持ちて仕奉るが故に、鏡作連、玉祖連なるが故に、其職掌を以て家の名と爲るなり、然れども其子孫の代々を經る中に、何時も鏡作連、玉祖連にては世代を分別べからざるを以て、鏡作連某、玉祖連某と、又其祖名の上に、其人々の行事を以て、目易く何とか誰とか名を負持つ事なる故に、有の鏡作玉祖などは、氏と云物と成りて、何又誰は名とぞ成れりける、(此は名と云事の起元より、其沿革をも云へるなるが、後には其鏡作連、玉祖連などの下に附くる名をも、思ひ々々に其行事ならぬ事を以て、物爲る事に成りて、其神代の本意を失ふ事に成れりしは、外國に交こられたるなり) 所以に、大殿祭詞に、大宮賣命登御名乎申事波と云ひて、それより大宮を守奉り給ふ其行事を列ね擧げて、終に云々令仕奉坐爾依氐、大宮賣命止御名乎稱辭竟奉久登申と結べるも、其大宮賣命と御名に負せる所由を說るが如き者なり、又御門祭詞に、櫛磐牖豐磐牖命登御名乎申事波と云て、其より御門を守奉り給ふ其行事を列ね擧て、終に云々令奉仕賜故爾豐磐牖命櫛磐牖命登御名乎稱辭竟奉久登白

と結べるも、亦右の例なり、此を以て、右の大倭國者以行事負名國也と有る大御言の正しきを思ふべし、（此外にも、大忌祭詞に廣瀬能川合爾稱辭竟奉流皇神能御名乎白久、御膳持須流若宇加能賣能命登御名者白氏と有るも、右に同じくして、御膳を持たせる若宇加能賣と申すは、其行事なり、御名なる故に然言へるなり、祈年祭詞に、大御巫能辭竟奉皇神等能前爾白久神魂高御魂生魂足魂玉留魂大宮乃賣大御膳都神辭代主登御名者白氏云々と有るも、神魂と申し、高御魂と申すが、其行事を以て名に負坐せるなるが故に別に事を云ざるなり、座摩生島などの詞も右の例なり、御縣、山口、水分等詞には、地名を擧て其に御名者白氏と有るも、其地は其神の卜居る所にて、其處にて神の行事有が故に云へるにて、上に異らず）又其住着ける地を名と云へり、其は八洲起元章第一一書宜汝往循之の下に古事記の修理固成是多陀用幣流之國と有る文を引て委しく説るが如く、國土は神の成し給へるを、人の住着きて成す者なればなり、其大名持命と申すも、國土を經營り成して、持ち坐せる由にて、少名御神の名も此に同じ、但し此大少は皇國を大と云ひ、外國は其始に粟島とも云ひて、小島なりしに依て、少と云へる者なり、地震を武烈天皇御紀に那爲と見えたるを、推古天皇七年御紀に、地動舍屋悉破・則令四方俾祭地震神と有り、此の那は地、爲は潮の佐和久を佐爲と云ふ爲に同じく、動き震る事なり、又産土を宇夫須那と云は、産爲地の義なり、（又本草和名に、鉛、和名奈末利と有るは地餘と云ふことにて、地中より出づる由なるべし、金を加根と云ふは、地根の義なるか、若くは堅地にても有るべし）此等の名は、何れも地を云事なるが、此亦上に說へるが如く、名と云は成の意なる事、今世も然り、大名小名など云を、今は字音に唱ふる事なれども、其にては義を成さず、大に地を持てるを大名と云ひ、小さく地を

卜居(シメヲ)るを小名(ヲナ)など云へりけむ事、一村の長たる者を名主(ナヌシ)と云ふを以知るべし、（此に就て思ふに、産業を那理波比と云事はしも、土地に物を生する農作に起れる名なるべし、俗に士農工商などゝ云て、其を四民と云へる民は、田身にて、農を本と爲る名稱なる事、百姓を大御寶と云ふ寶は田族(タカラ)にて、田に預る者と云義なるにて曉るべし、萬葉五に比佐迦多能阿麻遲波等保斯、奈保奈保爾伊弊爾可弊利提、奈利乎斯麻佐爾と有るは、天路は遠し、國に在りては奈利と云ふ事あり、此國に住む限の人は、成さでは得有らぬ事なれば、其を成し坐さねとなり、此も天を云へるに對へて思ふに、地の事なれば、奈利は農作を云と聞ゆ、十八に、萬調麻都流都加佐等、都久里多流會能奈里波比乎と有るは正しく農作の事なり、靈異記に、不レ能レ營レ農令レ懈ニ産業一とある産業を奈利波比と訓ませたるも、亦右の例の如し、又牧レ家營ニ造産業一とも見ゆ、然れば、那理波比は農作に起れるが、外の産業の事にも及べるなり、又生毛(ナリケ)を那理毛と訓めるも、草は地の毛なればなり、又土毛とも云を以知るべし、又別業を那理所と云も、田園などに設けたりし故に然は云ふなるべし）其は祈年祭詞に、御縣爾坐皇神等前爾白久高市葛木十市志貴山邊曾布登御名者白氐と、其地名を以て御名と申す事はしも、其地の御縣と成れるに就て、高市御縣坐神社、葛木御縣坐神社と祀らせ給ふ故に、地名が即ち神名なるにて、御縣に生出づる菜蔬の事を、其地に依り成給ふが故の事なるなり、次なる山口神、水分神なども右の例なり、但し其地を祭るに非ず、其地に行事御在し坐す神を祭れるなり、（此等の事共、云以て行けば、大名持、少名御神などの名と同じくして異らざるなり）然れば、右の鏡作神玉祖命など申すは、事に依て御名を負せるなり、大名持命、少名御神など申すは、物に依て御名を負坐るなり、右の如く事と物と二の差有るが如くなれども、事は物

の用なり、物は事の體にして、一ながら相離れざる者なり、又其鏡作連、玉祖連などは、事に就きたる職號なるに對ひて、古に伊勢朝臣、出雲國造など云は、物に就たる職號なる事云ふも更なれども、其國を以て名に負へるは、農桑を勸め人民を治むるなれば、此亦右の行事を以て名に負へるにて、歸り皆同じく一致なり、（但し人の形貌に依て御名に負坐るあり、應神天皇御紀に、天皇の生坐し事を宍生二腕上一、其形如レ鞆、是肖二皇太后爲二雄裝之負一レ鞆、故稱二其名一謂二譽田天皇一と見え、古事記柴垣宮段に、御齒長一寸廣二分、上下等齊、既如レ貫レ珠と有るは、瑞齒別天皇と申す御名の起る由縁なり、此等を名と云は、右に行事と云へるに合はぬが如くなれども然らず、其は其御身の成れる狀に依て負坐るなれば、同事なり、又由緣に依て御名と成れるは、天孫降臨章第二一書に、焔初起時共生レ兒、號二火酢芹命一、次火盛時生レ兒號二火明命一云々と有る、其火を以て室を焚くは母神の行事により、其初と盛りの成行に依て御名と成れる者にて、此等の類猶多かるも皆同じ）然れば、天皇の御事を、神代より皇御孫尊とも、天皇とも、現御神止大八島國所知食須天皇命とも、大倭根子天皇などゝ申奉るは、天地と共に無窮き天皇の大御名にて右の鏡作連、玉祖連などの如し、其にては御世繼を別奉り難き故に、譬へは大日本根子彥太瓊天皇、大日本根子彥國牽天皇など稱奉るは、鏡作連某、玉祖連某と云ふに當るべし、記傳三十九（十三丁）に、續紀第十七詔に、進氏波掛畏天皇大御名乎受賜利、退氏波婆々大御祖乃御名乎蒙弖之、食國天下乎婆撫賜惠賜夫云々、男能未父名負氏女波伊波禮奴物爾阿禮夜、立雙仕奉自理在止云々、此は天津日嗣所知看す御職業を、天皇の大御名、又婆々は母にて、後宮の御政を御母の御名と詔へり、次に父名負氏と有も、父の職業を承繼くを云り、と有るは、實に珍らしき說なり、（神武天皇元年御紀、天皇卽二帝位於

橿原宮、是歳爲天皇元年と先に地詞を云て、後に故古語稱之曰於畝火橿原也太立宮柱於底磐之根峻峙搏風於高天之原而始馭天下之天皇、號曰神日本磐余彦火々出見天皇焉と有るは、始て天下を馭め給ひし故に、御名の外に又始馭天下之天皇と稱申せるにて、崇神天皇十二年御紀に、又其天皇をも故稱謂御肇國天皇也と有るも同じ事にて、其行ひ給ふ事に依て、大御名と成れる事有に等し）斯れば名と云は、行事の有る状に因て定まれる者にして、右にも云ふ如く、鏡作神の裔は鏡作連と成り、玉祖命の裔は玉祖連と成りて、代々其職業に仕奉れりし事、記傳に「其職即ち其家の名なる故に、其職業を指ても名と云へり」と有るが如くなり、其を子孫に傳ふるを祖名と云へり萬葉十八（二十一丁）に丈夫乃伎欲吉彼名乎、伊尓之敝欲伊麻乃乎追通爾、奈我佐倍敝流於夜能子等毛曾云々、人祖乃立流辭立、人子者祖名不絶、大君爾麻都呂布物能等、伊比都雅流許等能都加佐曾と有る、辭立は先祖よりの申立にて、祖名は其家に傳はる、職を云ひ、都加佐は今も拜らるゝを云なり、又（二十三丁）毛能乃敷能夜蘇等母能乎毛、於能我於敝流於能我名々負、大王乃麻氣能麻久麻久云々、可久之許曾都可倍麻都良米とある、於能我名々負は、各々の職々に負持ちて仕奉る事を云なり（但し名々負は、本に名負名負と有るを、記傳に改めて引かれたるに依れり、名々は古事記遠飛鳥宮段に、天下氏々名々人等之氏姓と有り、序に思出でたる事あり、予が淡路國などにては、一村をも墾開たる者を名主と云ひ、又田を始て墾たる者の名を、其田に負せて、此を名負と云ひ、其名負の者の子孫にして、其を持つを名田と云へり、此は此の職などゝは異なれども、名負と云事の證には成るべき者なり、凡て田舍には斯る古言も多く傳はれる者多かり）又廿（五十一丁）に、都可倍久流於夜能都可佐等、許等太弖々佐豆氣多麻敝流云々、

安多良之伎吉円吉曾乃名曾云々、於夜乃名多都奈と有るは、右の十八卷なるに同じ、記傳に此歌共を引きて、「此等皆先祖より承嗣き來る家の職業を名と云へり」と有るは然る事なり、續紀第廿五詔に、先祖乃大臣止之天仕奉之位名乎繼止念氏云々、先祖乃名乎興繼比呂米武止不念阿流方不在と有るは、右の例共とは違ひて、位名は其位階と職掌を云へるが、此は世々同じ狀にも有るまじき物ながら、先祖に係て其家に語へるなり、但し右の例共に職掌を名と云ふ事、猶古意の存れりし者なりけり、（但し此は思ほえず長き說言は物爲たり、然れども予が心には、猶云々ても言足はぬ心ちの爲るは、例の屑々しき心僻なるにや、猶傳一、國常立尊の下にも且々云へる者なり）右の如く、我、古の大御手振はしも、大御命に大倭國者以二行事一負二名國也と詔ひ顯はし給へる如くなりしかば、今しも天地の元始の形象を知り、神祇の靈威の較略を明らめむ事はしも、神名に依るより外無かりけり、所以に予が古傳を說く事は、專ら神名には殊に力を入れて、事實の傳は其次におく事なり、然るは神名は其神の行事の著明き形狀を以て、御身自らに負坐せる耳ならず、誰が號け奉るにも、鏡を作らせれば鏡作神、玉を作る祖と坐せば玉祖命にて、彼此の異義はしも非ざるを、事實の傳も其と同じき物から、遠き天津神代に天地を造化し給ふ神々より、天語り國語りに語り傳へさせ給ふに、天地の初の狀は如此も有りけり、一物の成れる象は然こそ有しかと、其承る神等の熟に得曉り易かる可く、譬などを設くるにも、或は如二鷄子一と教へ給ひ、或は如二浮膏一とも諭し給へる故に、同じ一事なるも別事の如くにも聞え、又口々に相傳ふる內には、其と此とを混かし、又文字に書き記すには、此彼の取捨なども有りつる狀なれば、神名の異義なきには如ざるなり、此を以て神名を本に立て、事實は其微文なる心掟なり、（必ず神名などを、遙に神代を通し

て後より、稱へ號け奉る者と思ふべからず、其心の清く成らざらむ限は、神代の事實を窺ひ奉る事を得じ）○天御中主尊は、天の壁立つ極み青雲の棚曳く限りを混がして、其を天中と成し給ひ有ち給ふ主宰と坐す大御神に大座々て、世に神はしも多く坐せども悉皆此神の御靈を得て成出で坐しつれば、其八百萬千萬神と分り坐て立給ふ神功も何も、云以て行けば此神の御德に生まれる者なり、其は此一柱の御靈を、高皇產靈尊、神皇產靈尊と二柱神に別て、產靈の神功を令立給ふが故に其御德大に坐々て、此一柱は天地にも神祇にも祖神たる事、下に云ふを見て知るべし、（是此事を心にして、然して此傳を明らむべきなり、斯計り尊しとも高しとも、世中に比なき大御神に坐すなるに、世に祭奉る御社などの事の聞えぬは、此大御神の神功は、有の一柱神をして令立給へるが故なり）此大御名に天と負坐せる事はしも、此天地の出來れる後より稱奉れるには非ず、此神等の成坐し、高天原とも天中とも云ひける、即ち大虛空なる事、上に說けるを見て知るべし、未だ一物も非ざりける太古なれば、天地日月星辰も何も有る事なくして、唯々空しき大虛には有れども、其天地日月星辰と成るべき精を收めて、其質は氣の足はひ滿ちて有りしなり、若て、一柱產靈神の靈威に資て、氣中に其精の聚がり圜がりて一物となり、天地日月星辰の出來れるに依て、恒天を云と日天を云と虛空を云と三ながらに、天と云ふ稱こそは有りけれ、其は此地上より然差別を立云へる耳にて、高天原より云ふ時は、有の天地日月星辰の文ある耳にして、古も今も替りなき天にして、即ち高天原、又天中なる者なりかし、（然れば此大御神の御名に負する天はしも、世中の有りの限りを盡し究めたる天なれば、大なりとも廣しとも、言も意も及ぶ可からざる事如し此きなり）御は、此に皇產靈、此云美武須毘一と有る美に同じきが、彼には皇字を美と訓ませ、此には御字を美と訓ま

せたるを、記傳三(九丁)に、御中は眞中と云はむが如し、凡て眞と御とは、本通ふ辭なるを良後には分けて、御は尊む方、眞は美稱ると、甚じく云ふと全き事とに用ふと云はれたると合せて、御と是と眞と三つ共に、美の言に正しく當れるに依りて、此の御中も其例に說くべきが如く所思ゆれども、其尊む方も美稱るも甚しきに云ふも全きに云ふも、其は中々に末にして、本意は謂ゆる精と云ふ物の稱にて、天地萬物を造成し給ふ物實になむ有りける、所以に正書に精妙之合摶易と有る共に因准て姑く御に精字を用ひて、其義を說くべし、(易に精氣爲レ物、游魂爲レ變と云ひ、管子に、凡人之生也、天出二其精一地出二其形一、合レ此以爲レ人と云ひ、列子に、精神者天之分、骨骸者地之分など云へり、又天に云へるは、說文に、萬物之精上爲二列星一と見え、春秋說題辭に、陽精爲レ日、日分爲レ星なども見えたり、莊子刻意注に、精者物之眞也と云ひ、字典に引二增韻一、凡物之純至者、皆曰レ精と云ひ、又精細也密也粹也潔也とも云へり)偖、其精は天中に屯聚る物にして、彼一物となり、分れて天地となり、天地の成就て後には聚がりて萬物となり、分散て元の精に復れる物にて、天地の元、萬物の始、諸神の祖、産靈の靈物是なり、然れば、精は天中に充塞れる氣中に含藏る水火の精神にして、天に聚りて上となり、又上より生て萬物と成れる、皆同物なる事疑ひ無らむ者ぞかし、天中の至靈にして至實なるは、此精の氣と共に天に聚がり圓在るが故なり、(然れば天は唯氣のみなりと云ふなどは、猶未だ盡さゞる者なり、氣は精の舍にして、精は氣の純粹なる物なる事、此に至る迄條々云へるが如し)其精の形狀はしも、微細にして見え難しと雖も、此を推すに、正書に渾沌如二雞子一と有るは惣天にして、謂ゆる高天原の形象なり、若て其天中に一物の生れる、此亦右の渾沌如二雞子一と云ふ狀貌なりし事、上に云へるが如し、而して其

一物と成れる物質の天中に渾沌たる、謂ゆる精と云ふ物の形狀も、亦雞子の如くなりしなり、其は何を以て云ぞならば、譬へば稜角有りて自ら生れる物は、幾箇に碎けても稜角あり、圓體にして自ら生れる物は、幾箇に割りても圓體なるが如く、稀微に爲すと雖も、自然に其性を亡はざるは、元來稜角の質聚りて稜角の物となり、圓體なる質凝りて圓體の物となれるが故に、其性を存てるなり、然れば此渾沌如二雞子一を以て、稀微なる精の物質を知るべく、又其聚りて一物と成れる形貌を思ふべく、又其天中の至に大きく至に廣くして、涯際を極むべからざる、其極みをも思ひ及ぼして曉り得べくなむ有ける、（但し此は餘に言痛く云過したる說にて、大らかなる神代の傳說の注釋めかしくも非ずとや、人は思ふらむなれども、假令古人に然る似着はしき說の聞えざればとて、眼前に其道理なる事を措きて、如何にも說き曲ぐべきならねば、今は唯皇神等の御質しに依るより外は非じと思定めて云物ぞ、傳一、天地未剖より、如二雞子一と云ふに至る迄に、委しく云へれば、今此には唯大凡を說けり）然れば、美を御字に當て、物を尊む方に云ふ事となれりしも、右の如くにて、精は天地萬物の物質なりければ、世に此に過ぎて尊き物非ざるが故に、物を尊むと云も、其對ふ方に比較ぶべからざる所有を以てなり、又眞の美稱て云ふと、甚じく云ふと、全き事に用ふるも、皆同じ事なり、美を麻と云は、體を常に美と云ふを、皇御孫尊と申し、儀式に御體を辭日二於保美麻一と有るは、皇御身尊・大御體なるを以て知るべし、（記傳三に「古の言の遺れるは、猶通はして眞熊野とも三熊野とも云へる類多く、又眞と云べきを御と云へるも御空御雪御路など多かり」と云はれたる是なり、又眞を轉じて毛とも云へり、最上最中など云へる類亦多在り）中は長と同じく通ふ言にて物を有る限りを云なり、偖、那迦は名所にて、物有り事ある所の義なり、

迦は在處住處などの迦に同じ、又、那に成の義ある由、已に神名の下に云ひ、又、那に伸出づる意も有るに就て思ふに、此高天原の極りなき處なるも、此大御神の排開かし伸出して、此世と成し給へるなるべければ、其中央と云邊より開き伸びて、此天中とはなし給へるに起れる言とぞ所思えたる、中央を眞中と云は更なり、大同類聚方一に奈伽母と云語の有るは眞中を倒反せる者なり、（但し名所にても成處にても、伸所にても、迦の義は同じきなり、又那迦と云語と成りては、那賀とは清濁の差有りと雖も、神功皇后御紀に見えたる、地名の大津渟中倉長峡は、渟中倉は野長谷ならむと思え、天武天皇御紀の息長横川を、後の歌に息中川と詠めるも、誤れるには非ず、語の通ふ故なり、物の長きを云も、其端方に遠くして、中と云べき所の大なるなり、然れば長久、長志、長使など云ふ、中の言に離り外はれるにぞ有ける、因に云、躬は身退と云事にて、其中の實なる所の退くなるを思へ）偖、中は名所又成處と云意なりと云ふ所由はしも、天御中主尊、天中を排開かし坐して、其を天の壁立極と成して、其裏方を天地の底方の内となし給ひて、此を世の限と立定め給へれば、此外に又物有る事なく、物無ければ成す事なく、成す事無ければ、又名有る事なき理なるを、此天中はしも物有り事あり、又名有りて如此く世界なる故に、名所と見ても、成處と云ひても同じ義なる者なり、所以に彼神功皇后御紀の、大津渟中倉之長峡を、攝津風土記には沼名椋之長岡之前と作き、渟中倉太珠敷天皇を、古事記には、沼名倉太玉敷命と作かれ、天渟中原瀛眞人天皇の中をも、古く那と訓來れり、繼體天皇御紀に中此云那とも有るは中は名所なりと云說も、當時に在りしなりけり、（子華子に、天地之大數、莫過乎五、莫中乎五、五居中宮、以制萬品、沖氣之守也、中之所以起也、中之所以生也、總策之所以宗也、神響之所

以豐融一也、通二乎此一、則條達而無レ礙者矣と、天地の數を究盡して五と云ひ、其五の所在を中と云ひ、其中に起と云
ひ、止と云へるは、予が意に合へるものなり、又曰、五居二中宮一、數之所二由成一、一縱一橫、數之所二由成一ともあり、
此に就て思ふに、中字は◯に｜を貫きて出來たる會意の字なるべし、若て◯は天の圓在たる象形、｜は、說文に上下
通也と有れば、大一の上昇下降して、其德の天地の外に及び至る意を以て、Φと如此く作れるなる可し、此に橫に一
を加へて⊕に作れば、神の本字なる事、已に傳一天地未レ剖條、及び神聖生二其中一條の下に云へり）斯在は、天御中と
は、天之精成處と云ふ事にて、唯天の中央に當る一處を云ふならず、悉く此世の限りを混かしたる稱ない、然れども
其中の起る所にして其中の止まる所は、後に天日の成れりし、其所在なる事云ふも更なり、若て日神の成坐して高天
原を所知食し間より、日神は此神の顯身とも申すべく、此神は日神の隱身とも申すべくして、此二柱の差別の分難き
事、彼太神宮祈年祭詞に見えたるが如し、倍、又傳三天地未レ剖條にも云へる神隨と云ひ神道と云ふは、此神に起れ
る事なるを、神武天皇御紀に、天道と謂ひて、日神に係けさせ給へる大御言の有るを思ふ可し、（此二柱の御德を合せ
御在し坐す、奇しき神事の有る旨は此に盡すべくも非ざれば四神出生章に就きて云ふべし）主は成爲なるべき事、上
（豐國野尊條）に云へる如く、物を成爲りて、其物に主宰たる由なり、記傳三（九丁）に、主は太人と同言にて、能宇
斯の切れるなり」と云はれたるは然る事ながら、能宇斯の切まりて奴斯ともなり、又奴斯より切まりて奴とも成れゝ
ども、熟思ふに、猶然るべからずなむ所思えたる、其は能宇斯より切まりて奴斯と云ふは、猶長の義にして其部の首
と云意味あり、天孫降臨章第二ノ一書に、齋主神號二齋之大人一と有るなどは、齋之長者と云ふ義なり、此とは異りて、

奴と切まる奴斯は成爲にて、行事を以て其に主宰たる義にて、能宇斯より切まれるも、奴より延たるも、奴斯の物に主宰たる意は大凡同じき物から、言の初に置きて主と云ふ事常なるを、其を悉く能宇斯の切れるとは云ふべからぬ者なり、萬葉三に山守を山主とも作き、四に玉主爾珠者授而とある主字を母理と訓めるをも又思ふ可し。又人を敬ひて奴斯と云ふこと、空穗藤原君卷、又新猿樂記に見えたり、（能宇斯と奴斯との事は、記傳に云はれたる甚委しければ、其に從ふべき事本よりなれども、今は主と云ふ語の條、異にして別に在るを知らせむとて云ふ事なり）又此神に、亦御名御在せり、延暦奏上の紀伊國丹生都姫神記に始祖天魂命として、高御魂命、神魂命などより前に出でたるは、何れの神にか有む、決く此天御中主尊の亦御名なる事申すも更なり、斯れは天魂は、阿麻美武須毘と訓奉るべきなり、古事記國生段に、於是天神諸命以云々とある天神諸と有は皇産靈神一柱耳とは聞えず、又記傳には、五柱天神なりと云はれたれども、序に乾坤初分參神爲造化之首と見えたれば、此神と共に三柱にして、造化の首を爲し給ふ趣に聞ゆれば、其無爲なるは、却りて此神の造化の首を爲給へるにぞ有りける、（然れば、此神の行事は幽にて、其顯かなる行事は、二柱神に立る所由とぞ見えたる）然れば天魂命と稱奉るは、高天原を産靈び成給へる義の御名にして、天御中主尊と申奉るに能く相協へる亦御名なり、餘りに珍奇しき御名の、世に埋れ給はむ事の可惜しくて、此に因に擧奉る者なり、美武須毘の事は次に說くべきなり、（但し阿麻は常に阿米と云格なるを、今阿麻と訓み奉るは神皇産靈尊の迦微を迦牟と申し、津速魂尊の速は上に說ける如く生なるを、波夜と申す例に倣へるなり、其は如此く能の辭無くして續く語はしも、下の意重きが故に、上の語の轉れる者なり）〇高皇産靈尊、神皇産靈尊は、天御中主尊の混

成る神德を別けて、陰陽の元始の大御神等に坐事、傳一(陰陽不分條)に云へるが如し、先其高皇產靈尊は、古事記に高御產巢日神に作り、亦御名を高木神とも記されたる、高木は高城の義なるなり、下に高座の事を云へるを思ひ合すべし、記傳三(十二丁)に引かれたる古語拾遺に、高皇產靈神(古語多賀美武須比)姓氏錄には天高御魂乃命とも、高御牟須比乃命とも、高皇產靈命とも、高媚牟須比命とも、高御魂命とも、高魂命とも種々に作き、祝詞式には神魂、高御魂と並擧け、神名式には神產日神、高御產日神と又共に記され、山城風土記には久世郡水渡社名天照高彌牟須比命云々と出で、三代實錄には鷹枕高御產栖日神と出でたるなどは、亦御名の例なり、(上田百樹が奇異大本圖考に、神名式河内國高安郡天照大神、高座神社二座と有る高座神は、此神なる可しと云へるは然る言なり、尾張國愛市郡高座結御子神社と申も有を思ふに、高座結神とも申せるなり、又三代實錄に、貞觀十八年八月二日の下に近江國正六位上天高魂神從五位下とも見えたり、右の天照高彌牟須比命と、上に天照と冠て申すは、天照大神の磐窟隱の時に功用有りしに依て稱奉れる事なり、寶鏡開始章第一一書に其御名の出でたる下に云べし)高は足氣にて、天中に充塞れる氣の伸び進みて足滿る義なり、然るは天中は琬の如く氣は水の如し、彼渾沌如二雞子一と云も天中に此の氣の滿足へるが故に圓在て有るを知べし、雄略天皇二十二年御紀に、水江浦島子乘レ舟而釣、遂得二大龜一、便化爲レ女、於是浦島子感以爲レ婦と有りて、感を多祁理と訓ませたるは、其女に見感て情の動き起れるを云ひ、俗に陰莖を多祁理と云も其義にて、共に氣の伸進むを云へれば此も其例にて有べき事、傳一(陰陽不分條)に引合せ讀みて曉るべし、物に健と云も、水に沸と云も、皆此類の語なるなり、(古事記に、宇士多加禮斗呂々岐氐と有るを、此に膿沸蟲流と有りて、

流を多加流と訓ませたるも、右におなじ、此に爲吐と有るを、記に多具理と作れたる多具理は、口氣の外に餘り出づるなり、髪に多具と云ひ、繩に多具流と云も同じ、此を束ぬる事と爲るは非ず、又健き事を多具と云は、尾張風土記に、丹羽郡吾縵郷、品津別皇子生七歳而不レ語、皇后夢有レ神告曰、吾多具國之神、名曰二阿麻乃彌加都比女一云々と有るは、禍津日神なるに、多具は出雲國島根郡なる多久郷の事にて、荒魂の健きに依れる名なるを知べし、野重が此考を見て、萬葉十四に古麻波多具等毛、十九に石瀬野爾馬太伎由吉氏の多具も多吉も、健き由なりと云へるは然る言なり）神皇産靈尊は、古事記には神産巣日神に作り、又神産巣日御祖命とも出でゝ、高皇産靈尊に相配ひ給へる女神に御在す事、古語拾遺に、高皇産靈神を皇親神留伎命に、神皇産靈神を皇親神留彌命に當たる本註有り、又出雲神賀詞に、上に高天能神王高御魂神魂命云々と有て、下に於是親神魯伎神魯美乃命宣久と受けたるなど見えたるは、諦しく女神に坐が故なり、神名式に、出雲國出雲郡阿須伎神社の並に、同社神魂意保刀自神社と有るも、高御魂神の后神に坐る謂なり、又杵築大社の並に同社神魂伊能知奴志神社と有るは、大國主神の八十神の爲に被レ殺坐しを御子神を遣して令二作活一給へりし意の御名なり、又水戸家藏異本舊事紀には、神魂祝尊と有りと云へり、祝は祈年月次等の其神等に申す詞に、皇御孫命御世乎、手長御世登堅磐爾常磐爾齋比奉と有る齋の義なるべし、併古事記など、右に引ける書共に多く御字なきは、迦微武須毘と訓べく、記傳に、「古言に同音の二つ重なるをば、約めて一つに云ふ例此彼あれば、此も神御と美の重なる故に、多く約めて申し習へるなり、然れば神の微に、御は具はれり、神字迦微と訓むべし」と云れたるが如し、但し月次祭詞に神魂高御魂と有るを、本朝月令に引けるには、神御魂とあり、此は神魂をも迦牟

美武須毘とも唱へたりし故に、然る本も有しなるべし、其は如何にもあれ、此紀の如く皇字の有には、迦牟美武須毘と訓奉るべき事、云も更なり、姓氏錄には、多く神魂命と有るを、又、神御魂命とも記されたるを以て、御字は有るもなきも然訓べきも有るを知べし、（又神名式に、出雲國杵築大社の次に、同社坐伊能知比賣神社は此神には非じ、必ず彼神を令作活給へる蚶貝比賣蛤貝比賣なる可く、又伊努神社の並に、同社神魂伊豆乃賣神社と有る、此も別神にて、天穗日命の后神なる事、憶に考得て神賀詞講義に云へり、必ず就て見るべし）神は氣聚にて、常に神伊佐奈伎、伊佐奈美乃命、神大市比賣命などと、御名の上に冠らせ云ふ稱辭の神と言は、同しき物から大に異なり、然るは男神の方より高と云ひて進來る氣を女神の方に待ち迎へさせ給ひて混和がり給ひて、天地萬物を成し給ふ義にて、傳一（神聖生二其中一條）に神は感なりと云へるが如く惟神にして、其氣の通ひて物を成して、其迹に所見謂なり、委しくは其下に就て見べし、大同類聚方に、於保奈牟智命乃美已止爾、比登乃美乃奈迦流牟自兔波、安萬都美他麻美豆保乃計乃、不多通乎加波世云々と有る、天津御靈は、此の二神にて、其水と火氣と二つを交へ和し給ふ内に、孕りてある御靈を云へり、此卽ち多祁理加牟斯と結び聚めて、一物を相成し坐せる謂なり、右に引ける雄略天皇御紀に、感を多祁理に、又傳一に引ける、皇極天皇御紀に感を加麻祁に用ひさせ給へる、古人の用意を思ふに、浦島子のは其女に愛でゝ此方より其方に心の進む所なる故に多祁理と云ひ、鎌子連のは、輕皇子の所遇を得て心に默止し難き所なるに依りて、加麻祁氏とは云ふにて、此の高と神とは氣の動靜を云所なるにも、右の二を引て能く合へり、風土記及び神名式には見えざれども、出雲國造の新嘗に參向ふ社を、神魂社と書きて神魂を迦牟斯と訓むも、彼國に傳はる舊訓にて、物を

煮熟せる器の釜を迦麻と云ひ、米と水とを合せて酒に醸るを醸と書きて、迦美とも迦牟とも迦母須とも訓めるも、此の感に相近く、又物を嚙など云ふも同語の例なる者なりかし、（和名抄麴糵類に、麴朽也、鬱之使ニ生ㇾ衣朽敗一也、和名加無太知と有るは、醸立の義なり、右に例して思ふに、麴を俗に音便に加宇白と云も、加無志にて醸實の義なるべし、偖こそ此も、又右の語の徴とは成りにたれ）皇産靈、此云ニ美武須毘一と有るは、美は精にて、其天中にて其多祁理と迦麻久と相成し坐るに資て成れる子にて、混がりて一物と成り、別れて天地となり、區分て萬物と成りて、如此く物の衆多なるも、天地と共に生々として少も不ㇾ息るは、此二柱神等天中に在して、其精を産靈ばして天地を養ひ萬物を有たせ給ふなり、此事已に天御中主尊の傳に云へり、（今此に譬を一つ思ひ得たり、天御中主尊は戲場を構造て持てる人の如く、此二柱神は舞伎の如し、戲場は其體なれども、此は其見物人の爲に悅はるゝ者に非ざるが如く、天御中主尊の御事は餘りに幽玄して其の妙なる旨、人の心も言も及ばぬ所に在る事なれども、舞伎の其事に預る限よりは、舞臺の仕懸などに又及ばぬ妙處有るが故に、其下風に居て仰き畏まるが如し）武須は、記傳に、「産巢は生なり、其は男子女子又苔の牟須、又萬葉に草武佐受とも有り、物の成出るを云ふ、然れば産字は正字と見ても可し、書紀にも産靈と作かれ、又産日とも書ける事あればなり、偖、牟に此字を書くは宇牟てふ言なり、仁徳天皇大御歌に、子産を古牟と詠ませ給へり」と有るは謂れたる言にて、産字充に當れり、又牟は宇牟と云はれたる、寔に然る言なり、第三一書に、可美とある傳に、委しく云へるを此に見合すべし、（今も夫婦の始を契るを結ぶなど云ひ、又絲などに結ぶなと云へるは、此の宇牟より約まれる牟とは異なるが如く見ゆれども、夫婦は合ひて一つに成る者なり、絲は結び

て一つに固る者なり、共に宇牟の義無しとは云ふべからざるなり、又絲を紬を宇牟と云も同例なり）毘は、記傳に、「書紀に產靈と書かれたる靈字能當れり、凡て物の靈異なるを比と云ふ、久志毘の毘も是なり、高天原に坐します天照大御神を、此地より瞻望奉りて日と申すも、天地間に比類もなく最靈異に坐が故の御名なり」と云はれたるは、動くまじき說なるに就て思ふに、久志毘の毘は、河合を加波比、坂合を佐加比など云ふ合の義なるべく、天日を云ふも、正書に精妙之合摶易と有る如く、天中に在らゆる精妙なる物の、合摶ぎ成れる由なるべし、若て物は孤獨にては奇靈なる事も何もなきを、相求め相合ひたる上にこそ思ひ議る可からざる事も成就ふ者なりけれ、大同類聚方に保豆禰乎牟須比阿都先と續けて物の聚り合ひ結ばるゝ謂なるを曉る可し、（此に合と云は、男女の相慕ひ、磁石の鐵を吸ふ如く、互に相求め合混がりて、終に其勢力の一に成て、大に奇しく妙なる事有るに及ぶを云へるなり）記傳に、「產靈とは、凡て物を生成す事の靈異なる神靈を申すなり、此外に火產靈、稚產靈、生產日、足產日、玉留產日、角凝魂など申す御名もあり、牟須毘の意皆同じ、俗、世中に在りと有る事は、此天地を始めて萬の物も事業も、悉に皆此二柱の產巢日大御神の產靈に資て成出る者なり」と有るは、古より以降初めて此說の成れるにて、尊しと云はむも中々なり、其引れたる拾遺集歌に、「君見れば結ぶの神ぞ恨めしき、つれなき人を何造りけむ」狹衣物語に、「いと斯くも造り置き聞えさせけむ、結ぶの神さへ恨めしければ」など有る外にも、詞花集に、「心さへ結ぶの神や造りけむ、解くるけしきも見えぬ君かな」長淸集に、「解けやらぬ人の心の難面より、結ぶの神を恨みつる哉」元輔集に、「誇着侍りしに、千年をば我ならずとも木綿襁、結ぶの神も祈り懸くらむ」十六夜日記に、「晝つ方行き過ぐる道に、目立

つ柱あり、人に問へば、結ぶの神ぞと聞ゆると云へば、守れ唯契り結ぶの神ならば、解けぬ恨に我迷はさでなど有れは、何れも右の拾遺集を本歌にとれるのみこそ有けれ、作者に心得有りて詠めるには非ざれども、皆共に此二柱神に係けたるなり、（但し武須毘を武須夫と云は訛れるなり、何れも唯結ぶと云ふ言を以て仕立たる者にて、何の至りも深からぬ物から、然すがに徴とも為るべき事多在り、和名抄に、日本紀云、産靈無須比乃加美と有るは、皇字を除きたる訓なり、然れども共は稚産靈神、津速産靈神などの産靈こそ有りけれ、此二柱神に限りては、正しく美無須比と訓み奉るべき事、右にいへるが如し）顯宗天皇三年御紀に、月神著レ人謂レ之曰、我祖高皇産靈尊、有下預鎔二造天地一之功上、宜下以二民地一奉上、我月神、若依レ請獻、我當二福慶一云々奉レ以二歌荒樔田一と見え、又次に、日神著レ人、謂二阿閉臣事代一曰、以二磐余田一、獻二我祖高皇産靈尊一とあり、此にも有下預二鎔造天地一之功上と詔ひけむを、先に讓りて略かれたる者なり、偖、此二つ共に、高皇産靈尊一柱をのみ出したれども、神皇産靈尊をも並べて御諭有しなり、何を以知るぞならば、右の磐余田は大和國十市郡なるに、神名式に、十市郡目原坐高御魂神社二座（並大、月次、新嘗）と有るを平田翁說に「共一柱は神皇産靈尊なるべし」と云はれたるが如くなればなり、若て右の預鎔造を、舊く曾比阿比伊多勢流と訓めるを、記傳に阿比都久理麻志々と訓まれたるは愛たけれども、預字を訓み漏らされたり、綏靖天皇御紀に、預者の二字を阿曾布毛能と有れば、阿比の比を脫せるなり、其傍訓阿比伊布比登と有を以て知るべし、又繼體天皇二十一年御紀に預字を久波々流と有るを合せて曉るべきなり、皇極天皇元年御紀に預造（カネテツクル）と見えたるなどは、字書に預與レ豫通と有る意なれども、此は副字の義なり、同三年御紀には、預を麻自利氐と訓みて、交際の意に用ひ、孝德天皇

元年御紀には、頗を久波々流と訓みて、加勢の義に被レ用たるなどを合せて考ふるに、此頗鎔造の中には、頗字ぞ殊に眼目には有りける、（右の高皇産靈尊の尊字、本には脱せるを、若槻某が見たる卷本に在る由、同人の著せる某と云ふ書に所レ見たるに從ひて今補へり、鎔造の二字は阿比伊多勢流よりは、阿比都久流の方宜しかるべし、名義抄に、頗を豫の俗字として、其訓に、阿豆迦流とも麻自波流とも有を合せ考ふべきなり）右の如く、頗は副加はる由なるは如何と云に、天は可美葦牙彦舅尊、天常立尊、地は國常立尊、豐斟野尊と持ち分けて、其神等の鎔造り給へるを、此高皇産靈尊、神皇産靈尊と二柱は、其上に在して幽贊給ふが、即ち副加はらせ給へるにぞ有ける、鈴屋大人も、既く其意なりし故に、其とはなしに擧られたる記傳の說を摘て云はゞ、「先伊奘諾尊、伊奘冊尊の、國土萬物をも諸神をも生み成し給へるは、此神等の詔命に依り、又其時の唱和の前後の次第をも教へ給ひ、其事を善く成さしめ給ひ、神功既に至り坐し、德も亦大に成りて、天に復命し給へるは、其結びにて天神と申すは、專ら此神なる事、人の知れるが如し、天石窟隱の時には、古語拾遺に、高皇產靈神會二八十萬神於天八湍河原一、議二奉レ謝之方一と見え、其時にも天孫降臨の時にも、其事思慮給ひし思兼神は、此神の御子と見え、天照太御神に相竝び坐て大御詔仰せて、皇御孫尊の初國所レ知レ食す萬の事共成り、大己貴命に少彥名命相竝び坐て國土經營の事共成り、天忍穗耳尊に萬幡姬命兒、玉依姬命相配坐て皇御孫尊を生み坐せり、是等何れも相竝び坐神有りて、此神の產靈の御功の成れる狀なるも、深き理有る事なるべし」と云はれたる、此相竝び坐す神有りて事の成れるなむ、右の有下頗二鎔一造天地一之功上と云者にて、天地の初時より次々に成り坐せる神は更にも云ず、此神の產靈に資て成り出つるのみならず、萬の事業の上に、其副加はり

て其を令成給ふ者なる事灼然し、（記傳の右文は、唯其意を取りて補ひも削りも爲て引けり、見む人怪しむ事勿れ、又同書に、「大體是等を以て、世に諸の物類も事業も成るは、皆此神の產靈の御德なる事を考へ知るべし」と云はれたるは、然る言なり、次に云へる幸魂奇魂の事をも、亦見合すべし）右の顯露造と云ふに、猶思合せらるゝ事多在り、其は寶鈒出現章第六一書に、大己貴神、遂到出雲國、乃興言曰、夫葦原中國本自荒芒、至及磐石草木咸能强暴、然吾已摧伏莫不和順、遂因言、今理此國唯吾一身而已、其可與吾共理天下者、蓋有之乎、于時神光照海忽然有浮來者曰、如吾不在者、汝何能平此國乎、由吾在故、汝得建其大造之績矣、是時大己貴神問曰、然則汝是誰耶、對曰吾是汝之幸魂奇魂也、大己貴神曰、唯然、迺知汝是吾之幸魂、今欲何處住耶、對曰吾欲住於日本國之三諸山、故卽營宮彼處、使就而居、此大三輪之神也と有るを熟考ふるに、大己貴神は己命の御德を以て、大造の績を得建て給へりと所思して興言し給ひけるに、其を抑へて幸魂奇魂神の顯れ坐して、卽に其神の御功の如宜へりしを、然すかに得曉り給ひし故に、其宮處を問ひ奉らしければ、三諸山に居らむと宣ひし任に、其處に鎭め奉り給へりしなるが、此に大三輪之神也と有るに依りて、大物主神と爲るに非ざる事、已に神賀詞講義に註せるが如く、古事記にも、答曰吾者伊都岐奉于倭之青垣東山上、此者坐御諸山上神也と有りて、神名式に、大和國城上郡神坐日向神社（大、月次、新嘗）と見えたる是にて、大神大物主神社（名神大、月次、相嘗、新嘗）とは異なるが故に大神に對へて神坐とは有るなり、又宇陀郡神御子美牟須比命神社は、決く其神の御子なり、然らずは大物主神の御子と有らむ神に、美牟須比命と申す御名の似着きても通えざるを如何にとか爲む、此を以て幸魂奇魂と申すは、右の頸

鎔造給ふ御靈なる事を思ひ定む可し、（然れば右の大三輪之神也の大は衍か、又は撰者の何心もなく書れたるにも有べし、大物主神の方には何れも大神と申せる格にて、城上郡狭井坐大神荒魂神社五座、添上郡率川坐大神御子神社三座などと此等には、唯に神と耳は記されざるを思ふべし、此幸魂奇魂の事は殊に深く考へ得たる事有りて、生島祠及び神賀詞の講義に云へるを、傳には右の章に就て云ふべく思ふ物から、此にも其端を云へるなり）又記傳に、「世に神はしも多に坐せども、此神は殊に尊く座座て、産靈の御德申すも更なれば、有るが中にも仰ぎ奉るべく崇め奉るべき神になむ坐しける、偖、此大御神は、如此二柱坐すを記中に其御事を記せるには、二柱並び出で給へる處はなくして、或時は高御産巣日神、或時は神産巣日御祖命と、旁一柱のみ出で給へる、其御名は異れども、唯同神の如聞えたり、抑如此二柱にして一柱の如く、一柱かと思へば二柱にして、其差の髣髴しきは、甚深き所以有る事にぞ有るべき」と有るに就て猶考るに、此二柱神はしも、天御中主尊の荒魂和魂の如く御在し坐て、天照大御神の荒魂枉津日神、和魂大直日神に應へる者と推し察り奉らる、（但し荒魂和魂の善惡の義を取るなどは、甚じき僻事なり、荒魂とは物に進む方の御魂を申し、和魂とは御身に和み鎭まる方の御魂を申せり、神功皇后御紀に、既而神有レ誨曰、和魂服ニ王身一守ニ壽命一、荒魂爲ニ先鋒一而導ニ王船一と有る、此一を以て曉るべし、其委しき事は、祈年第三詞、及び伊勢太神宮詞の講義に說き、又四神出生章第六一書、枉津日神、直日神の下に云べし）祝詞に、神漏岐神漏美命と申して、萬の事の始を成し給へるは、此二柱神に坐す事、上にも註せる如くなるが、紀記共に其御事を記されたるに、二柱並び出で給へる處はなくして、旁一柱耳出で給へるは、甚甚深き故有る事にて、萬の事業の上にも、荒魂の事には高皇産靈尊、

和魂の事には神皇産靈尊と、共並び坐て神議り給ふ中にも、其方に主たる御名を擧て傳へさせ給ふ者にぞ有ける、厭乞其一二例を出さば、天石窟の時、又御天降の時などは荒振神の所爲なる故に、高皇産靈尊の御名多く出でたる中に、甚尤けきは天孫降臨章第一ノ一書、天稚彦が雉を射たりし矢の天に到ける時の文に、天神見ニ其矢ー曰、此昔我賜ニ天稚彦ー之矢也、今何故來、乃取レ矢而咒レ之曰、若以ニ惡心ー射者、則天稚彦必當レ遭レ害、若以ニ平心ー射者、則當レ無レ恙、因還ニ投之ーと有る天神を、正書及び古事記には高皇産靈尊と見え、此必當レ遭レ害を記には天若日子於ニ此矢ー麻賀禮と有るを以て、予が說の强ざるを思ふべし、又神武天皇御紀に、御軍の半なる時に、勅ニ道臣命ー、今以ニ高皇産靈尊ー、朕親作ニ顯齋ー、用レ汝爲ニ齋主ーと有りて、後に躬自齋戒祭ニ諸神ー、遂得レ安ニ定區宇ーと見えたれば、自餘の神等をも祭り給へるなるに此神を主と立て齋かせ給へるは、其御稜威を仰ぎ奉らせ給へるが故なる事著明し（古事記には彼神劔を降し給へる事には天照大御神高木神二ノ柱神之命以と見え、八咫烏を遣せ給へる事には高木大神之命以と有るは、共に事實に叶へるを、御紀に天照太神一柱にのみ係けたるは、事略て聞ゆめり）又古事記、大宜津比賣神の御身より種々物の成れる所には、故是神産巢日御祖命令レ取ニ茲成種ーと見え、大穴牟遲神の八十神に被レ殺坐しゝ件には、爾其御祖命哭患而、參ニ上于天ー請ニ神産巢日之命ー時、乃遣ニ𧏛貝比賣與ニ蛤貝比賣ー、令ニ作活ーなど有るは、和魂に坐せる故にて、右の高皇産靈尊とは反對也、所以に御巫祭神八座の中なるも、神産日神、高御産日神と次序し、祝詞にも神魂、高御魂と有て、常に神漏岐神漏美命と申す例に異るは、皇御孫命御世乎手長御世登堅磐爾常磐爾齋比奉茂御世爾幸閇奉と有る如く、事なき節に大御身の守護をのみ祈らせ給ふが故に、二柱共に並べ擧げたるも、其專と有る方を先には爲られ

つる者なり、彼神功皇后御紀なる神の御誨には、和魂服二王身一而守二壽命一、荒魂爲二先鋒一而導二師船一と見え、皇后の御方には、則撝二荒魂一爲二軍先鋒一、請二和魂一爲二王船鎭一と有るを合せて思ふべく、又四時祭式鎭魂條には、右の神魂、高御魂神等の八神に、大直日神一座を合せ祭らるゝを以て、和魂を主として、神産日神を先に被レ定たる所由を思ふべき者なりかし、（然るを古語拾遺神武天皇段には、爰仰二從皇天二祖之詔一、建二樹神籬一、所謂高皇産靈、神皇産靈云々と次序たるは、當然の事にて宜しくは有れども誰しも知れる右の次序には違へる、神魂、高御魂と錯置たるに由縁勿らじやは、此は高千穗大宮に事始めて祀祭給へる神等に坐せば、天神の御敎に依りて如此く定め給ひけむと所思しきなり、委しくは祝詞講義に就て見るべし、夫妻二柱並び坐す中に、女神を先に爲る例は、賀茂御祖神社二座などは、大己貴命と玉依姫命と二柱なれども、其后神の方は左に、夫神の方は右に在して、其后神の方を主と爲て御祖神社と申すが如し）右の御巫祭神八座の餘にも、此神を祭れる社は、神名帳に山城國乙訓郡羽束師坐高御産日神社（大、月次、新嘗）和名抄鄕名に羽束（波豆賀之）とある是なり、垂仁天皇三十九年御紀に五十瓊敷命に賜へる十箇品部の中に、神矢作部などに並びて泊橿部と有る、其品部の居りし地なり、羽束師とは矢の羽を著る義なるべし、此地に祀祭れる事は彼顯宗天皇三年御紀に、奉レ以二歌荒樔田一（歌荒樔田、在二山背國葛野郡一）と有る、其時迄は未だ官社の状ならざりしを此より共に此田を寄せて齋き始め給へるなる可し、郡も隣りて遠からぬに、其時に御誨有りし月神は、葛野坐月讀神社（名神大、月次、新嘗）に坐せばなり、文武天皇大寶元年御紀に勅二山背國一云々、波都賀志等神稻自レ今以後給二中臣氏一と有れば、歌荒樔田も其時などよりや廢れけむ甚可畏き御事なり、天神本紀なる天物部二十五部の中に、羽

東物部あり、然れば右の泊橋部は、饒速日命の率て天降り給へる天物部なりけり、姓氏錄（攝津國神別天神）に羽束天佐鬼利命三世孫、斯鬼乃命之後也と有るは其部なるべく、又同書（攝津國皇別）に、羽束首天足彦國押人命男、彦姥津命之後也と有るは其長なるべし、此は此神社に屬たる事には非ざれども、地名に就きて云なり、（後撰集に「忘られて思ふ歎きの繁るをや、身を羽束師の杜と云らむ」と有るを始として、後の歌に羽束師を恥かしに寄せて多く詠めり、山城志に今在下鳥羽西南志水村と云へる是なり、或書に、羽束師杜所祭天兒屋命、相殿猿田彦、右社家記也、と云へれば、已く祭神の傳を亡ひしにこそ、但し、御紀に壹伎縣主先祖押見宿禰侍祠と有を、姓氏錄に、壹岐直、天兒屋命十一世孫雷大臣之後也と有れば、その祠れる人の祖神と打ち混れつるなるべし）大和國添上郡宇奈太理坐高御魂神社（大、月次、相嘗、新嘗）は、持統天皇六年御紀に十二月甲申奉新羅調於五社、伊勢住吉紀伊大倭菟名足と有りて此事なき例に御在せり、記傳に三代實錄元慶三年六月八日丁卯、授法華寺正三位高御産栖日神從二位と有るを此社なる由云はれたるは然る言なり、玉海、治承二年十一月春日使條に、轉輪岡の事を向法華寺鳥居一町許北行路、西邊岸上也と云へる鳥居は、此神社のなるべし、（兼俱本書入に、武内宿禰勸請也と有るは然る古說も有けるならむ、大和志に、在法華寺村、稱揚梅天神と云へり、予嘉永三年五月に詣たりしに、法華寺の西南田中に立たせ給へり、彼寺の鎭守として奉崇る由なり、右の宇奈太理は溝の事なり、座摩神詞、及び神賀詞講義に云へり）十市郡目原坐高御魂神社（並大、月次、新嘗）は、彼顯宗天皇御紀なる日神の御誨に依りて祀り給へるなるべき事上に云へるが如し、三代實錄に貞觀元年正月廿七日、授目原坐高御魂神從五位上と有るは、今一座の神名を漏されたるにや、同じ八年

三月二日授二大和國從五位下神皇產靈神正五位下一とあるは從五位下、若くは上の誤なるべし、然して高御魂神も、此時に同じく正五位下には進み給へるならむを、互に漏せるなり、然らずては、右の八年の神名を收むべき社有る事なき者をや、又同十七年三月廿九日壬子、授二大和國正五位下神靈產魂神從四位下一と有り、（但し此御社の所在今詳ならぬは、御名の埋れ給へるにて甚可惜し、彼御誨を見るに、月神のは以二民地一奉と有りて、何れとも田地を指して宣はざるを、此なる日神の御命には、以二磐余田一獻と有れば、必其邊なる可き事所レ知たり、後人其心を得て探索奉るべし）壹岐島壹岐郡高御祖神社は祖は、魂の誤なるべし、同郡月讀神社（名神大）有るも由有る事なり、右の顯宗天皇御紀なる月神の御言の終に、壹岐縣主先祖押見宿禰侍レ祠と有るは、山城國にての事なれども、其本貫にても其裔などの祀祭る可きを思ふべし、（姓氏錄右京神別天神に、壹岐直天兒屋根命十一世孫、雷大臣之後也と有り、然れば其島より出でたる子孫なるなり）對馬島下縣郡高御魂神社（名神大）有りて又此に阿麻氐留神社立せ給ふ事は、右の御紀に依れる者なり、續後紀に承和四年二月甲子朔戊戌、對馬下縣郡、無位高御魂神奉レ授二從五位下一と見え、又三代實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉レ授二對馬島從五位下高御魂神從五位上一、同十二年三月五日丁巳詔授二對馬從五位上高御魂神、天氐留神、並正五位下一と有り、偖、其は日神の御誨の終に、對馬下縣直侍レ祠と有るは、大和にての事なれども、猶其本國にも移して仕へ奉れりし者なり、（姓氏錄攝津國神別天神に、津島朝臣、大中臣朝臣同祖、津速魂命三世孫天兒屋根命之後也と有り、又未定雜姓攝津國に、津島直、天兒屋根命十一世孫雷大臣命之後也とあり、古事記に、天善比命之子建比良鳥命、此津島縣直之祖也と有れども、此には非らじ）又河內國高安郡天照太神、高座神社二座（並

大、月次、新嘗、元號二春日戸神一)は、上にも引る上田百樹說に「天照大神と共に並び坐せば高御産日神に御在すなるべし、尾張國愛市郡高座結御子神社(名神大)を考ふべし」と云へるに就て考ふるに、續後紀に承和二年十二月壬午高座結御子神奉レ預二名神一、熱田大神御子神也と有るに依りて、社說に足仲彦天皇など云ふは妄にて、御子也とは神の御子の謂に非ず社に就て云ふ者なり、然れば高座結神とも申せるを略きて、高座神とも申せるなるが、彼高木大神とも申奉る高木は高城(タカキ)、高座は字の如くにて、共に此神等の常宮敷(トコミヤシキ)給ふ天二上(アメノフタノボリ)の上の事に依れる御名なり、天二上には此神の都城なる事、已に中臣壽詞講義に說きたるが如し、又高安郡と云ふも此神に依れるにや、安(ヤス)は蕃息(フヤス)の義にて産靈の義なる事下(埴山媛條)に云へり、三代實錄に、貞觀元年正月廿七日、授二從五位下春日戸神從五位上一と見ゆ、河内志に、在二教興寺村東山一、今稱二辨財天一と云へり、又式に丹波國氷上郡高座神社有り、同神なるべし、(此元號二春日戸神一の號を、一本には名と有り、又一本には元名號とも見えたり、俗、春日戸神と云は、大和國春日社の神戸ならむかと年頃思へりしを、今に至て疑を開きたり、其は續紀に、養老元年二月壬申朔、遣唐使祠二神祇於蓋山之南一と有るは、彼神武天皇の顯齋の例にて、高皇産靈尊を前に立て被レ祭しなるべし、彼顯宗天皇御紀なるも、大御使を任那國に下し賜ふ時なるを思ふべきなり、俗、萬葉十九、春日祭レ神之日、藤原太后御製歌と有るも春日社よりは以前の事なり、又三に、春日乎春日山乃、高座之御笠乃山爾と詠めるなども、高御座の上には蓋(カサ)を覆ふ由なる發語と見ても宜しかれども、猶然のみには非ずて、彼神祭の事をも持ち込みたるなり、然れば春日戸は其蕃國の事に依る御料の神戸なりし故に、此にも然云へるなりけり)

一書曰。天地未生之時。譬猶海上浮雲無所根係。其中生一物。如葦牙之初生泥中也。便化爲人。號國常立尊。

天地未生之時とは、浮雲の如くなりし物出來りて浮漂よへりし程の事にて、其物未だ天とも地とも成らざりし時を云ひて、第三一書に、天地混成之時と有るも同じ趣なる傳なり、口訣に未生、將開闢時也と有るは謂れたる事なり、其は此文の浮雲は天地の混成し物なるが、其の中より如葦牙なりしは清み升り去りて天となり、迹に止まれるは地となれる物なる事、佗傳共に同じければなり、（古史徵に開闢之初又天地初判云々よりは天地未生之時と云へるは聊委しく云へるなり」と有るに據て此文を取りて、於高天原成神云々の上に置かれたるは如何なる事なり、此は其神等の産靈に依りて一物の成れる其始終を云はむ爲なる故に、其に係けて天地未生と云へるにこそ有けれ、唯世の始を大朴に云ふ所ならざる事、右に云へるが如し、又纂疏に、生、猶生熟之生也と有るも誤なり、所以に通證にも、如據此說則未字蛇足也と云ひける者をや）○海上は鈴屋大人の宇那波羅と訓れたるに從ふべし、和名抄に海百川所歸也、（和名宇三）又溟渤（和名於保岐宇三）又滄溟（阿乎宇三波良）とあり、然れば宇美能波羅を切て然云ふなりけり、四神出生章第十一書に、吹生大地海原之諸神矣と有りて天地に對へ、萬葉一（七丁）に國原波煙立籠、海原波加萬目立多都と、此は池を海に見立てたるには有れども、國原に對へて海を海原と詠み給へる者なり、然れば此は唯海面の事なり、但し同章第六一書に、滄海原潮之八百重と有るは、國土海原を合せたる名なる事、其所に云へる如くなれば別なり、（海を宇美とも、和多とも云へるは、大地を都知とも久爾とも云ふが如し、萬集五には、

宇奈原能邊爾母與爾母など詠みて、外にも多き語なり、猶下に云ふべし）上は漢文に謂ゆる虛字の如くには有れども、齊明天皇五年御紀廿壽丘東之川上と有りて、下に川上此云二箇播羅一と注せる如く、古書の例多く原と訓せたり、然れば四神出生章、生二日神一云々の授以二天上之事一とも、與二於天上一と有るも、第六一書に、天照太神者可三以治二高天原一也と有るに依て、天上を阿麻能波羅と訓むべきなり、古事記石屋戸段なる天安河之河上を、此には天安河邊に作りて、河上、河邊共に河原(カハラ)と訓めり、原とは廣く平なる處を云稱なれば、海上を然訓みて能く叶へり、（瑞珠盟約章第一一書に、背上と書きて曾比良と訓ませたるも、背の平なる所なるを以て、背腹の意を以て記るなり、海上を古史徵に和多乃閒と訓まれたるも惡からねども、猶宇那波羅の方宜し）○浮雲は、屯屯(ムラムラ)として虛空(オホゾラ)に漂ふ雲なり、中臣壽詞に、天乃浮雲仁乘弖と見ゆ、然れは宇伎其毛と訓むべきなり、浮は、萬集三（二十六丁）に、雲居奈須心射左欲比、十一（四十五丁）に、天雲之絕多不心など詠める如く、落着かざる義なるなり、（御紀には、多く浮を宇加倍流と訓みたれども、浮簀、浮船などの宇伎と同じく、此も體に云ふ所なれは、引續きて宇伎雲と云べし）右の浮雲を、今本には浮膏と誤れるを、記傳に引かれたるに依れり、然る善本の有りしなる可し、然從ひ改めたるは、海上に膏の浮くと云ふ事も根係ると云ふ事も有るべくも非らぬ事なるが故なり、古史徵にも其說に從ひ、猶類聚國史一本、又秘說本にも、浮雲と有りと云はれたるが如し、（然るを、口訣に海上浮膏、陽氣發散貌、以レ昇レ譬レ沈と有るは心苦しき說なり、浮雲は浮膏なども云へる同じ物なれば、陽氣などの事を以ては云はれぬなり）倩、浮雲は譬には有れども、正書に溟涬而含レ牙なども云へる如く、浮膏と成るべき其始は、彼二柱神の陰陽の氣の結ばり成れりしなれば、如何にも今の物に譬へて

云はゞ、浮雲の如く在りしより、漸次に程を經て如㆓浮膏㆒に成りて、大に黏りたる物なり、然れば唯漂蕩ふ狀をのみ譬へたりと輕く見る可からざる者なり、（此事、已に傳一、猶㆔淤魚之浮㆓水上㆒也の下に委しく註せり、凡て神代の傳は、如㆑此き譬と雖も皆慥に其物の質を以て、物爲させ給へるなれば、一として容易からざるなり）〇無㆑所㆓根係㆒は日本後紀に、山出㆓雲雨㆒とも有る如く、雲は山より多く成りて、山に常に係る物なるを、洋々と爲たる海上に浮べる雲などは、左行き右行き其寄方定まらざる故に、根係る所なしと、海上を此に持ち出でゝ云ふなり、此時海も何も未だ有らざりし程なれば唯此根係る所なしと云へる浮雲にのみ眼を著て、一物と成り出べき太初の形貌をば知るべくなむ有ける、（通證に今按、無㆑所㆓根係㆒、言㆓消而不㆑積也、氤氳朦朧難㆑見㆓形色㆒之喩と有るは、雲と有る本を外に爲たる說にて、云ふも足ざるなり）浮雲は寄方定らざる物には有れども、山を根係る所と爲るは常なる故に、此は海上なれば其反なる故に然云へる者なり、萬葉三（十四丁）に、三吉野之御船乃山爾立雲之常將在跡と詠める如く、山には雲の立居る事常なるは、其根係る所有るを以てなるを思合すべし（浮字に深く力を入て見るべし、未だ落ちつく所なくして漂ひ巡れりしなり、千載集に「天雲の係る浮世も晴れざらめやは」と詠めるは、憂を浮に取成したるなり）〇其中生㆓一物㆒は、正書に天地之中有㆓一物㆒と有るが如し、此は浮雲の漂蕩へりし其中より、如㆓葦牙㆒物の萌え騰れりしを、生㆓一物㆒と云へるなり、（平田翁說に、今本共に物の上に一字あり、古本無きに依べき由に云れたれども、其は誤なり、凡て此傳は正書に相も異らぬを、若し無きを宜しと云はゞ、正書も然云ずては叶はず）〇初㆓生瀛中㆒の初生は、淤比曾牟流と訓まれたるに從ふべし、記傳に引れたるには、抽出をも此をも、共に抽延と訓まれたるは、如㆓葦

牙一因二萠騰之物一と有るに依られたるにて、歟には所思る物から、同じ言に殊更めかしく別字を用ひらる可くも非ざれば、彼は彼、此は此と訓み分てらむこそ却に宜しかるべけれ、生は大振にて、物の芽の振ひ起る義なり、（萬葉二に、不生有之草生蘭來鴨と有りて、草木共に芽ミ初るに云ふ事常なり）渜中は、右の浮雲を根として生初むるが、其狀葦の角芽む如くなりしより、渜中とは云へるなり、仁德天皇十一年御紀に、剌逢二霖雨一、海潮逆上、而巷里乘レ船、道路亦渜と有る渜を、宇比地と訓めれば、此も然訓むべきなり、允恭天皇四年御紀に、渜納レ釜煮沸、攘レ手探二湯渜一と有るをも然訓めりき、（和名抄に、泥は土和レ水也、和名比知利古、一云古比千と有れども、右の二の訓に倣ふべし、猶宇比地の事は傳三なる御名の下に云ふべし）○便化爲レ人號二國常立尊一は、傳一（便化爲レ神條）に云へる如く葦牙は外の事にして、其地に就て神は成坐せりとの傳なれども、古より連ね讀む故に、葦牙の神に化る由に人皆思へり、偖、此の人字の上に神を脫せるか、鈴屋大人說に「化爲レ人は、上にも神人と有れば、此も然有りけむを、神字脫たる可し、人とのみは書かる可からず」と有るが如し、（若は、口訣に、人亦訓二嘉美一と有る、其如くなりけむも知るべからざれども、人と書きて神と訓む事は、餘なる事なり）

一書曰、天地初判。有レ物若二葦牙一。生二於空中一。因レ此化神。號二天常立尊一。次可美葦牙彥舅尊。又有レ物若二浮膏一。生二於空中一。因レ此化神。號二國常立尊一。

天地初判とは、混成る一物より、若二葦牙一物生ひ出でゝ昇り、其殘在る物は、謂ゆる若二浮膏一と云ふ狀に成れる、是を云へる者なり、但し有レ物若二葦牙一と云ひ、又有レ物若二浮膏一と云ひ、其と此と各別に成れる狀にも聞えて、如何なる事にも所思ゆれども、（記傳三にも、「此傳を引れたる下に、此には浮膏の如くなる物と、葦牙の如くなる物と、本より別に生れる狀に云へるは、少か異なる傳なり、然れど天と地との分れたる事は、此の傳にて殊に著明く聞えたり」とあり）熟思ふに、物の出來始を云ふ時は、先若二浮膏一と云ふ物有りて、若二葦牙一と云ふ物は其中より芽み出たる者なり、然れども正書に、天先成而地定と有る如く、天地の成定まれる先後を以ては、天に成坐る神は先にして天を成し給へる事早く、地に成り坐る神は後にして地を定め給へる事晩き故に、此く物の始よりは神の始を立つる故に、如此く、有レ物の後に、又有レ物の事には又有レ物の事には及べりしかども、其意を得て見る時は、少かも異在る事なくして、鈴屋大人の說の如く、天と地との分れたる事は、此傳にて殊に著明く聞えたり、（然るを、古史徴に、「彼混成て漂在る物の中より、葦牙の如き物の生れるとは別に、又浮膏の若き物の生たるとの事なり、其は何處に生れると云ふに漂在る物の根底に垂り下り生りて、此卽ち根國底國と成れり、此に因りて成り坐る神名を、國底立と申して、天の底に生り坐る天常立尊と、相對へたるにて知べし」と云はれたる、一應は然る事ながら、其混成て漂在る物は、卽ち浮膏の若くなる物なる事、古事記、及び此紀の傳々も然なるを、其根底に垂り下りて同じ物の成れる意に見られたるは、甚々傍痛き事なり、其は漂在る物は浮々として締らざりけむ、故に垂下るとも云はゞ云ふべけれども、其漂在る內に、謂ゆる公運私運の事共有りしかば、一滴の水一撮の土と云へども、地外に散ると云事（ヘ補彥云事の下になし

の二字脱か）今も然り、此は謂ゆる豫美都國を立てむ種子と爲られたる文ながら、甚々可畏き僻說なり、天下には無上き此の大御正史に始めて出で給へる大神等を、其穢繁國と云ふへ逐ひ奉らむとは、言ふに斷えたる妄說なり）○有物若葦牙、生於空中は、次なる又曰有物若浮膏、生於空中と有る、其中より生り出たる事、右に云へるが如し、正書に、洲壤浮漂、譬猶游魚之浮水上也、于時天地之中生一物、狀如葦牙と有る、此は浮漂よへる洲壤の未だ遊魚の水上に浮べる如き中より出でたりしなり、第二一書に、古國稚地稚之時、譬猶浮膏而漂蕩、于時國中生物、狀如葦牙之抽出也と有るは、此の傳に同じく、第五一書に、天地未生之時、譬猶海上浮雲無所根係、其中生一物、如葦牙之初生泥中也と有るは、浮雲の猶くなりし中より生り出たるにて、右の游魚と云ひ浮膏と云ひ浮雲と云へるは、皆同じ一物なるが、何れの傳も若葦牙物の成り出し狀同じければ、此一のみ異なる可くも非ざるを思ふべし、（右にも云へる如く、有物、又有物と、別々に見る時は、突然して若葦牙物の空中に生れる事に成て佗傳々の趣に合はざるなり、古事記にも、國稚如浮脂而、久羅下那洲多陀用幣流之時、如葦牙因萌騰之物成神云々と有りて、右に引ける第二一書に異ならず）然れば此傳は、始に天地初判と大綱を云ひて、次に天は云々して成り地は云々して成れりと、小目して云へる故に物には先後の論ひ有れども、神の成り坐る次第も、天地の定れる次序に於ては、甚々分明しき事、佗の傳には遙に立ち勝れる者なりかし、（纂疏に、葦牙主氣而言、浮膏主形而言と宣へるは、言痛き御說ながら、其意味無きにしも非ざるなり、但し天は唯積氣耳なりと云ふめる說々は、漢籍に溺れ惑へる說なれば取に足ず、此に云ふ天は、例の形有る天なる事、次に云を見て知るべし）○因此化神は、第二一書に、因

レ此有二化生之神一と有るよりは、甚く切めて書かれたる耳こそ有りけれ、其義は本より同じ、（化神の說は傳一便化爲レ神の下、及び第一一書、自有二化生之神一の所に註せれば、其に依て見るべきなり）○號二天常立尊一は、可美葦牙彦舅尊の次に在るべきを、此は若二葦牙一を天に、若二浮膏一を地に、天常立尊と國常立尊と相對へられたる事、此傳の主意なるが故なり、（然るを、口訣に、天常立尊者、天御中主尊也、以二國常立尊一、對二天常立尊一言と有るは、如何にぞや、此は舊事紀の神代系紀に、天御中主尊、亦云二天常立尊一とある、妄を受けて妄を傳ふる者なりかし）天常立は、天之所凝立なる事、正書に、其清陽者薄靡而爲レ天の下に云へるが如く、其天は即ち天日を云なり、常は、其天の堅固にして不レ動る義なり、立は、造立なる事、國常立尊の下に註せるが如し、（傳一、爲レ天條、天先成條に、此神の御名を擧けて委しく云へれば、其に譲りつ、常立は國常立尊の常立に同じくして、底立と云は別なり、此次に云ふを見るべし）此神の亦御名の事は、第三一書に、天地混成之時、始有二神人一焉、號二可美葦牙彦舅尊一、次國底立尊と有るを、古史徵に引ける一古本に、國を天に作れるも有る由に云れたるは、天底立尊と申せる御名も有りし故に、斯る異同も有るなりけり、姓氏錄（左京神別天神）に、伊勢朝臣、天底立命六世孫天日別命之後也と見え、神名式に、伊豆國田方郡、阿米都瀨氣多知神社とある、曾許と瀨氣と近き言なるをも、又考ふべき者なり、（又遠江國敷智郡、曾許乃御立神社あり、三代實錄に、貞觀四年五月朔日、遠江國正六位上曾許乃御立神從五位下とあれば、乃は衍には非ざりけり、然れば曾許多知と常には申すを、延べては曾許乃御立と申す事なンめり）天底とは、天日を天中央と定めて、天常立尊、此を造り立て給ひ、其より無數に分れ散りて恒星の列なれる別天を云ふ稱なり、若て其最上に在るは日之少宮にて、

西蕃に謂ゆる天極紫微宮なる者なり、此事已に傳一(天地未剖條)に云へり、萬葉十五に安米都知乃曾許比乃宇良爾、四に、天雲乃遠隔乃極、九に、天雲乃退部乃限などは、天に地と云ふ證なり、倭姬命世記に載する古語に、天船者天之曾己立、地船者地之御都張と有るは、船艇の浮べる狀を云語なるが、天船云々は天に譬へらむには、天底立の如く連聯きたりと云事なり、此を以て、天底立は列星の屯々と爲るに云へるを曉るべし、(其は地之御都張とは、其天の底としも云ふは、青雲の向伏狀を地の御幌と云事にて、船の多く浮びて陸の幌とも成り塞る如きを形容りて云ふなり、此を以て天底立と云る狀をも又思ふ可なり)又姓氏錄(左京神別天神)に、宮部連、天壁立命子天背男命之後也と見ゆ、祈年祭詞に、天能壁立極、國能退立限と對へ云へる、國能退立は國底立なる事上(本傳二之卷九一頁)に云る如く、五緯星の事なるが、天能壁立は、別天の蕃垣の如く成有る限を云ふ稱なり、(西蕃にも、別天の中にて一區の域を紫微垣とも、大微垣とも、天市垣とも、垣を以て稱くる事は、上古に神聖通ひ給ひし時などに、傳はり漏れたるにや有るべからむ)出雲風土記に、神須佐乃烏命、天壁立廻坐之と有るも、日天より外なる別天に至る迄も、廻り見坐せる由なり、唯に天より降り坐す事を、廻り坐すとは云ふべくも非ざれば、態と天底にも到り見坐しゝなり、壁立は古く加伎立と訓めるに從ふべし、垣も亦限の事にして、天中は何方迄も朗かに通りて、限無き物から、列星の垣秀の如く、有る限りを以て極みとは爲る事なる故に、天底とも天壁立とも云ふ稱有る事なり、(此事已に傳一、天先成の下に、此御名を擧げて委しく云へれば、共に見合す可く、又祝詞講義にも、此說を詳に爲り)倚、此神にして天の成り總る事はしも、上より次々說き來れる如く、天御中主尊天中を開かし成し給ひけるに、高皇產靈尊、神皇產靈尊二柱神、

天中の氣を産靈て精となし、精を混成して一物と成し給へる事、妹妖相嫁繼て子を生す始なり、若て其一物より如二葦牙一し萌ミて、可美葦牙彦舅尊成り坐る、此即ち神を生じ坐せる始なるに依て、第三一書に、始有二神人一と所レ見たる、其神の所爲と其物を引き昇り極めて天と成れり、即ち天日の事なり、此即ち天中と云處なるが故に、此よりは、昇りも降りも偏りも爲る事なき處に止住れるなる事決し、天常立尊と申す御名の義を以て曉るべし、（此に就て、其萌騰り去りし處の如二浮雲一なりしも、其天氣に御れて治るべき處に止住りて國形を成せる、此即ち國常立尊の神事なり、但し此は唯天の事を云はむとて、序に說くなり）若て、其天日を造り立て天の眞區と成し給ふ、右の二柱神此に神留り坐て、此本域の餘りを別て日之少宮と成し給ふ、恒星是なり、少宮とは別宮と云事にて、天日を本と爲る名なり、此に依て此二柱神に、角凝魂尊、天底立尊と申す御名坐せり、角は綱にて其を凝らし結ぶ由なり、如此く百結びに結び八十結に結びて、天底と云に至り及べる義なるを、竝べ見て知べし、（日之別宮の日と火と本より通ひ、星は火氣にて、唯天底の水氣に火氣の包まれたる物にして、氣よりは壓し、火よりは張りて、互に軋り合ふ如くして有てるなり、此相壓し相張る力に依て、天地は常在に立ちて、其位を失錯はざる事なり、今此を譬へむに、天日は宮殿の如く、大地は廳舍の如く、五星は廂の如く、其極は樓閣の如く、衆星の近きは門牆の如く、遠きは外郭の如くなる可きなり）若て、其衆星の許多なるも、唯其處に居るのみにては、其氣の相軋り持つ中に何れの力の弱き方の氣は水火共に缺乏ざる事を得ず、此を以て、津速産靈神、此を生して補ひ給ふべく、天壁立神は、其天壁を造り立て維持せ給ふ事、上に云へる如くなるを思ふべし、（此二柱神、共に亦御名なる事、已に云るが如し、國土にては國常立尊、豐斟渟

尊二柱神、相竝び坐せるが如く、天にては可美葦牙彦舅尊、天常立尊相竝び坐して御功を成し給ふが故に、如此く亦、御名は有なり、偖、予が常に云ふ如く、亦御名と云は、一神にして二名有るに非ず、其元は一神なるも、外に御功有れば其に依て外の御名を負ひ坐せるのみならず、御靈も更に別れ給ひて、殊に一柱神と成り坐せるなれば、麁略に思ひ成し奉る可きに非ず、譬へば古事記に、故其猿田毘古神、坐二阿邪訶一時、爲レ漁而於二比羅夫貝一、其手見二咋合一而、沈二溺海鹽一、故沈二居底一之時名謂二底度久御魂一、其海水之都夫多都時名、謂二都夫多都御魂一、其阿和佐久時名謂二阿和佐久御魂一と有る如く、此等、御自と物爲給へる事ならねども、其時時の事に依て、各一柱神と成り坐る故に、神名式に、伊勢國壹志郡阿邪加神社三座と有るなり、況て其行事に依て別れ坐る御靈は、其立給ふ御德の程々に、如何にも尊く坐々さむ事・決き者をや）如此くして、天を造立て然後に、大地も亦定りて、萬の物滿足ひ整へる時に、天照太神は生り出で坐して、天をば所知食す御事と成れるが、唯天上の事を所知食す耳ならず、四神出生章に、生二日神一、此子光華明彩、照二徹於六合之内一と有る如く、大御身の大御光を以て、宇宙に照り徹らせる故に、天照太神と大御名に負はせさせ給ひて、此大御神の石窟に隱り坐しゝかば、世中は常夜往けるを以て、天は、天照太神の御爲に成れる物なる事を思ふ可く、天御中主尊の御德の此に具はれる事を知るべき者なり、阿那可畏、（御祖と御在し坐す高皇產靈神皇產靈二柱神すらに、大御前の事を取り持ち奉らせ給へるを以ても、其大御德の少綠に御在し坐さゞる事を想像り奉る可なり、然れば此天を造り立て給へりし有の二柱神は、大己貴命、少彦名命の如く、天照太神は皇御孫尊の如し、猶云將欲しき事多在れども、其は日神の傳にこそ）〇次可美葦牙彦舅尊（本傳二之卷一一二頁）に出づ、但し此傳は天と

國とに對へたる故に、天常立尊の御名先に出でたれども然るべくなむ有らぬ、古事記に、宇麻志阿斯訶備比古遲神、次天之常立神と有るぞ、事實に叶ひて愛たければ、今も其如く心得べくこそ、然らざれば有レ物若二葦牙一因レ此化神と云ふ續きに合はず、（又葦牙の若く成出たりし物の、萌騰り極りて、然して天の處は立ち定れゝば、必ず其次に有るべき事なり）古事記には、此の終めに、此二柱神亦獨成坐而隱身也と記され、又上なる三神を合せて、上件五柱神者別天神と記されたるを、此に無きは正書に、天地の始を神名を以ては記さずして、事實をのみ文に連ねられたる、其徵に一書を悉く載せられたるが、一書は一讀の文ならざれば、終む可き所無きが故なり、（隱身とは、御靈を申し、別天とは天表を云事、此傳の始より、已に度々に說き來れば、今更に取り立て云べきに非ねども、此所にて先有の心得有るべきなり）〇又有レ物若二浮膏一は、八州起元章第四一書にも見えたり、此は上に云へる如く、葦牙よりは先に在るべき文ながら、神の成坐る次第に依て、後には成れる者なり、然れども、有レ物又有レ物と云樣に聞き成さるゝ故に、能く爲ずば心得誤る可き文なり、然れども、若二浮膏一物に因りて成り坐るは國常立尊と有るぞ、甚々尊き御靈物なりける、（此御傳の無からましかば、彼正書及び其餘の傳々をも、見誤る事も有りなむを、此に依りて正書以下の如二葦牙一物に因りて、國常立尊の成坐せりと思ふめる、千歧の誤を正すに至れるは、我ながらも奇しき事なり）〇國常立尊上（本傳一之卷六六頁）に出づ。

嘉永六癸丑年十二年十七日始同七甲寅年正月九日終

日本書紀傳　三之卷

穗積重胤謹撰

神代上第三　神世七代章

次有レ神。泥土煑尊。〔泥土。此云二于毘尼一。〕沙土煑尊。〔沙土。此云二須毘尼一。亦曰二泥土根尊。沙土根尊一。〕次有レ神。大戸之道尊。〔一云大苫道尊。〕大戸之邊尊。〔一云大苫邊尊。亦曰二大戸摩彦尊。大戸摩姫尊。亦曰二大富道尊。大富邊尊一。〕次有レ神。面足尊。惶根尊〔亦曰二吾屋惶根尊。亦曰二吾忌橿城尊。亦曰二靑橿城根尊。亦曰二吾屋橿城尊一。〕次有レ神。伊弉諾尊。伊弉冊尊。

天御中主尊と申す大御神・天地未だ生らざりける時より、高天原に神積り御在し坐て、大凡世の始に神と申奉るは、唯此一柱のみ御在し坐て、神とゐ神と奇異に靈妙く渡せ給ひて、惟神も天地を立給ひ世中を定めさせ給ふべき御靈威なむ、此に起らせ御在し坐けらし、此時は世は唯空しき大虚のみにして、神體は唯御靈のみに御在し坐す、此を古事

記には隱身也と註されて、此天地初て立ち世中始て定りて後に顯れ出させ御在し坐す、顯身の神等に對へたる稱にして、其形體を顯はし御在し坐さずながら、其事迹の物に見え行く神事の覆ふ可からざるを申せるなり、次に高皇産靈尊、神皇産靈尊二柱成り出でさせ御在し坐せる、此は氣の神に御在し坐して、高は勢る義、神は感くる義にして、謂ゆる陰陽の氣の相交はるの始なり、皇は精にして、其氣中に物あり、天地と成り萬物と成る物根是なり、産靈は産生し相合ふを云なり、此二大神の未だ隱身と御在し坐しける其始、陰陽相交はり御在し坐ける狀は、已に天地立て後に、天地の氣相感けて世中に萬物の出來る如くして、其天中に御在し坐つゝも隱處に御處與はすが如く相交接らせ御在し坐て、天中に狀貌難言と云ふ一物を成し出ださせ御在し坐せり、是世中に男女相交接と云ふ事の起りにして、子を産むと云ふ事の始なる者なり、師說に、此二柱を御夫婦の神に渡らせ給ふ由に云はれたるなむ、實に然る言なりける、若て此別天神等以下の神々の御事迹を明らめ奉るとならば、高橋氏文に載れる景行天皇の大御言に、大倭國者以行事負名國也と詔給へる大御言を戴き持ちて、恐み恐みも御名義を說き明らめ奉るなむ、專要と有る事なりける、物に名と云は成の義にて、此に謂ゆる行事なる由、已に（本傳二之卷一三一頁）に註へるが如し、（師の赤縣大古傳に、「此天御中主尊は、西蕃に謂ゆる上皇太一是なり」と云はれたり、史記封禪書、前漢郊祀志等に、天神貴者大一也と云ひ、史記正義に、大一天神最貴者也と見えて、我が上古に、神と申せば此大御神一柱のみに御在し坐せる古義に合へる者なり、其第四章に、老子中經を引きて、上皇太一者道之父也、天地之先也、一曰上大一云々、乃在九天之上、大淸之中、大眞之外、微細之内、吾不知其名也、元氣是耳と、書されたるも、我が古語拾遺に、天

地剖判之初、天中所生之神名、曰天御中主神と有るに合へり、又其九章に、盤古氏夫妻陰陽之始也、生於大荒莫知其始、蓋陶鎔造化之主、天地萬物之祖、乃元始天皇、大元聖母是也と有りて、此盤古氏夫妻を、我が高皇産靈尊、神皇産靈尊に當てられたる、實に然る言なり、其元始天皇、大元聖母の元を、氣之始也とも、善之長也とも註せれば、其も我が高は勢り、神は感くる意なりと云ふに合へり、莊子に、天地者形之大、陰陽者氣之大と有るをも思ひ合せ曉るべし）其一物を成し出させ御在し坐ける事を、今思ひ量り奉る事は、神世七代章第三一書に、天地混成之時、始有神人焉、號可美葦牙彦舅尊、次國底立尊と見えたるは、其物と共に其神の成出させ御在し坐りとなり、若て其混成と云ふ物は、第一一書に、天地初判、一物在於虛中、狀貌難言と有る一物是なり、其混成る一物に就て成り坐せる御名に、可美葦牙彦舅尊と有る、可美此云于麻時は唯稱美の言と見ても有るべき狀なれども、上なる神名の皇産靈、此云美武須毘より續きて、産生の義なるにて、國底立尊と俱に成坐る故有り、其第二一書に、古國稚地稚之時、譬猶浮膏而、漂蕩と有るが如く、其浮膏の如く漂蕩へりし其一物の、未だ天地と分判れず混成して有りし間にも、國と云名なりしなりけり、若て其葦牙は正書に于時天地之中生一物、狀如葦牙、第二一書に、國中生物、狀如葦牙之抽出也、第五一書に、其中生一物、如葦牙之初生泥中也、第六一書に、天地初判有物若葦牙、生於空中など見え、古事記にも、此を次國稚如浮脂而、久羅下那洲多陀用幣琉之時、如葦牙因萌騰之物而成神名云々と有りて、如葦牙と云は譬なり、其譬を以て神名に負せさせ御在し坐すと云ふ事やは有べき、其阿斯訶備と稱奉る物の消息に、水草の芽立つ狀の甚能く類たりける故に、後に葦牙と號け、又其物を以て元の阿斯訶備の譬とは

成せりし者にて、久羅下那洲、又は鷄子、游魚、浮雲、浮膏などの譬も然(シカル)にて、其實は狀貌難レ言と有るが如く、天地出來て後より天地未だ生らざりし以前の事にし有りければ、此なむ其と正しく其名狀をば指難き事にて、其天地を領(ソヒ)鑄造(ツク)らしゝ別天神ならぬ神の、誰かは知らせ給はむ、然れば其別天神より天津神語(アマツカムガタリ)に語り傳へさせ給ふにも、其受け賜はる神の心にも入り易く曉るに便宜しき爲に、譬へ易き物を以て其時其事の形狀を告げ給へるが故に、右の如く種種なる譬は有るなりけり、(其は天地には限らず、凡て世中に在りとし有らゆる物皆は、共に其出來れる後と、其の成り出づる先とは、大に形も何も趣の甚く異なる者にて、先其の近きは、男女交合せるに其氣相感くる時は、父の精母の血相混和して子宮に託(ヨ)る者なるが、月滿つれば母胎を分れて生れ出づる、其より稍々に育て上げ長(オヒ)したる上にて、其始は浮膏の如くにて有りけり、又は鷄子の狀にて有りけりと云ひたらむにも、あまりに係離れたる相違有りければ、誰かは其を信と爲む、此は人も我も覺えの有る事なるが故に、相互に異しと爲ざる事なり、此は又人のみには限るまじく、松栢の雲居を凌ぐ許に大なるも、實生の程は二葉の小草に同じく、竹などの千尋の陰と仰ぐ程なるも、其始筍(タカムナ)なる程は甚嫩(ヤハラ)かにして食物にも爲る事なるにて、此等の事にすら然許(サバカリ)の違有るを以ても、天地の初の事などは如何に奇しく妙なりけむ、甚思の外なる事にこそ有りけらし)故其一物の成れる事を、猶委しく曉さむには、大同類聚方に、比登(人)乃美(身)乃。奈連(成)流牟自(始)免波。安(天)萬(津)都美(靈)他厩。美(水)豆(火)保乃計(氣)乃。不多(二)通乎加波(交)世。保(精)豆(液)爾奈(成)理。知(血)之(液)保奈(成)利。士(肉)々奈(成)利。須(筋)知奈(成)利。保(骨)念奈(成)利。南(中)訶(濡)和多奈(成)俚云々と所見たる、此なむ人の始を云ふなれども、亦天地の初を云ふも此に異なる事非ざる可し、其天津靈と申すは、天御中主尊に當り、次に水火氣の二を交合(カハ)すと云へるは高皇產靈尊・神皇產靈尊

二柱の、陰陽相交接せ御在し坐けるに當り、次に保豆爾奈理と云へるは、其遣合に依りて天中に一物を成し出ださせ御在し坐けるにて、此に狀貌難レ言と云ひ、古事記に、國稚如二浮脂一と所レ見たる是なり、若て其血液は水なり、肉は土なり、筋は上下に相貫く神緒を云ひて、謂ゆる阿斯訶備是なり、此を惣括る處を頭腦と云ひて、那は右に謂る行事の那に等しくして、神の義なり、都は天津神、國津社など云ふ津にて、處と云はむが如し、伎は城にて、一區の圍みを成して在る域を云ふ稱なり、天なむ此には當る可き、若て其骨は天柱なり、中藏は黄泉にや譬ふ可からむ、人も一箇の小天地と云ひけるも、強事には非ざるなり、天地を以て人を知り、人を以て天地を知るなむ、神典を窺奉る者の規則には有るべき、（但し近き頃西洋學と云ふ一箇の學問出來りしより、新奇を愛へる俗士の僻として、萬に彼か云ふ所と云へば尤なる事と思ひて、其善惡をも取るべき辨へもなく、妄りに信用く弊風を羨みて、彼に似せたる異端の學を起して、神典究理と唱ふる輩、京にも江戸にも此彼有り、其云ふ所を聞くに、其說を立つる事は、皆西洋列國史略、又は西洋記聞などに有る、神怪奇談を本とし、其に言痛き小理を添へて、神は唯其引合ひに、往々御名を引出でたるのみの僻學にして、見るにも聞くにも穢らはしく爪彈きせらるゝ事になむ有ける、然る凡說を成さむよりは、右の大同類聚方は頃年世に出でゝ、殊に其人身說などは、其始に於保奈牟知命の美己止仁と出でたれば神典の古傳に亞ぐべき者なり、此等を以て說弘めたらむには、上は天地の大なるより、下は人身の小なるまで、其理を盡さむと云事有るべからざるを、憐むべく且惡む可き者なりかし、素問擧痛論に、黄帝問曰、余聞善言レ天者、必有レ驗二於人一、善言レ古者、必有レ合二于今一、能言レ人者、必有レ厭二於己一、如レ此則道不レ惑、而要數極、所謂明レ明也と云ひ、又生々化々品物論

に、帝曰、善言レ始者、必會二于終一、善言レ近者、必知二其遠一と云ひ、又氣交變大論にも、上經曰、夫道者、上知二天文一、下知二地理一、中知二人事一、可三以長久二と有りて、注に、夫道者大無レ不レ包、細無レ不レ入、故天文地理人事咸通と有るなどは、彼國にも古說にて、信に然る言なり）偖、其阿斯訶備と云ひける物は、正書に渾沌如二鷄子一、溟涬而含レ牙と云へる牙にて、此を佉邪志と訓める、即ち天孫降臨章に、氣字を伊佉邪志と訓める是なり、故其下に及下其淸陽者薄靡而爲レ天、重濁者淹滯而爲レ地、精妙之合摶易、重濁之凝竭難、故天先成而地後定とある文は、右の十字に次て事實なり、釋文なり、其文中に、淸陽者薄靡而爲レ天と云ひ、精妙之合摶易と有るは其含めりし牙の消長て天と成る傳なり、其淸陽と云ひ精妙と云へるは、其形狀を云へるなり、此に力を得て攻ふるに、阿斯は明筋にて、其斯は級長津彥命、級長戸邊命と申す志は、氣の迫りて風となる、是即ち其一條に成りて動く謂なり、息を志と云ふも日氣の筋と成りて出づる稱なり、嵐は荒筋、虹は丹筋なるを考へ合すべし、素より其混沌たる一物の中より萌騰れる物にし有ければ、火氣なる事云も更なるが、水氣と相混雜りて精妙なる物となれるなれば、赤く青かりけむ事思ふべし、然れは水草の葉も靑筋の義を以て名となれるなりけり、訶備は氣牙と云はむが如く、其混沌たる中より精妙なる物の萌え牙み出づるを云ふ、後に物の初生を牙と書きて訶備と云ふも、地上に伸びて形を成すと雖ども地中より含まり出づる元は、彼氣になむ因れりければ、名と成れるなり、又此を譬に取りて如二葦牙一と云ふも、彼葦草の叢り生ふるまでを係けて云へるなれば、其含レ牙と云ひける阿斯訶備も、幾條に在りけむ事を察らむ可し、又此阿斯訶備を角とも云へるなり、其事（傳二之巻一二〇頁）に云へり、彥舅は、古事記に婦神に對へて、其の夫神を日子遲と云ふ事有れども、其と此とは意味

少か異にて、引出（ヒコヅ）の義なり、彼含レ牙と云ふも自然に然るには有るべからず、此可美葦牙彦舅尊御在し坐して其造化（コトナ）し御在し坐すを以て成れる事申すも更なればなり、（第三一書に、天地混成之時、始有二神人一焉、號二可美葦牙彦舅尊一と有るは、彼産靈の御業に依りて天中に一物の生り出でたる、其物と共に生り出でさせ御在し坐る由、已に右に云へるが如し、其始有二神人一焉と有るは其物を主宰（ツカサドラ）して、其事を成し給ふと云義になむ有りける、偖、說文に申神也、从レ申自持也と云ひ、神天神引二出萬物一者也、从レ示申聲と云へるにも思ひ合すべき事のなきには非ず）若て其第六一書に、天地初判、有レ物若二葦牙一、生二於空中一、因レ此化神號二天常立尊一、次可美葦牙彦舅尊と有る、此傳は其一物の生るゝと共に可美葦牙彦舅尊は生り出でさせ御在し坐し、又其一物の中より牙して萌え騰れりし阿斯訶備と共與に、天常立尊はしも成り出でさせ御在し坐せる御事を明らめ奉るべき文なるなり、但し古事記には宇摩志阿斯訶備比古遲神、次天之常立神と有りて、其成り坐りし次第を以て云ふ時は、信に如此くなりと雖も、此は其竝びに、又有レ物若二浮膏一生二於空中一、因レ此化神、號二國常立尊一と有る對文にて、實には浮膏は、正書に謂ゆる渾沌如二鷄子一と云ふ物なり、葦牙は溟涬而含レ牙と云ふ物なれば、浮膏は右の葦牙を出す本根なり、葦牙は其浮膏より生じ出でたる物にて、別物に非ずと雖も、一は上に表はれ、一は下に留りて、相離るとしては、共に空中に物ある故に、右の如く傳へたりし者なる事下に云へるを以て曉る可きなり、若て此は其天常立尊は、葦牙の萌騰れる末に成り坐る事を傳ふる事を主と爲るが故に、此にては天常立尊を主と爲る傳なるを以て、右の如く有るなりけり、偖、其阿斯訶備の萌え騰り留まる所即ち天中（アメノミナカ）にして、彼謂ゆる高天原と云ひけるも、唯大虛空の空しく有りけるに、天常立尊初て天の處（トコロ）とて立たせ御在し

坐けるなむ、今も瞻望奉つる天日の御事なりける、師の五十音義訣に、「彼萌騰の義を解きて、萌えつつ殖え明りつゝ騰る由に說かれたるは、信に然る言にて、其萌騰りたる氣勢四方八面に散在に薄靡き分りて、謂ゆる恒天の衆星は出來にけらし、其最頂に在りて其樞軸なる域なむ、天底と云ふ所なりける、天常立尊に、天底立尊と申し奉る御名御在し坐を以て知られたり、又此を日之少宮と申すも、天日を本として、其より別れたる謂なるべきをも思ふべき者なりかし、（天底と云ひ、日之少宮と云へるは、天の最頂にして、謂ゆる天極紫微宮是なり、師の赤縣大古傳に、老子に、有レ物混成、先二天地一生、寂兮寥兮、獨立而不レ改、周行而不レ殆、以爲二天下母一と有る文を上皇大一記の發端に係けて、其說に云く、「是物本より無名にして、陰ならず陽ならず、其形質亦知るべからず、此謂ゆる地は大地を云事勿論なるが此謂ゆる天は蒼天を云ふに非ず天日を云へり、斯て是混成の物は、其天地の先に在り、天地も是に因て出でたれば、此物の始は誰か知らむ、然るに生としても云へるは、大朴に語り來し古傳の趣にて、實には無始無終の物たるに論なし、然れは此生字は在字の意にて見るべし」と云はれたるは、實に天御中主尊の御事を說き盡されて、妙なりとも妙なる事なり、然るに、其次に此物の在所は何物なると云ふに、「其在所は北極の上空、謂ゆる紫微垣の中宮なるが、是卽ち今現に見放る北辰星にぞ有ける」と云はれ、又赤縣度制考に、大一とは、道の大祖上皇大一を謂ふ、此は老子に、有レ物混成、先二天地一生と有る、北辰の主宰にして、始無く終無く、臭も無く聲もなき物から、無中に始めて有を出し、天地を鎔造れる神にて、鶡冠子に、中央者大一之位、百神仰制焉と見え、史記封禪書に、「天神貴者太一也と有る卽ち是なり」と云はれたれども、我が神典を以て證す時は、其北辰は日之少宮にして、卽ち天日の

成り定りて後に別れたる者なりけり、右の有レ物の物は、其大一の神靈を云ひ、混成とは、天中に隱身に御在し坐て、天中を形體の如く成し給ひ、其中に神靈の充ち塞(ハヾ)かりて御在し坐す謂なる可し、先二天地一生は、其天地も大一の天中に成り出たる由なり、獨立而不レ改とは、天地の未だ成らざりし以前も、天地の已に成れる後も、世に神と申せば太一のみの謂なり、周行而不レ殆と云は、大一と天中と一にして、天地を其中に有(タモ)たせ給ふ由なり、然れば大一とは然る象物を立てゝ云ふに非ず、其天中に隱身に御在し坐て、天地をも萬物をも諸神をも惣て、悉くに皆天中の象物たり、其物を該羅(オシクル)めて、天中に合せ持たせ御在し坐を以て、大一とは申せるなり、偖春秋說題辭に天者群陽之精也、合爲二大一一、分成二殊名一、故立レ字一大爲レ天と云ひ、五行大義にも天地因レ何生、曰、因二大一一生、故變二大一字一爲レ天と云て、上世に天中の神靈の凡て合せて大一と云るなり、又右の合爲二大一一、分成二殊名一と云は、呂氏春秋に數二始於一一而不レ生、故分而爲二陰陽一、合和而萬物生と云る是にて、老子に道生レ一、一生レ二、二生レ三、三生二萬物一と云る、即大一の義なり、是大一の德を云て我が天御中主尊と申し奉れるに異ならず）偖其天底を恆と見、又日之少宮を北辰と見るに、其恆天に天壁(アメノカキ)と云ふ名あり、大神宮祈年月次等祭詞に、天能壁立(カキタツ)極、國能退立限と見え、出雲風土記に、神須佐乃烏命天壁之廻坐之と有る是なり、姓氏錄に、天壁立命と申す御名の出でたる、即ち天底立尊の亦御名に御在し坐すに思ひ合すべし、若て其可美葦牙彥男尊の亦御名、角魂(ツヌムスビノ)命とも、角凝(ツヌコリノ)命とも、角凝魂(ツヌコリムスビノ)命とも申し奉つる、其角は傳二（一一〇頁）に註へるが如く右に謂ゆる阿斯訶備の事是なり、此に就て平田翁の（五十音義訣）に、萬葉十九（四十四丁）新嘗會肆宴應レ詔歌に、天爾波母五百都綱波布(イホツツナハフ)、萬代爾國所知等、五百都々奈波布（似二古歌一而未レ詳）とある歌を引きて、此天空

の最中に動き移らざる域有り、是即ち天の本綱なるが、是より竪横に五百綱千綱引延べたる如く、圓々に向伏し餘り編み成れる者にて、天空即ち世界の大綱なる義なり、古語に此を都べて高天原と云へり」と云れたる信にさる言にて天に綱と云ふ事は、猶三(十三丁)に、久堅乃天歸月乎綱爾刺、我大王者蓋爾爲有と有るも、月の天中に懸れるは、其綱に羅れる由を述べたるなり、此を以て云ふ時は、恒天の衆星も綱に羅りて編み成せる如き故有るから、其所在を得たるにて、天の言の網に通ふも、亦少緣の事には非ざるなり、續紀に聖武天皇の大御母尊を、千尋葛藤高知天宮姫尊と稱奉らせ給へる御事有るをも思ひ合すべきなり、然れば其角魂命と申すは、綱結なり、角凝命と申すは綱凝なり、角凝魂命と申すは綱凝結なり、其阿斯訶備を引き延べて、彼處に凝らし此に結びて、恒星とはなし給へるが、其作り成し竪め立て給ふは、其天底立尊に御在し坐が故に、天壁立命とも申し奉る事なるが、名義抄壁字に、加倍と加伎との二訓有りて、皇太神宮儀式帳の御壁代を、長暦造宮符に御垣代と有り、其を明應五年遷宮記には、御絹垣と有るなど、各相通ふ言なるに意を得て、倭姫命世記を見るに、御船二隻捧氏天船者天之曾己立、地船者地之御戸張止白而進支と有るは、船に覆を成したるにて、謂ゆる船屋形を見立て云ふなるが、曾古立と御戸張とを相對へ云ふを以て、天底立尊に、天壁立命と申す御名御在し坐して、其垣を立て巡らしたる如く、天の外郭を作り堅めさせ給へる事を知るべし、偖其綱を天底に結び凝らし給へる、其天垣と成れる者を星と云へるにて、下の天鏡尊の下に出せる天八百日尊と申す日は借字にして、八百萬の火球を云て星即是なり、又天八十萬魂尊と申すは百結結び八十結結びて其物を成し給ふ謂なる事其に說けるを以て知るべし、偖、富志とは火氣と云ふ事なり、然るを外夷の輩など、漫りに天日の御國の如き

物なる由に云へるは、例の窮理の闇推なるにて、大に背ける者なり、此言義を說きて心得るに、彼は唯火氣の凝り結はりたる物にして、其常性として燃え去らむと爲る氣勢なるらむを、空氣の水なるに迫りて、自然に球の如く成れるにて火の伸びむとし、水の壓さむと爲る、其凌ぎ躁らふ勢力を以て、各相退(サ)らざるが故に、天體の常在なるにて是卽ち天壁立命と申す所以なりけり、其は何を以て知るぞと云ふに、右に引ける大神宮詞に、皇神乃見(ミ)霽(ハルカシ)坐(マス)四方國者、天能壁立極、國乃退立限と有る霽(ハルカシ)の言、欽明天皇の大御名を、天國押開廣庭(アメクニオシハルキヒロニハノ)天皇と申奉るには、開の字を書れたる共意にて、其天壁をも國底をも、日神の押開(オシハル)かし有たせ給ふと云ふなむ、右の星と氣との押合に異ならざりける、俗、又此天壁立の內のみ謂ゆる世界にて、此外に物無く事なきが故に、其涯際をしも神名と共に天中と云ひて謂ゆる高天原是なり、若て其天中と云ふ中にも天壁立つ極み迄は、天日の大御光の照徹らせ給はず、唯押開け御在し坐す爲に其壁立て有る境なるを以て、此天日の天に對へて、其を別天(コトアメ)とは云なり、古事記に、上件五柱神者別天神(コトアマツカミ)とある是なり、（此を人身に取るに、天日は心藏の如く、天底なる日之少宮は頭腦の如く、恆星は神經の如く、皮毛の如くになむ有ける、俗、神にも其持ち別けさせ御在し坐す境に、限の有る事と所ㇾ思えたり、其別天神と申すは、日の天より其天底に至る迄に渡る神等に御在し坐し、自餘の天神は日神を主宰として仕奉り給ひて、其御功用(イサヲ)をしも日天の中にのみ成し給ふ御事にて、大地と五緯星とに御靈を幸はへさせ御在し坐す御事なり、又師の五十音義訣に引れたる、說文に天は顚也、至高而無ㇾ上、从二一大一と有る、段玉裁注に、至高無ㇾ上、是其大無ㇾ有ㇾ二也、故从二一大一、於二六書一爲二會意一と有り、又說文に立住也、从二大立二一之上一と云る立字、天字に義同じ、此に就て、又思ふに、上に註へる漢家

に、大一と申せるは、我天御中主尊に御在し坐すが、其至高にして上無き義を以て、天を一大とし、又至尊にして二有らざるを以て、神を大一と申せるにて、天と云へば大一の事なり、大一と云へば其神の事にて、上に引る如く、春秋說題辭に合爲二大一一、分、爲二殊名一、故立レ字一大爲レ天と云ひ、五行大義に天地因レ何生、日因二大一一生、故綫二大一字一爲レ天と有るも此古說に合せて謂ゆる隱身に御在し坐しつゝも、天中に混成て、神と天と別れざる我が天御中主神の義に合へり、然れば、漢籍に謂ゆる天命と云者は、大一之命と云ふ事にて、我が天神之命と云に、少かも異なる所なくなむ）上件は、謂ゆる別天神の御事を並擧げたるなるが、上に引ける第三一書に、天地混成之時、始有二神人一焉、號二可美葦牙彦舅尊一、次國底立尊と有るに、妙なる趣なむ有ける、然るは如此く同じ混成る一物に、天神と國神と相次ぎて成坐る事は、甚く異なる傳なるが如し、然れども、此には極めて幽深き致有る事となむ聞えたる、其は上に云へるが如く、二柱神の産靈の御業に資て、此混成す一物の生れ出來れる由を以て、可美とは御名に懸せるにて、其中より牙を含みて萌え騰る方は客と成り、其萌え騰る物の根は後に國土となれる者なれば、國底立尊は其主にて渡らせ御在し坐す證になむ有ける、古史第二段徵には、「國底立尊を天底立尊と改め引かれて、其說に、天底立尊の天を、諸本に國と有るを、今は一古本に依りて改めつ、能く古事記と合へればなり」と云はれたるを予も信に然る說と思ひしかども却りて誤なり、其故如何にとなれば、其天地混成と有るは、天と成り地と成るべき一物の混成せる時を云ふなれば、其物に因りて兩方の神、共に成り出でさせ御在し坐ける事を傳へたりし者にて、古事記と合はす可き所には非ざるなり、其例は第二一書に、古國稚地稚之時、譬猶二浮膏一而漂蕩、于レ時國中生レ物、狀如二葦牙之抽出一也、因

レ此有二化生之神一、號二可美葦牙彥舅尊一、次國常立尊云々と有ると同じ趣なる傳にて、此に國稚地稚と云ふは、有に謂ゆる天地混成と有る是なり、于レ時國中生レ物、狀如二葦牙之抽出一也と有るは、次に可美葦牙彥舅尊の成出でさせ御在し坐す御事に係けて云へるにて、國常立尊には係らざる事なり、其は國とは有に國稚地稚と云ひ于レ時國中と云へる此にて、其葦牙の抽出る地盤を云ふなれば、神の成坐る次第のみこそは續きて有けれ、各其因る所異なる所明らかなりける者なりかし、僅其相分るゝ事を並べ云はざるには、第一一書に天地初判、一物在二於虛中一、狀貌難レ言、其中自有二化生之神一、號二國常立尊一云々と有て、唯一物をのみ云ふは其物の神を直に國常立尊と申し、又第四一書に、天地初判始有二俱生之神一、號二國常立尊一と有るは、物と俱に神の生れ坐せる傳なるが、其物は何ぞと云ふに、天地と未だ判れずして有りし一物を指て卽國なる由にて、卽ち古事記に、次國稚如二浮脂一而云々と有りて、葦牙の如く萌え騰る物をも、此にある間は、兼ねて國と云へるを合せ考ふべし、第六一書に、天地初判、有レ物如二葦牙一、生二於空中一、因レ此化神、號二天常立尊一、次可美葦牙彥舅尊、又有レ物若二浮膏一、生二於空中一、因レ此化神、號二國常立尊一と有るは、已に一物の成り出でたりし事を云はず、其初めて判るゝ時を云ふ故に、本同根より出でたる物ながら、其如二葦牙一と云ふ物と、若二浮膏一と云ふ物と、別々に成り分かるゝ上を云ふなれば、此傳も、其一物の地盤を國とは云へるなり、(但し正書に、于時天地之中生二一物一、狀如二葦牙一、便化二爲神一、號二國常立尊一とは如何、狀如二葦牙一の四字削ら將欲し、此に云へるが若く、其一物の中より、葦牙の如くして萌騰りたりし物には有りけれども、神の御名にも、可美葦牙彥舅尊と有るからは、其は別の事にて、其一物ぞ、上に渾沌如二雞子一と云へる物なるにて、國常立尊の主宰らせ御在し坐す所には有け

る、又第五ノ一書にも、天地未レ生之時、譬猶下海上浮雲無キ所ニ根係ハ、其中生ニ一物一、如ニ葦牙之初生ニ埿中一也、便化ニ爲人一、號ニ國常立尊一と有るも然にて、其猶下海上浮雲無キ所ニ根係一と云ふ物は、正書の一物と同じくて、天地混成す物を云へれば、卽ち國の事にて、其より國常立尊に係けて然る可からむを、此も如ニ葦牙之初生ニ埿中一也と云ふ文を、其出自と爲るは、誤なる事論を待たず）右の如く、天地混成りし一物に、已に久邇と云ふ稱有るを思へば、久邇は旋土の義とぞ所レ思えたりける、其は第二ノ一書に、古國稚地稚之時、譬猶ニ浮膏一而漂蕩と見え、古事記も其如くにて、次國稚如ニ浮脂一而、久羅下那洲多陀用幣流之時云々と所見たり、偕師の天朝無窮暦附錄に、「神代紀に狀貌難レ言とある一物卽ち大極の元より大空に根係る所なく、漂蕩として右旋せる、是三神造化の元運なり」と云はれたるは、徹視されたる說にて、上に謂はゆる高皇產靈尊、神皇產靈尊の、天中に邂合ひ爲させ御在し坐しけるは、氣と氣との交接る事なるが、八洲起元章に、陽神左旋、陰神右旋、分ニ巡國柱ハ、同會ニ一面一と有るは、天神の相嫁繼せる御有狀を、神習ひに習ひ行はせさせ御在し坐しける事著明かりければ、其より推上るに、其高皇產靈尊の氣は別天に左旋し、神皇產靈尊の氣は日天に右旋して、相勢り御感け御在し坐しつゝも、此天中に產靈の御德を敷布らし御在し坐す御事と所レ見たり、若て多陀用布に漂蕩と書くなどは、抑末の事にて、言義は經倚なるべし、其經とは、成務天皇五年御紀に、因以レ東西ニ爲ニ日縱一、南北爲ニ日橫一、山陽日ニ影面一、山陰爲ニ背面一と有りて、東西を經とし、南北を緯とし、山陽を前とし、山陰を後とせる御定なり、此は此大地のみならず、謂ゆる五星なども共に天日を中央に居て、其外霏に圍まり居る國の限は、天日の右施り爲る其氣勢に牽職れて・西より東へ經に巡る今の實象を以て云ふ事なるが、其より推し上りて未

だ天地の相判れざりし以前にも、其如く右旋りに在るべき事、言を待ずして明らかなりける者なりけり、（今天日を視奉るに、常の其の氣の右に晋めるを以ても、宇宙の氣の右旋なる事を知るべく、又恆天の左に移るを以ても、其氣の左旋する事をなむ明らむべき者なりける、其皇産靈神の氣の交接ると云ふ事は、予の始て云ひ出づる事なるが、已に傳二卷（一四三頁）に、其名義を說き奉れるを合せ讀みて、其味を知るべきなり、又其を二柱神の天柱の御事に合せ云は、凡て此時の御行ひ共は、悉くに其大神に從ひ奉らせ給へるを以て知れり）偖其國の中より如葦牙と云へる物の萌え騰り去りて後も甚凝り固まり難なりけらし、正書に精妙之合搏易、重濁之凝場難、故天先成而地後定と有るを以て知るべし、其漂蕩ひて相圓まらざりける狀は、其次に開闢之初、洲壤浮漂、譬猶游魚之浮水上也と有りて、游魚の或は聚まり或は離れて視ゆるが內に、其所在の易り定まらざるに譬へさせ給へる者なり、又第五一書には天地未生之時、譬猶海上浮雲無所根係と有るも、雲は山より出で山に復る物なれば、陸地にては其浮かるゝ中に、は其係り先處も有るが如きを、海上に在る浮雲はしも風などに吹き漂はされては、何處を許としてかは根係るべき、此も亦其速無き事を、譬へとは爲させ給へる者なり、此を以て其物と倶に成出でさせ御在し坐ける大神國常立尊其國と成るべき物を凝らし給ひて、國處をなむ立てさせ給へりける、偖此大地の圓體にして如此く凝固る事は、譬へば渦卷く水の中央に玉藻の聚固まるが如くして渦の卷く事甚急なれば、玉藻の凝る事も亦甚堅きが如く、此大神の國土を然回币らしく御在し坐し、豐國主尊と御力を合せて動もし御在し坐すが故に、國土の全體を保つ事なり、國常立尊と申奉るなむ信に此大地を立たせ御在し坐す義の御名なりける、然れば國は旋土なるにて、本より旋り轉る物なりけるが、然旋々と旋

り轉るに就ては其游魚と云ひ浮雲と云へる狀の物も、漸次に凝り寄り著きて稍一圓げには成たりけらし、（然れば、久邇と云ふ時は旋土にて、其旋り轉る狀を云ひ、處と云ふは合ひ凝りて、一區の域に成れるを云なり、出雲風土記に飯石郡須佐鄕云々、神須佐能袁命詔、此國者雖二小國一、國處在云々とある意は、此國は小しと雖も國處なりと詔ひて、一區の地を指させ給へる是なり、記傳に、登許と曾許と相通ふ由を以て、說を成されたるは委しからず、天經或問に大虛之中、元氣摩蕩、蒸爲二重腹自務一、陰滋陽長、吹息不レ已、遂鬱然內空、有レ若二浮漚一、日月星辰從レ茲麗矣、故造レ天元起二于微氣一、于二空漚中一、陽氣噴二薄燥一、爲二野馬塵埃一、日飛露聚、旋轉凝レ中、遂坏然內實、有レ如二彈丸一、天地山河從レ茲始矣、故地原起二于微塵一と有て、天は微氣に成り地は微塵に起ると云へるも、我古說に合へり、其微塵と云ふを上に譬へたる玉藻とし、其神を水の渦と見たらむには、其理を曉るべくなむ有）上件の如く、天經已に定りて、地緯又此に因て定まるべき時勢なり、其國常立尊を國底立尊と申奉る、其國底と云は、何處を指して云ふ稱ならむ、寶劒出現章第三一書に、底根之國と見え、大祓詞に根國底之國と云ふ稱あれども、天地の全體の底と云ふ義には非ず、古事記には、此を根之堅洲國とも有りて、其は唯地の底に在る國、又は根の片隅にある國と云ふ事にし有りければ、其を以て、國底とは如何は云ふべき、故思ふに、此大地をも合せて緯星なるが中に、天日を表として、此大地は其中間に在りて、其底と云ふは土星木星などの如く、日を距る事極めて遠き物は大地より底と云ふべき物なりけり、然して其國其は大地を本として、此に對へて近く國底なる物は月にして、愈遠き國底と云ふべき地はしも、彼土木の二星なりければ、其等の國々を立てさせ御在し坐けるなむ、此神の御業なりける、大神宮祈年月次等祭詞に、皇神能見霽志

坐四方國者天能壁立極國能退立限と有る、此退立と底立と同言にて、一は天底を云ひ、一は國底を云るにて、其底とは、天日の御光の及ぶ所を云なれば、此を月と見ても、天壁に對ふれば猶事足らざるべし、是師說と、我意と違ふ所以なりける、若て正書第一、第四第、第一書に、國常立尊、次國狹槌尊と並び、第二一書に、國常立尊、亦曰ニ國底立尊一、次國狹槌尊、亦曰ニ國狹立尊一と有りて、豐國主尊の先に出でたり、然るは、御紀には此を三御代とし、次を四御代と爲て、神代七世の數に合はされたれども、其は次に註へるが如く、古事記の方、正しくてなむ有りければ、此は必ず其記に、次成神名國之常立神、次豐雲野神、此二柱神、亦獨神成坐而隱身也と、書かれたる如くならざれば叶はざる事なり、然らば、其國狹槌尊を取り除く可きかと云ふに、其は中々なる僻事なり、其は國常立尊の亦御名には御在し坐せども、其御功用の御在し坐す所、此國土にては非ざる故に、別神の如く傳はり來る者なりけり、然して、其御名義を今考るに、國狹槌尊（八十隅彥云狹槌ハ狹立ナルベシ）は、國割立尊と申す義にて、歷世の御紀に、割ニ來國一置ニ來國一と云へるが如く、此大地と成るべき一物を割きて、月は更なり五緯星までを置せ御在し坐して、一は大地に屬給ひ、一は天日の周邊に立ち給ひて、如此なむ國底を堅め定めさせ御在し坐しける御名なりけらし、然說きて行く時は、月は此程より成つゝ有りける物なるを、其を所知看す月讀尊の食國と定まれるは、遙に後なる事にて、日も已く成り定りて有りと雖も、其を所知看す日神を、天上に送り擧げ奉らせ給へるは、遙に後なると同じ事なりけり、故予が心には、五星及び月はしも、已く此時に國狹立尊の割立させ御在し坐すが故に、又は國底立尊とも申し奉る御事となむ思ひ定めたりける、偖、神に亦名と云ふ事の御在し坐すは、後の人に名有りて字ある類には非ず、其別なる

御功用も御在し坐すが故に、又殊に稱へ奉る御名御在し坐すにて、其御名御在し坐すとは、別に一神と御身を分けさせ御在し坐す事に就て、委しき說有りて、已に傳一（八頁）に、註へるが如し、（然れば、月の出來初は此時に在りし事を知るべし、然るに服部中庸が三大考に、「黃泉國の始の事は、彼萌騰の物有りて天と成れるに准らへて思ふに、彼一物の中より垂り降る物も有りて、黃泉とは成れるなるべし、其は根國底國とも云ひて地下に在れはなり」と云ひて、月と黃泉とを一つに爲るは誤なり、彼國の事は下に註へるが如く、全く大地の胎内に在る國なる事決き者なり、但し其國に入り坐せる素戔嗚尊と、月讀尊とを同神と云ふ說は已に、鈴屋大人の記傳に、其端緒を起されたるに始りて、師の古史第二十六段徵に、委しく定められたるが上に、予亦慥に動くまじき由を見認めて、下に所々に委しく明らめ註せれば、予亦其說を信ふ者なり、然れども、國名の黃泉と月讀尊の讀とを一に爲るは、大なる僻事と云ふ者なり、此は大日孁尊、月夜見尊と相並ばせ給ふ御名にして、大日と月夜と對ひて、晝夜の義なり、孁と見とは、其主宰として所知食させ御在し坐す御事を申奉れるなれば、夜見と言ふは通けども意は別なるなり、然れば其の同神と云ふ說に違ふかと云ふに、其は殊に所以有る事にて同一神には御在し坐せども、彼根國底國に坐す御名を素戔嗚尊と申し奉り、其より別れさせ御在し坐して、月國に御在し坐す御名を月讀尊と申し奉る御事なれば、强ひて黃泉國と一に合するには及ばざる事なり、說長ければ此には盡されず）偖、其葦牙の如き物悉くに萌え騰りて、天日はしも最早くなりて天先定れるが、即ち國常立尊の所知看し御在し坐す域なるにて、其國處となる餘剩の物はしも浮雲の如く、或は聯なり或は離れて、常處なく漂蕩ひてのみ有りつるを割きて、別に國を立てさせ御在し坐しける、是國狹槌尊とも、國狹立

尊とも申し奉る所以なり、若て其國底まで造り立てさせ御在し坐しゝ御功を以て、國底立尊と申し奉れるにて、皆其御名に就きて其行事(ナスワザ)を採り索むる時は、天地の造化眼前に現發(アラハ)るゝ御事になむ有りける、偖、其天日を天柱として、自ら轉るに因循(シタガヒ)て同じく右旋に往き巡る此大地を始として、國底と云ふ土木の二星まで合せて、皆久邇と云ふは、其一物たりし時より、已に右旋せし元運に依れる事云ふも更なれば、言義は旋土(クルニ)なり、然るは師の天朝無窮曆に云く、「古傳に、天地の分ると云ひしは、天日と大地と元一に混沌たりしが二に剖れたるを云ひて、其天日は素より精妙にして萌え騰り、其健剛なる餘りの氣勢四方八面に薄靡き周りて天霧となり、天日卽ち其最中に懸りて、終古其所を移さず、今現に見放る如く右旋せしを、大地は日の旋るに從ひて、漂蕩ひ周り初めつるぞ、謂ゆる曆元にて、其際の始には有りける」と云はれつる曆元は、此國常立尊に係るべき文なるにて、此大地の天日に從ひて、其周圍を一年に一周り爲る公運(オホメグリ)を主どらせ御在し坐す大神になむ渡らせ給へりける、古より今に至る迄に、然回(カク)り巡らし御在し坐して終古に止まざるを以て、國處は如此しも立ち定まれる者なり、字書に、國古文圀字と有を、說文に、囘也、从ニ囘帀之形一也と註せるは我が久爾留の言に相似たる者なり、然れば國は、車の如く、神は其車を牽く人の如くにて、其は此大地に限らず、大地を中心として附き從ふ月は更なり、天日を中心として旋り動く緯星(ツキグニ)共も、悉に其常度有りて、推して測る可く算へて知るべく、天に諶有(マコト)るなむ、此大神の謂ゆる隱身に御在し坐つゝも、成し行はせ給ふ御事迹の著はれ見ゆるなるが、人は自然と思ふらめども、實には幽に其神の行事(ナスワザ)として、歲年を成し春夏秋冬を成して其國處有たせ給へるになむ有ける、〔師說に、此大地の天日に從ひて漂よふひ旋るに定まれる道あり、其は一年に日を一周しつゝ

一度は昇り一度は降る、是大地の大運なるが、諸越の古書に、地に四游あり、又天地已に分れし後、上天より天皇氏天降りて、六合を觀して易威を定め、天柱を立て、地理を安んじ、五嶽を立て、鎭輔に擬たる由所見たりと云はれき、其四游と云ふは、洛書考靈曜に、地有四遊、冬至地上行北、而西三萬里、夏至地下行南、而東亦三萬里、春秋二分其中矣、地恒動不止、而人不知、譬如人在大舟中、閉牖而坐、舟行而人不覺也と有る是なり、其天柱の事は、赤縣大古傳三皇紀に引かれたる、漢武內傳に所見て、此には八洲起元章に合ふ所なるが、此に心有りて引けるなり、其は國を車として牽く者は、國常立尊なり、其轂を持つ者は豐國主尊なり、其上に乘りて其曲直を正し、根軸を固むる者は伊弉諾、伊弉冉二神にして、此に右の師說をしも係けて云るは、然る故有るを以なり）若て其國常立尊に次ぐに豐斟渟尊御在し坐す、此は師の天朝無窮暦に、一年に日を一周しつゝ、一度は昇り一度は降る、是大地の大運なるが、其昇降する間に、又三百六十餘の小運有りて、日に向ふ域は晝をなし、日に背ける域は夜を成すと云はれたる如く、天地自轉の謂はゆる私運を主どらせ御在し坐す天神是なり、其委しき傳は、第一一書に、次豐國主尊、亦曰豐組野尊、亦曰豐香節野尊、亦曰浮經野豐買尊、亦曰豐國野尊、亦曰豐齧野尊、亦曰葉木國野尊、亦曰見野尊と見えたる、此に因て伺知らるゝ御事になむ有りける、故其豐國主尊と申奉る豐は處寄の義にて、漢字に當つれば、動字の意なり、然れば豐國と申して謂はゆる地動と云ふ事になむ當れりける、主は其物を成して其物に主宰たる謂なる事、天御中主尊の主に同じ、次なる豐國野尊、葉木國野尊の國野は、右の國主の言を切たるにて、其義異ならず、然れば此は國常立尊の天日の隨に、此大地を一年三百六十五日有奇に囘らし御在し坐す、其公運に從ひて又自己

の動み有る、此を私運と云ふ、其大地の體中に地軸といふ物有り、彼二柱御祖神の立てさせ給へる天柱是にて、大地の本心是なり、其天柱たる本心を巡り盡すに十二の時を以てす、是晝夜を成す所以なり、故此豐雲野神はしも、必其事の神に御在し坐すに違ひ有るまじき由、次々の御名に此を合せ思はゞ、思半に過ぎなむ者ぞとよ、（彼車を牽き行くに、直板を横たへて引くが如く、行く物に非ず、其輪廓の旋りては轉り、旋りては轉り、行くに依りて車脚の進む所以を思ふべき者なりかし、故其地動と云ふ事は、其天朝無窮暦附錄に、河圖括地象に、天左旋、地右動と云ひ、春秋元命苞に、陰右動終而入二靈門一、地所三以右轉一者、迎レ天佐二其道一也と有りて、宋均註に、右動者動而東也、靈門已也、陰藏二于已一也と云ふ文を引かれたるは、此に甚能く契合へる者になむ）次に豐組野尊と申す御名御在し坐すを、下に豐齧野尊と出で、又上を略きて見野尊とも出で、又正書には豐斟渟尊とあり、古事記には豐雲野神と見えたる、共に豐は右に註へるが如く、大地の全體の動む事なり、若て右の組も斟も雲も皆同言にして、其音の轉れる者なるにて其義一なり、偖、其久毛は氣聚の義なるにて、彼太神宮祈年月次等祭詞に、青雲能靄極、白雲能墜坐向伏限と見えたる青雲是なり、四神出生章第六一書に、伊弉諾尊伊弉冊尊、共生二大八洲國一、然後伊弉諾尊曰、我所レ生之國、唯有二朝霧一而薫滿之哉、乃吹撥之氣化爲レ神云々、是風神也とある朝霧も、即ち此と同物なる故に、師は此を薫圍と稱けられたり、世に大清と云ひ、霈圍と云ひ、濛氣とも濛環とも字くる者是なり、偖、此薫圍は、此天地を包む物にして、其厚さ地平より上四十五度許の間に、薫滿たる空氣にて、即ち天日の光輝大地を照す時は、其氣大地の全體に融通りて、其地氣と相醸成して發出で浮ぶ者是なり、大地に萬物の成出る基本をなむ、此に在る事なるが故に、天上に成坐る神に寄某

と稱奉る、並に國土にて成坐る神に豐葉と稱申す事は、唯に稱號のみには非ず、大地上に愛たき事の極みと云は、天日に向ひ動みて、天地の氣相感合て物を生すより愛たき事の非るを以てなり、又此靑雲はしも薰園とも號く許り、實に大地を圍みて、此圓球の上に在りとし有らゆる一物を墜さゞらしむる者は、國常立尊の地心に此を引せ給ふと、豐斟渟尊の地外より此薰園を以て壓すと、相持合ふ事になむ有りける、彼白雲は一時河海山澤の氣の升騰(ノボ)れるにて、大地の全體に取りては僅なる物なれども、高地に噏入(スヒイレ)られては又河海の水源と成りて水脉を起し、雨露霜雪と成りて諸物を膏澤(ウルホ)す功の盛大なるに、況して皇祖天神の無用(イタヅラ)なる物を立置かせ給ふべきに非ざれば、元(ハジメ)を元として其元の元を明らめ知らずば有るべからざる者なりかし、（抱朴子に、上昇四十里爲二大淸一、大淸之中其氣甚剛、能勝レ人也と有る大淸は右の靑雲を云ひ、其氣甚剛は、謂ゆる冷際是なり、能勝レ之也とは、能く物に勝つにて、物を壓す力有るを云なり、其證は、右に謂ゆる白雲も、河海山澤なる氣の天日の光に引かれ昇るなり、然るに冷際に迫る時は、貫きて昇る事能はず、此を以て雨露霜雪と成りて大地に下るなり、是其大淸の氣、能物に勝て壓す所以なり、又氣海觀瀾と云ふ物に、日月諸曜之所レ縣、涬漠大虛至大至高、不レ可レ極二涯際一、而稀微之天氣充レ焉、此謂二之氣海一、地球爲二氣海中之一大體一、亦有下所二自發一之氣上、周二圍其外一、此謂二之霿圍一と云へり、然れども此神物の用を云はざるは憐む可き者なりけり）若て又豐香節野尊と申奉れるも、豐國主尊と申すにおなじくて、此香節と云ふは、地動の狀を云ふにて、凡そ天體は日緯を以て規矩を定むる事にて、東を首(カミ)とし西を尾(シモ)とす、故香節は首伏(カブシ)にて、大地の私運も公運と同じく西より東へ右旋り爲る事を云ふなり、其慥なる證は天孫降臨章第一ノ一書に、天照太神の天忍穗耳尊を、令レ降二之於葦原中國一、

是時勝速日天忍穗耳尊、立二于天浮橋一而臨睨之曰、彼地未レ平矣、不須也頗傾凶目杵之國歟、乃更還登、具陳二不レ降之狀一とある、彼地未レ平矣にて一句なり、不須也凶目杵之國歟も一句にて、彼は荒振神の多在る狀を詔ひ、此は大地の自轉有りて獨樂の廻るが如く、晝夜顚顚して止まざるを、天浮橋の上より見驚かし御在し坐て、此地には大御身をも置せさせ給ひ難しと所思して、詔ひ出させ給へるなり、但し其は唯傍觀して然所思しゝ事を、直に語給へるにこそ有けれ、其地上に住みては案外なる者にして、然は可畏き者ならざりける事は、御心行せ御在し坐しけめども、其言を宣ひて還り上らせ給へる故に、右の傳は有るなりけり、此大御言實に御賜物にて、此傳なくば、如何でかは此の豐香節野尊の御名義を說き明らめ奉るべき便宜無からむを、甚々辱なき御事になむ有ける、字鏡集に傾を加夫久とも、加多夫久とも訓り、此言古事記八千矛神の御歌にも、夜麻登能(一本倭)、比登母登須々伎(薄)、宇那加夫斯(頭顱傾)、那賀那加佐麻久(汝將泣)と詠せ給へるは、薄の葉の垂りたるに比べて、后神の低たれさせ給はむ事を詔へるなり、天智天皇三年御紀にも、一夜之間稻生而、穗其日垂頴而熟とある垂頴を、加夫志と訓めるも、右と同意なるを思ふ可し、(然れば如何に見ても首伏の義を相離れざる事なりかし、右の垂頴は、字書に、頴穀實繁傾而、垂レ末也と云へる義をも合せ考ふべし、但し大地に首と云ふ二義有るなり、其は此大地はしも、天底を上とし、天日を中と爲る物なるが故に、其全體に取りては彼北極直下なる、師說に謂ゆる昆侖山はしも、天柱たり地首たりと雖ども、天日に向ひて旋轉る上にては東を上とし西を下と爲る事なるは、我が磤馭盧島の天柱を以て東首と爲る事にて、此は彼日縱日横の法に同じく、天日を體に取りて、上下首尾を定むる事にて、此に予が、香節は首伏なりと云へるも、其東を首として云言なり、西川正休說に、此國在二萬

國之東頭一、而朝陽始照之地、陽氣發生之最初と云るは、實に然る言になむ有る）又浮經野豐買尊とも、葉木國野尊とも申奉る御名義はしも、　浮經は字の如くにて、彼國常立尊の大地を乘せて、彼四游昇降の御事を成させ給ふ、其大地の行道に浮びつゝも經歷く意、主は例の成なるにて、其經は、古事記日代宮段歌に、阿良多麻能、登斯賀岐布禮婆、阿良多麻能都紀波岐閇由久、と有る來經にて、日を加と云ふも伎閇の切まれるなる事、已に記傳に說かれたるが如し、如此くして一度二度と來經行て、三百六十五度有奇を囘帀畢て、其本處に復り、復りては始より常在に經行て止まざるが故に、此國處は如此なむ立てりける所以是なりける、但し此は國常立尊と御功を相成し給ふ意にて、其豐買と申すなむ全く地動の故なりける、豐は例の動なり買は替なり、交代る義なり、然れば然浮經つゝも公運をなす內に、豐國の私運をなして、一日二日と計へつゝ、一年三百六十五日有奇にして、其年月日時を成す謂ひ是なり、寶鏡開始章、日神の石屋隱の所に、故六合之內常闇而、不レ知二晝夜之相代一と有れども、大に晝夜の有りて相代るには非らず、彼豐國を成す內に、其天日に面ふ域は白晝となり、其背ける域は闇夜と成るにて、晝夜は大地の旋動に依りて相代る者ながら、然晝夜の相代る事は、全く右の三百六十五日有奇の私運に依りて、三百六十五日餘の晝夜と成れるなれば、豐買と申す意必ず此に在りねべき事なりかし、次に葉木國野尊と申す御名は、下に葉木國、此云二播舉矩爾一と訓を註せり、思ふに運國の謂なり、運は運送とも運輸とも熟する字なるにて、此は國を運び輸して、年月日時をなし給ふ意なり、譬へば崇神天皇十年御紀に、著墓の事を、日也人作、夜也神作、故運二大坂山石一而造と有るが如く、人の日作るは目にも見ゆべきを、神の夜作るは此を誰かは見知らむ、然れども其石を運びて墓と成せる迹を見て、信に神作なり

と知るが如く、此大地も實に其運び送り輸す神の御在し坐て、晝夜相代る私運をなしつゝも、公運の方に運び送り輸し給ふ事には有れども、其神は隱身に御在し坐せるから、人此を知らず、唯公運私運の有る事迹を知るのみなれども、神代に如此く事足ひて明亮なる古傳の有りて、此事は其神、其事は此神と實に正目に見奉り知らるゝなむ、奇しとも異しとも云はむ言さへ絶えて無かりける者なりかし、故此御名共を、記傳に、稻穂を以て稱奉つる義に說かれたるにも從はず、又此國常立尊、豐斟渟尊を師說に、黃泉神なる由に定められたるにも戾りて、予更に一家の私言をなす所以なりける、（關尹子二柱篇に、天非二自天一、有二爲レ天者一、地非二自地一、有二爲レ地者一、譬如二屋宇舟車待レ人而成一、彼不二自成一、知二彼有一レ待、知二此有一レ待と有るが如く、大地の車も本此を造れる神御在し坐し、此を率く神御在し坐し、此を廻す神御在し坐す理有るべき事をなむ、思定むべかりける、格致草に、萬物芸々無レ主則亂、帝王於レ人其顯且大、豈非下俱言中天之有二主宰一耶上、夫鳥鳳獸麟、蜂房蟻蛭尚有二王長一、況以二天地之大一、時行物生、際レ上蟠レ下者乎、圓則九天、孰營二度之一、其運其處、孰主二張之一、且也江艎海舶、越艇蜀舲、乘レ風盪レ漢、渡レ沂凌レ波、豈舟之自爲哉、有二舵師一操レ之、若二神存一焉、天地主宰、先レ天無レ始、後レ天無レ終、其權輸之全能運三于於二穆不レ已者一、蓋有下非三人所二思議能及一者上也、故綴歸二之天一而止也と云るは、能くも心着たり、然れども神代の古傳無きが故に、其全能をなし給ふ神を、如何なる神とも終に曉る世なきは憐むべき事なりかし、斯く計り神代の古說明らかなる上は、徒しく古說を守りて居るべきに非ざれば、予今此に說き改むる者なり、其可否の如きは、唯神祇に質し奉るより外なき事になむ）然れば此に該羅めて云ふ時は、上件云へる狀に、天御中主尊はしも、天中に神積坐す主宰の大御神に御在し坐して、此天中凡べて其大

御靈の充塞からざる隈處なくなむ御在し坐しければ、世は天中唯一のみにて、神は唯此神一神のみに渡らせ給へりける、次に高皇産靈尊、神皇産靈尊は、陰陽の氣を主どらせ御在し坐す神にて、天中に唯氣の動靜のみ有りて、萬物此に因りて産ばり生るゝ御靈の大御神に御在し坐すめり、次に可美葦牙彦舅尊、天常立尊二柱と、國常立尊、豐斟渟尊二柱とは、卽ち天と地との神に御在し坐す事、右に註せるが如し、偖、又下に云へるが如く、古事記に國稚如二浮脂一而、久羅下那洲多陀用幣流之時と有る國稚は、伊弉諾伊弉冊二神の未だ埿土煑尊、沙土煑尊と申しゝ御名の所に當れること、下に云へるが如し、然るに四神出生章に、二神の日神を生み奉らせ給ひて、天上を事依さし奉らせ給へるを以て思ふに、國常立尊、豐斟渟尊も御在し坐せども、打ち任せて此一物の主宰と坐すは、伊弉諾伊弉冊二神にて渡らせ給ふ事は、國稚地稚と云ふ言を以て、然御名に負はせるを以て知るべし、若て其葦牙の如き物も、其一物より成り出て天と成れる故に二柱神の御子ながら、天照太神は日神と御在し坐して、高天原を所知食し、然して後に、伊弉諾尊は天上に復命し給ひつゝも、日之少宮に永く留らせ給ふ因緣此に在ることとなりかし、然れども其天地を然造り成させ御在し坐す御事はしも、其神等に然る御德御在し坐すが上に、實に其事を然成らしめ給ふ事は、全く其高皇産靈神皇産靈二神の、相預はらせ御在し坐すに因れる事なり、其證は、顯宗天皇三年御紀に、於是月神著レ人謂之曰、我祖高皇産靈尊、有下預二鎔一造天地一之功上と見えたる、此預鎔造を曾比阿比伊多世流と訓める、預は、綏靖天皇御紀に、阿曾布と訓みて、相副の義なり、字書に預與レ與通と有るが、此寶劔出現章第六一書なる、幸魂奇魂神の御事を、古事記にも、此時有二光レ海依來之神一、其神言、能治二我前一者、吾能共與相作成、若不レ然者國難レ成と見えたる、共與に同

じく、素より其主として造らせ御在し坐すが上に、副加(ソヒクハ)はらせ御在し坐せる義なり、阿比伊多世流は所ニ相致一にて伊多流は行足(ニキタル)の義にて、事をなし遂ぐるを云ふなり、然れば、其産靈の御靈に因りて天地を造らせる神を成出給ひて、其天地を令レ造(ツクラシメ)給へると共與(トモノハ)に、其産靈の御靈を以て大造の績を令レ建(タテシメ)給へる御事を、詔り給へる者にして、此は其天地を相造らしゝ神のみには限らず、伊弉諾伊弉冊二神の、國を孕み神を生み給ふより始めて、凡天地の底際(ソコヒ)の内に在りと有ゆる八百萬千萬神は更なり、世中に生きとし活ける人皆の上にも、幸魂奇魂神として幽より預鎔造(ソヒアヒイタ)し給ふ御事になむ有りける、(又右の時に日神著レ人、謂ニ阿閉臣事代一曰、以ニ磐余田一獻ニ我祖高皇産靈尊一云々と云ふ事見えたれば、右の御言は、日神月神共に詔給ひ出させ給へる御言なりけむを、其片方の先なるに譲りて、語を省ける者なるべし、信、御紀の今本には、尊字落ちたるを、若槻氏の見たる本に、尊字有りける由、畏庵随筆に云へるを以て補へり、又右の預字を、繼體天皇二十三年御紀に、國中大人、預ニ昇堂一者一二と有るには、久波々理氏と訓める義をも思ふべき者なり、信、又右に引出でたる幸魂奇魂神と申すを、古來大國主神の和魂神の御事に思へるは、甚じき誤なるにて、此に預ニ鎔一造天地一と有るが如く、其神の國作の御事を預鎔造(ソヒアヒイタ)し給ふ神に御在し坐す事、已に傳ニ二卷(一四三頁)高皇産靈尊、神皇産靈尊の傳に委しく云へるが如し、此に又、師の赤縣太古傳第九章に盤古氏之後、乃有ニ三皇一、此天地人之始也と有り、此は彼土の古傳なるが、可美葦牙彦舅尊、天常立尊は、天を成せる神なり、國常立尊、豐斟渟尊は地を成せる神に坐せども、其は共に隱身の神に坐すが故に、其神等に當る可き傳へは彼には無きのみならず、右に云へる如く、天神より直に、伊弉諾伊弉冊二神に續く事にて、此にても右と同じ狀なればなり)若て上に云へ

るが如く、第六一書に、有レ物若二浮膏一、生二於空中一、因レ此化神、號二國常立尊一と有りて、其浮膏の若くなりし物の地盤はしも素より其神の成り出でさせ御在し坐ける出自にて、此に繼ぎて豐斟渟尊御在し坐して、其より神世七代の末に成り出でさせ御在し坐す伊弉諾尊、伊弉冊尊までは、遙に世も隔たれる如く思ふ事なれども、其は顯身と現れ出でさせ給へるこそ然なりけれ、其の隱身は上の二神と共に、甚已き時よりなむ成り出でさせ御在し坐たりけらし、八洲起元章第四一書に、伊弉諾伊弉冊二神、相謂曰、有レ物若二浮膏一、其中蓋有レ國乎と有る是なり、然るに、其神世七代章第二一書に、古國稚地稚之時、譬猶二浮膏一而漂蕩と有るも、右に合へる文なるを、口訣に、國稚地稚者、國宇比志、地宇比志也と所見たる、此に就きて古史第四段徴に、古事記に、次國稚如二浮脂一而、久羅下那洲多陀用幣琉之時と有るは、彼葦牙の如くなる物の萌え騰りて、宇麻志阿斯訶備比古遲神の成り坐せるより、伊邪那岐伊邪那美命の國固め給ふ程までを、廣く誤り傳へたる文なるを、其比古遲神と天之底立神とは、天に屬坐し、國之底立神と豐斟渟神とは、根國の屬坐せれば、此國稚云々之時は、專と此國土に成り坐せる神に係れり、其は其始めて成り坐せる神の御名を宇比地邇神と申すにて灼然し(下略)と所見たるは、實に然る言なる中に、師は右の第六一書なる有レ物若二浮膏一と云ふ物は、其漂在る物の根底に垂下り生りて、根國底國と成れる趣に見られたる事なれども、其は上(一八一頁)に云へる如く其浮膏の如き物は、全く此大地の始にし有りければ、宇比地邇神のみ、國土に成り坐せるには御在し坐さゞるなり、記傳三(三十丁)に、右の第六一書を引きて、其下の說に、「記に國稚如二浮脂一而、久羅下那洲多陀用幣琉之時と有るは、廣く伊邪那美神の成り坐る迄に係れる詁なれば、國之常立神より次々皆此物に因りて成り坐せること、自然

に聞えたり」と云はれたるぞ、信に然る言なりける、然れども其國稚の事に係けて宇比地邇神を見られたるは、然すがに吾師と仰ぐ大人の言なりけり、偖、伊弉諾尊伊弉冊尊は、後に顯身に御在し坐す神なり、然るに古事記には、次成神名國之常立神、次豐雲野神、此二柱神亦、獨神成坐而、隱身也と終めて其間を界ひて、次成神名宇比地邇神、次妹須比智邇神と云ふより始て、次々に御名を擧げたるに其終に、隱身也と云ふ事を書されざりければ、顯身の神に渡らせ給ふ可かしめるを、其御事迹も外に傳はらず、又神名式などにも然る御名を以て祀れる神の一所だに御在し坐ざるを以て思ふに、其は次次國形の整へる狀と、御身の成出で坐せる狀とに依りて負坐せる御名共にて、實には此埿土煑尊、沙土煑尊以下八神は、伊弉諾尊伊弉冊尊二柱の別號に御在し坐す事の近き證は、國常立尊、豐斟渟尊は、別に有たせ御在し坐せば、其を除きて、以上の五御代の初と御在します埿土煑尊沙土煑尊に、國生の御事を負せずして、最後に成り坐せる伊弉諾、伊邪冊の二神に御命依さし給ふべき所謂無きを思ふべき者なりかし、又右の第二一書には、古國稚地稚之時云々、古事記にも、次國稚如浮脂と云へる、即ち埿土煑尊、沙土煑尊に係り、又其八洲起元章第四一書に、有物若浮膏と云へるは、伊弉諾伊弉冊二神に係れる事を合せ讀まば、自然に得る所有りなむ者なるぞかし、（然るを各一御世に計へ奉れるは、私記に、是後代之人、見代々相嗣而、假謂之生、未必事實也と有るが如し、又口訣に、豐國主之七別名、皆當豐國主之義、古語從時稱號と云ふ事あり、其從時稱號と云ふ事を、此に引當て心得るに、實に面白き事なり、譬へば御戸開神と御在し坐す手力雄神は、言の如く手力御在し坐せる謂の神號なるを其事に依りて磐戸開の神に任され給ひ、若て其御戸を開き奉れる御功に依て、天石門別神と負坐し、然して

日神を令レ坐奉る新宮の御門神として守衛奉るが故に、櫛磐間戸命とも、豐磐間戸命とも御名に負はせる、此即ち從レ時稱號と云ふ者にて、此の遲土煮尊、沙土煮尊と申せるより、伊弉諾尊、伊弉冊尊まで五御代の御名はしも、其二柱神の時に從へる稱號なる事を明らむべくなむ）然れば彼譬へたる車を以て言を成さむに、彼國常立尊は其車を牽きて其行くべき所に致す神に御在し坐して、此は車軸にも車輪にも拘はる事なくして、其到るべき處に致すのみを以て御行事（シワザ）となし給ふ、是天日の外廓を大地の公運して一年を成す所以なり、次に豐國主尊はしも、其車の行く先には拘はらずして、軸と輪との機關（ツリアヒ）を善くして其運びを進ましめ御在し坐すが故に、其運轉（メグリ）の歩數（ハコビ）積りて、其到るべき所に到る、是大地の私運して晝夜をなしつゝも、寒往き暑來り、終に其一年をなす所以なり、又二神御在し坐す後に大成（コトナ）し給へる御名を、伊弉諾尊伊弉冊尊と申し奉る、此二神は其上の二柱神に牽せて車を遣る主にして、此は車の行くにも輪廓の巡るにも拘はらずして、彼天柱と云ふ車軸を刺し固めて、其車の行つ可く、車上より萬事を取捉ふ人なり、是天柱を化堅（ミタテ）て國柱と堅め成して、國を生み萬物をなして、此大地の輫（ウルマノトコ）に羅列（オキツラ）ねさせ御在し坐すに譬へ云ふなり、倩、其國常立尊、豐國主尊はしも、終古に御體（オホミマ）を顯はし御在し坐さゞれば、打ち任せて此大地に主宰と御在し坐すは伊弉諾伊弉冊二柱御祖神になむ渡らせ給へりける、又上に云へるが如く、國稚地稚と云へるが此二神の未しき御名、遲土煮尊、沙土煮尊と申せるに係れるを以ても、打ち任せて此一物の成り出でたるより、其主宰と坐すは此二神に在しましけり、然るは此一物より萌え騰れる葦牙の如き物の天に成りたるが故に、此二神の御子と坐す天照大神の高天原を所知看す所以も亦此に在ることなり、又伊弉諾尊の登天報命して、日之少宮に留宅まらせ給ふ所以此に在るなり、

皆各其困り來る所ある者なりかし、（此に如此譬を取りて、然しも云ふ故は師說に國常立尊豐斟野尊はしも、謂はゆる黃泉神に配られたる說有るが上に、予今此に其二神を指して又大地の公運私運を主どらせ御在し坐す神なりと、天下の耳目を新に爲る事なるが故に、止む事を得ざる事になむ、偖、此は埿土煮尊、沙土煮尊以下の神々の御事を明らめ奉るべき所なるに、彼天御中主尊の御事より及ぼして、長々しく此に至れるは、上件の事共より明らめて、說をなさずては聞え難き事なるが故に、傳一卷二卷に云へる事共の較略を撮り出でゝ云ひ續けたるなり）偖、御紀にも古事記にも、等しく神世七代と云ふ稱は有りながら、其神に異說なむ有りける、其は此には國常立尊、國狹槌尊、豐斟渟尊の御名を連ね擧げて、凡三神矣と上に出でたり、古事記には國之常立神、豐雲野神を載せて、此二柱神、亦獨神成坐而隱身也と有りて、此に三神と二神との差有るは上（一八五頁）に註へるが如く、此には國狹槌尊を一御代に立たるが故に、三神とは成れるなれども、實は其國常立尊の亦御名なるが、世數に加はりたるにて、古事記の二柱神なるなむ正しかりける、次なる五御代の世數も然り、此には上を三御代と爲るが故に、下を四御代に合せ列ぬとしては、角樴尊、活樴尊の一御代を、正書には、漏らされてなむ有りけるを、下の一書には、男女耦生之神、先有埿土煮尊、沙土煮尊、次有角樴尊、活樴尊、次有面足尊、惶根尊、次有伊奘諾尊、伊奘冉尊と有りて、此には大戶之道尊、大戶之邊尊の御名を漏らして、四御代の數に合せたるは、上を凡三神矣と書されける故に、神世七代と云ふに合難るを以て、其より迷ふ心出來りて、彼を省き見、此を略き見して合せたるから、然る異說を本書には載せられたりけめども、古事記の方なむ、獨立ちて甚美好き者なり、然れば此の全體を心得むとには、彼記に、次成神名宇比地邇神次妹須比智

邇神、次角杙神、次妹活杙神、次意富斗能地神、次妹大斗乃辨神、次淤母陀琉神、次妹阿夜訶志古泥神、次伊邪那岐神、次妹伊邪那美神と、有る次第に依るべき者なりかし、（然るに、其國狹槌尊の御事に就ては、古事記に大山津見神、野椎神二神、因山野持別而生神名、天之狹土神、國之狹土神と有るを以て、其國之狹土神の錯亂れて、此七御代に出でたる由、記傳にも、古史徴にも云はれたる事なれ共、右の狹土と此の狹槌とは、言相同じと雖も、其義異にして上（一八一頁）に云へるが如く、國常立尊の亦御名に必ず無くては得有るまじき所なる也）故其古事記に、此五御代の御事を、次雙十神、各合二神云一代也と所見たる如く、雙坐す十神も唯二神のみなるに依て、此より以下には、唯二神と云ひて、十神五代の字と成し之を八洲起元章に合せて說を爲すべし、偖、其二神の最初の御名を、埿土煑尊、沙土煑尊と申し奉れるは師も云れたるが如く彼第二一書に、古國稚地稚之時、譬猶浮膏而漂蕩とある稚を、口訣に宇比志也とある、此時に係れる御名になむありける、其に合せて八洲起元章第四一書に、伊弉諾伊弉冊二神、相謂曰、有物如浮膏、其中蓋有國乎、乃以天瓊戈探成一島名曰磤馭盧島と有るを以て、其浮膏の如く稚々しかりし時に、已く二神の成り出でさせ御在し坐せる傳なるにて、是埿土煑尊、沙土煑尊と申せるも、伊弉諾、伊弉冊二神にて渡らせ給ふ御事を徵し奉るべき文になむ有ける、其委しき傳は、古事記に、上に次國稚如浮脂而、久羅下那洲多陀用幣琉之時と係れる文有りて、下に其事を受けたるに、於是天神諸命以、詔伊邪那岐命、伊邪那美命二柱神、修理固成是多陀用幣流之國、賜天沼矛而言依賜也、故二柱神、立天浮橋而、指下其沼矛以畫者、鹽許々袁々呂々邇畫鳴而、引上時、自其矛末垂落之鹽、累積而成島、是淤能碁呂島と所見たる、此多陀用幣流之國は、右に國

稚如二浮脂一と云へる物是なり、遅土煮尊と申し奉れる所以なり、又此第一ノ一書にも、其事を、天神謂二伊弉諾尊、伊弉冊尊一曰、有二豐葦原千五百秋瑞穗之地一、宜二汝往循一レ之、廼賜二天瓊戈一、於是二神立二於天上浮橋一、投レ戈求レ地、因畫二滄海一而引二擧之一、即戈鋒垂落之潮、結而爲レ島、名曰二磤馭盧島一と見えたる、潮結而爲レ島は、自然に沙土を成す所以なり、是沙土煮尊の御名御在し坐す所以なり、偖、此二神は彼國稚如二浮脂一と云ふ物に依りて成り出でさせ御在し坐しけむと思ふに、此二の傳の如くば、天神の御許より、正しく天降り御在し坐けるなり、然る時は、事相乖きて見ゆる物から、然らず、其國稚如二浮脂一と云ふ物に成り坐せりと雖も、彼蠢化などゝ云ふ状に生ひ出でさせ給へるに非ず、彼皇祖天神の御靈を分させ御在し坐て、其の御許より、此漂蕩(タヾヨヘ)る國を修理固成(ツクリカタメナセ)すべき大御命を負ひ持たして、彼國の稚しき時より其御靈に御在し坐つるを、天神の御許に召れて參上らせ給ひ、其時は未だ隱身ながらに天浮橋に乘らして、天瓊戈を携へて天降り御在し坐して、稍顯身と現はれさせ御在し坐して、此に磤馭盧島を得させ御在し坐せるなむ、此二神の御上にこそ、幽と顯とに相分れさせ御在し坐す界なりけらし、故古事記に、於是二柱神議云、今吾所レ生之子不レ良、猶宜レ白二天神之御所一、即共參上請二天神之命一、爾天神之命以、布斗麻邇(フトマニ)二爾卜相而詔之、因二女先レ言而不レ良、亦還降改言と所見たるは、其始天神の御許より天降り御在し坐せりと雖も、如此顯身と成り給へる上は、其隱身の天神とは、直に御言語(コトドヒ)の御事はしも出來させ給はざるを以て、太占を以て其御命を請ひ奉らせ給へるに、天神之命は其卜兆(ウラカタ)に卜相(ウラヘ)して教へさせ給へるにて、此事に限りては、諸註其臆(オギロ)を索め得ざる故に、悉くに誤れり、（猶云はゞ、瑞珠盟約章に、是後伊弉諾尊、神功既畢、靈運當遷、是以構二幽宮於淡路之洲一、寂然長隱者矣と有るは、神功を已に畢へ

させ御在し坐しけるが故に、元の隱身に復らせ給ふ所なり、次に、亦曰、伊弉諾尊、功既至矣、德亦大矣、於是登レ天報命、仍留二宅於日之少宮一矣と有るは、已に、先隱身と成らせ御在し坐し置て、天上に復命し給ふ所なり、此隱身と顯身との事件を知らざれば、神典の妙見つ可からざるが故に云ふなり、但し此にて、二神の直に皇祖天神に御言語し奉り難くて、太占を以て其御命を乞奉ると云はゞ、後に其神等の八百萬神等を集へて、神議らせ御在し坐しける事に違ふが如しと雖も、上件の別天神は、常に隱身に御在し坐すが本なるにて、顯身は然る事故有るに當りて、顯はさせ御在し坐す御事にて寄らしからざるを、此は殊更に顯身の始にし有りければ、殊更に其界有りけむも知るべからず）次に、二神の御名を角機尊、活機尊と申し奉れるは、地中より芽出づる物を角と云ひ、地上に蘊化る物を活と云ふなり、機は、上に謂はゆる豐組野尊、豐斟渟尊、豐雲野神の組、斟、雲を、又豐齧野尊と申し奉るを以て攷ふるに、機は組にて、此は物の結び聚りて形質を成すを云ふなり、俗、此說を定めて、右の國生の御故事に合せ考ふるに、彼磤馭盧島の凝り成れるは、彼埿土と沙土との凝り成りて國體を成せる始めにし有りければ、此に於て天日の光と、大地の氣と相釀し成りて、物と成り出づべき一箇の神氣此に成る、此に因りて草木生ひ禽獸栖む自然の勢なり、然れば角機尊と申し奉れるは、草木の成り出づる始に係り、活機尊と申し奉るは、生活の趣を此になし出させ御在し坐ける御名なり、第二一書に、先生二蛭兒一、便載二葦船一而流之と見え、古事記にも、生二子水蛭子一、此子者入二葦船一而流去とある、此には予が別なる說もある事なれども、已に國生の始に葦を云ふ事は、其埿沙に葦の初めて生ひ出でたるが故なり、又第五一書に、更復改巡、則陽神先唱曰、美哉善少女、遂將二合交一而、不レ知二其術一、時有二鶺鴒一飛來

搖二其首尾一、二神見而學レ之、即得二交道一と所見たる、此時未だ松栢の大樹非ざりければ、鴻鵠の此に棲むべきに非ず、僅に葦草の生ひ出でたるのみある程なるが故に、其物に相應ひたる羽族の成り出でたりけむ事を知るべし、其委しき說は下に御名の下に說き明らめてむ、（其は今現にも水中に時として一の洲出で來る時は、其濱沙に就きて葦菰の類此に生ひ茂りて小鳥なども群在り居るを、年序をふるに隨ひては稍木共の生ひ立ちて、此には禽獸も隨分に大きなるが栖み着くなど現に見ても知らるゝ事なり、然れば此に角織活織と申す御功用は小さきが如しと雖、其は事の始なるにて、後に國の八十國島の八十島を生せさせ御在し坐しては、其大なるに就きて其御功用の普く行足ひ滿塞がらせ御在し坐て又其御功用なむ極めて大なる事、今の世界萬國の形狀を以て思ひ測り奉るべき事なり）次に二神の御名を大戸之道尊大戸之邊尊と申し奉る御事は、大は覆にて、謂ゆる天御蔭日御蔭と、御屋を覆ふ是なり、戸之の之は辭に非らず、殿を云ひて即ち此の八尋殿の御事なり、道は男根を云ひ、邊は女陰を云ふ稱なり、此第一一書には其較略の事を、二神降二居彼島一、化二作八尋之殿一、又化二竪天柱一、陽神問二陰神一曰、汝身有二何成一耶、對曰、吾身具成而、有下稱二陰元一者一處上、陽神曰、吾身亦具成而、有下稱二陽元一者一處上と記されて、此に陽元陰元と云ふ物は此時始て男女の御形を成せるにて、右に道と云ひ邊と云ふ物の稱なる事、其御名の下に註せるを以て曉るべし、古事記にも其事を云へるに、於二其島一、天降坐而、見二立天之御柱一、見二立八尋殿一、於是問二其妹伊邪那美命一曰汝身者如何成、答白吾身者成々不二成合一處一處在上、爾伊邪那岐命詔、我身者成々而成餘處一處在と見えて、此には右の陽元陰元と云ひける物を、成餘處、不二成合一處と所見たり、故其八尋殿は彼天神の所賜へりし天瓊戈を衝き立てさせ御在し坐て、國中の天柱と見

立て給へる大殿にし有りければ、二神の共に住み初め給へるなむ、世に譬へなき善事なるを以て、然御名には負はせ給へる者なりけらし、（然れば二神の宮殿を營爲らせ御在し坐して、住ませ給ひ初めたる義を以て稱へ奉れるが、大戸に大處の義をも兼て、右の國土の初にも亙る御名になむ有る）次に二神の御名を面足尊惶根尊と申奉る、面足とは神の御面の足はし坐せると、大地の面の其足へるとを兼ねたる御名に御在し坐し、惶根と申奉れるは、御面の足はし坐せるに依りて、威儀の具はりて惶み敬はるゝ御形容と、又國の面の足へるが任に、地心の固まり締るとを兼ねたる御名になむ有ける、第一一書に、二神共に、吾身具成而云々と、陽元と云ひ、陰元と云ふ處の、成々れる由を宣へるは、素より其御面の足はし坐して、俗に云ふ長とならせ給へるを云ふなり、思欲以吾身陽元合汝身之陰元云爾と有るは、已に遘合して御子を生み坐さむと爲させ御在し坐せるなれば、愈以て御面の足ひ給ふなりけり、又古事記にも右の事を、故以此吾身成餘處刺塞汝身不成合處以爲生成國土奈何、伊邪那美命、答曰然善と所見たり、二神共に可畏き光儀の出來整はせさせ御在し坐すが上に、共遘合の御事を宣はせたるに、女神の然善けむと諾ひ奉らせ給へるに、共賢しく御在し坐しける御程も著明く見えさせ給へるをも思ふべくなむ、（又國の面の事は下に御名の所に註すべし、鎭火祭詞に謂ゆる上津國是なり、地心の固まり締れるは、謂ゆる地心にて、其片隅に在る國、即ち下津國にして、彼黃泉國と云へる是なり）次に二神の御名を、伊弉諾尊、伊弉冊尊と申し奉れるは、右に引ける續の文の第一一書に、即將巡天柱約束曰、（中略）既而分巡相遇、（中略）陽神先唱曰、姸哉可愛少女歟、陰神後和之曰、姸哉可愛少男歟、然後同宮共住而生兒と有る唱曰は、伊邪那比多麻波久と訓むべき字なり、古事記にも、爾伊邪

那岐命詔下然者吾與レ汝、行二廻逢是天之御柱一而、爲ニ美斗能麻具波比上、如此云期乃、詔二汝者自レ右廻逢、我者自レ左廻逢一、約竟以廻時、（中略）於是伊邪那岐命、先言二阿那邇夜志愛袁登賣袁一、後、妹伊邪那美命、言二阿那邇夜志愛袁登古袁一、如此言竟而御合生レ子（下略）と見えたる、此天之御柱を行き巡らし御在し坐して、遘合ひ爲させ給はむと詔り給へるは、即ち二神の共に相誘はせ御在し坐すは取りも直さず、其誘ひの御事を爲させ給へるなり、次に彼の謂ゆる唱和の御言御在し坐すは、即ち誘ひの御語と申す者なり、其第十一書に、陰神先唱曰、姸哉可愛少男乎、便握二陽神之手一、遂爲二夫婦一と有るなど、彼此を考へ合はするに、伊弉諾伊弉冊と申し奉れるは、二神の相共に誘引ひ合はさせ給へるに依る御名にて、是ぞ此二神の天神の御命を奉はらせ給ひて、國生の大業を成し遂げさせ給へる運の御名なれば、其後には、此を以て稱へ奉る御事とは成りたりけらし、（名義抄に、唱字を登那布とも、宇多布とも、與婆布とも、許志良布とも、宇那賀須とも、麻須とも、牟加布とも、宇多とも、伊邪那波流とも、伊邪那布とも訓み、引唱を、伊邪那布とも訓めるなど是なり、安政四年十月二十九日の事なり、此事を註し畢へたる時、備後國人新居繁豐、祝詞式の講說を聞かむとて、入り來れるに、丹鶴叢書なる金澤本の日本記を予に取らせたり、奇らしくて直に披き見るに、此正書の唱曰の訓、登那閇氏と有りて、傍に朱にて、伊邪那比氏と有り、古に然訓むべき說の已に有りて、予と等しき人も有りけりと、甚僥倖しく、且此業に就ては、神助有る事の尊く所思ゆる任に書き附く、此前後に、金澤本云とて、書き加ふる事は、今なむ始なりける、餘りに奇しく靈しく妙なる事なりけり）故伊弉諾尊伊弉冊尊と稱へ奉りて、此二神の受け張りたる御名とは定まりて、此後には何處も何處も其御名を以て傳へたる事は、此二神の天神の御

命を蒙らせ御在し坐して、神功を世に立てさせ給へるは、其御妹妖の御親睦の御事御在し坐せる後に成り出でたる御事なるが故に、實に然稱へ奉りて、功既に至り德も亦大なりと云ふ義の御名になむ成れりける、天下の大道の起り此に在りて、人道の立つ所も亦此に在る事、下に說き明らむるを以て知るべき者也、如此く二柱御祖神の天神の御命を奉給はらして天降らせ給ひ、彼の國稚如二浮脂一と云ふ物と共に生れ出でさせ御在し坐して、此國形の成り整ひ行くが隨に、素より隱身と御在し坐して、其御靈なりし神の神實、今此に至りて顯身と生り出でさせ御在し坐しける、彼謂はゆる從レ時稱號と申す者にし有りければ、右に註し別けたるが如く、其時に從へる稱號を以て、御天降の時には、泥土煑尊沙土煑尊、次に戲馭盧島の出で來て、葦草生ひ鶺鴒栖む時に至りては、角樴尊活樴尊、次に八尋殿條には大戸之道尊大戸之邊尊、又御面足はして御妹妖の御契御在し坐さむと語らせ給へる頃ほひには面足尊、惶根尊、偕如此唱和して遘合爲させ給ひて、國を生み神を生み給ふ御時に及びては、云ふ迄もなく伊弉諾尊、伊弉冊尊と書し別けらるべき御事なるに、始より通して唯伊弉諾尊伊弉冊尊とのみ記し奉られたるは、古人の深く心を用ひられたる者にして、縱や其時に從へる稱號なりとも、然る御名共を所々に記し別かてらむには、文義相續かず、又其前後を照應せて、唯此二神の御事とのみは所見難くして、中々なる物損ひ有る事なるが故に、神名は神名として形の如く五御代に記し續ぎ、事實には何處迄も唯其二神にて記し續けて、其五御代十神と申すも、實は一代二神なる御事を、五に見合せて曉る可く、神語に語り傳へ給へる者なりけり、（但し右は古事記の次第を以て說をなせるにて、御紀には此世數の中に、其角樴尊活樴尊の御名を漏らされたる故に、如此云ふ時は、正史を捨てゝ我意を立つる如く聞ゆれど

も然らず、上件神世七代章の始に出でたる國狹槌尊を、正しく國常立尊の亦御名と見て、其下に接くる時も、其所も國常立尊、豐雲淳二柱のみなる事、古事記と同じ事なりければ、此も五御代にて有るなり、且下なる一書に、大戸之道尊、大戸之邊尊を除きて、角樴尊活樴尊の御名を出されたるを思へば、御紀の撰者も其事に惑ひ有りて、得しも定められざるが故に、如此く相違へるにて、古傳の誤れるには非ずして、撰者の失錯なゝめり）〇次有レ神は、次國神坐理と訓むべし、上なる第三一書に、始有二神人一焉と云ふ訓樣に等しかりぬべし、傳二（一一八頁）に云へり偖、此の次字の承くる所は、上なる正書に、于時天地之中生二一物一云々、便化二爲神一、號二國常立尊一、次國狹槌尊、次豐斟淳尊、凡三神矣と有る、此に續ぐ次字なる事云ふも更なり、已にも云へる如く、右に一物と云ひける物は、第二一書に、古國稚地稚之時、譬猶二浮膏一而漂蕩と有る浮膏にして、埿土煑尊沙土煑尊と御名に係せる所以にて、八洲起元章第四一書に、伊弉諾伊弉冊二神、相謂曰、有レ物若二浮膏一（下略）と所見たれば、此二神に至るまで、其物に因りて成り出でさせ御在し坐す事申すも更なるが上に、記傳三（三十三丁）に、「記に國稚如二浮脂一而、久羅下那洲多陀用幣流之時と有るは、廣く伊邪那美神の成り坐せる迄に係れる語なれば、國之常立神より次々、皆此物に因りて成り坐せる事、自然聞えたり」とある明辨も有れば、此にて思ひ定むべくなむ、（其は猶第六一書に、又有レ物、若二浮膏一、生二於空中一、因レ此化神、號二國常立尊一と見えたるは、右に云へる如く、此事を二神に係けて傳へたるも、亦右に同じかるべし）〇埿土煑尊、沙土煑尊は合せて一に說くべし、其本註に、埿土、此云二于毘尼一、沙土、此云二須毘尼一と見えたり、古事記には、宇比地邇（上）神、次妹須比智邇（去）神と見えて、未だ遘合の御事は御在し坐さゞれど

も、已に男女耦生り給ひて、其始より、如此なむ御夫婦の御中間には御在し坐たりける、湿字、釋秘訓の一本に湿を泥に作れり、又述義に引ける公望私記に、問云、此泥土、沙土等之號、有二何意一乎、答曰、天地剖判、泥未レ乾、爾時初生之神也、故云二泥土一也、其後漸々堅固、沙土既成、是爾時土地之形容、而所レ名也とも、泥土沙土と並べ記せればば其時世に然る本の有りしなりけり、偖御名義は右に註へるが如く、全く土地の形容に依りて然號け奉る者になむ有りける、（記傳三卷に云く、一書紀には、毘は清音の假字にも多く用ひられたり、此訓註に依りて、宇比の比を濁音に讀むは非なり、凡て連便に依りて下の言の頭を濁るは常多けれども、其言に濁音有れば、其頭は濁らざる例なり、此も比地の地濁音なれば、比は濁るまじき例なるをや」と云はれき、然る言なり）故此于毘尼、須毘尼は、稚土、統土の義となむ通えたりける、偖此物は已にも云へる如く、上第二一書に、古國稚地稚之時、譬猶二浮膏一而漂蕩とある、其を又、古事記に國稚如二浮脂一と所見たる是にて、口訣に、國稚地稚者、國宇比志、地宇比志也、稚幼也と所見たるが如く、其物の初生の所以を以て、湿土とは稱へ奉れる者なり、即ち又同記に、天神諸命以、詔二伊邪那岐命伊邪那美命、二柱神、修二理固一成是多陀用幣流之國一と有るは、土の未だ漂蕩て稚々しき時の形狀なる是なり、八洲起元章第四一書に、伊弉諾伊弉冊二神、相謂而曰、有レ物若二浮膏一、其中蓋有レ國乎云々と有るも、此の湿土に當れる事本よりなり、師も右の口訣の說に依りて、右の昔國稚地稚之時と云ふ文に依りて、宇比地邇神の御名義を知り、又其宇比地邇神と申す御名に依りて、國稚地稚の訓を知ると云れたるは、實に然る言なり、偖其右の國稚地稚の語の、國當立尊の上に在るは、即ち此狀貌難レ言と云ひける一物の成れる始より云ふ言なりけり、故其宇比志の意を考ふるに上

にも云へるが如く、彼可美葦牙彦舅尊はしも、其高皇産靈尊、神皇産靈尊の産靈に賚りて、天中に其一物を生み成し給へる始に係りて、可美とは御名に負ひ坐せるにて、其言は令産なり、但し其は其生み成させ御在し坐して、御祖と坐す皇産靈神の方に係れるを、此の宇比は、其生み出でたる一物の、御子の方に屬きて、初生の義を以て言を成せる者なりけり、於布とは、草木にのみ云事と心得めれども、埴生を波邇布と云時は、土に云て當れるを知べし、然して其宇比の下に志の言を添へて宇比志と云ふ時は、其初生なる物の狀を云ふ言と成りて、神名の宇比は、其物に云ひ、國稚の宇比志は其形狀を語るになむ有りける、（又は初合の言の宇比となれりと見ても違ふべからざるべし、正書に精妙之合搏易、重濁之凝場難と云へるは、天と成るべくして精妙なる物に合搏易と云ふは、凝場易と云ふ義なり、地となるべき重濁れる物に凝場難と云ふは、合搏難と云はむが如く、合は凝なり、凝は合なり、初々しく合凝りて天中に見はるゝは、一物の産生るゝなれば、其義一なる可からむ）故其埿土、此云二于毘尼一と云へる其物は、右に引ける紀記共に浮膏の如くなる物と云ふなるに、猶髓なる證は、上の第五一書に、天地未レ生之時云々其中生二一物一、如二葦牙之生二埿中一也と有りて、外には猶二浮膏一と傳へたるを、此に直に埿中と云へる是なり、此に于毘尼は稚土の義にて、水と土と相混和りて其初々しき土の謂ひなるに起りて、後世埿と云ふ物の稱とは成れるにて、世の始の埿土は、狀貌離レ言と云ふ程の事なりければ、國土定りての後に云ふ埿とは異なる物から、其物も狀も甚能く類たりけむは云ふも更なり、然れば後の埿を以て思ふより外なき事ながら、全く其と同物ならざるが故に、浮膏の如しと云ふ譬は有るなりけり、仁徳天皇十一年御紀に、詔二群臣一曰、今朕視二是國一者、郊澤曠遠而、田圃少乏、且河水横逝、以流末不レ駛、聊

逢二霖雨一、海潮逆上而、巷里乘レ船、道路亦埿一レ允恭天皇四年御紀に、或埿納レ釜煮沸、攘レ手探二湯埿一など有る、埿字を字比地と訓み、萬葉三(五十八丁)に、展轉、泥土打雖泣と有る、此には泥土を比豆と訓み、九(十一丁)に、吾妹兒之赤裳泥塗而殖之田乎と、泥字を此には訓り、又十三(二十九丁)に展轉土打哭杼母とある、此には土を比豆と訓み、名義抄にも、泥を比地と訓めるなどを考へ合するに、比地は浸土の義にて、水土相淆はりたるを云ふ稱にて、土の惣名には非ざるなり、和名抄に、泥土和レ水也、和名比知利古、一云古比千と見え、名義抄には、猶此外に比地と云ふ訓有り、俗又其比知利古、又古比知の古は湧と書きて、古美と訓む意ならむか、應神天皇十一年御紀に、湧川を古美陀と訓み、安閑天皇元年御紀に、此田者、天旱難レ漑二水潦一、易二浸費一と有る浸字を、古美と訓める是なり、(記傳三巻に二比地を、書紀には土と作られたれば、土形築墻などの比地にて、土の惣名なり一と云れたれども、然らず、其は和名抄、遠江國郷名に、城飼郡土形、比知加多、又墻壁類に、築墻、和名都以加岐、一云豆以比知と有る比地を證として云はれたるならめども、然る土形、又築墻を作るは、土を水に浸し淺て造る物なれば、泥の比知に屬く事なり、名義抄に泥字に都知久禮と云ふ訓有るも、右の類なり、然るを丹後風土記に、于時其家豐富、土形富故、云二土形里一、此自二中間一至二于今時一、便云二比沼里一と云ふは、心得ぬ事なり、右の土形富を、風土記の文法の國形と爲る時は、國形富めるに依りて、土形里と云ふ云成しながら、合ざる事多し、故思ふに、土形とは泥潟と云ふ事にて、唯泥水の沼なりけるを、稍くに富める里と成れる故に、土形里と云ふ名は起れりとなりけり、便至二于今時一、便云二比沼里一と云へるは、其泥なりし潟は、卽ち沼なり、其沼の水乾きて里となれる由にて、干沼と云ふ義なり、攝津風土記に、丹後國

比遲乃麻奈草と云へる是にて、今も比治山と云ふなど、其據なり、比地の事下に註るを、此は土形の所以に就て少か辨ふるなり、然れば、此を以て國土の土を比地とは云はず、水土相浸せるを以て云るなり、萬葉三卷(三十五丁)に、雨不レ零、殿雲流夜之、潤濕跡、」十一卷(十五丁)に、白細布乃袂漬左右二など〻、濕をも漬をも比豆と訓み、古今集春上に、袖漬て結びし水の氷れるを、春立つ今日の風や解くらむ、又、聲はして泪は見えぬ時鳥我衣手の漬を借らなむ」又、夢路にも露や置らむ終夜通へる袖の漬て乾かぬ」と有るなどの比豆と、泥を比豆と云ふと、其本一なるを思ふべし」偖其比地を右の如く浸土の義と云時は、比は浸るの言ひにて、水を云ふに成れゝば、地と云ふ一言其に當れらば漢字の方に就きて、土とも地とも云ふ音と同じく成りて、已に音訓の差別無きが如くなるに就て、此類の言を求むるに、田を多と云ひ畑を波多と云ひ、又其方此方と云ふ多の言有り、次に泥を比知と云ふ浸土の義なり、地を都知と云ふ聯土の義なり、大津神國津神と申す津は助辭に非らずして、處の謂なり、和名抄郡名、紀伊國在田(阿利太)を、萬葉七(十九丁)に足代と有り、又地をも土をも登許呂と云ふは、土凝にて其一區の土地を云ふ稱なり、如此く多知都氐登の言共に土又地の字音にも義理にも相異る事なきは、偶然るに非らず上世の古言、彼にも傳はり存れる者とこそ所思えたれ、然れば右の如く、土地に多知都氐登の言を以て稱ふ者は、連なり續く義に出でたる者にて、正書に、重濁者淹滯而爲レ地と有るが如く、大には大地の至きをも都知と云ひ、小には撮土をも都知と云へる、共に淹滯の言に出でたる者なれば、記傳に、地を續土の義なりと云はれたるも、強事には非ざるなり、(土字は、說文に地之吐二出物一也、二象二地之下、地之中物出レ形也、凡地之屬皆从レ土と有る、吐二出物一と云ひ、物出レ形と云ふも、連續の義なり、

地字は師の赤縣太古傳に引かれたる說文に、地元氣初分、輕清陽爲レ天、重濁陰爲レ地、萬物所二陳列一也、从レ土也聲と云ひ、也字は、同書に、也女陰也、象形と有りて其地字の段玉裁註に、坤道成レ女、玄牝之門、爲二天地之根一、故其字从レ也、土生レ物故从レ土、或云从レ土乙力、其可レ笑有二如レ此者一と見え、也字の註に、此篆女陰假借、爲二語詞一、本無二可レ疑者一、而淺人妄疑レ之、許愼在二當時一、必有レ所レ受レ之、不レ容下以二小兒多怪之心一測上レ之とある、此大地の女陰の象形なる事は、彼葦牙の如くして萌え騰りし跡の凹みて、環海と成れるを以て知らるゝ事なるが、此地に萬物所二陳列一と云へるにも、都知に連續の義有ると等しく、此の言と彼の音と合ひて、大凡同義なる者なり）又右の埿土の事に就きて、記傳に「後世の歌に宇伎と詠める物是なり」と云はれたり、然るは泥はしも俗に杼呂と云ふ物にて、水に泥土の混淆り浮べるを云ふなれば、其形狀を語るとて宇伎とは云ふなり、源氏玉葛卷に、「宇伎にしも根を留めけむ」と云へるは、泥の浮渚に成りたるを云へり、又沼などをも宇伎と云へる、皆同じくして、埿土に浮ふ義有り、沙土に沈む狀有る事、語の自然の勢なり、彼第五一書の埿中と云ふ物を、浮膏とも浮雲とも云ひ、又は猶三游魚之浮二水中一也など、多く浮と云へるに合せて、古事記朝倉宮段なる天語歌に、美豆多麻宇岐爾、宇岐志阿夫良、淤知那豆佐比、美那許々袁々呂々爾と所見たるに、上に浮膏を云ひて下に落漬さふ事を云ひ、其より凝々と云へるなるが、宇伎志阿夫良は、埿土に當れる言なるが、淤知那豆佐比は、其浮膏にて動きたる物の、落ち泥みて留滯りて、凝々と云ひて、即ち沙土の事なれば、記傳の一說に「宇は浮なり、須は沈なり」と云はれたる事に少緣ならざる、深味有る事をなむ知るべかりける、（然らば、埿土、此云二于毘尼一は、浮土かと云ふに然らず、古國稚地稚と云ふ義に合はざれば、其は

初生にて然るべし、於布とは、草木にのみ限る事に非ざるは、上に云へる如く、埴生を波邇布と云ひ、人の長なる事を生先と云へる是なり）次に沙土、此云須毘尼と有るは、水上に浮き漂へる稚土の、漸次に締り凝り固まれるにて統土の義なる事、右に註へるが如し、然るに其遲土はしも一處に凝り固り難きを、已に沙土と成れるは、窄まり聚まる事なるに就きて、窄土の義有りて、又粒の言と通ひ、又遲土に浮の義有るを以て、沙土に沈の義有るを思ひ合すべし、上にも引ける古事記に、於是天神諸命以、詔伊邪那岐命伊邪那美命二柱神、修理固成是多陀用幣流之國、賜天沼矛而言依也、又下章第四一書に、伊弉諾伊弉冊二神、相謂曰、有物若浮膏、其中蓋有國乎云々など有るは、即ち右の遲土に當りて、即ち水と土と未だ相分れずして混成し時を云なり、次に其正書に、廼以天之瓊矛、指下而探之、是獲滄溟、其矛鋒滴瀝之潮、凝成一島、名之曰殷馭盧島、第一一書にも、於是二神立於天上浮橋、投戈求地、因畫滄海而、引擧之、即戈鋒垂落之潮、結而爲島、名曰殷馭盧島と有りて、其外の傳々も然り、此に至りて水と土と漸くに分れたり、所以に其浮漂よへりし物の、締りて凝り結べる義を以て、沙土とは云ふにて、言意は統土なる可き事、右に註へるが如し、釋紀訓に、正書の洲壤浮標の語を擧げて、私記曰、又問、今文作洲字、是則洲渚之字也、言、天地初分、多水少土、然則若須都知止讀、如何、答國土之在水上也、猶洲渚矣とある、此洲壤を須都知と訓むは非なれども、洲と沙と言の同じきに就きて、和名抄を見るに、洲水中可居者曰洲、四方皆有水也、和名須と有るを思ふに、須毘尼の須は、本砂礫より起りて、其大なるに至りては、洲渚の稱とも成れるなりけり、然れば、此に殷馭盧島の出來れるは、謂ゆる水中可居者曰洲と云へる、其物の始て成り出でたるなれば、沙

土煑尊とは實に申し奉るべき御事になむ有ける、（沙字、說文に水散レ石也と有りて、砂と相通はし用ふる字なり、記傳三卷に、「沙とは潮と土と漸く分れたるを云ふ、沙字を書かれたるは、水旁之地と注せる意を取られたるなるべし、詩大雅に、鳧鷖在レ沙など云へる是なり、洲も其意の名にて、本同言なり、但し此等は水を離れて乾ける土を云へるを、此の沙土は、猶潮中に在りながらに分れたるを云ふなる可し、和名抄に、砂水中細礫也、和名須奈古とある、是水中ながらに分れたるをも砂と云へり、沙と同じ、又須奈古の須は、即ち須比智の須と同じ」と云はれたる、然る言なり）偖、其埿土煑尊、沙土煑尊の下に、亦曰二埿土根尊、沙土根尊一とあり、煑を根とも有るは音通の謂には非らず各、其義異なる者なり、先其煑の義を說くべし、其は右に引ける八洲起元章に、其矛鋒滴瀝之潮、凝成二一島一と見え、第一一書に、卽戈鋒垂落之潮、結而爲レ島と有るは更なり、古事記にも、故二柱神、立二天浮橋一而、指二下其沼矛一以畫者、鹽許々袁々呂々邇畫鳴而、引上時、自二其矛末一垂落之鹽、累積成レ島、是淤能碁呂島と所見たるを、記傳四　十一丁）に、「此の狀を物に譬へて云はゞ、膏なとを煑固むるに、始の程は水の如くなるを、匕以て攪き巡らせば、漸々に凝り以て行くが如し」と云はれたるは、實に奇しく妙なる說なるに力を得て考ふるに、允恭天皇四年御紀に、謂ゆる盟神探湯の一說に、或埿納レ釜煑沸、攘レ手探二湯埿一と云ふ語有り、如此く實に二神の此時の御所作はしも、彼漂蕩へりし物を煑沸し給へるにてぞ有りける、先物を煑るは火なり、其火はしも金と石との相軋るに資て出來る物なる事誰も知れるが如し、故其天沼戈の金を以て、其埿土沙土を攪き探らせ給へらむには、如何にも膏などを煑るが如く煑沸きて、水氣は漸に去り、鹵鹹此に因りて出來る事なれば右の正書に、是獲二滄溟一、其矛鋒滴瀝之潮とある始めの滄

溟は唯水なり、滴瀝之潮は然煑沸かすに依りて、其水の潮と成れるを見る所なり、若て其潮の凝りて島と成れるは、愈其煑沸す事の極れるにて、此神名に、二柱共に煑の言を以て稱奉れる所以是なり、（予此事を此に書す迄の間は、其滄溟を探り給ひしが故に、御矛鋒より潮の滴瀝れると思ひし事は、甚淺はかなる心にてこそ有けれ、然界を立てて傳へられたる、古傳の妙處此に見え、初て二神の御所作を今眼前に見奉り知る心ちす、然は有れども甚負氣なくてなむ）又此二神をしも、根と稱奉れる所以は、根と云ふ言は、木にも草にも何にも云ひて、和名抄に、根株訓、上禰、下久比世、草木本也とある根にて、物の基本を云ふなり、彼古事記に國稚如浮脂而、久羅下那洲多陀用幣琉之時、又は第二一書なる古國稚地稚之時、譬猶浮膏而漂蕩と有りて、此物より判れて天となる可き物に、可美葦牙彦舅尊、天常立尊殘りて、國となるべき物に、國常立尊豐斟渟尊は已に成出でさせ御在し坐して、此二神は其より後に成り出でさせ御在し坐しけれども、其顯身こそは有けれ、御靈は已に國稚と云ひける物と共に成り出でさせ給へるが故に、御名にも然負せさせ御在し坐して、實に此國土と成るべき此一物の、根本の神に御在し坐して、其物を有たせ給へるを以て、根と稱へ奉れるなり、故此より始りて、此國土を所知看し有たせ御在し坐す天皇を、大倭根子天皇と御世々々に通りて稱奉れるも、根は右の義に因れる者なり、根は又名と云ふに同じ、傳二（一二六頁）を見るべし、偖此二神をしも伊弉諾尊伊弉冉尊の始の御名と見奉り定めて、後に四神出生章に於是共生日神、號大日孁貴、此子光華明彩、照徹於六合之內、故二神喜曰、吾息雖多、未有若此靈異之兒、不宜久留此國、自當早送于天、而授以天上之事と有る疑、此に於て解くる事を得たり、然るは高天原は二神の御爲には、御祖神の御在し坐す域也、

又其天神の詔命を戴き持たして、此に天降らせ給ふ神なれば、此國土の事こそは、萬に政ごたせ給ふべき御事なりけれ、然るに日神は何不レ生二天下之主者一歟と宣ひて、生奉らせ給へる御子也、如何に光華明彩しく御在し坐せばとて、高天原を授け奉らせ給ふと云ふ事やは有べき、さる靈異なる御子に御在し生せらむには、皇祖天神の御許に奉らせ給ひて、其御事依しを仰奉らせ給ふべきに、然る御事も御在し坐さず、其高天原をしも、己尊の御國の如く御心の任に授け奉らせ給ひ、然のみならず、瑞珠盟約章に、伊弉諾尊功既至矣、德亦大矣、於是登レ天報命、仍留二宅於日之少宮一矣と有るは、其本宮に還り上らせ給へるなれば殊更なる御事ながら、其も御心の任に任せ給へる狀也、其は如何なりける事ぞと云ふに、實に然有りぬべき理なりけり、其は右の國稚如二浮脂一と云、又國稚地稚之時と有るに合せて、第五ノ一書に、其天と成るべき物の事を、其中生二一物一、如二葦牙之初生(ウヒヂノ)二溟中一也と有りて、此は時には有れども、葦牙は已に溟中(なか)より萌え騰りたりとの傳なり、然れば其天と成れる物の根は此の溟なり、其溟土は此神と俱に成りて、此神は其溟土と俱に生れ坐せる神なるに就いて考ふるに、然天と成る物の本、此溟土に在るには、可美葦牙彥舅尊、天常立尊の立させ給へりと雖も、其隱身の神に坐せるが上に此二神は其葦牙と云ふ物の御軆に坐すが故に、其物に因りて成れる高天原は、此二神より日神に授け奉らせ給ひて、天上の君主を立てさせ給へる御事に於いては、理とも理とも、實に正に惟神(カムナガラ)にして、然しもなくては叶ふまじかりける御政になむ有りける、又日之少宮は、謂ゆる天極なりと雖も、其自留宅らせ給ふ其理に於ては易るまじくなむ、但し神の成り坐る次第は、紀記の如くにて少かも異無しと雖も天地の成り始むる事に就ては、右の如き所以有る事なり、此事件を今曉り得て見る時は、其事其理實に奇しく妙に相叶ひ

て、少かも隈々しからずなむ成れりける、（此も亦、其湿土煑尊、沙土煑尊以下の八神はしも、全く伊弉諾尊、伊弉冉尊の前の御名に御在し坐す御事を知る大なる證なる者なり、世人は、唯日神は御光の麗はしく御在し坐すが故に、高天原を御父母二神より授け奉らせ給ふ御事と淺く心得る事なれども、其授け奉らせ給へる二神に於て、然る所由の御在し坐さずて、事依し奉らせ給ふべき事かは、此を以ても日神の御身滌の御時に成り坐せると云傳說は、愈誤なる事知らるゝ者なり）右にて御名義は說き竟へたり、古事記には、此神名を宇比地邇（上）神、次妹須比智邇（去）神と作きて、同じ御名の邇字に聲の上下を注されたり、釋秘訓に、私記曰、問、此二神御名煑同字也、何故有二異聲之讀一哉、答是據二古事記一、上煑字讀二上聲一、下煑字讀二去聲一、其由雖レ未レ詳、如レ見二神名一、皆以二上古口傳一、所二注置一也、若是被二時稱レ號、如レ此不レ同也と見え、又湿土根尊沙土根尊條に、私記曰問上煑字據二古事記一、有二發聲之讀一、今此根字已無二古事記一、而又異レ讀如何、答師說所レ見不レ詳、猶可レ准二煑字一歟とも有り、記傳三（四十一丁）に、此文を引きて、「斯れば當昔には、日本紀を讀むにも此記の旨を守りて、此計りの讀聲をも漫には爲ざりし事知るべし、近世に唯理說をのみ主と爲る學者も、斯る事をも少しは思へかし」と云はれたるは、實に然る言にて、此は御紀を拜み讀み奉る輩の、萬に慮りて心得べき事になむ有りける、其は又此御紀の訓も然る事にて、養老の私記より以降、世々の識者等の、各其受る所有りて訓み定められたる者なりければ、今世の古學者の、字にも文にも拘はらず、己が心の任に思々に讀むなる事は甚有るまじき事なりけり、其中には如何にぞや障思ゆるも無きには非ざれども、徵にも文にも傳はらずして、此舊訓に遺れる古言の愛たく貴き物亦少からざれば、今此御紀を讀み奉むには、必ず先其舊訓を主として、假字の遣

は正すべく、辭（テニヲハ）の漫りなるは改むべく、然して祝詞宣命の訓例に隨ひ訓めらむこそ、中々なる物損なひなくして、甚快かめる事なりけれ、是予が此傳を書き註し仕へ奉るとて、此御紀を讀み奉る法なり、（故凡て近世の人共の心々に、已が向々訓みたるは取らず、慶長の勅板を本として、此彼校へ合せ、又釋紀秘訓に取りて其訓を定むる事なり、但し餘りなる誤訓と所思ゆるは、僅に證を得て此を改め、凡て一字と雖も漫に私意を加ふる所なきは、全く、記傳に在の鈴屋大人の云ひ論されたる教に依れり）又此二神を、此下なる一書に、男女耦生之神、先有ニ埿土煑尊、沙土煑尊一（下略）と有るは、古事記に、次成神名、宇比地邇神、次妹須比智邇神と有るに等しく、妹妋二柱づゝ相並び出でさせ御在し坐しけるを申す事、下に委しく註せるを以て知べし、然るは此より後、五代十神の末に出で給へる伊弉諾伊弉冊尊に至りて、始めて妹妋二柱嫁（ト）繼（ツギ）給ひて國の八十國、島の八十島を生み給ひければ、此時に至りて、始めて御妹妋の御中間（オンナカノヒ）に御在し坐すが如くなれども、其男女耦生（タグヒナリ）坐せると云ふは、本より御妹妋相並はし御在し坐ける事申すも更なり、記傳三（十丁）に、一宇比地邇神より阿夜訶志古泥神までは、男女並び坐るを以て、女神をば妹と申せり、嫁（トツギ）の事は未だ始らざる時なれば、妻の謂ひには非ず一と云はれたれども、然相嫁かせ御在し坐す可き神にして、未だ嫁がせ給はざるにこそ有けれ、御妹妋とは何どかは申さゞらむ、然れば埿土煑尊、沙土煑尊より以下次々を、伊弉諾尊、伊弉冊尊の幼き程の御名と心得奉りて、違ふ事有るまじかりける者なりけらし、（又記傳の其所に、一次妹とは、此より五世の神等は、各男女雙び坐せれども、稍後れて生れ坐る故に、次とは云ふなり、妹は伊毛と訓むべし、和名抄に、伊毛宇止と有るは妹人の義にて、後の事なり、妹とは、古、夫婦に在れ兄弟に在れ他人どちに生れ、男と

女と並ぶ時に、其女を指して云ふ稱なり、故に記中の例、兄弟を擧ぐるに兄と妹となれば、妹をば妹某と云ひ、姉と妹となれば、弟某と云ひて妹とは云はず、阿遲鉏高日子根神、次妹高比賣命と云ひ、姉石長比賣、其弟木花之佐久夜毘賣と云へるが如し、心を着くべし、然れば女と女との間にては、伊毛と云ふ事は上古には無かりしなり、仁賢天皇六年御紀に、古者不レ言二兄弟長幼一、女以レ男稱レ兄、男以レ女稱レ妹と有る如く、男よりは姉をも妹と云しなり、然るを稍後には女どちの間にても云ふ事と成れりき、萬葉四卷、吹黃刀自歌に、情由毛思哉妹之、又紀女郞裹レ物贈レ友歌に、爲レ妹袖左倍所沾而刈流玉藻者、又十九卷の左書に、右爲レ贈二留女之女郞一所レ誂二家婦一作也、女郞者卽大伴家持之妹と有りて、歌に、妹爾似、草等見之欲里と有る是なり、偖、妹字をしも書くは、此の稱に正しく當れる字のなき故に、姑く兄弟の間の伊毛に就て當てたる者なり、努力此字に泥みて、古言の本義を勿誤りそ一と云はれたり、今思ふに、說文に、妹女弟也と云ひて、此は女どちに云ふ妹なり、然るに易に雷澤歸妹と云ひ有るは、震は長男と、兌の少女と、相歸ぐ義なるなり、然れば彼にも妻の事に、古くは妹と云ひしなりける者なり）〇次有レ神、大戸之道尊、大戸之邊尊は、勅本金澤本及諸本共に、此の文を大戸之道尊（一云大戸之邊）大苫邊尊（亦曰二大戸摩彥尊、大戸摩姬尊一、亦曰二大富道尊、大富邊尊一）とあり、然は有れども、古事記に、次意富斗能地神、次妹大斗乃辨神（此二神名、亦以レ音）と有るを以て之を訂正し辨ふるに、一云大戸之邊の六字を、大戸之道尊の下に收めたるは、四神出生章第六一書に、級長戸邊命、亦曰二級長津彥命一と有ると同日の謬にして、此にては、男女の名料混れて其義を成さゞる者なり、故鈴屋大人の髮華山蔭に、一云大戸之邊の六字、大戸之道尊の下に在るは誤なり、一本に大苫邊尊の下に在るぞ宜しき、

古事記と照して知るべし」と云はれたるは然る言にて、舊事紀は紀記を取り合せて編み成せる物なるに、其の一本の如く右の六字を大苫邊尊の下に收れたり、又畏庭隨筆に云へるは「日本紀卷本に、大戸之道尊（一云大苫道尊）大戸邊尊（一云大苫邊尊）とあり、板本に本行を小註とし、小註を本行として錯誤せり」と云へるは然る言なるが上に、實に善本なるを以て、此の本文を然改めつるが、己が私に非ず、古事記に相照らし、且此にも大戸之道の對に大苫邊とは云ふべからず、又大苫邊の對には必ず大苫道と申す御名御在し坐ずては得有べからざる理なるを以て、已く誤るとはなく、書き違へたりし事灼然ければなりけり、（此にて大戸之道尊、大戸邊尊と相並び、大苫道尊、大苫邊尊と相對ひて、少かも混らはしき事なく、甚能く通え、又此に大苫道尊と申し奉る御名を授り得たるなむ、實に天神の恩賜にして、天下の幸福にして、萬世の慶事と云ふべき者なる）大は覆と不同言にして、大戸の戸は、謂ゆる八尋殿の御事なるが其殿の屋を覆ふ事を、祝詞に天御蔭日御蔭と云ひ、推古天皇二十年御紀に、宮殿の立ち列なりたる事を、詞何理摩須、阿摩能揶蘇訶礙と云へる蔭是なり、大に覆ふ義ある事は、此一書共に、虛中、又空中とも作ける曾羅の事を、天孫降臨章第二一書に、時居二於虛天一、神武天皇三十一年御紀に、乘二天磐船一而、翔二行大虛一也、崇神天皇十年御紀に、仍踐二大虛一、登二于御諸山一、欽明天皇二年御紀に、上達二雲際一、下及二泉中一と有る意富叙良の言は、虛空は大地を覆ひ周れる謂なる者なり、古事記朝倉宮段なる天語歌に、毛々陀流、都紀賀延波、本都延波、阿米袁淤幣理、那加都延波、阿豆麻袁淤幣理、志豆延波、比那袁淤幣理、とある淤幣理は、覆有にて、上より覆ふを云ふなり、萬葉二（三十左丁）に、天雲乎日之目毛不令見、常闇爾覆賜而とある覆は更なり、凡て物を負ふと云ふも、上に覆ふ義なり、物を追ふ

と云ふも、我より覆はむとするにて、皆同言の類にて、此の大の言の出自是なり、内侍所御神樂次第なる警蹕に、於々於々と云ふも、人の鳴高きを抑へて、警蹕むるに云ふ言なるにて、於に覆ひ壓す義ある是れなり、又萬葉二(四十一丁)に天數凡津子之とある天數は發語なるが、冠辭考に、「此は物を詳かに爲ずして、大凡に容算するを空計と云ふを以て大津の大を大凡の意に取り成して冠ふらせたるなり」とある、其も然る言にはあれども、大は覆の義なるに就て思ふに、天象は日月星辰共に算て計へ爲つべきを、大虚は唯覆へるのみにして、捉ふべき處なくして、大と云より外なしと云ふ事となむ所思かりける、(此虚を唯大と云ふ事の有るに就て、今思ひ出でたるは漢籍にも彷彿たる事あり、書洪範に建二皇極一と有るを、前漢五行志に、皇は大也と注して、易の大極に同じきを、禮記月令正義に老子云、道生レ一、一則與二易之大極禮之大一一、其義不レ殊、皆爲二氣形之始一也と有りて、大極大一と一物たり、其大一は上(一七六頁)に註へるが如く、天字の一畫を下して大一と成れゝば、虚空をも合せ兼ねて總天の稱なるなり、故淮南子精神訓に、登二大皇一馮二大一一、玩二天地於掌握之中一と有りて、註に大皇天也、大一天之形神也と云へるは、其の天を大皇と云るなり、老子に、天大、地大、人亦大と云へる大も、大皇の大と等しくして、天之形神なる大一の大より出でたる義にて、其大は我が天際を凡べて大虚と云て、大より外に物無きに似たり)故大戸之の之は辭にて、登能と續くには非ずと雖も、大戸は覆所の言にして、大殿の義なり、倩此は八洲起元章第一一書に、二神降二居彼島一、化二作八尋之殿一、又化二竪天柱一(中略)然後同宮共住而生レ兒と見えたる、八尋之殿是なり、但し此の戸之を續けて殿の言には充つべからず、戸と云ひて殿の義なる事、云ふも更なり、又古事記にも、於二其島一天降坐而、見二立天之御柱一、見二立八尋殿一(中略)

行二廻逢是天之御柱一而、爲二美斗能麻具波比一（中略）雖レ然久美度邇興而生レ子（下略）と有りて、上に八尋殿とある其を承けて、下に久美度と云へるは、殿卽ち其久美度なる由なり、其久美度は、記傳に謂ゆる隱所の義にして、弘仁私記序に、古語謂二居住一爲レ止と云へる止、卽ち此の戸に當いて、右の八尋殿其なり、故其久美度を、此には寶劍出現章に於二奇御戸一起而と作きて、戸を所の義に用ひられたるなむ、此の大戸と相等しかりける、此にて此の大戸は、謂ゆる大殿の事なるを思ひ定むべき事ないかし、故此を以て、予は此御名を說き奉りて、漂土より沙土と固まりて磤馭盧嶋は成出たる、其地に天之御柱を化竪給ひ、八尋殿を化作させ御在し坐し初めさせ給へる當時の御名とは云ふなり、（但し右の古事記に、美斗能麻具波比と有る美斗を、記傳三卷に、一美斗は御所なり、夫婦隱り寢る所を分けて所と云ひけむ、下に大穴牟遲神の八上比賣に婚給ふ事を、美刀阿多波志都と有る美刀と同じ一と云はれたれども、美斗能麻具波比は、正書に共爲二夫婦一と有るを始めとして、又遘合と有るをも第一一書に爲二夫婦一と有るをも、第六一書に合爲二夫婦一と有るをも、然訓みて所の義更になし、右の共爲、又合爲を合せて思ふに、美斗は與身なり、能は辭なり、麻具波比は味咋合にて、第五一書に謂ゆる遂將二合交一と有る如く、御合ひ坐せるを云ふなり、又美刀阿多波須も、其身與にて、雄略天皇元年御紀に、與字を阿多波須と訓める是にて、互に身と身と當り合す美なれば、美斗の斗は、所の義に非ざるなり、思ひ混ふべからずなむ）道と邊とは男女の謂なり、次には彥と姬とを對はせたるを以て知るべし、然れば大戸之道尊、大戸之邊尊と申し奉りて、大殿之彥神、大殿之姬神と申す事にて、世の始に、唯男女の二神成り出でさせ御在し坐し初ける謂に、依れる御名になむ有りける、偖、知とは物の高く伸び出づる稱なり、辨とは物の乙

退ける稱にして、知と辨とは、男根女陰の謂なりけり、男に知と云へるは記傳にも引かれたる宇麻志阿斯訶備比古遲神の比古尼を、此第三一書に、彥舅、此云比古尼と有り、天孫降臨章第五一書に、老翁、此云烏賦と見え、古事記明宮段、國栖人の歌に、麻呂賀知と歌ひ、萬葉十四(十七丁)に、等能乃奈加知師とある遲と知とは、言の續きに依りて清濁の異こそ有りけれ、同言なるにて、此等は記傳に云はれたるが如く、男を尊みて云ふ稱なる事、右の彥舅、又老翁などの字に依りて知らるゝ事には有れども、此の道を、次には彥と稱申せるを以て見るに、尊稱のみにては非ざるなり、然るは傳二(一一七頁)上(一七四頁)に說けるが如く、比古尼は引出の義なるにて、知は出の略なり、又都に通ひて、角の義を成せる事、傳一(三四頁)二(一二一頁)及び下に註るが如し、此に合せて萬葉十六(十六丁)に、美麗物何所不飽矣、坂門等之角之布久禮爾、四具比相爾計六とある角之布久禮は、陰莖を云ふなり、委しく別る時は、角は陰莖なり、布久禮は、和名抄に、陰嚢、俗云布久利と有る、其事なれども、此は陰莖の怒張れたるに取りなしたる者なり、此等の速なき事より及ぼして、御名義を說き奉るは甚可畏くは有れども、私記に、凡男女初生之時、先見此處、乃定男女、故謂之元處耳とあるが如く、已に隱身より顯身と生り出でさせ御在し坐せる上にて、男神女神を別つ事は、此雄元と云ひ、雌元と云ふ物を以て定むる事、今も古も相易るまじき事なるべければ、予が心には道を男根の稱と說き奉りて、少かも强ひたりとは得しも思えずてなむ、(然るに父を知々と云ふは、其と同じきかと云に然らず、下に云へるが如く、父は血道にて、謂ゆる根系統脉を以て云ふ稱なり、母は胞にて、此は夫の精液を孕みて、子を生める義なり、然れば、知々の知は尊稱なるにも、又雄元の謂なるにも非ざるなり、然して、右に引ける老翁を烏賦と

云へるは小父なり、麻呂賀知は、予之父にて、此二つは父ならぬ人を、父の如く親しみ崇まへ云ふなれば、記傳に知の言をば、男を尊みて云ふ稱なり」と有る是なり）辨は賣に同じくして、女の謂なり、妹の毛、又少女の賣など是なり、次に云ふが如く、此神に姫と稱へ奉れるも、謂ゆる雌元の謂なるに合せ考ふべし、四神出生章第六一書に、風神の御名を級長津彥命と有るに對へて、級長戸邊命とあるが如く、彥に竝ぶべきは姫なるに易て邊の言を以て稱へ奉れるを以て、其然る所以を知るべくなむ、寳鏡開始章第一一書の石凝姥命を、第三一書には已凝戸邊と有りて、此の邊に等しきが如くなれども、其には別なる意有りて、此に例には引き難き事、下に註へれは別にして、神武天皇御紀の名草戸畔（戸畔此云二妬鼙一）又丹敷戸畔、崇神天皇元年御紀なる、紀伊國荒河戸畔など有る此三は、共に男に戸畔と云ふなれば、處部の義にて、其地に長たる者を云へり、又御紀の其下に、八坂振天某邊、古事記明宮段なる百師木伊呂辨など有るは、正しく女を云へるにて、此大戸之邊尊の邊に同じ事なり、然れば記傳三（四十二丁）に、「辨は男神の地に對へて女を尊む稱なり、老女を云ふも尊むより出たるべし」と云はれたれども、其始は然るべくなむ非らぬ、偖に邊は賣なるにて、其は傳一（一〇頁）陰陽不レ分の下に註へるが如く、陽は破又彫の言に同じくして、勢り伸ぶる意なり、陰は退、又盛の言に同じくして、或は凹み又は容る義を兼ねたり、然れば古事記に、男神の、我身者成々而、成餘處一處在と宣へる對に、女神の、我身者成々而不二成合一處一處在と申させ給へるは、然退り凹みたる處の出來させ御在し坐せる謂にて、謂ゆる雌元是なり、次に男神の故以二此吾身成餘處一、刺二塞汝身不二成合一處上と宣へるは、其凹みたる處に凸りたる物を刺し入れさせ御在し坐せるにて、盛の謂ひ是なり、此を以て女を賣と云は、其雌元なる處の成

り合はずして退るを以て云ふ稱になむ有りける、師の五十音義訣に「公家の裝束の次第に去らじ着するを米良須と云ひて退字を用ひ、樂家に音の輕重上下を云ふに、甲乙の字を當て加理米理と訓めり」と云はれたるが如く、俗にも地の凹めるを米伊流と云へるは、退入の義なるも右に同じ、又甚云ひ惡き事ながら、陰莖の龜頭をしも俗に甲と云へれば、女陰の賁をしも乙に當てゝ違ふ可からずなむ所思ゆる、（又女陰を賁と云ふに聚の義を含みたり、忌部物部などの部は聚の義なる是なり、俗に小兒の莖を知牟富と云へる知は、上に謂ゆる角の義なり、牟富は身穗にて、成り餘れる謂ひなるに合せて、女陰の事を米古と云ひ辨々と云へる、一は乙處なり、一は乙々なり、各其依る處受くる處有るを知べし、然れば說文に地字を从レ土、也聲と有るを也女陰也象形と云へるに、段註に从レ也、土生レ物、故从レ土、或云从レ土乙力、其可レ笑有二如レ此者一と有る全文、上(二一二頁)に引けるが如し、但しその中に、从レ土乙力と云ふも、又一說にして、乙を此の義に合せ見れば、可レ笑者とは云ひ難かるべし、乙字は、說文、乙部に、象二春草木寃曲而出一、陰氣猶彊其出也、乙々也と有るを、段註に乙々難レ出之貌、物之出レ土難屯、如二車之輾一レ地澁滯一と有る、乙々を難レ出之貌と云へるは、卽ち退の義に合へるをも此に思ひ合すべし）偖、大苫道尊、大苫邊尊と申し奉り、又大戸摩彥尊、大戸摩姬尊とも申し奉り、又大富道尊、大富邊尊とも申し奉る苫も戸摩も富も同言にして、御殿の稱なるにて、彼謂ゆる八尋殿の御事なる事申すも更なり、登は處なる事右に註へるが如く、摩と牟とは聚の義にして、殿舍は處を寄せ合せて一に爲せるが如き意にて、稱美ふる言に出でたり、偖、此次章第一一書に化二竪天柱一、化二作八尋之殿一とある天柱は、卽ち八尋殿の心柱なる事、下に委しく云へるが如し、然るを神宮の書共に、其事を天御柱、又心御柱、又

齋柱、又天御量柱と、其亦名其を擧げて、其を寶基本記に、富物實と云へる富は、御殿の事にして、物實とは、家造りは其心柱を物實と爲る謂なり、又下に引て註へる如く、太玉神所率神と有りて、其天石窟段に令手置帆負、彥狹知二神、以天御量（大小斤雜器等）伐大峽小峽之材而、造瑞殿（古語美豆能美阿良可）兼作御笠及矛盾と有るを以て考ふるに、太玉命に大戶摩命と申す義をも兼ねたるべし、其は神武天皇段に、建都橿原、經營帝宅、仍令天富命（太玉命之孫）率手置帆負、彥狹知二神之孫、以齋斧齋鉏、始採山材、構立正殿と有るなどは、本より其正殿を造り仕へ奉れるに因りて、天富命と申すなり、此を以て富とは殿舍を云ふ事を察らむ可し、又顯宗天皇御紀の室壽御詞に、取葺草葉者、此家長御富之餘也と有るは、富貴の餘り有る事に寄せて、其身屋より屋根を外に葺き餘す事を、詠言爲させ給へるなり、古今集にも「此殿は諾も富みけり、三枝の三端四端に殿造らせり」とあるも、宮殿の三端四端に立ち列並びたるを稱へて、諾も富みけりとは云へるにて、凡て富と云ふ事はしも、物などの豐饒なるよりは、舍宅の瑞々しく榮ゆるを云ふに起れる言にて、祝詞に多く、下津石根爾宮柱太敷立氏、高天原爾千木高知氏、皇御孫命乃瑞能御舍仕奉氏安國止平久知食牟と有りて、御殿の事の豐饒なる由を始に先云ひて、次には其所知食す天下の事を云ふにて、先の富は御舍を以て富とし、次には物の豐饒なる事を富と云ふ狀に異ならずなむ有りける、（然るに記傳に、「大苫邊尊、大戶摩彥尊、大戶摩姬尊などは、皆此記の別段なる大戶惑子神、大戶惑女神と御名の傳の亂ひつるなり」と云はれたるに就きて、師の古史徵にも其說を受けて、「記の大戶惑子神、大戶惑女神を紛らしたるなり、其は大戶之道、大戶之邊と申す御名と互に相似たればならむ」と云はれて、其自著の古史にも、唯大富道尊、大富邊

尊と申す御名のみを書されて、其餘を削られたるは、甚々可惜しき事なりけり、纂疏にも、富與ニ戸摩一五音相通と註させ給へるを思ふべし、若て其古事記なるは、上を大戸と續け、下を麻杼比と續くるにて、戸摩の言とは別なり、思ひ混ふべきに非ず、又神名式に、阿波國名方郡意富門麻比賣神社有り、其も同名には有れども、其は大石門別神を、天戸間見命と申すを以て考ふるに、其后神などなるにて、其義異なり、然れば右の如三神ながらに、其唱は同じきながら、義相等しからざれば、如何でかは混亂と云ふべき）故其大苫道尊、大苫邊尊と申し奉る道と邊とは、謂ゆる雄元、雌元に依りて稱へ奉れる事、上件の如し、又此を大戸摩彦尊、大戸摩姫尊と申し奉る彦も姫も、亦右に同じ、若て其彦姫の古と賣とは、伊弉諾尊、伊弉冉尊の岐と美とに同じき由は、下に引ける如く、其大神に、天伊佐奈彦神とも、天伊佐奈姫神とも申し奉る御名御在し坐すを以て知られたり、倩、其彦の意は傳二（一一七頁）彦舅此云ニ比古尼一の下に註へるが如く、比古尼とは、彼葦芽の如しと云ひける物の延出づるに出たる言なるにて、比古は引伸るの義なり、次に云ふ比賣の義に相照し見て曉るべき者なり、倩、此成餘りて葦芽の如く萌え騰れりし迹の凹みて、成り合はざりし處なむ、謂ゆる女島の傍にて、速吸名門是なる由、傳一（六六頁）傳二（九六頁）に已に註へるが如く、是即ち天地に雄元雌元の形象を具ふる謂なり、又八洲起元章に、迺以ニ天之瓊矛一、指下而探之、是獲ニ滄溟一、其矛鋒滴瀝之潮、凝成ニ一島一、名レ之曰ニ破馭盧島一とある矛は、雄元の象なり、大地の雌元を探りて島を得させ給へるは、男女相嫁繼て子有る謂是なり、又此矛と彦と言相通へり、富許は鉾木なり、比古は穗葉なり、其意同じからずと雖も、記傳五（四十四丁）にも云はれたるが如く、木は莖なり、草は莖多なり、其趣一ならざる事能はざる者になむ、此を以て

彦姫は雄元雌元の稱にして、纂疏に彦姫別於男女也と說かせ給へる言の信なるを知るべくなむ有りける、（今俗に男根を閉能古と云ふも其より轉れる言なるべし、和名抄に、玉莖男陰名也、楊氏漢語抄云、屌破前、一名麻良と有るを、名義抄にも、屌に破前、一云麻良と云ふ訓あり、字鏡集に續けて、屌を麻良波是と訓めり、其破前は、古語拾遺に、男莖形を袁破前賀多と訓みて、莖を云へれば、破前は柱なる事云ふも更なり、麻良は日本靈異記に、閇字を然訓み、新猿樂記に閇大而如横虹梁、雁高而似戴蘭笠、長八寸大四伏ともあり、右の閇又閛字は、名義抄を見るに、閛字の俗字に、閉閇闢の三字あり、然して閛字に久煩とも都毘とも云ふ訓有りて、此は女陰の稱なる事、下に神樂歌の陰名を引きて委しく註せるが如し、然るを玉莖に右等の字共を當てたるは、閛に比良久、又、富賀良加奈那理、又、破理比良久と有る、此末の方を取れるなるべし、右の雁高而似戴蘭笠と有るは戲言なれども、思ひ合すべきなり、但し同抄に、閛字の下に、閇と閛との二字有りて、此は閛の俗字なり、此に別に麻良と訓めれば、此方當れるにや、上なる閛の俗なるは、門の中に牛字なり、閛の俗は門の中に午にて、小かなる違なれば其閛の俗なる方叶へり、和名抄に、日本靈異記云云々、蟻著其閛と有りて、下に今案是閛字也、俗云或以此字為男陰、以開字為女陰、其說未詳と云へれども、其閛字を右に麻良と訓める上は、閛を久煩に當つる事、實に叶ふべし、又太秦牛祭文に、大閪とも閪風とも有る閪字を麻良と訓みたれども、同抄を見るに、閘、鳥甲反、開閇門と有りて其義なく、閪を大見反と有れども此は志伎美、又登自伎美、又戸能志伎美と見えて、更に由無きが上に、閪に作る字非ざれば、若くは閪を俗に閹に作る是なるべし、此に布其理と云ふ訓有るを證と爲べし、偖、其麻良は餘にて、彼成餘處の謂なる事云ふも

更なり、此彼思ひ合せて、此の比古の男莖に因れる稱なるを知るべくなむ）偖、其彦は男根の稱なるに合せて、雌を女陰の稱なりと云ふは、傳二（九六頁）に註へるが如く、彼葦牙の如くして萌騰りて大地の凹める處は、古事記に、生ニ女島一、亦名謂ニ天一根一と有る其地にて、謂ゆる速吸名門なる事、已に師說に出て、予又委しく考へ定めたる事にて、女島を生み給へるは、此より後の事なれども、天一根と云ふ稱は、已に其謂れに因れる者なり、其地方を豐國と云ふも、其豐國主尊の大地を動もし給ふとして、此處より大氣を地下に吸ひ入れて、其旋動の神事を成し成させ御在し坐す處の謂ひ是なり、此處卽ち大地の陰處なる故に、此所に生み着けさせ給へる島名を女島と云ふ本緣、此に在る事、彼可美葦牙彥舅尊に、彥舅と稱へ奉れるも、此所に出でたる所以なるに思ひ合せて曉るべくなむ有りける、然れば、比賣の賣は乙なる事上に云るが如く、此は含の義なるにて、比古の比と同言にして其義異なり、偖、女陰を此賣と云ふ慥なる證は、古事記白檮原宮段に、故美和之大物主神、見感而、其美人爲ニ大便一之時、化ニ丹塗矢一、自下其爲ニ大便一之溝流下上、突ニ其美人之富登一、爾其美人驚而、立走伊須々岐伎、乃將ニ來其矢一、置ニ於床邊一、忽成ニ麗壯夫一、卽娶ニ其美人一生子名、謂ニ富登多々良伊須々岐比賣命一、亦名謂ニ比賣多々良伊須氣余理比賣一、（是者惡ニ其富登云事一後改レ名者也）と見えたる是なり、此細書に因に富登と云ふ事を惡みて比賣と云ひ易へたる由なるは、富登は含處なり、比賣は含乙なり、共に同じ物ながら、富登と云は正しき稱なれども、其丹塗矢の富登を突きし事を餘りに顯はにして唱ふるに少か憚れども、然りとて其事實を違ふべきに非ざりければ、比賣は常に女の稱として人此を異しまざるを以て、其稱に改めさせ給へりとの義なるべし、又此より物の容隙なる所を比賣と云ふも、此に同じく、又物を深く押し包みて顯は

に爲ざる事を、漢字の祕に當りて、比賣事など云ふも此に出でたるべくや、女陰を情處と云ふは、名避處にて、其名を顯にするを諱む由なり、又隱處と云ふも右の祕事に同じなど相照らして辨まふべき者になむ有りける、（又日本靈異記に、閪字を書きて女陰の事に、久頬とも志那陀理とも訓める、一は凹の義なり、一は密垂にて、密谷と云はむが如し、字鏡集に、㬐をも又閉閇をも、志那久流と有りて、朱字避心歟と云へり、又瞥閉同と有りて、志那久流、又登毘良、又布佐具、又比佐具とあり、又閇を志那久流、又布佐賀流とあり、又䐈閉同じと有りて、志那久流又布佐具と訓めり、此等の志那久流の言有るに、吟を志那祁流、又和邪和良布、又爾與布と見え欽吟同と有りて、志那祁流、又加那志夫、又爾與布と有るを合せ見るに、志那久流は密隱なり、志那祁流は密泣なり、然れば女陰を志那陀理と云ふは、密谷の義にして、其を比賣と云ひて祕密す意なる事、合せ思ふ可き者なり、偖、其閪字の門は、陰門の門なり、其閛中の也は、說文に也女陰也、象形と有れば、會意の字なりけり、此字、色葉字類抄に、都毘と訓み、又名義抄に、閛字に久頬とも、都毘とも訓めるは、都毘は㕘合の義なるべし、又師の五十音義訣に、「桑家漢語抄に、陰門、比奈登とあり、靈生門の義にして、本は速吸名門の名なるが、後に人の陰門にも云へりと聞ゆ」と云はれたり、其前後は知るべからざれども、和名抄に、陰核又玉門の事に竝びて、吉舌、楊氏漢語抄云、吉舌和名比奈佐岐と有るは、含之尖と云義なるべく、又比奈登は含之門にても有るべければ、大地の陰門とある速吸名門にも其稱有るべく、又人の陰處には本よりの事なるなり、其速吸名門の事は、赤縣大古傳の三皇記に委しく云はれ、又大扶桑國考にも、「黃帝書に謂ゆる谷神不レ死、玄牝之門、天地之根、老子の謂ゆる百谷王、列子に謂ゆる大壑無底之谷是なり」と云はれたるをも

思ひ合すべし）○面足尊惶根尊は、古事記には、次於母陀琉神、次妹阿夜（上）訶志古泥神と有りて、阿夜を上聲に唱ふる習なり、偖此に面足惶根と申し奉れるは、神の御面の足はして、甚可美く具はせ御在し坐せると、國の面の足ひて、堅く凝り成れるとを合せ兼ねたる御名に御在し坐して、此は神の御面の足はし坐せるに就て、國土は堅固まり、國の面の足ふが任に、神の御稜威の高く貴く掛まくも甚も可畏く成らせさせ御在し坐す謂にて、第四一書に、天地初判、始有俱生之神と有るが如く、其物と倶に成り坐して、其物に主宰と御在し坐す御事の次第を明らめ奉るべき所になむ有ける、其神の御身の方を先説き言すべきなり、面足尊は、記傳三（四十三丁）に、「書記に面足尊と作かれたる此字の意の御名なり、萬葉二（四十一丁）に、天地日月與共、滿將行神乃御面跡、次來中乃水門從、九（三十四丁）に望月之、滿有面輪二と有りて、面の足ると云ふは不足ぬ處なく具はり整へるを云ふ、又面を云ひて、手足其餘も凡て滿ち足れる事は含まれる御名なり、」二（採要）と云はれたる是にて、面足の義通えたり、偖、然御面の滿足はし坐せる事は、次章第一一書に、陽神問陰神曰、汝身有何成耶、對曰、吾身具成而有稱陰元者一處、陽神曰、吾身亦具成而有稱陽元者一處と有るを古事記にも、於是問其妹伊邪那美命曰、汝身者如何成、答曰吾身者成成不成合處一處在、爾伊邪那岐命、詔我身者成成而成餘處一處在と所見て、此の具成を彼には成々と有りて、此は字にて思はせ、彼は言以て其意を知らしむる所なり、若て其成餘處、又不成合處とある是にて、御體の此も彼も凡て成れるを先宣ひて、後に其陽元陰元の處に及ばせ給へるなり、然れば此具成の言に、面足の義、飽くまで見えたりと云ふべき狀になむ有りけむ、已く私記に、問曰、何故謂之面足、若有意乎、答曰、人形未必具足、而至於此神、人形漸具、顏

面足成、故謂ニ之面足一也、而古書或作ニ面垂一、是依ニ語相近渉一耳、先師說曰、面足者、人面漸滿足之義也、形質已具、可レ謂ニ太極一也と、古人も甘く其義を說かれたるも有りける者をや、(右の具成を、成々と讀む其運びを近く諭さむには、大同類聚方第二章に、比登乃美乃奈連流半自免波、安萬都美佗麻美豆保乃計乃不多通乎加波世、保豆爾奈理、知之保奈利、土々奈利、須知奈利、保念奈利、南訶和多奈俚、與通依太奈利、訶波奈利、波奈々利、久知那利、萬古奈俚、美味阿奈々利、加美介奈利、遊毘奈利、都虽念奈流と有りて、一身の足り備れる次第を云ふ奈流と、此の成々と同じ義なる者にて、此にて其面足の意をも思ふべくなむ)足とは、人の形體を具へて一人なるを云稱なり、下にも註へるが如く、子養、又養字を比多須と訓めるは、古事記玉垣宮段に、又命詔ニ何爲日足奉一、答白、取ニ御母一、定ニ大湯坐、若湯坐一、宜ニ日足奉一、故隨ニ其后白一、以日足奉也と有る、是正字にて、初生の時より養ひ立てゝ人と成すを云ふなり、倭姬命世記に、吾日足(奴止)宜と有るは、御齡の長させ給へる御事を宜り給へるなり、萬葉十三(三十八丁)に、何時可聞、日足座而、十五月之、多田波思家武登、吾思皇子命者、と有るも、長ならせ給ふを日足座と云ひ、多田波思は、令ニ足足一の義なるにて、二(二十七丁)にも望月乃滿波之計武等と見えたるを、其は上に引ける九(三十四丁)に望月之滿有面輪二とある滿有と同じ意なるより及ぼして、其義を曉るべきなり、又二(二十三丁)に天皇聖躬不豫之時、太后奉御歌に、天原振放見者、大王乃御壽者長久天足有と有るも、天智天皇の大御身の恙なく御在し坐む事を、天象に寄せて天足有と壽奉らせ給へるなり、十九(四十四丁)に、天地爾、足之照而、吾大皇、之伎座婆可母、樂伎小里と有るも、天皇の大御身の麗はしく匂はしき御狀を申し奉れるなり、又神名式、神祇官西院坐御巫祭神八座の中に、生產日、

神、足產日神、玉積產日神と三柱竝び坐せる、一は呼吸の神なり、一は彩體の神なり、一は靈性の神なる由、下、興台產靈神の傳に註せるを見て知るべきなり、（又同卷に、人の義を釋きて云へるが如く、人を計ふるに一人二人と云ふは、一足二足の義に等しきは、其而相足りて一人の人なるを以て云ふなり、此等の事を委しく原ねて、而足の義を明らめ奉る可く、後の物ながら源氏藤裏葉の卷に、「雄々しく速かに足らひ給ふ云々と有りて、人の長びゆく事を云へるをも合せておもふべくなむ）惶根尊を、古事記には阿夜（上）訶志古泥神と有りて、此にも、亦曰ニ吾屋惶根尊一、亦曰ニ吾忌橿城尊一、亦曰ニ青橿城根尊一、亦曰ニ吾屋橿城尊一など所見たり其上なるは、吾屋とも吾忌とも青とも通ひて歎息の辭なり、右の吾忌の吾字、諸本共になくして、忌の一字を伊美と訓む事なれども、下に續きて義を成さゞれば鈴屋大人說に、「類聚國史に此字有るに依りて補ふべし」と云れたるに從ひて、此の本文を改めたり、阿夜の例は、古事記沼河比賣歌に、阿夜爾那古斐岐許志と見え、朝倉宮段天語歌に、許斯母阿夜爾加志古志ともあり、萬葉二（二十六丁）に、味凝文爾乏寸、高照日之御子又（三十三丁）掛文忌之伎鴨、言久母綾爾畏伎、又（三十六丁）に、神隨神等座者、其乎霜文爾恐美、三（五十七丁）に、掛卷母綾爾恐之、言卷毛齋忌志伎可物、又（三十八丁）掛卷母文爾恐之、吾王皇子之命、五（十三丁）に、可既麻久波阿夜爾可斯故斯、六（十一丁）に、味凍綾丹乏敷、又（十三丁）每見文丹乏、又（十九丁）決卷毛綾爾恐、言卷毛湯々敷有跡、十三（五丁）に掛纏毛文爾恐、（二十七丁）掛纏毛文恐十四（三丁）に、伎美我美家思志、安夜爾伎保思母、又（十二丁）波之奈流兒良師、安夜爾可奈思母、又（二十丁）安杼世呂登可母、安夜爾可奈之伎、又（二十二丁）安良蘇布伊毛之、安夜爾可奈之毛、又（二十五丁）安也爾安夜爾、左和左和氏許曾、又（三十丁）安

比見之兒良之、安夜爾可奈思母、又(三十一丁)安夜抱可等、比等麻都古呂乎、又、安也波刀文、比登豆麻古呂乎、十七(四十二丁)に、曾已乎之母、安夜爾登母志美、十八(二十一丁)に、許已乎之母、安夜爾多敷刀美、又(二十七丁)可氣麻久母安夜爾加之古思、又(三十四丁)許已乎之母安夜爾久須之彌、十九(三十九丁)に、酒見附榮流今日之、安夜爾貴左、二十(二十五丁)に、可氣麻久母安夜爾可之古志、又(三十一丁)阿夜爾加奈之美、又(四十二丁)多麻久良波奈禮、阿夜爾可奈之毛など有る阿夜にて、靈（アヤ）しく危（アヤ）ぶむ過（アヤ）まつなど、何れも意表（オモヒノホカ）なる事を歎く辭にて記傳三(四十四丁)に、「阿夜は驚きて歎く聲なり、皇極天皇御紀に咄嗟を夜阿とも阿夜とも訓めり、又阿夜と云ひて歎くべき事を阿夜爾云々」とも云へり、又阿那も阿耶と通へり、阿那可畏は阿夜可畏と全く同じ」(採要)と有るが如し、下阿那の所、同阿波禮の下に云へる事共をも考へ合すべし、又此吾屋を吾忌と云ふにも異なる義は勿（ナカ）るめり、猶阿用とも活かし云ふなるにや、萬葉二十(三十一丁)に、以母加去々里波、阿用久奈米加毛と有るは妹が心は阿夜に頑哉（ケナノカセ）と云ふ事と通へり、此に就て出雲風土記に、大原郡阿用鄕、古老傳云、昔或人此處山田佃（ツクリ）而守レ之、爾時目一鬼來而、食二佃人之男一、爾時男之父母竹原中隱而居之、時竹葉動（アヨゲリ）レ之、爾時所レ食男云二動々（アヨイヨト）一、故云二阿欲（アヨト）一(神龜三年改二字阿用一)とある阿用も、右と同じく阿夜の轉なり、偖、此阿用に動字を當てられたるは其言に明るき古人の所爲にて、阿夜の阿は物を指す辭なり、夜は右の動字に當りて、心の動き奇しむに出でたる義をも知るに足れりと云ふべき者なりかし、(又、吾屋、吾忌を青とも云へるは、其にも歎息の義有なるにや、今試に云はゞ上天を仰ぎて、青雲能靄極と云ひ、國土を凡て滄海原潮之八百重と云へるは、本より色の青きに依れるなれども、又其物に依りて色の名となれりと見る時は、其を以て歎辭と

は成せりけむも知るべからざるなり、又記傳に云く、「凡そ阿夜、阿波禮、波夜、阿々など皆本は同じく歎聲にて、少しづゝの異り有るなり、抑歎きとは、中昔よりして唯悲しみ愁ふる事にのみ云へども、然に非ず、那宜伎は長息の約りたる言にて、凡て何事に在れ、心に深く思はるゝ事有れば長き息を吐く、是即ち那宜伎なり、然れば嬉しき事にも何にも歎きは爲る事なり、偖、歎きは阿夜とも阿波禮とも波夜とも聲の出づれば、歎聲とは云へり」と見ゆ、信に然り）其惶根尊の惶は字の如くにて、纂疏に、惶者恐惶之意と註させ給へる是なり、此にては男神を面足尊、女神を惶根尊と有れども、其意は二柱神に亘る事にて、男神の御面足はせるを以て、女神に威儀の備はり坐せりと云ふには非ず、二柱神共に御面の足はし坐せるに就て、其威儀の相共に備はらせ御在し坐しける御事には有れども、御面足はせるは先に在り、故男神に稱へ奉り、御面足はして後に、威儀御在し坐すが故に、女神の御名とは成し奉れる者なンめり、記傳三(四十四丁)に、「訶志古は、古書に畏、可畏、恐、惶、懼などの字を書きて怖るゝ意なり、偖、阿夜爾訶志古志と云ふ時は、猶、綏やかなるを阿夜訶志古と云へば、其可畏きに觸れて、直に歎く言なれば、彌々切なり、偖、此御名は神の御面の滿足はせるを以て、其を望めば可畏み敬はるゝ意以て負せ奉りしとなり」と有るを考へ合すべし、私記に、惶根者、人面已備、心意賢之義也と見えたる、可畏と賢と同義の言には有れども、此は可畏の方主とある所にてなむ有りける、偖、此根は女神にて御在し坐せば、阿爾又は伊呂泥の類ならむと所思えしかども、男神に然る對へ奉れる稱も見えざりければ、此は彼埿土根尊、沙土根尊の根の例なるべからむこと、上(二一五頁)に註へるを見て知るべきなり、(又記傳に云く、「阿夜に上聲を附けたるは、訶志古と引き續けて一に讀むべき爲なり、一續け

に讀めば上聲に成るなり、打ち任せては阿夜と訶志古とを、少か離して讀むべきが如し、然、離して讀む時は元の平聲なるを、然は讀まずして、一に合せて讀む、其は猿樂の謡物の中に、阿夜加志の着くと云ふ事の有る、其阿夜加志の讀聲の如し、然、讀めば阿夜上聲と成るなり一と云はれたり、心得べし）右件は、此二神の御名を、御形體の御事に說き奉れるなり、偖、又面足尊と申し奉る御名の、國の面にも相係る事は、次章第二一書に、陽神先唱曰、妍哉可愛少女歟、陰神後和之曰、妍哉可愛少男歟、然後同宮共住而生レ兒、（中略）由レ此謂二之大八洲國一矣と有るを、古事記には、其生給へる大八洲國の中に、次生二伊豫之二名島一、此島者身一而有二面四一、毎レ面有レ名云々、次生二筑紫島一、此島亦身一而有二面五一、毎レ面有レ名云々と有りて、此に身と云ふは其島歟の形體を成せるを以て云ふなり、面とは其島歟の身有りて其上に着ける國々の事を云へり、若て又成務天皇五年御紀に、隔二山河一而分二國縣一、隨二阡陌一以定二邑里一、因以二東西一爲二日縱一、南北爲二日横一、山陽曰二影面一、山陰曰二背面一と有りて、山陽なるを影面と云ひ、山陰なるを背面と云ふ面是なり、萬葉一（二十三丁）藤原宮御井歌にも、埴安乃堤上爾、在立之見之賜者、日本乃青香具山者、日經乃大御門爾、春山跡之美佐備立有、日緯能大御門爾、彌豆山跡山佐備伊座、耳爲之青菅山者、背友乃大御門爾、宜名倍神佐備立有、名細吉野山者、影友乃大御門從、雲居爾曾遠久有家留と所見たる、背友影友（ソトモカゲトモ）は借字にして、背面影面（ソトモカゲトモ）の事なり、二（三十四丁）に、背友乃國之、眞木立不破山越而とある背友も、亦右に同じ、拾芥抄に、山陽道を加宜止毛乃美知、山陰道を曾止毛乃美知と有ると同じ事にて、國の面を云ふなるが、天日に向ふ域を以て影面と云ひ、其を後に成すを以て背面と云ひて、人家の後を其前なる門に對へて背門（セド）と云ふ背（セ）に同じ、（今も京都表、江戸表と云ふは、京都の方

江戸の方と云ふに同じきを、此表は國に面ふと一事なり、又中古の歌に、門外の事を外面と詠める事有るは、家の前を表と云ふに對へ云へるなり、右の背面とは同じからずと雖も、表を面と云ふ例是なり）足は、神名式、生島巫祭神二座（並大月次新嘗）生島神、足島神と所見たる、此を古語拾遺神武天皇段、生島の細書に、是大八洲之靈、今生島巫所レ奉レ齋と見えたるを、祝詞式に、生國足國登御名者名者白氐、辭竟奉者、皇神能敷坐島能八十島者、谷蟆能狹度極、鹽沫能留限、狹國者廣久、峻國者平久、島能八十島墮事無、皇神等能依左志奉と見えたり、是谷蟆能狹度極とは、山嶽の峻嶮しき地を云ひ、鹽沫能留限とは、海濱なる土砂の凝り寄る地を云ひて、然して其峻嶮しき地を平坦けく狹少き地を廣大けく成して、國の面を足はし御在し坐せる御功を以て、生島、足島神とも生國、足國神とも稱へ奉る事、予が講義に已に註せるが如し、此を以て見る時は、上に引る萬葉二（四十一丁）に、玉藻吉讃岐國者、國柄加雖見不レ飽、神柄加幾許貴寸、天地日月與共、滿將行神乃御面跡、次來中乃水門從と有る歌の意を、亦說き明らむる方なむ有ける、然るは其始に先、國柄加神柄加と云へるは神の御面跡と云ふ事に係りて、國がらか面の足へる、神がらか面の足へると奇しみ云て、自然に然有る神業に依りて然有るかと其然る所以を自問自答なり、天地日月與共滿將行と云ふは、右の詞に、狹國者廣久、峻國者平久と有るが如く、國の成り具ひ行くを云ふなり、神乃御面跡次來は、其國形の調へるは、其魂神の御面の次第に足はし坐せる事に云ひて、天地日月と共に、神と國との御面足ひ行く中間の程と云ひて、其地名の中の水門の事に係けたる者なりけり、（又九卷に、望月之滿有面輪二と有るは、初月より望に至りて、次々に形の滿ち足らひ行くをも云へるをも合せて思ふべし、又天足彦國押人命と申し、又、日本足彦國押人天皇と申し奉る

なども、國形の足らひ行く事を以て稱へ奉れる御名なるをも思ふべくなむ。又惶根尊と申し奉る御名の國に係れる御事は、堅重凝根と申す義にて根國の事を云なりけり、播磨風土記に、國堅大神之子爾保都比賣命と有るは、下に云へる如く、土神埴山姫命の御父母と御在し坐す、此伊弉諾伊弉冉二神を國堅大神と申し奉れるなり、又古事記なる、天神の此二神に事依し給へる大御言に、修理固成是多陀用幣流之國と有り、又、大穴牟遲、少那毘古那二神段に、作堅此國とも、作堅其國と所見たる、此等は國土を堅立させ給へるを然云へるを、此惶根尊のは、猶地下に凝り固まる意なり、同記なる須佐之男命の御父大神に申させ給へる御言に、欲罷妣國根之堅州國と有るを以て、其堅重凝根の義を明らむべし、重凝は萬葉七(二十五丁)に、眼不並買師絹之商自許里鴨、十二(四丁)に、思咲八更々思許里來目八面と有る是なり、又三(二十四丁)に、礒金之凝敷山乎、又(二十八丁)極此凝伊豫能高嶺乃、又七(十丁)に神左振礒根己凝敷、又(三十一丁)石金之凝木敷山爾、十三(三十丁)に、石根之己凝敷道之など有る、許恭志伎の許恭なども、石に相通ふ言なり、又古事記御身滌段に、其根之堅洲國の事を築國と有るは即ち醜國と云ふ事なりながら、醜は下凝の義なれば其も同意に歸る義なる者なり、根は國の事なり、古事記に日向國謂豐久士比泥別と云ひ、大倭の事を亦名謂天御虛空豐秋津根別と見え、女島を亦名謂天一根と見えたり、又、出雲風土記に、所以號島根者、國引坐八束水臣津野命之詔、而負給名、故云島根と有るは、唯島と云ふ事なるを、根の言を添へ給へるにて、中昔の歌に、大和島根と詠めるに同じ、右の如く國に根と云ふは、國土は萬物を載する基なるを以て根と云へるを、此の根は謂ゆる根國底國と云ひて、地心の方に、地上より根を指す國有るを以て云ふなり、此より後の事なれども、鎭火祭

詞なる伊弉冊命の御言に、吾名妹能命波、上津國乎所知食倍志、吾波下津國乎所知牟止申氏、石隱給氏、與美津枚坂爾至坐氏、所思食久、吾名妹命能所知食上津國爾云々と有る、上津國は、地の外表に在りて、男神の面足(オモタラ)はし給ふ域なり、下津國は女神の入り給ひて、治め給ふ根國なり石隱給氏と有るにて、其入らせ御在し坐しゝ道の巖窟なるを以て、其堅重凝根(カタシコリネ)なる義をも辨ふべし、又古事記に、故號二其伊邪那美命一謂二黄泉津大神一と有るも、唯に往きて其國の主と御在し坐すには有るべからず、始より大地の根底の方を堅め凝らし給へりし、右に云へる如き御功の御在し坐すに依れる事となむ所思えたる、然れば此始に埿土煑尊、沙土煑尊と申し奉る御名御在し坐す埿土は柔らかなるに、沙土は剛く、又浮くと沈むの義を含みて、上下を分ち男女を定め、此に亦面足と申して、地上を形容(カタチツク)り給ひ、惶根と申して地下を凝り固めさせ御在し坐せる神事の運びなむ、妙なりとも奇しとも、言に述べ語に發はして申さむも中々なる御事なりける、若て二柱御祖神等、悉くに國を生み給ひ畢へて、更に神を生み給ひ、大事を此に竟へさせ御在し坐して別處を建てさせ給ひ、男神は天上に、女神は地下に各事解(サカ)らせ御在し坐して、國土を相保(タモ)有たせ御在し坐す事よ、其始より斯りける所以有る事なり、其由りて來る所有る者なりけり、(其は昔謂ゆる皇祖天神の、天地を預鎔造し給ふ幽事の御在し坐すに因れる事、上(一九五頁)に云へるを見て考へ合すべし、稍堅重凝根と說くに就て、例は下石凝姥命の下のに云へるが如く、彼神名も石重凝(イシコリ)にて、其質石を居(ヲキ)て、上に其鍛へる鐵を置きて凝らし固めて、彼謂ゆる八咫鏡をば造り奉らせ給へるにて、重凝(シキコリ)の義なむ、此と全く同じ義なりける)○伊弉諾尊、伊弉冊尊、古事記には、伊邪那岐神、次妹伊邪那美神と有り、其成り坐せる所には、如此く神と有りて、次に天神諸の御命を受け賜

はらせ御在し坐して天降り坐せる所には命と有り、是なむ某尊某命と申すは、其天神の御命を戴き持たして、其物其事に仕へ奉らせ給ふ所以に由れる事を明らむべき所なりける、傳一(七五頁)に註へるを見るべし、此大神等の御名、鎭火祭詞には、神伊佐奈伎、伊佐奈美乃命と見え、神名式にも、淡路伊佐奈伎神社など有りて、佐は清音なれども、猶外にも伊射奈岐神社、又は伊射奈美神社と出でたれば、古事記の如く伊邪と濁りて讀み奉るべきなり、出雲風土記には、伊弉奈枳乃麻奈子坐と有る、伊弉を、古本に伊佐と作り、又伊弉奈彌命とも出でたり、此を清音に唱へ奉る時は、伊佐は不知の義に成りて、其義違ふべしと雖も、言の元より推す時は、伊佐は氣進の義にて、勇又は功などゝ同じくして、人を誘引ふと云ふも、此方の氣の進むからの事なりければ、其元は同言なりつらむかし、偖此なるも、伊弉は假字なり、諾は呉音の那久を、轉じて那岐に用ひられたるにて、諾にも冊にも意有るには非ざるなり、又、其冊字は畏庵隨筆に、卷本に柟に作れる由云へり、其は呉音那牟なるを、轉じて那美に用ひられたるが、一に混れて冊とは成れるにかとも思ゆれども、猶甚思束無き心ちの爲れば、其一本を以て必ず然なりとは如何は定め得らる可き、此冊字は那美には遠き字なり、(庸彦云く、文明本學問所一本共に冉に作る、冉は那含切、音南、那美の假字に用ひられしにて、冊、又册は誤字との說あり)然りとて古來書き來りて、諸本冉に作る上は、此の字に新に那美の音を命させ御在し坐して用はせ給へりと見奉りて、何の難き事かは有らむ、字は唯物を記す目標なる物にこそ有りけれ、敢て其字に泥むべきに非ざれば、予は古來用ひ來れる任にして、言義にだに障る事無くば、冊字を此に用ひさせ給へる音を、那美と心得て有らむとぞ思ふ、(同書に、「板本柟を冊に作る、蓋柟を略し、冄に作るを誤りて冊に作れるなり」

と云へり、今此を取りて云はゞ、枏と冊と字形も似たりければ、偏も一つに成りて然誤れるなりとも云ふべけれども、此は云ふまじきことなり、記傳三卷に、冊は佐久音なれば甚遠し、又再と作れども、佐伊音なれば、此も甚遠し、又冊を集韻に音訕と有れども、此も遠し、然れば右の字共に皆寫誤なり、或說に冉字の誤ならむと云へり、音は然る事ながら、冉字は用ひらるべくも思はれず、又聃字音冉とあれば、此ならむとも所思ゆれども、猶史記の管蔡世家に周姬發の母兄弟十人の中に、冉季載と云ふ有るを、正義に冉、作丹音奴甘反、或作郍、音同と有れば、此冉字なるべし、史記は古より遍ねく見る書にて、殊に人名なるも由有れば取り用ひられたるなるべし、奴甘反なれば果音那牟なるを、牟を美に轉じ用ひたる事、諸の例に同じ、是又例多き事なり」と云はれたるは然る說ながら、容易く古來書き來る事を改むべきに非ざれは、予は何方までも本の任に在らむとぞ思ふ）伊弉諾尊、伊弉冊尊の伊弉を、口訣に誘語とあり、那は那比の略なる事、記傳の說の如し、然るは八洲起元章に、陰神先唱曰、憙哉遇可美少男焉云々、是行也、陽神先唱曰、憙哉遇可美少女焉と有る唱字を、金澤本に伊邪那比氐と云ふ訓有り、然れば第一一書に、陽神先唱曰、妍哉可愛少女歟、陰神後和之曰、妍哉可愛小男歟、然而同宮共住而生兒と見えたる此を唱和の御詞と、世に申すも伊邪那比の御詞と申す者なり、古事記にも、此事前後に在りて、故爾反降、更往廻其天之御柱如先、於是伊邪那岐命先言阿那邇夜志愛袁登賣袁、後妹伊邪那美命言阿那邇夜志愛袁登古袁、如此言竟而御合生子と見えたる、此は二柱御祖神の御妹妋の御契の御在し坐し、初めて國を生み給ひ神を生み給ふ大禮の御時なる事、下に委しく註へるが如し、又此の第十一書にも、陰神先唱曰、妍哉可愛少男乎、便握陽神之手、遂爲夫婦と有るは、殊に其相率はせ給へ

る意なむと所見たりける、若此く相共に誘なひ御在し坐して、妹妋二柱嫁繼給ひて、國の八十國、島の八十島を生み給ひ、又、八百萬神等を生み給ひて、大事已に畢へさせ給ひ、功既に至り德も亦大に御在し坐して、皇祖天神より事依し奉らせ給へる大御命の幸を事成し給へりければ、主張たる御名と定らせ御在し坐すべき自然なる勢にし有りけれは、上に註へるが如く、其始、泥土煮尊、沙土煮尊と申し奉れりしより、次々に負はせ給へりし御名共は隱れて、唯此伊奘諾尊、伊奘冊尊と申し奉る方にて、御事跡も何も傳はれるになむ有るべかりける、（又記傳の一說に「此は遣合せむと爲給ふ時に交みに伊邪那と誘なひ給へる御言を以て、即ち御名に負せ奉りしにて、那は汝にも有るべし」と云はれたるに、予も此初稿の時は甚く感けて、即りて其本說に、伊邪那比男君、伊邪那比女君と云はれたるを、然のみ心にも留めざりしこそ、今思へば悔の八千度甚劣なき事なりけれ、然るにても新居繁豐が得させたる金澤本なむ、實に皇神等の我心を開き給ふとして授け給へる御靈物なりける、今此過を書して鈴屋大人に謝奉る者なり）伊奘の例は、瑞珠盟約章第一一書、日神と素戔嗚尊と、相共に御誓の御事御在し坐しける井を、去來之眞名井と有る去來は、其正書に請與レ姉共誓と申させ給ひて、素戔嗚尊の御自誓ひ給ふとして、日神にも御誓の御事御在し坐すべき由を促がし奉らせ給へるに因る名なりける事、下に云へるが如し、又神武天皇御紀に、先遣ニ使者一徵ニ兄磯城一云々、更遣ニ頭八咫烏一召之時、烏到ニ其營一而鳴之曰、天神子召レ汝怡奘過怡奘過（過音、倭）云々、次到ニ弟磯城宅一而鳴之曰、天神子召レ汝怡奘過伊奘過と有るは、萬葉十三（卅四丁）に、少子等率和出將見と有ると同じ事にて、去來其々と誘ふ義なり、神功皇后元年御紀に、則欲レ勸ニ己衆一因以高唱之と有りて、歌に、宇摩比等破、宇摩臂苦奴知野、伊徒姑播茂、伊徒姑

奴池、伊弉阿波那和禮波一又、忍熊王逃無所入、則喚五十狹茅宿禰一と有りて、歌に、伊裝阿藝、伊佐智須區禰云々と見え、又應神天皇十三年御紀に、時擣大鷦鷯尊一云々と有りて、大御歌に、伊裝阿藝と謠はせ給ひけるなど、何れも人を誘なふ義なるなり、其御紀に、時大神與太子一名相易、故號大神一曰去來紗別神一、と有るを思ふに、御名易のことを勸めさせ賜へる故に、去來幸別神と申すことにて、古事記に謂ゆる獻易名之幣一と有ることに因れる御名なるべし、又其二年御紀に、去來眞稚皇子と申すあり、又履仲天皇御紀に、去來穗別天皇と大御名を書し奉りて、去來、此云伊弉一と有る、二の去來も、誘引ふ義に出でたりけむ事申すも更なり、又開化天皇御紀に、率川、此云伊社箇波一と有るは、地名なれば誘なふ意は無かンめれども、率字を伊邪と訓むから、其訓を借れる者なりけり、萬葉三(二十三丁)に、玉藻將苅率行見、又(四十丁)率兒等安倍而榜出牟、四(二十八丁)に、率此間行毛不去毛、又(四十丁)戲與吾者率二將宿、八(五十六丁)に、今夜之雪爾率所沾名、十(二十九丁)に、吾舟者率榜出など有り、(又去來の字を用ひたる例は、一卷十六丁に、吾妹子乎、去來見乃山乎、(二十六丁)に、去來子等、早日本邊、三卷(二十六丁)に、去來兒等、倭部早、六卷(二十二丁)に、去來兒等、香椎乃瀉爾、十九卷(三十一丁)に、此雪之消遺時爾、去來歸奈などあり、下に、去來之眞名井の下に引けるをも見合す可し、和訓栞に梵書に、今北地人相召、多云去來一と見えたりと云へり、陶淵明が歸去來辭にも、去來を伊邪と訓み、源氏物語に、「伊邪かし」と有るは去來々々にて、人を誘ふ詞なり、又伊邪多麻閇と云ふ語の有るも、去來來給へと人を誘ふにて、何れなるも、伊邪は事を起すと、人を誘ふとの義を相兼ねたる者なり)又此伊邪より活きて、伊邪那布と云ふは、率並の義なり、續紀第十三詔に、衆人乎伊謝奈比率且仕奉

心波、禍息久善成、危變久令平牟等念久仕奉間爾、第十九詔に、逆黨乎伊射奈比率而(中略)誂云久、此事伊佐西止伊射奈布爾依而、伊佐西牟止事者許而と有る、此伊佐西を、本に倶佐西と爲れるを、鈴屋大人の解に、伊佐西止なる可し、人を誘ふ詞なり、萬葉十四(二十三丁)に、安左乎良乎、遠家爾布須左爾、宇麻受登毛、安須伎西佐米也、伊射西乎騰許爾、と有る結句は、小床に早く入りて寐むと誘なふなり、中昔の詞にも、人を誘なふに伊邪佐西給へと云へる事有る是なり」と云れたる、實に然る言なり、又第三十一詔に、竊仁心乎通天、人乎伊佐奈比須々牟己止奥、第三十二詔に、諸能劣家牟人等乎毛教伊佐奈比進、常與利毛益須益須勤結理奉侍止之天奈毛、第三十三詔に、人仁毛伊佐奈方禮須人乎毛止毛奈方須之天、於乃毛於乃毛、貞仁能久淨伎心乎以天奉仕止詔、第四十五詔に、人乎伊射奈比、悪久穢心乎以天、逆爾在謀乎起臣等方、己我比伎婢企、是爾託彼爾依都々、など所見えたり、又萬葉三(五十八丁)に、物乃負能、八十伴男乎、召集聚率比賜比、九(二十三丁)に、鷲住筑波乃山之、裳羽服津乃其津乃上爾、率而未通女壯士之、往集加賀布嬥歌爾、十七(四十五丁)に、麻須良乎能登母伊射奈比底、十八(二十丁)に、毛呂比登乎伊謝奈比多麻比、善事乎波自米多麻比久と所見たる、何れも同じ事なり、若て其十(五十五丁)に、率爾今毛欲見、秋芽之四搓二將有、妹之光儀乎と有る、率爾を伊邪那美爾と訓めるは率並爾の意なり、堀河百首にも、伊邪那美に今も亦見む云々と詠めるに同じくして、那比を那美と云へるにて、此にて亦那比の意は知らる可きなり、(凡て某那比と云ふ語は此例にて、商那布は商並なり、朋那布は友並なり、皆此に同じく、比と美と通はし云へるなり、新選字鏡に、率又伎をも伊佐奈布と訓みて、勸ニ於人一也と註せり、又唱和の唱字、金澤本に伊邪那比氐と訓めるに、名義抄にも、唱字に

伊邪那波流とも伊邪那布とも云ふ訓見え、引唱をも伊邪那布と訓み、又佐曾布と訓める佐曾布は、進副の義にて、其義相等しく有るなど考へ合すべき者なり）故伊弉諾尊、伊弉冉尊と申し奉る、岐と美とは、上（一二二頁）に謂はゆる大戸之道尊、大戸之邊尊と申し奉る、道と邊と、又、大戸摩彦尊、大戸摩姫尊と稱し奉る彦と姫と同じ事にて、彼成り餘れる物と成り合はざる物との稱を以て、御名の下に添へ奉りて、男神女神を別ち奉れるなり、下なる沫蕩尊の岐も、此に同じ事なり、偖、然岐と美とを以て稱へ奉り別くる事は、古語拾遺に、高皇産靈神をしも、是皇親神留伎命と見え、神皇産靈神をしも是皇親神留彌命と有るも同例なり、且、氣比大神宮舊記に、氣比大神の七社御子と有る中に、天伊佐奈彦神社、天伊佐奈姫神社と所見たるも、即ち此大神に御在し坐すなるべき事をも思ひ合すべくなむ有りける、（其は神名式に、越前國敦賀郡氣比神社七座、並名神大と見えたる其御社は、保食神に御在し坐す事、下に註せるが如し、然るに、此二神の御社をも合せて、七社御子と申すは枝社の謂にて、御親子の御事には御在し坐さゞるなり、仁明天皇承和七年御紀に、九月癸酉朔乙酉、奉授越前國從二位勳一等氣比大神之御子、無位天利劔神、天比女若御子神、天伊佐奈彦神、並從五位下と有る御子、即別社を申すなり、其社記の天伊佐奈姫神は、此の天比女若御子神にぞ當るべき）又、姓氏錄に謂ゆる伊佐布魂命と申し奉れる御名は、神名式に、陸奥國會津郡伊佐須美神社（名神大）と、此には二大神を合せて稱へ奉る御名に御在し坐せる事、下に註へるが如し、偖、伊佐布魂命と申し奉る御名の伊佐は率なり、布は生にて、粟生、豆生、茅生、麻生など云ふ生にて、物の出來る事を云ふなり、魂は例の如く産靈の義なり、又、伊佐須美神と申すも率産靈の略なるにて、此二大神はしも、

國土萬物を生み給ひて、世中に在らゆる神にも人にも御祖に渡らせ給へれば、國土より成り出づる萬物はしも、上は高皇產靈尊、神皇產靈尊、中は此二柱御祖神、下は謂ゆる五元神を始として、各其神有りて此を成し給へれば、此二柱御祖神に產靈の御名御在し坐す事、實に然有りぬべき理になむ有りける、下に云へる、五元神の所屬の御事に就きて考ふべき者なりかし、（但し其伊佐布魂命は、姓氏錄攝津國神別天神に、委文連角凝魂命男、伊佐布魂命之後也と見え、次に竹原同上と有り、次に額田部宿禰同神男、五十狹經魂命之後也と有る事なれども、此は大雷神、手力雄神、天日鷲神の神系を正して云ふ說にて、少縁の事に非ざれば、下に云へるを考へ合すべし、因に云ふ、姓氏錄に、神別を天神、天孫、地祇と三統に立てられたる、其天神と云ふは、多くは此二柱御祖神の御子孫なるに一所も其御名を出されずして、遙に遠き天御中主尊、高皇產靈尊、神皇產靈尊三柱を始め奉り、次には角凝魂命天底立命等に係けたるは、二柱御祖神より系を立つる事を憚り奉る子細有る事と所見たり、次に天孫と申すは、天照太神の御子より始めて神代の庶流を云ふなり、次に地祇と云ふは、素戔鳴尊以下の裔を云ひ、神武天皇以後の庶流を皇別と云ひて、其近きを尊と爲る事にて、皇別を先とし、天孫を中とし、天神を後に爲る法なり、若て其系を二柱御祖神、又天照太神などよりは引かずして、何れも其始に立つ神を以て祖と爲る事なるを、其伊佐布魂命と申すも、常に稱奉れるとは異なるから、別神と心得て、此御名を擧げたる者になむ有りける）故此二柱御祖神はしも、彼古國稚地稚之時と云ふ時より、天神の御命と、本より已に隱身にて御在し坐しけるを、其𣆉土煑尊、沙土煑尊と申し奉りける時より、今茲に至りて、伊弉諾尊、伊弉冊尊と申し奉りて、顯身の神と成り定まらせ御在し坐せるながらに、其地上の事には係列はせ

御在し坐さずして、國常立尊、豐斟渟尊二神はしも、常在に御體を顯はし給はざるを以て、凡ての御功用世に顯はれさせ給はずと雖も、實には顯幽の差有りて各相預らせ給ふ御事申すも更なり、上に已に委しく云へるが如く、國常立尊はしも、大地の公運を所知食す大神に渡らせ給ひて、開闢の初より已に一年二年の來經有り、豐國主尊はしも大地の私運を主どらせ御在し坐して、一日一夜の往き代はる事、亦其時より出來初めたりけむ事申すも更なり、又其國底立尊と申し奉る方の御功用に依りて、久方の空行く月は大地に屬き、五星は大地と共に天日に從ひて巡り初たりければ、形の如く天先成りて地後に定まりし者なりけり、師の天朝無窮曆第二章に、「大地の日に從ひて漂在ひ旋るに定まれる道有り、其は一年に日を一周しつゝ、一度は昇り一度は降る、是は大地の大運なるが、其昇り降りする間に、又三百六十餘の小運有りて、日に向ふ域は晝を成し日に背ける域は夜を成す、此は伊邪那岐伊邪那美二柱大神、其天皇祖三神の御言依しに因りて、彼天之御柱國之御柱と衝き立て固め給ひし靈威に因れる事なり」と云はれたる、實に然る言にて、此天地の公運私運はしも、別に右に云へる如き神の御在し坐して、然物爲させ給ふ事にては有れども、各々獨神成り坐して隱身に御在し坐しけるから、此二柱御祖神の御事迹とのみ思ゆるが如くなるは、彼顯幽の差有るが故なりかし、（但し月の巡り初めたりし事を、其第八章に、「大國主大神の時に、月夜見國始めて大地より斷れ離れて空に見はれ、大地の旋るに從ひつゝ運る事始まり、是よりして、大地より此を望めば、日と月と互に晝と夜とを持ち別けて、旋る如く見ゆる事とは成にたり」と云はれき、予が心には、日も月も天地の初より出來初めて有りけるを、日神月神は後に其國に入らせさせ給ふ事と見るが故に、此月と黃泉との義は、師と大に相乖ける事本よりの事なり、然

れども、師は然る天壤と無レ窮き年月の來經を測量て、神代の日至も、今推して知るべく委しく物爲られしかば、其暦策の如きは、予飽くまで信じて、其說に從ふ事なり、然れば月の初めて旋り出でたる甲子歲甲戌を上に上せて、二柱御祖神の御代の中に置かば、師說にも違はざるべくや、暦の事はしも、甚々止む事なく太じき事なれば、予が說の若惡くば、此を棄つべく、若當りたらむと思はゞ、師說に合せて、其月の旋り初たる年紀を推し究め、其より起して合朔の暦を立て、師の無窮暦の無窮ならむ事を、天下に事謀る人あらば、吾が靈合へる人とこそ好ばしかる可かゝめれ）然公運私運の有る此大地の上にて、埿土煮尊、沙土煮尊はしも、彼謂ゆる一物と共に成り出でさせ御在し坐しける大神に坐すを、其始の間の浮膏より、漸く埿の如く成り初めたりける此時こそと、天神諸の御命を戴き持たして、其賜はせたる天瓊戈を以て、其渠土を煮凝らして沙土と成し給ふ、此に於て磤馭盧島なむ成り出でたりければ、其天瓊戈を衝き立てゝ天柱と化竪給ひ、國中の天柱と爲て、國鎭と太敷立てさせ給ひてぞ有りける、此に於て國土初めて見はるゝ運なり、此に繼ぎて角杙尊、活杙尊と稱へ奉りて、其成り出でむ國土の上に於て、草木此に芽むべく、活物此に生き出づべく、大に土中に神氣を孕み初めてなむ有りけらし、次に大戸之道尊、大戸之邊尊と申し奉りて、八尋殿を化作させ給ひて、初めて住ませさせ御在し坐すに至りては、其隱身に御在し坐しけるも、稍顯身の人の狀に見はれさせ給へるに依りて、此に彥姬の稱あり、若して、面足尊、惶根尊と稱奉れるが如く、御面の足はし御在し坐すから、威儀此に於て具はらせ給へるなり、又國土の面は、地上に足り整ひ、國柱は地下に凝り固まりて、神も國も相共に全く具はれりしかば、已に共爲夫婦爲させ給ふべき御時に至りて、相共に率なひ給ひて、國を生み神を生給ひて、今見る

如く、此國土萬物を成し給へるが故に、然申して、此二柱御祖神の無上き、御功を以て、負ひ給へる御名になむ有りける、故此より後には、伊弉諾尊、伊弉冉尊と申し奉るより外に、御名の御在し坐さゞるは、此に因れるものなり、又此に依りて、其泥土煑尊、沙土煑尊と申し奉れるより以來、次々に稱へ奉れる御名は隱れて、別神の如く傳はれるから、五代十神とは別れたるにこそ有りけれ、實は唯此の伊弉諾尊、伊弉冉尊、二神のみぞ御在しける條、此の五代十神の御名の御事を、記傳に「次第に配り當て負せ奉りし者なり」と云はれたりけるこそ、味氣無き事なりけれ、凡そ物有りて名なき事なく、名有りて物非ざる事無き事、古より然り、誰かは然る推し當の事をば成すべき、又說に「國土も神も、其神の生み坐しゝ時の形狀の、各々其御名の如くなりしには非ず、必しも其時の形狀には拘はらず、唯大凡を以て、次第に御名に配當たるのみなり、然れば此御名々々を以て、各々其時の形狀とは、當てゝは見るべからず、此を能く辨へずは疑ひ有り」と云れたるは、大人の言とも思えざる粗說と云ふ者なり、彼景行天皇の、大倭國者以行事負名國也と宣へる大御言を引きて、傳二（一三二頁）に云へるが如く、事實の義は傳ふる方に取りて、尤に少かの相違もなき事能はざるを、其行事を以て御名に負はせる事はしも、誰が目にも、其と著明き御所爲以て、御身自らも然御名乘り爲させ給ひ、他よりも其趣を以て稱へ奉る事なるが故に、赤きは何れよりも赤く、黑きは誰が見るも黑しと云ふより外なき、此卽ち正實の名と云ふ物にし有りければ、此御名を以て其御事をば明らめ奉るべきを、其をしも其時の形狀と當てゝ見るべからずば、何を據としてかは伺ひ知り奉らむ、然れば此は初めて此皇大御學を起されたりける時の事なりければ、未委しくも得られざりけるからに、各々其御名其の義はしも、二柱御祖神の事迹に合せて、

其以前の事には中々に合はざりければ、其の疑有るが爲に、然云はれたるにて、其然疑はしく見えたりけるこそ、却りて上件の御名共はしも、此大神の幼くより、次々に負ひ坐せる故なりけりとは、見ゆる事なりけれ、偖、古事記序に、然乾坤初分、參神作二造化之首一、陰陽斯開、二靈爲二群品之祖一と有りて、上の三神と此二柱とのみを擧げて、餘事を云はざるは故有る事なり、其は彼天御中主尊、高皇産靈尊、神皇産靈尊の三神より、直に此伊弉諾、伊弉冊二神に承くる所以ある事にて、彼可美葦牙彦舅尊、天常立尊は天神に坐して、天を造り立て給ふ神には坐せども、正身は隱身に御在し坐し、國常立尊、豐斟渟尊は、國と俱に生ひ坐せる神には坐せども、公運私運の事を所知看て、其御功用國土の全體に亘る事にて、本より隱身の御所爲に渡らせ給へれば、何方までも國土の始は、唯此二柱御祖神のみぞ御在し坐しける、故古事記に、於是天神諸命以、詔二伊邪那岐命、伊邪那美命二柱神、修二理固成是多陀用幣流之國一、賜二天沼矛一而言依賜也と見え、此八洲起元章第一一書にも、天神謂二伊弉諾尊、伊弉冊尊一云々と有りて、彼參神より、直に御事依しの御事こそは御在し坐しけれ、故西蕃の古說にも師の赤縣大古傳に徵されたるが如く、右の參神は、上皇大一、元始天王、大元聖母と申して、儒家に謂ゆる大一氏、盤古氏是なり、二靈は天皇氏、地皇氏是なり、人皇氏は其子に當りて、素戔鳴尊是なる由、三五本國考に說き註されたるが如し、（其引れたる三五曆記に、盤古氏夫妻陰陽之始、陶鎔造化之主、天地萬物之祖也、盤古氏之後、乃有二三皇一、此天地人之始也と有りて、彼には可美葦牙彦舅尊、天常立尊に當り、國常立尊、豐斟渟尊に當る神無くして、盤古氏より直に三皇に亘るは、此にても參神と二靈と相續くに同じ、然るにても我古傳には、右等の隱身なる神の御在し坐して、幽に天地を相造らせ給へる古說の如此傳はれ

るこそ、實に貴く尊なき御事には有けれ、又師の訂正せられたる春秋命暦序に、天地初立云々、有ニ天皇氏一、十二頭號曰ニ天靈一、云々、地皇亦十二頭、號曰ニ地靈一云々、人皇九頭云々、出ニ谷口一、一曰ニ暘谷一、分ニ九河一依ニ山川土地之勢一、裁度爲ニ九州一、謂ニ之九囿一、各居ニ其一一、因レ是而區別と有りて、彼に天靈地靈と云へるが、我が二靈に當る事、驚くに堪へたりと云ふべし、又彼には素戔嗚尊の御事はしも、人皇氏と云ひて然傳はれゝども、天照太神の傳無きは、此を昊天上帝と申して、三皇の外に置きたる者なり、又御鎭座傳記に、一記曰、伊弉諾、伊弉冊尊と有る下に、古語曰、伊舍那天伊舍那天妃と云へるは、兩部習合者の所爲なる事本よりなるが、類聚神祇本源などにも此名を以て二柱御祖神に當てたる所々此彼有れば、五六百年以前よりの說なりと雖も、當らざるには非ざるべし、又師の印度藏志に引れたる十二天儀軌に、伊邪那天、舊云ニ摩醯首羅一、唐云ニ大自在天一、此天歡時、諸天亦歡喜、威光倍增、安穩而住、此天嗔時、魔衆皆現、國土荒亂とも、伊邪那天、與ニ諸魔衆一、俱來入ニ此檀一、同時受レ供とも有り、大毘盧舍那經住心品に、黑天天に、梵言ニ嚕捺羅一と有るを、因明論に、嚕捺羅是摩醯首羅之化身也、亦名ニ伊邪那一、是欲界頂伊舍那也と有りしが面白くて、今抄出でたるなり、又新井君美が西洋雜記に、犬戎より聞きたる印度佛法說に、昔伊曾良と云ふ有り、天よりして高山の頂に降る、伊曾羅卽ち國人に教を施こし、人々を安樂得道せしめて、而後に天に昇り去る云々と書せるは、正しく右の伊舍那天にて、我二柱御祖神の磤馭盧島に天降坐しゝ事と、伊弉諾尊の登レ天報命の事とを傳へたりし訛說なり、又其天地開闢說に、太古の世に、造物主已に天地を造行して、後に人の始祖男女二人を造りて、此を樂界の地に置く、其男を阿陀牟と云ひ、女を延婆と云ふ、一云、造物主天地を造成して、後に魂を摶成して、此

二人の形を造り、萬民の始祖と成す云々と云へるも、此の訛傳なり、猶斯る類の說共、各萬國に傳へたるらむが多かりぬべし、然は有れども我が神典の古傳を天柱國柱と底津石根に太敷立て動く事なきに至りて、我が古傳に合ふ物を正とし眞とし、我が古說に乖ける者を邪とし僞と爲る撰ひ方有りて、我師の如き神眼を具へたる大偉人に非ずは、猶々なる人の出來べき事に非れば、中々なる物損ひを成さむよりは、唯我が神傳の古說を守りて有りなむこそ、過無かるべき事なりけれ、頃者京江戸に神典窮理と云ひて、俗士共を驚かす妄說の起りけるなむ、心痛き事なりける）

一書曰。此二神。靑橿城根尊之子也。

口訣に、二神者、伊弉諾尊、伊弉冊尊也、子也者、云レ次義と有るが如く、其生み坐せるには非ずと雖も、其世次を以て、此には子とは云へるなり、男女遘合して御子を生み坐せるは二柱御祖神に始りて、此より後の事にし有りければ、信に口訣の說謂れたり、偖、此靑橿城根尊と申し奉れるは、右の正書に所見たるが如く惶根尊の御名なり、然るを舊事紀には、六代耦生天神、靑橿城根尊、（亦云二沫蕩尊一、亦云二面足尊一）妹吾屋橿城根尊、（亦云二惶根尊一、亦云二蚊鴈姬尊一）と書せるは、此に亦曰二靑橿城根尊一、亦曰二吾屋橿城尊一と竝び出でたるを、御妹祑に御在し坐す如く心得違へたる僻事なり、右の如くば、男神と女神とに、唯、靑の靑と吾屋の屋と一言のみの差別にして、更に男女の義を見る所なきは、古傳に闇きからの推當なり、又沫蕩尊を亦名と爲るは、次の第八一書に、沫蕩尊、生二伊弉諾尊一と云ふより附會たりし事と見え、又、面足尊を亦名と爲るは、此に、此二神靑橿城根尊之子也と有るを以て、此を面足尊なら

むと思ひ寄りたる所爲にて、其巧み甚拙く見ゆめるぞかし、古に引る正書の事に就て、口訣に、以二而足之名一、二神共體有二而背之義一、以二惶根之名一二神備二陽根陰根一之義也云々、亦曰者以二一名一爲二二神名一也と云ふ事も、舊事紀より延きたる誤なり、此大戸之道尊、大戸之邊尊、伊弉諾尊、伊弉冊尊の如きは一名を以て、二神の御名と爲る事には有れども、道と邊とを以て分ち、岐と美とを以て稱へ別けて、各二神別々の御名と成すなり、阿亮と阿夜とは音の轉れるのみ、何ぞ二神を稱へ奉り別けたる例には引かる可き、(且、蚊鷹姫尊と申すは何に出でたる御名なるにか、如何に思ひても思得られず、若是妄なる神名ならずは、外より混れたるなるべし)

一書曰。國常立尊。生二天鏡尊一、天鏡尊。生二天萬尊一。天萬尊。生二沫蕩尊一。沫蕩尊。生二伊弉諾尊一。沫蕩。此云二阿和那伎一。

此は甚く異なる傳說に在りけり、然異なるからには、又殊なる事もや有らむと、年頃思ひ渡りつれども、未だ考へ得ずてなむ有けるを、猶思慮の智なむ至らざりけらし、別なる意も得ずて有りけるに、如此異なる傳說には、尋常の言を以て當るべからず、甚く殊なる言を以てこそ、其異なる所を說くべかりけれと、今試に說を成すべきなり、然れば此は神世七代と云ふ中に、正書を始めて佗一書共の御世繼の狀とは、等しからざるべくして、此は彼造化の首を成し給ふ三神の御靈に資りて、天中に一物の成り出たる其物より別れ昇りて、天先成り、其天より神靈の天降り御在し坐して、地後に定まりて國土の成り始まれる次第に合せて、神の御名を列ね擧けたる者なれば、如此く傳ふるも亦一の

傳にて、事實に合せ心得れば、更に異なる所なむ非りける、斯れは神の成り坐せる傳は云ふ迄もなく、別天神五御代、次には此神世七御代の如しと雖も、天地の始めて立ち定まる次序を心得む事、何れか此傳には勝れりける、私記に問、一書、國常立尊生二天鏡尊一、天鏡尊生二天萬尊一云々、既全云レ生、其意如何、答、是後代之見二代々相嗣一而、假謂二之生一、未二必事實一也と云へる如く、代々相嗣く謂には、本より非ざる事なるが、其味なむ此中に在る事なりける、（但し此事、古より明らかならざりけると所見て、說き得たりと所思しきは、一として非ず、口訣に、生者、神爲二此理一、所レ謂神者鏡也、天鏡、天萬、沫蕩者、國常立尊之明理、伊弉諾尊之明事、明事卽明レ理、明理卽明レ事也との如き容理を說きて、事實を誤れるを本として、然る類の妄說のみにして、說き得たるはなく、又は唯に此を僻說なるが如く說き成せるなどは、本より妄なり）故其國常立尊生二天鏡尊一と有る、此天鏡尊と申し奉れるは、寶鏡開始章第一一書に所見たる石凝姥命を、神宮の書共に天鏡命と有るは、鏡作神の謂にて、此とは別なる事、下に云へるが如し、此に鏡と有るは、炫火、又炫日の謂にて、彼葦芽の如くして萌え騰れる物に因りて成出させ給へりし、可美葦牙彦舅尊の亦御名になむ御在し坐しける、然るに、古事記に依るに、其神はしも別天神と申して、國常立尊よりは已に一御代以前に成り出でさせ御在し坐しける神に渡らせ給へるを、國常立尊の生み坐せるとしては違へるに似たりと雖も、然に非ず、已に第二一書に、天地初判、一物在二於虛中一、狀貌難レ言、其中自有二化生之神一、號二國常立尊一と有るが如く、天中に一物を生むと云ふに、可美葦牙彦舅尊は、已く係る事にては有れども、然成り出でたる上は、一物の全體、卽ち國常立尊に凡て係る事申すも更なり、然して第二一書に、古國稚地稚之時、譬猶二浮膏一而漂蕩、于時國中生レ物、狀

如二葦牙之抽出一也、因二此有一化生之神一、號二可美葦牙彦舅尊一と見え、古事記にも、次國稚如二浮脂一而、久羅下那洲多陀用幣琉之時、如二葦牙一因二萌騰之物一而成神名、宇麻志阿斯訶備比古遲神と見えたる、是一物の、國より、葦牙の如くして萌騰れる傳說なり、此に於て、國常立尊生二天鏡尊一と云ふ事實は、飽まで備はれりと云ふべし、然して、其萌え騰れる物は、師の云れたるが如く、燃えつゝ萌え、明りつゝ騰れる由なる事、此物即ち天日と成りて、宇宙を照すを以て灼然かり、炫火、又炫日と云ふ言の本なむ此に在るべき事なりける、又其國稚地稚と云へるは、埿土煑尊、沙土煑尊の御名の起る所以なり、故第五一書には、其中生二一物一如二葦牙之初生二埿中一也と有り、已にも云へる如く、此は伊奘諾、伊奘冊二神の幼き御名なるが、國常立尊と共に一物に就て成り出させ御在し坐しけるも灼く、此萌え騰りて成れる天をしも、天照太神の所知食す御事と成れる、將此國土を母として、天日は生れたる事を思はゞ、此二、共に疑はしき節は無らむ者なるぞかし、（國常立尊はしも、正しく此國土と俱に生れ坐せる神なり、然るに其御子に天鏡命と、天を以て稱へ奉る事を怪しがりて、人皆此一書の傳を物とも爲ざる事なれども、斯る事をだに知り得たらむには、皆がら天地の始の狀なむ、目に見る如く明かなるべき事なるを、然ても可惜しき事なりかし、又已にも云へるが如く、天照太神はしも、伊奘諾、伊奘冊二神の御子に御在し坐せば、國土をこそ所知食すべき御事なるに、高天原をしも事依し授奉らせ給へるを、人皆怪しがらざるは、不審しき事なり、其事と此の國常立尊生二天鏡尊一とは、大に疑ひて大に開くべき所なるを、其迄は推究めずて、疑ふべき所を疑はず、疑ふまじき所を疑ふなむ、心を師と爲る尋常の人の習ひなる）故又、其天鏡尊生二天萬尊一と云ふは其天鏡尊はしも、彼葦牙の如く萌え騰れる物を以て、天常

立尊と共に天日の御國を立てさせ御在し坐しけるを、其天日を天の最中に定め給ひ、天の最上に日之少宮を立てさせ給ひ、其を本として、天底を百結びに結び、八十結びに結び給ひて、天壁立極みを具ひ成し給へるにて、國土にて面足尊と稱へ奉る神の御在し坐すと異る事なき御名に渡らせ給ふ事次に說けるが如し、然し其神は誰にか御在し坐さむ、天常立尊に御在し坐す事申すも更なる者なりかし、（故國常立尊の生れ坐せると云ふには非ざれども、可美葦牙彥舅尊の其葦牙の如くなりし物を引き上らせ給へるは、其子の運に當り、又其物に因りて天の處を立させ給へるは、又其子の運なり）若て又天萬尊生ニ沫蕩尊一と云ふ事はしも、古事記に、速秋津日子、速秋津比賣二神、因ニ河海一持別而生神名、沫那藝神、次沫那美神と有ると同名にして異神なり、記傳五（三十九丁）に、一沫は字の如く、那藝は水上の和たる意、那美は水上の騒ぐを云ふなり一と說かれたりければ、此と其と同意か別義かと、此を正し見るに、其とは大に異なる所有る者になむ有りける、沫蕩此云ニ阿和那伎一と云へる阿和は、八洲起元章に、是獲ニ滄溟一と云へる、其物の事にして、師說の如く、此大地の全くを云ふ稱なる事、次に云へるが如し、那伎は成君の義なりければ、此に對へて、女神に字は如何書けるにか、阿和那美と申す御名も御在し坐すらむ事、推して考ふべき者なり、然るを、天萬尊、若し天常立尊ならむには、何故に此沫蕩尊を生み給へるぞと云ふに、此は大に故有る事なりけり、然るは、彼一物より葦牙の如き物の上り去りて、殘り留まれる此國土はしも、猶水月なす浮漂ひてなむ有けるを、漸々に國土と成り定まるに至れるは、全く彼沫の凝り固れるに依れるが、其沫は何より成るぞと云ふに、天日の光に蒸されて水の沸くに依りて出來る者にし有りければ、天先成りて地後に定まるなむ、此事に依るべき事なりける、故生ニ沫蕩尊一と云ひて、其實は遲土煮尊

沙土煮尊以下の御名の如く、伊弉諾尊、伊弉冊尊二神の早き時の御名なるが、此傳にては已に一世として、沫蕩尊、生二伊弉諾尊一とは云へるにこそ有りけめ、（其も亦、何に依りて然言ふぞと云ふに、右にも引けりし舊事紀に、青橿城根尊と書して、細書に亦云二沫蕩尊一、亦云二面足尊一と有る青橿城根尊は、惶根尊に渡らせ給へれば、其と此とを混一に爲るは、誤なる事本より論を待たず、然れども沫蕩尊、面足尊を相並べたるぞ捨て難き心ちする）○天鏡尊は、火之炫毘古神の例に准へて、天之と訓み奉るべし、偖、此鏡は借字なり、彼葦牙の如く萌え騰れりし由に依りて炫火の義なり、此物に依りて卽ち天日の御國は立てりければ、炫日の義にて火と日と相同じ、正書に、天と成れる物のことを、其淸陽者薄靡而爲レ天と有るが如く、浮膏の如くなる物の中より生ひ出たりと雖も、其質は淸く澄み明らかなりし物にて、其下に精妙之合摶易と有りて、云知らず麗美しく微妙なりし物と通ゆれば、然成定まれる上にて、遠く此を瞻望奉れば、實に明麗しき事、眞澄鏡の如くなむ有りければ、彼鏡は炫所見なると同じ義を以て、諾しも天鏡尊とは大御名に負せ給へりける、偖、加賀美の加賀は明々の言の切まれるなるべし、古事記に、火神の亦名謂二火之炫毘古神一、亦名謂二火之迦具土神一（加具二字以レ音）と有る、炫と迦具と共に火の光耀を云ふなり、天孫降臨章に、螢火光神、又神名に、星神香々背男有り、其香々も炫なる事右に同じ、其第一ノ一書に、猿田彦神の事を、口尻明耀眼如二八咫鏡一、而赩然似二赤酸醤一也と見え、人名には、古事記日代宮段に、訶具漏比賣、又柴垣宮段の甲斐郎女を、御紀に香火姫皇女とあり、安閑天皇元年御紀の香々有媛、又作物語ながら竹取の香具耶姫などは、身より光を放てる由を以て號けたるなど、何れも香々又香具は炫の義なる者なり、猶其火之炫毘古神に就きて、記傳五（五十四丁）に、一靈異

記に、炫を加々也計利と訓み、字書にも耀光也とも、火光也とも、明也とも註せり」と云はれ、猶出雲神賀詞に、夜波如火瓮光神在利、又其國の風土記に、楯縫郡加賀郷(中略)御祖神魂命御子支佐加比々賣命、闇岩屋哉詔、金弓以射、時光加々明也、故云加々と見え、又倭姫命世記に、有靈物照耀如日月奈利と云ひ、遊仙窟に、熠燿を加賀夜久と訓み、又怕明にも、羞明にも、麻婆由伎、又、加賀婆由志と云ふ訓有る、何れも、加賀は火に在れ、日に在れ、其光華の韻ひ出づるを云ふ言と通えたり、偖、鏡の美を日と云ふ事は、舊事紀に、天八百日尊と有りて、細書に獨化天神第四世之神也と有る、獨化とは、古事記に謂ゆる獨神成坐と云ふ事なるが、上の三世は、天御中主尊、高皇産靈尊、神皇産靈尊の三神を以て、次には可美葦牙彦舅尊は、實に四世に御在し坐せば、此に當れるを、又天地開闢の次第を以て云ふ時は、國常立尊の、此一物有りて其より萌え騰れる故に國常立尊、生天鏡尊と有るが如くにして別なるが如くなれども、共に合せ見るべき事にて、實には同じき事、其事意を說きて曉るべき者なり、偖、其八百日と云ふは上(一七八頁)に註へるが如く、星の事なり、彼角凝魂命とも申し奉りて、八百綱千綱打ち延へて、天璧立給へりし御功用に合せ思ふべき者なりかし、(如此く云ふ時は、天日も列宿も緯星も、皆彼一物にて、此國常立尊の國土より生り出でたると云ふに成れゝば、此大地の小を以て、右等の大を成さむ事を如何と思ふべきなれども、天地の初に天中に成り出でたる彼一物を除きて何物かは有る、若此の外に物有りとならば、一物とは傳へらるまじき者なるをや、三大考にも此を譬へて、「近くは人身の成れる始にても知るべし、父母の交合の時に滴たる物は微なれども、月を經て兒の形と成るに非ずや、又人も鳥獸蟲魚なども、生れ出でたる時は猶小さけれども漸に大きに成る、其中に

も殊に蛇などは、生れたる程は尋常の小蟲なるが、年久しく經て大蛇と成るに至りては、殊の外に大なる形ならずや、又草木も同じ事にて、生ひ初めたる二葉の時は甚小さけれども、年を經ては雲居を凌ぐ大木と成る者なり」と譬へ云へるが如く、彼景行天皇十八年御紀に、到筑紫後國御木、居高田行宮時、有僵樹、長九百七十丈焉、踏其樹而往來云云、有一老夫曰、是樹者歷木也、嘗未僵之先、當朝日暉則隱杵島山、當夕日暉覆阿蘇山也と云へるは老夫に聞きて知る程の事なりければ、其御世よりは遙に以前の事なるべきに、朽ち殘る所當時九百七十丈と聞ゆれば、其に半倍を加へて、凡そ千四五百丈程の立木なりしなるべし、此を間數に直して二千五百間許、今の里數に積りて一里餘の大木なりと雖も、其實生の時は、僅に長四五分には足らざる殼を割りて出でたるにて、其實に倍る事幾百千萬倍とも知られざる程の事なり、又其大木に生れる實に、實を殖ゑ繼がむには、天下の大なるも植え盡すべき程の事ならずや、今此に譬に取れるは、其實生の實は謂ゆる一物なり、大木は天日なり、枝葉は列星なり、寄生は緯星なり、根株は大地なり、又其枝葉に成れる實落ちて又別に生ひ出づるも有るべし、恒天の星辰凡て是なり、此僅なる實より、杵島、阿蘇の高山を覆ひ隱せるを以て、彼造化三神の御靈に依て、天中に成り出でたりし一物、即根と成りて、天象地儀如此くに成れるものを、何の疑をか容るべからむ）○天萬尊は天之と讀み奉る可し、即ち是天を具ひ成し給へる意の御名なる者なり、萬は數名なるも、百千に寄り合ひて具成れる稱なる事、已に本傳一之卷に云へるが如く、此も其同言なるにて寄、宜又は歡など、又善惡の善も、共に同意なるなり、其は萬葉一（七丁）に、山常庭村山有等、取與呂布天乃香具山云々と見えたる取與呂布は、足具へる義にて、不足事なく形容を備へたるを云ひて、其（二十三

丁）耳爲之青菅山者云々、宜名倍神佐備立有、三（二十一丁）に、宜奈倍吾背乃君之、負來爾之此勢能山乎、妹者不喚、六（三十二丁）に、神佐備而見者貴久、宜名倍見者清之と有る、宜名倍も宜並と云ふ事にて、與呂布と與呂志と同じ、又同卷（四十三丁）に、山並之宜國跡、川次之立合郷跡とも有りて、一には宜と云ひ、一には立合と云へる、立合ふは物の具ふ義なるをも照し見るべし、又御贖儀の荒世和世の御服を、江次第にも、色葉字類抄にも、豆々志余呂比御服と見え、執政所抄宮咩祭文に、綿布津々志與呂比爾と有るは、縫ひ調へず綴る意を以て云ふ稱なるべし、戎衣を具足と書きて與呂比と訓むも、悉く備りたるを云ひ、裝束を與曾比と云ふも右に同じく、此は宜字を與呂志とも與志とも訓み、又因をも依をも與流とも與志とも訓むと同義なるにて、善惡の善も物の成り整ひ備はれるを云ふにて、其言異なるには非ずかし、與呂豆の都は、謂ゆる天津神、國津神などの津にて、津は予が常に說ける如く、處字の義にて天萬尊と申し奉りて、天之萬處尊と申す義と通えたるに、右の天鏡尊の下に引ける、舊事紀の天八百日尊の次なる天八十萬魂尊と有りて、細書に獨化天神第五世之神也と云へるは、天常立尊に合へれば、正しく其同神に御在し坐す御事は知らるめり、偖、其萬と云ひ、八十萬と云へる、天の處は、謂ゆる天壁立つ極に在る恒星ならずは、何をば差して稱へつべき、又此萬に具足の義有り、裝束の義有り、正書に、天先成而地後定と云ふ事の、此天常立尊に係れる事思ひ合すべき者なり、（然れば此天鏡尊生㆓天萬尊㆒と有るにて、彼葦牙の如く萌え騰れる物より、天の成り定まれる時までを兼ねたる御名になむ御在し坐ける、因に云ふ、神名式に、越前國敦賀郡、天八百萬比咩神社と有るは、本より別神なれども、此例を以て推すに、天八百萬魂尊と申すべき御名の狀なり、然れば八百萬神を八十萬神と換へつる

頃などに改めたりけむも知るべからず）〇沫蕩尊、下に沫蕩、此云ニ阿和那伎一と有りて、伎は男神の稱なる事、已に上に註へるが如し、然れば此に對して、女神に沫那美尊と申し奉る御名御在し坐すべき御事、申すも更なり、然るは、此は沫成君と申し奉る意なるを、何を以て天萬尊の此神をば生ませさせ御在し坐しけるぞならば、彼浮膏より埿土と成り、沙土と成り、國土と成れる其始は、水より沫と成りて、然てなむ埿土と成り沙土と成りて國土と成れる物なるが故に、八洲起元章には、彼一物の全體を滄海と云へり、師說に、滄海とは卽ち彼一物の事にて、此國土を總べて云へる古言なり一と云はれたるは然る事なり、然るは其葦牙の如くして萌え騰れりし程は、大地も未だ凝るべき所には至らずして、或は游魚の水上に浮べるが如く、又は海上なる浮雲の根係る所なきが如くして漂在りけむを、天先此に已に成れりければ、其天日に從ひて大地の回帀出で來、又其に就きては晝夜の動みなども出で來て、天日の光輝を等しく受けて、其氣大地に融通れるが故に、埿土沙土を分つ事に至れりければ、沫は其本に在るが故に、然る御名は御在し坐しけむと所思しければ、實に此の所卽ち天常立尊生ニ沫蕩尊一と云ふ御事迹にして、始は此大地より判れて天と成るより、又天より生じて此大地の定まる謂れなむ妙に奇しき事なりける、（然れば此の神名の次第はしも、天地開闢の狀を云ひ敎へさせ給はむとして、各其神の成り坐る御事よりは、其御事迹の次序を並べて、其御功用の趣を傳へさせ給へる者にして、神代の遠きも今此に見るが如く、神功の大なるも眼前なるが如く傳へさせ給へる者にして、實に奇異なりける御事共なり一斯れば、滄海とは沫生之原と云ふ事なるにや有るべからむ、其は八洲起元章に是獲ニ滄溟一、其矛鋒滴瀝之潮、凝成ニ一島一、名レ之曰ニ磤馭盧島一と有るが如く、此島を根とし本と爲させ御在し坐して、

大八洲國を生給ひ、然後に卽ち對馬島壹岐島及處々小島、皆是潮沫凝成者也、亦曰二水沫凝而成一也と有る、及字は、大より小に及ぼす義なれども、外國の始は、予が謂ゆる蛭兒淡州と云へる、卽ち此の處々小島小島是にて、其起はしも甚だ少やかなる物なりければ、大八洲國の大に對へ云へる者なりけり、此意を說きて、記傳五(二一八丁)に、「處々小島と有るは必しも小き島のみには限るべからず、大八島の外なるを、皆凡て如此は云へるなれば、其中には大なるも有るぞかし、然れば皇國に屬ける島々のみならず、諸の外國をも大なる小きを云はず、皆此中と爲べきなり」と云れたるは、實に見拔かれたる說にて、彼潮沫水沫より後に、漸次に凝り成れる外國共はしも、此大八洲國に比ぶれば、幾千萬か廣かるらむも知るべからざるを、皆がら然る沫より成り出でたりと云ふを以て、滄海は沫を生みて國を成す處なるを知るべき者になむ有りける、委しくは下に云へる說共をなむ合せ考ふべき者なり、(今も浮石などの海上に凝るを見るに、始は潮水の日氣に沸きて泡沫の漂在ふなるが、何時となく固まりて石と成り、又川水に浮べる沫も然有り、自然の泡沫すら如レ此し、況して國を立てさせ御在し坐す神の御上に於ては、如何なる事をも成し出させ給ふべき者なり、此に就て思ひ出でたるは、上にも引ける天經或問に、新語曰、大虛之中、元氣摩盪、蒸爲二重膜白霧一、陰滋陽長、吹息不レ息、遂豁然內空、有レ若二浮漚一、日月星辰從レ此麗矣、故造レ天元起二于微氣一、于二空漚中一陽氣噴薄燥、爲二野馬塵埃一、日飛露聚旋轉凝レ中、遂坏然內實有レ若二彈丸一、大地山川從レ玆始矣、故地原起二于微塵一と見えたる、空漚則ち沫の事なるが、此物天氣を得て、凝りて野馬塵埃(ヒナタボコリ)となり、其より大地山川の出來れると云ふ事は、次に引る竹生島緣起にも、凝二水沫一而爲レ磐積二風塵一而爲レ島とある古傳にも思合す可く、實に能くも云ひ得たり、又斯る事を思は

れたりけるにや、五十音義訣にも、「阿和は實には青の義にて、古語に大空の蒼立極をは、青雲能靄極と云ひ、大地の廣き狀を青海原潮之八百重と云へるごとく、青色即ち天地の初より、その麗稚き氣の薫り滿ちたる沫なればなり」と云はれたるも、打ち合ひて思ゆる事なり）又上、而足尊の下に引ける生島神詞に、生國足國登御名者白氏、辭竟奉者、皇神能敷坐島能八十島者、谷蟆能狹度極、鹽沫能留限、狹國者廣久峻國者平久、島能八十島墜事無、皇神等能依左志奉と見えたる、鹽沫能留極は、下なる狹國者廣久と云ふに對へる語にて、右の御紀に、處々小島皆是潮沫凝成者也、亦曰水沫凝而成也と有るに合へる文なるにて、其初は、處々小島と云ひける程の事なるを、漸々に潮沫水沫の凝り成りて、外蕃諸國は、神代を過ぎて後に、今も成り居る事なれば、寔に狹國は廣くと云ふべき狀になむ有りける、本草和名に、鹵鹹（陶景註云、是煎鹽釜下凝滓也）和名、阿和之保と有るも、鹽釜より流れ下りて凝り固まれる滓を阿和と云ふなり、此等を合せて滄海は沫生之原なる事を知るべく、國土の基は、又其潮沫水沫に因れる事をなむ知るべかりける、文安元年宗像緣起に、第一神は、海淡を集めて島を築き、居を遠海の奧に示し給ふは、末世に至る迄異國を降伏し給ふべき由、御誓有りて彼島に留り給ふと有るは、即ち瑞珠盟約章第二一書に謂ゆる、遠瀛の事なるが、是潮沫の凝りて島と成れるなり、又竹生島緣起に、爰淺井姫命與氣吹雄命競勢爭力、更去北邊下坐海中、其下海音云都々布々、故云都布夫島、即件神凝水沫而爲磐、積風塵而成島と有る、是水沫の凝りて島と成れるなり、此等も同じく神代の事ながらに、伊弉諾尊、伊弉冉尊よりは遙に後の事なれども、猶斯る事共多在り、今も海外なる泥海の中に、新地を此彼見出づる由云へるは、本より有りける島を始めて見知れるも有るべ

く、又更に潮沫水沫の凝り寄りて島嶼の形を作せるも有るべく、共に生島足島神と申す御在し坐して、二柱御祖神に繼ぎて、國の八十國島の八十島を巡り作り御在し坐す事、此には寶劔出現章第六一書の傳に云ふべく、已に祝詞講義に委しく說き註せるを合せ讀みて曉るべき者になむ有りける、抑も此大地は、上に註へるが如く、面足尊にて、國の面定り、惶根尊にて、國の根底固まれるを、凡ては、水と土との二つのみなむ有りけるを、其土石は錘重くして內に凝り、鹽水は土石より輕きが故に、土石を包みて外に凝れるが、其土石の水より上に顯はるゝ處は國土たり、少しく顯はるゝ處は島嶼と云ひ、其高きは山なり、低きは海なり、故大地は一面の海なるを以て、古書に滄海と云へり、潮沫水沫より國土の生り出でたる所以、此に在る事なり、然れば此沫蕩尊と申し奉るは、國土の始を所知食す御名にて、此沫より國土は生り出でたる者なるが故に、此に沫蕩尊生伊弉諾尊と云ひて、實に謂れ有る事になむ有りける、然れども其沫蕩尊と申すは別神に御在し坐さず、正しく其同神に渡らせ給ふ事申すも更なり、（故其潮沫の凝りて成れる外國の中にては、赤縣州岐古かり、師の赤縣太古傳三皇紀に、人皇氏九頭、九男相像、其身九章、故曰九皇云々、出谷口分九河、依山川土地之勢、裁度爲九州、謂之九囿、因是而區別各居其一、故曰居方氏、人皇乃居中州、以制八輔、此名州之始也と有るは、洛書靈准聽と、春秋命歷序、又世史類編等に在る、人皇氏の事實を集めて文を成されたる者なるが、其說に、人皇氏は我が須佐之男命に坐せり、御父伊邪那岐命の勅に、青海原潮之八百重を所知看せと事依し給へる是なり、九頭九男は、大九州を裁度せむが爲に、九男子に分身し給へるを云ふ、出谷口には、扶桑域內なる暘谷の地より出で給へる由なり、分山河依山川土地之勢、裁度爲九州と云は、國土の

初は潮に土砂の混淆して、謂ゆる泥海と云ふ趣なりしを、天皇氏の天柱五岳を立て給ひしより、締り堅まり漸々に山川海陸の形成れりしを、人皇氏の裁度して九圍に區別し九州と爲し給へる由なり、偖、其九州は赤縣域內なる禹貢の九州を云へるに非ず、謂ゆる大九州の事にして、此國土の全くを云ふなり、其は河圖括地象に、崑崙之墟下洞含、古赤縣之州是爲レ中、則東南神州曰二晨土一、正南迎州曰二沃土一、西南戎州曰二滔土一、正西弇州曰二拜土一、正中冀州曰二中土一、西北柱州曰二肥土一、正北玄州曰二成土一、東北咸州曰二隱土一、正東揚州曰二申土一と有る是なり、其詳なる事は、本書に就て見るべし、餘りに說き得て妙なるが故に、今抄出たるなり、右の如く人皇氏の九州に裁度し給へども、外蕃諸國の成り定れるは、其よりは遙に後れたる事にて、其一二を云はゞ、赤縣州にて三皇五帝と聞ゆるは、師の三五本國考に詳されたるが如く、我が皇神等の彼に出興せ給へるなれば、皇國に亞ぎては古かりぬべく、又、韓鄉之島は寶劍出現章第四五一書に、素戔鳴尊の御事有りて、古く其に次ぎては印度なるべし、梵天子と云ふが天降して、教法の師たる由云へる、其は少彥名命に御在し坐せる事實に師の云はれたるが如し、若て洋西の總本國とも云へる、是流麻爾阿と云へる國の王の生れたるは、我が垂仁天皇三十年辛酉に當れるを、此王に始めて國は開けたりし故に、其初年を紀元として、今に一千八百餘年と云ひて、西洋諸國に其年紀を用ふと云ふも、凡ての始に亙れはなゝめり、僅に今より一千八百餘年にして、初て蠢化の民の出來れるを以て、其餘の國々は、其より後に開け、今も新紅毛など云ふが出來れるを以ても、次々に潮沫水沫の海原に凝りて國形を成し居る事を知るべく、又此を以ても神代の古傳說の萬世の後に至りて、若此く信驗有るを以て驚くべく且恐るべきを知るべし。

凡八神矣。乾坤之道相參而化。所以成此男女。自國常立尊。迄伊奘諾尊伊奘冊尊。是謂神世七代者矣。

凡八神矣は、右の埿土煑尊、沙土煑尊より、次々伊奘諾尊、伊奘冊尊に至る迄の數にて、口訣に謂ゆる、此を四代八神段と云へる是れなり、古事記には、次雙十神各合二神云一代也と有りて、五代十神なる是正説なりと雖も、上一九九頁)に云へるが如く、御紀には、上の二柱を國常立尊、國狹槌尊、豐斟渟尊と出で、其亦名を別神として、凡三神矣と有るより推れて、此に角樴尊活樴尊の二神を除かれ、終に四代八神とは爲られたりけれども、猶收り難くや有りけむ、第九一書には、大戸之道尊、大戸之邊尊を削去て、其二神を被加たり、斯れば四代八神と云事は、古事記よりは後にして、御紀に始れる事なりけり、(口訣に、角樴、活樴、大戸之道、大苫邊別名道邊之古語乎と云へるは、苦しげなる説なり、道邊は男女根の稱なる事、上に註へるが如し、何ぞ其と一には成すべき)○乾坤之道相參而化、所以成此男女と云は、上に凡三神矣、乾道獨化、所以成此純男と有るに對へ書されたる者にして、上なるは古事記に、國之常立神、次豐雲野神、此二柱神亦、獨神成坐而隱身也と云ふ古傳なるに、此は三神として易の文を引き付けて如此く物爲られたりけむ事、傳一(八四頁)に註へるが如く、古事記に某神次妹某神と並べ書され其獨神に對へて、此を雙神と註され、此にも第九一書に、男女耦生之神云々と有る、是は古傳の任なるに、然文を成されたる者にして、古義には合はざる者なり、古事記は、古語の任に上二柱獨神各云一代、次雙十神各合二神云一代也と有り

て、甚々目易くなむ有りける、(又上なる三神の御事に乾道と云ふ事も、本より誤なり、其は易の乾の彖傳に、乾道變化各正二性名一、保二合大和一乃利レ貞、萬國咸寧と云ふ文より取られたるなるべけれども、然には非ず、産靈の御靈に資りて生り坐る御事を知られざるなむ遺憾き)乾坤之道は、右に謂ゆる易の乾道坤道の事なり、天地に乾坤の字を用ひたる例は、古事記序に、然乾坤初分、參神爲二造化之首一、陰陽斯開、二靈爲二群品之祖一と有る、此は全くの漢文なれば、今云ふ限に非ずと雖も、此始に古天地未レ剖、陰陽不レ分と有りて、天地と陰陽とを並べたる所に當れり、神功皇后御紀なる、新羅王が畏まりの所に、從レ今以後、長與二乾坤一、伏爲二飼部一云々と有るを、古事記には自レ今以後隨二天皇命一、而爲二御馬甘一云々、共與二天地一無レ退仕奉とあり、又萬葉十(三十一丁)に、乾坤之初時從、十三(十九丁)に、乾地の神乎禱而など、此等は天地に乾坤の字を用ひたる例なり、但し右の乾地は乾坤の坤を地に誤れるなり、偖、此乾坤之道と云へるは、易繋辭に、天地絪縕、萬物化醇、男女構レ精、萬物化生、乾道成レ男、坤道成レ女、乾知二大始一、坤作二成物一と有る、此天地は乾天坤地を云ひ、男女は其天陽地陰を云ふなり、其を取りて此に乾坤之道相參而化とは書されたりし者なり、若レ此くば、上の三神の御時は、唯純陽の氣のみ行はれたる故に、純 男と化生し、此にては天地絪縕はりたるが故に、男女と化生りと云ふ事には有可けれども、其三神の成り出でさせ給へるも、四代八神の成り出でさせ御在し坐しけるも、彼高皇産靈尊、神皇産靈尊の産靈に資ば、如何でかは生り出でさせ給ふべき、然れば上に獨神成坐と云ふも、實に獨神にて物を成さしめ給はむ所なる故に、一柱づゝ出し給ひ、此に男女耦生之神と有るも、雙神に依して事成さしめ給ふが故に、如レ此く男女相並べて出し給へるにこそは有りけれ、如何でかは易などの如

き、人智を以て巧み作れる道理を以て推し當つる事を得む、（然れば、此は男女二柱の皇産靈神相結ばして、此男女の神等を成し給ふ事に心得て有るべき者なり、故此乾坤之道相參而化と云ふ事を、如何に思ひ混ひてや有りけむ、口訣に、埿土煑、沙土煑、大戸之道、大苫邊者、以二天理一顯二地事一、其具二事理一神也、而足、惶根、伊奘諾、伊奘冊者、共男神具二陰陽一、女神具二陰陽一也と云へるなどは、笑ふに堪へたる事なりかし）〇是謂二神世七代一は、記傳三（四十八丁）に、「神代とは古今集序に云へる人代と別けて云ふ稱なり、其は甚上代の人は、凡て神なりし故に然云へり、但何時までの人は神にて、何時より以來の人は神ならずと云ふ判然なる差はなき故に、萬葉の歌などにも、唯古を廣く神代と云へり、然れども事を分けて云ふ時は、鵜葺草葺不合尊までを神代とし、白檮原朝より以來を人代とす、信に此朝の御時より、世中の形勢新なりしかば、然も云ふべき者なり、書紀に、此までの二卷を神代上下と標され、姓氏錄にも、此までの御子孫を神別とし、神武天皇より以來のを皇別と爲たり、然るを此に伊邪那岐神、伊邪那美神までを神世と云へるは、後五代の神代に云へりし稱の遺れるなり、其は人代と成りて後に、鵜葺草葺不合尊の御時までを神代と申す如くに、五代の神代の時には、又此七代を神世と申せりしなり」と有るにて、實に然なむ有りける、但、神代と云ふに、六の次第も有る事なれども、押し並て云ふ時は、皇御孫尊の御天降より以前は神世にて、其より以後は皇代と云ふ者になむ有りける、其は天孫降臨章第二一書に、大已貴神報曰云々、吾所レ治顯露事者皇孫當レ治、吾將三退治二幽事一とある幽事を、其上には神事とあり、其顯露事を、出雲神賀詞には現事顯事と出でたるに、其舊訓又名義抄に、現事を阿良比登菲登、顯事を阿邪良米菲登と訓めるは、現人事、鮮所見事と云ふ事にて、是なむ神と人と相交代

れる始なりけらし、（舒明天皇元年御紀に、大王先朝鍾愛、幽顯屬レ心とある幽顯を、迦微母比登母とありて、神亦人亦の義なるは、唯神と人との事を云ふにて、右の時を指すに非ざる可けれども、幽事顯露事を係て云る事、右に同じ）然るは、萬葉六（四十六丁）長歌に、八千桙之神之御世自云々と詠みて、其反歌にも神世自云々と云ひ十（三十五丁）にも、八千戈神自二御世一云々と詠み、十八（二十五丁）には、於保奈牟知、須久奈比古奈野神代欲里、伊比都藝家良之と有るなどは、何れも幽顯の未だ分れざりし程は、神代とは云へるなり、偖、其天神御子の天降り御在し坐して、初國所知看す御世頃よりは皇代にて、謂ゆる人代是なる事、右に引ける幽事と神事と、又現事と顯事とを並べ見て曉るべき者なり、其證は文武天皇御紀詔に、高天原爾事始而、遠天皇祖御世中今至麻弖爾、天皇御子之阿禮坐牟彌繼々爾、大八島國將知次止云々」元明天皇御紀詔に、遠皇祖御世乎始而、天皇御世々々、天豆日嗣高御座爾坐而云々」又詔に、高天原與利天降坐志天皇御世乎始而、中今爾至麻弖爾、天皇御世御世、天豆日嗣高御座爾坐而云々」聖武天皇御紀詔に、高天原由天降坐之天皇御世始而云々」孝謙天皇御紀詔に、高天原由天降坐之天皇御世乎始天、中今爾至麻弖爾、天皇御世々々、天日嗣高御座爾坐弖云々」又詔に、高天原神積坐、皇親神魯伎神魯美命以、吾孫乃命乃將知食國天下止、言依奉乃隨、遠皇祖御世始而、天皇御世々々聞看來云々」又詔に、高天原神積坐、皇親神魯岐神魯美命、吾孫知食國天下止、事依奉乃任爾、遠天皇御世始弖、天皇御世々々聞看來云々など所レ見たる、此等は例に依りて宣へる事にて、當時然る御心御在し坐して、今宣り給ふ事なれども、甚々上代より語り繼ぎ言ひ繼ぎ來る任に、此を宣へるなれば、神代に對へて、天皇御世と云ふ語の遠くより有り來れる事をなむ、知る可かりける者なりける。萬

葉十八（二十丁）に、葦原能美豆保國乎、安麻久太利之良志賣之家流、須賣呂伎能神乃美許等能、御代可佐爾天乃日嗣等、之良志久流伎美能御代々々、之伎麻世流」二十（五十丁）に、比左可多能安麻能刀比良伎、多可知保乃多氣爾阿毛理之、須賣呂伎能可未能御代欲利など有りて、神の御代と云ふ事は、本よりの事なりと雖も、此は神は其言に從ひて申せるにて、實には須賣呂伎能御代と申す義なり、斯れば、其御天降より以後は同じく神代なる者から、皇代と云ふべき者になむ有りける、（然れば神代に對へては、人代と云よりは皇代と申し奉ら將欲しき御事になむ有りける、後に出來たる書ながら、皇代紀、又は皇年代記など云ふ稱は、實に當れる言になむ有りける、神代、人代と對へ云へる事は、古今集眞名序始なるべし、神世七代、時質人淳、情欲無レ分、倭歌未レ作云々、爰及二人代一、此風大起と有る是なり、其を貫之主の假字序には、「道速振る神代には、歌の文字も定まらず淳朴にして、言の意分難かりけらし、人の代と成りて、素戔鳴尊よりぞ、三十字餘一字は詠めりける」と譯し云はれたりけれども、其は唯神代と云ふに對へて、人の代とは云はれたるにて、素戔鳴尊を人代に當てたるなど如何なる事ながら、記傳にも云はれたるが如く、「神世七代と云へるは、後の五代の神代に云へりし言の遺れるなり」と云ふ狀にて、上を神世七代と云ふから、此を人代と云へるなンめり）偖、神代と云ふに、其段落六等なるべしと云へるは、一には別天神の御代を申すなり、其別天神と申す中にも、此第四一書に高天原所レ生神名天御中主尊、次高皇産靈尊、次神皇産靈尊と所見たる其を括りて、古事記には此三柱神者獨神成坐而隱身也とあり、此は彼一物を天中に產み成し給へりし間の御事にし有りければ、實には無始とも云ひて、測り奉り知る可からざる遠き神世にし有りければ、次なる七御代の神代よりは、又神世とも謂ひつべき時なる

ものなり、二には此に謂ゆる神世七代と云へる是なり、但し七代と云ふ中にも、彼別天神の中なる可美葦牙彦舅尊、天常立尊二柱と、此の國常立尊、豐斟渟尊二神と、天地の初判の神にて、同じく彼一物より成り出でさせ御在し坐せるなれば、其前後は有るべからず、次に五代十神の末なる伊弉諾伊弉冊尊はしも、國を生み神を生み竟へさせ御在し坐して、女神は下津國を所レ知むと宣り給ひて、入り御在し坐して、男神は登レ天報命して、日之少宮に留宅らせ在し坐して、此にて二神の御功業の終にし有りければ、實に此時までを神世七代とは終めらる可き事なりけり、三には天照太神の神世と云ふ事あり、萬葉十八(三十三丁)に、安麻泥良須可未能神代欲里、夜洲能河波奈加爾敝太弖々云々と有るは、日神の高天原を所知食し初めさせ御在し坐しゝ間より、天地共に立ち定まれる事は、四神出生章に、是時天地相去未レ遠、故以二天柱一擧二於天上一也と有る是にて、是より天地相去る事愈遠く成れる事を知るべき文なり、然れば此に於て世中の形勢の一變れる所なる故に、右の如く天照す神の御代とは申し奉る御事と所見たり、然れども是等の世はしも、父死にて子立ち、子沒れて孫更ると云ふ、人世の定めを以ては當つべからざる事にて此を取り總べて云ふ時は、此世の中はしも、世の始より御在し坐す天御中主尊の御世の內にして、窮りなき御事なるが、其中に神代もあり人代もある事なれども、大きく括り云ふ時には、唯其一御世なる者なり、其中にて神世七代と云ふ事どもあれば、次に五代と云ふ事も、世を經る中に有りける事にこそ有けれ、其高皇產靈尊、神皇產靈尊はしも、今そ產靈の御業を成し給ひ、可美葦牙彦舅尊、天常立尊は、我等が戴く天を有たせ給ひ、國常立尊、豐斟渟尊は、我等が乘れる大地を大運小運せしめて、年月日時寒暑晝夜を整へ給ひ、伊弉諾尊、伊弉冊尊は別處を建てさせ御在し坐しつゝも、天より

牽き地より牽きて、人類萬物を世の中に生き活かしめ給ひ、天照太神月夜見尊は、眼前に仰ぎ見奉る日神月神に御在し坐すなど、我々が知らずゝゝ、唯古よりして自然にして、如此有る物と思ふ事は、悉くに皇神等の御所爲になむ有りければ、人代と云ふは唯我々が上にのみ云ふ事にて、世の際限は並て神世と云ふ者にして、我が天皇の御世になむありける、（然れば、別天神に在れ神世七代にあれ、天地と共に成り坐して、天地と共に極なき神等に御在し坐せば、其成り出でさせ在し坐しける其御時を指して、御代と申さむより外に如何にとも號け奉る可からざる事なりと知るべし、然れば周禮註に、父死子立曰レ世と云ひ、說文に、代更也など有る字義を思はゞ、大なる僻事をぞ引き出づべき事也ける、偖、上なる神世七代を、紹運錄に天神七代と云ひ、地神五代と云ひて、天照太神より葺不合尊までを、地神五代と云ふ事は、甚々當らざる事也、按ふに、其は舊事紀に、此七代の神等を倶生天神、又は耦生天神など標して、已上七代天神伊弉諾、伊弉冊二尊竝八代天神並天降之神也と有るを取りて、設けたる後人の杜撰なり、又天照太神、忍穗耳尊を地神五代と云ふ事は、本より當らざるが上に、其初めて天降坐しし、瓊々杵尊より以後をも、天神御子と稱へ奉るに非ずや、甚漫りなる事共になむ）四には、其御時に、素戔嗚尊者、可二以治二天下一也と有けるが如く、此天下はしも、其大神の所知食す御世也、此大神の御子に大國主神御在し坐せりければ、國作の神業を掌依し給ひて、其より根國底國に入らせ御在し坐して、其より月國に移ろはせ御在し坐して、夜之食國をなむ所知看し初めさせ給へりける、萬葉九（四丁）に、久方乃天照月者、神代爾加出反等、六年者經爾乍と詠めるは、其懷舊の由には非ざれ共、神代に出反(イデカヘラン)と云ふは、其巡り初めたる本の始を云ふ也、此より大巳貴命、少彥名命はしも、國土を經營(ツクリ)せ給へる其

程も久しく有ければ、右に引ける萬葉十八(二十五丁)に、於保奈牟知須久奈比古那野、神代欲里伊比都藝家良之と云へる是なり、若て其少彥名命は、常世國に渡り御在し坐しゝかば、大國主命のみぞ、此國をば主領き給ひける、古語拾遺に、昔在神代大地主神營レ田之時と有るは、其御代を指せるなり、故に六(四十六丁)に、八千梓之神之御世自、十(三十五丁)に、八千戈神自二御世一と有るは、其御代に係けて云へる古語なり、又其外にも幽顯未だ定らざりし當昔を神代と云へるは、一(十丁)三山御歌に、神代從如此爾有良之、古昔母然爾有許曾、虛蟬毛嬬乎相挌良思吉と有るは、播磨風土記に、出雲國阿菩大神、聞二大和國畝火香山耳梨三山相闘一、此欲二諫止一上來之とある、阿菩大神は何れの神とも未だ得考へ定めざれども、國神の部なる事云ふも更なり、此に神代に對へて現身と詠ませ給へるは、幽顯相分れて後の事に合せたる者なり、五(三十一丁)に、神代欲理云傳介良久云々と云ひて、下に、今世能人母許等期等、目前爾見在知在と有るも、右と同じ格なり、(此を以て見るに、一には現身もと詠ませ給ひ一には今世の人もと詠へるは後世ならば、人代とも云ふべき狀なる所なれども、然云はざるは、神代に對へて人代と云ふ事は、未だ世に非ざりけらし)五には、幽顯相分れて、天神御子の天降らせ給へるは、卽ち皇代にて謂ゆる人代の始なりと雖も、猶三御代の間を神代とは申しける事にて、萬葉十三(三丁)に、葦原笑水穗之國丹、手向爲跡天降座兼、五百萬千萬神之神代從、云續來在と有るは更なり、右にも引ける十八(二十丁)に、安麻久太利之良志賣之家流、須賣呂伎能神乃美許等能、御代可佐禰、二十(五十丁)に、多可知保乃多氣爾阿毛理之、須賣呂伎能可未能御代欲利など有る此なり、此三御代を經て、神倭天皇始めて中洲に入らせ給ひ、畝傍橿原宮に初國所知食し頃より、世の狀も何も甚く改易れりしかば、其高

千穂宮の御時を神代と云ひ習はしたりし者と見ゆ、故、御紀にも神代上下として、其三御代にて終められ、古事記も此を上卷に收められて、其序に天御中主神以下、日子波限建鵜草葺不合尊以前爲二上卷一と云はれ、姓氏錄序に、天神地祇之冑謂二之神別一、天皇皇子之派謂二之皇別一と有りて其定め右の例共に同じく、又、古語拾遺に、凡奉レ造二神殿一者、皆須レ依二神代之職一とも、又、篭レ自二神代一中臣齋部供二奉神事一と有るなどは、其御天降以來の事を指して神代と云へるにて、皆同じ例なり、又萬四(十一丁)に、神代從生繼來者、人多國爾波滿而と詠ませ給へるも、其天降らせ御在し坐しける現人神の御代を指し給へりと見ゆ、(右に引ける五卷の神代欲理云傳介良久云々、今世能人母許等期等、目前爾見在知在、人佐播爾滿弖播阿禮等母と詠めるは、右の大御歌より出たる者なり)六には、神武天皇以下は、古くより人皇と申し奉りて、實に人代の初には有れども、御世々々の天皇は、直に天神御子として現人神に御在し坐す故に、後よりは神代と申し奉る事常なりと見えて、萬葉六(四十二丁)悲二寧樂故京鄕一作歌に、八隅知之吾大王、高敷爲日本國者、皇祖乃神之御代自、敷坐流國爾之有者、阿禮將座御子之嗣繼、天下所知座跡、八百萬千年矣兼而、定家牟平城京師者云々と詠めるは、一(十六丁)過二近江荒都一時歌に、玉手次畝火之山乃、橿原乃日知之御世從、(或云自宮)阿禮座師神乃盡、樛木乃彌繼嗣爾、天下所知食之乎(或云食來)天爾滿倭乎置而、青丹吉平山乎越、(或云二虛見倭乎置、青丹吉平山越而一)何方御念食可(或云二所念計米可一)天離夷者雖有、石走淡海國、樂浪乃大津宮爾、天下所知食兼(下略)と有ると同じ事にて、此は近江に都を遷されたるを歎き、彼は山背國久邇に新京を移されたるを悲しめるにて、共に神武天皇より以降、大和國に大宮所敷き給ひ來れる故實に、違はせ給へるを悼めるなれば、右に、皇祖乃

神之御代自と有るは、神武天皇を指し奉れる事、相照らし應せて曉るべし、十八(二十七丁)橘歌に、可氣麻久母安夜爾加之古思、皇神祇能可見能大御世爾、田道間守常世爾和多利、夜保許毛知麻爲泥許之登吉、時支久能香久乃菓子乎、可之古久母能許之多麻敝禮と有る、可見能大御世と有るは、垂仁天皇を申し奉る事云ふも更なり、又三(三十八丁)に明神之貴山乃、儕立乃見果石山跡、神代從人之言嗣、國見爲、六(三十二丁)に、自神代芳野宮爾、蟻通高所知者、山河乎吉三と有るなどの神代は、唯上代を指して神代とは云へり、其當代を指して神代と稱へ奉れるは、一(十九丁)に、疊靑垣山、山神乃奉御調等、春部者花挿頭持、秋立者黃葉頭刺理、遊副川之神母、大御食爾仕奉等、上瀨爾小網刺渡、山川母依氐奉流、神乃御代鴨と詠める是にて、其反歌に、山川毛因而奉流神長柄云々とも有るが如く、山川の神もよりて仕へ奉ると云ふより、神の御代と云ひ成したる如くなれども、然のみには非ず、天皇はしゝ天神御子に御在し坐せば、現御神とも現人神とも遠津神とも申し奉る御事なるが故に、其御形は人體にて御在し坐せども、正身は大御神に渡らせ給へるが故に、神乃御代とは如此く稱へ奉れるにて、實には其三(十二丁)に、皇者神二四座者、天雲之雷之上爾廬爲流鴨、十九(四十二丁)に、大王者神爾之座者、水鳥乃須太久水沼麻乎、皇都常成都と詠み奉れる程の、大御稜威なむ御在し坐して、甚可畏御事にしありければ、當今をも、直に神代と稱へ奉らむ事は正に然有りぬべき御事になむ有りける、然れば神代と云ふにも、凡そ如此く六許の次第ある事なり、(右にも引ける九卷四丁に、久方乃天照月者、神代爾加出反等、六年者經爾年、又十二丁に、山代乃久世乃鷺坂、自神代春者張乍、秋者散來などには、年歷の循環る事に係けて云へるなれば、過ぎ去りし世のみを神代と云へるには非ず、其の神代なる中にて、世の推し

移る事を云へる如くにも聞ゆめり、右に云へるが如く、葺不合尊以上を神代とし、神武天皇以下を人代と云ふ事にては有れども、神代を已に過ぎ去りて、全く人代と相易れりと思はむは俗意なるべし、然分れたる上にては、幽なる方は今も神代と云ふ者なり顯なる方は本より現世にし有れば人代なる事今云ふ限に非ず、然れば神世の中に在る人代と云者にして、人代と云ふ此方に此方限り人どちの名目はあるにこそ有りけれ、其實は神世の中の人代とも云ひつべき狀なるぞかし）〇七代は、私記に、國常立、國狹槌、豐斟渟、並是男神也、謂二之三代一、次男女耦生之神有二八神一矣、是則通計男女二柱一、合爲二一代一、是謂二四代一、都合爲二七代一とあるこれなり、古事記の趣は然らず、上件自二國之常立神一、以下伊邪那美神以前、幷稱二神世七代一（上二柱獨神各云二一代一、次雙十神各合二二神一云二一代一也）と有りて、神世七代と云ふ稱こそは異らざりけれ、上に註せるが如く、これには上を三神とし、下を四代八神と傳はれるを、かの記には、上を二柱とし、下を五代十神と傳へたると、この神世七代の內にして然る相違の出來れるなるが、實には此の國狹槌尊はしも國常立尊の亦御名に御在し坐せば、其下に亦目と擧られて、世代の中には除き奉り、上を國常立尊、次豐斟渟尊と列ね奉り、下の四代八神に角擶尊、活擶尊の二柱を加へて、五代十神と成し奉り、總て神世七代十二神に御在し坐さずては正理に叶はざるを、御紀には正しく遺されたりし者なりけり、其より以前に出來れる古事記には、已に正しく然あるを、何より延きて誤られたるにかと云ふに、全く國狹槌尊の置き所の違へるに出でたる事にて、其所を凡三神矣と爲るより押されて、下を四代八神には約められたれども、猶定め難させ給へるも灼熱く、第九一書は、此四代八神の異說なるを以てぞ曉るべき事なりける、如此くなる時は、上より云に、先天御中主尊にて

數の一此に起り、高皇産靈尊、神皇産靈尊にて二と成る、是陰陽にて氣の始の神なり、可美葦牙彦舅尊、天常立尊は天の神にて數の五立ちて、宇宙の象數此に因りて極まる、國常立尊、豐斟渟尊は地の神なり、七の數上より起り下より成る、是大地の定まる所なり、次は泥土煑尊、沙土煑尊以下五代十神は、唯伊弉諾尊、伊弉冊尊一世のみなり、上より八數にて、其生れ坐るに大八洲國、又八百萬神ある所以なり、次に天照太神にて其數九なり、上天の主宰と御在し坐して事極まり、其御子天忍穗耳尊にて、天壤と無ㇾ窮き天津日繼定らせ御在し坐して、此十數にて悉く定る事、實に奇しく妙に渡らせ給ふ御事なり、若て上なる別天神と神世七代とを合せても十二なり、神世七代も上の獨神二柱、下の雙神十柱にて合せて十二なり、十二月十二方位の立つ所此にあり、又別天神を約むれば、三世神世七代も合せて二世にて、五の數となり、又泥土煑尊、沙土煑尊以下にて、五代なり十神なり、天地の象數を盡して妄に奇異しく妙なる事共なり、此に數理を焉むには非ざれども、如此くは古事記の方なむ甚勝りたりける、（數は天地の信を知るべき者にして、鬼神と雖も遁る事能はざる者なり、上にも云へる如く、天御中主尊は師說に謂ゆる太一にて、易の太極禮の太一是なり、老子に、道生ㇾ一、一生ㇾ二、二生ㇾ三、三生二萬物一と有る、是高皇産靈尊、神皇産靈尊二柱にて、陰陽の神たり、次に一物を生み坐て天地の神此より成り坐せる、二生ㇾ三三生二萬物一と云へる是なり、別天神を合せて五柱神なり、子華子に、天地之大數莫ㇾ過二乎五一、莫ㇾ中二乎五一、五居二中宮一、以制二萬品一、沖氣之主也、中之所二以起一也、中之所二以止一也、龜筮之所二以靈一也、神響之所二以豐融一也、通二乎此一則條達而無ㇾ礙者矣、と云ひ、又五居二中宮一、數之所二由生一、一縱一橫數之所二由成一也と有るなど、神しき迄に合へる事共なり、七數の事は鎭火祭詞に、夜七夜晝七日

云々と云ふ事有り、易にも天行七日見二天心一と云ひて、一回の義なり、俗に醫療などの事に、七日を限りて一回と云ふは、此に起りたるべし、九は素問三部九候論に、天地之至數、始二於一一終二於九一焉と云へる、此は、三五曆記に、數起二於一一立二於三一成二於五一盛二於七一處二於九一と云へる是にて、物の極に至り、十の一に復る事なり、天照太神は其九に處て、天御中主尊の一に應ひて、高天原を所知看す理此に合へり、又此の五代十神の五は右に云へるが如く、十は素問陰陽離合論に、陰陽者數レ之可レ十、推レ之可レ百、數レ之可レ千、推レ之可レ萬、萬之大不レ可二勝數一、然其要一也と有るに合へり、此等は唯に理の合へるのみならず、數に止むべからざる所以有りて、必ず正に然往かずしては得有ざる事共なり、但し此等は推當の如くなる可けれども、數と云物は天の大一より起りて、實に神隨に分れて百千萬と成り其末又本の大一に復るより外無き物になむ有りければ、天地の神理此に因りて生れ、又天地の神理此物に合りて、實に奇しく妙なる者にし有りければ、異國の事なりとも、其理を合せて心得む事なむ、有ら將欲しくぞ我は思えたる）

一書曰。男女耦生之神。先有二埿土煮尊。沙土煮尊。次有二角樴尊。活樴尊。次有二面足尊。惶根尊。次有二伊弉諾尊。伊弉冊尊。

此は正書なりける四代八神の一傳なり、此中に大戸之道尊、大戸之邊尊の一御代を脱されたるなむ甚可惜しきを、此に角樴尊、活樴尊二柱の御名の御在し坐せるこそ、實に神の恩賜には有りけれ、此彼相合すれば五代十神にて、古事記なると相異ならず見ゆるなむ、然すがに斯文の亡びざるにて、天下の喜び萬世の幸ひ何れか此には勝るべき、上に

も云へる如く、紀記共に合ひて神世七代と云ふ中に、此には上なる凡三神奕と爲られたるから、止む事を得ず然しも成れれども、斯る傳へをも廢(ハフ)かし給はざるなむ、選者の公正なる所と深く感け奉らるゝ事なりける、（荷田御風說に、「此文錯亂なり、上なる一書共の下に相並ぶべし」と云へるは、古に、正書は大字にて有るも一書は凡て小字なりしかば正書の大字より次の正書に直に續く如く見えて、其界分れざる故に、態と此に挾まれたるにこそ有らめと思ゆれば、取られざる說なりけり）○男女耦生之神は、賁袁多具比成坐流神と訓むべし、此は上に乾道獨化所以成二此純男一と有るは、其第四一書に、天地初判始有二倶生之神一と有るを、漢文狀に書ける者にして、天地の初に成れる一物と倶に生れ坐して、其一物の神に御在し坐す義なれば、此には獨生(タグヒナ)り坐せる神の御在し坐さゞる意にて、古事記の此二柱神亦獨神成坐而隱身也と有ると、然しも異ならざる者なり、若て此に男女耦生之神と見えたるも然り、右に乾坤之道相參而化、所以成二此男女一と有るも、またこの文を漢文に作られたりし者なること、上に註へるが如し、（如此く古傳にはなき事ながら、撰者の地より書れたるには、永ふるの漢文にて、如何にとも爲べからざる者なむ多在るを、然れども又事の廣きが故に、斯る美たき事共も許多有るぞかし）耦生は、古事記なる此五代十神の所々に、某神次妹某神と見えたる、是男女耦生坐せるを云ふなり、私記に、耦生謂二男女共相耦生一也、非レ謂二夫婦耦合而生息一也と云へる如く、伊弉諾尊、伊弉冊尊と申し奉る頃ほひに至るまで、未だ遘合の御事御在し坐ずと雖も、妹妹一柱と相嫁繼坐すべき神の相雙生れ坐したればこそは、古事記にも某神次妹某神と有り、此には男女耦生之神とは傳へられたる者なりけれ、又口訣にも、耦生如レ同、耦一耦也と云ひ、纂疏にも男女並生曰レ耦、陽神對二陰神一而生、故曰レ耦也と

註されたるなどにて、何れも言の意聞えたり、此並生曰耦の御説は、古事記、神世七代の細書に、上二柱獨神各云一代、次雙十神、各合二神一云一代とある雙の言に同じ、然れば耦生は雙生と云はむが如くして、八洲起元章に、雙生隱岐洲與佐度洲、世人或有雙生者象此也と有るは、兩兒に生せ給ふ事にて、男女相並ぶ事には非ざれども、其耦生れる意味似たる事なるが故に、此に引き出でたるなり、（舊事紀にも御紀より取て、一代俱生天神、二代俱生天神と書して、此は古事記に謂ゆる獨神なる方を申せるなり、又別に獨化天神と云も有るは、皆此に出たる字に依りて推當たりし者なり、其前に、獨化之外俱生二代、耦生五代、所謂神世七代是也と云へれば、實は獨化は別天神なり、俱生は國常立尊、豐斟渟尊二柱を申し、耦生五代と云へるは、謂ゆる五代十神なるを、種々に當たる故に、此の傳にも違へる事共は成り出でたりし者にぞ有りける）耦と雙と同じき意なりと云ふは、孝德天皇五年御紀歌に、耶麻鵝播爾、烏志賦拖都威底、陀虞毘預俱、陀虞陛屢伊慕乎、多例柯威爾雞武、とある、其同じ意を萬葉三(五十六丁)に愛八師妹之有世婆、水鴨成二人雙居、五(五丁)に、爾保鳥能布多利那良毘爲、加多良比斯許々呂會牟介弖、十八(二十六丁)に、比毛能緒能移都我利阿比氐、爾保騰里能布多理雙坐、など詠めるは、何れも相耦ひ居る事に雙字を書きて、那良夫と訓みたり、又此に副字をも作けり、四(十八丁)に、雨乍見君爾副而、此日令晩、又(二十六丁)草枕羈行君乎、愛見副而曾來四、又(五十丁)吾妹兒與携行而、副而將座、七(十丁)に、雁爾副而去益物乎、十(二十丁)に、雨膺之雲爾副而、又(三十七丁)朝東風爾副而と有り、又比字をも訓めり、四(二十九丁)に、幼婦之戀情爾比有日八方、とある是なり、又十五(十一丁)に、可母須良母都麻等多具比弖、十七(三十一丁)に、妹毛吾毛許々呂波於夜自、

多具儆禮登など有るが如く、男女の間の事に限らず、物に相添ふ事を多具布と云ふなり、故神功皇后元年御紀歌に、莵區喩彌珥、末利椰塢多具倍、とある多具倍は、天孫降臨章第四一書に、手捉天梔弓、天羽羽矢、及副持八目鳴鏑、と云ふ副持と同じ、此等を以て耦と雙と副と言は本より異なれども、大に等しき意有るを知るべし、右の萬葉四(五十丁)に、吾妹兒與携行而、副而將居と有りて、携と副と相照し云へるを見れば、多具布は手組と云ふ意に出でたる言にぞ有りぬ可かりける、耦字は右に口訣纂疏を引きたるが如く、副字は名義抄に那貴とも多具布とも佐副とも曽布とも訓めり、此を以て此耦字の義を相照らし辨ふべくなむ有りける、古今集離別に、「東の方へ罷りける人に詠みて遣しける、思へども身をし分けねば目に見えぬ心を君に多具倍てぞ遣る」と有るも副ふる事を然云へるなり、今も夫婦と成る事を曽布と云へるも、此の耦と又同じ意なるを知るべし、源氏箒木巻(十丁)に、「君等の上無き御撰には、況して何許の人かは配給はむ」若紫(十七丁)に、「睦まじかるべき人にも立後れ侍りにければ云々、同じ狀に物し給ふなるを、多具比にならせ給へば云々」末摘花(二十七丁)に、「父王の後めたしと多具倍置給ひけむ魂のしるべなめりとぞ思はるゝ」明石(四十丁)に、「年經つる苫屋も荒れて浮浪の歸る方にや身を多具倍まし」藤袴(五丁)に、「某も御供に侍らふ可くなむ思ひ給ふると聞え給へば、多具比給はむも事々しきやうにや侍らむ」又(八丁)に、「偖も人狀は何方に降りてかは多具比て物し給ふらむ」若菜上(十三丁)に、「院の御有狀に並ぶべき思え具したるやは御在する、其に同じくは實に然も御在し坐さば、如何に多具比たる御間合ならむと語らふを云々」などある、多くは男女相副ふ事に云る言共なり、又名義抄に、耦字を登母賀良とも多具比とも有る是なり、(又偶字に通ふべし、同抄に、多

具比とも、登母とも、比等許呂倍理とも、登母賀良とも訓めるを合せ知るべきなり、又、比等許呂倍理は、人如己(ヒトコロヒ)にて、萬葉九卷三十六丁に、如己男を、母許呂表と訓める是なり、毛詩に關々鴡鳩、在二河之洲一、窈窕淑女、君子好逑と有る好逑を與伎多具比那理と訓めるも此の耦字などの意にも相當れり、又類をも儔をも共をも比をも多具比と訓み、毛詩には仇、文選には流字などをも然訓めりき、又新選字鏡に、儕助皆反、輩類也、疋倫也、比也、止毛加良、又太久比と有り)○角樴尊活樴尊の御名、此に出させ給へる甚美好(メデタ)しと雖も、大戸之道尊、大戸之邊尊の御名御在し坐さゞるなむ、甚可惜しき事なりける、舊事紀には、國常立尊、豐國主尊の次に、三代耦生天神として、角樴尊(亦云二角龍魂尊一)妹活樴尊と見え、其次に四代耦生天神として、埿土煑尊(亦云二埿土根尊一)沙土煑尊、(亦云二沙土根尊一)と有る事なれども、其次第違ふべし、今更に申すも事舊りにたりと雖も、此は古事記に、次成神名宇比地邇神、次妹須比智邇神、次角杙神、次妹活杙神、次意富斗能地神、次妹大斗乃辨神と有るこそ、實に正しき傳說には有るべき事なりけれ、(又其下に、亦云二角龍魂尊一と有るは、甚怪しき亦名にて有けり、若くは姓氏錄なる角凝魂命を誤れるかとも思へども、然るにても、此神の亦名には如何は當らむ、それを大常立尊の亦名と定められたれども、予が思ふには、可美葦牙彥舅尊に御在し坐せれば、此には更に由なし)角樴尊、活樴尊は上に註へるが如く、生植(キクサ)と氣形(イキモノ)の元始を成させ御在し坐しける、由に緣りて、負はせ給へりし大御名になむ御在し坐しける、然るは天先成りて、地未だ定らざりしかども、已に埿土より沙土と成るに全く至れる事は天日の蒸し照すに依りて其光輝大地に徹れりしかば、其絪縕に產(ムスビ)りて地上に然る物共は出來べき自然の勢になむ有ければ、此は彼二柱神天浮橋に御立し御在し坐して、初て磤馭盧島

を採り得させ給へりし御時に當れる御名になむ有りける、其は先、其角樴尊を生植の始に說き成し奉ると云ふは、木草の芽立を角と云ふなるべし、正書に、溟涬而含レ牙とある牙は次に天地之中生二一物一、狀如二葦牙一と有る此物の事にて、第二一書に于レ時國中生レ物、狀如二葦牙之抽出一也、因レ此有二化生之神一、號二可美葦牙彥舅尊一とある、此運びに合へる文なるが、又其葦牙の事に就きて、角凝魂命とも稱へ奉れること、すでに傳一に註へるが如し、その角と此の角樴尊と申し奉る角と相同じくして、記傳三（十丁）に、「物の僅に生ひ初めて、譬へば尾頭手足などの差別は未だ生せざる形を都怒と云ふ」と云はれたる事なれども、予が思ふには、角には突抜く意有りて、物の尖鋒の抽き出づるを云ふと通ゆれば、此を以て生植の始めに因れる御名ならむとは云ふない、葦などの初めて生ひ出づるを角具牟と云ふは更なり、和名抄に、葭蘆之初生也、和名阿之豆乃と見え、本草和名に菰首和名古毛都乃と有るを以て知るべし、倂、此角を、古く都怒と訓める事なれども、又都能と云ふも古の常なりけらし、古語拾遺に、令下天日鷲神造二木綿一、津咋見神、穀木種二植之一、以作中白和幣上と有るは、天日鷲神、木綿の白和幣を造作らるゝに、其津咋見神をして穀木を種殖しめ給へる由なり、其下に一夜蕃茂也と見えたるに就きて、其御功用を考ふるに、下に註へるが如く、津咋見を古本に都能具美と訓めるは、此の角樴の御名に同じく、角組の義にて、一夜の間に生ふし給へりし功に因れる神名になむ有りければ、此を證として此に角樴尊と申し奉れる御名も、正しく生植の生ひ出で初たる由に因れる事をなむ、明らめ奉るべき者なりける、（然れば、其津咋見神を、後の訓に都具比美と訓めるを、必しも善しとは云ふべからざるなり、然れども和名抄、近江國鄉名に高島郡角野都乃と見え、又土佐國鄉名に大角、於保都と有りて、角を都との

みも訓みたれは、然訓みたりとても、角組見と云ふ義なむ相離れざる事なりける）機は、古事記に代と作ると共に借字にして、芽具牟角具牟の具牟是なり、組と云ふは、物と物と合ひて形質を成す事に云へり、然れは久比と久美と一言なるにて、咋合の義に起れる言なるべし、八洲起元章の遘合を、古事記には美斗能麻具波比と作ける、其を記傳四(二十六丁)に、「具波比は久比阿比の約まれるなり、凡物二が一に合ふを、久比阿布と云ふ、萬葉十六(十六丁)に、角之布久禮爾四具比相爾計六と有る是なり、今俗に、物を作り合すを志久波須と云ひ、物の具波比と云ふも、久比阿比なり」(以上採要）と有るに就て、又思ふに、此正書に、其葦牙の如くなる物を精妙之合と云へる精も、咋合爲なり、又發語の名細、又は花細と云へるも、名と物との咋合を云ひ、花と香との咋合を云ふにて、物と物と合ひて妙なる處の有るを稱へ云ふなり、然れば、此の久比は咋合の約まれるにて、又久美とも轉りて、組の義あり、又此を分てば萠牙の意と成れる者となむ通えたりける、新古今集に、「三島江や霜も未乾ぬ葦の葉に、角具牟ほどの春風ぞ吹く」とあるが如く、多くは葦などに云へども、然のみには有るべからず、茅草は角草、淺茅は淺角、茅針は角花の義なるべく、蔓は角有、蔦は角垂、綱は角長の義に當て見れば、實に角機は角組なるべくぞ思ひ定められける、(猶、漢籍禮記疏に、物初生而有芒角也と有る、芒角を都能具牟と訓み、毛詩に、敦葦を都煞具牟阿斯と訓めるを、註に敦聚貌、勾萠之時也と有りて、敦に聚貌と云へるを以ても、組に咋合の義を備へたるに合へり、此等を以て考へ合すべし）活機尊と申し奉る活は、伊久と訓みて生活く義なり、故人は更にも云はず、鳥獸蟲魚に至る迄も、凡此世の中に天地の氣を呼吸して生存ふる物の本と御在し坐す謂なる事、右の角機尊は、草木等の始の神に渡らせ給へるに

例して思ふべくなむ有ける、活の例は古事記八十神段に、大穴牟遲神の御事を、即於二其石一所二燒著一而死、爾云々、請神産巣日之命一、時、乃遣二𧏛貝比賣、與二蛤貝比賣一、令二作活一、又玉垣宮段に、故科二曙立王一、令二宇氣比白一云々、住二是鷺巣池之樹一、鷺乎宇氣比落、如此詔之時宇氣比其鷺墮レ地死、又詔二之宇氣比活一、爾者更活など有るは、活と死と對へる例なり、又、大年神段に、神活須毘神と申す見え、紀記共に、五男神の中に、活津彦根命と申す御在し坐し、崇神天皇八年御紀の人名に、高橋邑人活日と云ふも所見たるは、活は生活の義を以て稱へたりし者なり、地名には、神功皇后御紀に、活田長峽國、萬葉三(五十八丁)に、活道山など有り、凡そ世の中に生れ出づる物は、謂ゆる胎生あり卵生有り濕生あり化生ありと雖も、其は生れ樣の異なるにこそ有りけれ、此二柱御祖神に成り初めたりければ、活とし生る萬物はしも、此角樴尊、活樴尊と申し奉る御靈に依る事なる故に、生植の方を以て男神に稱へ奉り、氣形の方を以て女神に稱へ奉り分けられたる者になむ有ける、(其に男女の差別の見ゆる事有るべし、其凡ての生植はしも木に在れ、草に在れ素より男種女種のある事人の知れるが如し、然るに其を押し竝て云ふ時は、其草木共に土中より初めて生ひ出づる狀は、謂ゆる角乃布久禮と云ふべき狀して、芒角あるなむ、自然に成り餘れる物の狀の如く、又其氣形はしも、男女精を攝はせて母胎に孕まり、其陰門より生ひ出づるに非ざれば、其體を成す事能はず、所以に其生立の間は、父よりは母なむ親しき者なるにて、古書に御祖と云へば、何時にても母の稱なりける是なり、然る時は、生植と氣形とに男女の義を具へずと云ふ事有るべからずなむ有りける、物有れば其理の有る者なり、其義を會せて思ふべし)故、其活樴は活咋合にて、活組なる事有に註へるが如し、天日の光輝大地に照徹る時は、其大地の氣此に咋

合ひて物を生し出すべき神氣、此に初めて生ふる是なり、生植此に凝りて立ち、氣形又其に資りてなり出づべき、惟神の氣勢なむ成り初めたりける、四神出生章第二一書に、卽軻遇突智、娶二埴山姬一、生二稚産靈一、此神頭上、生二蠶與一レ桑、臍中生二五穀一と所見たる、是其徵なり、但し古事記に、和久産巢日神、此神之子謂二豐宇氣毘賣神一と有りて、實は其豐宇氣毘賣神にして、謂ゆる保食神の御身より、然る物共は出來成れるになむ有りける、故其第十一一書に、天照太神、在二於天上一曰、聞二葦原中國有二保食神一、宜爾月夜見尊就候レ之と有るは、天日の皇太御神の大御光、明彩しく此大地を照らさせ御在し坐す上にて、此大地に然る神の御在し坐して、此に謂ゆる生植氣形の物を成して、世に幸ひ給ひ御消息を見行し坐して、猶其上にも善く成さしめ給はむとの御心なる事、下に委しく云むが如し、其文に、保食神乃廻レ首嚮レ國、則自レ口出レ飯、又嚮レ海、則鰭廣鰭狹亦自レ口出、又嚮レ山則毛麁毛柔亦自レ口出とあり、斯るに此より以前に已に角樴尊、活樴尊の御時より然る物の出來れりと云ふを、俗眼を以ては事相重複りて、何れが其と分ち難き心ち爲らめども、其保食神は、後に其神と定まり坐せるにこそは有りけれ、已に其生植を生すべき地あり、其氣形を棲ましむべき處ある上は、其保食神より以前に、如何でかは無しとは云ふべからむ、且、此時は其生植と氣形との漸くに世に見はれ初めたる始にて、未だ形成らざるなる事なりけむを、國土已に成り、天照太神、素戔嗚尊、二柱神の生れ出させ御在し坐して、天上と天下とを持ち分けて所知食さしめ奉らせ給へる後に、火神は生れ出でさせ給ひ、埴山姬命に娶給ひて、稚産靈神を生み給ひ、其御子卽保食神に渡らせ給へれば、此神に至りてこそ、全く然る物共は悉くに成り整ひ出來たりし者と所思ゆる事なりけれ、（譬へば、今水中に一の洲と云ふ物、何時となく自然に出で來れ

らむに、土地の塞暖と土質の剛柔とに依りて、葦蘆の類は更なり、水の涸くに隨ひて、其地に相應ひたる草木は、年に月に成り出來るを、五穀の如きは、人をして其地を墾らしめ、其種を蒔き培かひ養ふに非ざれば出來ざるが、物には、其自然に出づる物と、人を經て成る物との差別有るに似たるべし、禽獸蟲魚の成れる狀も、亦此に異らざるべければ、此を以て二柱御祖神より、次々國は定まり、國の定るに因りて、物の生り出づる理を思ふべくなむ）上に註へることとなるが、古事記の次第を以て校へ訂す時は、埿土煑尊、沙土煑尊の次に、この神の御名を列ね奉り續く可き御こととなるにて、此に角樴尊、活樴尊の御名御在し坐して拔くべからざる正しき證を出さむには、八洲起元章第一一書に、遂爲二夫婦一、先生二蛭兒一、便載二葦船一而流之と有る、此事を古事記にも、生二子水蛭子一、此子者入二葦船一而流去と見えたる、此には少か傳に誤り有りて、神の心得たるから、葦船と云へるなれども、古事記に、故以二此吾身成餘處一、刺下塞汝身不二成合一處上而、以爲生二成國土一と詔り給ひて、生み給へるなれば、神にて有るべき筈はなき事なり、必ず國を生み給へるなりけり、偖、其國を流し棄てさせ給ふに、葦船に乘すと云ふ事やは有るべき、先此心を定めて尋ね以て行くに、四神出生章に、日神月神の後に、此蛭兒を生み給ふと云ふは、正しく神を生み給ふと云ふにて誤傳なる事今云ふ限に非ずと雖も、其には樣異りて、雖二已三歲一脚猶不レ立と有りて、此傳に葦船を云はざるに意を得て稽ふる時は、此脚字は、古く葦と傳へたるを、神に取り成したるから然混れつる者なるにて、此文義は、先蛭兒と云ふ國を生み給ひけるに、未だ埿沙共に乾かざる間なりしかば、其地に今年もや草木は生ひ出づらむ今年もや木草は芽出づらむと、其地の肥えたると瘦せたるとを、三年試み給へりしかども、其水涯に生ふべき葦すらに生ひ立たざり

しかば、漂在ひ流るゝに任せて、放たせ給へりとの義なり、葦倘不レ立と有るを以て、已に生み給へる磤馭盧島に、已く木草の類の有り初めたる事を知るべし、予が此說當らざらむにも、葦船と云事の有る上は必ずしも生植の物なしとは決に云ふべからざる者なり、此を以て、角樴尊と申し奉る言の意をも見奉り知る可くなむ有りける、又其第五一書に、陰神先唱曰、美哉善少男、時以二陰神先一レ言故、爲二不祥一、更復改巡、則陽神先唱曰、美哉善少女、遂將二合交一而、不レ知二其術一、時有二鶺鴒一、飛來搖二其首尾一、二神見而學レ之、即得二交道一と有るは、此時已に然る小鳥の成りて有りけるなり、國土の未だ稚々しきに、松柏の如き大樹は生え榮ゆべくも非ず、其栖まふべき地も未だ定まらざりける程に、鶺鴒の如き大禽の有るべくも非ざれば、國土の大きく成るに隨ひて、然る生植氣形共も次第に太く大きに成る者にし有りければ、漸くに僅に葦草生ひ、鶺鴒の如き物の此に巢ひ初めたりけむ狀をも、相像り奉り知るべき事になむ有りける、是なむ活樴尊と稱へ給る所以なりける、天地の生氣相網縕はりて、然生植の物は生れるに、其草木の腐る際よりは昆蟲を發生し、水泥の醸す間よりは魚介を化育し、草木の森然たる地には、自然に禽獸の發育るなど、今も古も異なる事なむ有るべからざりける、此等を合せて、世に活物となむと云へる其活物は、即ち此に謂ゆる活咋合にて、天地の氣を呼吸して生活けるに因る稱呼になむ有りける、（但し此大神をして、然る禽魚の祖と云ふには非ず、人は更にも云はず、然る物共に至る迄に生き活ける物は、皆がらに此大神を祖として、出で來れる所以を此に云ふ事なり、下に事の序有りて、生魂神の御名を說き奉れるに合せ思ふべし、漢籍淮南子原道訓に、夫形者生之舍也、氣者生之充也、神者生之制也、と云ひて凡そ世中に生きとし活ける物、形有りて氣の充たざる者なく、氣有りて神の非ざる者なき

事、皆がらに然り、然るに生植と雖も本より天地の氣に生ひ立ちて天地の氣を呼吸し天地の氣盡きて枯る者なれども、殊に氣形に至りては其氣に活き其氣に死ぬる事迅速なるが故に、氣の用を殊に重しとして、活機とは云ふなり、偖、其生植氣形萬物の皆に至る迄に、皆風火金水土の五物に資りて生ひ出づる事、下に註へるが如し、其風火は男神、金水土は女神の主どらせ給ふ所なり、列子黄帝篇に、舜問ニ乎丞一曰、道可ニ得而有一乎、曰、汝身非ニ汝有一也、汝何得レ有ニ天道一、舜曰吾身不ニ吾有一、孰有レ之哉、曰、是天地之委形也、生非ニ汝有一、是天地之委順也、孫子非ニ汝有一、是天地之委蛻也、故行不レ知レ所レ往、不レ知レ所レ持、食不レ知レ所レ以、天地強陽氣也、又胡可ニ得而有一哉とある註に、委聚也、四大假合而爲ニ此身一、故曰ニ委形一、陰陽成レ和而萬物生、故生者委和也、順ハ理也、性命在レ我、即造化之理、故曰ニ委順一、人世相代、如ニ蟬蛻一、然故曰ニ子孫委蛻一也、不レ知レ所レ持、無ニ執着處一也、強陽氣即生氣也、動爲レ陽、人之行處飲食、皆此氣之動爲レ之、皆非ニ我有一也と云へるも面白き說にて、天地造化の理、實に右の如くなるべし、又、文子九守篇に、重濁爲レ地、精微爲レ天、離而爲ニ四時一、分而爲ニ陰陽一、精氣爲レ人、粗氣爲レ蟲、剛柔相成、萬物乃生、精神本ニ乎天一、骨骸本ニ乎地一とも云へり、其精氣爲レ人、粗氣爲レ蟲と云へるは、人は精氣を天に稟け、蟲は粗氣を地に受けて生るゝ由にて、人は尊く禽獸蟲魚は卑しき所以、此に在る事を明せる者なり、然れば等しく活機と云ふ中にも、然る差異ある事なり、但し此は人の解り易からむ爲に、然る書共を引きて云へるなり）〇今本の終に、機橡櫝也の三字有り、後人の攙入なり、今削り去つ、此の義理に預らざる事なればなり。

元本紙數六十張也、奥書云、

右嘉永七年歲在二甲寅一、春正月十一日始レ之同二十九日終レ之、

以上通計有五十張也、安政四年、歲在二丁巳一冬十月二十五日夜、展二覽之一、而元本在レ于二賢木舍之文庫一、家本卽其寫也、焉馬之相違、誤闕之混雜、殆言語道斷也、俄而校二正之一修二補之一、而十二月十二日、竟奏二其功一云、穗積朝臣重胤、于レ時四十有五載

日本書紀傳　四之卷

穂積重胤謹撰

神代上第四　八洲起元章

伊奘諾尊。伊奘冉尊。立於天浮橋之上。共計曰。底下豈無國歟。廼以天之瓊（瓊玉也此曰努）矛。指下而探之。是獲滄溟。其矛鋒滴瀝之潮。凝成一島。名之曰磤馭盧島。

伊奘諾尊、伊奘冉尊云々、此には天神の詔命の事を略かれたるは、第一ノ一書に、天神謂伊奘諾尊、伊奘冉尊曰、有豐葦原千五百秋瑞穂之地、宜汝往脩之、廼賜天瓊戈とあり、又、蛭兒、淡洲を生み給へりし所にも、故還復上詣於天、具奏其狀時、天神以太占而卜合之とある、其れに讓りて、此には省かれたる者なり、古事記にも、右と同じく、於是天神諸命以、詔伊邪那岐命、伊邪那美命二柱神、修理固成是多陀用幣流之國、賜天沼矛而、言依賜也云々、二柱神議云、今吾所生之子不良、猶宜白天神之御所、即共參上、請天神之命とあり、（然るを、此

には天神の詔命の事無くして、二柱神の御身自ら思ほし立たせる如く、又、天之瓊矛も天神より所賜りし事なく、又天に還り上らして、天神の御命を請ひ給ふ事なきは、漢文體に略きて記し給へるが故なり）瑞珠盟約章に至りて、伊弉諾尊、功既至矣、德亦大矣、於是登天報命、仍留宅於日之少宮矣、とある文を以て照し考ふるに、上に詔命の事有りしを略かれたる事灼然し、御命依しの事もなきに、報命し給ふ可きには非ざるを思ふ可なり、古事記には、右の如く詔命の文有りて、報命の事無きは、其傍を略かれたるにて、古書の例多く然り、（記には右の報命の文無くして、須佐之男命神逐ひの次に、故其伊邪那岐大神者、坐淡海之多賀也と耳有りて、報命の事なきは略かれたる者なりかし）○立於天浮橋之上は、古事記にも、二柱神、立（訓立云多々志）天浮橋と見え、此の第一一書には天上浮橋と作かれ、第二一書には、立于天霧之中と見え、第三一書に、坐于高天原と記されて、天より此國土に、國土より上天に神等の乘りて通はせ給ふ料に懸け有る物にして、四神出生章に、日神の御事を、故以天柱、擧於天上也、と見えたる天柱、又、大同本記なる大橋小橋も亦同物にて、共に天路に在る名也、天孫降臨章第一一書に、天八達之衢と云へるは、此天路の道俣を云へり、（天路は、丹後風土記歌に、阿麻治麻度比氏と見え、萬葉五に、比佐迦多能阿麻遲波等保斯とも、阿麻治思良之米、十に、夕星毛往來天道なども云へる是なり）天は、第一一書に、上天と も有りて、大虛を云へり、第三一書に、高天原と有るを以て知るべし、此は天神の御許より、二神の天降り坐して、此國土に到着せるを云へれば、其天路なる事灼然し、（天傳、又は天飛、又は天翔など云ふ類の天は、必ず虛空を云ふ也、祝詞に、高天原爾、千木高知氐など多く有るは、共に虛空の方に、千木の高く著れて見ゆるを云ふを以て此の

高天原の事をも思ふべし、大殿祭詞に、高天原波、青雲乃靄久極美と有るも、唯の虚空を云ふなり）浮は、浮雲、浮霧などの浮に同じくして、虚天に浮べるを云ふなり、第二一書に、立ニ于天霧之中一と有るも、浮霧之中と云ふに等在べし、其は素戔鳴尊の天に上坐しも、此天浮橋よりなりけむを、瑞珠盟約章に見えたる御言に、跋ニ渉雲霧一、遠自來參、と見えたり、又中臣壽詞に、天忍雲根神、天浮雲仁乘弖、天乃二上仁上坐弖とある、此を大同本記に、後之小橋と云へり、天孫降臨の、天八衢の大路なるに對へて、小橋と云ふと聞えたり、偖、霧と云ふも雲と云ふも同物なるが故に、萬葉十（七丁）に、天雲霧相霅者零管と見え、八（十八丁）に、打霧之霅者零乍と有るも、打曇と同じ意に用ひたるを以て知るべし、偖、又天孫降臨章に、皇孫遊行之狀也者、則自ニ槵日二上天浮橋一、立ニ於浮渚在平處一と有るは、槵日二上の天浮橋は、天より降り坐しゝ路なるを、浮渚在は浮下降にて、天浮橋を横たへ平處に踏行してと云ふ事なり、偖、其槵日二上峯を、後に霧島と云ふも由有りげに聞ゆ、稍此下に註ふべきなり、（萬葉八に、天河、浮津之浪音、佐和久奈里と詠めるも、天漢の虚空に浮べる意を以て云へるなり、玄家に謂ゆる氣蹻にて、大虚の氣を、神の運行の路となし給へる故に、浮とは云へる者なり、類聚三代格、承和二年六月廿九日太政官符に、應下造ニ浮橋一布ニ遊屋一幷置中渡船上事、一浮橋二處、駿河國富士河、相模國鮎河、右二河流水甚速、渡船多難、往還人馬損沒不レ少、仍造ニ作橋一、一加ニ増渡船十六艘一云々、右河等崖岸廣遠、不レ得レ造レ橋、仍増ニ作船一云々、と有るは、此より以前、紀略に、延暦廿年、津濟ニ設舟楫浮橋等一と見えて、已に其事の有りつるを、此にも設られしなりけり、即崖岸の廣遠なる所には、渡船を備へ、流水の甚速き所には、橋梁を架し給へるなり、萬葉十四卷（十四丁）に、可美都氣努佐野乃布奈波之登利波

奈之云々」十七卷(九丁)に、「可美都瀨爾、宇知橋和多之、余登瀨爾波、宇梖橋和多之」夫木集雜三、「中務卿親王、鎌倉、假初に、舟以て編める浮橋の、掛けて危き世を渡りつゝ」法眼慶融、「浮橋に竹の緣綱打延へて、小舟並ぶる富士の川浪」とあり、和名抄に、魏略五行志云、洛水浮橋、和名宇岐波之と見え、揚氏方言九に、艁舟謂之浮梁、郎浮橋と云ひ、事物紀原七に、春秋後傳曰、周赧王五十八年、秦始作浮橋於河上、按詩大明云、造舟爲梁、孫炎曰、造舟比舟爲梁也、比舟於水、加板於上、今浮橋也、故杜預云、造舟爲梁、則浮橋之謂矣と書し、三歲圖會宮室二に、浮橋、舟爲之、以水魚不可爲橋、故以浮橋渡之と有り、然れば、神功皇后御紀に、編船絙于淡路と見え、常陸風土記に、編艫作橋とある類は、皆浮橋なる者なり、和漢三歲圖會卅四に、越前福川北有川、其幅凡百四十丈、用十餘艘、但舟數多少、任水增減耳、其佗用紲川又不少、佐野船亦然矣と有り、越中神通川の舟橋など、諸國に多き者なり、偖、此を天浮橋と云ふは、實に水月如す漂蕩へりし上に、浸る許に浮べさせ給へるに因れる事、右等の文に合せ考ふべき事なりかし)橋は、萬葉十三(八丁)に、天橋文長雲鴨云々、月夜見乃持有越水伊取來而云々と詠める橋にて、天と地との間に懸有る稱なり、釋述義に引ける丹後風土記に、與謝郡、郡家東北隅方有速石里、此里之海有長大石、前長一千二百廿九丈、廣或所九丈以下、或所十丈以上廿丈以下、先名天梯立、後名久志濱、然云者、國生大神伊射奈藝命、天爲通行而梯作立、故云天梯立、神御寢坐間仆伏、仍怪久志備坐故、云久志昆濱、此中間云久志、とある、速石里とは、天浮橋は大虛の氣脈なるが、地質と風氣と相結ばりて、仆るゝや否、直に石前と成れる故の名なり、其怪しく奇びに坐すとは、其梯立の仆れしを云ならむ、作立とは、其天浮橋を御許に引

き寄せ給へるが、本より唯無形の氣蹤なりし物の、有形の石質を成せるを、怪しみ奇び坐せるなり、但し物にこそは見えざりけれ、時々に天に通行して、天神の詔命を受賜はり坐しゝ事の有りけむ、其何れの時の事とも傳無ければ知るべからず、神名式に、阿波國美馬郡天椅立神社、天都賀佐毘古神社と有るは、天津風毘古神と云ふ事なるが、次に天柱の事を云ふを見合すべし、又、播磨風土記に、賀古郡益氣里有石橋、傳云上古之時、此橋至天、八十人衆上下往來、故曰八十橋と有り、右の天梯立は、天立梯と云ふ事なり、八十橋の上下に往き來ふ料なるを以て知るべし、（益氣里とは、神の氣を疊みゝゝ凝らして、天に上下り往き來ふ橋と成せる謂なるべし、橋と云へば俗には、横に懸れるを耳云ふ事と思ふめれども然らず、物と物との間に在る義なる故に、天浮橋、八十橋など云ひて、其立てる事を云ざるも天と地との間に在るを以て云へるなり、出雲風土記神門郡高岸鄉の下に、所造天下大神御子云々、甚晝夜哭坐、仍其處高屋造而坐之、卽建高梯而登降養奉と有る、高梯に登降と云ひ、垂仁天皇八十七年御紀に、石上神寶の事を、大中姫命辭曰、吾手弱女人也、何能登天神庫耶、五十瓊敷命曰、神庫雖高、我能爲神庫造梯、豈煩登庫乎、故諺曰、神之神庫隨梯樹之、此其緣也と有るも、高きに登る料の梯樹なり、古事記高津宮段に、波斯多氏能久良波斯夜麻と有るを、萬葉七に、橋立倉椅山と有るは正字にて、冠辭考に、倉には梯を立てゝ登る故に、然云ひ懸けたりと云ひて、右の御紀を引かれ、又和名抄に、梯、和名加介波之、木階所以登高也と云へりと有るが如し、又宮殿の階は、卽ち其梯なるを御橋と云へり）然れば天浮橋とは、天八衢と云ひて天中に幾條も有りて、神等の空行の時に乗り給ふ謂ゆる天路なる者なるが、地上の神は顯身に御在し、天上の神は隱身に御在せるが、其天地の往來には

共に乘り給ふ內に、其天上なる隱身の神は、大地に天降り着かせれば、顯身と成り給ふが故に、天浮橋も共に石橋と成りて地に止まり、其には反らまに、地上なる顯身の神は、天上に昇り着き給へれば、隱身と成り給が故に、天浮橋は本の質を改めざるを以て、右の如く、天霧とも雲霧とも浮霧とも云ふ事とぞ見えたる、此二神の天浮橋も、亦右の例なる可きが、此は世の始にて、二柱共に御靈に御在して、未だ隱身なりし程にても有り、又其凝固る可き地盤無かりし故に、其質を云ふ時は、立二于天霧之中一と云ふべくなむ有りける、（右の丹後風土記、播磨風土記の狀を考へ互して知るべきなり、又此に就て思ふに、神名式に、陸奧國耶磨郡磐椅神社、文德天皇實錄には、石椅神と作れり、會津山水記と云物に、會津城山鎭號二磐梯一矣、高五百十丈、廻麓九十餘里、頂上建レ祠焉、延喜式磐椅神社是也とある、其祠を觀跡開老志に、在二磐梯見禰山一、神像男體、長一尺六寸、女體一尺五寸と有るは、決く此二神と思しければ、右の丹後播磨の如き故事などの有りしなる可し、宮城郡に、多賀神社有るも、近江國なると同神と聞え、會津郡伊佐須美神社、名神大と見えたる、此を會津風土記と云ふ物に、古來神殿有二伊弉諾伊弉冊尊立像一、一木刻二二尊一と云へるをも、考へ合すべし）然るを、二柱神天浮橋に御立して、天之瓊矛を指し下して、磤馭盧島を成し給ひければ、其を天柱と立て給ひて、天地の氣の相通ふ脉と成し給ひけるに、地底に徹りて國中之柱とは成れりし事、次々に說けるが如し、右の天柱は、天浮橋なりと云ふ證は、四神出生章に、於是生二日神一、號二大日孁貴一、此子光華明彩、照二徹於六合之內一云々、自當下早送二于天一而、授中以天上之事上、是時天地相去未レ遠、故以二天柱一擧二天上一也、と見えたる是なり、此を釋述義に引ける私記に、問以二天柱一擧二於天上一云々、是日神上レ天之時、以二天柱一爲二登橋一歟云々、答、天照太神、

光華無ㇾ雙、故以₂天之御柱₁爲₂其登橋₁、卽送₂之於天₁也、天柱甚短而爲₂其登橋₁者、是時天地相去未ㇾ遠之故也と有るは、謂れたる言なり、但し天柱甚短と云へるは僻事なり、天柱は氣の通ふ脈なれば、其天地相去る事の遠近に拘はるべき事には非れども、御紀の文は、此時未だ天地は今の如くに遠からざりしと語れる、謂ゆる地の詞なるを、此の事實に取り入りて說を成せるこそは誤なりけれ、天柱を登橋なりと云へるは、實に然る言なり、（右の續きに、又問、或說凡云₂天柱₁者、是天神先所ㇾ賜瓊矛也、方今洲國已生、萬功皆畢、故以₂其瓊矛₁返₂上於天₁也云々、答、說者云、彼矛卽於₂磤馭盧島₁、爲₂小山₁也、何以₂小山₁上₂於天₁乎、此說非也、然則天柱者瓊矛也、此此矛爲ㇾ山、傳ㇾ自₂彼山₁、登ㇾ天歟、是猶以₂天柱₁爲₂其橋₁之義也、豈非ㇾ爲₂天照太神之橋₁哉云々とある、天柱者瓊矛也と有るは、同書國中之柱の下に引ける私記に、古說云、天神所ㇾ賜瓊矛、旣探₂得磤馭盧島₁畢、卽以₂其矛₁衝₂立此島₁、爲₂國柱₁也、卽其矛化爲₂小山₁也と有るを取りて云へるなるが、天柱は地と天との間を云ひ、國柱は地心に入れる名なるを、其差別に疎かりし故に、以₂其瓊矛₁返₂上於天₁也などゝは云へるなれども、然に非ず、天浮橋よりこそ昇らせりけれ）若て四神出生章第六一書に、伊弉諾尊、與₂伊弉冊尊₁、共生₂大八洲國₁、然後伊弉諾尊曰、我所ㇾ生之國唯有₂朝霧₁而薰滿之哉、乃吹撥之氣化₂爲神₁、號曰₂級長戶邊命₁、亦曰₂級長津彥命₁、是風神也と見えたる、此に亦曰と有るは、傳の誤にて、男神女神の相竝びて生れ坐せる事、其傳に就て註せるが如し、然るを、風神祭詞なる神の御諭言に、我御名者天乃御柱命國乃御柱命止、御名者悟奉氐と有りて、其下に、比古神爾云々、比賣神爾云々と見えたれば、此比古神比賣神は、右の級長津彥命、級長戶邊命二神に坐す事灼然きを、此を天乃御柱命、國乃御柱命と申す事はしも、彼吹き撥はせる

地は磤馭盧島なりしは、云ふも更なるが、天乃御柱國の御柱と申すは、上に云へる天柱國柱の事なるが、此を美波斯羅と云ふは、美は精にして、神の御靈を云ひ、波斯羅は走行にて、其昇り降り爲給ふ謂にて、天地の間に此物の有るに依りて、天地は立てる者なるが故に、其を主どる神の御名とは成れる者なり、天照大神の天上に昇り給ふに、天柱を以て擧げ奉ると有るを思ふべく、又神名式に、阿波國美馬郡天椅立神社、天都賀佐毘古神社と竝べ給へるをも合せ考ふべき事なりかし、（又、古事記に、下照比賣之哭聲、與レ風響到レ天と有るも、此神の然有らしめ給ふが故なり、右の如く、極めて遠く遙なる天には、如何に迅速きも、若干の年月を經ざれば達るべきには非ぬを、然此許なる事の直ちに天に應ゆるは、天柱にあらずしては、爭でか到る事を得む）若て、上に引ける天降臨章なる天浮橋を、萬葉十九（三十九丁）に、蜻島山跡國乎、天雲爾磐船浮、等母爾倍爾眞加伊繁貫、伊許藝都追、國看之勢志氐、安母理麻之云々と見えたるは、其氣騎なりしが、地に降ち着きて磐船とは化れるを、其を浮橋に換へて詠めりしなり、其降り着き給ひし高千穗山を、神名式に、日向國諸縣郡霧島神社と見えて、今も然云ふ事なるが、島は締にて、其の天浮橋と云へる天霧の、磐船なす凝り締れる山の名なるべし、又、神武天皇御紀に、及レ至ニ饒速日命、乘ニ天磐船一而翔ニ行太虚一也、睨ニ是郷一而降レ之、故因目レ之、曰ニ虚空見日本國一矣と有るも、亦同じかるべし、其降り坐しゝ所を、天孫本紀に天ニ降ー坐於河内國河上哮峯一と見えたり、此は天より乘降らしゝを國にても乘給へるならむ、倭姫命世記、美濃縣主が御船二隻を進れる時の祝言に、天船者天之曾己立、地船者地之御都張止白氐進支、と有るは、浮橋は天の底立極みに通ひ、地之御都張とは、大地に幌の如く覆へる薫園は、神の往き來し給ふ御船と云へる古事の有りしを取りて、祝

ひ申せりし者なるべし、（然れば、浮橋の事に並べて磐船と云ふなどは、固陋なる說なるべし、其は磐は地に觸れて氣の凝り固まれるなれば、此にて云はゞ、春秋に、星隕爲レ石と云ふ如きなる可し、船は、屋を屋船と云ひ、神宮の書に、太神の御靈實(ミタマシロ)を收め奉る器を御船代と云ふが如し、然るを天神本紀に、船長梶取船子等の事の見えたるは、覺束なき心ちす、其は船長跡部首等祖天津羽原と有るを、姓氏錄未定雜姓攝津國に、阿刀部山都多祁流比女命四世孫、毛能志乃和氣命之後者不合と見え、梶取阿刀造等祖大麻良と有るを、同左京神別に、阿刀宿禰、石上同祖、山城國神別、阿刀宿禰、石上朝臣同祖、饒速日命孫味饒田命之後也、又阿刀連同上、又、攝津國神別に、阿刀連神饒速日命之後也と有れば、合ざる耳ならず、天麻良と申すは、天津眞浦の事にて、別神なれば叶はず、又、船子倭鍛冶等祖天津眞浦と有るも似着はしくも思えざる事なり、思ふに、右に引ける萬葉の歌に、船と云緣にて、海船の狀に詠めるを取りて配たる者なるべし、右の天浮橋、實に磐船ならむには、然る意味の事も有らむを、然る事のなきは、浮橋は浮橋、磐船は磐船なるが故なり）又、國土にて神の飛(ト)び行(カケ)り給ふは、決く磐船なり、寶劔出現章第四一書に、素戔鳴尊、帥二其子五十猛神一、降二到於新羅國一、居二曾尸茂梨之處一、乃興言曰、此地吾不レ欲レ居、遂以二埴土一作レ舟、乘レ之東渡、到二出雲國簸川上所在鳥上之峯一と有るは、海路よりには有るべからず、空行し給へるが故に、鳥上の峯には到り着かせ給へるなり、此二舟は埴土を以て凝らし固め給へる、磐船と成るべき物實を云へるにて、同じ物なり、杵築大社記に、國造千家が亭の前に、天磐櫲樟船あり、此船は素戔鳴尊、新羅の曾尸茂梨より歸り給ふ時、埴土を以て船を作りて降り給へる、其船石と化りて有りと云へるは、大國主神の磐船の、其に在に、此の故事を付會せる者なり）空行の例は、播

磨風土記に、出雲國阿菩大神、聞㆓大和國畝火、香山、耳梨三山相闘㆒、此欲㆓諫止㆒上來之時、到㆓於此處㆒、乃聞㆓闘止㆒、覆㆓其所㆑乘之船㆒而坐之、故號㆓神集之形覆㆒と有るも、出雲より御船に乘らして、播磨に越え給へる由なり、又萬葉三(二十二丁)に、久方乃天之探女之、石船乃泊師高津者、淺爾家留香嬢と見えたるを、攝津風土記に、天探女乘㆓磐船㆒到㆓于此㆒、以㆓天磐船㆒舟泊、故號㆓高津㆒と有るを以て考ふるに、磐船を以て空より來りて、舟泊る故に、高津と云と聞えたり、朝野群載に、攝津國東方、於㆓味原㆒有㆓石船㆒、往年下照姫垂跡云々、其磐船四十尋餘、直二十尋餘、石中有㆓凹凸㆒、置㆓中央寶珠顆㆒、名曰㆓如意珠㆒、其船向㆓東北㆒、其上有㆑祠、祭㆓祀石靈㆒と有るは、天探女、素より天稚彦に從へる神なれば、其地に、下照姫も、共に被㆑祭給へるなりけり、(今東生郡小橋村の東南に、一堆の丘あり、俗に磐船山と云へり、右の河上哮峯なる天磐船は、貝原篤信が諸州廻三に、河內國天川を東に上る事三十町計上り、左方なる山際の坂を少し行きて岩船に至る、兩山の間狹し、岩舟とは、大磐方十間も有るべし、長くして船の形に似たり、谷に横たはれり、其外、家の如く橋の如く、或は横たはり側立てる大石多し云々、岩舟石の下を、天川流れ通る奇境なり、凡そ大石は何方にも多けれども、如此く大石の多く一所に集る所を未だ見ず云々と云へり、予嘉永六年春、伊勢に參宮せし時、荒木田弘蓮などに案內せられて、五十鈴川にて、太神宮よりは一里計も上方に、鰒石と云が有りとて見に物したるに、鰒には非ずて、磐船の狀なり、大なるは十間、小なるは五六間計なるが、橋の如く横たはりて幾箇も有りき、其は其下より流れて云はむ方なき佳境なり、天孫降臨章に所見たる猿田彦大神の御言に、吾則應㆑到㆓伊勢之狹長田五十鈴川上㆒と有れば、若やとも思ひ出でたりしかども、强事すべきならずとて、言外には出さゞりしなり、又神

名式に、越後國磐船郡石船神社有り、社傳に、今も海中に石にて作れる船の形有りと云へり、又或云、土佐國香美郡大里莊東川村に、石船明神と云舊社あり、古老の傳に、石船に乘りて天降給ふ神なりと云へり、社の傍に石舟あり、古代神造の物と見えたりと云へり、其外、物にこそは記し留めざりけれ、國々の內には、猶云ひ知らず多く在る可し)然れば、天浮橋とは、天の積氣中に浮べ走る物にして、其質は風氣なるが、地に墜ちては磐と化れる故に、磐船と云ふ名も有るなりけり、大地の神等の、空行の磐船は、右の如く埴土を以て作り給ふと雖も、天に到るに及びては、又浮雲と成る事にて、風氣の此を送るにぞ有るべき、克々上件に云へる事共を考へ合せて曉るべき者なりかし、(立は、釋迹義に、私記曰、問立字如レ字不レ讀、多々志氐止讀如何、答師說、是古事記之意也とあり、古事記に訓レ立、云ニ多々志一と見ゆ)○其計曰、四神出生章に、伊奘諾尊、伊奘冊尊共議曰と有るに同じく、相共與に問議り給へるなり、共の例は、第一一書に、然後同宮共住而生レ兒、一四神出生章に、伊奘諾尊、伊奘冊尊共議曰、共生ニ日神一、其第六一書に、伊奘諾尊、與ニ伊奘冊尊一、共生ニ大八洲國一とも、及之共語とも見え、第九一書に出迎共語一第十一書、吾則當レ留ニ此國一、不レ可ニ共去一と有りて、計へも盡すまじく多在り、古事記にも、於是二柱神議云々、猶宜レ白ニ大神之御所一、卽共參上、請ニ天神之命一とも、凡伊邪那岐、伊邪那美二神、共所レ生島云々など、此の二神の事に多く云へり、(同書國作段に、少名毘古那神の常世國に座り坐し件に、於是大國主神愁而、告吾獨何能得レ作ニ此國一、孰神與吾能相ニ作此國一耶、是時有ニ光レ海依來之神一、其神言能ニ治我前一者、吾能共與相作成、若不レ然者國難レ成と有るにて、能通えたり、吾獨と云ひて、下に孰神與と云ひ、又、其與と有るを以て曉るべし、此に其爲夫婦の四字を、美斗能麻具波比と訓ませたる

も、共與に爲る事なればなり、又、共に、相の義有りて通へり、大嘗祭の相作を共作と作き、雄略天皇御紀、推古天皇御紀の共食者を、阿比多都毘登と訓める是なり）計は、議なる事、右に出でたるが如し、二神共與に言ひ試み坐して、其可きに從ひ給ふ由なり、第四一書に、伊弉諾、伊弉冊二神、相謂曰と有るは、共語曰と同じきを、計と云ふは相與に言を運び合せ計べて、其非きを去りて是しきに就く事なれば、言義は運行にてぞ有るべき、（其は何をもつて云ぞならば、人と相謂ふ事を咄と云ふも、放爲にて、言を我より言ひ放つ意なるに例して云ふなり、猶大殿祭、天津御量、大祓詞、神議の講義に云へりき）偖、古事記、及第一一書には、天神の詔命を以て、二神は天降り給ふ故に、其御命の隨に行ひ給ふ故に、此に其計曰の事なきを、此に二神の御心と思ほし立ち給ふ狀に被記るゝ所にて、大に意味の異なる事なり、然れども、上にも云へる如く、瑞珠盟約章に至りて、報命の文有る上は、天神の詔命に依れる事申すも更なり、（如此く始終打ち合ぬ狀なるは、如何にと云ふに、正書は漢狀に記されむとして、然物爲られしには有れども、未正し訖へられざりつらむ）〇底下は、天浮橋之上と有るに對へたる言なり、曾許都斯多爾と訓める其宜し、此時は淤沙と水と未だ分れざりし程なりければ、彼唯有朝霧而薫滿之哉と有るが如き狀なりけむ故に、其上に御立たして、底下とは詔り給へる者なり、（天浮橋之上を、第二一書に、立于天霧之中と有るを以て、思ふ可き者なりかし）古事記（國避段）に、於高天原者と云ふに對へて、地下者於底津石根云々と有るに似たり、又底下と云ふ語の有るべき事、此句を以て明らむべし、〇豈無國歟の豈は、瑞珠盟約章に、吾弟之來、豈以善意乎、寶劔出現章第六一書に、吾等所造之國、豈謂善成之乎、天孫降臨章に、豈唯經津主神、獨爲丈夫而、吾非丈夫乎と有る

など、何れも何と云ふべき所に用ひたるは、其義なるが故なり、仁德天皇二十二年御紀皇后の御歌に、阿耳豫區望阿羅儒と詠ませ給へるも、何善くも非ずにて通ゆるなり、（那爾と阿耳と同言なることは、萬葉十詠レ鷹に、璞年之經往者、何跡念登と詠めるも、何と念となり、十四、上總國歌に、和我世故乎、安杼可母伊波牟は、吾妹子を何どかも云はむなり、此外にも、東歌に多在は、何と阿耳と、言の通へるが故なるを思ふべし）〇無レ國歟は、第二一書に、二神立二于天霧之中一曰、吾欲レ得レ國と見え、第三一書に、二神坐二于高天原一曰、當レ有レ國耶と見え、第四一書に、二神相謂曰、有レ物若二浮膏一、其中蓋有レ國乎と見えたる是にて、天浮橋の上に御立たし御在し坐て、豈國無らましやはと仰せ給へる者にて、御詞の中に甚く慷慨給へる意を含みて、大に強く力有り、其は此に必ず國有りと云ふ意にて、其反語を用ひさせ給へる者なるを以て知るべき也、（右に註せる豈の言を思ひ合せて曉るべきなり、古史徵に、右の傳々を並べ擧げて、此四の傳、共に天神の御依しの事なきは、道の大義の本を失ひたる非傳なり一と有り）〇迺は、第一一書に、迺賜二天瓊戈一、第二一書に、吾欲レ得レ國、乃以二天瓊矛一と有りて、次なるには、乃字を二所共に用ひたり、言義は其竟なるべし、（外の事を交へずして、直ちに其事の成行を指して云ふ語なるなり）〇以二天之瓊一（瓊、玉也此曰レ努）矛一は、次々一書なるには、之字なし、古事記には、天沼矛と作き、地神本紀には、天瓊桙と作けり、（記傳に云く、瓊矛を登富許と訓み來れるは、云ふにも足ぬ俗訓なり）瓊は、釋述義に、私記曰、師說此註瓊玉也、此曰レ努、故先師又據レ之、而或本努字爲レ貳也、蓋古者、謂二或爲レ努、或爲レ貳、兩說並通一、唯以レ貳爲二異本一と見えたり、記傳四（五丁）に「瓊此云レ努と有れば、天沼矛の沼は借字にて玉なり、玉を努と云へるは、書紀に、瓊響瑲々、此云二奴儺等

母母由羅爾」と有る奴儺等は、瓊之音なり、又、天武天皇の夫人に大蕤娘あり、舊事紀に天蕤槍と云ふ有り、此二を合せて思ふに、是も玉を努と云へる一の例ならむか、蕤字は、更に玉に由無ければ、和を味とも書く如き例に、蕤字などを蕤と書けるを誤れるか、若て、瓊を、書紀に常に瓊と訓めば、「其を通音に努とも云ひしなるべし」と見えたるは然る言なり、萬葉十三（九丁）に、沼名河之底奈流玉、求而得之玉可毛、拾而得之玉可毛と玉の事を續けたるも、沼名河は瓊之河と云ふに同じければ、記傳の說實に謂れたり、神武天皇御紀に、細矛千足國と所見たる、其細矛は、玉の麗美しきを贊めたる言と通ゆ、（續古今集に、「國を太上天皇、久方の天より降す玉矛の、道有る國ぞ今の我が國」と詠ませ給へるも、此天之瓊矛の事を、玉矛とは詠ませ給へるなり、發語に、玉梓乃道と續け、玉梓乃使と續けたるも此故事に依れる事、次々に說き記さむを見るべし）矛は秀木にて、其秀は發にて、木は柄を云ふなり、其柄は、古事記（日代宮殿）に、比々羅木之八尋矛と云へれば、總べては柊木を以て爲る狀なれども、猶思ふに、瓊矛の玉矛なるに就いて、萬葉二（三十七丁）に、玉梓之使乃言者」又（三十八丁）、玉梓之使乎見者」十（三十五丁）に、玉梓公之使乃」十一（二十一丁）に、玉梓之使不遣など見えたるを、合せ考るに、鈴屋大人の、古に使を遣はすには、梓木に玉を着けて、使の信と成しつる由の說もあり、又萬葉一（二十九丁）に、玉梓乃道行晩」十一（二十六丁）に、玉戈之道行疲、又（五丁）に、玉梓道不行爲又（十三丁）に、玉梓路往占、又（二十二丁）に、玉梓之道行夫利爾など猶多在るを、彼に使と云ひ、此に道としも續けたるは、其物質を云ふと、其作用を云ひ分てるにこそ有りけれ、其同物なる事知られたり、然れば、古に玉梓と云ひしは玉梓の事にて、其柄には梓木を用ひたりとぞ見えたりける、（是は甚附會なるが如くな

れども、其事實に徴して云ふなり、但し二神の天之瓊矛の柄は、必ず梓木有りて、其時に被用たりしと云ふには非ず、上古に其物の狀は然有りしと云ふ耳なり、凡べて此時の事などは、甚々奇異なる神業共多在しかば、後人の心を以て推量奉る可きには非ざるなり、記傳に、矛は、和名抄に「楊雄方言云、戟或謂之干、或謂之戈、和名保古、又釋名云、手戟曰矛、人所持也、字亦作鉾、和名天保古と有り、此方の古書には、戟字など、字には拘はらず皆通はし書けり、桙とも多く書きたり、太保古と云へるは、古名には非らじ、手戟と云へるに就ての事なるべし云々」と見えたり、年中行事秘抄に、載せる鎭魂歌に、母登波加那保古、須惠波紀保古と見えたれば、金矛、木矛と云ふ名も古昔に有りけるなるべし）第一一書に、天神謂伊弉諾尊、伊弉冊尊曰云々、宜汝往循之、迺賜天瓊戈と見え、古事記にも、於是天神諸命以、詔伊邪那岐命、伊邪那美命二柱神、修理固成是多陀用幣流之國、賜天沼矛而、言依賜也と有りて、天之瓊矛は、二神に御矛を令持て、此道に差使し給ふ表物に、天神の授け賜はせ給へる者なり、天孫降臨章に、大已貴神、乃以平國時所杖之廣矛、授二神曰、吾以此矛、卒有治功、天孫若用此矛治國者、必當平安と有るも、皇御孫尊に、此國を奉る表に、矛を授け奉らしゝにて、右の古例を逐はせ給へる者なり、其尤も灼然きは、成務天皇五年御紀に、令諸國、以國郡立造長、縣邑置稻置、並賜楯矛、以爲表と有る是なり、此の國郡縣邑の隔を分ちて、御命持ち令仕奉給ふ表に賜へる者にして、其意味異ならざるなり、（崇神天皇四十八年御紀に、勅豐城命、活目尊、汝等二子、慈愛共齊、不知曷爲嗣、各宜夢、朕以夢占之云々、兄豐城命、以夢辭奏于天皇曰、自登御諸山、向東八廻弄槍、八廻擊刀云々、天皇相夢、謂二子曰、兄則一片向東、當治東

國一云々と見えたる、此は夢に依りて定め給へる事には在れども、弄槍の事に依りて、東國を令レ治給へるは右の例なり、似たる事ながら、古事記、日代宮段に、天皇亦頻詔二倭建命一、言二向一和一平東方十二道之荒夫流神、及麻都樓波奴人等一而云々遣之時、給二比々羅木之尋矛一と有り、軍防令に、凡大將出征皆授二節刀一と有る類にて國を治めに行くとは異なり)偖、其瓊矛はしも、天神の御命以ちて、二神に此國を循せと事依して賜へる表物なるが、第四一書に、有レ物若二浮膏一とある如くにて、國地稚々しく漂在へりければ、修理固成さしめ給はむとの、天神の神謀になむ依れりける、然れば、其天之瓊矛は、天神の御靈形にして、國生の御表物なるが、石見の女髓腦に、「天之瓊矛は交道の根なり」と云ふは然る說にて、平田翁說にも、「此は天根玄牡の象物にて、大地の玄牝女陰なる所を令二畫成一給はむ料なり」と云はれたる、其に謂はれたる言なりけりとぞ諸はれける、（其は傳二、可美葦牙彥舅尊、傳三、大戶摩彥尊の件に註せるが如く、男を比古と云ふは、延き出づるより云ふ稱にて、其は陽元に起れるが、今も其を閇古とも閇乃古とも云へるは、瓊戈の戈と同言なる事、上にも云へる如し、通證に、矛訓爲二火發一、乃陽氣之發動也、矛之爲レ器、象二於火氣炎上一、故訓レ之と云るも强事ならず、又、虞喜志に、古人鑄レ刀、五月丙午取二純火精一、以協二其數一と云へるも、天根玄牡の象物なるに合へり、又平田翁の印度藏志に、葦紐天、手執二輪戟一、有二大威勢一、故萬物從レ其生と云ふ文中論疏と云ふ書に在りとて引かれたる葦紐天は、此の二神なるべく、輪戟は瓊矛の事とぞ聞えたる）〇指下而は、古事記にも指下と云ひて、引上の言を下に置きたり、此の天浮橋の上より、底下の方を指して、矛を下し給ふを云ふなり、記傳四（十丁）に、「指下は、彼の虛空中に如二浮脂一して漂在る一屯の物の中へ、指下し給ふなり、書紀一書に、伊弉諾伊弉冊二

神相謂曰、有物若浮膏、其中蓋有國乎、乃以天瓊矛、探成一島、名曰磤馭慮島と有るを以て知るべしと見えたるが如し、倚第一一書には、投字を指下してと訓せたり、（但し指下は、御手して指下し給ふなるを、投は字の任にては、遠く投げ放つ意に成るなり、萬葉十三に、投左乃遠離居而と有るは、冠辭考に、投る箭の遠く飛ぶを、人の遠く離れて有るに云ひ懸けたり、投左は、同巻に、公之佩具之投箭之所思、十九に、梓弓須惠布理於許之投矢毛知と詠めれば、射遣る事を投ると云ひしなりと有るが如くなれば、投字は違へるに似たり）第二一書には、指垂而と有り、指下に同じきが、其下に、得磤馭慮島、則抜矛而云々と有るを、抜を奴伎阿宜氐と訓せたるを考へ合すべし、第三第四の一書には、以天瓊戈とあり、以は持の意なり、（右の垂字を久陀斯と訓まれども、中頃、多體とも訓みたるにや、名玉集の歌に、瓊矛垂れ、磤馭慮島に降り坐て神ぞ父母國を生めればと有り、但し矛に多流と云ふ事は如何なる事なり）〇探之は、第二一書にも然有り、探は求る意なる故に、第一一書には、投戈求地と見えたり、然求むるが故に、其物に遇ひたるを得ると云へり、此に探之是獲滄溟と見え、第二一書には、吾欲得國云々、探之得磤馭慮島、と有るが如し、（第四一書に、以天瓊矛、探成一島と有る探は、同じきながら成へ續くるが故に、下に得とは云はざるなり、彼此差別有る事を、先辨ふべし）此は天浮橋の上より、其中間に蕪滿たる朝霧を隔てゝ、其底下に在る浮膏の如くなりし、漂在る物の中に、瓊矛を指し下して、國を求ぎ給ふ由なれば、古事記に、指下其沼矛以畫者と見え、第三一書に、畫成磤馭慮島と有るなどは近きを、此は少か遠き意見えたり、（然れば、右の畫成を口訣に以矛探海也と註せるも、然る言ながら、纂疏に、畫海而成島也と宜はせたるなれ、探と畫と打混れずて宜

しかる可き」て是獲滄溟は、第四一書に、有物若浮膏とある狀なりしを、彼矛を以て探り給ひし故に、泥沙は底に沈みて滄海と成れるを云ふなり、然れば此時の大地は、泥沙を中心に、外表は何方迄も、唯潮水耳ありし事灼然し、偖、滄海とは、第一一書に、投戈求地、因畫滄海と有りて、滄溟、滄海、共に國土の稚しくて、國と海と未だ分らざりし程を云へる由、古史徴に註されたるは、實に然る言にて、四神出生章第十一一書に、素戔嗚尊者、可以御滄海之原也と有るに、第六一書には、素戔嗚尊者、可以治天下也と有れば、國土の全くを然云へりしなり、又、古事記に、須佐之男命參上天時、山川悉動、國土皆震と有るを、瑞珠盟約章に、溟渤以之鼓盪、山岳爲之鳴呴と有る、國土と溟渤と並び山川と山岳と對へるを以知るべし、（和名抄に、滄溟、阿乎宇三波良と有るは、宇三の下に乃を略けるなり、類聚名義抄には、滄溟を阿遠宇那波羅と訓み、溟渤を意富伎宇美と有り、又和名抄にも、溟渤、和名於保岐宇三と有りて、此は同訓なり、溟渤此を唯に海の事と云ひ思ふは非ず）偖、此に獲滄溟と有るは、一島の成れる耳に係るならず、大八洲國を生み給へるも、其滄溟の中にての事なり、又、處々小島、皆潮沫凝成者矣、亦曰水沫凝而成也と有れは、殊に深く係れる事、次に說けるが如し、其は滄溟を青海とも書く事なるが、其を阿遠宇那波羅と稱ふる阿遠は沫なり、沫蕩尊と申し、鹽沫と云ひ、水沫と云へる沫にて、凝り聚りて國土と成る物を云へるなれば色の青きを云ふには非ず、宇那は海之(ウミノ)にて、海上(ウナカミ)海邊(ウナビ)などゝ同じく見るも、常の事には有れども、阿遠宇那と續けるは、沫生成(アワウミナス)と云ふ事にて、其卽ち國生成(クニウミナス)の意、波羅は廣く限なき由なり、（古史徴に、「此に海原と有るを、後に海(ワタ)を云ふ海原と見ては、彼此打ち合はず、難解き事多かり」と有るは然る事にて、海神を綿津見神と申せれば、海を和多と

云ひ、海原とも海中とも海底とも云ひ、又唯に渡とも海邊とも綿津海とも云ふ事なるが、又宇美と云ふ語も並べ用ひたりしなり、海宮遊行章に、海幸と云ひ海濱と云ひ海陸と云ひ、古事記同段に、海道と云ひ海坂と有るなどは、悉く宇美と云ふべき所なり、日代宮段歌に、宇美賀由氣婆云々、宇美賀波伊佐用布など見えたれば、神代より、和多とも宇美とも唱へしなりけり、齊明天皇御紀大御歌に、耶麻古曳底、于瀰倭拖留騰母、于之裒能矩娜梨、于那倶娜梨とも有るは、潮之下海下なるを思ふ可し、此に就て思ふに、海の所を云ふ時は和多なり、海の物を云ふ時は宇美なり、此國土をも、所には久爾と云ひ、物には都知と云ふに始れるを、通はして用ふるが如し、然れば和多は、記傳に渡なりと說かれたるが如く、宇美は大水の約れるにてぞ有るべければ、青海原とも海原とも云ひて、本より僻事には非ざれども、此國生と、素戔嗚尊に御依しのとは、阿遠宇那波羅と云ひて、言も物も同じくは有れども、其意異なり、傳二、沫蕩尊の下に云ひ、又傳六、生レ海の所にも註へるを考へ合すべし）偖、其沫は、膏にても泥にても潮にても水にても、攪き探れば成り出づる物なる事、人の知れるが如し、浮石の沫に凝り、鍾乳の石の液より凝る、今の事實は更なり、和名抄に、流黃、本草䟽云、石流黃、焚石液也、和名由乃阿和と見え、白鹽人常所レ食也、和名阿和之保と有るなどを考へ互して知るべき者なり、故沫生成と續く意は、第四一書に、有レ物若ニ浮膏一と有る、其物の泥土なりしが、瓊矛を以て攪き探り給ふが故に、沙土と凝り固まらむと爲るに、泡沫と成りて浮べらむこと、今も見るが如き心ちす、男莖成せる天之矛を以ちて、物を煮るが如く沸煮し給ひけむこと、已に傳三に云へるを、見合せて曉るべくなむ、又、埿土煑尊、沙土煑尊と申すを、埿土根尊、沙土根尊とも申して、根は煉の義なるに、瓊矛の貳も相通

ふ事、妙なりとも妙ならずや、（沫の凝りて國と成れりし事は、御紀耳ならず、古書に徴有りて、傳三沫蕩尊の下に引きて云ひ、又此下なる潮沫凝成者矣の傳に云ふべし）此時澤と水と未だ相分れざりしかば、謂ゆる泥海と云ふ狀にして、潮水の清澄て青々と見ゆる事なとは有るべくも非ず、沙土と成りて凝り固まりて、國土の成れる後こそは然しも有りけれ、然れば泥海の沫と成りて凝れるは、天之瓊矛を以て攪き探り給ひしに依る事なる故に、大古に阿遠宇那波羅と云ひしは、沫生成原の義なりしを、漸次に、大八洲國は更なり、萬國も此沫より成り定りて、海神なども生り坐して、現在の如くに滄海と成れりしかば、色を以て青と云ひ、大水を以て海と號け、廣く平なるを以て原と負せて、其をしも青海原と云へる、其字を借りて用ひたりし故に、誰も、上古は唯大海なりし者と思ふに及べりしなりけり、然れば、素戔鳴尊に滄海之原を御せと事依し給へるも、其國土の成り初れりし時の元の所由を以て、然宣へる耳には非ず、大八洲國は、先に成りて後も、淡洲と云へりし外蕃の國などは、潮沫水沫の凝り成れる貢盛の間なりしかば、其有る狀を以て、天下の事を然宣ひ依さし給へる者なりけり、（古史徴に、「漢籍にも、統二御四海一と云ふ語あり、治二青海原潮之八百重一と云ふに克く似たる言なり、御二四海一とは云へども、海を御すと云事ならぬを以て、言の義を辨ふべし」と云はれたるは、然る言ながら、猶此の滄溟を海と見られたる說なれば肯なひ難し）然れば、泡沫に凝り固まるべき性の備はる事はしも、二神の天之瓊矛を以て攪き探り坐しゝに依る事にて、神代耳然るに非ず、天地の立ち有らむ限りは、狹國は廣く峻國は平けくして、皇御孫尊に依し奉り給ふ神事を行はせ給ふ所由、已に祝詞講義に註せるが如し、（生島足島神詞、太神宮詞の下に云へり、此所と引き合せ讀み味はひて、其神事を知り、又、生國足國と云ふ事情を

も知るべし、此を知らざれば、天地の中に住める詮非らじと、力を究めて說き明めたりき）○獲は、底下豈無レ國歟と宣ひ、探レ之とあるに依りて、獲とは云ふ也、第二一書に、吾欲レ得レ國、乃以二天瓊矛一、指垂而探レ之、得二磤馭盧島一と有る得に同じく、共に探得給ひし意を以て記されたるなり、（本より有る所を得給へるには非ず、探りて得給へるにて、得は卽ち成し給ふ義なるなり）同じ獲字には有れども、神武天皇御紀に、皇輿巡幸、因登二腋上嗛間丘一而、廻二望國形一曰、妍哉乎國之獲矣の獲は、古く美傳都と訓ませたり、淸寧天皇二年御紀に、見字をも然訓ませたるを思ふに、其は見獲にて、俗に見出たりと云ふ事なり、廻二望國狀一と有るを合せて曉るべし、然れば、此は天之瓊矛を以て探り獲給へるなれば、其と混つに思ふ可きに非ず、（美傳都は見出なる事は、淸寧天皇御紀なるも然り、然るを此は其意ならぬは、本より國の有るを知りて、物爲給へればなり）○其矛鋒、第一一書にも、戈鋒とあり、記には其矛末と作るを、記傳四（十二丁）に、「末は佐伎と訓むべし、下に著二其御刀前一之血云々、以二御刀之前一云々、跌二坐其劍前一云々など、皆佐伎と云ふ、欽明天皇御紀に、鋒末、新撰字鏡に、欽保己乃佐支と有ればなり、（國栖等が大雀命の御刀を見て詠める歌に、波加勢流多知、母登都流藝須惠布由云々、と有れば、須惠と訓むも誤ならねど、猶多き方に依る可し」と見えたるが如し）猶四神出生章第六一書に、劍鐔、劍頭に對へて、劍鋒、天孫降臨章に、鋒端とある、共に佐伎と訓み、神名式なる貫前神社を、臨時祭式に或作二拔鋒一と有るをも、證とは成すべき者なりかし、（此事、下に劍鋒の條に委しく辨へたり）、○滴瀝は、第一一書に、垂落と有りて、古事記も右に同じ、四神出生章第六一書に、劍刄垂血とも、劍鐔垂血とも、劍鋒垂血とも、劍頭垂血とも有る、垂字の訓に倣ひて、斯多陀流と訓むべき由、記傳に註されたるに

從ふべし、斯多陀流は下垂にて、上より雫の垂落つるを云ふなり、(和名抄に霤、說文云、霤屋簷前雨流下也、和名阿萬之太利と有るも、雨下垂の義なるを思ふべし、萬葉十に、百磯城大宮人之蘰有、垂柳者と詠み、又、鳳尾草を志陀と云ひ、涙は泣水垂にて、其傍を云も此類なり、此外にも猶斯る語多在るべし)偖、此に滴瀝としも云ふは、其矛を引き上げ給へりし、其鋒より垂落たりしが故なり、第二一書に、畫滄海而引擧之、卽戈鋒垂落之潮と有るにて明らけし、(古事記も右の如くにて、指下其沼矛、以畫者、鹽許々袁々呂々邇畫鳴而、引上時、自其矛末垂落之鹽とあり、指下すと云ふ結に、引上げと見え、其引上たりし予より落るを以て、垂落とは有なり、舊事紀に、落垂滴瀝之潮と有るは煩はしき書體なり、○潮は、古事記には鹽と作けり、此時は、第四一書に、有物若浮膏と云ふ狀にて、遲土と水と相混和れりし程なりしかども、天日の光輝に蒸されて、鹽氣を含みて漸凝り固るべき氣機の出で來れりし故に、氣穗とは云ふなり、(國土の成れる後に、海水澄みて後も、鹹味なるは流水の如くは非ず、其一所に止まり居るに、天日の光を以て蒸す事甚しきが故なり、或書に問海水必鹹何也、曰鹹生于火也、火然薪木、旣已成灰、用水淋灌、卽成灰鹵、燥乾之極遇水、卽鹹此其驗也、地中得火旣多燥乾、燥乾遇水卽鹹味と云へるも、實理有る事なり、)潮を氣穗なりと云ふ氣は、天日の光輝の土水を照し蒸すに依りて、水の淡き味を變へて、鹹ゆき一種の氣を釀し成せるに依りて、此を志と云へり、然れば、志保は氣之穗なる事決し、(氣を志と云ふは、和名抄に、虹を爾之、霖雨を之久禮、飈を豆無之加世、嵐を阿良之、霜を之毛など云ふ類なり、穗は浪穗などの穗にて、物の中より、殊に秀出たるに云ふ言にて、巖を以八保と云ひて、岩に別つが如し、名義抄に、泡字に美都富と云ふ訓有るは、泡は水より出る、穗

の如き者なれば云ふなり、潮と云に就て說あり、其は、上に滄溟は沫生成原と云ふ事にて、其沫は此下に潮沫凝成者
矣にて、大八洲國は更にも云はず、萬國の成れるも、悉く此物に因れるが、御紀に、其を分別たれたるは、大八洲國
は、二神の生み給へる物實に潮沫の秀なる物の凝り着きて國と成るを、外國は謂ゆる淡洲にて、御子の列にさへ入り
給はざる醜國なるが故に、凝り着きて、國と成る潮沫も、潔き限には非ざりし者なり、其は神武天皇御紀に、昔伊弉
諾尊、目二此國一、曰二日本者浦安國、細矛千足國、磯輪上秀眞國一と有るは、國號考に、說かれたる如く、大八洲の揔號
にてはなくして、大和國を贊稱へ給へりし事云ふも更なれども、其御卷の首に、東有二美地一、青山四周云々、蓋六合之
中心乎と詔り給へるを以て思ふに、大八洲に亙る嘉稱には有れども、其中にも然稱ふべき地は此國ぞと、大御言に宣
ひ出させ給へりしなるべし、其三稱の中にて、磯輪上秀眞國の、磯輪上は潮沫上の切れるにて、上は物の珠勝れて秀
出て美好を云ふなれば、國土の成れる始の狀を御親ら見行はしゝ任に、伊弉諾尊の語り顯し給へるが、終に發語と
は成れりしなるべし、又、此大八洲國は、萬國の極東に在りて、元首なるにも思ひ合す可きなり、秀眞國は、景行天
皇十七年御紀の大御歌に、夜摩苦波、區珥能摩保邏摩と有るに同じく、此耳大和は國の奧區の由なる稱辭なれば、磯
輪上は秀と續く發語なれば、大八洲國の揔てに係れる事知るべし、(國號考に、「磯輪は皺にて、浪を云へるか、古今集
なる壬生忠岑が長歌に、「立浪の浪の皺にや溺ほれむ」と詠めるも、本より浪を皺とも云へる事の有りし故にやと思は
るればなり、若然も有らば、上は浪の立ち上るなり、如此云ふ意は、浪の立を、浪の穗と云へる事、書紀、萬葉など
に見えたれば、波立ち上る秀と云ふ意に續きたるなるべし、故、上をも、姑く能煩流とは訓みつ、然れど、此は試み

に云へる計なり、猶克く考ふべし」とあり）○凝成一島は、第一一書に、結而爲島と有る結をも、許理と訓ませたり、古事記には、鹽許袁呂々々邇畫鳴而、引上時、自其矛末垂落之鹽、累積爲島と有りて、凝の義允に明らけし、（此の凝を、一書に結字を書けるは、凝り結ぶ義を以てなり、古事記に、累積と有りて、凝り聚る意にて、言は異れども、皆同義なるなり、舊事紀には、凝結と作けり）記傳四（十一丁）に、「許袁呂々々邇は、彼矛以て攪き給ふに隨ひて、潮の漸々に凝り行く狀なり、即ち許袁呂と凝と言も通へり、其朝倉宮段に、天皇坐長谷之百枝槻下、爲豐樂之時、伊勢國之三重釆女、指上大御盞以獻、爾百枝槻葉落浮於大御盞、其釆女不知落葉浮於盞、猶獻大御酒、天皇看行其浮盞之葉、打伏其釆女、以刀刺充其頸、將斬之時、其釆女白天皇曰、莫殺吾身、有應白事、即歌曰云々、毛々陀流、都紀賀延波云々、本都延能、延能宇良婆波、那加都延爾、淤知布良婆閇、那加都延能、延能宇良婆波、斯毛都延爾、淤知布良婆閇、斯豆延能、延能宇良婆波、阿理岐奴能、美弊能古賀、佐々賀世流、美豆多麻宇岐爾、宇岐志阿夫良、淤知那豆佐比、美那許袁呂々々爾云々、此三歌者天語歌也と有ると同じ」と云はれたるに就きて、猶考ふるに、凝は許袁理の切れるなり、其許袁理は凝折にて、彼若浮膏と云へる狀に、國土の始めは泥土耳なりしが、締りに締りて、國土の成るに隨ひて、其跡はしも青海としも成れるなれば、凝凹かまる意なる可ければなり、（然云ふ故由は、天孫降臨章第五一書に、火盛時躙誥出兒名、火進命、次火炎衰時躡誥出兒名、火折尊と見えて、進と折と對へる如く、泥土のみ有りて漂蕩へりしを、國と成し給ふは、其進める物を折ると同じきを以てなり）右の天語歌に、宇岐阿夫良、淤知那豆佐比、美那許袁呂々々爾、と有るを考ふるに、若浮膏なりし物は、浮き上りて取留め

難かりし狀なるを、瓊矛を以て探らせりしより、落漬さひて、凝々爲し趣に聞えたり、記傳に「此狀を物に譬へて云はゞ、膏などを煑固むるに、始めの間は水の如くなるを、匕以て攪き巡らせば、漸に凝り以て行くが如し」と有るは、謂れたる言なり、(此歌を傳て浮膏條に引きて且々云へるを、此に見合せて曉るべし、天語歌の事は、中臣壽詞講義第十條に云へり)彼天之瓊矛はしも、玉を飾れる美麗しき御矛なりし事は、已に註せる如くなるが、其鋒はしも鐵の汲なりけむ事云ふも更なれば、其を以て此滄溟を攪き探り給へらむには、其金氣に凝り結ばりたる滴瀝の累積れらむには、縮り固りて、一島と成れらむ事、眼前に視奉るが如し、併此天之瓊矛の天根玄牡の滴瀝の、大地の玄牝に相感合て一島と成れる事、直に男女遘合の狀なり、此に因りて、地上に在ゆる人は更にも云はず、萬物に至る迄に、男女の形質備りて、有餘は不足を補なひ、不足は有餘に稟けて相等しからむと爲る性なるは、此即ち遘合の道なる事を曉るべき者なりかし、(記傳に「此は産巣日神の産靈に資りて、國土の初まるべき神の御所爲なれば、今尋常の小理を以て、左に右に測り云ふべきに非ず」と、云はれたる言を思ふべくなむ)島とは、海中に一區の域の成れるを云ふなり、國號考(大八島國條)に、志麻とは、周廻に界限の有りて一區なる域を云ふ名なり、本の意は、結る縮まる逼る狹しなど云ふ言と同じきなるべし、此等も取り放ち曠しく界限無くは非らで、界限有りて取り締れる意より云ふ言なればなり、然れば、志麻てふ名も、本は必ず海耳ならず、國中にて山河などの巡れる地にも云へりと見ゆ、(秋津島條に云く海無き地に島と云ふ名の有る事は、志麻とは、本は必しも海の中ならねども、山川などに在れ、周れる界限の有る地を云ふ名なれば、此秋津島なども、山の周れるを以て云ふなり、蜻蛉の臀呫せるが如しと詔給へるも、青山の周れる狀

なるを思ふべし、書紀に、越國を大八洲の一に取りて、越洲と云へるも、海は隔たらねども、彼國は、何國よりも山を隔てゝ、別に一區なるが如くなればなるべく、筑紫の宇佐を宇佐島と有るも、山川の周りて一區の地なるが故なり、又應神天皇の都は、大和國高市郡の輕と云地なるを、輕島と云ひ、欽明天皇の都は、師木と云地なるを、師木島と云へるなども皆同じ、此餘にも、海無き國々に、某島と云ふ地名の多在る、多くは此例にてぞ着つらむ、其中には必ず灼然き界限はなき地をも、殊更に一區と占め定めて、號けたるも有りぬべし、其も號くる意は同じ事なりかし）又此大八島など云ふ名の如く、甚大きなるにも云へれば、必しも小さきを耳云へるにも非ず、但し小くて海の中に在るは殊に周りの界限も炳焉ければ、專ら然る地耳の名の如くにも、自然に成れるなり、偖、島、洲などの字を當て書けるも、其海の周れる地を云ふ一方に就きてなり、然れど此等の字に泥みて、必ず本より海の中なるを耳云ひ、又小きを耳云名なりと勿思ひ誤りそ、凡て皇國の言は、漢字を當てたるは、全く當れるもあり、又傍は當りて、傍は當らぬも多かるを、後世には、唯一向に字に耳依る故に、本の意を誤る事耳多きぞかし云々と有るが如し、（洲字は、說文に、水中地也と見え、爾雅、水中可レ居曰レ洲と註し、島字は、說文に海中有レ山、可二依止一曰レ島と有るを、右に辨へて、傍は當りて、傍は當らぬ由に云はれたる者なり）○磤馭盧島は、古事記に、淤能碁呂島とあり、同高津宮段に、游能碁呂志摩と有るに依りて、碁を濁り志を清むべき事、記傳の說の如し、磤の音は隱なるを、淤能の二言の假字に借り用ひられたり）名義、記傳四（十二丁）に、私記に、自凝之島也、猶如レ言二自凝一也と有り、淡路天皇天平寶字八年御紀に西方有レ聲、似レ雷非レ雷、時當二大隅薩摩兩國之堺一、烟雲晦冥、奔電去來、七日之後、天晴於二鹿兒島信爾村之海一、沙石

自聚、化成三島、炎氣露見、有如冶鑄之爲形勢、相連望、似四阿之屋と有る、自聚を相照して思ふべし、彼許袁呂許袁呂に攪成し給へる潮の滴瀝の、累積りて成れる故の名なり、自と云ふ故は、佗の島國は、皆此二柱神の生み成し給へるに、此島耳は然らず、自然に成れゝばなり、故、下に唯意能碁呂島者非所生とあり」と云はれたるにて通えたり、(寶鏡開始章第三一書に、天拔戸兒、己凝戸邊と有るは、自凝に言同じけれども、石凝の石を誤れるなれば、此の例には引き難し、諸通證に、此紀、二尊所産生者、用洲字、潮水所凝成者、用島字と有るは、能くも心附きたり)此島の所在はしも說々有りて定め難きを、近く通謂世界とも、吾大八洲之本號とも云ふ如きは、取るに足らざれば、其は措きて、古書に所見たる所を、次々に擧げて定むべし、先古事記(高津宮段)に、天皇戀其黑日賣、欺大后曰、欲見淡道島而、幸行之時、坐淡路島、遙望歌曰、於志氏流夜、那爾波能佐岐由、伊傳多知氏、和賀久邇美禮婆、阿波志摩、淤能碁呂志摩、阿遲摩佐能、志摩母美由、佐氣都志摩美由、乃白其島傳而、幸行吉備國とる、此歌を先說きて、後に其所在を得べきなり、其は、天皇吉備海部直が女なる黑比賣を所使しが、大后の嫉妬に依りて逃げ下れるを、追ひて幸行せし所なるが故に、文に坐淡路島と有れども、於志氏流夜、那爾波能佐岐由、伊傳多知氏と詠ませ給へると、乃白其島傳而云々と有るとを合せて思ふに、海傳ひに幸行せし間に淡路島の東北に泊給ひて、大御船より眺望め給へる狀を詠み給へるなれば、本より淡路島は詠ませ給ふべくも非ねば、淡道を中に置きて西南の方なる紀海の淡島と、此許なる磤馭盧島を詠み給ひ、其より北西の方に指して幸行せる、吉備國の方に傍たる島々の事を詠ませ給へるが、古事記裏書に、阿遲麻佐能古志麻母美由と有るは、古本に然有りしなるべきが、

今地理を思ふに、淡道より西北に當りては、小野篁主の、八十島係けてと詠まれし如くに、八十の小島、實に檳榔を置き竝へたらむが如く多在れば、阿遲麻佐能古志麻は、地名には非ずして如二檳榔一小島の意なり、佐氣都志麻も右に同じく、放津島にて、其は離れ小島の洋中に放りて在るを然詠ませ給へる者にて、其向ひ幸行す吉備國の、猶遙なる事を宣へるなり、萬葉二（二十四丁）に、奥放而榜來船、邊附而榜來船と有る如く、奥の方に放れる島と云ふ事にて、此二つ共に、更に地名には非ざるなり、此大御歌を如此く說き得れば、磤馭慮島をも、淡道の西北の方に得るなり、然れば裏書に、古志麻と有る古字こそ、實に實には有るべき者なりけれ、（記傳には、此二島は、淡道の西南に、淡島などに並べりし島と見られたる故に、其說を得られざりしと見ゆ、又度會延佳が鼇頭には、阿遲摩小豆島乎と云へるは非なり、續紀三十八に、備前國兒島郡小豆島と有りて、其も見ゆる所なれども、小豆島を阿遲摩と云ふ事未だ聞ず、又、佐能志麻、日本紀云、淡路野島と云へるなどは、愈僻事なり、野島は奴自麻とこそ云へ、縱や佐の發語を置くとも、佐奴志麻と云はでは叶はず、且、履仲天皇御紀に、野島之海人と有るを證に取りたれども、萬葉六、赤人の長歌に、御食都國、日之御調等、淡路乃野島之海人乃云々、反歌に、三食都國、野島乃海子乃とも詠みたれば、島の如く思ふ人も有るべけれども、三に人麻呂羇旅歌八首の中に、珠藻苅、敏馬乎過、夏草之野島之崎爾、舟近著奴とも、粟路之野島之前乃濱風爾、妹之結紐吹返、とも有りて島には非ず、海の出崎なり、今も蟇之浦と云ふ地に、野島が崎とて有る是なれば、佐能志麻の方人には成り難かり、阿遲麻佐能は、古事記玉垣宮段に、檳榔之長穗宮と有る、之も同じく共に如字の義なり、和名抄に、檳榔葉聚二樹端一有二十餘房一一房數

百子者也と有る、葉聚ニ樹端一は、長穗と云ふべし、一房數百子は、小島の百八十と多在るに譬へさせ給ふべきなり、此は古、皇國に無かりし物なれども、已く外國より貢ぎたりしが珍らしき任に、物にも譬へさせ給へるなり、本草に、木の狀を云へるに、高五七丈、正直無レ枝、皮似ニ青桐一、節似ニ桂枝一、葉生ニ木顚一、大如ニ楯頭一、又似ニ芭蕉葉一、其實作レ房、從ニ葉中一出、旁有レ刺、若ニ棘釘一重疊、其下一房數百實如ニ鷄子狀一、皆有ニ皮殼一と云へるを、此二に合せ思ふべし、然れば裏書に古志麻母美由と有るなむ、甚々可美(ヨロシ)かりける、(但し摩字を皆麻に作れり)又、釋述義に、私記曰、今見ニ在淡路國西南一角小島是也、云ニ俗獨存ニ其名一也、或說、今在ニ淡路國東、由良驛下一、或說云、淡路紀伊國兩國之境、由理驛之西方小島云々、然而彼淡路坤方小嶋、于レ今得ニ此號一也、と有は甚々煩はし、今此を辨ふべし、私記に、西南角と有るは、西北角を誤れるにて、口訣に在ニ淡路西北隅一と同じきなり、其は或說、在ニ淡路國東由良驛下一と云へるは次の或說に、由理驛之西方小島を云へるなれば、其同じ地を云へるならむには、或云とは云ふまじき者なり、然れば、私記は口訣と同じく西北角なるを立てゝ、由良驛下なるは、一說に備たる事灼然し、倍、或說に、淡路國東と云へる方位は、何れも國府の在りし三原郡よりの方位にて、津名郡なる由良は實に東端なり、次の或說に、由理驛之西小島と有るは由理由良同處なるが、其西に當りて今も沼島(スシマ)と云小島有りて、三原郡に隷るが國府よりは西南の方なり、然而彼坤方小島、于レ今得ニ此號一也とは、釋者の說にて、纂疏の御說も右に同じきが、其に私記に西北角小島是也、云ニ俗猶存ニ其名一也、と有るとは別の事なり、思ひ混ふべからず、由良は、神名式に、津名郡由良湊神社と見え、應神天皇三十一年御紀の歌に、由羅能斗能、斗那訶能と有る地にて、民部省式に、由良驛馬五疋とも見えたり、倍其坤方な

る小島を、于今得此號と有るは、沼島と沼矛と沼の同じきに依りて、磤馭盧嶋ぞと僻心得爲つる者なる可し、古くも然云へりと聞えて、萬葉一（十一丁）に、中皇女命往于紀伊温泉之時御歌に、吾欲之野島波見世追、底深伎阿胡根能浦乃、玉曾不拾と詠ませ給へるを以て知るべし、（阿胡根浦は、紀伊國日高郡なる故に、誰も其邊の地と思ふらめども、豫て欲りし給へりし野島を、海部郡名草郡の海濱より望み見坐して、然後に、阿胡根浦を見むと云ふ事なるを思ふべし、難波海よりは見えざれども、予も淡路より紀伊に渡る時に、由良の渡中に在る粟島よりは、四五里も西方に見ゆるが、平坦にして實に野島と云ふべき地勢なり、三原郡土生灘と云ふに在りて、陸を去る事一里許にして、島の亘凡一里許にして、戸數千餘有りて、大に豐饒の地なりとぞ）口訣に、磤馭盧島自凝島也、在淡路西北隅小島也と有るは、古の私記の本說に合ひて、高津宮段の大御歌に叶へれば、此ぞ神代の磤馭盧島には有りける、大神貫道と云ひけるが、磤馭盧島日記に、古伊弉諾尊伊弉冊尊、蒙天祖之神勅、欲成天地立於天浮橋、以天瓊矛探滄海、其滴瀝結而爲島、名曰磤馭盧島、是則大八洲之始祖而、大千界之大宗也、卽在淡路洲之西北、俗稱繪島是也、誠是神明凝天巧、以爲神靈宅、造化鍾神秀而爲山岳宗、其地勢似八坂瓊之曲玉、所謂捧九宮而成者乎、旁無延緣、自溟海崛然而獨立、根無連着、隨潮波上下而自在、是故雖震大地敢不動、高浪蹴天奚可浸乎、是謂天地柱、是謂八尋殿焉、島中奇石磊落、多現男根女淫之形、奇形怪狀不可勝數矣、又金玉之精湧出、其形如露似珠、表發金氣裏含土砂、惟神是宅亦祇是廬、誰能窺其神境哉（以上採要）とも有る、其如くにて、古歌に繪島と詠める所なるが、山の形勢男根の怒張る狀成して北より南に向ひ立ち、幾千萬とも測り知れず、玉の多在るは彼矛

の滴瀝より凝れる故なるべく、全體の巖の色は黄ばみたるに、玉の色の赤きが交りたる耳ならず、日記にも記せる如く産盥条杓子などの形自然石に現はれ、實に誰が眼にも繪島とは知らず知らずぞ打ち出づべき所なりける、其南に並て大繪島と云ふあり、日記に大和島と云へる是也、然計り高くも非れども、此二島共に人は恐みて登らざゝめり、其繪島の地方に鶺鴒島と云ふ有り、此も始は海中に在りしならめ共、淡路洲の大きに成るに隨ひて、終に其地には成れりしなるべし、其なる磐窟はしも、神名式に淡路國津名郡石屋神社とあるこれなり、此に依りて其地を岩屋浦と云ふ來馬郷の北端なり、此處、播磨國明石と直向ひて、其徑一里に過ぎず、所以に明石門とも淡路門とも云へり、〈神功皇后御紀に、詳爲二天皇一作レ陵詣二播磨一、興二山陵於赤石一、仍編レ船組二于淡路島一、運二其島石一而作レ之と見えたる如く、船を編みて、渡して石を運べりしを以て、其近き程を知るべし、又萬葉六、笠朝臣金村作歌に、淡路島松帆乃浦爾と詠める地も、其西方半里許に在り、野島之前は、其より二里許に在り、東南には大和河内和泉攝津の國々連りて相對ひ、西北には播磨備前讃岐の山々島々、恰も圍める如くなり、凡そ天下の勝景はしも、世に名高かるも、聞しよりは見劣りの爲る者なれども、此繪島邊の眺望ばかり、聞きしに勝る所は非ず、然は云へ、富士山天橋立と此かとぞ思ふ、〈倩、右の繪島の地方に、池田宮内少輔忠雄、城を築きし跡有り、其時繪島などをも領し取りたる由、土俗の云へる、若し然も有らば、亂世の武士計り心なき者は非ざりけり、右に云へる石屋神社は、永萬記にも、岩屋社と出たり、祭神未詳、殿馭盧島日記に、二神に蛭兒を合せ祭ると云へれども、蛭兒は覺束なし、今此を石楠神社と土人の云ふを以て思ふに楠などの化石なるにや、又其東南の方に、天地大神と云ふ社有り、予が心には、式に謂ゆる石屋神社是ならむかと思

ゆゝ、其は傳十三卷に云ふべし、日記に、國常立尊、伊弉諾尊、伊弉冊尊三座なりと云へり、國常立尊は例のなれども、二神を祭れるは然も有るべし、攝社八十萬神とて、古代の神像を多く祀れりとぞ、予が本生の地より、遠くも非ねば、往々行きて土人に聞くに、其社の前の海中に矛島と云ふ有りて、水上には現はれざれども、船人の榜に、棹梶などの觸るゝ事有れば、畏き御祟の有る事とて、大に怖るゝ所なり、猶國中之柱條と、第一一書天柱條とに云はむを合せ見て知るべし、然れば、磤馭盧島は繪島にて、私記及び口訣の說に克く叶へる者なり、其大繪島と云へるも、必ず鶺鴒島、矛島共に、神代の初に成りて、二神の御靈の、常しくに鎭まり坐す所なる事灼然き者なり）

二神。於是降居彼島。因欲共爲夫婦。產生洲國。便以磤馭盧島。爲國中之柱（柱此云美簸旨邏。）而。陽神左旋。陰神右旋。分巡國柱。同會一面時。陰神先。唱曰憙哉遇可美少男焉（少男。此云烏等孤。）陽神不悅。曰。吾是男子。理當先唱。如何婦人反先言乎。事既不祥。宜以改旋。於是二神。却更相遇。是行也。陽神先。唱曰憙哉遇可美少女焉。（少女。此云烏等咩。）因問陰神曰。汝身有何成耶。對曰。吾身有一雌元之處。陽神曰。吾身亦有雄元之處。思欲以吾身元處。合汝身之元處。

此迄の文、第一一書、及び古事記の趣に異なる事も無きを今茲に至りては、其次第の差有る事、辨へ難き計なり、

且、事の略に過ぎたるは、勉めて漢文に物爲られたるが故なり、又此章の因々、皆天神の御命に依る事なるを、凡て二神の御心として、道の大義を失へるも遺憾しき事なり、二神の唱和なども、旁を略かれたり此は然ても聞えは聞ゆるを、雌雄の元處の事は、其より先に必ず有るべき事なるを、其後に成したるなどは、殊に如何なる事なり、又蛭兒を四神出生章へ回らして、此に淡洲を略かれたるは、此上無き私の極と云ふべし（此外、味氣なき節々多在るを、其所々に辨ふるを見て知るべし、然れども、正しき神代の古語を譯し取れる故に、漢文には書取り難かりしなるべし、古義の覆はれ竟ざりけるこそ尊き事なりけれ）○降二居彼島一は、第一一書も然り、共に降居を、阿麻久陀理麻須と訓めるは、古事記に於二其島一天降坐而と有るに依りて、古くより然訓める者なり、然れば彼島の彼も、其と訓むべし、（顯宗天皇御紀に、倭者彼々茅原と有るを、釋に、彼々其所也と有れど、彼々は其々なるべし、和名抄郡名に、肥前國彼杵、曾乃佐と見えたり）舊事紀にも、天二降其島一と見え、萬葉十八（二十丁）に、葦原能、美豆保國乎、安麻久太利と有れば、然訓まむも惡しくは非ざれども、記傳の訓に依りて、阿母理麻須と訓むべし、其引かれたる萬葉二（二十四丁）に、和射見我原乃、行宮爾安母理座而、三（十六丁）に、天降付天之芳來山、十三（三丁）に、手向爲跡、天降座兼、十九（三十九丁）に、安母理麻之掃平、など有るを證と爲べし、安母理は、阿天淤理の約りたる古言なり、と有るが如し、（猶二十に、多可知保乃多氣爾阿毛理之とあり、六に、三諸著鹿脊山際爾と有る三を、一本に天と有るに依りて、天降付の例と爲るは非なり）已にも說へるが如く、國常立尊より此二神に至る迄、皆彼天神の產靈に資て、若二浮膏一物の成り出づると俱に生坐して、卽ち其物の神に坐せば、此に降居と有るからは、前に其天神の詔命を奉はりに

參上り坐せる事の、必ず無くては叶はざるなり、然るを、何れの傳にも其事の所見ざるに、深く心を盡して、神の頤を探りたる人も聞えぬは如何にぞや、此二神の御事はしも、始の間は隱身にて坐し、後は云ふ迄も無く顯身に坐ればば、其心して解くべきを、始終通りて顯身の神と見るからに、其說を得ざりけるこそ遺憾しき事には有りけれ、記傳に「今初めて天降坐すには非ず、初め天神の大命を承け給ふとして參上り坐せるが、降り給ふなり」と有るは、彼瑞珠盟約章に、復命の事を含みて云はれたる說にて、此耳ぞ、古より今に比類無き言立には有りける、然れども、今一層は、後學の力を入るべき料に殘されたりと見ゆ、其は、天御中主尊と申す神一柱なりしを、高皇產靈尊、神皇產靈尊二神と御靈を分けて、其相結ばせる中より、天地を成し給ひ、神祇を生み給ふ事にし有りければ、此二神は更にも云はず、天地の間に在りと有らゆる八百萬千萬神は、悉くに右の造化三神の御靈を分けて成し坐さゞるはなき中にも此二神はしも、顯身の始に坐す事にし有りければ、其分際の甚々隈々しきは、其隱身より顯身に亙るが故なり（次にも云ひて灼然き事には有れども、神の御靈を以て云ふ時は、天降坐すと云ふべし、形體に依りて申すには、國と倶に生り坐せるなり）俗、此大地に國常立尊、豐斟渟尊の隱身にして成り坐せるは、謂ゆる公運私運を司り給ふ神に坐して、大地の運動をこそは所知看けれ、國生みの事には預らせ給はず、然れば、天神の御事依して、此二神を大地と倶に令レ生給へりしは、天神の御所より別りて天神の天降坐し始なり、然は有れども、若ニ浮膏一して漂蕩へりし間の無爲なりし頃ほひには、本より其と指す御名の有るべくも非ぬを、右の公私の運動に依りて久しき年序を經るに隨ひて、漸く還土、沙土と地質の凝り固まるべき時運と共に、二神の御靈も亦太じく大きにぞ成り給ひけらし、天神高天原よ

り見行し御在し坐して、此時ぞ、天上に召し上げ給ひて大命は宣ひ託給ひけむ、天神は素より隱身に在し、二神も隱身に坐しゝ間なりければ、御言語も何も御心の自在に成し給へりし者なり、(傳三に、埿土煑尊、沙土煑尊より面足尊、惶根尊と申す迄は、二神の共爲夫婦し給ふに至る次第の御名なる由、已に辨へたるを思ふべし)若て、二神の御身の其成し事の有るは、此迄隱身なりし御靈の、顯身に具成し給へるなり、其顯身を具成し給へるは、天神の大命を奉て國土を生み諸神を成し給はむ神功の坐せるが故なり、瑞珠盟約章に、是後伊奘諾尊、神功既畢、靈運當遷、是以構二幽宮於淡路之洲一、寂然長隱者矣と有るは、神功既に竟へて、本の隱身に復り給へりし態なる證なり、(幽宮を、唯に御靈の鎮坐す神社の如く心得むは心淺し、第一ノ一書に、二神降二居彼島一、化二竪八尋之殿一と有るは、顯身と現れ出で坐しゝに依りて建て給ふ宮なるを、幽宮は其反にて、隱身と坐して棲み給はむ料なるを思ふ可し)偖、此國生の事に就きては、天神の大命を乞ひに上り給ひし事も有れども、已に顯身と坐しては、天には參到り坐し乍も、直に御言語などは出來ざりし故に、太占を以つて、其御命を受け賜はらしゝ事と見えたり、(古事記に、二柱神議云、今吾所レ生之子不レ良、猶レ白二天神之御所一、即共參上、請二天神之命一、爾天神之命以、布斗麻邇爾卜相而詔云、因二女先レ言而不レ良、亦還降改言と有るは、天神の命を請ひに、其御所迄は參上り坐しゝかども、天神の命は、太占を以て卜相せと宣へるにて卜相は、二神の御情に合せて奉給はらしゝにて天神の太占を以て卜相給へるには非ず、二神の御方に太占を設けて、天神の御心と卜相せ給へるなり、記傳の說非なり、第一ノ一書、以二太占一云々の傳に云ふべし)然れば、伊奘諾尊、伊奘冊尊と生れ出で給へりし其ノ御靈の上を申す時は、天神の御許より天降らせ給へるなり、其顯身を具成し給へりし其ノ

身(ミ)實(サネ)を申す時は、國土にて成り坐せるなり、所以に、古書に、高皇産靈尊、神皇産靈尊の御子と有るが其系を訂し見るに、皆がら二神の御子、又御孫なる耳(ミ)多く、又二神の正しく御子なるをも、猶、高皇産靈尊、神皇産靈尊の御子と記せるも多きは、其御靈より云ふと、顯身より云ふとを混(ヒトツ)に爲るが故なり、姓氏錄に天神部に收めたる神の出自の、多くは伊弉諾尊伊弉冊尊に止まれるを以て知るべし、(此は、予が深く徵し明らむる所有りて云ひ出づる說にて、古今に一人だに、未だ思ひ得て定めたる說を聞かざるなり、此傳一部を讀み度して、知る人ぞ知らむかし、譬へば、少彥名命の如き御紀には、高皇産靈尊の、吾所レ生兒、凡有二一千五百座一、其中一兒最惡、不レ順二教養一、自指間漏墮者と見え、古事記には、神産巢日御祖命の御言に、此者實我子也、於二子之中一、自二我手俣一久岐斯子也と有れども、其は御靈の上を以て我が子と宜へるにこそ有りけれ、實は淡洲の國魂神に御在る事、第一一書に說けるが如し、國魂神とは、譬へば古事記に、伊豫國謂二愛比賣一、讃岐國謂二飯依比古一と有るが如く、其國と俱に生り坐して、其御魂神に坐せば、其正身を以て云ふ時は、決く此の二神の御子なり、然れども、其御魂を以て云ふ時は天神の御子なり、凡べて神等の御上にては、御魂を以て爲る故に、天神に係けて傳へたる事多在り、此等の人代の事とは大に別なる者ぞかし)斯れば、立二於天浮橋之上一云々の事は、隱身の時なり、今此に、降二居彼島一と有るは、顯身の始なり、磤馭慮島と云ふ地實初めて成れる故に、神の形體も始めて其(ヨロヒ)成れる事、如此く明らかなりける者をや○共爲夫婦は、第一第十の一書に遂爲夫婦、第六一書に、合爲夫婦、寶鈒出現章に、遘合と有るなど、共に、美斗能麻具波比と訓めるは、古事記に、吾與レ汝行二廻逢是天之御柱一、爲二美斗能麻具波比一と有るに同じ、顯季集に、如何計り、美斗能麻具波比契有りて、親の

誡めに障らざるらむ、清輔集に、契り置きし、楊の端かき見えねども、御殿麻具波比月日經にけり、奥儀抄或本には為夫婦とも書けり、古歌に云々、聞かばやと、人傳ならぬ言の葉も、美斗能麻具波比までも思はず、と所見たり、（舊事紀には、御戸婚毘と有り、此書體にては、毘は添假字なる如く見ゆ、但し說文に、毘同也と云ふ意にて書けるか、古語拾遺には、此と同じく、共為夫婦とあり、應神天皇十三年御紀に、得夫を、麻具波理底と訓めるも同語なり、夫の字を類史に交に作れども、其訓同じ）然れば、右等の字は、義を以て種々に作ける者なりけり、偖、其本語の美斗能は、記傳には、夫婦隱り寢る所を云ひて、久美度に同じき由に註されたれども、古事記に、大穴牟遲神云々、故其八上比賣者、如先期美刀阿多波志都と有るなどは美刀を、御所とは如何にしても說くまじき語なり、故倩思ふに、美斗能麻具波比は、共身之熟組合なる可く、美刀阿多波志都は共身與にて、美斗能は身と身と共に為る意なれば、久美度とは一つに為べからざるなり、（娶を美阿波須と訓むは、身合なり、米須と訓むは身統なり、天孫降臨章第二一書に、幸之の字を、美刀阿多閉麻須と訓めるも、御所の意とは聞えざるなり、阿多波須は、此の麻具波比と同じ事なり、同章第六一書に、佐禰耐據茂、阿黨播怒介茂譽と詠ませ給へるは、眞床も不與哉にて、豐吾田津姬の不與共言を、然宣へるなり、雄略天皇元年御紀に、天皇與一夜而脤、遂生女子云々、朕與一宵而脤云々、大連曰、然則一宵喚幾廻乎、天皇七廻喚之、大連曰、此娘子以清身意奉與云々、況與終宵而妄生疑也と有りて、與と喚とを打ち交へ云へるを以て、身を與て合ふ事を云へるを曉る可し）麻具波比は、記傳四（二十六丁）に、麻は字麻なり、凡て何事にも美く物為るを、宇麻云々と云ふ事多し、繼體天皇御紀歌に、男女美く寢る事を于魔伊禰と有

る類なり」と有るが如し、(顯宗天皇御紀に、美字を于麗羅と註せり、予先に、麻は儀式に、御體、辭曰二於保美麻一と有るに依れば、身の義ならむかとも思ひしがども、非ざりけり)其波比は、組合、又咋合の約まれるなり、記傳に、凡そ物二つが一つに合ふを、久比阿布と云ふ、萬葉十六(十六丁)に、美麗物何所不飽矣、坂門等之、角乃布久禮爾、四具比相爾計六とある是なり、今世語に、物を作り合すを、志久波須と云ふも、爲咋合の約まれるなり、又、物の具波比の善し惡しと云ふも咋合の善き惡しきなり、(○今言、又、人に出で會ふ事を、傳久波須と云ふも、右の例に依らば、出咋合すなるべし、萬葉一に、名細吉野乃山者と有る、細は咋合にて、物と物と熟々組合て開然たる所無きを云なり、然して寄と云ふ意を以、吉野と續けたる者なり、傳一精妙の下に云へり見合す可し、偖、右の角は、男根を云ひ、布久禮は陰囊を云ひ、四具比相は爲組合にて、交合の事を云へり、傳一に註せり、日本靈異記一には、婚合を久那加比と訓めり、其は組中合と云ふ事なるべし、和名抄に、鶺鴒、和名爾波久奈布里と有るは、新組中振にて、此の故事に本着きたる名なる事、第五一書に就きて云ふべきなり)又、伊勢物語歌に、「世を海の、海人とし人を見るからに、目くはせよとも賴まるゝ哉」とある、此目久波須も彼方此方目を見合すを云ふなり、此等にて其の意を知るべし、楚辭九歌に、「美人忽獨、與レ余分、目成とあり、彼成り合はざる處と成り餘れる處と、宇麻具比阿布を麻具波比とは云ふなり、俗に、嫁を一に爲と云ふも此意味ならむ云々」と有るが如し、猶、夕顏卷(五丁)にも、自ら偖み御覽ぜられ給ふと、付きじろひ目具波須とあり、これは、指差して言には云はずして、目交せを爲る事に云へり、若菜上(四十三丁)に「人々目を久波せつゝ、餘りなる御思遣哉など云へり、又(七十五丁)甚切偏痛と目久波須禮ど、聞き

も入れず云々、」竹川(四十三丁)に、「隱便に召し寄せて、目具波世奉らましかば」などあり、葵(五十一丁)に「悔しくのみ思ほして、清亮にも見合せ奉り給はず、」若葉下(六十六丁)に「甚痛く恥らひ濕りて、清亮にも見合せ奉り給はぬを、」又(六十九丁)「院も、只今一度目を見合せ給へ、」又(八十八丁)心置かれ奉りては爭でかは、目をも見合せ奉らむ」夕霧(六十四丁)「入り給へれど、目も見合せ給はず、難面にこそは有ンめれど、見給ふも理なれど、」總角(四十一丁)に、「疎ましう難面姉君をば思ひ聞え給ひて、目も見合せ奉り給はず」と有るも、心を通はすには、目をば見合する故也、(但し目久波須は、右の如く、目と目と見合す事にて、目を見合すは、心を思ひ交すにて、其男女遘合の事に成る事には有れども、其と混に爲られたるは麁し、麻具波比は、熟咋合にて、目久波須は、目咋合なり、各別なり、然れば、記中の目合も、麻具波比とも、米久波須とも、讀むべき所有りと知るべし)又、豐斟野尊、豐組野尊相通へる如く、又熟組合の義も有り、久美度は隱處にて別なれども、寶劔出現章に、相與遘合の相與を、久美度と訓み、古事記(朝倉宮段)大御歌に、伊久美陀氣、伊久美波泥受、多斯美陀氣、多斯爾波韋泥受とある、伊久美波泥受は入組者不ㇾ寢にて、男女交合の狀なり、次なる多斯爾波韋泥受の多斯は、多斯美の略なるが、多は發語、斯美は染にて、男女相婚ひて漸く馴れ行くを馴染と云ふに同じ、然れば、多斯は甚染の意、韋泥受は不㆓率寢㆒にて、未だ喚給はざるを云ふなり、然れば此の熟組合は交合の事なる事著し、記傳に、久美は隱なり、と云はれたれども、其は猶末にて組與は本なる事、云ふも更なり、(沼河比賣の歌に、阿和由岐能、和加夜流牟泥遠、曾陀多岐、多々岐麻那賀理、麻多麻傳、多麻傳佐斯麻岐、毛々那賀爾、伊波那佐牟遠、」又、須勢理毘賣命の御歌にも、阿和由岐能、和加夜流牟泥遠、多久豆怒能、

斯路岐多陀牟岐、曾陀多岐、多々岐麻那賀理、麻多麻傳、多麻傳佐斯麻岐、毛々那賀邇、伊遠斯那世と詠ませ給へるなど、組合と云ふ狀なり）〇產ニ生洲國一は、古事記に、以レ爲ニ生ニ成國土一と有り、偖、此は神世七代章に、天地開闢之初、洲壤浮漂、譬猶ニ游魚之浮ニ水上一也と有るに應へて見るべき所なり、右の如く洲國と凝り固るべき物の浮漂へりし故に、其洲國と成るべき物實を產生して、修理固成し給はむとの御事なりかし、（口訣に、洲國依ニ二神一而成、故曰ニ產生一と有るは、古意に非ず、二神の洲國と成るべき物實を產み生し給へるが、其卽ち洲國とは成れりし者なり）洲國は、久爾都知と訓めるに從ふべし、上に、底下豈無レ國歟云々と有る如く、其時に瓊矛を指し下して探り給へりしかば、先茲に磤馭盧島を得給へるに、此は國中之柱と爲る所にこそ有りけれ、二神の無レ國歟と宣へりしは、其には非ざるが故に、其島に降り居て、洲國を產み生し給はむとは思欲し成りぬるにて、其ノ磤馭盧島の時は、二神は幼稚く渡らせ給ひしを、此にては共爲夫婦し給ふべき、御盛年に成り給へる故に、產み生し給はむとは宣へる者なり、彼ノ瓊戈の滴瀝れるに凝り聚りて、其島の成れるを以て、二神の產み生し給へりし物實に、塭沙の凝り聚りて、大八洲國の成れる事、何の疑がはしき事かは有らむ、（服部中庸が三大考に、二柱神の此ノ大八洲國を產み給へる事を、世人漢意を以て見る故に、此を信けずして、種々生賢しき說有れども、其は皆私事なれば取るに足らず、唯古傳の任に心得べし、唯人の兒を生む如く、御腹より生み給へる者なり、但し其委しき狀は如何に有けむ傳無ければ知難ければ、今此を思ふに、先、天より降り坐す時に、天浮橋に立たして、瓊矛を以て彼ノ漂在る物を攪き成し給ひて、引き上げ給ふ時、其矛の滴瀝は微かなる物なれども、其ノ物に因りて漂在る物聚り凝固り、廣く大に成りて、一島とは成れるなれば、大八洲國を生み

給へるも、其如くにて、二柱神の交合の滴瀝、女神の御腹内に合凝り成りて、然て女神の御腹より生み出し給ふ所は、微小き物なれども、其物に彼漂在る物の寄り聚り凝りて、國土とは成れるなり、近くは人身の成れる始にても知るべし、父母の交合の時に滴瀝る物は微なれども、月を經て兒の形と成るに非ずや」と云へるは、實に然る説なり）〇産生を、記に生成と作ける、宇美は得身にて、身體を得るに係り、那須は名爲にて、身體の成り出づるを云ふ事なるが、通はして宇牟を那須と云ひ、那須を宇牟と云ふ故に、生字を宇牟にも那須にも用ひたる事常なり、又、宇牟には産字を多く用ひ、那須には成字を專と用ひたり、（但し産字を那須とは訓まず、成字を宇牟とは訓まざるは、其産も成も、正しく其言に允當れる字なる故なり）産は、古事記（訶志比宮段）に、其御子者阿禮坐、故號ニ其御子生地一、謂ニ宇美一也と有るを、御紀にも、日ニ宇彌一と作ける是なり、又、新選字鏡に、祉以レ胞祀ニ司命一也、宇牟須比萬豆利と有るは、産靈祭と云ふ事なり、神名式に、尾張國葉栗郡、宇夫須那神社と有るは、産土神社と云ふ事なり、又、天孫降臨章第一一書に、吾子孫可レ王之地也と有るを、敏達天皇十年御紀に、子々孫々と見えたる註に、古語云、生兒八十綿連連とあれば、宇美能古と訓まれたるは當れり、又、允恭天皇四年御紀に、蕃息、雄略天皇九年御紀に、産兒を宇麻波理と訓める、宇麻は産、波理は廣にて、産廣ぐる事なり、（又、御紀に、殖及び蕃生字などをも然訓める、共に同語なり、仁德天皇五十年御紀に、鷹産之云々と有りて、歌に箇利古武とあり、又麻を續むなどの績など共に同じ、猶宇牟と宇麻志と同じき由、傳一、傳一、可美葦牙彥舅尊の下に云へり）生を那須と訓むは、古事記に、於ニ高天原一成神名云云、此三柱神者並獨神成坐而隱身坐也など見えたる成、又神世七代章に、便化ニ爲神一とも、自有ニ化生之神一とも、始有ニ倶

生之神とも、高天原所生神とも見え、大祓詞に、國中爾成出武天之益人等など有るに同じ、但し其は自然の事なれば、此那須は成す方に就きて云ふ語なり、萬葉九(三十三丁)に、父母賀、成乃任爾、又(廿九丁)に、人跡成事者難乎和久良婆爾成吾身者」、又、記傳に引かれたる竹取物語に、己が成さぬ子なれば、心にも從はず、空穂(藤原君卷)に、此春子一人成して薨れ坐しにきと有るなど、此等は、生るゝ事を、那須と云へるなるが、記傳に、生成は、唯生む事なり、其を由成とも添て詔へる由に註されたれども、右に云へる如く宇牟と那須と、意は別々にて少か異有る事なり、(瑞珠盟約章に、生を宇牟と、常の如く訓めるを、其第一一書に、汝所生兒云々、生兒云々、第二一書に、生女云々、生男云々、化生神云々、第三一書に、化生男など有りて、何れも生を那須、那流と訓めり、今も那佐奴親、那佐奴子、那佐奴中など、俗にも云ふ事なり、倩、此成などの事は、傳三、所生、及び神名と云ふ所の傳に委しく云へりき)○爲國中之柱は、第一一書に、降居彼島、化立八尋之殿、化竪天柱也と見え、古事記に、見立天之御柱、見立八尋殿とある是なり、舊事紀に、則以天瓊矛、指立於磤馭盧島之上、以爲國中之天柱也と有るを以て此國中之柱卽ち天柱なる事を曉るべし、(然れば、國中之柱と云へるは、國中之天柱と云ふを、切めて短く云へるなり、次に引ける私記には、唯に柱と耳有り、平田翁說に、見立天之御柱とは、天上に天之御柱と有る、其に擬て、國之御柱をも然云へる由に云れたるは、然る言ながら、予は記傳の訓に從ひて、天之御柱遠見立と云ふべくぞ所思ゆる、其は眞の天之御柱と云ふは、我が磤馭盧島なるを、後に此天之御柱に擬ひて、五岳の天柱をしも立て給へる狀に思ゆればぞかし)釋述義に、私記曰、問何故、謂之國中哉、答言、以此島爲國中之柱也、或說、此島正値天地之中、

故云₂國中₁者、其非也、又問、此柱何物哉、答、古說云、天神所₂賜瓊矛₁、既探₂得磤馭盧島₁畢、卽以₂其矛₁衝₂立此島₁、爲₂國柱₁也、卽其矛化爲小山也と見えたる、此に依りて、國中は天地の正中に値ると云ふには非ず、國土の中なる事明らけし、偖此古說は、右の舊事紀と同じきが、佗古書に然る傳の有るを取れるなり、右の二說を合せて思ふに、二神の磤馭盧島を探り得坐しゝは、平坦なる地なりけむを、其中心に、彼瓊矛を衝き立て給ひて、天之御柱に擬らへて、國中之柱とは成し給へる者なり、（古史徵に、其矛は八尋殿の御柱と爲りて、二柱神の御世の限り住み坐せる者を、卽ち其矛云々と云ふべき謂なし、其小山と化れるは、二柱神の御世過ぎて後なる事論ひなし」と有るは然る言なり）右の類例は、出雲風土記なる國引文に、今者國引訖詔而、意宇杜爾、御杖衝立而、意恩登詔、故云₂意宇₁と有りて、其細書に、所謂意宇杜者、郡家東北邊、田中在塾是也、圍八步許、其上有₂木以茂と見えたる、此御杖卽御矛なるに、塾と化れるを以て、磤馭盧島の小山なる事疑ふ可きに非ず、（又此文中に、此而堅立加志者、有見國與₂出雲國₁之堺有₂名佐比賣山₁是也、云々、又、固堅立加志者、有₂伯耆國₁大神岳是也と有りて、何れも同じく物の化して山と成れるが、此等の此上なく高く大なるは、國引の綱を結び着けて、御船を繫ぐ桃柯なりし故に、矛などの比に非ざるが故なり、偖、杖と矛と一物なる事は次に云ふべし）偖、國中之天柱として、瓊矛を衝き立て給へりしは、八尋殿の心御柱と齋ひ立て給へりし事なるが、信び難き書には有れども、寶基本記に、散見せる古傳に、心御柱、一名天御柱、亦名日₂忌柱₁、亦名天御量柱云々、是則伊弉諾伊弉冊尊鎭府、陰陽變通之本基、諸神化生之心臺也と有るは、此の事實に契合へるを思ふに、決めて杜撰には非ざるべし、（記傳に、凡て殿を造る事を云ふとて、先柱を云ふは、於₂底津石根₁宮柱布刀

斯理など、古の常なり、大殿祭詞に、天皇の御殿を造り奉る事を云へるにも、奥山乃大峽小峽爾立留木乎、齋部能齋斧乎以伐採氐、本末乎波山神爾祭氐、中間乎持出來氐、齋鉏乎以齋柱立氐、皇御孫之命乃、天之御翳日之御翳止造奉仕禮流瑞之御殿云々」、如此專ら柱の事を取り分けて云へり、且、此には、下に柱を行き廻り給ふ、大禮を申す段なる故に、初に、其を立て給ふ事を、先云ひ置けるなり」と有るが如し、但予が說は已に祝詞講義大殿祭詞に就て委しく云へれば、其に任ね置きつ）故今思ふに、其瓊矛を衝立てゝ國中之天柱と爲し給ひて、彼唱和の御時に、此柱を廻り會ひ給ひて、御妹妹と成り給へるにも、此柱を極と定め給へる事はしも、少縁の事には非ざるを以て見るに、其瓊矛は天神の授け賜へる御靈實なるを、國中に衝立て給へるは、二柱神等の神議を以て、天神の御靈を國中に齋ひ鎭めて、大地の鎭めとは成し給へる者なり、此を以てぞ齋柱と云ふ名は起りけらし、其は古事記(訶志比宮段)に、爾以其御杖衝立新羅國主之門、卽以墨江大神之荒御魂、爲國守神而祭鎭還渡也と有りて、御杖を衝き立てゝ國守神の御靈實と祭り鎭め給へるも、此の故事などに依せ給へりけむと所思ゆればなり、(此事、御紀には以所杖矛樹於新羅王之門と有り、此を以て、右に杖と有るは、矛なる事知るべし）西蕃の古說にも、天柱五嶽の論有るに就て、其中岳と聞ゆるを主と爲る事に、云ひ思ふめる事には有れども、成務天皇御紀に、以東西爲日縦、以南北爲日横、山陽曰影面、山陰曰背面と有りて、大地の事は、天日を以て體として定むる古法にて、皇國は、萬國の東方の元首に居て、萬國に君主たる耳ならず、右の國中之天柱などは、天神の御靈實を國守神と祭り鎭め給へる所なれば、餘四岳の此に非ざれば、天柱五岳の根本なる事云ふも更なり、且、南西北中の天柱は、唯國土の骨幹として、天柱は立て給へ

りと雖も、然る止む事なき珍寶ならぬを以て、其勝劣の有るべき事を曉るべき者なり、猶此下に、此をも合せて、天柱五岳の事を註すを合せ讀みて曉るべし、（西川正休說に、此國在二萬國之東頭一、朝陽始照之地、陽氣發生之最初、震雷奮起之先土と云へるは、謂れたる言なり、但し神代の古傳とては無き外國の說に溺れ惑へる痴者は、大地の環の如く圓體なる物なれば、何れを始とし何れを終と云はむと云ふめれども、皇國より西には親しく連聯て國多きを、東方には何方迄も國なしと云ふ許り、遙に國には隔れゝば、此を萬國の東頭と云はむも然る事なる耳ならず、西洋人の皇國の事を記せるに、凡そ世界國土の中に、肥え潤ほひて樂しきは、北緯三十度より四十度の間に及ぶ所なし、日本は其間に位して、萬國の極東方の界なり、天神如何なる御心にか、其國を殊に惠み給ひて、周には烈しき大海を遶らして、外國の寇を防ぎ、其地形を此方彼處へ立て離して、島々を統べ合せし如くならしめ、國々の產物を異にして、總國に互し通はせ、日本一國、異邦の產を求めずして足らしめ、餘りに大ならず小ならず造りて國を實せしめ、所以に人民多く家居立ち並び、國豐饒にして、五穀は殊更萬國に卓越て、人氣烈强盛なる事、外國に勝りしは、世界國土に比類なき事を記せるが如く、此より西方赤縣印度を經て西に至る任に、次第に國土人物の醜めく穢く劣り行きて、阿米利加など云ふに至りては、其醜穢の極なるを以て、其首尾有る事を知るべし、今年嘉永七年、彼醜國の夷共、軍艦を連ねて來れるに、外國の書籍を讀まざる輩は、志純一にして少しも怖るゝ事なく、神風を待たずして塵にも爲べき勢有りて、然すがに神國の大御寶と甚賴もしく見えたるを、有司の中に、彼を知りて我を知らざる學者共多く有りて良も爲れば、彼が毒計に落ち入りて、開闢以來未、外夷に對ひて一度も恥かしめを受けざる國格を亂らむと爲しこ

そ、世中は常夜往く心ちなりしが、征夷府の人々は、右の如く有りしかども、朝廷より伊勢等の十社に奉幣を奉らせ給ふ大御詔の中に、雄々しく武く物爲給へる事共の多く見えさせ給へるなむ、然すがに天神御子に坐しけると、天下の人擧りて尊み奉れる事なり、若る大御稜威の御盛に大坐々す上は、萬國の兵の限を合せて來らむとも怖れは非じと、天下の人共の悦び合へるも、亦神隨なる事なりかし、此は此に關係らざる事ながら、其騷ぎを見たり聞きたり、且は憤ほろしかりければ、心有りて少か記しおく者なり）然れども其始には、國中之天柱と云ひて、我磤馭盧島一處なりつるを、二神等、先、大八洲國を生み給ひ然後に大地の全くを修理固成し給ふとして、我が天柱に擬ひて立て定め給へる故に、自然に東岳と守(ナリ)くべくは成れるなり、但し其所在はしも、皇國なる耳(ノミ)こそ顯(アラハ)には見ゆれ、外國々なるは、地中に隱(カク)れて有る故に、神僊の位を得たる人ならでは、其靈容をだに伺ふ事能はざる事と聞えて、岳瀆名山記と云ふ物に東岳廣桑山、在ニ東海中一、青帝所レ都、南山長離岳、在ニ南海中一、赤帝所レ都、西岳麗景山、在ニ西海中一、白帝所レ都、北岳廣野山 在ニ北海中一、黑帝所レ都、中岳崑崙山、在ニ九海中一、爲ニ天地心一、黄帝所レ都、四岳皆在ニ崑崙之四方一、巨海之中一、此五岳諸山、皆神仙所レ居、五帝所レ理、非ニ世人之所一レ到也とあり、然れば、我が東岳耳(ノミ)こそあれ、他の四岳の所在を、推し當てに此ぞ彼ぞと云はむは、甚可畏き事なり、（右の南岳西岳など云ふは、漢土に傳へたる名なり、然れば、我が古語には、南之御柱、西之御柱など云ひも、爲つべき狀なり、右の青帝赤帝白帝黑帝黄帝は、風火金水土の五元の神等なるべし、此等の委しき事は、平田翁の赤縣太古傳、天柱五岳餘論などに見えたり）右の東岳なる磤馭盧島は、大地の最初に成れる故に、西蕃には此を祖山と云ひ、其傍に在る淡路國を、國生みの初に先成れる故に、此を祖州とも云

ふめり、又、印度に須賣流山と云へるも、決く此山なり、須賣流を翻譯して、統領の字義と成れゝば、大地を統領る天柱なるにも、彼祖山なるにも合ひ、又瓊矛の化れるにも叶へり、其は、玉に八坂瓊之五百箇御統と云ひ、和名抄に、昴星を須八流とも云へれば、須賣流の梵語は、此古昔を傳へたりし者と所思ゆればなり、此等を以ても、餘の四岳とは殊に勝れて、我東岳の尊き事を明らむべし、〔右の祖山は、老子東遊の文に、東日窟常陽之山、援ニ搏桑之丹椹一、散ニ若木之朱華一、觀ニ碧海一、挹ニ東井一、過ニ鬱池宮一、暘谷神王、東海青童君、衆仙陳ニ丹椹朱實一、金津碧醴、次登ニ祖山一、觀ニ芝田一採ニ養神草一、と有る是なり、祖州は東方朔が十洲記に、祖州近在ニ東海之中一、地方五百里、上有ニ不死之草一、草形如レ菰、苗長三四尺、人已死三日者、以レ草覆レ之、皆當時活也と有る是なり、右の不死之草は、解除に用ふる菅なるべし、大祓詞講義、天津菅曾條見るべし、右に須賣流山は、長阿含經の十二天儀軌に、大梵王者、上天之主衆生之父也、天帝釋者、地居之主と有るを、平田翁說に、大梵王は皇產靈神に、天帝釋は伊弉諾尊に當る由に云はれたるは、然る言なり、長阿含經に、蘇迷盧山、諸大神妙天之所ニ居止一と有るは、此破馭盧島の天柱は、天神の御靈實なるを聞き傳へたるなめり、又東方帝釋天と云へるは、印度より皇國を大凡に云へるなるべし、偖其帝釋を釋提婆因陀羅と云へる、其は直天帝なる由なるは、天柱は天地昇降の路なるに、其須賣流山の神なるに叶へり、或人、此須賣流山を、北極直下なる由に云へるは、古意に非ず）次に南西北の三岳は、幽れて何れの地方に在りとも詳ならぬを、唯其中岳なむ、垂仁天皇御紀、田道守が言に、遠往ニ絶域一、萬里蹈レ浪、遙度ニ弱水一、是常世國、則神仙祕區、俗非レ所レ臻と見えたる此なりける、常世とは、謂ゆる夜國と云ふ域にて、北極直下に在る、大地の中心の邊の名なるが、此を及ぼして、後には廣く

外國を云ふ稱とは成れるなり、倭、崑崙山と云へる漢名は、磤馭盧山などを訛れるにや、其は二神此東岳を立て、大八洲國を生み給へる後に、蛭子淡洲の未だ國形を成さざりしかば、其等の位置を成して、萬國を羅列て、大地を定めさせ給はむとして、此四柱は見立て給へりけむを、其に潮沫などの寄り附き寄り附きして、終に大地の全は整へりけむと所思しければなり、(其は、西岳にも昆侖の名有るを以て知るべし、序に云ふ、南岳は、老子南遊の文に、南遊登ニ長離山一、此山亦名ニ蕭丘一、出ニ九光之英火浣之布一、越ニ赤津一入ニ大丹宮一云々、十洲記に、炎州在ニ南海中一、有ニ火林山一と有り、西岳は、老子西遊の文に、西遊ニ龜臺ニ入、七寶園一、觀ニ飛玄紫文一、過ニ流精闕一、九靈金母、大素元君、進ニ玉文之袠一、其質如レ餅と有る、大素は白色にて、王母の內號なり、西王母傳に、金母元君、一曰ニ西王母一、生ニ于神州一、與ニ東王木公一、理ニ二氣ニ而養ニ育天地一、陶ニ均萬物一矣云々、昆侖玄圃閬風之園、有ニ金城千重、玉樓十二瓊華之闕一、元始天王、授ニ龜山九天之籙一、使下制ニ召萬靈一、統中括眞聖上、位ニ配西方一、女子之登仙得レ道者、咸所レ隷焉と有りて、此にも昆侖の名有り、十洲記にも、昆侖一云昆崚、在ニ西海之戌地北海之亥地一、地方一萬里、有ニ弱水一周回繞ニ市此一、四角大山、寔昆侖之支輔也云々、九光西王母之所レ治也と有れば、此は弱水の續きにて、中岳崑崙山に近き狀なり、北岳は、老子北遊の文に、北遊ニ空洞山一、過ニ洞陰宮一云々、十洲記に、玄州在ニ北海之中一、地方七千二百里、上有ニ太玄都一、仙伯眞公所レ治云々など見えたり、此は赤縣太古傳に引きて註されたる中に、要と有る所を採み記せるなり、委しくは、本書に就きて見るべし、但し斯る事にも、餘りに深入りすれば、却て彼を正として、此の眞古傳に異義を云ふに至る人多ければ、其等の輩に等しく成らむも口惜しき事ぞ、心爲べし)右の名山記に、在ニ九海中一、爲ニ天地心一と云へる九海は、丘海

にて、昆侖丘の海と云事と聞えたれば、此は弱水なるべし、大秡の、東文忌寸獻ニ横刀一時咒に、北至ニ弱水一と有るを、玄中記に、天下之弱者、有ニ崑崙之弱水一、と有るを以て九海なる事を知るべし、其を、右の垂仁天皇御紀に、弱を、與和能と有れば、水は宇美と訓むべし、倩、如此訓めるは、宇に就て儲けたるならむかと思ひしを、今考ふれば、彼邊は一年の內にも、半は晝半は夜となれる計り、天日の光に疎き所なれば、月の光などは、素より見えざる程なるべし、倩、海水の潮汐(ミチヒ)はしも、月の出沒に隨ふ事にし有りければ、月光を受けざる所は、海水の往來強き事なくして、池沼溜れる水の如くなれば、弱水と云ふ事、實に叶へる稱なりかし、（同じ皇國の內にても、南海の潮汐は強く甚しきを、北海の潮汐は弱く少き故に、土人は、北海には潮汐は無き事と思ふめり、北海に潮汐の無きには非ず、月行の線よりは良遠(トホ)きが故なり、或書に、海水潮汐何也、月爲ニ陰精一、與レ水同物、凡寰宇之內、濕潤陰寒皆月主レ之、既其同物勢當ニ相就一、月爲ニ濕本一、濕能下施、故對レ月而得レ水焉、月既下濟、水亦上行、欲レ就ニ子月一、故月輪所レ至、水爲ニ之長一、而成ニ潮汐一也、當ニ潮長時一、江河溪間以及ニ盆盎一、無ニ處不一レ長、長則氣入レ水、爲レ之輕潮降氣、出レ水復故重、今人以レ鉼盛レ水、毎日權レ之、輕重不レ等、則潮升時輕、潮降時重耳云々、由レ此而言、月爲ニ水主一、月輪所レ在、諸水上升、海潮應ニ月期一著明矣云々、と有るを考へて、弱水は潮汐無く、澱める水なるを知るべき者なり）其常世國を、新井君美が、蓋指ニ耽羅國一而言、今朝鮮地方、唯此嶋產ニ柑橘一など云へるは、例の儒者風の強說にて、取るに足らず、耽羅は、後に皇朝にも所知看しゝ地なるを、何どてか、迂遠なる常世國の稱を以て記されむや、此非時香菓はしも、常世國なる神仙の秘區に在りし物なるを、此時に始めて顯國に出でたるは、聖帝の神靈に賴りて、凡俗の臻るまじき所に行き

得て、賜はり取り歸れるなれば、其所在の如きも、凡俗なる一書生などの知るべきには非ざるなり、倩、其常世國は、河圖括地象、及び河圖始開圖等に、八極之廣東西云々、南北云々、崑崙山爲ニ天柱一、爲ニ地首一、一曰ニ崑崙丘一、一曰ニ崑崙虛一、氣上通レ天、地之中也、上爲ニ天鎭一、横爲ニ地軸一、立爲ニ八極一、滿爲ニ四瀆一、地下有ニ四柱一、廣十萬里、有ニ三千六百軸一、犬牙相牽、名山大川、孔穴相通、有ニ五色水一、出ニ五色雲一、其山中應ニ于天之最中一、蓋帝之下都、聚仙之所レ集、神物之所レ生、四維多レ玉、乃鍾山是也と有る、應ニ于天之最中一は、天極に應ずるなり、此の東岳磤馭盧島の天日に應ずるに同じ、又四維多レ玉と有るも、此の東岳の形狀に同じ、然れば、此を以て南岳西岳北岳も、四維多レ玉と云ふ狀なるを思ふべし、(又氣上通レ天と云ふも、上に說ける天浮橋なるに叶ひ、爲ニ天柱一と云ひ、上爲ニ天鎭一、横爲ニ地軸一と有るは、國中之柱とも天柱とも國柱とも云ふに合へり、帝之下都云々は、山海經に、崑崙虛云々、是謂ニ太帝之居一、衆帝自所ニ上下一、立而無レ景、呼而無レ響、蓋天地之中也とある、太帝の下都にて、其は天皇太帝に坐し、其天皇太帝は、平田翁の伊弉諾尊なる由定められたるが如くなるが、旁由あり、但し右の河圖括地象、河圖始開圖は、赤縣太古傳に校して引かれたるを出せり、本書の任にては、所々左に得失有りて、一々に辨へむも煩らはしければとてなり)然れども、大地の形勢はしも、天日の縱横に依りて定むる事にし有れば、此に先以ニ磤馭盧島一爲ニ國中之柱一と有りて、此を祖とし本と爲る事なれば、西蕃に祖山と傳へたる事、我古說に叶て甚愛たきを、其中岳はしも、大地の背面の方に大進り立て、天極に向へるなれば、亞ぎて尊きを、其何の爲ぞと云に、我が東岳は私運公運を以て晝夜を成して一年を爲す表なり、南西北は此に從ふ可し、中岳は其公私の運動の間に昇降して、寒暑を別ち四季を定むる標なり、漢籍春秋

保健圖に、天皇于レ是掛レ元陳レ樞、以立二易威一と有る易威は、易に生々之謂レ易と有る如く、此大地の運動き易り來經行く事有るに依りて、萬物の生々繁茂する事なるが、其は天日と大地と天極と地心と相應ずるが故なり、五岳は此の表なる事知るべし、漢武内傳に、天皇氏觀二六合一、瞻二河海之長短一、察二丘山之高卑一、立二天柱一而安二於地理一、植二五岳一而擬二於鎭輔一と有るを以て、天柱五岳の皆がら出來りしは、河海丘山の有りて後なる事を知るべし、然れば此に以二磤馭盧島一爲二國中之柱一と有るは、何の御心も坐さずて、唯國中の天柱と爲して、其中心には天之瓊矛を祭り鎭めて、天神の御靈實と齋き奉り給へるが、後に南西北中の四岳を定め給へるに就きては、東岳に當ると雖も、其實は萬國の東頭元首なる、祖州の中に在る祖山なれば、其に擬ひて、右の四岳は立て給へるを、西蕃には其差別迄の委しき事は傳はらざりしかば、擬二於鎭輔一とは云へるにて、實の鎭輔の、我が磤馭盧島なりとは知られざりし故なり、〔十洲記に、太上名山、鼎二于五方一、鎭二地理一也と有るも是なり、此等の說はしも、赤縣太古傳、天柱五岳餘論に云はれたるも多在れど、予が取る意少か異なる故に、此に如此叢脞しく云ふなり、見む人、其心して内外を取り失ひて、予が意を取り誤る事勿れ、天柱五岳と云ふ中に、南西北の三岳は、蠻夷の中に在りと雖ども、其所在は幽れて神の秘區と成れゝば何國の如何なる地とも知る由なく、又中岳は地心に在りと雖も、弱水を隔て、又氷海氷山の中に幽れたる神域にし有りければ、西蕃には、河圖括地象、及淮南子地形訓に、正北玄州曰二成土一と云ひ、印度には此を北俱盧洲と云ひ、其留蘭土とも具呂伞杼須とも云ひて、謂ゆる夜國と云ふ地なりければ、唯其地有りと云ふ耳にて、實は見たる人なきを、我磤馭盧島はしも、右に云へる如く、今も現に淡路國の西北に在りて、現世の正目に、唯に見觸る所に在るは、實に

等く尊き事なり、然れば外國などより云はば、唯神國なる耳ならず、皇國は今も神代なる者なりけり）○陽神陰神の陽陰は、賣遠と訓むべし、神世七代章に、陰陽不分と見え、次なる雄元雌元を、第一一書に、陽元陰元と記され、下に陰陽始遘合爲夫婦など見えたる、何れも賣遠と訓むより外有るべからず、夫婦を、俗に賣遠登と云ふも、女男人の義にて、其相配へるを以て云ふ稱なり、古事記、須勢理毘賣命の御歌に、阿賀淤富久邇奴斯許曾波、遠邇伊麻世婆と、遠に男と夫とを兼ねて宣ひ、阿波母與賣邇斯阿禮婆、那遠岐氐遠波那志、那遠岐氐都麻波那志と、賣に女と婦とを兼ねて歌ひ給へる、此を以て夫婦の事を賣遠と云ふを知るべし、古今集序にも、此の二神の事を、天浮橋の許にて、女神男神と成り給へる時云々と有るも、二神の男女に成り給ふ謂ひには非ず、夫婦と爲り給へる事を申せるなり、（和名抄夫妻類に、夫和名乎宇止、一云乎止古と有れども、夫の本語は遠なり、後夫を宇波乎、前夫を之太乎と有るを以て知るべし、妻和名米とある、其に對へる言なるを思ふべし、下に、雄元、雌元と有る下に云ふを見合すべし）又、陽神陰神を、所に依りては彥神、姬神とも訓むべし、傳三に、天伊佐奈彥神、天伊佐奈媛神とも申す由註せる上に、釋紀訓に載せたる私記の一說に、安氏說、陽神讀比古神、陰神讀比賣神、下皆倣之と見え、夫婦に然云ふは、風神祭詞に比古神爾云々、比賣神爾云々、萬葉九（廿二丁）筑波山歌に、男神毛許賜、女神毛千羽日給而と有るなど是なり、嫡妻に對へては、其夫を日子遲神と申す定格なるをも、又思ふべき者なりかし、（日子遲の遲は崇辭にて、男を尊みて云ふ稱なる事、古事記明宮段、麻呂賀知の傳に註されたるが如し、此夫を日子遲と云ふも、凡人には云はざりける事にこそ、記に其神之嫡后須勢理毘賣命、其爲嫉妬故、其日子遲神云々と見えたれは、嫡后に正しく對へ

云ふ稱なり）○左旋右旋は、古事記に、如此云期乃詔㆓汝者自㆑右廻逢我者自㆑左廻逢約竟以廻と有りて男神の指揮に依れるを此には略きたる也、第一一書も右の如くなるを其も即將㆑巡㆓天柱㆒約束曰㆓妹自㆑左巡吾當㆓右巡㆒云々と有て下に改復巡㆑柱云々と有は誤なるべし、其は其處にも婦人之辭其已立揚乎と見え、古事記にも女人先㆑言不㆑良とこそは見たれ、巡柱の事に混ひ無ければ、決く傳の誤なる事云ふも更なり、（古史徴には、右の一書を取られて、此は謂有る事の由に云はれたれども、予は和なはず、其は天地の初より、男は天に女は地に、夫は陽に婦は陰に、其位定れる事、二神の豈所知看ざらめやも、此に陰神の言先立ち坐しゝは、御心の速く感動かせ給へる故なる事、下に云へるが如し、口訣に、左旋右旋、陰陽自然之性也と有るも、謂れたる言なる者をや）左右は、比陀理美岐理と訓むべし、大同類聚方一に、枳閉波牟奈倭介乃美岐利仁阿利天と見え、世奈甫稔乃和記美利、非段利爾曾比天云々、又、美伎里日當里比登志久云々、又記傳に引かれたる、伊勢が亭子院歌合記に、「上達部は階の左美岐理に皆分れて侍ふ」などあり、通證に、古傳、望之朝南面仰觀、則日月相㆓望於東西㆒、東爲㆑左、左日足也、東日首也、西爲㆑右、右見限也、西日往也と云へる實に然るべし、彼以㆓東西㆒爲㆓日縱㆒とある如く、東を首とし西を尾と爲る事なれば、東を以て奧墟とし西を以て端緒と爲るが故に、萬葉に、左手を奧手と云へり、古事記に、左御手の手纒に所㆑成れる神を奧疎神、奧津那藝佐毘古神、奧津甲斐辨羅神とある、其に奧と申すは、左手の物に依りて成り坐せればなり、又、右御手の手纒に所㆑成る神を邊疎神、邊津那藝佐毘古神、邊津甲斐辨羅神と申すも、左の奧なるに對へて、右を邊とは云ふなり、和名抄に考聲切韻云、堦登㆑堂級也、（俗爲㆓階下㆒、波之。一訓之奈）兼名苑云、砌一名階（訓㆓美岐利㆒）と見えたる階は、堂

の邊なるを美岐利と云ふ事、甚能く合へる者なり、然れば、左は日足にて奥なり、右は見限にて邊なり端なる事知るべし、（猶古事記に、於二左手一所レ成神名志藝山津見神、次於二右手一所レ成神名羽山津見神とある、志藝を、四神出生章第八一書に、雖此云二之伎一とあれども、其は借字にて、繁山なり、羽山は同章に、麓山、是曰レ麓、此云二簸耶麿一と有りて、繁山は內、麓山は外にて、左右の次第に合へり、新古今集に、筑波山麓山繁山と詠めるも、其內外を共にしたるなり、又、於二左足一所レ成神名、原山津見神、次於二右足一所レ成神名、戶山津見神とある、原山は字の如く、戶山は外山にて、此も左右に就きて、自然に內外の意を成せり）旋は身轉にて、直行は爲ずして、曲路を行く事なり、次には巡字をも然訓めり、四神出生章第一第十一の一書に、廻レ首云々、寶劔出現章第六一書に、大巳貴神獨巡造、天孫降臨章第二一書に、故經津主神、以二岐神一爲二鄉導一、周流削平など見え、古事記には、此の事を廻逢とある事、上に引ける如く、又、白檮原宮段には、直行を上幸、曲行を廻幸と書し別たる事、殊に明らかなる者なり、此等を以て、旋は身轉なる事を知るべし、（身を賣と云ふ事は、仁字惠字をも、賣具牟と云へる、其も身與にて、彼と我との間を、親しく共に爲る義なれば、身を賣と云へるなり、具流は形狀の言に、久流理とも久流々々とも云ひ、物名に車と云ひ反轉と云ふ久流など同言の例にて、糸を繰る、綿を繰るなどの用語、亦此に等し）○分二巡國柱一は、二神同處に共に竝び立たして、男神は左より女神は右より、彼國中之柱と爲給へりし磤馭盧島なる八尋殿の中心を、分れ巡り給ふなり、第一一書に、卽將レ巡二天柱一云々、分巡相遇と見え、古事記に、吾與レ汝行二廻一逢是天之御柱一云々、約竟以廻とあるる是なり、（國中之柱は、舊事紀に、國中之天柱と云ひ、釋紀に引ける古記に、國柱と云ひて、卽天柱なる事、上に已

に委しく說註せれば、其に就て知るべきなり）偖、國柱を分れ巡らせ給ふ事はしも、彼天神の授け寄さし給へりし天之瓊矛を衝き立てゝ、國中之天柱と爲給へるが、卽ち天神の御靈實を齋ひ鎭めて、國守神と爲給へる事、已に上（國中之柱條）に云へるが如し、然れば、八尋殿の中心として此立て給へる御靈實の天柱を、左右より旋り會せさせ給ふ事はしも、高皇產靈尊、神皇產靈尊二神の產靈に資りて、天中に一物を產み成し給へるに則を取らせ給へるなり、又、今も見放くる如く、天の左旋（ヒダリメグリ）し地の右動（ミギニドコ）める形象を、天浮橋より見行し坐して、其に倣はせ給へる者なり、（赤縣太古傳に、春秋保健圖に、天皇于レ是斟レ元、陳レ樞以立ニ易威一と云ふ文を引きて、「天極地極相反對して運行する趣は、淮南子天文訓に、大微者大一之庭也、紫宮者大一之居也、紫宮執斗而左旋と有る如く、北辰其所に居て左旋先導し、北斗又此に共なひ法りて左旋後從しつゝ、其七政を齋ふるに依る事なり、偖、大地は此旋に反して右旋する者なり、同書に、帝張ニ四維一、運レ之以レ斗と云へる帝は、所謂天皇太帝にて、大地の四方に、彼四柱岳を列張して、四維を生じ、其旋轉を北斗の雌神に法り旋らしたる義なり、抑北斗の旋るは、北辰大一の神機に依る事なるが、又同書に、北斗之神有ニ雌雄一、仲冬始建ニ於子一月徙ニ一辰一、雄左行雌右行、仲夏合レ午謀レ刑、仲冬合レ子謀レ德と有り、然れば天は北斗の雄神に法りて左旋し、地は北斗の雌神に從ひて右旋する事、疑ひなし」と云はれたり、傳一に說ける皇產靈神二柱の下に思ひ合すべし）記傳に、「凡夫婦遘合の初に、先、柱を行き廻る事、上代の大禮と所見たり、此は男女遘合の初にして、先、此禮を行ひ給ふ事は、甚々深き理ある事なるべし、書紀に、此天之御柱を、國中之柱とも國柱とも云へるを思ふべし。國土の生れる本元を、此柱に負せたる名ぞかし云々」と云はれたる、甚々深き理はしも、先、國中之柱

はしも、天御中主尊の御靈の鎮りなり、左旋右旋はしも、高皇産靈尊、神皇産靈尊の元氣、天中にて左旋右旋して結び合ひ給へるに、神習はせ給へる者なる事、決くなむ有りける、（記傳に「男女交合の状、男は上に在りて天の如く、舍にては屋の覆ふが如し、女は下に在りて地の載するが如し、舍にては床の如くなるを、柱は中間に立ちて、上下を固め持つ者なれば、夫婦の間を固め持つ理にや有らむ、鶺鴒の一名を、麻那婆斯羅と云ふも、學柱にて、柱を交合の意に取りて號けたるにや有らむ、偖又思ふに、柱と云名義は、波斯は間なるべし、間人、又、萬葉に、相競端爾と云へるも、端は借字にて、間の意なり、又、古今に「木にも非ず草にも非ず、竹の世の、間に我が身は成りぬべらなり」と云ふ歌も、竹を木と草との間と云へるなり、斯て柱は、屋と地との間に立てる物なればなり、又、橋も、此岸と彼岸との間に渡せる名なり、又、俗言に妻問の最初に言を通はし初る媒を、波斯加氣と云ふも、橋懸の意にて、有の柱の事に通へり、又、箸と云ふ名も、此物は必ず二つ相對ひ寄り合ひて、其用を爲す物なれば、夫婦の意に似たり、又事の始を端と云ふも、此巡「柱の事に由有なり」と云はれたるは、然る言ながら指末の意にて、此は決く天神に神習はせ給へる者ぞかし）〇同會㆓一面㆒は、第一一書に、分巡相遇と見え、古事記に、約竟以廻時云々と有るを合せて考ふるに、二神の御面を會せて遇ひ給ふには有るべからず、其國中之天柱の一方の面に出で會ひ給ふ事なるなり、譬へば天柱を中に立て置きて、其北面に二神相并び立たして、其より陽神は左に東方に、陰神は右に西方に、交に行き巡らして、其南面に一に相遇ひ給へる如きを、同會㆓一面㆒とは記されたるなり、（然れば同自久一面爾會給布と訓むべきなり、右史徴に引かれたるには、御面乎會世給布と訓まれたるは、二神の御面と思ひ違へられたる者なり、古事記に、

大穴牟遲神の、須佐之男命の御所に參到り坐しゝ所に、其女須勢理毘賣、出見爲㆓目合㆒而相婚云々、海宮段に、蘭豐玉毘賣命、思㆑奇出見乃見感目合云々とある、其に合ひて甚宜しき狀には有れども、此は國柱を禮に取りての事にし有れば、其にては叶はず）此に、一つの考有り、古事記（朝倉宮段）に、即幸㆓行共若日下王之許㆒云々、故都摩杼比之物云而賜入也、於㆑是若日下王㆑奏㆓令天皇㆒、背㆑日幸行之事甚恐、故己直參上而仕奉、是以還㆓上於宮㆒云々と所見たるは御妻問の時に、天皇の日に背きて幸行るを忌諱て還し奉り、若日下王の御方より日に向ひ參到りて仕へ奉らむと申し給へるにて、神武天皇の御戰の時とは反復の事なるは、神代より婚の大禮は、日に向ひて物爲る定めの有るに因准はせ給へる事なるが、其始は何れの時にか有らむ、二神の故事に依らせ給へる事灼然ければ、此時の巡㆑柱は、然爲給ひけむ事申すも更なり、若、然ならむには、二神、西より分れて、天柱の東面に會ひ給へるなる可し、此と事は異なれど、外宮儀式帳、菅裁物忌職掌條に、二所太神乃御饌處乃御田爾下立氐、先菅裁物忌湯鍬持氐、東向耕佃、湯草湯種下始と有りて、田を作り始むるをだに、東向に物爲るなども、由有る事なるべし（天日はしも、天照太神の所知看す所なるが、天地の初時より、皇祖天神の神積り坐せる域にし有りければ、其天神の御許に、東方に日繼に向はせ給ひて、婚の大禮を行ひ始め給へりけむ事、更に疑ひ無かるべき者なりかし、此考成りて後、強ひて思ふに、若、元本には日面と有りけむを、一面にと改め書かれたるにや、彼影面と云ふも、天日に依れるを以て思ふに、東方を日面など云ふ語の有りけむも知るべからず、東は日の首めて見るゝ方なる故に、比登母など云ふ事の有りけるなるべし）○陰神先唱曰は、陽神の御言を待ち敢へ給はずして、言出爲給へるなり、釋紀秘訓に、私記曰、問唱字訓讀、説々如何、答

師說、登那賣氏止讀レ之、或說、伊邪那比氏、又說、都宜氏、又說、許登傳志氏、而師說未詳と有れば古くより種々なる訓の有り來りしと見えたり、登那賣は登那閇にて、音那布の略なり、欽明天皇の十三年、孝德天皇元年御紀などに、歷問を登那賣登布と訓めるは、唱問なるを以て知るべし、人に言を傳ふるを音信と云ふが如し、(偖、言を許登と云ふも聲音の切れるなり、言を音と云は、萬葉二に、音耳母名耳母不絕云々、」又、梓弓聲爾聞而、又、喧鳥之音母不所聞など多かり繼體天皇七年御紀に、勾大兄皇子、親聘二春日皇女一云々、口唱曰云々、和唱曰云々と有る口唱を、久知都宇多氏と訓み、和唱を加閇志宇多志氏と訓り、偖、此の唱和の字は、呂氏春秋と云へる漢籍に、言不レ欲レ先、人唱而我和、又、陽唱而陰和、と有るを取られしものなり）或說、伊邪那比氏は、傳三に註せる如く、二神の相共に誘ひ合ひ給ひて、伊弉諾尊、伊弉冊尊と申す御名定まれる事なれば、唱の字の訓には允に當るべし、又の說、都宜氏は、萬葉二(四十二丁)に、家知者往而毛將告など多き語なれば、然云はむも僻事には非ざれども、唱字の訓には迂遠し、(都具には、告、又託字等を、常に書く事なり、常に伊邪那布には、倡字を書く事には有れども、關尹子に、天下之理、夫者唱、婦者隨と有るなどは、然訓むべき所なり、說文に、唱導也と見えたれば、伊邪那布に叶へるなり）又說、許登傳志氏は、言に先出づるを云ふなり、通證に引る萬葉四(五十四丁)に、事出之者、誰言爾有鹿云云、」十四(七丁)に阿我志多婆倍乎、許知氏都留可毛、」又東舞歌章に、和賀世古加、介左乃古止天者など有る是なり、六帖に「昔我が言出に爲てし日枝の山、心弱くも歸る物かは、」又、源氏夕霧卷(五十三丁)に「用ひざらむ物から、我が俛がに言出むも愛無しと思して止みぬ、」寄生(三十丁)に「心ざしの程も知らせ奉るべき一節なむ有る、容易く言出べき事にも非ねば

東屋(十二丁)に「此度の願は、帝の御口づからことで給へるなり」とも有り、但し右等の訓は、此の義に當て〻、古人の言ひ傳へたるにこそは有りけれ、正しく字に當れる訓は登那閇にて然るべし(文選に、言傳を許登傳と訓み、又、誣謗をも然訓めるが、爾雅注に、此言相屬累曰二誣諉一とあり、俗、右の東屋巻に、計氏と有るは言出の略なるが、今も俗に、暑氏々々物云ふなど云へる事有る是なり)〇憙哉遇可美少男焉を、釋秘訓に、私記曰、問此讀樣如何、答、阿那字禮志惠夜、宇麻志袁登古爾阿比奴、是卷私記之說也、但養老說云々、阿比奴流許登と有れども、此にては調を成さゞるのみならず、詞も亦鄙俚(イヤシ)くして、此の神語とも所思えぬ事なり、古今集序に「此歌天地開け始まりける時より出で來にけり」とある古註に、天浮橋の許にて、婦(メ)神夫(ヲ)神と成り給へるを云へる歌なり」と有るは、此歌なるを、凡人(タダビト)の心にも如何と、思ふ計り、拙かるべき筈はなければ、必ず中古の人の僻訓なる者なり、(撰者の御心は、漢文に書かれたるこそ有りけれ、其訓樣は、其爲夫婦を美斗能麻具波比と、文章は文章にして、其訓を立て物爲(シ)給へるなれば、其の共爾夫婦止爲氐と訓みては違へるを以て、此も右の如き訓を用ひては、其意を失ふ事なれば、古訓を求むべきなり)記傳に、「此唱和の御言を、書紀には憙哉遇可美少男焉、其一ノ一書には、姸哉可愛少男歟、第五ノ一書には、美哉善少男」第十ノ一書に、姸哉可愛少男乎と書けるを、此記に阿那邇夜志愛袁登古袁と有と見合せて、右何れも、阿那邇惠夜愛袁登古袁と訓むべし、袁登賣袁の方も同じく、五言二句宛(ヅヽ)の御言なり」と云はれたるに從ひて、右の誤訓を正すべき者なり、(其は神の御言などは、右の邇夜志を、邇惠夜計りの違ひこそ有らめ、阿那邇惠夜を阿那字禮志惠夜など、然計り唱へ僻めて記さる可きに非ざればなり)〇憙哉は、第一ノ一書に、姸哉、此云二阿那而惠夜一と註し、神武

天皇御紀に、妍哉、此云鞅奈珥夜と見え、第五一書に、美哉と有り、舊事紀延佳本に、憙哉にも妍哉にも、阿那邇夜志と訓みたるは、古事記に依りて、私に物爲るなるべし、右の訓註有る上は御紀なるは、何れも阿那而恵夜と訓むぞ宜しかるべき、(何れに訓みても、五言二句になるを、其一は恵夜と有り、其一は夜志と有るを思ふに、二神の先と後と、二度唱和し給へりし時、一度は惠夜、一度は夜志と宣へるが、共に傳はれるなるべし)舊事紀には、憙を喜に作れる、憙、喜相通へるが故なり、阿那は、記傳四(十丁)に、「古語拾遺に、古語、事之甚切稱阿那とあり、何事にあれ、指當りて切に思ゆるを阿那云々と云へり、神武天皇御紀に、大醜、此云鞅奈瀰儞句と有り、萬葉には多く痛と書けり、又、伊勢物語に、「鬼早一口に喰ひてけり、阿那夜と云ひけれど、雷鳴る騒ぎに得聞かざりけり」なども云へり、後には轉じて阿良とも云ふなり」と有るが如し、(傳三、阿夜訶志古泥神の傳見るべし、出雲風土記に、竹葉動之云々、男云動々とも有れば、心の動くを、阿夜とも阿用とも云ふなるべし、阿那を、又通はしては阿夜と云ふ事、古言に多在り)面は二神の、相共に御顏の麗々しきを見愛給へる御言にて、其面は、陰神を那邇妹命と宣給ひし邇も同じく、御面貌の和やかにして美麗しきを申せるなり、玉を邇と云ふも、其美麗しく光澤有るを美稱へたる言なると等しく、物の色にも香にも言ひも得難なる味ひの有るを邇保比と云ふは、邇の滋蔓る義にて同言也、萬葉三(四十五丁)に、狹丹頰相、吾大王者、十(十五丁)に、左丹頰經、妹乎念登、七(二十六丁)に、雜豆臘、漢女乎座而、」十三(十六丁)に、散鈎相、君名曰者など云へる、狹は發語、丹は此の邇に同じく、頰相は出合にて、艶やかに赤く色の面に出づる事にて、祝詞に、御酒に醉ひ赤らみ坐すを、赤丹穗と云へると同じ事なり、萬葉八(十六丁)に、開爾鶏

類、櫻花能丹穂日波母安奈何とある、何を一本爾に作れるに依て、玉之緒琴に、荷の誤ならむかと云はれたる、如何にも其如くにて、安奈荷の義、此と同じき事知るべし、然れば、此の憙哉も妍哉も美哉も、有の義を含みて書ける字共なるなり（記傳に「字書に、憙悦也好也と註し、妍麗也美好也と註せれば、憙字妍字ぞ適てふ言には當れる」と云はれたる、然る言なり、猶、美哉の美字は、醜の反なれば、彼大醜に對へて、大美哉と心得べし、物語なとに、御顏の邇保比云々と云へるは、其美麗しきを云ふなるを思ひ互すべし）惠夜は咲はし哉なり、四神出生章第二一書に、巡柱之時、陰神先發二喜言一と有るを以て、其狀を想像奉るべし、通證に引ける和名抄に、靨面小下也、和名惠久保と見え、笑顏を惠加保と云へる惠是なり、寶鏡開始章なる嘘樂を、古事記に歡喜と書き、古語拾遺に歌樂とも作けるを、共に惠良岐と訓めるを、口訣に笑遊也と註し、萬葉十九（四十三丁）に、千年保伎、々々吉等餘毛之、惠良々々爾と有る惠良は、笑み咲ふ狀なり、偖此の面惠夜と云ふに就て考ふるに、崇神天皇の大御名を、御間城入彥五十瓊殖天皇と申す、御間城は、御可美城にて、大宮を稱へたる言なるが、五十は物の饒はしく足へる意にて、瓊殖は此の面惠夜の例にて、大御面の麗はしく大坐します由なる事決し、面惠と云ふを延へて、其續きの同じきは、十六（十五丁）に、吾兒子者、二布夫爾咲而、立麻爲所見とある二布夫は、顏の艷はしきを云ひ、咲は其笑めるを云ふなり、十八（三十一丁）に、爾布夫爾惠美天、阿波之多流云々と有るも、夫婦の逢ふには、互みに顏に笑を含む者なればなり、此を以て思ふに、古事記の阿那邇夜志はしも、阿那邇惠夜志の義なる可くぞ所思えたる、其は萬葉二（十八丁）に、能咲八師、浦者無友、縱畫屋師、滷者無鞆、又或本歌に、吉咲八師、浦者雖無、縱惠夜思、滷者雖無、十三（三丁）に、吉咲八師、

浦者無友、吉書矢寺、磯者無友、」十(二十七丁)に、吉哉雖不直、」十五(十九丁)に、與志惠也之、比等里奴流欲波、」十七(三十二丁)に、與思惠夜志、餘志播阿良武曾、など、惠夜志と續くる例なるを思ふべし、(又吉咲八師を切めて、萬葉四に、四惠也五背子、十に思惠也安多良思、十一に四惠也壽之など云へるも、惠夜志の志を略ける者にて、此の阿那而惠夜の例なり、五に、古飛斯、宜志惠夜と語の下に附けて云へり、十一に、吾持留、心者吉惠と有るに同じ、但し右の阿那而惠夜などは、物を愛でゝ笑むなるが、此吉咲八師、又思惠夜などは、物を嘲りて笑むなれども同じ可笑を、善き方にも惡しき方にも用ふに等し)○遇可美少男焉は、愛袁登古袁と訓むべし、然れば、此は可美を愛に當てゝ書かれたるなり、第一第十一書に可愛と記されて、可愛此云哀と注され、第五一書に、善、天孫降臨章なる地名に、日向可愛と有る下に、可愛、此云埃と見えたり、神世七代章第二一書に、可美、此云于麻時と注されたる、同じ可美字を、此には愛と訓むべく書れたるを以て、其義を知るべき者なり、(但し御紀の可愛は、其字の意を以て書かれたるを、古事記に愛袁登古袁と有る愛は、唯假字にて、音を耳取れる事、記傳の說の如し)記傳四(十丁)に、「白檮原宮段大御歌に、延袁斯麻加牟とある延も、可愛少女と云ふ事なり、朝倉宮段大御歌に、吉野を延斯怒と詠ませ給ひ、天智天皇御紀の童謠に、善けむを、多拖尼之曳雞武と云ひ、佳吉、日吉を、須美能延、日吉を比延と云ひ、吉を延と云ふ事、古も今も然なり」とある如く、愛と云ふは、傍の物に眼を着けずして、一向に意に得て慊ぶ義なる事、神武天皇御紀に、廻望國狀曰、妍哉乎國之獲矣とある、獲と善とは同じからざれども、言の等しきを以て、其意を合せ味ふべき者、釋述義に、可愛、先師說云、得也、可愛思之意也と有るは、實に然る事なり、(五十音義訣に、「曳は善

の義にて、擇の曳即ち是なり、然れば善は曳と云ふが本語にて、余と云ふは却りて後なるを、擇は心に好しと爲る物を、擇み取る義なり」と有るは、云はれたり、但し得は阿行、善は夜行にて、別條なれども、得を善と心得、善を得と思ひて違はざるなり）○少男、此云二烏等孤一は、古事記に、袁登古と有りて袁登賣の對なり、同書に、訓二壯夫一云二袁等古一、記傳四（二十九丁）に「萬葉にも、壯士、壯子など書きて、若く壯なる男を云へり、老いたる若きを云はず、男を總べて袁登古と云ふは後の事なり」と有るが如し、袁登古と云ふ意は袁は少字に當りて、若き義なり、登は人なり、比登の比を省きて登と云ふ例多し、（弟は劣人なるを、俗に於登々と云ひ、妹を伊毛登と云ふは妹人なり、從父兄弟を伊登古と云ふは彌人子なり、夫婦を賣遠登と云ふは、女男人の義なるを、何れも登と云へり、又人の長たるを袁登那と云ふ那は、和名抄に、翁を於岐奈、嫗を於無奈と云へる奈にて、長の義なり、然れば、袁登那は少人長にて、年の長けたるを云ふなり、源氏物語などに、袁登那毘たる云々と、多く用ひたる是なり、然れば袁登は少人なる事著し）古は、比古の古に同じく、男を云ふ稱なる事、傳三（大戸摩彦尊條）に註せるが如し、伊邪那岐神、又、神漏岐命など申す岐と同じ事なり、神武天皇御紀に、磐排別之子、又、苞苴擔之子、雄略天皇御紀に、水江浦島子など、男子の名に某之子と云へる是なり、（然るを後には男に多く彥と云に對へて女名に某子と號る言は同じけれども此は若く幼きを稱へて子と云意に用ひたるにて別なり）○少女、此云二烏等咩一は、寶劒出現章には、童女をも然訓せたり、和名抄に、小女、日本紀云、小女（名和乎止米）童女（同上）と見ゆ、然れば、少を小と作れる本も有りしなるべし、古事記に、袁登賣と有りて、記傳四（二十九丁）に「袁登古の對にて、若く盛なる女を云ふ稱なり、萬葉には、處女、未通

女など書ければ、未だ夫に嫁ぬを云ふに似たれども然らず、既に嫁たるをも云ふ、倭建命御歌に、袁登賣能、登許能辨爾云々とある、此袁登賣は、美夜受比賣にて、既に御合坐せる後の事なり、又、輕太子の輕大郎女に姧て後の御歌に迦流能袁登賣と詠み給へる、此は嫁ぎて後を云へり、又童なるをも云へる事多し、袁登古とは、童なるをば云はず中昔にも、元服爲るを袁登古に成ると云へるにても知るべし、然るに、女は童なるにも、袁登賣と云ふは一向に若きを賞る故にや有らむ」と有るにて通えたり、」右の袁登古は、童なるは男具那と云ひけるにや、景行天皇二年御紀に、童男、此云二烏具那一と有り、烏具那は男少名にて、少彦名命の少に同じかるべし、古事記を見るに、倭建命を、倭男具那命と申せるが、御紀に熊襲を討平に往き坐しゝ所に、日本武尊、解レ髪作二童女姿一と有りて、川上梟帥を刺し殺し給へるに、汝尊誰人也、對曰云々、名日本童男也と有るを見れば、童男に對へては、賣具那とも云ふべき狀なれども然るに言無ければ、童女を袁登賣と云へりしにこそ）賣は、比賣の賣に同じく、女を云ふ稱なる事、傳三（大戸摩姬尊）に註せるが如し、伊邪那美神、又神漏美命など申す美と同じ事なり、神名人名などに、某女と云ふが如き、即ち是なり、○終の袁に當てゝ、焉字の上の遇字に合せて用ひられたるは、歎息を含みて其の意上に復るが故なり、記傳四（三十丁）に引かれたる須佐之男命の御歌の終に、曾能夜弊賀岐袁」、倭建命の御歌の末を續けたるに、比邇波登袁加袁」、若櫻宮段大御歌に、阿布夜袁登賣袁」などの袁は、余に通ふと見ても濟む事には有れども、然耳には有るべからず、其の意の言外に溢るゝ計なるは、言に述ぶべき方なければ、袁の辭以て終を終めて、主と有る上の言の上に係る意味なり、阿那而惠夜と宜ひ出でたる、二神の其時の大御心は如何計有りけむ、想像り奉りて味ふべき事なり、然れ

ば、此の愛袁登古袁、又、愛袁登賣袁の袁を、姑く阿那面惠夜の上に回らして心得べし、（焉は、字書に意揚と見えたれば、其意を以て書かれたるべし、一書に、歟と有るは、語末之辭とも、語之餘とも有れば、焉字の方正しく當れるなり）〇第一一書、及古事記には、陰神の如此唱へ給へる後に、陽神の御和有りて、必ず其如くなる可きを、此と第五、第十の一書とには、其傍耳を擧げられたるは、事略ぎたる記し様なり、此は蛭兒を神なりとして四神出生章に迻られ、淡洲と淡路島とを此に打ち混らしたる故に、此にては遘合の事は無かりし由を知らせむとての私意なるべし、其は第五一書にも、此と同じ状に、以陰神先言故、更復改巡、則陽神先唱曰云々と、有るを以て知られたり、第十一書には、陰神先唱曰云々、便握陽神之手、遂爲夫婦と有りて、此には、全く陽神の御和には及ばざりし状なりけることそ不足ぬ事なりけれ、（又此も第五一書も、次なる度には陽神の御唱耳有りて、陰神の御和なきも、漢文體に事を約められたるなるべけれど、物にこそ依れ斯る止む事なき大義を取捨し給はむ事などは有るべかしくも思はぬ事共なり、舊事紀に此紀を引けるには、兩方共に唱和を漏さず記せり、應に然有るべき事なり）〇陽神不悅云々は言痛し、第一一書には此事なく、古事記には、各言之後、告其妹曰女人先言不良、雖然久美度邇興而、と有るが如くなる可きなり、其は其時に當りて、男女前後の理迄は所思し着かず、何となく御心に落ち着かざる所有るに依りて、女人先言不良と迄は宣へりしなれども、其何の故とは所思し覺らせざりし故に、御合し給へりしが、礒して生み坐る御子良はしからざりしかば、天神に太古に卜相申し給ひて、愈女人を言先立ちしに依て不良とは所思し定め給ひて、又更に復り降らして、改め旋らむとは所思し成りぬるなり、然るを、此には始終共に、天神の御事は略かれて、此二神

の御上耳の狀に書されらる故に、斯る私事も交れる者なり、（又、次度には、陽神の方耳を記されて、陰神の御和み略かれたる、其も此と同じ狀なる私事なりかし）○陽神不レ悅曰の悅は、四神出生章第二一書に、伊弉諾伊弉冉尊、巡二柱之時、陰神先發二喜言一、既違二陰陽之理一と有る如く、陽神の御方より、先御言を發給へらむには、打ち合ひて宜しかる可きを、今は其反なる故に、悅び給はざりし者なり、（其は次に云ふべし、此下にも、先以二淡路洲一爲レ胞、所レ不レ快云々と見えたるも、此と同じ意に云へるなり）悅字を余呂許布と訓むは寄來合の義にて、往合にも通ふなり、其は余呂許布には、善字、快字、喜字、又歡喜等の字を用ふる事なれども、其本義を云ふ時は物を得て事の具足へるを心に悅ぶなり、其は第二一書に、得二磤馭盧島一、則拔レ矛而喜之曰、善乎國之在矣と有るは、國を探得て喜ばしゝ也、四神出生章に於是共生二日神一云々、故二神喜曰云々は、貴御子を生み得坐して喜び坐しゝなり、同第十一一書に保食神の身より化れる物を奉進る所に、天照大神喜之曰、是物者則顯見蒼生、可二食而活一也と有るは、物を受け得て喜び給へるなり、（然れば得ても心に不足ぬ物事には、不レ悅と云へるなり、次に所レ不レ快也と有るを合せて、其反なるを思ふべし）人に物を寄せて任すを事依と云なり、古事記に、於是天神諸命以云々、賜二天沼矛一而、言依賜也、又汝命者所二知高天原一矣、事依而賜也など有る類、古書中計へも知らず多くあり、又佗より物の調ひ來るを寄ると云ふ、萬葉一（十九丁）に、山神乃奉御調等云々、川之神母大御食爾仕奉等云々と有りて、下に、山川母依氐奉流神乃御代鴨と結び、反歌に、山川毛因而仕流神長柄と詠み、又（廿二丁）に、天地毛緣而有許曾と先云ひて、後に、新代登泉乃河爾、持越流眞木乃都麻手乎、百不足五十日太爾作、泝良牟伊蘇波久見者、神隨爾有之、と云へる類是なり、然れば、余呂

許布の余呂も、此の事依、又縁而云々と云ふと同言なるを先知りて、其義を明らむべし、（善悪の善を余呂斯と云ふも同語にて、其具足へる狀を云ふなり、萬葉一に、取與呂布天乃香具山と續けさせ給へるも、形の具足るを以てなり、具足を余呂比と云ふなども、物を多く寄せ着けて形容の具足へる故の名なり、又藤原宮御井歌に、耳爲之青菅山者云々、宜名倍神佐備立有と見え、三に宜名倍吾背乃君之、六に宜名倍見者淸之など有る宜名倍の名倍は、並にて、具足へる物の並ぶなり）許比を來合、又往合なりと云ふは、大殿祭詞別に神等能伊須呂許比阿禮坐とある、伊は往にて發來合なると同じ事なり、人に媚と云ふも來合にて向の人の心に合せて物を諜るを云ひて、皆同じ事なり（右の須呂許比と、余呂許比と相反對へる由は、已にも其講義に委しく記せるが如きなり、傳十卷、、、、忿然の、、、下に、、、云へる、、、事あり、、考いゝいふべし）然れば、陰陽の理の隨に善言を發給へらむには、陽神の御心に往き合て宜しきを、然有らざりし故に、不レ悅とは記されたるにて、謂ゆる御紀の地より云ふ詞なる者なり、物を得るは、其物と我と往き合ふ義なるを曉りて、悅の語の意を思ふべくなむ、○吾是男子は、吾者男子爾坐者と訓むべし、是字は意に存ちて訓むべからず、男子は、古より麻須良袁と訓み來れるに依るべし、婦人を多和夜賣と云ふに對ひたる稱なり、唱和の御言に依れば男子を烏等孤、婦人を烏等咩と訓むべきかとも所思ゆれども、其には少男少女の字を用ひて其訓をさへに註されたれば、此は然は訓むまじき所なるを知るべし、和名抄に、說文云、男、丈夫也（和名乎乃古）一云、萬葉集云（萬須良乎）、大人之稱也と所見たり（瑞珠盟約章に、男を袁能古とも、麻須良袁とも訓める、其を取りて、和名抄には記されたるなるべし、其は次に引く婦人の下に、日本紀云と有ればなり、偕、吾を阿禮と訓める義は、下なる吾が身汝が身の下に云ふべし）

瑞珠盟約章第一一書に、日神本知素戔嗚尊有武健陵物之意云々、設丈夫武備云々、天孫降臨章に、武甕槌神進曰、豈唯經津主神獨丈夫而、吾非丈夫者哉、其辭氣慷慨、神武天皇御紀に、五瀬命云々、雄誥之曰、慨哉大丈夫云々とある初なるに武備と云ひ、中なるに辭氣慷慨と見え、後なるに雄誥之と有るを合せて、其義を知るに足れり、出雲風土記に、吾御子麻須羅神御子坐者、所亡弓箭出來願坐爾時、角弓箭隨水流出、爾時所生御子詔、此者非吾弓箭詔而擲廢給、又金弓箭流出來、即待取之坐而、闇鬱窟哉詔而、射通坐と有るは益荒神と云ふ意に合へり、萬葉には、多く丈夫と作き、九(三十二丁)には、益荒夫とも、益荒丁子ともあり、又二十(五十丁)には、麻須良多祁乎とも見えたり、倚、麻須良袁の、麻は眞にて、須良は進む勢の強き狀なるべし、古事記伊邪河宮段に、美知能宇志王、娶丹波之河上之摩須郎女、と有る摩須郎は、丈夫の意なる事、右の例なるが、神名式に、丹後國熊野郡衆良神社見ゆ、此を以て、須良は本にて、麻は、其須良の意を强むる爲に、上に添はれる言なるを知るべし、又右に引ける益荒夫より、去能進爾と續きたると、上に引ける大殿祭詞別に、伊須呂許比の須呂に、進又逡の義有るを思ふべし、(然れば、益は、借りて書ける者と見えたり、萬葉九に、須酒師競とある須酒、又進に同じくして、此の須良、是なり、又俗に須良理と云ふ語の有るも、此に同じ、萬葉十六に、荒雄と云ふ事三處出たれば、予が說は立ざるが如くなれども、上に引ける如き例ども有れば捨て難し)倚、此は唱和の御言に合せて、少男と宣ひても宜しき所なれども、陰神の言先立坐ししを押へての事なる故に、殊更に麻須良袁とは宣へる者なり、猶傳十三に又云ふを合せ見るべきなり、(此を以ても、古人の讀法には、悉く所謂有りて亂りならざりし程知るべし、然れば今も御紀を讀み奉むには、古き訓を用ひながら、

漢文讀に讀まずして有るべきなり）〇理當先唱は、先爾唱布可伎理也と訓むべし、理は言割也と、士清が云へる、實に其如くにて、物の條理を割りて云ふなり、四神出生章第二一書に、此事を違陰陽之理と見え、寶鏡開始章第二一書に、以神逐之理逐之、天孫降臨章第二一書に、今者聞汝所言、深有其理など是なり、萬葉四（三十五丁）に、與能奈可能、都年能已等和利、可久左麻爾、奈里伎爾家良之、又十八（二十五丁）に、父母乎、見波多布刀久、妻子見波、可奈之久米具之、宇都世美能、余乃許等和利止云々とも有り、（後世の歌詞に、條理に違ひて有るまじき事を強ひて物爲るを、和利那志と云へるは此反なり、通證に、凡事言、以其理裁斷之、故無其理、云和利奈之とあり、傳十七卷に、理の例を擧げたる、考へ合すべし）此は陰神に向はせ給ひて、當然なる條理を割りて宣ひ解かせ給ふ御言なり、言を立つるを言立と云ひ言を止むるを言止と云ふ如く言の條理を分けて云を言割とは云なりけり、〇如何は、陰神の言先立坐せるを咎め給へる義を含めり、常に物を問ひ懸けて如何と云ふとは別にて、此は上より壓へたる語なること爾曾の辭を附け云ふを以て曉るべし、（天孫降臨章なる、味耜高彥根神の言に、何爲誤我於亡者と見えたる、何爲と同じ意味に見るべし）〇婦人反先言乎は、婦人能言先立給比都流と訓むべし、古事記に、女人先言不良とあり、倩、此婦人は、舊訓、多和夜賣と有るに從ふべし、麻須良袁に對へるなり、釋紀訓に、私記曰、問多袁夜賣止讀、其意如何、答、案古事記、凡呼女人者、稱手弱女、言女人者、是手力劣弱之人也、是古說而已と有り、然れば、右の女人も、當昔には多和夜賣と訓めりしにこそ、和名抄に、婦人、日本紀云、手弱女人、（和名、太乎夜米）同上とあり、（同上は、手弱女人の訓も、上なる婦人の訓も同じとなり、但し太乎夜米の乎は、古は和と唱へたりし事

次に云へり）右の手弱女人の字は、垂仁天皇八十七年御紀に出でたり、古事記に、我心清明故、我所レ生之子得二手弱女一云々、又、汝者雖レ有二手弱女人一、與二伊牟迦布一、面勝神など見え、萬葉四（三十四丁）に、幼婦、十（二十三丁）に、手弱女、十五（三十四丁）に、多和也女能など記し、其外は多く婇女と作けり、（又御紀には、瑞珠盟約章に、女字を然訓み、寶鏡開始章には、婦女字をも訓みたりき、）多は、手にて、和夜は弱の與和を倒反して云へるなり、古事記倭建命御歌に、比波煩曾多和夜賀比那袁と有るは、弱細之手弱腕と云ふ事にて、美夜受比賣の手の嫋やぎたる貌を歌はししなり、萬葉三（四十五丁）に、手弱寸など有るに同じ、男子を麻須良袁と云ふ對には實に然有るべき言なり、猶傳十三に委しく云ふべし、（又萬葉四に、幼婦常言雲知久、手小童之、哭耳泣管とある、手小童も、亦此に同じ、和名抄に童、和良波、末冠之稱也と見え、侲子、師說和良波倍、童男女也・童男、乎乃和良倍、童女、女乃和良倍と有る、童を和良波と云へる、和良は弱々しき狀を云へり、童男、童女共に幼き時の狀は、手弱くして弱々しく有るが故に、此稱有るなり、又、波とも、波倍とも、倍とも云へるは・部の意なり）○先レ言は、第五ノ一書、又、古事記も然り、第一一書には、辭已先揚乎と見えたり、記傳四（三十一丁）に、許登佐伎陀知氐と訓むべし、萬葉十（十八丁）に、春去者、先鳴鳥乃、鶯之、事先立之、君乎之將待と有る、事は借字にて、言先立なりと有るが如し、古事記高津宮段に、物云ふを言立と見えたり、（此の事を、舊事紀には、婦人先唱事、既不祥とも、先擧二婦言一、是不レ良乎とも有り、上に引ける私說の一說に依れば、唱を許登傳と訓めりしにや）○事既不レ祥は、天神に御誓などを物爲給ひしには非じかと思ゆる狀なり、此の語勢、天孫降臨章第二ノ一書に、大山祇神、乃使二二女一、持二百机飮食一奉進時、皇孫謂二姉者爲レ醜不レ

御而罷、妹有國色引而幸之云々、故磐長姫大慙而、詛之曰、假使天孫不斥妾而御者、生兒永壽有如磐石之常存、今既不然とある．今既不然の語に似たり、其を古事記には大山津見神の御言として、我之女二、並立奉由者、使石長比賣者、天神御子之命、雖雪零風吹、恒如石而、常石堅石不動坐、亦使木花之佐久夜毘賣者、如木花之榮榮坐、宇氣比氐貢進云々、故天神御子之御壽者、木花之阿摩比能微坐と有り、此は言と事との違ある耳ならず、自ら誓びたると不意く言先立しとの異こそありけれ、其錯ひに脅る事、同じきを思ふべし、(但し此の事を、天神の誓びなど物爲給へりけむとは、餘りに強言めかしくは有れども、事既不祥と思ほし入り給ふには、必ず殊なる所由の無くては有るべからざるなり)萬葉五(三十一丁)に、虛見倭國者、皇神能伊都久志吉國、言靈能佐吉播布國等、加多利繼伊比都賀比計理、今世能人母許等期等、目前爾見在知在と有るは、皇國は皇神の愛くしき國、言靈の幸はふ國と、語り繼ぎ言ひ繼ぎ來て、今世の人も悉く言靈の幸はふ徵を、目前に見たり知りたり爲る事となり、十三(十丁)に、葦原水穗國者、神在隨事擧不爲國、雖然辭擧叙吾爲、言幸眞福座跡、恙無福座者、荒浪有毛見登、百重波千重浪敷爾、言上爲吾、反歌、志貴島倭國者、事靈之所佐國叙、眞福在與具と有るは、神在隨言擧げ爲ぬ國には有れども、眞福く坐せと言擧げ爲る言の幸の隨に、恙く福く在さば、荏在乍も見むと、愈言擧げ爲となるなり、短歌には、其長歌に云取れる意を述べて、倭國は言靈の所佐る國ぞ、能く眞福在れとなり、言は事の用、事は言の體なる者にして、相離れぬ理なり、所以に吉詞を述ぶれば、幸其に因りて來り、言過ては殃其に屬きて來る者なるを、此なるは、陰神の喜言はしも、實に祥はしき吉詞には有れども、次序を亂り給へりしが祥はしからぬ事と成りて、蛭兒、淡洲を生ませ給ふ

には至れりし者なり、萬葉十一（十三丁）に、事靈、八十衢、夕占問と詠めるも、八十衢に出でゝ、人の語るを聞きて心の占を定むるにて、陽神の事既不レ祥と宣へる御心も、又其に近き者なり、（仁明天皇御紀の長歌にも、事玉之當國度曾云々と詠みたり、俗に、禁句とて、愼みて云はざる類あり、婚禮には、「去る、返る、重ぬる」船路にては、「歸る、破る」などの言なり、言ふ人は何の心も着かざる事なれども、其時に取りては禁(イマ)はしき言なる故に言ひ改めしむるを、猶其に背(アヤ)かる事も有る者なり、此を以て言の愼しむべき事を曉るべし、猶言靈の事は、寶鏡開始章に就きて委しく云ふべければ傳二十卷見る可し、○不祥は、第五ノ一書、又、四神出生章第十ノ一書にも見えたるを、共に佐賀那志と訓めり、釋秘訓に、私記曰、師說佐賀那志止讀レ之、安氏說、佐伊波比那志、案古事記云、余訶良受とあり、但し此安氏說は如何なれども、佐賀那志も余訶良受も、共に當れる訓なり、又布佐波受とも訓むべし、此は八千矛神の御歌に、麻都夫佐遡と對へて、布佐波受と宣へれば、取具はらざる意なりと見えたり、傳十二（百十丁）に云ふべし、先記傳四（三十二丁）に、「源氏物佐などに、布佐波志加良受と云ふ語、所々に在る中に、花宴卷に見えたる、河海抄の釋に、不レ祥、日本紀と有り、斯れば、不祥を然訓める本も有りつと見えたり」と有るが如し、花宴卷（十三丁）に、「殊更めき持ち出でたるを、祥(フサ)はしからず、先藤壺わたりを思し出でらる、」薄雲卷（三十五丁）に、「公私の營み繁き身こそ、祥はしからね」夕霧卷（七十四丁）に、「寢殿の御交らひは祥はしからぬ心の筋とは、年頃見知りたれど、」寄生の卷（三十五丁）に、「煩らはしきわたりをも祥はしからず思ひて云しを、」浮舟卷（七丁）に、「甚愛たき御住ひの心深さを猶祥はしからず見奉る、」蜻蛉卷（五十六丁）に、「臺の御方の波御有様をば祥はしからぬ物思聞えて、」手習卷（三十丁）に、「如此屈したる人の心う

らにや、祥はしからぬなむ物思らむ人に思ふ事を聞えばや、など有り、此は布佐布と云言の有る其反語なる事、紅梅巻(十五丁)に「宮は御布佐此の方に聞傳へ給ひて、深う如何でと思し成にけり」と有る是なり、但し、此は佐賀那志と訓むべきなり(有り奈詞良受は、記傳に引かれたる聖武天皇御紀宣命に、天下君坐而、年緒長久皇后不坐事母、一豆乃善有努行爾在と見え、垂仁天皇二十八年御紀に、非良何従など有り、布佐波受は、記傳に「八千矛神の御歌に云々、許禮波布佐波受云々、許母布佐波受云々、許斯與呂志と有りて、不良は宜しの反にて、宜しからずと云ふなり、又、今世の語に、物の相應ひて幸有るを布佐布と云ひ、否を布佐波奴と云ふ、是不祥の意に合へば、彼河海抄に引かれたる、克く叶ひたり、又萬葉十八に、等理我奈久安豆麻乎佐之天、布佐倍之爾由可牟登於毛倍騰、與之母佐爾奈之と有る、布佐倍之爾行くとは、幸を得むとして行くなり」と有るが如し、記傳には、此三の中にて、布佐波受の方を用ひて、不良の訓を附けられたるは、當れる言なり、偖、有の余詞良受の余は、寄にて寄るべき事の寄り合はざる謂なり、布佐波受の布佐は、統る意なり、神功皇后御紀、應神天皇御紀に、攝政を布佐爾莫佐米多麻布と訓み、顯宗天皇二年御紀に、「正統萬機」と有る此なり、萬葉十七に、和我勢古我、布佐多手里家流と有るを、八に瞿麥花總手折と書ける此なり、物名にも、麻を總と云ふ事、古語拾遺に見え、草は叢多なりと、記傳に註されたる、同意なり)四神出生章第二一書に、悪字を佐賀那志と訓めれば、其反は善字なれば、通證に、不祥無善也と云へる、實に然るべし、紀中に、祥字善字性字を佐賀と訓めるは、眞心の謂にて、古語に、惟神など云ふに等しく、天神より稟け得たる任にして、少かも修飾はず潤色らず、美しき天然なる性を云へるなれば、此の時和も、先陽神、次陰神と云ふ次序な

らむには、天性の任にして、神隨なる所なれども、其理に違はせ給へる故に、不祥とは宣へりしなり、垂仁天皇三十二年御紀に、是不良と有るをも、然訓めり、(記傳に、「性を佐賀と訓める、是古語にて、後歌に、憂世の佐賀など云ふも、此に能く叶へり、其は元より自然に然有るべき事を云ふ言なり、佐賀那志は、其反にて、自然に然有るべき狀に背き違へるを云ひて、此も古語と聞ゆ、垂仁天皇三十二年御紀に、夫君王陵墓埋二立生人一是不良也、」推古天皇十六年御紀に、大國客等聞レ之亦不良、乃赦レ之とあり」と云はれたる、寔に然り)○宜二以改旋一は、宜二以改言一の意に見るべきなり、第一一書には、妹自レ左巡、吾當二右巡一と有る故に、後に、故二神改復巡レ柱、陽神自レ左、陰神自レ右と云へる、其は柱の巡を改め給へるなれども、此と古事記の傳とには、柱は始より陽神は左より陰神は右より旋り給へれば巡に於ては異り無けれども、今度は陽神は先に唱へ陰神は後に和へむとなれば、御言を改め給ふにては有れども、其は父母柱を分れ巡らして唱和し給ふ事なる故に、宜二以改旋一とは有るなりけり、(古事記に、天神云々、詔云下因二女先レ言、而不レ良亦還降改言上故爾反降、更往二廻其天之御柱如レ先と有るを以て思ひ合す可し、これも、上に、如何婦人反先レ言乎と有るに照し見ば、疑ひ無からむものぞ)改は、改レ過などの改にして、事を新に爲るを云ふなり、次に、二神却更相遇と有る、是其の謂ゆる改なり、萬葉二十(十一丁)に、年月波安良多安良多爾と有るは、新々になれども改まる意なり、(今本に宗多良安多良と有るは誤なり、今は官本に依れり、古今、春上に、「百千鳥囀づる春は、物事に改まれども我ぞ舊り行く、」と有るを合せて、新々、改々同じきを曉るべし)○却更相遇は、第一一書に、故二神改復巡レ柱、陽神自レ左、陰神自レ右、既遇之、」第五一書に、故爲二不祥一、更復改巡と有る是なり、然れば、此の却字も復

と訓むべきなり、後に復亦重て行はせ給ふ義なり、（此を加閇理氐と訓む時は、先に柱を巡らして、其遇はしし所より、元の所に復らしゝ事と成れり、其にては、第一ノ一書、及古事記と合はざるなり、但し其は其、此は此にて、傳の異なるなりと云はゞ事も無らむなれとも、餘りに事實を失へるなれば、強ひて此の却を復と同じく訓みたるなり）相遇を、米具理阿此多麻比努と有る其宜し、明石卷（四十六丁）に、「宮柱巡り逢ひける時し有れば、別れし春の恨殘すな」と有るも、此の文を取りて詠める者なり、上に、分二巡國柱一、同會二一面一と有ると同じ事を復々殊更に行ひ給へるなればなり、古事記に、行二廻逢是天之御柱一云云、故爾反降、往二廻其天之御柱一如レ先と有るに合せて訓める者なる可し、（舊事紀には、巡二行天柱一、會二逢同處一と有れば、相遇をも阿比阿布など訓むべきが如くなれども、其如くにては落着難し）○是行也、陽神先唱曰、憙哉遇可美少女焉、（少女此云二烏等咩一）此に陰神の御和有るべきを、又略き漏されたり、先の度には陰神の耳有りて、陽神のを擧げられざると同例なれども、甚々謂れなき事なる由、上に云へるがごとし、第五ノ一書なるもこれに同じく、陰神先唱曰、美哉善少女、遂將二合交一と有るも事省きたる記し様にて、此にては唱和には成らざる者をや）○因問二陰神一曰云々より、思下欲以二吾身元處一、合中汝身之元處上と云ふ迄の文、此に在るは記者の誤にて、上に以二磤馭盧島一爲二國中之柱一と有るに繼ぎて有るべき文なり、然るは、二神其島を探り得て、天降り着かしけるに、地質に感けて、久代より隱身なりし神の、始めて顯身と成り給へりければ、彼天浮橋の仆れ伏して久志比濱と成れるが如く、靈しみ奇しみ坐して、陽神先其成々れる御身を見行し、次に陰神の御上を問ひ給へるなり、然して、此は有餘れり其は不レ足と所知食し定めて、其より媾合の事を所思し立ち給へるなれば、彼

唱和は已に御合ひ坐むと爲る時に在りし事、古事記は殊に正しく、次ぎては此の第一一書の趣ぞ善かりけるはや、（舊事紀は、始は古事記を取りて、成餘處不成合處などの事を記せるを、此紀に習ひて、次度の唱和の後にも、此の如く雄元之處雌元之處云云の問答を加へて、同じ事の二度有るなど、殊に拙き事なり）○汝身の汝を伊麻斯と訓る、其も惡くは非ざれども、此は吾と對へるなれば、那賀美はと訓むべし、記傳四（二十丁）に、「汝は、常に、漢文訓には那牟遲と云ひ、上代の歌共に多く那と詠み、又那禮と云ふも、吾を和禮己を己禮と云ふ如く、汝を汝禮と云ふなり、又那兒、那泥は汝兄、汝姉なり、允恭天皇御紀に、汝者、此云二奈鼻苦一と見ゆ、又、汝命など云へる、皆那を本としたる稱なり、斯れば汝を那と云ふぞ本なりける、」と有るが如し、（右の那牟遲の牟遲は、大日孁貴、又、大己貴神など申す貴にて崇詞なり、源氏少女巻に、「伎牟遲等は同じ年なれど云々」と有るは、君貴なり、細流に、其を汝等也と有り、偕、右の牟遲は、武智麻呂公傳に、義取二茂榮一、故爲レ名と有る如く、茂榮の義を以て稱ふるなり、又、和禮、己禮、汝禮と下に屬けて云ふは有にて、其狀を云ふなり、但し汝を汝禮と云ふは、押ふる意添るなり）那は名なり、已に引ける景行天皇の大御命に、大倭國者、以二行事一負レ名國也と詔り給へる如く、凡て、神も人も何某と名に負ふ事はしも其行事に依れるが故に、物有りて名なき事なく、名有りて物なき事非ざれば、此を以て其物に對ひて汝と云ふ事とは成れりし者なり、然れば、其人の名を云はずして、其人を指すには那と云ふ事なるを、其人、兄ならば汝兄と云ひ、妹ならば汝妹など、下に其類の目をも添へ呼ぶなり、（名と云ふことの所由、傳二に委しく云へるがごとし、今は汝と云ふは卑しめたる意なれども、上代は敬ひて云ふ事なり、沼河比賣、又、須勢理毘賣命の歌には、其の夫神を那

と云へるなり、建内宿禰の歌には、天皇をしも那賀美古夜と申せり、傳三、伊弉諾尊、伊弉冊尊の下に云へり）又、
伊麻斯は、記傳の右の續きに引かれたる萬葉十一（十四丁）に、「伊麻思毛吾毛、事應成、」十四（五丁）に、伊麻思乎多能
美、」高野天皇御紀詔に、天下方朕子伊末之仁授給云々、」又、萬葉十四（十七丁）に、奈禮毛安禮毛と有るを、一云、麻
之毛安禮毋と見え、源氏少女卷に、「麻斯が常に見らむも羨ましきを、」と有るを、細流に、「汝がなり、」と有り、又
美麻斯とも云へり、續紀九（十六丁）に、藤原宮爾天下所知、美麻斯乃父止坐天皇乃、美麻斯爾賜志天下之業止云々、
食國天下之業乎吾子美麻斯王爾、授賜讓賜止詔、」三十一（十五丁）に、美麻之大臣乃萬政摠以云々、彌麻之大臣之家
内子等云々、など有る是なり、偖、右の麻斯、伊麻斯、美麻斯の三つを、汝字の意に用ふる事はしも如何と云ふに、
麻斯は坐なり、伊麻斯は在なり、美麻斯は御座なり、若て、古には尊きを崇まへて大前とも御前とも前とも申す事常
なるが、其より差降れるには其在る所を直に指す故に、麻斯とは云へりし者なり、神樂譜前張の、木綿作の末方に、
萬志毛加美曾也、又、萬志毛可見所と云ひ、又、本に、幾美毛可美所也と云ふに對へて、末之毛可美所と云へるは、
君と云ふ程の事に、汝と云ふが常なる者なり、（然れば、伊も美も上に添へる辭なる事知らるゝを、美は御なる事決き
を、伊の義知難きを强ひて思ふに、向の人を的として云ふ辭にて、射鑄などの伊と同じかるべし、通證にも、汝猶レ言レ
坐と云へり、偖て其の麻斯よりは伊麻斯の方重く、伊麻斯よりは美麻斯の方此上なく重き事、右に引けるを考ふべし、
源氏乙女卷に、「麻斯が常に見るらむも羨ましきを云々」と有るを、細流に、「汝がなり」と云へり、然れば麻斯は身主
の義も有るにや、○有二何成一耶、第一一書にも有る共に、古事記に、汝身者如何成と有るに依りて、何爾成有止と訓み

て、上の間に應す可きなり、何ノ字を伊加爾と訓める事、萬葉に多在り、(本の任に、那邇能成禮流所有耶と訓みては、漢風に成りて古意を失ふ事、人の知るがごとし) 成は、第一ノ一書に、吾身具成而云々、吾身亦具成而云々と有る具成を成々と訓み、古事記にも、吾身者成々、不二成合一處一處在云々、吾身者成々、成餘處一處在云々と有る成にて、二神の、始めて顯身と成り出で給ひて、御體の成具へるを云ふなり、上に云へるごとく、人の産生るを成と云ふとは異にて、此は御體の上に成れることを、問ひ懸けさせ給へるものなり、(其は古事記訶志比宮段に、此太子所三以負二大鞆和氣命一者、初所生時、如レ鞆宍生二御腕一、故着二御名一と有る、生を古く那禮利と訓めるこれなり、應神天皇御紀には、有の宍生二腕上一と云ふ所に、於比多理と訓めれども、其は正實に叶はず) 此は陽神陰神共に、素より隱身に御在しけるを、此時に始めて顯身と現出思ひて、共に御體の成具はり、御面足はし坐しゝかば、陽神、其ノ御自らの上に少か異在りと所思す事有しかば、陰神の御上を問はせさせ給へりしなり、偖、成を那須と云へば、己が然爲る事なるを、那流と云へば自ら然るなりと雖も、此は彼ノ高皇産靈尊、神皇産靈尊の預爾造坐せるが、其ノ作られ奉り給ふ此二神の御上に取りては、自然に成れる事の如く有りし故に、那禮流とは、互に宜はしゝなり、此は世に顯身を生出づる人の形體の定まり成れる始にし有ければ、甚々容易き事には非ざるべく想像奉らるゝ事なりかし、(傳二、高皇産靈尊、神皇産靈尊の下に註せる事共を見、又其に引ける顯宗天皇御紀なる、日ノ神月ノ神の御託言、又、拾遺集に、「君見れば産靈の神ぞ恨めしき、難面き人を何造りけむ、」と詠めるなどを味はへ知るべき者なり) ○吾身は、阿賀美と訓むべし、汝身を那賀美と云へる對なり、吾を阿と云ふは、人に向ひて己を名告る時に、親昵む意の甚切りたる時に限れる事なり、

其中に夫婦の間などは、殊に深く思交して親昵しむ意の甚切れる者なる故に、多く阿とも阿賀とも阿禮とも云へり、然れば阿は狭くして、和は廣きなり、字も阿には吾、和には我字ぞ當れりける、其は四神出生章第七一書に、吾夫君、此云阿我儺勢と注され、崇神天皇十年御紀に、號叩頭之處曰我君と有るを、神名式に、山城國相樂郡和伎座天乃夫支賣神社（大月次新嘗）とある地名を以て知るべし、古事記（明宮段）に、佐那岐阿藝とあるは、吾君にて、右とは別也、（漢字の上にては、我は我國、我朝など廣き事に用ひ、吾は、已に係づらへる事に耳用ふるなり、説文に、吾我自稱也と云へり）古事記八千矛神の歌に、淤曾夫良比和賀多々勢禮婆、比許豆良比、和何多々勢禮婆と有るは、未だ婚坐さゞりし時なる故に、和何と宣へるに合せて、沼河比賣の答にも和何許々呂、宇良須能登理叙と大凡に和何と云へるなり、又、傳廿八に註へるが如く其神之嫡后須勢理毘賣命、甚爲嫉妬、故其日子遲神和備氐、自出雲將上坐倭國云々、歌曰云々、牟良登理能、和賀牟禮伊那婆、比氣登理能、和賀比氣伊那婆云々と、此に和賀と有るは、嫡后の許を離れむと爲給へるが故なり、然るを、其嫡后の答へ給へるには、夜知富許能加微能美許登夜、阿賀淤富久邇奴斯許曾波云々、阿波母與賣邇斯阿禮婆、那遠岐氐袁波那志、那遠岐氐都麻波那斯云々と有りて、此には夫神を留めむと爲る故に、阿賀とも阿波とも宣ひて、其甚切れる意を示奉り給へる者なり、（又、日子穗々出見命の、豐玉毘賣命に答へ給へる大御歌に、意岐都登理、加毛度久斯麻邇、和賀韋泥斯と詠ませ給へるは、已に有去し事なる故に、和賀とあり、又、神武天皇の、伊須氣余理の許に一宿御寢坐せる事を、須賀多々美、伊夜佐夜斯岐氐、和賀布多理泥斯と詠ませ給へるは、二柱の事を合せ云ふ故に、和賀と詠ませ給へるなり）古事記（日代宮段）に、倭建命云々、

故登二立其坂一、三歎詔、云二阿豆麻波夜一、故號二其國一謂二阿豆麻一也と有るを、御紀に、吾嬬者耶、又吾嬬國とも作れたれば、阿には正しく吾字ぞ當れりける、萬葉の歌は、人々の心々に書けるを輯めたる故に、吾と我と文字遣の差別は非ざれども、訓は其意を得て附くべきなり、假字に阿賀とも阿禮とも有るを試みるに、和賀和禮などとは、用意別なり、中昔の物語などに、阿賀佛尊しなど、一向に心の甚切りて云ふ事なるを知るべきなり、然れば、吾の阿は、阿那とも阿々とも歎息く辭と等しく、事の甚々迫切れるに云ふ事にて、上古は其差別正しかりし者と所見たり、(神武天皇御紀に、皇軍大悅、仰レ天而咲、因歌之曰云々、阿誤豫云々阿誤豫と有るは、吾子よ吾子よにて、御方を親しみて云へるなり、神功皇后御紀に、忍熊王逃無レ所レ入、則喚二五十狹茅宿禰一而歌之曰、伊裝阿藝云々と有るは、逃れて入るべき所無かりし故に、御方に參れる五十狹茅宿禰を去來吾君と宣ひて、其救を乞はしゝなり、又、應神天皇十三年御紀に、天皇宴二于後宮一之時云々、撝二大鷦鷯尊一、以指二髮長媛一乃歌之曰、伊裝阿藝云々と詠ませ給へるは、其髮長媛を皇太子に合せ給ふ所なる故なり、此等を以て、阿の意を知るべし)和賀は、廣く云ふ我なりとは、古事記(日代宮段)に、美夜受比賣の多迦比迦流比能美古、夜須美斯志和賀意富岐美と詠るは、倭建命を大君と申せるなるが、其を大君と指す我は、己一人に非ず、天下の人、共に大君と仰ぎ奉る事なる故に、此は其一統を云ふ我なる故に、和賀と有り、譬へば萬葉一なる藤原宮之役民作歌に、八隅知之吾大王と有るは、天下の人と、役民と一つに成りて云ふ故に此吾は和賀なり、阿賀には非ず、吾作日之御門爾と有るは、役民舉りての吾なる故に、阿賀には非ず和賀なり、我國者常世爾成牟と有るは、此も天下の人と、役民とを統べて我國と云へるなれば、本より和賀なり、此を以て和と訓む

べき我の意を知るべし、然れば、萬葉には吾も和と訓むべく、我も阿と正しく讀むべき所の多在れば、能々心を得て訓むべき事なるが、和賀とも和禮とも假字にて書けるには、大凡は、定りの如く、和は廣き方、阿は狹き方に用ひたり（今思ふに、和は絲の索ねたるを何と云ひ、物に輪と云ひ、和珥臣を丸邇臣など作ける如、輪、丸などの同言なるべし、又、和を和禮と云ふは、汝を汝禮と云ふに同じきなり）○身は、古事記に、云々、獨神成坐而隱身也と云ふ事三所に出でたり、其を朝倉宮段に、天皇の一言主神に白し給へる御言に、恐我大神、有ニ宇都志意美一者不レ覺云々とある、宇都志意美は顯御身にて、隱身の反なり、天孫降臨章第二一書に、大己貴神報曰、吾所レ治顯露事者、皇孫當レ治、吾將ニ退治ニ幽事一云々、即躬披ニ瑞之八坂瓊一而長隱者矣とある顯幽と同じ、（萬葉一、中大兄三山歌に、神代從、如此爾有良之云々、虛蟬毛、嬬乎相格良思吉と有りて、神と顯身とを對へさせ給へり、發語に、虛蟬之云々と有るは、皆借字にて、顯しき身、又顯の身なりと、冠辭考に有るが如し）又、美を麻と云へり、皇御孫尊と申し奉るも、孫は借字にて、身と申す義なり、其は儀式、奏ニ御卜一儀に、御體とある下に、詞云ニ於保美麻一と有るを以て知るべし、（此外にも、身を麻と云ふ事多在り、右の事を、四時祭式にも、辭云と出たり、但し人の死を麻加流と云ふは、身枯と云ふ義なり、學を麻那布と云ふは、身並にて、教ふる人と並ぶ事を爲るなり、招を麻禰久と云ふは、身勞にて勞らふなり）又、牟とも云ふなり、四神出生章第六一書に、身中、又、景行天皇御紀に、身體を牟久呂と訓み、筑前風土記に、宗像大神、自レ天降、居ニ埼門山一之時云々、以ニ此三表一、成ニ神體之形一、納ニ置即隱レ之、因曰ニ身形郡一と見え、齊明天皇二年御紀に、田身山名、曰ニ太務一と註されたり、其餘、紀中に身毛津君、田身輪邑、身狹など、身を牟と用ひたり、景

行天皇二十八年御紀に、形則我子、實則神人とある實は身實なり（胸は身根、脊は身無、膂は身代にて、其は苗代などの代なり、艉は身聯、結は身統、產は得身、生は身爲なる事、傳二、產靈の下に註せるを見て知るべく、又此の始に產二生洲國一と云ふ所にも云へり、又萬葉九に、如已男と有るは、身の同じ頃ほひの男と云ふ事なり、然れば、身を毛とも云へりしなり）右の如く、麻とも美とも牟とも云ふ事なるが、其本義を探索るに、聚の義なり、其は彼造化三神の產靈に資て、人の形體を成す物實はしも、風を以て呼吸となり、火を以て温暖まり、金を以て骨幹となり、水を以て津液と成り、土を以て皮肉となり毛髮と成りて、此五の物聚り圓在れる上に、此を使令ふ天神の御靈、此に備はるなり、和名抄に、顱會、一云天窻、和名阿太萬と有るは天靈の義なり、又、腦頭中髓腦也、和名奈豆岐と有るは名着にて、名は成にて、成は其天靈の作用なる事、已に註へるが如し、其天靈は君主にして、耳目手足の臣下を使令ふ事にて、神、見むと爲れば、目此に從ひ、神、聞かむと爲れば、耳此に從ひ、神、把らむと爲れば、手此に從ひ、神、行かむと爲れば、足此に從ひて、耳目手足は、皆其神の心の任に使令るゝ事にて、毛髮の末迄も遺す事なし、又同抄に、頂顱頭上也、伊太々伎と有るも、尊者より賜はる物に戴くと云ふが如く、天神の御靈を戴き持つ稱なり、如此く諸物の聚がり合混がりて人身とは成りにたるなり、（萬葉一、十六などに、村肝乃心と續けたるは、群肝乃にて、臟腑の群在れる中の心と續けたるなり、和名抄に、脟、和名無良止と有るは群後にて、背の方に倚れる由なるを以て、後と云へるなり、又、腓、脚腓也、古無良と有るは小群なり、又、雄略天皇四年御紀に、虻疾飛來嚙二天皇臂一とある、其大御歌に、陀倶符羅爾と有るを、古事記に多古牟良と有れば、臂は手の腓なる由なり、又、和名抄に脂膏、和名阿布

良と有るは、上群にて、油の性として、上に浮きて群がるを云ふ）然れば、人の已が事を麻呂と云ひ、名に屬けて麻呂と云ふも、麻呂は身と云ふ事なりけり、古事記（明宮段）に見えたる、吉野之國主等の歌に、宇麻良爾、岐許志母知袁勢、麻呂賀知とある、麻呂賀知を、政事要略に引けるには、丸賀胲と作れども、身之君と云ふ事なるを以て思ふに身體の成れるに就きて云ふには、牟良なり、成れる上にて、唯、身の事を云ふには麻呂と云ふ例と聞ゆ、牟良、麻呂、相通ふ由は、傳一渾沌の下に云へり、俗に、人を一箇の小天地と云ふも然る事なれば、能々其條と考へ合す可く、又傳二天御中主尊、高皇産靈尊、神皇産靈尊の件々に云へる、御、又皇の義をも合せ見て曉るべし、（自らの事を麻呂と云ふは、古今集序に、夫麻久良詞は云々と有るを、京都角倉氏に藏むる北畠本には、麻呂良とあり、其にて聞えたり、源氏槇柱卷に、「麻呂が爲にも云々、」「麻呂等をも云々」など、其外、中昔の書共に多く有る事なるなり）〇有二一雌元之處一の一字は訓むべからず、次には、唯雄元之處と耳有ればなり、第一一書には、吾身具成而、有下稱二陰元一者一處上と見え、古事記にも、吾身者成々、不成合處一處在、とある是なり、（古事記の不二成合一處と云へるは、缺け凹みて成り整はぬ狀を云ふなり、源氏松風卷に、「少し成り合ふ程に成り給ひにけり、」東屋卷に、「未だ幼なく成り合はぬ人を指し越えて云々、」又、寄生卷に、少し成り合ひたる心ちし給へる、」東屋卷に、「未だ成り合はぬ佛の御飾など云々、」浮舟卷に、「宜しう成り合はぬ所を云々」と有るなど、物の不足なる事に云へるを思ふべし）雌は、雄の對に用ひたる字なり、此を賣と訓む事はしも、彼成りて成り合へる身中に、一處未だ成り合はぬ狀にて、乙し處の出で來れるを謂ふなり、此事傳三に、已に委しく註せるが如し、又、姉は上女、伊呂泥は伊呂賣なる如く、賣と根と通ふ事にて、古

事記に、生女島亦名謂天一根と有るは、傍に速吸名門と云ふ大地の陰門の有る、其に依れる名なる事已に傳一、傳一に云へる如くなるを、敏達天皇十二年御紀に、韓婦用韓語言以汝之根入我根內即入家と有るは、韓語を我が古語に改め記されたるが、根は素より男根にも云ふ事なれども、此より人の生れ來る事にし有れば、女陰を根と云ひしが本なるにこそ、（桑家漢語抄に、陰門、比奈登と有る、比は彥、姬の比にて、奈は根、登は門なり、其は和名抄に、揚氏漢語抄云、吉舌、和名比奈佐伎は、陰門より尖の出でたる山の名なるべし）元處は、右に根と云へるに同じ、釋述義に、凡男女初生之時、先見此處、乃定男女、故謂之元處耳、下雄元、又同之と有るは然る事なれども、雌雄相婚ぎて子を產み成す其元處と見るや、勝る可からむ猶考定む可き者なりかし、（通證に、易曰、大哉乾元、萬物資始、至哉坤元、萬物資生、精蘊曰元者、天地之大德、所以生生者也とあり、元字は其心にて用ひられたるべし）

〇有雄元之處は、第一一書に、吾身亦具成而、有稱陽元者一處と見え、古事記に、我身者成々而成餘處一處在とあり、（右の古事記に、成餘處と云ふは、此の雄元にて、面足と神名にも負ひ坐る所緣なり、源氏藤裏葉卷に、雄々しく速よかに足ひ給ふ云々、又、下の心ばへ雄々しからず、など有る雄々しを健き事に說くは末にて、女々しの乙々しなる反に、物の足へる狀に云へるに起れるなり）此雄は男根の稱なり、古事記朝倉宮段歌に、麻那婆志良、袁由岐阿閇と有るは、雄行合にて、同記に以此吾身成餘處、刺塞汝身不成合處と有ると同じ事にて、唯に尾と尾とを打ち合す耳の事には非ざるなり、萬葉には、多く向峰、又は八峯などの字を用ひたるを、和名抄、峰（和名三禰）又用下一字、岑、嶺、山尖高處也と有りて、三禰は身根にて、男根の名、又山尖高處也と有るは、男根の形容なるを以

て知るべし、又土高、曰レ丘（和名乎加）と云ふも、右の例に依れば、雄處の義なり、又、嶽高山名也、漢語抄云（美太介）と云ふも、身茎にて、男根に勢と云へる是なり、凡そ國土の中にて、其大凡を云ふ時は、山海の二なるを、海は女陰に形し、山は男根に象れる者なる事にて、人の形體に異ならざる者なり、（猶、山に御面と云ひ、美富登と云ひ、谷を久良とも云へるを、人々も、胯を麻多具良と云ふなど、互に通はし云へる事多在り）古語拾遺に、男茎形を袁波是賀多と訓めるも、男茎柱形なる物から、猶雄元形にも有るべし、和名抄に、玉茎、男陰名也、揚氏漢語抄云、屎（破前、一云麻良云々）と有るも、破前は、右に同じく元なるが、次には唯に元處と耳有るを以て、茎にも柱にも拘はらずして云ふ稱なるを知るべし、然れば、雄と云へるぞ、正しく男根の古名には有りける、（右に、雌元の事を云へると、傳一に註せる陰陽の義、又三に說ける彥、姫などの義を、此に合せて曉るべし、四神出生章第六ノ一書に、取二湯津爪櫛一牽二折其雄柱一とある雄柱を、古く保登理婆斯良と訓み來れるに依りて、口訣に、端牙也と云へるは然る事なれども、上古の製は、其端牙を少か長く作れるに、其尖りて有りしかば、例の雄元に似たるを以て、男柱とは云ふなり）

〇思レ欲以二吾身元處一合中汝身之元處上は、吾身雄元之處、汝身之雌元之處、と云ふを約めたるなり、其は第一ノ一書に、此事を、思下欲以二吾身陽元一合中汝身之陰元上と有るを以て知るべし、古事記には、故以二此吾身成餘處一刺下塞汝身不二成合一處上而、以三爲生二成國土一奈何と有りて、殊に委曲しき者なり、（然るを、舊事紀には、先に右の如く記しながら、後に思レ欲以二吾身成餘雄元之處一、刺中塞汝身不二成合一雌元之處上、以丙爲產二生國土一甲如何と再び出せるは、御紀を取り合せて文を成せる物から、甚々叢脞しき心ちす）合とは、次に陰陽始遘合爲二夫婦一とある事なり、古事記に刺塞とある、

共同じ事を、後には然は云はずして御合と云るは、事を切めたる者にて、御合生子淡道之穗之狹別島云々、と有り、猶、爲御合とも、御合とも、記中に多き是なり、又、此第五一書に、將合交と有るは、身合にて、身と身と交に合すを云へるなり、(猶、上に共爲夫婦の下に委しく云れば、今更に云ふべき限に非ず)

於是陰陽始遘合。爲夫婦。及至産時。先以淡路洲爲胞。意所不快。故名之曰淡路洲。廼生大日本(日本。此云耶麻騰。下皆效此。)豐秋津洲。次生伊豫二名洲。次生筑紫洲。次雙生隱岐洲與佐度洲。世人或有雙生者象此也。次生越洲。次生大洲。次生吉備子洲。由是始起大八洲國之號焉。卽對馬嶋壹岐嶋。及處處小島。皆是潮沫凝成者矣。亦曰水沫凝而成也。

陰陽始遘合は、陰神陽神始氐遘合志氐と訓むべし、共は正書一書共に然有るを、此に限りて賚袁と耳云ふべきに非ざればなり、然るを釋紀訓に、私記曰、師說讀陰陽始遘爲雌雄初合也、合爲夫婦、與上同也と有るは、二つ共に誤れり、遘合の字を分けて一は上に、一は下に附けても、義は通ゆるが如くなれども、寶劍出現章に、乃相與遘合而と有るを如何にとか爲む、又遘を阿比氏と訓み、合爲夫婦を上と同じく訓みては、合と合と重複れゝば、第六一書に、合爲夫婦を美斗能麻具波比と訓めれども、此は然は訓むべからざるなり、(私記の右文に次て、安氏說、始遘合

二字、讀美斗能麻具波比、爲夫婦三字、讀如本字、舊說又有同安家者也、と有れば、古人も然は有るまじき者と爲しなり）始遘合は、一書とは違ひて、此と第五ノ一書には陰神の先言し給ひし時には、遘合し給はざりし趣に傳へたる故に、始とは有るなれども、實は第一一書、及び古事記の如く、此度は再度なるなり、（然るを、舊事紀には、先に此と同じく記しながら、再度のにも、於是雌雄初會云々と云へるは、拙き事なり、先なるを始と云はゞ、此は後なる事云ふも更なる者なり、古事記に、女人先言不良、雖然久美度邇興而、生子水蛭子云々と有れば、先に始て遘合し給ふ事、著き物から、此には蛭兒を神として、四神出生章に收め、又淡洲の事と淡路洲の事と、一に成れゝば始とは置かれたるなり）遘合は、上に欲共爲夫婦產生洲國と見えたる共欲ほしゝ事を、此にて行ひ給へる者なり、然れば遘合の字と、共爲夫婦とを、同じく美斗能麻具波比と云ふ事、允に當れる事なりけり、（共爲夫婦は、字の如く、遘合の字は、易に、天地絪縕、萬物化醇、男女構精、萬物化生、乾道成男、坤道爲女、乾知大始、坤作成物、と有るを取られたるなり）○爲夫婦は、美伊毛勢登爲給布と訓むべし、其は第一、第十等の一書に、爲夫婦を、美斗能麻具波比志氐と訓みたる、同じ字をこそは用ひられたりけれ、上に遘合の字有る上は、必ず倭に訓むべき言の有るなり、古く此の爲夫婦を袁登賣登那流と有るは、夫人婦人と成ると云ふ事なるべきが、上の陰陽は、二神の唯男女なるを云へるは、此は正しく夫妻と成り給へるに叶へれども、上に少女、此云烏等咩と有り、言の混らはしければ、猶此にても非ざるなり、（夫婦と爲るを、俗に賣袁登に成ると云ふは、夫婦人に成ると云ふ事なれば、其を反して袁登賣となるとも云ふまじきにも非ざれども、餘りに聞き着かぬ語なり、和名抄に、夫、猶扶也、以道扶接也、和

名乎宇止、一云乎止古とある、乎宇止は、乎比止の音便なり、又、妻、和名米、妻者齊也、與レ夫齊レ體也、又用ニ夫妻婦妻、一云、米阿波須と有る、此二を寄せ合せては、袁登賣とも賣袁登とも云ふべし、景行天皇四年御紀に、夫婦之道、古今達則也と有る、夫婦を袁比登賣と訓めるは未だ婚ざる前には、唯に男女なれども、已に嫁ては、女は夫の者なる故に、夫人之妻と云ふ事なる可くや）鎭火祭詞に、神伊佐奈伎伊佐奈美乃命、妋妹二柱嫁繼給氏、國能八十國嶋能八十嶋乎生給氏云々と有るは、神語の任に載せられたる者にし有れば、夫婦を妹妋の言の如く、訓めらむこそは叶ふべかりけれ、其は古事記に、宇比地邇神、次妹須比智邇神より、伊邪那岐神、次妹伊邪那美神に至る迄に、女神の方に妹と有れば、男神の方は夫なる事、云はずして著き者なりかし、四神出生章第六の一書第九ノ一書共に、陰神より、陽神を吾夫君とも吾夫君尊とも宣へるを、次に、吾夫君此云ニ阿我儺勢ーと註し、又、陽神より、陰神の事を汝妹者とも吾妹とも宣へるを、古事記には正しく我那邇妹命と記されたり、（那邇妹の邇は、上なる憙哉、又姸哉などの言に當りて、御面貌の和やかに美麗しきを申せる由、已に云へるが如し、）夫婦を妹妋と云ふ事は、萬葉六に、不言問、木尙妹與兄有云乎云々、」七に、木道爾社妹山在云、櫛上二上山母妹許曾有來、」又、妹爾戀余越去者、勢能山云々、」又、麻毛吉木川邊之妹與背之山、」又、並居鴨妹與背能山、」又、大穴道少御神作、妹勢能山見吉など其外にも多在り、然ればば古は夫婦の事を專ら妹妋と云へりしにこそ、名義抄に、妹妋を伊母勢と訓めり、猶、鎭火祭詞の講義に云へり）妹と云義は、彌身なるべし、女は男を主とし、其に順ひて世を經る者なる謂なり、身を毛と云ふ事はしも、萬葉九（三十六丁）に、如己男と有るは、如身男なるを以て知らる、古事記須勢理毘賣命の御歌に、阿波母與、賣邇斯阿禮婆、

那遠岐氏遠波那志、那遠岐氏都麻波那斯と、詠ませ給へる、女は男をしも夫と定めて、其に隨ふ者なれば、男の方より親しみて彌身とは云へるなり、（記傳三に、記中の例、兄と妹となれば、妹をば妹某と云ひ、姉と妹となれば、弟某と云ひて妹とは云はず、然れば、女と女との間にては、妹と云ふ事、上古には無りしなり、と有る如く、兄と妹のに妹と云ふは、女は一身を以て立ち難き者なる故に、夫に婚するにも何にも、兄なる人の後見に依る事故に、其親しく後見する意を以て、古に妹とは云へりしなり、委しくは、傳三、遲土貴尊沙土貴尊の下に云へりき）妹は狹兄と云ふ事の約まれるなり、女の方よりは、萬事其夫を賴もしき者にして、其一人を傳づく者なる事、右の御歌に、汝を除て男はなし、汝を除て夫はなしと云ふ意に、詠み出でさせ給へるを、此にも引きて心得べし、狹は狹衣、狹席など云ふ狹にて、佗を顧みずして、一向に其物を指し云ふ辭なり、兄は先に長れる由なり、古事記に、女神の所には、次妹と有るに對へて知るべし、兄猾、弟猾、兄磯城、弟磯城、兄比賣、弟比賣と云ふ名、紀記共に見えたるを以て知るべし、然れば、狹兄を合せて妹と云ふ名には成りたるなり（俗の人の長の高低を云ふに、勢の高し低しと云ひ、山の峯傳ひの所を勢續と云ひ、背を勢と云ふも同等の言なり、此を以つて、男は女の上なる謂を以て、狹兄と云ふべきを、約めて勢と云へるを曉るべし）〇及レ至二産時一には、御子産須時爾至氏と訓むべし、上に産二生洲國一と有る、其事を今成し給ふ事なり、此の産字を古字牟と訓めるは然るべし、古事記なる、伊邪那岐命の御言に、吾者生二生子一而、於二生終一云々とある、御子生の始なり、仁德天皇五十年御紀に、箇利古武等、儺波企箇輸耶とも、箇利古武等、和例破枳箇儒とも有る、古武は子産の引き合ひにて、此の産字の訓と同じ（字の如く、至爾及氏と訓むは漢風なり、義に關からぬ事

は、何方迄も清く麗はしく有るべき事、今云ふ限に非ず）〇先以二淡路洲一爲レ胞と有る、淡路洲の名義は、次ぎて說くべし、爲レ胞に、異說有るなり、第六一書に、先以二淡路洲、淡洲一爲レ胞、生二大日本豐秋津洲一、第八一書に、以二磤馭盧島一爲レ胞、生二淡路洲一」第九一書には、此と同じく、以二淡路洲一爲レ胞、生二大日本豐秋津洲一と見えたる、何れにも淡路洲を云へり、（舊事紀も、此正書と同じきは、此より取れるが故なり、古事記には、更に此事見えず、第十一書に、陰神先唱曰、姸哉可愛少男乎云々、遂爲二夫婦一、生二淡路洲一、次蛭兒と有るは、淡路洲の僻傳なり）爲レ胞と云ふ事、甚々謂れなし、胞衣は兒の胎中に在る時に、眞床覆衾の如く、此を裹みて日足す、器にこそ有りけれ、已に兒の胎を別れて生れば、共に出づと雖も、彼は活物、此は死物と成りて、何の用にも立たざる者なり、此と第六、第九一書の趣にては、淡路洲は、大日本豐秋津洲を生み給ひし、其時の胞衣なる意なるべけれども、胞衣の出づるは自然の事なるを、爲レ胞と云ひては、大に義違へり、然れば子を產むに必ず有るべき事と心得て、最初に生れたるは胞衣ならむと杜撰せし、中世の誰やし人の狡意よりか、斯る謂れなき事は言ひ出だせりけむ、（若くは、天皇記國記などの、蘇我の家に在りし時に加へたるにも有るべし、舊事紀は、後に紀記を輯めて書ける者なれば、論ひ無きを、此に一書と共に四所迄有るは、近江宮以前に成りし事ならむ、釋述義に、私記曰、凡人之產、必有二胞衣一者也、是初產之時、先出者也、今二神意謂三自產二廣大之洲一、而不意之外、先生二小嶋一、故所二深恥一也云々、故假レ之爲レ胞と云へるは强事なり）其中に、淡路洲、又淡洲などは强事にも有れ、然云はゞ云はる可きを、先に凝り成りし以二磤馭盧島一爲レ胞などゝは、餘りに如何なる事なり、然れば爲レ胞は、最初に出で來れるは子長なる由を以て、大日本、伊豫、筑紫等の大なるも有れども、

淡路洲を子長と爲給ひしを、以二淡路洲一爲レ兒など云ひ傳へたるを、古の同じき任に、兒を胞と誤れるから、次に所不快云々などの言も添へたる者なり、然れば、舊事紀に、先生二大八洲一、兒生二淡路洲一と有るは、受くる所有るなるべし（其は、此より前に成れりし磤馭慮島にも、爲レ胞と有るは、餘に懸け放れたる事故に、此等にも及びたるなり、寔に彼嶋はしも、國土の始なれば、爲レ兒とも云ふべき状なり、古事記に、伊豫國謂二愛比賣一と有るを、此にては兒嫂とも書く所なるを思ひ合すべし、皇極天皇三年御紀に、長女を愛比賣と謂めり）○意所レ不レ快は、景行天皇四年御紀に、妾性不レ欲二交接之道一、今不レ勝二皇命之威一、暫納二帷幕之中一、然意所レ不レ快とある、終の四字、此に同じく、其に先に在りし事を、後に悔む意なり、然れば、御心爾快給波邪理伎と云ふべし、上に陽神不レ悦曰云々の事を、此に響かせ、又下なる淡路を、舊事紀と同じく、吾恥の意に持ち込まむとての結構なり、但し此意所レ不レ快に二つ有り、淡路洲は胞にて有りし故に快び給はざるか、又は小くて意に快び給はざるかなれども、其にても吾恥に運ぶは、全く古傳に非ず、中古の人の態なるべき事、右に云へるが如し、（但し斯迄に云ふを、古人を輕慢すとや、人は思ふらむを、已が心は然らず、學は物を正しく爲すをこそ旨とは爲るなれ、事實に叶はざる事を、道の爲に辨へ正さむに、誰をか憚る事かは有らむ）○故名レ之曰二淡路洲一の故は、意所レ不レ快より受けたるなり、舊事紀に、故曰二淡道洲一、即謂二吾恥一也と有るこそ心得られね、此時は、天地の初時にて、國土にては、二神より外に、神も何も物は無きに、誰が心を思ひ憚からせ給ひて、吾恥とは宣はさむや、此二說共に、決て神代の古意には非ず、私記に、淡路、猶レ言二吾恥一也、言吾何自謂二必生二此珍子一、而今不レ意先生二此惡子一故名レ之吾恥國一也と有るは、甚々曲々しき說なるなり、（四神出生章

第六一書に、伊弉冊尊恨曰、何不レ用二妾言一、今吾耻辱、第十一書に、伊弉冊尊耻恨之曰云々、時伊弉諾尊亦慙レ焉、天孫降臨章第二一書に、故磐長姫大慙而詛之曰云々、木華開耶姫甚以慙恨、乃作二無レ戸室一云々、海宮遊行章に、豐玉姫云云甚慙レ之曰、如有レ不レ辱レ我云々など、何れも人に對ひての事なるなり、耻は竟と同じく、其事の極に至れるに心後るゝを云ふなり）○淡路洲は、古事記に、如此言竟而、生二子淡道之穗之狹別島一、と有る是なり、但し其も、生二子淡道島一、亦名謂二穗之狹別一と有るべきを、後に淡道と云ふ名と、神代に穗之狹別と云し名とを、一つに連ね云へるにて、佗例と異なるなり、（萬葉三には、粟路と作けり、應神天皇二十二年御紀大御歌に、阿波旋辭摩と有れども、其は歌詞なれば能と云ふべし、萬葉十五に、安波治乃之麻波とあり）鈴屋大人の、淡道は粟國に往く路なりと云はれたる、然る言なるに就きて、猶、思を深むるに、凡そ畿內より西海道に下るには、播磨國を以て道口と爲すを、南海道は、紀伊淡路を經て、伊豫二名洲は其道の極なるを、阿波はしも其道口にし有れば、此豐秋津洲と、其伊豫二名洲との間にある由を以て、如何にも粟路とは云ふべき地形なり、古語拾遺（神武天皇段）に、仍令下天富命、率二日鷲命之孫一、求二肥饒地一、遣二阿波國一、殖穀麻種と云、有れば、既く彼國は開けて有りしなれば、淡路は其往來の路次なる由を以て、然云へるにて、阿波を大洲とし、其を主と立て、淡路は其に聯れる小島なる由なる可し、（其は、次に生二吉備子洲一と有るは、吉備國を主として、其に屬きたる子洲なる事、其に云へるが如し、萬葉六に、日本道乃吉備兒島と訓めるも、其兒島を日本道とは云へるにて、此と同じ、又、萬葉九に、百傳之八十之島廻乎、榜雖來、粟小島者、雖見不足可聞と有るは、粟島には有るべからず、粟國に對へて、淡路を小島と詠めりし者と見えたり）穗之狹別と云ふは、亦名には

非ざる可し、口訣に、八洲各有國魂、卽洲成之精神也とある如く、其國と共に生れ坐して、其國を世と共に主領き坐す神の御名なり、然れば淡路など云ふ國名こそは、人の代に成りての事なりけれ、神代には、右の如く穗之狹別島、又は愛比賣國、飯依比古國などぞ云ひけらし、(但し、私記に、生大八洲者、卽生其神也と有は誤なり、下に云ふべし、)穗は、神功皇后御紀に、幡狹穗出吾也とある穗にて、物の顯れ出づる謂なれば、右に云へる如く、大八洲國の兄として、初めて現出たる由なり、狹別は、字の如く狹く小く別れたる義なるなり、(此等は、記傳に說かれたる如くなる物から、事の因に云ふ事なり、物の芽し見ゆるを、保能とも保能加とも保々能々とも云ひ、又上枝を保都延など云ふ保なり、萬葉六に、御食向淡路の島と續けたるは、御食向ふ粟と云ふ事にて、唯發語の如く見ゆる物から、同卷に、御食都國、日之御調等、淡路乃野島之海子乃とも三食都國野島乃海子乃など、其國を直らに御食都國と云へるは、由有る事なり、大忌祭詞講義に云へり)〇生大日本豐秋津洲は、一書共に異說なし、古事記に、生大倭豐秋津島、亦名謂天御虛空豐秋津根別と有る亦名は、神代よりの古名にして、國名は例の如く、人世に至りて成れるなる事、下に云ふが如し、又生れ出でたる次序も、大八島の最後に在るは甚々宜しきを、此の傳々にては、大八洲の最初にあり、又は淡路洲の次にあり、淡路洲、淡洲の次に在るなど異說種々なり、(大凡淡路洲の次に在りて、伊豫二名洲の前に在る事なれども、右に說ける如く、淡路と云ふも、粟に往く路なるに思ひ寄るに、先淡路、次に伊豫、次に筑紫、次に壹岐、次に對馬、次に隱岐、次に佐渡と巡り生み給ひて、而して、大日本は生み給へるなる可きを、八洲の說に異同有れば、下に云ふべきなり)大日本と有る日本の字は大化元年の詔書に明神御宇日本天皇と初て用ひられたれど

も其には未夜麻登と云訓はなかりしなり、所以に此の下に、日本、此云二耶麻騰一、下皆效レ之と有るは、國號考（四十五丁）に、「夜麻登と云ふに、日本と云字を用ふる事は、書紀より始れり、其は未だ例無き事にて、世人の惑ふべき故に、其訓註は有るなり、古事記は大化の年より遙に後に出來つれども、總ての文字も何も古く書傳へたる任に記されて、夜麻登にも皆倭字を耳書て日本と書れたる所は一も無を、書紀は漢文を潤色り字を撰びて書れたる故に、新に此嘉號を當て書れたるなり、但畿内の一國の夜麻登には多く倭と書き天下の大號のには日本と書き、又一國の名の時にも公に係れるをば日本と書れて、紀中大凡此例なり、人名も此意味にて、天皇の大御名には日本、又然らぬ人のには倭と書れたり、神日本磐余彦天皇、倭姫命などの如し、日本武尊は、天皇の大御父に坐て萬事天皇と等しき故に、日本とは書れつるなり」と有が如し、（又「比能母登と云ふ號は古の書に見えず、日本と云ふは意は其意なれども、本異國へ示さむ爲に設け給へるなれば比能母登とは訓ず、始より爾富牟と字音にぞ云ひけむ、萬葉集に日本之と有を比能母登と訓る所多在は、後人の強て五言に訓む爲の僻事にして、皆四言に夜麻登能と訓べきなり、唯三卷なる不盡山の長歌に、日本之山跡國乃云々と有ると、續後紀十九卷興福寺僧の長歌に、日本乃野麻臺能國遠云々、又日本乃倭之國波云々などゝある、此等は比能母登能なり、然れど國號に云るには非ず、倭と云はむ枕詞なり」と云れたる、其日本と云は異國へ示さむ爲に設られたるには有れども、平田翁の赤縣度制考に、「日本の字は軒轅黃帝記に乘黃と云獸の事を出二日本國一壽三千歲と見え、梁の任昉が述異記に日本國有二金桃一其實重一斤なども見えて、彼國より皇國を尊稱せる名なり、又日下とも云へり、然るを舊唐書に倭國自惡二其名不一レ雅改爲二日本一と云ひ、新唐書に日本古倭奴國也云々惡二

倭名一更號二日本一など云るは彼が私事なり、倭は山海經海内北篇に、蓋國在二鉅燕南倭北一倭屬レ燕と見え、王充論衡に周時倭人貢二鬯草一と有るだなるが、山海經には朝鮮の地方に擧たる如く、燕に屬せる一小島なり、然るを前漢地理志に、班固惑ひて闇推に皇國の事と定めたるより、後漢書魏志などに其誤を受たり、倭奴國を皇國の事と爲しも彼が私なり、後漢東夷傳に、倭在二韓東南大海中一依二山島一爲レ居凡百餘國云々、光武中元二年、倭奴國奉レ貢朝賀使人自稱二大夫一、倭國之極南界也、光武賜以二印綬一と有るを、魏志倭傳に至二末盧國一東南陸行五百里到二伊覩國一と有は、倭奴伊覩同じくして、筑前國怡土郡を云り」と云れたる如くなれば、倭奴は皇國の事には非ず、極南界の一僻地を云ふ事右の如し、委しくは本書に就て見べし、今は要と有る條々を拔出て文は予が綴りて引るなり〕又同書(六丁)に「夜麻登と云ふは、本畿內なる大和一國の名なるを、神武天皇此國に大宮敷坐りしよりして、後の御代御代の京も皆此國內なりける故に、自天下の大名にも成れるなり云々、又生二大日本豐秋津洲一と有は、天下の大號にも成ての後の世より云る語にして、神代の當昔の言には非ず、抑神代より大八洲國、葦原中國など云ひしに、其號を擧ずして生二大日本一としも云るは如何にと云ふに、彼二の號は八洲を總たる大號なるに、其中の七洲を除きて一洲を云ふ所なればなり、若て此一洲の大號は無き故に姑く大日本とは成れり、夜麻登は一國の名なるが天下の大號にも成り、又一國の內にて別て京師を指ても云て廣くも狹くも用らるゝ號なるが故なり、其は筑紫と云も伊豫と云も一國の名なるを、九國四國の大號にもして、筑紫洲伊豫二名洲など云る例に同じ、又狹野尊云々、後撥二平天下一奄二有八洲一故復加レ號曰二神日本磐余彥尊一と有る、文の狀は天下の大號を取て稱奉る如く聞ゆれども、此も皇京敷坐る國名を取れる大御名なり、崇神天皇

御紀の歌に、椰磨等那殊、於朋望能農之能とある、大物主神は天下を經營成給へりしかば、此椰麻等は大號の如く聞ゆめれども云々、此は意は天下を云るなれども、言は猶一國の夜麻登なり、若て漸く打任せたる天下の大號にも成れりと見えて、仁德天皇御紀に、鴈の卵生る事を武内宿禰に問せ給へるにも答申せる歌にも、阿耆豆辭莽、椰莽等能區珥とあり、鴈の產む事は凡て皇國にては奇らしければ、此椰莽等は正しく天下の大號なり」(取意)と見えたり、但其時未だ天下の大號には有るべからず、此大洲の名なり、天下の大號と、成れりし事は孝德天皇の御世なる事、下に云る如くなるなり、(右の七洲に各名有を此の一洲の大號はなき故に、姑く大日本とは云ふ事なれども、猶ほ能く考るに右に引る、古事記の亦名謂二天御虚空豐秋津根別一と有は、此一洲の名にて有しなり、其事下に云ふべし、釋述義に引る私記に、大日本又秋津島等の說有て、其次に如レ此之名字上代雖レ未レ得二其號一、以二史書選述時之名字一載レ之者、倭漢之例也云々と有を思ふべし、)豐秋津洲の豐は本大地の動みに起りて、其より物の豐饒なる意に轉用ふる事、傳三豐斟渟尊の下に註せるが如し、秋津洲の事は國號考(二十四丁)に云く、「古事記に大倭帶日子國押人命、坐二葛城室之秋津島宮一治二天下一也と見え、書紀にも此御卷に、二年冬十月遷二都於室地一、是謂二秋津島宮一と有て、本此孝安天皇の都の地名なり、彼神武天皇の皇輿巡幸因登二腋上嗛間丘一而廻二望國狀一曰姸哉乎國之獲矣、雖二內木綿之眞迮國一猶二如蜻蛉之臀呫一焉と詔へりしは、卽此地の事にて彼大詔より起れる名なり、腋上も嗛間丘も室も皆相近き地にて、大和國葛上郡なり、倭孝安天皇の百餘年久しく敷坐りし、京都の名なるから、秋津島倭と續けて云ひ倣ひ、其倭に引れて終に天下の大名にも成れる事なり、然るを國狀を御覽じて、蜻蛉の臀呫せる如しと宣へるを、或は天下の事とし或は大和一

國の事と爲るから、此秋津島てふ名をも然心得めれども然には非ず、(偖て雄略天皇の吉野に幸行し時に虻の御腕を咋たるに、蜻蛉飛來りて其虻を咋ける時の大御歌に、手腓(タコムラ)に虻掻着き其虻を阿岐豆速咋ひ如此名に負むと空見倭國を阿岐豆島と云と詠せ給ひ、其より其地を阿岐豆野と號けられし事、古事記に見えたり、此御歌の意は、古より此倭國を秋津島と云事は、今如此く其名に負て、蜻蛉が功有むとてなりと、詠成し給へるなれば、秋津島の事には預らず、然るを書紀には、此御歌の詞這蟲も大君に順ろふ汝か形は置む秋津島倭とあり、此は即汝が名に負る、此秋津島倭國に形を遺し置て、此を蜻蛉野と號けむと宣ふ意なるべし、然れども此は能く爲ずば、此時の蜻蛉の功に依て國名を秋津洲と號け給へる如く聞えて、混れぬべし)偖又秋津の事は、古事記書紀萬葉など、古書に數多出たる、假字には皆阿岐豆と濁音の豆を耳書て、清音の假字書るは一もなし、後世に清て訓は訛なり、蟲の名も同じ、又此島を洲とも書るに就て阿岐豆須とも云は殊に僻事なり、洲字は須に用ふるは常の事なれども、秋津洲の時然云ふ事は例もなく理も叶はぬ事なるをや―(摘要)と有は悉く謂れたる言なり、(但し次に云ふ、古事記の豐秋津根別の津は、清音にて秋津の意、別なりと先づ心留め置べきなり、)偖て右の古事記の、天御虛空豐秋津根別は、神代より此一大洲の名にして、右に大日本豐秋津洲と云るとは、言義大に別にして、此は淡路洲より始て、次々に洲國は成れりと雖も、何れも然計り大にも非ざりけるを、彌竟に至て此大日本を生給ひけるに、滄溟に滿憚りしかば、天御虛空に大なる顯國の現れ出たる由なり、彼の浮膏の如くして漂蕩へりし物の國土と形容りければ、此内に住事なる故に大虛は其外なる由を以て、曾良と云ふ語も此に成て國名にも負る事とは成れりし也、(神世七代章、第一一書ニ一物在ニ於虛中一、第六一書ニ有レ物若ニ葦

牙一生二於空中一とも、有レ物若二浮雲一生二於空中一とも有る、共に曾良と云事を云るを見合せて曉るべきなり、）天御虚空は、此大日本の大虚に天進り顯れたる由なり、記傳五（二十丁）に、萬葉五（三十二丁）に、久堅能、阿麻能見虚喩、十（六十丁）に、天三空者、十二（十八丁）に、天水虚爾など有を引て、阿麻能と訓れたるは然る言なり、此大日本出來て大八洲國定り、此を基本にして大地萬國成て顯國は立てりかば、此を内として其外を曾良と云事の出來て、此に成れりし言を以て名に負るなり、（萬葉十五に、安米都知乃、曾許比能宇良爾と有を以知べし、記傳に「此名は、天照大御神の所知看、高天原に准らへて、天皇の京師をも天と爲る故に其意以て稱しにもや有らむ、又彼虚空見倭と云古語の由などにもや有らむ」と云れたる共に非なり、其等の事を待給はずして、此洲の生れる即ち號け給へるなり、）豐秋津の豐は例の如く、秋津は萬葉六（四十三丁）に、明津神吾皇之とある明津に同じく顯明なる由なり、四神出生章第十一一書に顯見蒼生此云二宇都志枳阿烏比等久佐一、寶劍出現章第六一書に、顯此云二于都斯一と註し、中臣壽詞には天に對へて宇都志國と云る如く、此國土を生成給へりし二神も、天浮橋に天降坐し初は隱身に御在しゝを、此顯國の出來るに隨ひて顯身と成給へりし如く、國土も未だ漂蕩へりし程は幽冥なるを、今如此大八洲と成れるは顯明なる世と成れるなり、阿伎都の阿伎は宇都志に同じ、都は常に之に通ふ辭となる事には有れども、予は既く處の義なる事を曉りて、祝詞講義に說る如くなれば、此の秋津は明處にて顯國と云に同じく、右の天皇を明津神と奉るも、顯國之神と申す事にて幽冥の神に對へ奉れるなり、（出雲神壽詞及中臣壽詞に、明御神の御事を註せるを見るべきなり、又此の秋津の秋は借字なる事、又津の清て唱ふ可をも曉るべし、記傳に「豐秋津は、秋津島に依れり」と云れたるは、邂逅に考漏されしなり、

根別の例、古事記に日向國謂二豐久士比泥別一とあり、根は國土の事なり、萬葉三（二十四丁、又二十五丁）に、大和國の事を山跡島根と云る是なり、神名の大名持命も國土を持坐す由なり、これ等のこと傳一、神名の下に註せるが如し、然れば右の根別は名別にて土地を別たせ給へる由なり、斯れは大洲の古名はしも、其國魂神の神名を兼て天御虚空豐秋津根別と云事なりしを、後には簡易なる名を用らるゝ例にて、彼一國の大和の名を敷演して、此大洲の名を假に大日本豐秋津洲と號けて、八洲の一に計へたりしを、又後には其名を大八洲を總たる、名とも成れりし者なりけり、（此を以て見るに、大日本も秋津洲も師木島も、此大洲を假に稱事なりしを何れの稱をも、大八洲の凡てに云ふ事は彼大化の頃に、明神御宇日本天皇などゝ別に、日本の字を設て詔有しよりの事と所思ゆ、然れば右に引る國號考に、大日本と云ふ名已に仁徳天皇御世に、天下の大號に成れる由に云はれたれども、猶其より後なる事右に云るが如し、）

○次生二伊豫二名洲一、古事記には次生二伊豫之二名島一、此島身一而有二面四一、毎レ面有レ名、故伊豫國謂二愛比賣一、讃岐國謂二飯依比古一、粟國謂二大宜都比賣一、土左國謂二建依別一と有を、舊事紀にも此文を引て右の如くなり、（但し愛比賣の下に、西南角飯依比古の下に、西北角大宜都比賣の下に、東北角建依別を速依別に作て、其下に東南角と記せるは、其方位の大凡を云へるなり、此洲を第六一書には、唯伊豫洲と書せるは然も云しにこそ、萬葉三に、海若者、靈寸物香、淡路島、中爾立置而、白浪乎、伊豫爾囘之と有も、此一洲を凡て云へる事記傳の說の如し、）伊豫の事次に說べし、二名洲は記傳五（四丁）に、二名は借字にて二並なり、應神天皇御紀の大御歌に、阿波旋辭摩、異椰敷多那羅弭、阿豆枳辭摩、異椰敷多那羅弭、豫呂辭枳辭摩之魔と有る、此は淡道と小豆島と並べるを詠給へるにて、此の二名洲の事には非ねど、

二並てふ言の證なり、萬葉九(二十二丁)に、二並筑波乃山とも有り、此島は飯依比古と愛比賣と女男並び、建依別と大宜都比賣と又竝ぶるを二並と云か、萬葉六(三十六丁)に、土左國へ行く事を、王命恐、刺並之國爾、出座耶と詠るは、二並の意にても有むか、今俗に二人相對ふを刺向ひと云ひ、又二人して爲る事を、佐志と云を思ふべし」と有が如し、(此說に依れば、古事記に身一而有二面四一と有る、面四の内二面宛一番ひと成れるが、二並ぶ故に二並とは云ふなりけり)右の古事記に身一面面四は、記傳五(五丁)に、「國名の分れたる耳には非で、本より島形の四に分れたる勢有なるべし、然こそ四國には分れけめ、偖て如此人に准らへて身と云ひ面と云は、三子島兩兒島なども云ひ、山にも頂腹御富登なども云類なり、面は萬葉二(四十一丁)に、玉藻吉、讚岐國者云々、天地、日月與共、滿將行、神乃御面と有は此を思へるなり」と有が如し、(傳三、面足尊の下及此卷の同會二一面一の下に、註せるを見合すべし、又彼成務天皇御紀なる、山陽曰二影面一山陰曰二背面一と有をも、思ひ合す可きなり、)伊豫國謂二愛比賣一、伊豫は彌具には非るか、其は風土記に、伊豫郡自二郡家一以東北在二天山一、所レ名二天山一由者、倭有二天加具山一、自レ天天降時、二分而以二片端一者、天二降於倭國一、以二片端一者、天二降於此土一、因謂二天山一也とある如く、此國土の具へるが上に、天より加具山の降着て彌具ひ成れるを以て伊豫郡と成り、其より其一國の名と成り其より一洲の名とは成れりし事、右の大日本の例の如し、神名式に伊豫郡伊豫神社(名神大)又伊豫豆比子命神社と云も有を、記傳に「此は地名より出たる神名なる可し」と有は然るべし、)愛比賣は其一國の古名にて又其國魂神の名なる事上の例の如し、此四國を總て伊豫二名洲とも負ふ計り主たる國なれば、長女と云義なる事云ふも更なり、(又萬葉二に、取與呂布、天乃香具山と有る、此は大和國なるにて彼

山とは別なれども、取與呂布と云ふ事由有り、與呂布とは外より物を寄せて其を足らはす意なれば、伊豫は彌其にて叶ふべし、宜しきを吉きとも云へば、與呂を與と云ひて然るべし、〕讃岐國謂飯依比古、和名抄に佐奴岐と有り、名義は記傳五(六丁)に、「古語拾遺(神武天皇段)に手置帆負命之孫、造矛竿、其裔今分在讃岐國、毎年調庸之外貢八百竿、是其事等證也と見え、臨時祭式に、凡椊木千二百四十四竿、讃岐國十一月以前差綱丁進納とある、此に依て竿調國か、」と有は動くまじき說なり、飯依比古は記傳に、粟國を大宜都比賣と云へば飯も其に由有るか、神名式に鵜足郡飯神社あり」と有り、依は緣にて飯炊其事を神代に始など爲し由にも有べし、(其國の式社考に、「飯野山の麓なる東二村に在て今飯天神と云り、飯依比古の由なり」と云り、飯野山は、丸龜城の東に在て俗に讃岐の小富士と云ふ山なりとぞ、)粟國謂大宜都比賣、記傳五(七丁)に、「粟は神代紀に粟田、神武天皇の大御歌に阿波布と詠給ひて、古に殊に多く作りし物なり、故粟の能く出來る國なる故の名なるべし、古語拾遺(神武天皇段)に、求肥饒地遣阿波國云々、此は穀麻を殖め爲なれど肥饒地ならば粟も能く實るべし、伯耆風土記に、相見郡郡家之西北、有粟島少日子命蒔粟莠實離々云々、故云粟島也、此も粟の島名と成れる思合すべし」と有は、然る事なり、(萬葉三に春日之野邊、粟種益乎とも、粟種有世伐とも、十四に、安思我良能波姑禰乃夜麻、安波麻吉氐、實登波奈禮留乎、阿波奈久毛安夜思、又左奈都良能、乎可爾安波麻伎云々、など有り、又記傳に、「和名抄に、唐韻云粟禾子也、和名阿波と有は粟字に就たる義なり、漢國にては穀物を凡て粟と云事も有る故なり、然れども皇國にて粟と云へば一種の名にて、總てには亘らぬを、禾子也と云ふ註を引ながら、和名阿波と爲しは順の誤なり」と云れたる、然る言なるが、禾子を粟と云も、彼土

にては米甚稀少き故に、其粟を穀物の最上と立る事、皇國の瑞穗を尊むが如し、此に深き所由有に就て說有を、第一一書淡洲の下に云へり）大宜都比賣は、同書に就て考ふるに豐宇氣毘賣神の亦名なるを、此と同じきは此は此より後に生坐し神には坐せども、其產土の地に緣て國神と成給へる者なり、其は古語拾遺（神武天皇段）に、天富命更求二沃壤一、分二阿波齋部一、率二往東土一、播二殖麻穀一、好麻所レ生、故謂二之總國一云々、阿波齋部所レ居、便名二安房郡一、（今安房國是也）と有て、東の安房國は阿波より闢きたる國なるに、高橋氏文に是時上總國安房大神乎御食都神止坐奉天云々、神齋大嘗等供奉始支と有は、其地に坐し安房大神を、御食都神と招請（ヲキマツリ）しゝにて、其安房大神は本國の阿波大神にて、大宜都比賣神なる事御食都神と申せるにて曉るべし、偖て阿波國の大鳴門と小鳴門の間なる島を、大宜山（オホゲヤマ）と云るも由有て聞ゆるを、神名式に美馬郡波爾移麻比彌神社と有は、四神出生章第二一書に、軻遇突智娶二埴山姬一生二稚產靈一と見えたれば、其御祖母に坐り、又那賀郡和邪（ワナサ）神社和奈佐意富曾神社見え、和名抄に和射鄕有は丹後風土記なる、和奈佐老夫和奈佐老婦の事に、打合たるなど如何に見ても同神と所思るなり、猶四神出生章保食神の下に註さむを、祝詞講義（祈年第七詞大忌祭詞太神宮月次祭詞等條）又中臣壽詞講義（第十條）に已に云るを見合すべし、（右の安房大神は、阿波齋部が本國にての神を移祭れりしなり、然るを神名式に安房坐神社名神大月次新嘗と有る、其神なりとは委しからず、其は古語拾遺に、天富命於二其地一立二太玉命社一今謂二之安房社一と云て、式に后神天比理刀咩命神社大元名洲神と有れば、其如くなる事云も更なるが、古は其は阿波大神をも合せて祀れりしを、景行天皇の御代に右の時に京に迎申されしに依て、太玉命の社とは成れるなり、其は右の氏文に但云安房大神爲二御食神一者今大膳職祭神也と有を以知べし、神名

式に大膳職坐神三座の中の御食津神社是なり、又御巫祭神八座の中の御食津神を祝詞には大御膳都神と有る、其卽大宜都比賣と申すも同じ意味なる神名なるを曉るべし、）土佐國謂㆓建依別㆒、土佐は處狹なり、記傳五（七丁）に「和名抄土佐郡、土佐鄕有れば其より出たる國名なるべし」と有が如し、建依別の建は健き意なるべし、佗の三國は然耳嶮しくも非れども、此國は平坦なる地は少くして、山岳多在れば其義を以て建とは云なるべし、舊事紀に速と有るは誤なり、依別は右の飯依別の例なり、（神名式に安藝郡多氣神社、今奈半利村に在て嶽大明神と申すを、或人建依別ならむと云へれども、此は安藝國安藝郡多氣神社名神大とある、同神ならむも知べからねば、佗國より遷せる神を其國の亦名と爲べくも非れば、今其委しき事は云難し、神名式に土左郡都佐坐神社大と有る、土佐鄕に立せ給へれども、此は葛木一言主神に坐ば此を土左大神と申すも、其土佐鄕に在すを以て中にこそ有けれ、此神に出たる名には非る也、）○次生㆓筑紫洲㆒は、古事記に次生㆓筑紫島㆒、此島者身一、而有㆓面五㆒、故筑紫國謂㆓白日別㆒、豐國謂㆓豐日別㆒、肥國謂㆓速日別㆒、日向國謂㆓豐久志比泥別㆒、熊曾國謂㆓建日別㆒と見えたり、此肥國云々を、記傳には眞福寺本又一本に依て、肥國謂㆓建日向豐久士比泥別㆒と作れたれども、同書にも此處舊印本及延佳本又一本などにも、此に引る如く有る由云れたれば、舊事紀にも然有に合せて、右の本共に有㆓面四㆒と有を、延佳が頭書に四字可㆑作㆑五乎と有は然る言なるに依て、今此を改む（古史成文には既く右の如く改められ、古史徵に委しき其說あれば必此に見合すべし、）筑紫洲は、記傳五（九丁）に「萬葉廿（二十八丁）に、都久之乃之麻とあり、此も伊豫の如く元一國の名より出て總名には成れるなり、此島後に西海道と云ひ九國と成る、北山抄に西之道とありし」と云れたるが如し、有㆓面五㆒は筑紫國と豐國と肥國と日向國と熊

曾國と五なり、(此は記傳に云れたる事には有れども、其は有ニ面四一の方を取れたる故に、今は日向國を加へて四を五に改めたり) 筑紫國は記傳五(九丁)に、「萬葉五(二十三丁)に、都久紫能君仁とあり、後に二國に分れたり、和名抄に筑前(筑紫乃三知乃久知) 筑後(筑紫乃三知乃之里)」と有る是なり、風土記に筑後國者本與ニ筑前國一合爲ニ一國一と云り、如此く、此二に分れしは何れの御代とも知られず、景行天皇十八年御紀に筑紫後國と有れば其より前か、將た分れしは後なれど、前へも及ぼして書るか、筑紫と云ふ名義は着島にて大日本の方に聯り着る島と云ふ事なる可し、島を紫と云例は垂仁天皇三年御紀に但島國出島と有は古事記に謂ゆる伊豆志なり、然れば洲字の果なるに似たりと雖も、對馬島と云ふ例も有れば今試に云なり、然れば出雲風土記に島根郡附島と云有り此其例なるべし、筑後風土記に、三說有る中の一に、昔此堺上有ニ麁猛神一、往來之人半生半死其數極多、因曰ニ人命盡神一、于時筑紫君肥君占レ之、今筑紫君等之祖、甕依姫爲レ祝祭レ之、自レ爾以降行路之人不レ被レ害レ神、是以曰ニ筑紫神一と有り、此說然も有ぬべく所思ゆ、式に「筑前御笠郡筑紫神社(名神大)有り、此神なるべし」と云れたるは甚高き見識(ココロ)なり、貝原篤信が和爾雅に、在ニ御笠郡原田村一所祭五十猛命と云り、或說に隣村に筑紫村あり昔は原田村も筑紫村の內なりしとぞ、此社地筑後肥前に近き所なりと云へり、此に村名に筑紫の名遺れゝば右の風土記の說に合るに就て思ふに、麁猛神を五十猛命の五十を樂(モロく)麁の事と心得て記るなるべし、此にては惡神の如く聞ゆれども然に非ず、元より五十猛命と申して御稜威の可畏き神に御在し坐ければ、其御崇などの烈しく有し時の古事なるべし、神の御上にては其祭祀を乞せ給ふ時などに多き事なり、偖て此社は寶劍出現章第四ノ一書に、初五十猛神天降之時、多將ニ樹種一而下云々、遂始レ自ニ筑紫一凡大八洲國之內、莫レ不ニ播殖

面成ニ青山上焉と有にも合へれば必五十猛命なるべく、又筑紫てふ名も此に起れる事灼然し、（三代實錄に貞觀元年正月二十七日、從五位下筑紫神授ニ從四位下一、又元慶三年六月八日、授ニ從四位下筑紫神從四位上一と有て、何時も筑紫神と稱せり、又記傳に云く、風土記の今一の說も共に盡の意なれど僻事と聞ゆ、又私記に國形の木菟に似たる故と有を、世々の物知人も用ひたれど此も僻事と聞ゆ、又近世に貝原某が釋名てふ書に、古へ異國より寇來るを防むが爲に、筑前の北方の海濱に石垣を多く築せ給ひし故に、筑紫の意ならむと云る是も由有て思ゆれど、異國の賊を防がれし事は上代には無き事なりき）謂ニ白日別一より以下五國の名に某日別と有るは必ず天日に由有る名なり、合せて此を說べし、白日別は灼日別にて天日の清上りしが灼然かりし由なり、豐日別は記に生ニ女島一亦名謂ニ天一根一と有るは天と成れりし一根と云ふ事にて、此に在る速吸名門は天日の萌騰りしところにて謂ゆるこの大地の陰門なること、傳一に註せる如くにて此に因りて天日の光に向ひて、大地の公運私運を爲るも此處卽ち其動の元なるが、豐日別と云ふもその如く天日の豐坂登りし謂なるなり、又神名式に豐後國速見郡火男火賣神社二座と有る、此は火なれども日と火と緣あり、速日別の速は榮にて日は火なること次に肥國の下に云る不知火の事なり、豐久士比泥別は豐奇火根別にて天孫降臨章に日向德日高千穗之峰とある是なり、建日別は猛火別なるべし、彼古へ熊曾と云し今薩摩國の海門嶽櫻島など常に烟の立る山なるをも思ふべし、大凡右の五共に某日別と有は天日の萌騰りし地の邊なるが故に其餘波有て今も九國の山々に常に硫黃の氣有て燃るなるは必火に由有るが故なり、若くは伊弉冊尊の火神を生給ひしは筑紫洲の內にても有むか其は伊弉諾命の黃泉國より歸坐し後の身滌も、筑紫日向にて灼爲給ひ高天原を所知看す日神も其地に生坐る

などを思亘して考ふべき者なり、(猶筑紫洲の火に由有を云はゞ三代實錄に貞觀二年二月二十六日丙申、大宰府言從五位上火男神、從五位下火女神二社、在豐後國速見郡鶴見嶺、山頂有二三池一一池泥水色靑一池黑一池赤、去正月廿日、池震動其聲如レ雷、俄而臭如二硫黃一遍二滿國內一、磐石飛二亂上下一無數、石大者方丈小者如レ甕、晝黑雲蒸夜炎火熾、沙泥雪散積二於數里一、池中無レ出二温泉一、泉水沸騰自成レ河流、山脚道路往還不レ通、温泉之水入二衆流一、魚醉死者十萬數、其震動之聲經二歷三日一と有り、此火男火女二神は四神出生章第二ノ一書に軻遇突智娶二埴山姬一と云此より外に思合す事なし、又同九年八月六日大宰府言、肥後國阿蘇郡、正二位勳五等健磐龍命神、正四位下姬神、所レ居山嶺去五月十一日夜奇光照耀、十二日朝震動乃崩廣五十丈餘、長二百五十丈餘とある、奇光は火の事なり、漢籍北史にも倭國有二阿蘇山一、其石無レ故火起接レ天者、俗以爲レ異因行二祭禱一と有は此方の人の語るを聞て書るなり、又續紀廿五に天平寶字八年十二月、此月西方有レ聲似レ雷非レ雷、時當二大隅薩摩兩國之境一、烟雲晦冥奔電去來七日之後、乃天晴於二鹿兒島信爾村之海一、沙石自聚化成二三嶋一、炎氣露見有下如二冶鑄一之爲上、形勢、相連望似二四阿之屋一云々と有は、神名式に大隅國桑原郡鹿兒嶋神社大と有る此邊にて在し事なり、又三代實錄に貞觀十六年七月二日戊子、大宰府言薩摩國從四位上開聞神、山頂有レ火自燒煙薰滿レ天、灰沙如レ雨震動之聲聞二百餘里一、近社百姓失レ情、求二之蓍龜一神願二封戸一、及レ穢二神社一、仍成二此祟一勅奉二封二千戸一と有る、此は神祟に依る事なれども何れも火に依れる事耳なるを思ふべく、今も肥前國の雲仙獄、肥後國の阿蘇山、日向國の霧島山、薩摩國の海門獄櫻島等の山々には煙に烟氣の立たどをも思ひ、彼肥後國に不知火の有などを思亘して曉りてよ)豐國は傳二に註せる如く豐國主尊に由有る名なり、右にも註せる如く天日の萌騰りしは其

國の速吸名門卽其跡にて謂ゆる天一根と云ふ邊なるが、此大地はしも天日に因准(シタガ)ひて一歳の公運(オホメグリ)晝夜の私運(コノメグリ)を成る事有るそれは國常立尊豐國主尊の神業に依る事なり、然れば顯身の目にこそは見えざりけれ、其神の靈威をなし給ふ其本處なるを以て其地方に豐國の名は遺れるなるべし、豐を饒びしく大なる義に用ふるは此大地の動に依て天日の光を迎へ其天地の氣相感け合て物は生出る者なれば其を借たる者なり、記傳五(十一丁)に「豐國は登與久邇と訓べし是も後に二國に分れて和名抄に豐前(止與久邇乃美知乃久知)豐後(止與久邇乃美知乃之利)と有り分れしは何時とも知れず」とあり、景行天皇十二年御紀に遂幸二筑紫一到二豐前國一と有は後名を以て始に及ぼせるなるべし、國造本紀に豐國造、志賀高穴穗朝御代、伊甚國造同祖、宇那足尼定二賜國造一と有は成務天皇の御代なるを以て知らる、(有の豐國の名義を記傳に「景行天皇御紀なる有の續の文に冬十月到二碩田國一、其地形廣大亦麗、因名二碩田一也と有を引れて、其國の大名を豐國と云も此意なるべし」と云れたれども、豐は豐大に大なれば別なり、借て動字の意に豐字を用ひたるは萬葉七に大海之水底豐三立浪之云々と見えたり、)肥國は記傳五(十一丁)に、景行天皇十八年御紀に五月從二葦北一發レ船到二火國一、於レ是日沒也夜冥不レ知二着岸一、遙視二火光一天皇問二其火光處一曰二何謂邑一也、國人對曰是八代縣豐村、亦尋二其火一是誰人之火也然不レ得レ主茲二知非二人火一、故名二其國一曰二火國一とあり、(此火の事國人の說に肥後國の海に松婆瀨の澳と云所に龍燈とて今もあり、年每の七月の末より八月頃迄見ゆる內に八月朔日の夜は殊に多し宇土の邊の山より能見渡さるゝなり、其狀世に挑燈と云物の大さに見ゆる火初には一二顯れて其漸くに分れ數多く成行て盛なる程は幾千萬とも知られず、大凡海上竪横三四里が程押並て皆火に成なり風吹けば火少く雨降夜は見えず、借て其火の燃る時に

其海を往來ふ船を遠く見渡せは火中を行く如くと見ゆるを船にては更に火見ゆる事なく唯常の如くなりとぞ、）又肥後風土記には肥後國者與肥前國合爲一國、昔崇神天皇之世、益城郡朝來名峰有土蜘蛛、名曰打猴頸猴二人率徒衆百八十餘人、蔭於峰頭常逆皇命不肯降服、天皇勅肥君等祖健緒組遣誅彼賊衆、健緒組奉勅到來皆悉誅夷、便巡國裏兼察消息、乃到八代郡白髮山日晩止宿、其夜虛空有火、自然而燎稍々降下著燒此山、健緒組見之大懷驚怪、行事既畢參上朝廷陳行狀、奏言臣等被聖命遠誅西戎不霑刀刃梟猾自滅、自非威靈何得然之、更擧燎火之狀奏聞天皇、勅曰所奏之事未曾所聞、火下之國可謂火國、即擧健雄組之勳賜姓名曰火君健緒君便治其國、因火曰火國、後分兩國而爲前後、又纏向日代宮御宇大足彥天皇、誅球磨贈於、兼巡狩筑紫國之時從葦北火流浦發船幸于火國、度海之間日沒、夜冥不知所着、忽有火光忽見行前、天皇勅棹人曰直指火處、應勅而往行前火見直指而往、隨勅往之果得着岸、天皇下詔、曰火燎之處此號何界、所燎之火亦爲何火、國人奏言此是火國八代郡火邑、但不知火主、于時天皇詔群臣、曰今此燎火是非人火、所以號火國知其爾由、と有を釋に引るには陳行狀云々天皇下詔、曰剪拂賊徒頗無西眷、海上之勳誰人比之、又火從空下燒山、亦怪火下之國可爲火國と見えたり、但國人の對奏せる語は此是火國八代郡火邑但未審火由と有て、于時詔群臣、曰燎之火非俗火也、火國之由知所以然と有り、是等を合せて思ふに、火てふ名は國に在れ邑に在れ既く崇神天皇の御世に始りしなりけり、火邑は和名抄に八代郡肥伊郷有る是なるべし、偖て此も二國に分れたり和名抄に肥前（比乃美知乃久知）肥後（比乃美知乃之利）とあり、分れたるは何れの時とも知られず神功皇后御紀に火前國と見ゆ後に火と

云事を忌て肥字には改しなるべし」と云れたる、此にて肥國の所由、又速日別の所縁をも考へ合すべし、(又細註に「肥前と肥後とは海の隔りて地接かず正しく二に分れたれば面一には取離き國形なり、故考るに右に引る火國の故事は地名に依に皆肥後國の地なり、然れば肥國と云しは初は唯肥後の方耳にて、肥前の地は本は筑紫國の內なりしが稍後に肥國には屬しにや有む、肥前は筑前筑後と地接きて此三國は八面一にも取つ可き國形にて肥後とは淸く離れたればなり云々」」と有は實に然もやとなむ所思ゆる、) 日向國は景行天皇十七年御紀に三月幸二子湯縣一遊二于丹裳小野一時東望之、謂二左右一曰是國也直二向於日出方一故號二其國一曰二日向一也と有る、此意の國名なる事記傳に註されたるが如し、然るに日向風土記に景行天皇東望曰、是國也東直二向扶桑一、蓋伊豫在二日向正東一と有は御紀の說と異なるが如く見ゆれども、熟見るに伊豫風土記に扶桑と云ふ大樹の有ける山に云へる共に向へるを云るが、其大樹に向へるを以て日向と云ふは違へるに似たれども、扶桑は唯喬木の義を取て書るにこそ有けれ、文の續を以て見れば扶桑は必檜木と訓べき字なりけり、此木の天進り高く顯れたる梢より天日の指上れを見行し坐て日向と號けさせ給へるを、文は漢籍楚辭に日出二暘谷一浴二于咸池一上二於扶桑一と云ふを取れる故に何の事とも知られず成にたれども其意を得て見る時は右の如く灼然なり、偖て又謂二豐久士比泥別一と有も天孫降臨章第一一書に筑紫日向高千穗槵觸之峯、第二一書に日向槵日高千穗之峯など有る日向は國名、高千穗は山名にて如此く明らかなる上は、面五として其一面を日向國に取べき事決し(然るを右の山名共正書に日向襲之高千穗峯、第四一書に日向襲之高千穗槵日二上峯、第六一書に日向襲之高千穗添山と有は共に同じ所なるを、此なるには日向の下に襲と云へれば別處と誰も思ふめる事には有れども、右の高千穗は記傳

十五に其山は日向國の南の極にて大隅國の堺なり、神代紀に二上とある如く東西と分れて峰二あり、西なる峰は大隅國贈唹郡に屬き、東なるは日向國諸縣郡に屬り云々と云はれたる如く、兩國に跨れる山なれば一は日向と傳へ一は日向襲と傳たりし者なり、此を以見れば熊曾國と云ひしも日向を本として添たる隈國なる由なれば、何れにしても日向は面の一なる事灼し、然るを記傳に日向を肥國の域内なる由に云れたるは足ぬ事なり、肥國の面は西海なり日向は東を面にしたる國なるを何とかも面一には收むべけむや、又四神出生章第六ノ一書に、筑紫日向小戸橘之檍原と筑前國なる說も有りて傳八卷に云へるが如し、然れども、神功皇后御紀に見えたる神の御謠には筑紫の大名を省きて、日向國橘小門之水底所レ底、而水葉稚之出居神と有れば後名をも始に及ぼして日向國と宣へる如くも見ゆれども其は筑前なる事灼く、又國造本紀に日向國造、輕島豐明朝御世、豐國別三世孫老男定二賜國造一と有れば、往古より肥國とは別なる者をや）熊曾國は御紀には熊襲と作き肥後風土記には球磨贈唹と作り、隈添國にて日向を表とし本として其背面の隈に在國の由なり、其は郡名より廣ごれる、國名には有れども後に大隅と云を以て知べし、但上古には唯に襲とのみ云て日向の支國にて釋に山嶽襲重之義也と有る、隈の地をば云ふ名にぞ有けらし、右の細註に引るに何れも日向襲と見え、景行天皇の皇子に日向襲津彥皇子など有る是なり、偖て曾を背と云は日向襲之高千穗添山、添山は二つ並べる由なるを、其東方を日向と云ふに反對ひて西方は大隅郡にて囎於郡なりければ、背向と云ふべき地形なり、瑞珠盟約章に背とも背上とも有を古事記には曾毘良と見え、成務天皇御紀に、山陽曰二影面一山陰曰二背面一など見え、又記傳に引れたる天孫降臨章に膂完之空國自二頓丘一云々又仲哀天皇御紀なる神の御託言に天皇何憂二熊襲之不レ服是膂之空國也と

ある膂は背肉と云事にて高千穂山を象りて云語なるを思ふ可なり」と有るを以て襲の義を知るべし、偖て熊は借字にて隈なり、熊野は隈野の意、又和名抄郡名に肥後國球磨（久萬）と有を、景行天皇十八年御紀に熊縣と見えたる此も隈縣なる事其地理を察らめて思ふべし、又同郡名に大隅と有は字の如く僻隅の由なり又、馭謨（五牟）と有は隱の意熊毛（久未介）と有は、隈毛なるなど思ひ合せて、日向の東面なるに對へて隈と云ひ、高千穂峰に就て背と云るが終に國名とは成れりし者なり、記傳五（十七丁）に「熊曾國と云るは日向の南方半國程より大隅薩摩の地迄を摠て云し上代の大名なり」と有は然る事なる物から、國造本紀に大隅國造薩摩國造など有て熊襲國造と云が見えざるを以思ふに既く其國は廢れりしなるべし、景行天皇御紀仲哀天皇御紀などに其國の背く事有て其より後には見えざるは何時となく日向國に管る事とは成れるなり、其は天孫降臨章に瓊々杵尊の御陵を日向可愛之山陵と有は、和名抄に、薩摩國頴娃郡頴娃郷有を以て日向と云名の廣かりしを知べし、然れども古に熊襲國と云し邊には日向襲と後迄も云ふ事なりし者なり、然れども正しく上古の狀を云ふ時は高千穂山を界として其東方は日向國其西方は熊襲國にて在しなり、（然るを續紀に和銅六年四月乙未割二日向國肝坏贈於大隅始羅四郡一始置二大隅國一と有は、古に熊襲國と云し邊を分ちて更に大隅國を置れしなりけり、斯れば國造本紀に大隅國造、纒向日代朝御世、治二平隼人一同祖初小仁德帝代者伏布爲二日佐一賜二國造一と有は疑はしき事なり、天武天皇十一年御紀に大隅隼人と有れども其は未國名には非ず然るを强て國造本紀を助けて云はゞ、彼日向襲と云ひける古の熊襲國造なりし人其大隅郡に在りしかば、其を以て大隅國造とは云ひたりしかども後に大隅國と成れる其一國の造として仕奉れりし者なるべし、凡て日向國と熊曾國の事は記傳の說も信ひ難きに依

て更に云出る者也、）〇雙ニ生隱岐州與ニ佐度洲一は第六第八ノ一書等此に同じ、第一第九ノ一書には次隱岐三子洲次佐度洲と見え、第七ノ一書には次隱岐洲次佐度洲と有て雙生の事なし、古事記には生ニ隱伎之三子島一亦名謂ニ天之忍許呂別一と有り（但其次序伊豫之二名島と筑紫島との間に在は錯亂たるべし、必津島の後佐度島の先に在べき也、御紀には筑紫洲の次にも伊豫二名洲の次にも吉備子洲の次にも在て定りなし、）隱岐は記傳に海原の奧中に在る島と云義なる由に註されたる簡易（コトズクナ）にて愛たし、其は唯何となき海中の島を、萬葉三（三十三丁）に奧島、六（十二丁）に奧島、清波瀲間云々、又奧島荒磯之玉藻、十八（二十四丁）に於伎都之麻、伊由伎和多里氐など詠る如く、古人は其消息の任に號けたる者にて山の深きを奧山と云が如し、（記傳に「口訣に、奧也西北之隅謂ニ之奧一と有は似たる事ながら漢書に係れる故に事違へり、纂疏の說も同じ、」と辨ぜられたる然る事なり、）三子洲は、記傳五（八丁）に「今國圖を考ふるに先此國四島に分れたる其中に、東北方に在て大なるを俗に島後（タウゴ）と云ひ、其西南方に今道五里計離れて、天之島向之島知夫（チブリ）島とて三有り。此三島を統て島前（ダウゼン）と云なり、島後に比ぶれは何れも小し、三子とは誠に此を以云なるべし」と有が如し、和名抄に、此國四郡有る周吉郡は右の島後なり、天之島は海部郡なる可く、知夫島は知夫郡なるを思ふに、向之島は隱地郡になむ當れりける、（此を以考ふるに此の雙生の說は取難きに似たりと雖も然らず、三子洲と云ふは島後を母島と立て其島前の三島は三子の並べる狀なれば拘る事なし）右の天之忍許呂別と云へる忍は記傳に「大（オホシ）の約りたるなり、神代紀一書の熊野忍蹈命を熊野大隅命と有り此れ通ふ例なり、又凡河內を大河內とも有り此大を意富斯と云例なり」と有にて通えたり、許呂は子等にて右の三子島を云ふなる可し、萬葉十四（三丁）に、加奈思吉兒呂我叉（五丁）に許呂安禮

比毛等久乂(七丁)に故呂何伊波奈久爾乂許呂勢多麻久良乂(廿六丁)に兒呂乎之毛倍婆乂(二十八丁)に許呂久等曾奈久乂(二十九丁)に兒呂我宇倍爾乂兒呂家可奈門從乂伊敝乃兒呂波母乂(三十丁)には安比見之兒良之云々と有るを、仁必波太布禮思古呂之云々など此外にも猶多在り、此にて許呂は許良なる事を知べし、(先には大凝ならむと思ひしかども大に凝し別たると云ふ國狀に非れば子等の方叶ひて聞ゆ、記傳に引れたる皇太神宮儀式帳に鴨神社一處稱二大水上兒石己呂和居命の己呂も子等なるべし、五畿內邊の方言に小き石を石己呂(イシコロ)とは今も云語なり)〇佐度洲は古事記には此島に限りて亦名無は傳へ漏せりしなる可し、舊事紀に熊襲國謂二建日別一と有る下に一云二佐渡島一と有るを取て口訣に又元々集などに建日別と有などは云にも足ぬ漫言なり、次に雙生の條に引る古事記に生二兩兒島一と有は隱岐と此とを雙生給へりし訛傳なる事記傳の說の如くなれば其下に謂二天兩屋一と有ぞ正しく佐度の亦名には當る可き、名義は土佐と同じ意の反さまなるにて狹處(サド)なるべし、當國の郡名に雜太と有るは好字を着られたるにて狹田(サハタ)なる可しなと思合せて曉るべし、記傳五(二十丁)に「此國天平十五年二月には越後國に併され、勝寶四年十一月に又一國に爲らるゝ由續紀に見えたり、」と有るが如く實に越後國に屬る子洲とも云べき狀なり、(其文は續紀十五に天平十五年二月辛巳、以二佐渡國一并二越後國一と見え、十八に勝寶四年十一月乙巳、正六位上佐伯宿禰美濃麻呂授二從五位下一、復置二佐渡國守一人目一人一と有て僅に九年程の事なりしなり、繼體天皇九年御紀に、沙都島と有は此洲なるべし、欽明天皇四年御紀に十二月越國言於二佐渡島北御名部之碕岸一云々と有れば越國より管(スベ)る國なるが如くなれども、國造本紀に佐渡國造、志賀高穴穗朝、阿岐國造同祖、久志伊麻命四世孫、大荒木直定二賜國造一と見えたれば、其は隣國の事を傳奏せりしなるべし)

○雙生は布多碁爾生給布と訓べし、景行天皇二年御紀に大碓皇子小碓尊一日同胞而雙生と有る此に同じ、此に記傳五（二十六丁）兩兒島の下に妙なる說あり「兩兒島は若くは書紀に雙ニ生隱岐洲與ニ佐度洲一とある傳を誤りて別に一島の名と傳へたる者か」と有は奇しくも考得られたる說なり、此に就て佐度島の亦名即天兩屋と云て叶へるは隱岐と佐度と西東に在て兩兒島とも天兩屋とも云べき狀なるを、隱岐は其島の立てる地形に依て天之忍許呂別と云ひ佐度は其隱岐島と相對へるを體に取て天兩屋とは云者なりけり、諸國の內に兩兒島と云に似着はしき所無きは此の雙生の事を誤傳たる事決し、（記傳に引れたる古今集、朗々と明石浦の云々の歌の顯註に　明石の沖に遙に散々なる島共見え侍り、二子島美那保志島多禮加島鞍懸島家島など行散たる樣に侍る云々」と有る、二子島など云島は明石門より西方にて予が本生の淡路よりは西北に當りて、今も然云ふ島共なるが何れも少かなる小島なれば其には非る事記傳の說の如し、又肥前國長崎の西南方祝島と云島近き海路に二子島と云て小島二並びて有と云るも其には非る事又記傳に云れたるが如し、又追考に「筑前國遠賀郡の海中に島郷と云あり、東西五里南北一里なる島にて二十村あり、其中に二島村と云ふ有て其所に小島二あり云々即二子島と云なり」と有るも猶決め難し、然れば右の播磨肥前筑前なる其に二子島とは云へども古事記の兩兒島には成難し、今も大和國葛下郡なる二上山を俗に二子山と云類なれば決めて右に註せる記傳の說の如くなり）○世人或有ニ雙生一者象レ此也は記者の本註なりと見ゆ、但象レ此と云事心得ず象は彼に在る物の形を圖し取る意なるを、世人の雙生は素より自然の事なれば甚謂れなし、然れば象の字を忘れて因と訓べきなるべし、同じ事にても應神天皇御紀に初天皇在レ孕而云々既産レ之、宍生ニ腕上一其形如レ鞆、是肖ニ皇太后爲ニ雄裝一之

負も覇とある下に背此云「阿叡」と有る如くならましかば其事實に打合て似着はしからまし、然れば此の象は又は阿由流と訓べからむ、（通證に人之一胎舉二兩兒一亦相似故曰レ象レ此也と云る或說の如く似たるを以て象とは云べからざるに似たり、莊子に頭圓象レ天足方象レ地と云る、象も同じけれど此方の事を云はざれば自然に成なり）阿由流は俗に阿夜加理物と云ふ其事にて彼に在る物の此にても背て成れるを云なり、貫之集又源氏物語などに背物と云ひ、又後撰集に「逢事は棚機つ女に同じくて裁縫ふ方は背ずぞ有ける」又「君が世は鳴鶴群に背て來ぬ定なき世の疑もなく」などある是なり、然れば善にも惡しきにも用ふる語なりけり、（拾遺集に「風早く峰の葛葉の左も爲れば、背かり易き人の心は」と云るは背の活きたる辭なり）○次生「越洲」は第一第六一書に在て、其佗の一書及古事記等にも見えざる事なり、然るを或は北陸道なる三越加賀能登の五國を合せて云とも云ひ、又は佐渡國なりとも云說の有は共に推量の妄說なり、其は北陸道の皆は古に越國と云ひ、中古に越前越中越後と分れ、又越前より分れて加賀國と能登國と成りて五國に成れるを、古に越國と云へればとて此の越洲とは成し難し、其は中山道と北陸道とは連山相重なり地勢相接きて何れを堺とも云べからぬを、大凡は山脈を以て强て分たれたる位の事にて有りければ、中々に此と彼と洲を合せたる者には非れば決て外に求む可なり、（又佐渡國なりと云も私事なり、若し同じ島ならむには同じ事を名を替て、別々に出されむ事有べくも非る者をや）此に因て予幼くより此を思ひ此を思ふと雖も未得ざりつるを、天保十四年九月予京より出羽國に下るとして加賀國金澤なる弟子某の許にて、太田某が著せる能登國名勝志を讀て初て此を得たり、其說に云はく「能登國は往古羽咋の潟より能登郡海道を經て內浦田鶴濱石崎など云ふ所海續きにて島國なりし時は、人も往ず有し

に依て怪鳥大蛇の棲處にて有けるを、氣多大神此を退治し給ひけるより人家出來て一國と成れる由、山田の龍大明神鷲嶽八幡宮の社傳に遺れり」と有は愛たき古傳なり、偖て能登國と云ふ名は續紀八に養老二年五月乙未、割二越前國之羽咋能登鳳志珠洲四郡一、始置二能登國一と有れば本は郡名なりしなり、然れば越國は前中後に分れたる當時猶越前國なりければ、往古には越洲と云けむ程想像るべし、氣多大神は神名式に羽咋郡氣多神社（名神大）と有て、一宮記に大己貴命也と見えたる是なり、臨時祭式に能登國、氣多神宮司、准二少初位官一（以二神封一給レ之）と有て香取鹿島氣比の三社に並びて此上無き御崇敬（ミウヤマヒ）なるも、右の如き御功に依る事申すも更なり、（式の通本に名神大の三字なきは誤なり、臨時祭式名神祭條に氣多神社一座能登國と有るに依て今補へり、神名帳頭註に社記云大活玉命也と有るは此神を生國々魂神とも申せるより混れたるなり、此事生島神詞の講義に云り、續後紀に承和元年九月坐二能登國一、正三位勳一等氣多大神宮、禰宜祝二人始令レ把レ笏」と有れば神宮司は此より後に置れたるにや、文德天皇實錄に嘉祥三年六月戊申、能登國氣多大神授二從二位一、又仁壽三年八月癸酉、加二正二位勳一等氣多大神封戸十烟、位田二町一とあり、又齊衡二年五月辛亥、詔曰能登國大神宮寺云々と有は、穢らはしき事には有れども當昔にては御崇敬の厚かりし事を知るに足れり、三代實錄に貞觀元年正月廿七日、能登國正二位勳一等氣多神從一位と見ゆ、源順家集に「能登守に成て下る餞する日、神の坐氣多の御山木茂くとも別て祈らむ君が千年を」とあり、社傳に「本殿は大己貴命、奧社は素戔嗚尊稻田姫命なり、項（ウナジ）社（ヤシロ）は大己貴命の石像にて神代より鎭坐」と云るは、大穴持像石神社と式に見えたる此なるべし、三代實錄貞觀二年の下には大穴持神像石神と有り、又右の名勝志に「二月初午には、能登郡能登生國玉比古神社に神幸あり一夜

在て還幸なり、其午日神幸の後には必發に北風吹事なり、傳云三崎神一宮の御留守に遷らせ給ふ事とぞ、又昔は宿女村なる椎葉圓比咩神社に宿らせ給へるが後に其社に替れるなり」と云へり、本に椎葉を志比志婆能と訓るは圓の發語なり、出雲風土記に久志伊奈太美土與麻奴良比賣命有れば、圓は麻奴良と訓べし三崎神の事は次に云り）又出雲風土記に亦高志之都々乃三崎矣、國之餘有耶見者國之餘有詔而云々、引來縫國者三穗之埼也とある、高志之都々の三埼は決く和名抄郡名に能登國珠洲（須々）と有る是なるべし、已に右に引る續紀に珠洲郡と見え、萬葉十七（五十丁）に從ニ珠洲郡ニ發シ船還ニ大沼郡ニ云々珠洲能宇美爾、安佐比良伎之底、十八（二十三丁）に珠洲乃安麻能、於伎都美可美爾、伊和多利氏と有れば古くより須々と云けめども古に都々と云けるが音の通へる任に右の如く成れるなるべし、然らずては出雲の三穗之埼より、高志之都々乃三埼とも云べき地は能登の三埼を除て外には非ればなり、神名式に珠洲郡須々神社有る此を三埼權現と申と云へれば都々乃三崎と有に叶へり、若くて萬葉十七（四十九丁）に能登乃島山と詠るは其頃は已に接ける後なれども、海中に此一國の長く張出たる狀を見て古へ島國なりし事を思ひて詠る者なり、右の如く出雲風土記には高志と云ひ、養老二年迄は越前國なりしかば其島國なりし、古には遠洲と云けむ事云ふも更なる者なりけり、（猶島なりし證とも爲べきは、其羽咋郡は切門なりし所なるに、神名式に相見神社有るは伯耆國に會見郡有るは出雲國の島根郡に對へれば間海（アヒウミ）なる可きが、此も其例にて加賀と能登との間海（アヒウミ）なる事、同郡瀬戸比古神社有るを以て知るべし、瀬戸は萬葉三に迫門と作る如く海と海との間を云なり、右等を思ひ合せて往古に遠洲と云ひしは能登國にて有しを後に國接きに成れるより古名は亡たるを知べきなり、）〇次生ニ大洲ニは第六第九一書には、同しく大八洲の列

に在れども外には無き事なり、古事記には故因ニ此八島先所ㇾ生謂ニ大八島國一然後還坐之時云々、次生ニ大島一亦名謂ニ大多麻流別一と有る其然る可し、(其は此紀には越洲大洲吉備子洲など後に一國とも成らざるを大八洲の數に合せたる事なれど、此にも第七一書などは前後の違こそは有けれ、古事記と同じきは正説なりと聞ゆればなり)記傳五(二十三丁)に、「周防國大島郡か、此郡は離れたる島にて今八代島と云へり、上關の東安藝の嚴島の西南に在り長さ今道八九里許、横五六里許なる島なり、萬葉十五(十五丁)に過ニ大島鳴門一而云々、巨禮也己能、名爾於布奈流門能、宇頭之保爾、多麻毛可流登布、安麻乎等女杼毛と詠る此鳴門今も有り、大畑の迫戸と云て周防の地と大島との間の迫門なり、潮滿たる時は鳴響甚高くて舟人の怖るる所なりとぞ、國造本紀に大島國造、志賀高穴穗朝、无邪志國造同祖、兄多毛比命兒、穴倭居命定ニ賜國造一と有るは、阿岐の次周防の前に載せたれば皆此大島なり、後撰集戀一に「人知ず思ふ心は大島の成とはなしに歎く頃かな、」同四に「大島の水を運びし島々の云々此に同じ、」と有にて明らかなり、猶ほ其の次に引ける雄略天皇七年御紀に集ニ聚百濟所ㇾ貢今來手伎於大島中一託ニ稱候風一淹留と見え、繼體天皇二十三年御紀に却ニ還大島一と有も右と同じかるへし、但此には洲字なるを古に島と有は違へるに似たりと雖も、此は大八洲の一に取り彼は其ある狀に依れるが故に島字を用られたる者なり、(通證に屬ニ肥前國一者と有れども唯大島と耳云へるは周防のなるが故なり、又記傳に筑前國神湊より今道三里北の海中にも大島あり胸形の中津宮と申は此島なり、源氏玉鬘卷に「船人も誰を戀とか大島の宇良悲しげに聲の聞ゆる、」河海抄に「大島筑前國なり鐘御崎の近邊とあり、鐘岬の西方に當れりと有るも此の大島なり」と有は別なり、又「肥前國松浦郡平戸の東北の方にも大島あり、肥前の北壹岐の南な

りー とある此も大洲に非ず、右等を大島と云へるは何の事もなく見たる狀に依れるなれば此とは異なり、）大多麻流別は大玉有別と云事にて、其陸地なる周防國の由縁に依る事なり、其は和名抄郡名に大島玖珂と並出たるも、大島の海中なるに合せて其隆地なる由の名なれば、周防を本にして其子洲なる事決なければ其國を別て、一島と成れる義を以大多麻流別とは云なりけり、周防に玉を云事は和名抄鄉名に佐波郡玉祖（多萬乃於也）と見え、神名式に佐波郡玉祖神社と有など是なり、此社如何にしてか大社の列には漏れ給へれども、三代實錄に貞觀九年三月十日、周防國從四位下玉祖神、從三位と有て神階甚高く御在し、又日本紀略には康保元年四月二日丁未、授二周防國座正二位玉祖神從一位一と見え、今昔物語十七（廿三語）に、今は昔、周防國の一宮に玉祖大明神と申す神在す、其社の宮司にて玉祖惟高と云者有けり云々など有は、其社の聞え高かりし故なり、但此神は其より後に成れる神にて此には關係らぬ事なれども、大多麻流別と云へは玉に義あるに依て云へるなり、（又此國に隣れる安藝國にも又思ひ合すへき事有り、其は國造本紀に阿岐國造、志賀高穴穗朝、天湯津彥命五世孫、飽速玉命定二賜國造一と有は、明映玉命（アキハヤタマノ）なるべく此に依れば、天湯津彥命の湯津は五百箇にて玉を貫連ねたる名なるべし、神名式に佐伯郡速谷神社名神大月次新嘗と有は其氏社なる可きが、速は映にて玉に緣あり、三代實錄に貞觀元年正月廿七日安藝國從五位上速谷神從四位下、同九年十月十三日授二安藝國從四位下速谷神從四位上一とあり、今平良鄉に坐て二宮速田大明神と申すと云り、然れば安藝國と云ふも玉の明なる義を取れるにや、其は佐渡國造志賀高穴穗朝、阿岐國造同祖久志伊麻命四世孫、大荒木直定二賜國造一と有る、大荒木直は姓氏錄右京神別天神に玉祖宿禰高御牟須比乃命十三世孫大荒木命之後也と有ると同じ人と思しく、又大島國造

の次周防國造の前に波久岐國造有り延佳が頭書に波久岐可作與之岐、疑今周防國吉敷郡と有るは然る言なるに、瑞籬朝、阿岐國造同祖金波佐彥孫、豐玉根命定賜國造と有るも玉に依れる名にて、寶鏡開始章第二一書に玉作部遠祖豐玉者作玉と有る此は神名にて別なれども玉作るに依て豐玉と云ふを考合す可なり、又阿尺國造思國造伊久國造染羽國造信夫國造白河國造等は何れも、阿岐國造同祖と有れば阿岐より支族の別れたるなるが、右の思國造は思得ざれども其外は皆陸奥國にて其に玉造郡有り、又神名式に敷玉早御玉神社有るも思ひ合す可し、續紀に玉作部なる人本國に往々見ゆ。〇次生吉備子洲は第一第八第九一書にも大八洲の列にあり、古事記に生吉備兒島亦名謂建日方別と有りて大八島國の外にある是宜し、(右の文に然後還坐之時、生吉備兒島と有を一にして、二に小豆島、三に大島、四に女島、五に知訶島、六に兩兒島と有が中より、御紀には吉備子洲、大洲の二を、大八洲の列に加へられたれども決めて誤傳にて此の傳へを脫せるが故に事の混れたるなり、又此の兩兒島と云は雙生隱岐洲與佐渡洲と有を一の島の事と爲るは、古事記の誤なる事右の雙生の下に引て註せるが如し、然れば此還坐し時に生給へりしは島五なり、其小豆島は續紀卅八に、備前國兒島郡小豆島と有を、今は讚岐國寒川郡に屬りと記傳に云はれたるが如し、應神天皇二十二年御紀阿豆枳辭摩の傳に云べけれども先心得置べし、此島の亦名を大野手比賣と云る大野は字の如く手は道なり、八十隅路を八十坰手とも云が如し、此島山峻岨しからずして大なる野を延したる如くなれば其意なるべし、女島は豐後國直入郡の東北に姬島と云ふ有る是なり、この事傳一より始めて天一根の事に合せ云へるを四神出生章第十一書速吸名門の下に合せ說べし、知訶島は釋紀に肥前國也云々と有を引て五島平戶などの島々を總稱なるべしと、記傳

に註されたるが如し、此事敏達天皇十二年御紀血鹿とある下に云べし、亦名を天之忍男と云へる忍は大なる事上なる隱岐洲の下に云へるが如く、男は峯ヲにて風土記に或有二一百餘近島一或有二八十餘近島一とも有る如く、海中に小山成る島々の多く列なるを以て云ふなり）記傳五（二十二丁）に「吉備は後に三國に分る、和名抄に備前（岐比乃美知乃久知）備中（吉備乃美知乃奈加）備後（吉備乃美知乃之利）とある是なり、吉備中國仁德天皇六十七年御紀に見ゆ、此は當昔已に三に分れて有しにや、但此後も多く吉備國と耳あり、天武天皇御紀上卷に、吉備國守なる人見えたるは三國を統たる守にや、又同卷に吉備大宰と云職も見ゆ、又和銅六年に備前國六郡を分て美作國を置れたり、名は黍より出たるなるべし、和名抄に木美と有れども美と備は古常に通はし云へり」と有は、然る言なり、小豆島は小豆に因れる名、粟島は粟に依れる名なるに合せて實に謂れたり、（應神天皇二十二年御紀の大御歌に吉備那流伊毛塢と詠せ給ひ、古事記高津宮段の大御歌に岐備比登等云々とも詠せ給へるは、其大名なれば正しく知られねども右に吉備中國と見え、安閑天皇二年御紀に、備後國、欽明天皇十七年御紀に備前の名見えたれば其頃已に三國に分れたりしなり、然れば右の吉備國守は何れか一國のにても有べきかとも思ゆれども、大宰と有を以て見れば三國の守を兼たりし者なるべし、）兒島は、記傳に吉備國に兒の如く附る故の名なるべし、高津宮段に吉備國兒島之仕丁と見え、萬葉六（二十四丁）に日本道の、吉備乃兒島乎、過而行者、筑紫乃子島所念香裳とあり、後に備前國の郡と成れり、欽明天皇御紀に備前兒島郡とあり、和名抄郡名に兒島（古之末）とある是なり、（右の高津宮段なる兒島之仕丁を眞福寺本に兒島郡仕丁と有るは却て誤にて、未其時に郡名を以て稱事は無りし者なり）建日方別と云亦名は古は吉備に屬る兒島とも云ふ嶽なりしを後に

は其國と相接ける地理を思ふに、建(タケ)は更るにて兩方より國と島との長け延て接ける由にて、武勇も鏈も其勢の進み長るなれば同じ意なり、日方は借字にて干潟なるへし、萬葉六(三十八丁)に潮干乃潟爾、多頭鳴渡、十五(六丁)に牟故能宇良能、之保非能可多爾云々などある是なり、然れば二神の生坐し初より干潟と成て國を接け給はむ爲に生み別給へりし意を以て、其國魂神の如此御名に負はしゝなり、漸々に其亦名の如く干潟と成て相接けるを以て、二神の見徹し坐し御德の甚可畏き事を仰ぎ奉るべし、(記傳に日方と云ふ風も有り、萬葉七に天霧相日方吹羅之と見えたる、此は東風を日方より吹く意を以て云へるにて別なり、潟は字書に海濱潮汐之地也と云へるが如し、潮の往來ふ地なるを記傳に天日方奇日方命に由有べき說も有れども、古事記には櫛御方命と有る時世も遙に後れたる事なれば如何、)○由レ是始起ニ大八洲國之號一焉の由レ是は其數八に具(トトノ)へるを以て云ふなり、第一ノ一書にも由レ此謂ニ之大八洲國一矣と有り、古事記にも故因ニ此八島先所ㇾ生謂ニ大八洲國一と見えたり、楮て此大八洲國と云ふ名はしも二神の此時より起れるにて、唯有の任に命けさせ給へる者なり、四神出生章には二神の御言に看已生ニ大八洲國及山川草木一云云と有を以て知るべし、然れば葦原中國と云ふ事は、古事記の伊邪那岐命の桃子に告給へる御言に見えて共に古くは有れども、其は葦と云ふ物の生巡れる其中に在る國の義を以て宣へるなれば、生の任に大八洲國と云ひけるよりは猶後の事なるが上に其は天に對へて、大地の皆を云りと所思しければ廣くして皇國の總號とも限らざる事、同章第十一ノ一書に說を見て知るべし、(又此の第一ノ一書に、有ニ豐葦原千五百秋瑞穗之地一と有るは大八洲國の嘉號には有れども、此は天孫降臨の時より後の事なれば、此に在は後の名を先に巡らされたるなれども事實に叶はず、大殿祭詞に、大八島豐葦原瑞穗之國と見え

たるも、大八島と云ふを本にして次に豐葦原瑞穗之國とは宣へる者にして深く御用意の有る事なり、）寶劔出現章第一，

一書に見えたる素戔嗚命の御子に、淸之湯山主三名狹漏彥八島篠、一云淸之繫名坂輕彥八島手命、又云淸之湯山主三名狹漏彥八島野とも申せるを、古事記に八島士奴美神と有る共に合せて、地神本紀に大巳貴神の亦名に部たる此正說にて共に大八洲國を經營給へる義の御名なり、又八千矛神の御歌に夜斯麻久爾、都麻々岐加泥氐と詠せ給へるなどを思ふべし、（繼體天皇七年御紀なる、勾大兄皇子の御歌に、野絶磨倶儞、都磨々祁哿泥底云々と詠せ給へるは、右の御歌に擬はせ給へる者なり、出雲神賀詞に、高御魂神魂命能、皇御孫命爾天下大八島國乎事避奉之時と有は、天下の全なれども大八島國を外國と混へざる文なり、次に大八島國、現事顯事、令ニ事避一支と有も同じ、譬へば子に家を讓と云ふは其家に屬る田畑山林迄を併せたる事なると同じく、大八島國を擧て萬國の意に用たる語なり、）神皇承運章第一，

一書に所レ稱ニ狹野一者、是年少時之篠也、後撥ニ平天下一、奄ニ有八洲一、故復加レ號、曰ニ神日本磐余彥尊一と有る、此は國號考（三丁）に大八島國といふ號は外國に對はず獨立て天下を總云ふ號なり、倭建命の御言に吾者坐ニ纒向之日代宮一所ニ知大八島國一天皇と詔給ひ、孝德天皇二年御紀詔に現爲明神御ニ八島國一天皇と詔給へり、公式令の詔書式にも二朝廷の大事に用ひらるる詔には、明神御ニ宇大八洲一天皇詔旨と詔給ふと見えたり一と云れたるが如し、（又孝德天皇白雉元年御紀に乃是階下及レ至ニ千秋萬歲一淨俗ニ四方大八島一云々、文武天皇十二年御紀に明神御ニ大八洲一日本根子天皇勅命者と見え、續紀詔にも多く有る事なり、）又記傳五（二十一丁）に、一上件八島を生坐せる序次、先淡能碁呂島にして御合坐て淡道島、借て西へ幸て伊豫之二名島、次に筑紫島と生坐し、北に折れて伊伎島津島を生坐し、東に廻りて佐渡島を

生坐し、南へ歸りて大倭島を生坐るなり、如此く其序漫りならざるに、唯隱伎島耳亂れて筑紫の前に有こそ甚も〳〵不審しけれ、故書紀と合せて考るに八島の次第、彼紀は六の異說有れども隱伎は何れも佐度の前に在り、此記も必然有べき者をや、舊事紀の八島の次第は、全く此記を取りて書ける者なるに對馬洲、次隱岐洲、次佐度洲と有は克叶へり云々」と有る實に然る言なり、(又同記に然後還坐之時云々と有る、島々を生坐る序次も右の如く東より西へ廻坐り、先吉備兒島は備前なり小豆島亦同じく、其より西に幸して生給へる大島は周防なり、次に女島は豐後姫訶島は肥前なり、兩兒島は隱伎と佐度とを雙生し給へりし事の誤傳なれば其除きて云はず、又右に引ける記傳の始に淡島の事を云れたれども此は淡路の隣なるとも定め難き說有るに依て其を省きたり、)偖て二神磤馭盧島を國中之天柱と爲て、左右に分れ旋り給ひて其天柱の一面に會給ひし時に、陰神の先唱へるに陽神の和し給ひしに依て祥無かりしを、推て遘合ひ爲給へりしかば、蛭兒と淡洲とを生給ひけり、其蛭兒は三年迄待試み給ひしかども、葦尙生立ざりし故に流るゝ隨に放棄給へる、是今の渡島なり、次に淡洲を生給へる此は粒々と其數は若干なりしかども又祥はしからざりければ淡め坐て共に御子の列に入給はざる、此れ即ち大地に分散ける外夷の萬國共なり、此は此章には無き事なれども、第一一書及古事記の傳々の說にて必ず斯る可なり、此より天神に卜問して今般は陽神先唱へ陰神後に和へ給へる其次序違はざりしに依て、先巡らして大八洲國を產給ひ、再巡坐て五の島々を生給へるが、其等は各屬る國有て其子洲の如くし有ければ、受張て正しく國と云物は大八洲國耳にして即貴御子とも申べき大御國なる者なり、其は譬へば二神の御子神等は多に坐せども最後に成り坐せる天照太神等の神々を貴御子と御父大神の稱擧給ひし如く其御德も何も萬神

の比に非るが故に古語拾遺に天照太神者、惟祖惟宗、尊無レ二、自餘諸神者、惟子惟臣誰敢比と有と同じ狀にて、蛭兒淡洲等は此自餘諸神の如く大八洲國は天照大神の如く萬國に君として尊き事二なき者なり、(其は例共多き事にて古事記日代宮段に、凡此大帶日子天皇之御子等所レ錄廿一王、不レ入レ記五十九王、幷八十王之中、若帶日子命與二倭建命一亦五百木之入日子命一、此三王負二太子之名一、自レ其餘七十七王者、悉別二賜國々之國造亦和氣及稻置縣主一也、故若帶日子命者治二天下一也とある如く、二神の國土の尊卑を定め給へる狀も又然り、)萬葉五(三十一丁)に神代欲理、云傳介良久、虛見通倭國者、皇神能伊都久志吉國、言靈能、佐吉播布國等、加多利繼、伊比都賀比計理と有は、神代の古語を云顯はしたる者にて作者の心に非る事云も更なるが、其伊都久志吉國とは、古事記に見えたる二神の互に宣ひ入給ふ御言に、愛我那邇妹命とも、愛我那勢命とも宣へる愛是なり、彼蛭兒淡洲共の御子の列に入ざるは、淡め惡み坐に依ての事なるを如此く愛くしまれ奉る事はしも、夫婦の御序次の善はしく調ひて御合坐るに依る事にて、此大八洲國に生と生出る人の性に備りて、又萬葉十三(十丁)に葦原能、水穗國者、神在隨、事擧不爲國と有が如くにて、萬事に就て美たき可美大御國になむ有ける、(彼蛭兒淡洲などの成れる夷狄の國々は然らず、陰神の先言し給へりし性を受得たるが故に、君臣父子夫婦昆弟長幼の序次正しからざるを以て、天神より聖哲と云者を出し給ひて其の教訓に從はしめて、其行ひを正す事なるは是も亦天神の御命を請て改め給へるに依る事なり、此事第一一書に就て委しく云事なれども、此には事の序に少か其端を云ふ者なり、然るは始終に亘りて予が說の貫き立つ所此なれば心を着べし、)○對馬島は第七一書には壹岐洲の後對馬洲と出て大八洲の一なり、古事記も其順次にて伊伎島の次に生二津島一亦名謂二天之狹手依比

賣一と見えたる其必然るべし、此も例に依れば對馬洲と書る可を島と有るは大八洲の列を除きたるが故なり、通證に此紀二尊所二産生一者用二洲字一潮水所二凝成一者用二島字一と有る意味を以て記されたるが故なれども此は決く私事なり、下に引る天智天皇御紀に對馬國と有からは大八洲の一なる事云も更なり、然れば此に潮沫或は水沫の凝成れる由に傳たる、其より西方なる外國共の事に混れつる事共に註せるが如し、(舊事紀には二處に同じ事の出たる、共に大八洲の部に入れるは美たき事なり、然れば此を始て一書共の大八洲の說共は異なる傳々なり、)對馬は萬葉一(二十六丁)に在根良對馬乃渡々中爾とある、在根良は布根竟の誤にて津と續けるなり、然れば古事記なる津島其正字なるべし、記傳五(十九丁)に、「毛母布禰乃、波都流對馬と詠る如く、韓國の往還の船の泊る津なる島なり」と有るは然る言なり、(又「魏志と云ふ漢籍に此島の事を對馬國と有り、此は此方にて津島と云を彼國にて聞傳へ誤て如此は書る者なり、偖て書紀に即ち此文字を假字に取りて書れたり、津島の假字に對馬と書むは、然る例有れば然もあらなむを島字を添へられたるこそ心得ね、島々と重ねて云ふ名は有るべき事かは、淡海の海など云ふ例とは異なる者をや、敏達天皇十二年御紀には津島と書れたる所有り、是古の書體なり」とあり、允恭天皇四十二年御紀に對馬と見え、天智天皇六年御紀に對馬國と有れども、正しくは津島と書るべき事なり、)亦謂二天之狹手依比賣一は伊伎島の天一柱と云て男莖形にして獨立るに對せて其國體に就て思ふに、記傳に「魚取具に纒てふ物も有り」と云れたる其は中凹かにして、女陰の形を成して用を爲す者なれば、狹手依は纒依なるべきや、其は萬葉四(四十一丁)に網兒之山、五百重隱有佐堤乃埼、左手蠅師子之云々とある、其山の五百重に隱れるが纒の狀なるを思ふべし、但纒てふ物名有りて後に佐傳の言有に非ず今も俗

に物を撥寄る事を佐傳流と云ふを以て知べし、然れば國と成るべき物を佐傳寄て女神の形に成せる義の名なるべし、（和名鈔に、纏蛭如二箕形一狹レ後廣レ前名也和名佐天とあり、萬葉一に上瀨爾、鵜川乎立、下瀨爾、小網刺渡云々、九に三河之、淵瀨物不落、左提刺爾、十九に平瀨爾波、左泥刺渡云々などある、此は狹手の例に引耳なり、又大伴狹手彥と云人名なるも然り、）〇壹岐島は第七一書には、對馬洲の先に壹岐洲と有て大八洲の一なる其正說なる事右に註るが如し、古事記舊事紀共に其如くにて、生二伊伎島一亦名謂二天比登都柱一と見えたり、（皇極天皇元年御紀にも、壹岐島と有て洲字を書けるは外には見當らねども、此には必對馬も共に洲と有るべき所なり、）記傳五（十七丁）に、「萬葉十五（二十五丁二十六丁）に由吉能之麻と見え、和名抄にも壹岐島は由岐と書し、大和物語に先帝の五の王の御女は一條君と云て、京極の御息所の御許に侍ひ給ひけり、善も非ぬ事有て罷出給ひて、由伎の守の妻にて在すかりて云々など有るに因りて、由伎を古訓と思ふ人有れど、繼體天皇二十四年御紀の歌に、武哿左屢樸、以祇能和駄唎嗚と詠み、此記にも伊字を書き壹字も由の假字に非ねば本は伊伎なる事明らけし、然れども懷風藻に伊支連と云ふ姓を目錄には雪連と作き、又彼萬葉に由吉と有るなどを以て思ふに必由伎とも通はし云ふべき故有る名義と見えたり、行も通はして伊伎とも云へり此も同じ例なり、故思ふに天武天皇五年御紀に、齋忌此云二踰既一と有る齋忌は、伊伎、伊波布、由麻波留、由々志、由豆伊豆など樣々に云ふ言にて、伊と由と通へり、斯在れば齋忌も古は伊伎とも云ふべし、若くは息長帶比賣命の韓國を征に幸行し時など此島にして、神を祭り坐とて齋忌の事の有けむ故の名にもや有む、齋忌古は大嘗に限る可からず」と有るは尤なる說なり、其は太神宮月次祭、又神嘗祭詞に由貴能御酒御贄など有を、建久行事記には唯

に其奉る物を云ずして由貴と耳云へるは神を祭るには、齋清めて仕奉るが故なり、然れば韓征の御時の例など有りて後には其渡る人々の此にて神を祭鎭めて渡る事なりし故に、自然に國名とは成れるなる可し、（其は山を越るには必其坂路にて幣を手向けて過ぐる事なりし故に、終に手向と云て名の如く成れるが如し、古語拾遺に天照太神を倭笠縫邑に遷し奉れる時の、宴樂歌に美夜比登能、於保與須我良爾、伊佐登保志、由伎能與呂志茂、於保與須我良爾と有る、由伎能與呂志茂は齋の宜しもにて、此は唯其祭る事を由伎とは云へるなり、右に引る萬葉一に在根良對馬乃渡々中爾、幣取向而、早還許牟と有るは、三野連なる人の入唐時に贈れる歌なるを思ひ合せて、記傳の說の允當れる事を知るべし、又一の考に「辛國へ渡るに先此に舟留て息む故に、息の島か」と有は諾ひ難し、）天比登都柱とは海中に獨立て對馬なる女神に相向ふ耳にして、大日本又筑紫よりは遙に離れて、其佗に相對へる洲國の非る謂なる事、伊豫洲はしも飯依比古と愛比賣、建日別と大宜都比賣と夫婦の國二並ぶが故に、二名洲と云ふを此は天之狹手依比賣と唯一並なるを以て、天一柱とは云へるなりけり、（記傳に「海中に離て一ある島なればなるべし、萬葉三に淡路島中爾立置而と詠るも、柱と云つべき由あり、神代卷に以磤馭盧島爲國中之柱」とも有り」と云れたるを考合すべし、）名義、天比登都柱と云へる柱は男神の謂ひなるべし、和名抄に玉莖（男陰名也）楊氏漢語抄云㞙（破前一云麻良云々）とある破前は柱なり、古語拾遺に男莖形を、袁波是賀多と訓るも男柱形なるを思ひ合すべし、又天之狹依比賣と相對ひて男神と云ば此神より外には非るなど考合せて曉る可なり、（右の古事記の註に訓天如天と有は記傳に云々阿米乃阿麻乃などは云ず直に阿米菜と云ふを如是は註せり、下卷檜坰宮段に訓石如石なども有り）○對馬島壹岐島、及處々小島、皆是潮

沫凝成者矣、亦曰ニ水沫凝而成ー也と有は、此の章の中にも殊に愛たき古傳なるが中に、右の二島は共に大八洲の一なれば、此は異なる說には有れども、處々小島云々の事を如此く傳へたるなむ、甚々偉僾しき神の賜物には有ける、鈴屋大人說に「處々小島と有るは必しも小き嶋耳には限る可からず、大八洲の外なるを皆凡て如此は云へるなれば其中には大なるも多く有ぞかし、然れば皇國に屬る島々耳ならず、諸の外國をも大なる小さきを云はず皆此內と爲べきなり」と有るは、彼思兼深き大人にして深く遠く思慮り得られたる可美說言なりかし、（此は記傳五の〔二十八丁〕に此文を引て註されたる說なれども、餘りに珍らしく所思ゆる故に殊更に其名を出せるなり、）偖て其處々小島はしも謂ゆる淡洲の事なり、其を古來紀伊國と淡路國との間にある島名と心得る事には有れども、此は何となき名も無き小島を云ふ名にて皇國の內にも處々に然る名の小島の多在るは本より謂れ有る事なり、二柱神の生坐しゝは大八洲と又還坐しゝ時に生坐しゝ島々とにて、古事記に所見たる其數僅に十四と先に生坐しゝ蛭兒淡洲との內、兩兒島は傳の誤なるに依て此を除きて、凡ては其數十五計なるを鎭火祭祠に神伊佐奈伎伊佐奈美乃命妹妋二柱嫁繼給弖、國能八十國島能八十島乎生給比、八百萬神等乎生給比弖云々と有とは、此上なき違ひなり、又生島神祠に皇神能敷坐島能八十島者谷蟆能狹度極、鹽沫能留限、狹國者廣久峻國者平久、島能八十島墮事無、皇神等能依志奉故爾云々と有も亦右に同じ、斯れば右の八十國と云ひ八十島と云るは此大地に屬る萬國ならでは合はず、然れば右の十五は其數を合せ總たるにて此も彼も云以て行く時は、共に歸る所は萬國と成なり、（右の祝詞の文は大神の御言なるを其御言に、國能八十國島能八十島とある上は、正しく八十國八十島なるを、誰も々々詞の文なりとして深くも考へざるは麁漏なる事なり、予此に委しき說有りて已に祝詞講義に註へり、但右の八十は數の名には非らず、八十神、八十人、八十子など、古書に云へ

る如く唯數の多き事なり）右の中に蝦夷島なる事第一一書に註す如く、淡洲は紀伊國なるを始として皇國の國の邊に許多有りて、其餘は此大八洲國より西方に在ゆる萬國是なり、淡洲の淡は輕く小き由なり、萬葉二（三十六丁）に零雪者、安幡爾勿落とある、安幡は淡には非らず、又沫にては本より非らず、安幡は小粒なるを云ふなり、此を勿落と禁止めたるは、小粒なる雪は却りて深く積りて、大雪と成れゝばなり、穀類の粟も右の如くにて、味の淡しき耳ならず、其小粒なるを以て稱けたる者なる事云ふも更なり、然れば阿波の言義は大僅なるべし（大を阿と云ふ事古言に多く、僅は波と約る言には非れども凡て波と云ふ言はしも、僅なる義なる事今更に云ふ迄も非らず）故二神の國生坐し始に、大島と云へるは此大八洲國より外には無くして、其餘は處々小島にて有つるなり、然るに漸次に潮沫水沫の凝成て形の如く大なる國とは成れゝども、皆其始は粒々と小き淡洲の散在なるを基として、出來たる事故に、國生の古傳には、生淡洲とも處々の小島とも有て、其末の事迄は云はざる故に、此一枚の天地を別なる域として、神の御力の及ばざる界と爲めり、（凡皇國より外なる戎共の國々を、一に阿自夜二に遙呂婆三に阿夫理加四に南北の阿米理加等なるが、其は阿自夜より次々西方へ開け行たる者なるが、阿自夜は皇國、赤縣、印度等を收めたる一大部なるに、阿自夜と淡洲と言の近きは、我古言を訛れる者と見えて、其名義の西洋にても明らかならざる由にて、或曰神聖首出之國也などゝ或書に云へり、但右等の稱は天下萬國の君國と有る皇國より命せ給へる名に非れば、此を其任に用ゐる事は皇神等にも天皇尊にも恐あり、此よりは西蕃とか西戎とか遠西とか荒西とか云ふ状に卑しめ云ふべき者なり）其より漸々に凝合ひて大きく國形を成せる故に、我が皇神等の御心と彼國神に負せて、各其地方の言を以て、其名を命し令號給へる者と見ゆ、寶劍出現章第四一書に、素戔嗚尊、帥其子五十猛神、降到於新羅國、居曾尸茂梨之處、

云々、初五十猛神、天降之時、多將樹種而下、然不殖韓地、盡以持歸と見え、第五一書に素戔嗚尊曰韓郷之島、是有金銀、若使吾兒所御之國、云々と有は、其地方を始て經營給へるなり、口訣に素戔嗚尊始開新羅也と有る耳ならず、實は萬國を開給ふに先立て新羅より事始め給ふ事其傳に云ふを見て知べし、欽明天皇十六年御紀に百濟國に仰下さるゝ詔に、原夫建邦神者、天地割判之代、草木言語之時、自天降來造立國家之神也と有るは、此に合せ考ふるに決く右の二神なる事云ふも更なり、出雲風土記なる八束水臣津野命の國引文に、栲衾志羅紀乃三埼矣云々、北門佐伎乃國矣云々と有る、佐伎は齊明天皇六年御紀に、百濟の軍士等が、新羅と戰ふに、據任射岐山と有れば此も百濟の地を云ふなり、如此く外國々を御心の任に引寄給ふと云ふも、皆我が皇神等の造給ふ枝國なるを以てなり、神名式に韓國伊太氏神社と申すが、意宇郡に二社、出雲郡に三社有るを思ひ合すべくなむ（右の八束水臣津野命と申すは素戔嗚尊の御事なる由、予考へ得たる說有れば、寶劔出現章に就て云ふべし、然れば右の新羅は退城にて、其大神の天より遂はえ坐しゝ由に起り、百濟と云ふは其天降り坐しゝ謂なるべく、曾尸茂梨は其神の在しゝ地に、須佐と云ふ地名の皇國に多在る如く、曾尸は須佐なり、茂梨は主にて其神尸を定め御しゝ謂なる可し、茂梨に主字を書くは萬葉に山主と作るを以て知べきなり）然れども右の新羅或は韓地など云は區別たる名にこそ有けれ、廣くは悉く萬國を指て常世國とは云けるなり、寶劔出現章第六一書に其後少彥名命、行至熊野之御碕、遂適於常世鄕矣、亦曰至淡島、而緣粟莖者則彈渡、而至常世鄕矣とある是なり、右の熊野之御碕は出雲國意宇郡の碕なるべし、其は次なる淡島の事を伯耆風土記に、伯耆國相見郡、郡家西北有粟島、少日子命、蒔粟莠實離々、卽載彈渡常世國、故云粟島と見えたる、此二を合せて云むには、熊野之御碕より出立たし坐て、粟島より渡り坐るは此の淡洲彼の淡洲に相通ふ

由に本着て往生るなるべきが、三五本國考に云れたる如く、我少彦名命赤縣に天墮し給へる、漢名を秦一小子と申すを、扶桑神州より出興し給へるに依りて東華大神小童君とも青眞小童君とも申す由に云れたるは、然る物にて彼淡洲の成れる常世の唐戎の國々に、嘉穀と愛貴ふ物は又粟なる事こそ奇しく妙也けれ、淮南子天文訓に古之爲レ度、升合量衡輕重、生二乎天道一、秋分藁定々々而禾熟、律之數十二、藁而當二一粟一、十二粟而當二一寸一、分二一寸一而爲二十分一、十寸而爲レ尺云々と有る藁は高誘註に、藁禾穗粟孚甲之芒也と見え、禾は說文に嘉穀也、以二二月一始生八月而熟、得二之中和一故謂二之禾一云、凡禾之屬皆从レ禾と有は粟を主と爲が故なり、粟は嘉穀實也从レ鹵从レ米と有など、皇國の地には瑞穗の嘉穀なると同じ狀なり、又其粟は少彦名命の持渡り坐るが、彼國にて其出來始なるを思ふ可し、(彼土にては凡ての穀を粟(ゾク)と云ふも此より出たる者なり、右の如く天地の中和を得たる穀なりなど理寤を付て此上なき穀と爲る事はしも、其地方に住みては佗を知ざる故に至極の事なりと思ふらめども、我瑞穗國より見ては又憐れむべき者なり)斯れば淡洲は粟洲にて我が瑞穗國に對へて又萬國を云べき名なりけり、但二神の初には未粟などは非ざりしかば小粒にて多く出來れるが故に、淡め悪み坐ての名にも有るべけれど、又穀の粟も其には嘉穀と云ふ物にて其地に良はしきなども又奇しき事なり、此を以て淡洲は此の處々小島にて其(レ)卽ち國能八十國、島能八十島にて、潮沫水沫の凝(リ)成れる事を知るべし、(但淡と沫とを一に爲べからず、淡は阿波、沫は阿和にて言異なり、猶淡洲の委しき事は第一一書にて說くべきなり、)〇潮沫之凝成は、生島神詞に鹽沫能留限とある是なり、此を唯に鹽沫の行き留る意として、大地の限りを云ふ語と心得る事なれども然らず、二神の淡洲と云て處々に小島を多く領け給ひて國土と成るべき機關(シカケ)を成置給ひけるを潮沫の凝(リ)寄りて土砂と成り、漸次に積り累りて彼磤馭盧島の成れる始の如し、但其は神代の古昔耳然るに非ず、天地の

有の極みは生國足國と云ひて、人などの身の生長が如くして、この國土も生長つ物なるが故に、古に小島と云ひしも今しは四夷八蠻と、皇大御國に屬奉るべき萬國の許多に成れるを以て、猶行末の較略をも想像るべき者なり、(此事已に傳丘沫蕩尊の下に云り考ひ合すべし、皇國には斯る委しき萬國の古說有るを得知ずて、彼と此と異なる天地の如く思ひ取て、正しき神代の古傳を置て、遙に遲く成れる外國の妄傳說を信と思ふ人も有るは如何)然れば二神の生み置すとは云ひながら、御子の列には入給はず、奴僕の如く貶し給へりしを、素戔鳴尊の巡作らし給ひけるに、大巳貴命、少彥名命、二柱に事依して經營ら令給へるを、少彥名命は常世國に渡り給へりしかば、大巳貴命は此皇國を專ら造り給ひ天神御子に此國を避り奉り給へる後に、常世國に渡らし給ひて少彥名命と、共に歸り坐し事、文德天皇實錄に所見たるが如し、然れども大巳貴命は大國主神と申して、幽に萬國の主宰と坐が故に、生國足國神とも、生島足島神とも申して、二神の御跡を繼ぎて國能八十國、島能八十島を綏り堅め御在るが故に、此の潮沫凝成者矣の語を結びて、祝詞には右に引る如く有るなりけり、此事祝詞講義に已に說るを見合て曉るべし、然れば此の文は二神の國土の始より、大巳貴少彥名命の國造の事に迄係て心得べき文なりかし)○水沫凝而成也と有る此は、潮水の泡沫を云ふなり、潮を水と耳云ふ事は古事記(身禊段)に於水底滌時云々於水上滌時云々と見え、萬葉十九(四十二丁)に水上波、地往如久、船上波、床座如と詠ひ給へるを、始として集中例多かり(右の古事記なる同じ事を、四神出生章第六一書には、沈濯於海底とも、潛濯於潮中とも、浮濯於潮上とも有るを見合せて知るべし)水沫は水にも潮にも云語なり、神武天皇御紀に、於是天皇云々、造作八十平瓮天手抉八十枚嚴瓮、而陟于丹生川上、用祭天神地祇、於彼菟田川之朝原、譬如水沫、而有所呪著也とある、如水沫而有所呪著也は水沫の朝原に依着を呪に依て著と云ふ

が如くなれども、此を加志理着と訓るは、今俗にも此より行と物と合て離れざる事を、加自理着と云ふは古言の遺れるなり、此水沫の事は此に然しも用無れども、加自理着と云ふ事の状は水沫の凝聚る譬に引ける耳なり、(萬葉五に水沫奈須、徵命母、六に三吉野、瀧乃水沫、十一に是川、水阿和逆纒、行水とも、鹽滿者、水沫爾浮なども有り、水沫は美邦和と訓むべきなり)傳三(沫蕩尊條)に引ける、宗像社緣起に「第一神は海淡を集めて、島を築き居を遠海の奥に示し給ふ、末の世に至る迄異國を降伏し給ふべき由、御誓有りて彼島に留り給ふ、即ち奥御島と號す、是日本と高麗との中間なり云々」と有るは、海淡は海沫を誤れるなれども、後人の決に思ひ寄まじき說なり、此類の說は色葉字類抄に、近江國竹生島の成れる事を「爰淺井姫命與二氣吹雄命一、競レ勢爭レ力更去二丸迴一、下二坐海中一、其下レ海音云二都布都布一、故云二都布夫島一、即件神凝二水沫一、而爲レ磐積 風塵二而作レ島云々と有る、此は竹生島緣起、及帝王編年記などにも出たるを、今は其宜しきに隨て引けるが、斯る事は自餘の神業にてすら右の如く成れる者を、況て國生み坐しゝ大神等の神業にして、幾千萬の島と云ふとも潮沫水沫を寄せ聚めて成給ふべき者なりかし、(今も海邊にて浮石の堅まるを見るに、潮沫の風の共漂ひ巡ぐる間に忽ちに石の質を成すと云へり、況て國生み坐しゝ初より其凝て國と成迄には、何千萬の年月をや經たりけむ、其間には如何なる大なる島も出來ぬべき者ならずや、)然れば淡洲は大八洲國より以前に成れりと雖も、其國形を爲す事は遙に後なる事右の如く、偖て潮沫の凝て大きく國と成るには其地中に入て隱沒たる淡洲も莫太ならむを唯神耳ぞ此を知む

右自二嘉永七甲寅年二月七日一始レ之、于レ時墨夷之騷動、幕府之薄弱、實是未曾有之珍事也、於レ是予志益固而、日夜無レ怠戰々兢々、以上爲二朝廷一、下爲二萬世一、綴二此書一而、聊充下鑒二夷賊一居二奸吏一之役上云レ爾、即四月六日也

日本書紀傳　五之卷

穗積重胤謹撰

神代上第五　八洲起元章

一書曰。天神謂伊弉諾尊。伊弉冊尊曰。有豐葦原千五百秋瑞穗之地。宜汝往循之。廼賜天瓊戈。於是二神。立於天上浮橋。投戈求地。因畫滄海。而引擧之。卽戈鋒垂落之潮。結而爲島。名曰磤馭盧島。二神降居彼島。化作八尋之殿。又化竪天柱。

天神云々は、古事記に、於是天神諸命以、詔伊邪那岐伊邪那美二柱神、修理固成是多陀用弊流之國、賜天沼矛而言賜也と有ると、此は全く同傳なり、（舊事紀にも、天祖詔伊弉諾伊弉冊二尊曰、有豐葦原千五百秋瑞穗之地、宜汝往修之、と見えたるは、此一書を取りつゝも、天神を天祖に換へたるなど、少か文を異に爲る耳なり）偖正書には、天神云云の事は無くして、二神の御自ら思ほし立坐せる如く記されたるは、神世七代章の首に、天神の御名を出されざるが故にても有るべきなれども、瑞珠盟約章に至りて、伊弉諾尊功既至矣、德亦大矣、於是登天報命仍留宅於

日之少宮一矣と有るを以見れば、正書は甚く事略きて記されたる耳こそ有けれ、其意味に取りては異なき者と所見たり、（天孫降臨章には、何處にも高皇産靈尊云々と記され、神武天皇御紀なる詔命に、我天神高皇産靈尊大日靈尊と、幷べ申し給ひ、顯宗天皇三年御紀に所見たる月神の御託言に、我祖高皇産靈尊、有下預二鎔一造天地一之功上云々と宣ひ、又日神も人に著りて、我祖高皇産靈尊と詔給へるは、何れも正書の續きなるに、天神の御名の出たるを以て思へば、神世七代章の首に天神の御名を略かれたるは、其成し坐る事實を表に立て、御名を幽せるなり、然れば釋紀に引る私記に、今此書者、獨初取下地上之神治二地下一者上也、故不レ及下天神之在二高天原一者上也、と有が如きには非ざるべし、由隆に云れたる如く、強ひて漢籍めかし給へる耳には非ず）偖此一書は、古事記と同傳なるに就て、其聯の文を上に索むるに、神世七代章第四一書に、高天原所レ生神名曰二天御中主尊一、次高皇産靈尊、次神皇産靈尊と有に應へり、然れば、此に天神と有るは、右の三柱にて渡らせ給ふ事、照し合せて曉るべき者なり、（記傳に、「天神諸とは、初段に所見たる五柱天神なり」と云はれつれども、彼記の序にも、乾坤初分參神爲二造化之首一と有りて、右に引ける此紀の文と合へれば、右の三柱耳にて、可美葦牙彥舅尊天常立尊迄は係らざるべし、如何と云ふに、此二神も、共に彼の三柱の勅を奉けて行ふ列の神に坐すべければなり）偖、彼月神の御託言に、我祖高皇産靈尊、有下預二鎔一造天地一之功上と有るが如く、其事は委ね任して循しめ給ひ乍も、幽より其靈を共に副へて、二神の御德を大に成して其御功を令レ立給へる事、申すも更なれば、二神の國生の御業も何も、云ひ以て行れば、右の三柱の顯迹なること、已に傳二に註せるを見て曉るべし、但し此は此二神に限らず、凡ての神の上にも人の上にも、預給ふ産靈の御靈なる事、下なる宜二

汝往循レ之の條に云ふを見て知べし、（又瑞珠盟約章の傳にも委しく云べし、此にて、人の死生の道を知り、又世間の人道をも知る事なれば、殊に大事の中にも、甚々止む事なき大事なる所なり）〇謂二伊弉諾尊伊弉冊尊一曰の謂曰は、迦多理多麻波久と訓むべし、此の第四ノ一書に、二ノ神相謂曰と見え、瑞珠盟約章第二ノ一書に、天照太神謂二素戔嗚尊一曰、寶劔出現章第六ノ一書に、大己貴命謂二少彦名命一曰、海宮遊行章に、兄弟二人謂曰など有る、謂字を迦多流と訓めるに從ふべし、（類聚名義抄に、謂字を伊布とも伊波久とも、能多麻波久とも、於母布とも、迦多流とも、迦多良布とも、物賀多理とも、註されたれば、迦多流と訓むも古かりけり）其は人に對ひて、其狀は云々なると、其形狀を思ひ取るべく言ひ論す義なり、然れば迦多流は形有にて、物を體に取りて云ふ事にて、物事を唯に述ぶるとは異なり、然れば此なるも、有二豐葦原千五百秋瑞穗之地一と宣給はせたる地は、形にて、有字ぞ迦多流の流辭には當れりける、（象を迦多俘流と云は、其物の形のある、其に則りて物の有を云ふとは別にて、此は其物の形を云て、心に思ひ取らしむる由にて、佗より取ると佗に移すとの差異あり）〇有二豐葦原千五百秋瑞穗之地一は、國號の謂ならず國と成るべき地有りと云ふ意なるが故に、地字を書かれたるなり、正書に、底下豈無レ國歟と有と同じ意味なるにて古事記に、是多陀用幣流之國とある是なり、然れども猶紛らはしき書き狀なり、（國名と成れるは、天孫降臨章、是始なれば、其所に註すべし、山陰に云く、古事記には、此所是多陀用幣流之國と有るを、如此記されたるは、後名を始へ巡らしたるにて、常の事なれども、此に此國號は似着はしからず）是時、泥土砂土の漂蕩へる物耳こそ有りけれ、國とも何とも未だ差別なき間の事なりしかども、天神の御心にて、國とも地とも成るべき事を思ほし定め給ひて、二神

に斯る物有りとは謂はせ給へるなれば、後に號給へる瑞穗國などの事は思ひ及ぼして心得べきには非ず、（然れば、舊く地字を久邇と訓めるも、僻事には非ざれども、下に國と書かれたるを、此に故なく字を換らる可きならねば、その訓を外に求むべきかと思ひしは、猶非ざりけり、本の任に久邇にて宜し）○汝往の往は天降坐す事を云へり、次に降居彼島と見え、下に、故還復上諸於天とも有るを以知るべし、往は、常には、緯に地上を往來ふ事に云へれども經に天地に昇降る事にも云へり、萬葉五（七丁）に、阿米弊由迦婆、奈何麻爾と訓めるは、是昇る事を往と云へるなり、四神出生章第十一一書に、天照太神、復遣天熊人往看之天孫降臨章に、以天穗日命往平之其第一一書に、勅天稚彥曰、汝先往平之など有るは、此と同じく天より地に降る事に、往とは宣へる者なり、（但し、其往は行至る事に云言にこそ有けれ、唯に昇降り爲るを、往と耳は云はざるなり、名義集に、夜流とも、伊奴とも、佐流とも、都加波須とも、伊多流とも、由久佐使とも、訓れたる、其意を得て考ふ可なり）然れば、此は天神の御許より、二神を此國土に差遣し給ふ事を云ふなり、瑞珠盟約章に、登天報命、仍留宅於日之少宮矣と有るは、此の往に對ひて、其結なる事を明らむべし、然れば、此の正書は甚〻事略がれたる傳なる事、灼然き者なりかし、（然れども、正書にも、天より降坐し意味は有るなり、其は立於天浮橋之上と云ひ、降居彼島と有るを以て知られたり、此國土に成坐る神ならむには、何の故にか、天浮橋には立し給はむ、又天より降り坐るならざらむには、何を以てか降居とは云む、又彼島の彼は、其御立し坐せる天浮橋に對へたるなどをも、思明らむべし）○循を斯良須と訓めるは、決て古訓にて、大に深旨有る事なり、此を古事記に、修理固成是多陀用幣流之國と有りて、此循字は、右の修理固成

の四字を約めたる者なり、通證に、循、類聚國史、元々集、神宮古本作レ修と有りて、舊事紀も然には有れども、循字を誤とも定め難ければ、猶本の任にて有りなむ、名義抄に、循を袁佐年とも志多賀布とも訓めれば、遠き字義には非ざるなり、然るを、古史徵に、「循字、本共に循と有るは寫誤れるなり、類聚國史、又一本に脩とあり、都久流と訓べし、斯良須と訓めるは非訓なり」と有れども、同抄に脩音同レ修と有りて、此をも袁佐年又那良布などゝ有りて、同義なる者なり、且志良須を非訓と定られて舊訓を取れざるは妄なり）但し此は循字よりは、其訓の斯良須に義を取る事にて、此語は、四神出生章第六一書に、伊弉諾尊勅二任三子一曰、天照太神者可三以治二高天原一也云々と有る、治字（シラスノ）、其同じ事を、其第十一一書に伊弉諾尊、勅二任三子一曰、天照太神者可三以御二高天之原一也云々とある御字などを、斯良須と訓める、其義なる語ながら、此を唯に領知する事と思ふは非ずなむ有りける、（然れば、世人の治二天下一、或は御二四海一などの語を、唯其政事を掌（シリ）給ふ事と爲めるは、其一端耳を知りて、意の其餘に及ばざる者なりかし）然れば、此の循は、謂ゆる浮實の如くして、漂蕩へる物を混（マロ）がして國土を作り成し給ふ事耳には非ず、惣てに亘れる事にて、大地海原の諸神を生み給ひ、又、悉くに萬物を生み成し給ひて、形の如く此國土の成り竟る迄の萬事に係けたる御言にて、彼伊弉諾尊、功既至矣德亦大矣と見えたる、御功德の全（ミナ）を申す事なり、是を以て、此循字に深く力を入れて、予が說言は物爲るなり、（然れば記傳四に、「修理固成の修理は、唯作と書くと同じ事なり、國を修理固と云ふ語は、記中に作二堅其國一とも、作二堅此國一ともあり、成とは成し竟へよと云ふ事なり云々」と說れたる、義理は然る事なれども、此說に於て盡さざる者なり）先、循字を、古事記に修理固成と有る其義を說きて末に其循の意を結ぶべし、此

は此二神に限らず、諸神にも人民にも、世に生とし活ける者、何れか此天神の勅任は奉らざりける、是則神道にて、人の業の因りて起る始なり、類聚名義抄に、業ノ字を美知と讀む古訓有るをも思ふべし、（此事、已に見解有て、生島神詞講義に註せるが如し、披き見て其味ひ有る事をば知べき者なり）世人此を知れりや知らざるや、此宜ニ汝往循レ之と有る天神の勅任なむ、謂ゆる神道と云ふ物にて、天下に被行る惟神の大道には有ける、天事の勅任を奉り行ふ事を、直に道と云ふ事は、古事記（御天降段）に、於是天照太御神詔云、亦遣ニ曷神一者吉、爾思金神及諸神白云、坐ニ天安河河上之天石屋ニ、名伊都之尾羽張神、是可レ遣、若亦非ニ此神一者、其神之子建御雷神、此應レ遣云々、故爾使ニ天迦久神一、問ニ天尾羽張神一之時、答白恐之仕奉、然於ニ此道一者、僕子建御雷神可レ遣乃貢進と見えたる、此道、即ち神道なる者なり、然れば、何神と雖も、其勅任を奉り其行ひ給ふ事、即ち道にて、四神出生章第六一書に、伊弉諾尊勅ニ任三子一日、天照太神者可ニ以治ニ高天原一也、月讀尊者可ニ以治ニ滄海原潮之八百重一也、素戔嗚尊者可ニ以治ニ天下一也とある如く、高天原を治すべき神に坐す故に、高天原を勅任し給ひ、滄海原潮之八百重を治すべき神に坐し、又天下を治すべき神に坐す故に、各其所を勅任し授け給へれば、其高天原を治し、滄海原潮之八百重を治し、天下を治せる事、各其神道なり、斯れば、此の宜ニ汝往循レ之と勅任し給へるも、國土萬物の祖神と爲りて、世中を立て給ひ定め給ふべき神に渡らせ給ふが故に、循レ之と勅任し給へる者にして、是ぞ高天原に事始めて、遠天皇の御々世々より、中今の大御代に至る迄、彌繼々に天下所知む次と、皇御孫尊の天地の依合の極み、天津日嗣の所レ知看す神道の因て起る基本には有りける、（然れば、鏡作神は鏡を作るを以て道と然給ひ、玉作神は玉を作るを以道と爲給へる如く、其稟賦に因りて得た

る幸を以て、道を行ふ事なり、但し今云ふ如くには、各自に道と云ふ物有りて、其行ひ異なるが如くなれども、云ひ以て行けば、天地間に唯一の神道には、今此には其細目を云へるなり、猶傳中、瑞珠盟約章、功既至矣徳亦大矣の條、海宮遊行章なる海幸山幸の條、又孝德天皇三年御紀、惟神者謂㆘隨㆓神道㆒亦自有㆗神道㆖也と有る條に說かむを見合す可きなり）倩、右の術と總括て云ふ言を、記に修理固成と見えたる、修を都久理と訓める、其は國を生み神を生み坐しゝ事を云へり、其は古事記國生段に、爾伊邪那岐命詔云々、而以爲生成國土奈何と有るを、下（黄泉段）に、伊邪那岐命詔之、愛我那邇妹命、吾與㆑汝所㆑作之國未㆓作竟㆒故可㆑還と見え、此結句は、此因神出生章第十一書に、時泉守道者白云有㆑言矣、吾與㆑汝已生㆑國矣、奈何更求㆑生乎、吾則留㆓此國㆒、不㆑可㆓共去㆒と有りて、伊弉冊尊の白させ給ふ御言なり、此等を思ひ合せて、修は生給ふ事を云ふなるを知るべし、彼顯宗天皇御紀に、我祖高皇産靈尊有㆘預㆓鎔造天地㆒之功㆖と所㆑見たる産靈は、生産の義なるに、鎔造と宣へりし意味の契合へるを以て曉るべし、然れば、都久流とは、元より無かりし物を、更に生み成すに起りて、却りて經㆓營天下㆒などゝ有る物の上を、修理ふ事に云へるは後なる者なり、（然れば、寳劔出現章第六一書に、夫大己貴命與㆓少彦名命㆒、戮㆑力一㆑心、經㆓營天下㆒と有るは、此に修理固成御功業を受け繼ぎ坐せる作に、少か異なる所有りと知るべし、其は此には國土を生成し坐るを修ると云ひ、彼には國土を修理ふ事を都久流とは云へるなり、鏡作神玉作神などの作は、生成すには非ざれども、無かりし物を、新に作り成す事なれば、猶此の例なり）理は袁佐米と訓むべし、此は天地海原の諸神等に勅任して、各其事を掌しめ給ひ、天に上り坐して報命し給へるなど是なり、寳劔出現章第六一書に、自後國中所㆑未㆑成者、大己貴神獨能巡造云々、

遂因言、今理二此國一、唯吾一身而已、其可三與レ吾共理二天下一者、蓋有レ之乎と有る、此文に先造り成す事を云ひて、次に理と見えたる能く合へり袁佐牟は、吾身を主と爲て、事を佗に及ほす謂にて、上にも下にも亘る語なり、古事記(國作段)に、大國主神云々、是時有二光レ海依來之神一、其神言、能治二我前一者云々、然者治奉之狀奈何、答言吾者伊二都岐一奉于倭之青垣東山上一、此者坐二御諸山上一神也、又同記(國避段)に、大國主神答白之、僕子等二神隨レ白、僕之不レ違、此葦原中國者、隨レ命既獻也、唯僕住所者、如二天神御子之天津日繼所知之、登陀琉天之御巣一而、於二底津石根一宮柱布斗斯理、於二高天原一氷木多迦斯理而治賜者、僕者於二百不足八十坰手一隱而侍と見え、垂仁天皇御紀に、倭大神誨レ之曰、皇御孫尊、專治二葦原中國之八十魂神一云々、汝御孫尊、悔二先皇之不レ及而愼祭、則汝尊壽命延長、復天下太平矣と有るなど、皆神を齋祭る事を袁佐牟と云ふなり、然れば、此等を例と爲て、其上にも下にも及ぶ意の語なるを明らむべし、(和名抄に、修理職をば、乎佐女豆久留豆加佐とある、修は造るを事を云ひ、理は其職掌の人を司る由なれば、都久理袁佐牟と云ふべき語なれども、修理の二字を引合せて、如此は云ふなるべし、孝德天皇元年御紀に、修二治宮殿一と有ると同じ事なりながら、然倒に訓るは中古よりの事なるべし、欽明天皇十六年御紀に、修二理神宮一、天武天皇九年御紀に、修二理天社地社神宮一と有る修理の字を、都久呂比袁佐牟と訓めるを以て、修理固成の修理も、共例に訓むべき事を曉るべし、理字は、漢籍荀子は、少而理曰レ治と云ひ、字書に治理也とあり、或說に彼土の古書に治と有りしを多く理に換へたる事多し、其は唐高宗と云へる酋長が諱治と云へるを避けたるなりと云へり、皇國の古書を記さるゝ時に、何の心も着かれず、其換へたる任に被レ用たる可ければ、理字を其心にして、治と訓むべきなり、

孝徳天皇二年御紀に、高向博士黒麻呂と云人の名有る下に、更名玄理と有るは字音に訓むべきかと思ふに、其始に高向史玄理と記して、久呂麻呂と訓めれば、字を更て玄理とも書けるを註されたるなり、然れば、理字を麻呂とも訓むにや、名義抄に、登々能布とも訓めれば、其義に當るべし、理字を麻呂と訓べくは、理二天下一と云ふは、同紀に、昔在天皇等世混二齊天下一而治と見えたる、混と同義に歸めり、但し此は事の因に云ふ耳）固は、彼浮膏の若き物を固めて、國土と爲給ふ事を云ふなり、神世七代章に、重濁之凝場難と有るを合せて味ふべし、然れば其物を專に作り成すを固とは云へり、幣磨風土記に、此二神を國堅大神と申せるを以て知るべし、古事記に、大穴牟遲與二少名毘古那一、相並作二堅此國一と有るを尚委しくは、大三輪三社鎭座次第記に、初伊弉諾伊弉冊二神、共生二大八州國一、及處々小島一、而地稚如二水母一浮漂之時、大巳貴命與二少彦名命一、戮レ力一レ心、殖二生蒼葦一固造など見えたる是なり、（古事記玉垣宮段に、汝所レ堅之美豆能小佩者誰解と有りて、堅の反に解くを云を以て、言義を思ふに、迦多牟は形聚にて、物の形を聚合せ結ぶ由なり）、語ると云ひ象どると云へる語共を合せて曉るべし）成は名爲にて、物を成せば名あり、其名なる事を物爲るに依りて云ふ語なり、古事記（國生段）に、伊邪那岐命詔、我身者成々而成餘處一處在、故以二此吾身成餘處一刺二塞汝身不二成合一處上而、以二爲生二成國土一奈何、伊邪那美命答二曰然善一と有りて、生み成し坐る事を云へり、又同記（國作段）に、於是大國主神、愁而告、吾獨何能得二作此國一、孰神與レ吾能相二作此國一耶、是時有二光レ海依來之神一、其神言能治二我前一者吾能共與相作成、若不レ然者國難レ成と有る、此は成し竟ふる義なり、然れば、修と云は生むと同じき義ながら、其成竟る終迄には及ばずて、事の狹き意も有るを成は成り始るより成竟る迄を意に含みて、事

の甚廣くして止ざる由なり、寶劔出現章第六一書に、嘗大己貴命謂ニ少彦名命一曰、吾等所レ造之國、豈謂ニ善成一之乎、少彦名命對曰、或有レ所レ成、或有レ不レ成、是談也、蓋有ニ幽深之致一焉、と有るを思ひ合せて曉るべし、（卷一に引ける、景行天皇の大御言に、大倭國者、以ニ行事一負レ名國也、と宣る意をも此に取りて、成は名爲にて、其行事を云由を明らむべし、卷二にも名と云事を委しく云へり、如此く大抵似たる事ながら、少か異有りて、各味ひ有る事なれば、記傳の說とは等しからず）右の如く、天神の勅任を奉給ひて、夫婦の御睦を成し給ひ、御子を生み成し給ひて、此修理固成の神業を循せる御事にて、言まくも畏かれ共、今其大略を申さば、二神此に始て、夫婦と成給ひて、御子を生み坐せるに因て、親子と云ふ事出來れり、其御子神等數多坐る中には、尊きも卑しきも有りて、其貴御子は自然に君上と仰ぎ齋られ給へれば、自餘の諸神は、其臣民の如く成りて、此に至りて君臣の差有りて、夫婦より父子を成し、又君臣を成せる者にて、其循し行ふ道と云は、修ニ理ー固ー成是多陀用幣流之國一と云ふ事にて、人性に依りて得て行ふ業神隨にして各異なり、此を幸と云ひ、其勉めて成し遂ぐる、此を功とも德とも云ひて、古今萬國に貫通りて、天地の共常在に窮なき帝道、此に定れる者にて、倖しとも貴しとも靈しとも妙なりとも、云ひ知らぬ御事なりかし、（然れば、修は職業に云ひ、理は德行に云ひ、固は志操に云ひて、成は成業に云へる者なり、恐けれども、皇御孫尊の御上を以て申さむには、修とは天津日繼と申して、天下の御貢を聞看す御事なり、理とは天下の大御政を所知看す御事なり、固とは天神の御事依しの任に物爲給ひて、天下を平均く爲給ふ御事なり、成とは其天津日繼高御座の大御業を、天地の共窮なく傳へさせ給ふ御事にて、天下に在りと有らゆる人身に、一日片時も缺くべからざる神皇の大道是なり）

故其宜汝往循之と所見たる天神の勅任はしも、此時には直に二神に言り給へるにこそ有りけれ、二神等八百萬千萬神とも云ふべく、許多の諸神等を生み給ひ、諸神等の後裔には、天下蒼生なむ出來れりければ、此の天神の二神に勅任し給ふ御事はしも、諸神等にも天下蒼生にも、頂に蒙り奉りて受け行ふ所の神道是なり、然れは人の子と生れ出づる其始に、必ず先此天神の勅任しは奉る事にて、或は王公貴人と生れ、又は庶人と生れ出づる始より、身沒る迄の所業は必ず定り有りて、人と成る者なり、然るは、伊弉諾伊弉冉二神の、此土に天降坐しに象りて、人に生と云ふ事あり、又瑞珠盟約章に、伊弉諾尊、神功既畢、靈運當遷、是以構幽宮於淡路之洲、寂然長隱者矣、亦曰伊弉諾尊、功既至矣、德亦大矣、於是登天報命、仍留宅於日之少宮矣と有るは、此國土に幽宮を構へて、御靈を鎭め給ひ、天神の御許に上天に報命し給ひて、日之少宮に留宅り給へるなるが、又其に象りて、人に死ぬると云事あり、其生より死に至る中間にて誰も誰も不知不知に行ふ道ぞ、右に說ける道には有ける、然るを世人動もすれば彼儒道佛道など云へる枝道の小徑に云る事の、耳に近く目易きを美みて、神道と云ふ名目を竊し乍も、其方狀に說き曲ぐる事はしも、神を誣ひ人を欺く業なり、我皇神の大道はしも、天皇の天下を統御し給ふ大道にして、古今萬國に亘りて、人と生れたる者の限りは、須臾も得離つまじき道なる者を、如何に僻心得しつる事ぞ、甚々怪しき者なりかし○賜天瓊戈は、阿麻能努保古袁多麻比伎と訓むべし、古事記には、賜天沼矛而言依賜也とあり、舊事紀に、則賜天瓊戈而詔寄賜也と有るは、紀記を取合せて文を成せる者なる可けれども、僻事には非ず、其は彼四神出生章第六一書に、伊弉諾尊勅任三子曰、天照大神者可以治高天原也云々、と有る事實に等しき所なれは、勅任し授け給へる意味を以て說く

べし、（言依と云は、其事を委ね依任するを云ふなり、此も其意を加へて見るべし、天瓊戈の事は、卷四天之瓊矛の條に云へり、神武天皇御紀に、昔伊弉諾尊、目ニ此國一曰、日本者、浦安國、細戈千足國云々、と有る、細戈は麗矛にて、此天瓊矛を云なり）偖、天地の初發より此時に至る迄の事實はしも、皆隱身に坐す神の幽事の著見ゆる事なる故に、先は自然にして然有るが如きを、此は諦しく隱身の天神より、顯身の二神へ、初めて事を傳へ給ふより起りて、萬の事業を成し給ふ所なるが故に、賜と云ふ辭の出來りて、終には祟詞とは成れりける者なり、偖、其天瓊戈はしも、天神の御靈實にして、天地を預鎔造らせる皇産靈の御靈を取り託け給へる御靈物なるが、其瓊戈は玉矛なるを、其始めて授け依し賜へる故に、賜と云ふ語は出來初まれる者なり、（古事記御身滌段に、此時伊邪那岐命大歡喜、詔下吾者生ニ生子一而於ニ生終一、得中三貴子上、即其御頸珠之玉緖、母由良邇取由良迦志而、賜ニ天照大御神一而詔之、汝命者所ニ知高天原一矣、事依而賜也と有るは、此の例にて、全く同じ趣意なるを思合すべし、但し此は記傳七に說かれたる事なるが、實に然る事なるが、其は此に有べき說なるに依りて、今茲に云なり）賜の多麻は、靈の義にて、靈の多麻は足貞の義なり、先其貭と云ふは傳一傳二に往々說けるが如く、天御中主尊の御、高皇産靈尊、神皇産靈尊などの皇と云へる言其にて、天中に滿ち塞かりたる奇異に靈妙しき神靈の字なるが、神靈の物に幸ひ給ふと爲ては、其幸ひ給ふ所に憑足はせるが故に、是を以て多麻とは申せり、珠玉を多麻と云ふも同義にて、土中に含藏たる其精貭なる物の凝り結ばり足り整ひて、形質を見はす物なるが故にて、神靈の多麻も珠玉の多麻も、其旨一なり、（若て珠玉を弐と云ふも、努と云ふも、其は姸しき形容を以て云ふ事、傳四天之沼矛の下に云へるが如く、神靈を迦微と申して、其神々しく奇し

く妙なる由を以て、稱へ奉ると同じきなり）此時、天瓊戈を賜へるを始として、伊邪那岐命の天照太御神に御頸珠を
賜へりし事、古事記に所レ見て、右に引ける如く、又、天孫降臨章第一一書に、故天照太神、乃賜二天津彥々火瓊々杵
尊、八坂瓊曲玉、及八咫鏡、草薙劒三種寶物一と有るなど、何れも瓊を御靈實として授け賜へるを以て多麻布と云ふ耳
ならず、上代には珠玉をしも上無き至寶とは爲つれば、人に幣爲るにも、唯珠玉を耳專とは爲る故に、珠玉ならぬ物
を贈るにも、轉りては賜物とは云へりけむかし、（此を以て靈の多麻と瓊の多麻と其義の相離れざる事を思ふべし、然
れば珠玉を多麻と云ふを本にて、賜の言の起れりと耳思はむは麁きに似たり）偖、佗に物を贈るは、其志を共に副て遣
る事なるが故に、多麻布とは云ふ事なるが、多麻布は靈經の義にて、萬葉十五（三十六丁）に、多麻之比波、安之多
由布敝爾、多麻布禮杼と有ると同じ意なる語なり、然れば、天瓊戈を天神の御靈形と爲て授け給ふと共に、其御靈の
薔ひ幸行て、二神に預給ふ事の始なる故に、此瓊戈に依りて賜と云ふ語は起れる事、愈以て炳然者なりかし、（猶寶
劒出現章第六一書に、百姓至レ今、咸蒙二恩賴一と有る、恩賴と云ふも同義なる事、已に鎭二御魂齋戸一祭詞講義に註せる
が如し、垂仁天皇御紀に、神靈、景行天皇御紀にも神靈、又、皇靈之威と有るをも、共に同訓なるを思ふ可くなむ、
又萬葉に五、二十六丁、阿我農斯能、美多麻多麻比氐と訓めるなどは、向なる人の靈を、吾身に受くる事にて、多麻
布の靈經なる義に同じき者なり）○天上浮橋は、正書に天浮橋之上と有るを、其浮橋は天中に在りし物なる事を宗は
して天上とは書かれたるなるべし、第三一書に、二神坐二于高天原一曰云々と有るを合せて曉る可きなり、然れども、
四神出生章に、生二日神一云々、自當下早送二于天一而、授以中天上之事上、是時天地相去未レ遠、故以二天柱一、擧二於天上一也、

と指す處有る天上には非らず、唯虚空の事を、其も天なる事を、知せて、輕く上字は添へて書かれたるにこそ有りけめ、山蔭に、上字如何と難められたるは、然る事には有れども、其を虚字と見ても妨げ無るべくぞ所レ思たる、」〇投レ戈を、舊く、戈袁佐斯淤呂斯氏と訓みて、正書に指下而と有ると同義に爲るは然ることなり、次に引二擧之一と有るを對へ見るべし、投字は、名義抄に、那具、又那宜須都とも訓みて、指下の意なる訓は非ざる事なれども、今は字を取らずて、訓を守るの外なし、然るは指下は靜に戈を指下して、寛々に物爲給ふ狀なるを、字の任に投と訓めらむには、其意急に成りて、此に相應はざればなり、(萬葉十三に、投左乃遠離居而、又、公之佩具之投箭之所思、又十九に、梓弓須惠布理於許之、投矢毛知、千尋射和多之など有りて、投ぐるとは箭などにこそは、似着はしくも有けれ、戈に投ぐるとは云ふべからざるに似たり、然れば指下と訓む事、何の妨げか有らむ、此事已に傳六、指下而の下にも云りき、」〇求レ地は、久邇麻岐爲給比伎と訓むべし、地とは、上に有二豐葦原千五百秋瑞穗之地一と有る、其瑞穗國と成るべき地を云へり、求は、天孫降臨章に、覔レ國行去と見えたる覔と同じ事にて、其地方を求覔給へる由なり、次に畫滄海と有れば、四神出生章第六ノ一書に、我所レ生之國、唯有二朝霧一而薫滿之哉と有る如く、天浮橋の上に立たして、甚鬱々しき中に、戈を指下して探り求めさせ給ひけむ御有樣、今も伺ひ見奉るが如し、(第二ノ一書に、二神立二于天霧之中一曰、吾欲レ得レ國、乃以二天瓊矛一、指垂而探レ之と有るを以曉る可し、覔とは、見えざる所を求めて、見る意なるを思ふ可きなり)〇畫二滄海一而の畫而を、迦伎那志氐と訓り、第三ノ一書に、以二天瓊矛一畫二成礙馭慮島一と見え、古事記には畫鳴と有りて、訓レ鳴云二那志一と註されたれば、實に然有るべき所なるなり、記傳四(十一丁)に、畫鳴は彼浮

脂の如漂へる物を迦伎て、稍凝りたる物に成すなり、鳴は借字にして成の意なり」と有るは、然る言なり、（然れば、右の第三一書なる畫成は正字なり、然れども、畫を迦伎佐其理と訓めるは叢脞し、唯、迦伎那須にて宜し、猶、古事記の鳴を正字と見て云ふ説あり、次なる磤馭盧島條見るべし）迦久とは、一字などを書く如く、左より右方へ巡らして円などを挽く狀に物爲給へりけむ、此卽ち天の左旋に對ひて、大地の右旋するに則を取らせ給へるにて、神隨なる御手の運びなる者なり、海水の、西より東に流れて、地の右旋に因循ひ、水中の渦の右に巡り、蔓草の右に卷くなど、此大地に在らゆる物の神性に順がはせ給へる者なり、書畫を書くと云ふも、痒きを搔くと云ふも、馬などに足搔と云ふも、皆先の方より、我前に引き寄する事業なるをも思ひ合せて、此時の御消息を想像り奉るべし、（萬葉九、詠二水江浦島子一歌に、海若神之女爾、邂爾伊許藝趍、相誂良比、言成之賀婆、加吉結、常世爾至、云々と有る加吉結は、其女を浦島子の方へ引き寄せて、相契る事を云ふなり、六に、天皇賜二酒節度使一御歌に、天皇朕宇頭乃御手以、搔撫曾禰宜賜、打撫曾禰宜賜と詠ませ給へるは、搔と打と相對へさせ給へるに、意有る事なるが、冠辭考、可使加蘇布條に、可使は宇知など云ふに同じく發語なり」と說れたるは、熟其義を盡されざる者なり、搔は右に云ふ如く、我手前へ引き着くる意にて、打は移にて、我より彼に及ぼす義にて、此は搔も打も、天皇の珍の御手以て、物爲させ給ふ御親しみの大御意を、顯はし嗣かし給へる者なるを思ふべし）若て、其天瓊戈を以て、此滄海を畫成し給へりしは、夫婦婚合の起原にして、天地の氣の相結ばりて萬物の成り出來る元始なり、此の御有狀を記傳四（十一丁）に、「譬へて云はゞ、膏などを煮固むるに、始の間は水の如くなるを、匕以て迦伎回らせば、漸々に凝り以て行くが如し」と有る

は、甚能當れる譬なるに因りて思ふに、此滄海は、第四一書に、若ニ浮膏一と云ふ物なり、天瓊戈は、形容こそは矛なりけれ、其用を爲しゝ狀は、匕(カヒ)と云ふ物に異ならず、男女の相交(アヒトツ)げる狀も、匕(カヒ)を以て凝(コホ)るが如し、然れば、日本靈異記などに、婚合を久那加比と訓める、其語は此に起れるならむも知るべからず、（猶第六一書鶺鴒の傳に云べし、傳二天瓊戈の下に引ける、石見の女髓腦に、「天之瓊矛は、交道の根なり」と見え、師說に、天瓊戈は天根玄牡の象物にて、大地の玄牝女陰なる所を、令ニ書成一給はむ料なり」と云はれたるを考へ合す可し、然れども、予は平田翁の沒後に門に入りたる耳(ノミ)にて、親しく師說を聞きたる事もなく、又其著述とても、未だ世に出でざれば、何に在りと云事をも知らず、男光胤に、鐵胤が物語り爲しを、又聞きに聞きたるを、今記し出たるなり、今此傳を書くに就きて、猶聞持てる事有りや聞かま欲かるは、彼は嘉永元年に歿りたれば、甚く其說に困じたるを、此十一月より御世號を安政と改めさせ給へる頃より、彼古史傳と云ふ書追次て世に出せる由なるを、暇なくして未だ得見ざるを、强ちに彼家に求めずして、唯予が光胤に得て甘なひ居る說耳(ノミ)を今少か記しつ）偖此なる書ニ滄海一を釋祕訓に、私記曰、問、畫字訓讀、長短之說如何、答師說、阿遠宇那婆羅、斯富許袁呂許袁呂邇、迦伎那志氐、是古事記之說也、但、舊說、唯畫讀ニ迦伎那須一、而昔承和之講、滋相公相定云、既有ニ鳴聲一、當レ標ニ其響一、故依ニ古事記之意一、如此長レ訶耳と有るが如く、中頃より古事記の意に依りて訓むべき說定まれるにや、今本に然訓み着けたるは、大抵此一書は、其と同じ傳なれば、然も有りぬべき事ながら、猶右に舊說、唯畫讀ニ迦伎那須一と有る方なむ、遠からず聞ゆめる、偖右の假字書に依りて思ふに、古事記の今本には、鹽許袁呂許袁呂邇畫鳴而とある上に、靑海原の三字有りしなるべし、（古事記の文に就き

て、予が說は傳四、凝成一島條に云へり、右の釋紀の假字は、皆片假字なるを、今は古事記の假字に改めて引けり、然るは、片假字はしも、似たる字畫多きが故に、寫し誤事も有らむかとの心しらびに依れり）〇引擧之、引擧給布と訓み附くべし、此は上に、投字を正書に、指下と有る、それと共に、佐斯於呂須と訓める、その事の落着（オキツキ）を云へるにて、第二一書に、拔予とある拔字を、奴伎阿宜氐と訓めると同じ所なり、天瓊戈を指し下し以て滄海を畫き成し畢てゝ其戈を引拔き擧げ給へる由なり、（古事記に、畫成而引上時云々と有ると、此とは全く同じ傳にて字樣（カキザマ）の少か異れる耳）〇垂落之潮、結而爲島は、正書に滴瀝之潮、凝成一島と有るに同じきが、凝と結と字は替れる耳なり、舊事紀には凝結とあり、結字、志麻理と訓むべし、次に爲島と云序なり、續紀第一詔に、務結而と有るを、解に、第三詔に、彌務爾彌結爾、卅二詔に、勤結理奉侍と有を、類史弘仁十四年十一月詔に、務米志麻理伊佐乎志久奉仕流爾依弖、文德天皇實錄卅二元慶元年十一月詔に、務志萬利伊佐乎志久と有に依りて訓まれたる言にて、志麻流とは、此にては土砂の聚り凝り固るを云て、島と云名義の起る所以なり、（結字、名義抄に數多有る訓の中に、都那具、都良奴など有る、其義を以て、許流とは讀むなるべし、凝字をも、字鏡集に都豆久と有るをも思合す可し）〇磤馭盧島、上に出づ、（傳四）偖此時の御有狀を可畏けれども想像り奉るに、言に斷たる奇異なる御事にてぞ有りけむを、人代と成りても猶斯在る神異なる事往々に見ゆめり、天武天皇御紀に、十三年冬十月己卯朔壬辰、逮于人定、大地震云々、時伊豫湯泉沒而不出、土佐國田苑五十餘萬頃沒爲海、古老曰、若是地動未曾有、是夕有也、鳴聲如鼓、聞于東方、有人曰、伊豆島西北二面、自然增益三百餘丈、更爲一島、則如鼓音者、神造是島響也と有りて、

土佐國の田苑を割きて、伊豆國の地方を增給ひ、猶一島をさへに造らせ給ひけるに、其響き鼓音の如しと有るを取りて思ふに、此時、彼天瓊戈を以て畫成し給へりし事を、古事記に訓鳴云那志と有るを、記傳の說に依りて借字なる可く思ひしかども、天瓊戈を以て畫成し給へりし、其潮と泥とに觸る音の響きて鳴動みけむ故を以て、成と書べき所を、態と鳴字を作れたりけむと、今思ひ定むる事に至れりきかし、（然れば、第三一書に、畫成礙馭盧島と有るは、甚く事略たる文にて、畫成の成は、成し竟る意ならず、戈を以て滄海を畫給へりし音の鳴る事を云へり）淡路天皇御紀に、天平寶字八年十二月、云々是月西方有聲、似雷非雷、時當大隅薩摩兩國之堺、烟雲晦冥、奔電去來、七日之後天晴、於鹿兒島信爾村之海、沙石自聚化成三島、炎氣露見、有如冶鑄之爲、形勢相連、望似四阿之屋と有り、何神の御所爲とも知られざれども、決めて神の沙石を聚めて造り給へる者にて、此沙石自聚化成三島と有るを以て、私記に自凝之島也、猶如言自凝也と有るをも思ひ合すべし、稱德天皇御紀に、天平神護二年六月己丑、大隅國、神造新島、震動不止云々と有るを、光仁天皇御紀に、寶龜九年十二月甲申、去神護中、大隅國海中有神造島、其名曰大穴持神、至是爲社とあり、此餘にも、時々海中より島の涌出づる事多在り、（今按ふに、右の薩摩國なるは、枚聞神の御所爲なるにや、清和天皇實錄に、貞觀十六年秋七月二日戊子、大宰府言、薩摩國從四位上開聞神山頂、有火自燒、煙薰滿天、灰沙如雨、震動之聲聞百餘里、近社百姓震恐失精云々、光孝天皇實錄に、仁和元年七月十二日夜晦冥、衆星不見、沙石如雨、檢之故實、頴娃郡正四位下開聞神發怒之時、有如此事、國宰潔齋奉幣、雨砂乃止、八月十一日、震聲如雷、燒炎甚熾、雨砂滿地、晝而猶夜、十二日自辰至子、雷電砂降未止、

砂石積地、或處一尺以下、或處五六寸以上、田野埋瘞人民騷動云々など、神異の事共の度々有りつるを思ふべし、又皇年代略記に、後陽成院天皇、慶長十年十月十五日、南海八丈島邊、一夜大山涌出、在今間とあり、近き天明年間の事かとよ、其國司從三位中將源朝臣治豪卿、彼國なる櫻島に渡りて狩爲られけるが、當日は九月九日にて、彼神の祭日なりければ、鹿兒島より詣づる人も多く在りつるに、晴天忽に掻曇りて、頻に霹靂爲るに打れて、人も多く損ねける間の事なりしが、其日櫻島に隣りて、一小島涌出たりと、彼國人云へり、彼二神と申せども、如此く海中に島を造出し給ふ事の、容易かる者を、況して天神より天瓊戈を授り坐しゝ二神の御上にて、淤能碁呂島を盡成し得給ふ計りの事は、何程の御傾ひかは有らむ、右の如く自然に島の成出づると云ふも、天神の預御在して鑄造らせ給ふが故なり、故其狀をも知せま欲しくて、右の歴世の神異をも擧ぐるになむ）〇化作八尋之殿と有るは、天瓊矛を心御柱と立て給へれば、謂ゆる金殿玉樓と云狀にて、實に玉の甍にて有りけむ事灼然し、倭姫命世記に玉柱屋姫命と云神名の出たるを以て、上古の狀を思ふべし、材木を以て構ふる事は、素戔嗚尊より始れり、偖此の之字訓むべからず、古事記には、見立天之御柱、見立八尋殿と有りて、柱を先に、殿を後に云へる甚可しきを、此には殿の次に柱を擧けられたるは、傳の混ひつる者なるべし、大殿祭詞に、皇御孫之命乃御殿乎、今奧山乃、大峽小峽爾立留木乎、齋部能齋斧乎以伐採氐、本末乎波山神爾祭氐、中間乎持出來氐、齋鉏乎以齋柱立氐、皇御孫之命乃、天之御翳日之御翳止造奉仕禮留瑞之御殿、云々と有るを以知るべし、（先に、皇御孫之命乃御殿乎と有るは、其御殿の事を云む料に置けるにて序詞なり、後に瑞之御殿と有るは、其齋柱を立て云々の事を爲て奉仕り畢たる所にて實字なり、此にて柱と殿とを云ふべき次序を見

るべし）八尋殿は、記傳四（十八丁）に、夜比呂杼能と訓むべし、之を添て訓むは悪かるべし、此名下（木花之佐久夜毘賣命條）に、作ニ無レ戸八尋殿ニ云々、神代紀にも於ニ秀起浪穂之上一、起ニ八尋殿一而云々など有り、又履仲天皇御紀、山城風土記などに、八尋屋と云ひ、倭姫命世記には、八尋機屋と云ふ事もあり、八尋は殿の廣さの度を云へるにて、彌の約りたる言なり、尋は兩手を伸べたる長さを云ふ、今人も然して一尋と定むるなり、其は手を廣げて度る故に、一廣げ二廣げの意なるべし、（八は、必しも七八と數ふる八には非ず、凡て、八重、八雲、又八十、八百、八千、其外八菜と云ふ事、古の常なり、皆同じ事にて、唯重なり多きを云へり、尋は漢國にても、舒レ肘知レ尋などあれば、上代には然有りけむを、八尺と定めしは稍後の事ならむ、御國には、今も猶八尺を云ず、況て神代は想像るべし、且八尋矛と云も有るを以て、八八六丈四尺に非ぬを悟るべし）和名抄に、殿、和名止乃とあり、偖、先此殿を見立給ふは、男女共に住みて御合爲給はむ料なり、抑其殿立賜ふ事迄は、云はでも有りぬ可きを、古、妻問爲るには、先其屋を建てし事と見えて、須佐之男命の須賀の宮造も、都麻碁微爾夜弊賀岐都久流と詠しゝを見れば、專ら妻を隱居む爲なる事知られ、又萬葉三卷、勝鹿眞間娘子墓を見て、赤人歌に、古昔有家武人之、倭文幡乃帶解替而廬屋立妻問爲家武、云々、是も、古賤者も廬屋を立てゝ、妻問すと云ふ言習はしの有る故に、如此續けて詠まれしと見ゆ、斯れば、此の八尋殿も、徒に云へるには非らず、由有る事ぞ、書紀にも、同宮共住而生レ兒とも有るをや、（以上採要）と見えたるは、實に然る事なり、但し、古、妻問爲るに、必ず先其屋を建る習俗なりし事は然る物にて、天神の天瓊戈を二神に授給ひしは、御妹妖の御語らひ御在し坐む事は、豫て掟て給へりし所なるが、其御矛を衝立てゝ、國中の柱と爲て、天

柱と擬作給へる迄の較略はしも、同じく天神の御定に依らせ給へるなれば、其柱を根基と爲て、八尋殿を建て給へる、將た天神の御心なる事申すも更なり、然れば、天神の御定は、先夫婦と成るべき事を定め、偕、共に住むべき屋を構り、宮を同に爲て、夫婦の御契を結ばせ給ひ、二柱相共び坐して、萬の物をも事をも成して、天神の道に因循はせ給ふべき、天津神隨の御定格なる者なり、續紀第七詔に、於二天下政一置而、獨知倍伎物不レ有、必母斯理幣能政有倍之、此者事立爾不レ有、天爾日月在如、地爾山川有如、並坐而可レ有云云、とある古語を以て曉るべし、（此者事立爾不レ有より下は、其時の詔詞にて、其上方は古よりの定れる語と聞ゆ、其は儀式立皇后儀に、食國天下政波、獨知倍伎物爾波不有、必母斯理倍乃政有倍之、自古行來留事、皇后定天之闕中乃政波成物止奈毛、常毛所聞看行須と有りて、此も同文なるが、自レ古行來留云云と有をも、思合せて曉る可なり、天下所知食す掛まくも畏き御上より始めて、天下に在りと有らゆる人、必ず先夫婦の契を結び、偕妹妋の中間善はしく、國をも家をも保つ可き神隨なる道なり）然れば、記傳に引かれたる、須佐之男命の御事も、此には寳劔出現章に、素戔鳴尊、行二覓將レ婚之處一、遂到二出雲之清地一焉、乃言曰、吾心清々之、於二彼處一建レ宮、乃相與遘合而、生二兒大己貴神一、因勅之曰、吾兒宮首者、即脚摩乳手摩乳也、故賜二號於二神一、曰二稻田宮主神一、と有る、其覓二將レ婚之處一とも、相與遘合とも有るを以見れば、御妻問の爲に、廬屋を建て給へるが如くなれども、脚摩乳、手摩乳二神を任して、吾兒宮首と令二仕奉一給へる、其司を置き給へる事と通えたり、然れば、此清宮に坐して御婚合の事を成し給ひ、夫婦二柱、相共に同宮に住みて、天下を治しゝ事灼然なむ、（彼此思及ほして、此の八尋殿の御事をも伺ひ奉るべし、古事記には、右の御事を、其速須佐之男命、宮可二造作一之

地、求出雲國、爾到坐須賀地而、詔云吾來此地、我御心須賀々々斯而、其地作宮坐、云々、於是喚其足名椎神、告言汝者任我宮之首と有りて、唯御妻問の間の事耳ならず、其宮に住ませ給ひし趣なり）偖又古事記に、大穴牟遲神、負其妻須世理毘賣、卽取持其大神之生大刀、與生弓矢、其天沼琴而、逃出之時、其所纏大神、追至黃泉比良坂、遙望呼謂大穴牟遲神曰、其汝所持之生大刀、生弓矢以而、意禮爲大國主神、亦爲宇都志國主神而、其我之女須世理毘賣爲嫡妻而、於宇迦能山之山本、於底津石根、宮柱布刀斯理、於高天原氷椽多迦斯理而、居是奴也、と見えたる、此時の狀と又相似たる事あり、此に大神と有るは、須佐之男大神に坐すが、其生大刀、生弓矢、天沼琴を賜へるは、天神の天瓊矛を賜へるに當り、爲大國主神、亦爲宇都志國主神とは、御職名にて、此の宣汝往而循之とあり、又古事記の御依しに、修理固成是多陀用幣流之國と有るに同じく、須世理毘賣爲嫡妻とは、此の二神の夫婦と爲給ふと一事なり、於宇迦能山之山本、於底津石根、宮柱布刀斯理は、此の八尋殿の御事に當れるが、其嫡妻と共に住坐む料なる物から、此宮に坐して、大國主神と申し、宇都志國主神と申す御行事を循め給へるを例して、八尋殿も、唯御妻問ひの設耳には非ざる事を明らむべし、（凡て神代の事迹はしも、其所一に泥める時は、其深き意は得しも毀り難なるを、如此く相通はして思ひ合はせらむには、此より彼を知り、彼より此を得る事有りて、僅に神代紀二卷、古事記神代段一卷許なれども、天地の間の道理を盡して、佗より言の加ふべき所少かもなき者なり、思へば思ふ隨に奇しく妙になむ）○化作、は化竪と共に、古事記に見立とあると同じく訓み來れるは、然る事なり、記傳四（十八丁）に、見立は、見は見送るなど云ふ見にて、俗言にも、見を見育つ、先途を見屆くなど云ふ、是等の

見は、唯眼して視るのみを云ふには非ず、其事を身に受けて、己が任と爲て知り行ふを云へり、然れば、此も此御柱を立、殿を造る事に、御親與かり所知看す義なり、即ち所知看などの看も、此見と同じ」と有るが如し、俗見立は、訓を主と爲るを、此の化作化竪、其に義を以て記されたる者なり、紀中に、化生、化爲など〻書ける所も有が、其は彼物を變へて、此物に化す由なるが、此の化竪天柱には、天瓊戈を突き立て〻、天柱と化竪給へるに依りて、其義當れるを、此八尋殿は何物を變へてか、殿作とは化給ひけむ、其の物質は知られぬを以て熟思ふに、下に例を擧ぐる如く、神の靈威に依りて、木石を用ひずして、木石を以て造れる如き、八尋殿は化作給へるに因りて、此にも化作字は被ㇾ用たる者なり、（化字は、名義抄に、能須とも、阿良多武とも、加波留とも訓める、能須は成、又如なり、又改とも替とも云意有るを以て、此の化作の義をも思ふべし）其は大殿祭祠詞義に、已に説けりし如く、二神の、當昔已に衣食住の事備はれりと雖も、甚々妙に奇異しき所由有りて、神道に足ひ整ほりて有りしなり、其は此に化ㇾ作八尋殿、化ㇾ竪天柱ㇾと有るは、御住處の調へるなり、此時、國土には、唯磤馭盧島のみ有りて、其も今漸く泥沙の凝り成れる計にて、山野草木の非ざりける程なるに、神威に依りて、神殿作の事は成就ひ、又、御食物の事は、四神出生章第六一書に、飢時生ㇾ兒號ニ倉稻魂命一と見え、次に伊弉冉尊、吾已喰ニ泉之竈一矣と有れば、保食神云々の事より以前に、已に其喰ふべき物有りて、聞看し〻趣なり、御衣服の事は、同章祓處條に、御帶御衣御褌の事有れども、其よりは、既く二神磤馭盧島に天降坐して、初て顯身と現坐し、其時已に装束し給へる趣なり、何を以知ぞと云ふに、此に陽神問ニ陰神曰、汝身有ニ何成一耶、對曰吾身具成而、有ㇳ稱ニ陰元一者一處在ㇳとある、此文を味ふべし、二神共に御装束の御事な

くして、裸體にて御在し坐せらむには、唯見行したる任にても、其御身の形狀は灼然き事にて、御問答には及ばせ給はざる事なるを、如此御問答の有りしは、其御裝束共の有りて、其御陰處迄は露はに見えざりし故なり、然れば、後に人事を勞して、衣食住を經營むが如きには非ずて、其三物共に成り足へりし事知られたり、況て天神の天地を預鑄造らせる御靈威を戴き持たせる者を、如何なる事かは出來成らざらむ、（古語拾遺、天石窟段に、令手置帆負、彥狹智二神、以天御量、伐大峽小峽之材、而造瑞殿、とある、此時より、始めて現世の如く、屋作の事は始れるなり、此等の委しき所由は、大殿祭詞講義に、已に註し、又傳には此下なる、第六一書の下に、朝倉宮天皇の大御歌を引て證し、猶四神出生章第十一一書、保食神條、又寶鏡開始章に就て註せるを見る可きなり）偖保食神の御身より、衣食住の設の物成り出來たる後と雖も、神等の御上にては、土木の工を竢たずして宮室を構造り給ふ事、甚容易き事と通えて、天孫降臨章第六一書に、又問曰、其於秀起浪穗之上、起八尋殿、而、手玉玲瓏織紝之少女者、是誰之子女耶、云々と有るなどは、神代の事なれば常なるを、人代と成りても斯る事跡なむ往々に見ゆめる、其は淳和天皇御紀に、天長九年五月庚戌、令卜筮、八九畢、於內裏、伊豆國神爲祟、奏伊豆國言上三島神、伊古奈比咩神二前、預名神、此神塞深谷、摧高巖、平造之地二十町許、作神宮二院池三處、神異之事不可勝計、と有りて、木工を用ひずして、神宮の成れる是一例なり、（今思ふに、古の神宮二院は、伊豆國賀茂郡、伊豆三島神社、名神大月次新嘗、伊古奈比咩命神社、名神大と式に見えたる二社なる可きか、此より後こそ、顯明の神社には御在し坐けれ、其始は神の造り成給へる神異に依れる者にて、是其二社の起なるべし、池三處は、或者箱根の湖水なる可しと云るは、然も有るべし）

又、仁明天皇御紀に、承和七年九月癸酉朔癸未、伊豆國言、賀茂郡有造作島、本名上津島、此島坐阿波神、是三島大社本后也、又坐物忌奈乃命即前社御子神也、新作宮四院、石室二間、屋二間、閣室十三基、上津島本體草木繁茂、東南北方巖峻峭峙、人船不到、纔西面有泊宿之濱、今成燒崩、與海共成陸地、并沙濱二千許町、其島東北角有新造神院、其中有壟、高五百許丈、基周八百許丈、其形如伏鉢、東方片岸有階四重、青黄赤白黒沙次第敷之、其上有一閣室、高四許丈、次南海邊有一石室、各長十許丈、廣四許丈、高三許丈、其裏五色稜石、屛風立之、巖伐波、山川飛雲、其形微妙難名、其前懸朱纈軟障、即有美麗濱、以五色沙成修、次南傍有一礒、如立屛風、其色三分之二、悉金色交眩曜之狀、不可敢記、亦東南角有新造院、周垣二重、以堊築固、各高二許丈、廣一許丈、南面有二門、其中央有一壟、周六百許丈、高五百許丈、其南片岸、有十二閣室八基、南面四基、西面四基、周各廿許丈、高十二許丈、其上階東有屋一基、瓷玉瓦形、葺造之、長十許丈、廣四許丈、高六許丈、其壁以白石立、周則南面有一戸、其西方有一屋、以黒瓦葺作之、其壁塗赤土、東面有一戸、院裏礫砂、皆悉金色、又西北角有新造院、周垣未究作、其中有二壟、基周各八百許丈、高六百許丈、其體如瓮伏、南片岸有階一重、以白沙敷之、其頂平麗也、從北角至未申角、長十二許里、廣五許里、皆悉成沙濱、從戌亥角至于丑寅角、長八許里、廣五許里、同成沙濱、此二院元是大海、又山岑有一院一門、其頂有如人坐形、右高十許丈、右手把劔左手持桙其後有侍者、跪瞻貴主、其邊嵯峨不可通達、自餘雜物燎發未止、不能具注、去承和五年七月五日夜出火、上津島左右海中、燒炎如野火、十二童子相接、取炬下海附火、諸童子履潮如地、入地如水、震上大石以火燒摧、

炎煬達レ天、其形朦朧、所々飈飛、其間經レ旬、雨レ灰滿レ部、仍召二集諸祝刀禰等一、卜二求其祟一云、阿波神者、三島大社本后五子相生、而後后授二賜冠位一、我本后未レ預二其色一、因レ玆我殊示二怪異一、將レ預二冠位一、若禰宜祝等、不レ申二此祟一者、出二鹿火一將レ亡二禰宜等一、國郡司不レ勞者、將レ亡二國郡司一、若成二我所レ欲者、天下國郡平安、令二産業豐登一、今年七月十二日、眇二望彼雲島一、烟覆二四面一、都不レ見レ狀、漸比二戻近一、雲霧霽朗、神作二院岳等之類一、露二見其貌一、斯乃神明之所レ感也、と所レ見たる、此は去天長年間に、後后の神威を示はし給ひて、神階に預り給へりしを、本后には、其事無りし故に如此く奇異なる事共を成給へるにて、唯冠位を請ひ給ふ料の神異すら斯在し者を、況て國生大神の、國生の初に物爲給ふ事なりければ、如何に奇異しく神々しき御事なりけむ、思慮は素より及ばざる事なれども、切ては想像奉る手着にとてなむ、（此文の趣を倩思ふに、承和五年七月五日夜より、七年七月十二日の頃迄、凡二年計の間、烟雲立隱り欝々しかりつるを、戻近に比びて雲晴て、其神作の院岳等の類、始て露はれ見えたる趣を以て奏せりし者なり、此に因て、十月丙辰、奉レ授二無位阿波神、物忌奈乃命、並從五位下一、以二伊豆國造島靈驗一也とあり、伊豆國言せりしは、九月十一日なるが、神位を授奉りし丙辰は、十月十四日なり）清和天皇實錄に、十二月九日丙辰、勅二甲斐國八代郡一、立二淺間明神祠一、列二於官社一、卽置二祝禰宜一、隨レ時致レ祭、先レ是、彼國司言、往年八代郡、暴風大雨、雷電地震、雲霧杳冥難レ辨二山野一、駿河國大山西峯、忽有二熾火一、燒二碎巖谷一、今年八代郡擬大領無位伴直眞貞託宣云、我淺間明神、欲レ得二此國齋祭一、頃年爲二國災一、成二凶咎一、爲二百姓病死一、然未二曾覺悟一、仍成二此怪一、須下早定二神社一、兼任二禰宜祝一潔奉レ祭、眞貞之身、或伸可二八尺一、或屈可二二尺一、變レ體長短、吐二件等詞一、求二卜筮一、所レ告同二託宣一、於レ是依二明神願一、以二

眞貞二爲レ祝、同郡人伴秋吉爲二禰宜一、郡家以南作二建神宮一、且令二禮謝一、雖レ然異火之變、于レ今未レ止、遣二使者一検察、埋二劉海一千許町、仰而見レ之、正中最頂、飭二造社宮一、垣有二四隅一、以二丹青石一、立二其四面一、石高一丈八尺許、三廣尺、厚一尺餘、立石之間相去一尺、中有二一重高閣一、以レ石構營、彩色美麗不レ可二勝言一、望請齋祭兼預二官社一、從レ之と有る神異も、右の天長承和の例なるが、飭二造社宮一とあるぞ、式に、甲斐國八代郡淺間神社（名神大）の起なりける、（然れば、神の祭を乞給ふが爲に、國災を爲し、因咎を爲し、又百姓病死を爲し給ふが如きは、甚々正しき御心には有るべからぬ事の如くなれども、其は其愼しみ祭るべきを祭らざる故に、如此く爲て覺悟らしめ給へる者なり、因に云ふ、二百年計以前より、西洋の貢船と交易の事始れる以來、彼が無用の玩物と、我が有用の金銀銅とを許多に換へて、公には益ある趣に聞ゆれども、皇國の全體に取ては、其損幾許とも測り盡し難き程の事なり、然るに嘉永六年六月三日、荒東の夷船相模國浦賀津に來て、強ちに交易を乞けるに、武備も整はざりし由にて、其時凌ぎの御會釋にて、言善く云ひ宥め給ひければ、明年三月には、必ず軍艦數艘を率て來らむ、若交易の願を許し給はざらば、戰ふべき由云ひ捨てゝ還りつるに、今年正月五日、夷船纜を並べて來りけるに、彼が勢に折がれて、終に伊豆國下田湊にて、地を借し給はり、又交易の事などをも內々許さるゝ聞え有るに合せて、荒北の狄も去年の冬より今年の春係て、長崎に滯船し、神代より以來、皇國の地なりし蝦夷島の界を分たむなど、無理き事を申し、又交易を乞ひたりしかば、此も其時遁れの取留ざる返事を云遣はされしが故に、今年九月に其船難波に來りて、掛まくも恐き皇京下に至る迄も、驚かし騷がせ奉れる、其罪を攻め給ふべき筈なるを、又伊豆國に廻るべく申し渡せりし故に、彼が望みの如くなる故に、卽下田

湊に暫居せる時こそ有けれ、十一月四日の巳時許、東は伊豆國箱根を限として、西は紀伊阿波に至る迄、南に向へる國々は、神代より以來有まじと思ふ計の地震にて、山裂け岡も覆る如き狀なる耳ならず、津浪と云る高浪、岳を浸して譬しへ無き大禍事なるに、彼東夷の汚せりし下田湊は、人家悉く流れ亡せ、其地に在りし北狄の船も、少かは損ねたりしかども、未だ碎るには至らざりけるを、其廿八日駿河國に廻しけるに、陸地には然も思えざりし程の風にて有しかども、彼が渡る海路は大荒に荒れて、終に沈入しとなむ、抑外國の交易と云は、彼が欲する物は、銅なり、其銅も國用に採せ給はゞこそ有らめ、地下根底の柱と有る其餘を、奸吏の私欲より、外夷の手に渡す事を如何なる神か怒り坐ざらむ、今度は斯る地震なりしかども、何國にも造島の神異も聞えず、造宮の珍事有りしとも絕て沙汰なきは、丕く國津御神の心進とや云はまし、安政元年の十一月廿日、宗像詣の返るさ、三河と遠江との堺なる所にて、彼大地震に遇て、屈り居たりし程、此は是故なんめりと思ひ寄れりし事を思ひ出て、然しも此に用なき事ながら、後の譬とも爲ばやとてなむ）然計り止事なき列の神ならぬ神にすら、右の如き神異の事共有りて、甚容易く神宮を造作給へる者を、況て國の八十國、島の八十島を生給ひ、又八百萬神等を生成給ひて、其御祖と坐々す大御神等に渡らせ給ふが上に、天神の御靈と爲て、事依し授け賜へりし天瓊戈を指し立て、國中の大柱と化竪て、作成し給へる八尋殿にし有りければ如何に甚しく麗美しく化作給へりけむ、靈しとも奇しとも、云ひ知らず甚可畏くは有れども、後の例共を擧げて、千重の一重も徵し奉らばやとてなむ、（然れば、此二神の國土萬物を生成し給へる計の神威を以ては、此八尋殿を化作給ふなどは、何程の事にも非ざれども、世のうひうひしき輩など、先此に疑を起して、左右に云ふめるこそ、

其嗚呼なりけれ、此を疑はゞ、神代の事迹、悉くに信じ難くや成りなむ、痴々しき曲心を清く去りて伺ふべし）〇天柱、正書に以二破馭盧島一、爲二國中之柱一、（柱、此云二美簸旨邏一）と有りて、（本傳四之卷）に註せるを猶云はゞ、塔などに、眞柱と云ふ物を、其の眞中に立て、屋を四方に造り出すが如く、八尋殿は、化作給へるにて、上古の殿造の制はしも、右の如く有りし故に、神宮の古書には、心御柱と云へり、記傳四（二十四丁）に、二柱神の往廻り坐し柱は、女男隱寢る身屋の中央の柱にぞ有りけむ、其故は後世迄神の御殿造り奉るに、其中央に心御柱と云を建て、殊に齋崇《イハヒカシヅ》くは、中心《ナカゴ》の意にて中央に立つる故の名ならむ、今人の屋にも、中央の柱を大黑柱と云ひて、重く爲めるは、漢籍なる大極と云事より出たるにて、名こそ信られね、是も神代より夫婦の語相《カタラヒ》の始に、廻る柱なりし故に、重く崇《アガ》まへける、上古よりの傳の遺れるなるべし、」（以上取意）と云れたるを新儀式に、伊勢太神遷宮古又云々、正殿心柱須レ令下當二中央一立上、而近代依レ有二憚忌一、多避二本穴一立レ之云々と有り、又百練抄、治承二年十二月の下に、最勝光院御塔内被レ立二心柱一、と有り、此は和名抄佛塔具に、擦、四聲字苑云（心乃波之良）佛塔中心柱也と云へる物にて、尋常の宮殿の制樣とは異なれども、其の中央なる所に建つるを以て、心柱と云へる義に於て、異ならざるを知るべし、偖、この心を那加棊と訓むべきは、同抄木具に、周易說卦之其於レ木也、爲二堅多心一（師說多心、讀二奈賀古可遲）とある是なり、委しくは、下見るべし、此にて心御柱の心は、中心《ナカゴ》の義なる事愈々灼然し、源氏空蟬卷に、母屋の中柱と云事の見えたるは、其頃にも然る屋作は有りし者なり、然るを身屋の中央に然る柱の有りては便利惡かる故に、後には必ず其中心には當らずとも、凡其屋の中心邊に、殊更に太く高く、棟迄築立つるを、右の如く大黑柱と云ふ事には

成りにたれども、神宮の心御柱と、其意味同じきを、何時の頃よりか、神宮にても、中央に心御柱を太く高く、棟木に至る迄貫通して被立る事は停て、古の心御柱を擬て、形計り小さく被立る事と成りにたり、然れども正殿の中央に齋柱と齋ひ鎭めて、御正體と共に齋き崇まへらるゝ事、今猶古の如くなれば、異義を申すべきに非れども、此には其沿革を云ふなり、（此耳ならず、皇御孫尊の御殿の制も、古と異れるが故に、大殿祭詞には、齋鉏乎以齋柱立氐と有れども、心御柱を立られざる故に、大殿祭式には、中臣忌部御巫等以次入御殿、忌部取玉、懸殿四角、御巫等散米酒切木綿、殿内四角と有るが如く、四角の柱を祭られ又大嘗宮の如きは殊に神代の儀を以て建らるゝ事なるが、儀式に、始作内院雜殿、造酒童女執齋鉏、掘稻實殿四角柱穴云々、又大嘗宮者、一國童女、各執着木綿賢木挿神殿四角幷門處、訖執齋鍬、始掘殿四角柱埳、など有りて、心御柱の事無きは、已に當時より、朝廷にては止たりしなり、其に就ても、形計ながら神宮に傳はれるなむ甚尊く有りける）然れば皇御孫尊の瑞殿の事を祝詞に下津磐根爾宮柱太敷立、高天原爾千木高知氐云々と云へるを、大殿祭詞には、猶委しく、奥山乃大峽小峽爾立留木乎、齋部能齋斧乎以伐採氐、本末乎波山神爾祭氐、中間乎持出來氐、齋鉏乎以齋柱立氐と有が如く、心御柱を大殿の中央に立て、令造給ひけむ事著明きを、千木は虚空に高く抜け出で、先目の着く物なるに、其に對へて宮柱と云へる柱は、唯建て列ねたる柱には非ずて、心の御柱の太く高きを、的當と爲る古語と通えたり、源語（明石卷）に、宮柱巡り逢ひける云々と有るは、蛭子を詠める歌の答に、此の天の御柱の事なるを、宮柱と詠めるなどをも思ふべき者なり、（萬葉一に、宮柱太敷座波、二に、宮柱太布座、御在香乎高知座而、六に、宮柱太敷奉高知爲布當乃宮者、二十に、宇

禰備乃宮禰、美也婆之良布刀之利多弖氏など有るは、例の美稱の如くなれども、其始は心御柱を太く高く齋ひ鎭め立つる故實より、言出で初めたるなり）偖其心御柱即ち齋柱なる證は、倭姫命世記に、齋鉏乎以天、齋柱立（一名、天御柱、一名、心御柱）皇太神宮儀式帳に、正殿心柱造奉とある細書に、其柱號稱忌柱と見え、後の書ながら、寶基本記に、心御柱、一名忌柱、一名天御柱、一名天御量柱など、種々に在るを見て知るべし、神名祕書に、正書の以磤馭盧島爲國中之柱と云ふ文を擧げて、亦名心柱、謂此柱則、天地開闢之本基、諸神所化之本體也と有るは、神宮の心御柱は、此時の天柱に象れる物なる事を察らむべし、（然れば、此の說言も、彼を合せて註すべきなり、寶基本記にも、是則一氣之起、天地之形、陰陽之原、萬物之體也云々と有るは、漢めかしき語の如くなれども、皆此の二神の御事に係けて云へるにて、皆所由有る語共なる事、大殿祭詞講義に已に云へるが如し）先齋柱と云は、大殿祭詞に有るが如く、齋部の齋斧を以て、山材を伐採り、齋鉏を以て其地を掘り、齋愼しみて富物代（トミノモノシロ）と齋ひ立て、其家長の御心の鎭めと爲て、齋き傳づく御柱なるが、其始め八尋殿を化作給へりし時、天神の御靈を託て授け給へりし、天瓊戈を刺し立てゝ、國中の天柱と齋ひ鎭め奉り給ひて、共に住まはせる二神の、世と共に天神の正身の如く齋き傳き給へりし物實なるが故は、齋柱と云號は、此に起れりし者なり、伊勢神宮にては、皇太神の大御靈形に次ぎて、可畏き物に仕へ奉り、俗間にも、大黑柱を、その家の神床に祭る神に次ぎて、可畏き物に持ち齋く事、皆神世の遺風なるを思ふべし、（偖、富物代と云ふは、寶基本記に見えたる古語なるが、傳三大富道尊、大富邊尊の下に云へる如く、富と云は御殿の事なり、物代とは物實と云事にて、物の信（シルシ）と云事なり、然れば此の八尋殿は、右の富なり、物代は右の天

柱はしも天瓊戈にて、其卽ち二神に賜へりし天津璽なる謂ひの語なり）又、天柱と云事はしも、古事記に、見ニ立天之御柱一と有るを、記傳には、御柱袁と訓まれたるを、古史徵に、御柱登と訓れたる、實然(ゲニサ)る事とは通(キコ)ゆれども、舊事紀に、以天瓊矛一、指ニ立於磤馭盧島之上一、以爲ニ國中之天柱一也とあるは、國中に天柱を化竪(ミタテ)給へる由なれば、記傳の訓の任に、袁の辭にて題ゆるなり、然るは、此大地の女陰なる所に、天瓊戈の男莖形なる物を刺し立て、天地の氣を通はせ、相結ばり合へる中より、萬の物も事も成整ひ生産れ出來べく、天神の定め給へるなれば、假令、天上に在る御柱に准ひ建給ふと雖も、素より天柱に違ひなき物なるを思ふべし、（此事、已に傳四、國中之柱の下に云へれば、多くは其所に委ねつ、彼寶基本記に、一氣之起、天地之形、陰陽之原、萬物之體也と有は此事なり）天御量柱と云ふ事は、天身度(アメノミハカリノ)柱と云ふ事にて、二神の大御身の大御長を度り給ひて、底津石根に太敷立て給ひけむ故の名と所思えたり、今世に屋を作るに、田舍にては六尺を一間と爲るを、京間と云ふは六尺五六寸を以て、一間と成す事なり、然るは京にては、冠を常に被レ用る事なる故に、五寸許長さを伸べて造ると同じく、家の製様(ツクリザマ)も、其家長の身長に准らへて製る古式なりけむも知べからず、又、思ふに、次に化ニ竪天柱一より續けて、陽神問ニ陰神一曰云々、思ニ欲以ニ吾身陽元一、合ニ汝身之陰元上、云爾卽將レ巡ニ天柱一云々、と有るを以て考るに、天御量柱とは、其生長(ノヒトトナ)る程を計り比ぶる古法なる可きか、然るは、二神の、此時迄は其幼く御在しけむを、其長(ヒトトナ)り給ふに隨ひて、遘合の事をも思欲し牙せる故に、此御柱巡の御事に御心の及ばせ給ひけむとも見ゆればなり、何れに取りても、御量(ミハカリ)は身度なる意は違はざるなり、（古語拾遺に、令下手置帆負、彥狹知二神、以ニ天御量一、伐ニ大峽小峽之材一、而造ニ瑞殿一、兼作中御笠、及矛盾上と有る、天御量

の本註に、大小斤雜器等之名也と見えたるも、天身量なり、此は日神の瑞殿を造奉る事なる故に、其大御身に量りて仕へ奉り、又御笠御矛御盾なども、又其大御身の御長に合せて造り奉る事なれば、其義一なり、又出雲風土記に、所ニ以號ニ楯縫ー者、神魂命詔云々、天御量持而、所ㇾ造ニ天下ー大神之宮造奉詔而、御子天御鳥命、楯部爲而、天下給之と有る、天御鳥命を、平譽重說に、御鳥は身度(ミドリ)にて、天御量に依れる名なる由云るは、然る事なり、此等の委しき說は、已に大殿祭詞講義に云へるを、此には天孫降臨章第二一書、手置帆負神、彥狹知神の傳に就きて云ふべし）偖、顯宗天皇御紀、室壽御詞に、築立稚室葛根、築立柱者、此家長御心之鎭也、と宣り給へる御詞を以て思ひ巡らすに、此天柱はしも、元より大神の御靈なるが、富物代と爲て齋崇づき給ひて、突立て給へりしは、二神の御心の鎭めなる事灼然し、然るは衣食住の三の中に衣食は飢を凌ぎて性命(ミイノチ)を養ふと、暑寒に堪へて身體を保つとの事耳(ミ)なるを、住處は、天下を御(ヲサ)め給ふにも、一家を修むるにも、此所ぞ吾住處なると、豫め定め置きて、佗に及ぼす事にし有れば、甚重きが故に、齋柱を立て給ひて、御心の鎭め傳く(カシヅク)事なるを以て、大殿祭詞などにも、齋鉏乎以齋柱立氐皇御孫之命乃天之御翳日之御翳止、造奉仕禮留、瑞之御殿、汝屋船命爾、天津奇護言乎以氐、言壽鎭白久云々、言壽伎鎭奉事能、漏落牟事乎波、神直日命大直日命、聞直志見直志氐云々と有るに、屋に鎭むと云ふ事の少(オロ)緣ならざるを曉るべし、又萬葉二（三十丁）に、眞木柱太心者、有之香杼此吾心、鎭目金津毛と詠めるなども、唯柱の緣に因りて詠る如くなれども然らず、右に引ける古說に合るからは、正しく據有るべき事云ふも更なり、（下、二神喜田の下に引ける古事記なる天照大御神の御生坐る所に伊邪那岐命大歡喜詔云々、卽其御頸珠之玉緖、母由良邇取由良迦志而、賜ニ天照大御神ー而

詔之、云々、故其御頸珠名、謂御倉板擧之神、と有るは、太御神の大御靈の鎭なるに、又思ひ合はすべし、一又、倭姫命世記に、伊雑宮一座と有る下に、玉柱屋姫命なる由に記せれども、儀式帳にも、太神宮式にも、太神遥宮と見えたれば、佗神を祀れるならぬを、其名の出たるは、若くは彼宮の心柱を祭れる名の、別に祭神の如く傳はれるにて、玉柱は靈柱にて、太神の御靈を鎭むる柱と云義なるべく、屋姫命は、屋船命は女神にて渡らせ給へれば、其神にて、其も此も、云ひ以て行けば、御心の鎭めなる義は同じければ、此の大柱はしも、然る例の始ならむかとて、如此は云ふなり、（但し玉柱屋姫命は、世記に、天牟羅雲命裔、天日別命子と有れども、實に其如くならむには、然計り重き列に、別宮には祭られ給ふ可きに非ざれば、決て傳の誤にぞ有るべかりける、俗又、右の萬葉歌の意を、未だ盡さゞるが故に、深く考ふるに、此は日並知皇子尊、殯宮の時に、舍人等慟傷作歌二十三首の中なるを、其先に、旦日照島乃御門爾云々の歌有りて、次に右の歌なり、依りて思ふに、眞木柱太心者とは、皇子尊の宮柱は、元の任に太敷立ちて有れども、其主と坐す君の在さゞる事と、我が止め難き心とを兼ねて、鎭め難る由をば云へるなるべし）

陽神問陰神曰。汝身有何成耶。對曰吾身具成而。有稱陰元者一處。陽神曰。吾身亦具成而。有稱陽元者一處。思欲以吾身陽元。合汝身之陰元。云爾。卽將巡天柱。約束曰。妹自在巡。吾當右巡。既而分巡相遇。陰神乃先唱曰姸哉可愛少

男歟。陽神後。和之曰妍哉可愛少女歟。遂爲夫婦。先生蛭兒。便載葦船而流之。次生淡洲。此亦不以充兒數。

陽神問陰曰、神、汝身有何成耶云々は、正書にも同じくあり、然れども、彼には以磤馭盧島爲國中之柱より引續きて、陽神左旋、陰神右旋云々の事、又唱和の御事を載せて、其次に此御問對の事有るは、次第の違へるを、此は古事記にも、此と同じく、見立天之御柱、見立八尋殿と有る次に、於是問其妹伊邪那美命曰、汝身者如何成、答曰吾身者成々云云、故以此吾身成餘處、刺塞汝身不成合處而、以爲生成國土奈何、と有りて、次に天之御柱を往き廻り給ひ、其より唱和の御事有りて、此と同じきは、實に叶ひて、共に宜しく諧はるゝなり、(然るは、此一書と古事記とは、全く同じ傳なるを、文様の少か異れる耳なる事、已に上に註へるが如し) 偖、此の御問對の起りしも、天神より、宜汝往而循之と勅任し給へりし程は、國土の未だ有らざりし時なれば、猶隱身に坐して、泥土煑尊、沙土煑尊と申しゝを、磤馭盧島を畫成し給へりしかば、泥沙に凝生ひ、水涯に鶺鴒など棲みて、動物植物も漸成出づべき勢なり、此に於て、顯身と現出で坐せる、其御名を角樴尊、活樴尊と御名を負しけるを、今茲に至りて、化作八尋之殿、化竪天柱と有る事に依りて、大戸之道尊、大戸之邊尊と申せるが、已に大御面の足はし給ひ、大御靈の賢く整ひ坐せるに依りて、面足尊、惶根尊と稱し奉るべき頃ほひに至りて、陽神の大御身に餘り有るを、陰神の御方に不足るが如き處の有りて、成々坐る事の、不齊しく異在る事に所思し坐しゝかば、此に至りて問明らめさせ給へ

る者なり、（右の泥土煑尊、沙土煑尊と申す以下の御名は、皆此二神の、次々負坐る所由、條に考ふる事有りて傳三卷に委しく云へるを、此の事實に當て曉る時は、露も疑ふ所無からむ者ぞ）○吾身具成、其生れ着き給へる狀を云へるなり、記傳四（二十一丁）に、「成々とは、初め生れ初めしより、漸々に成りて成畢れるを云なり」と有るが如し、備、具成字を、古より成々と訓むに就きて考ふるに、二神の大御身の具成坐る後は、神も人も夫婦遘合して、同じく人體を生むは、常の事にて、殊更に作り成さで、形質は足ひ整ふ者なるを、未だ此國土も何も有らざりし始にて、此二神の大御身の成り成る事などは、少綠の事には非りけむと所レ思たり、傳二、高皇產靈尊、神皇產靈尊の下に註せるが如く、拾遺集歌に、「君見れば結ぶの神ぞ恨めしき强顏き人を何造りけむ」と有りて、神身も人身も、其大神の造出し給ふ傳なるは、然る物にて、此時に始めて二神の御身を結び作らしゝは、人體の規矩の定り出る時なる故に、今世に人の生れて長なる事の、何の事も無きが如くは非ず、甚容易からざる程を想像り奉るべし、然れば、其造り給ふ天神の御方よりは那須なるを、其は幽にて、顯には二神の御身の自然にして成々れる如くなりし故に、那理とは云へり、（若て、具成を成々と訓みて、語を重ねたるは、記傳に、繼々而、行々而などの格の言なる由に云はれたる如く、繼而、行而など云ふ時は、唯、人を繼ひ、道を行く事なるを、繼々而、行々而と云へば、豫てより今に亙る義有るが如く、此の成成も、豫め成り初むるより、漸々今に至りて成り整ひ訖れる義なるを知るべし）○陰元は、正書に雌元とある、其に云へり（本傳四之卷）備此は古事記と同じ傳なれば、彼記に吾身者成々、不ニ成合一處一處在と有るが如く有りけむを、正書の狀に合せて、文を被レ換たる者なるべし、備、不ニ成合一處とは、成餘處の對にて、陽神の御

身の具成て成餘れる計に具(ヨロ)ひ足はし坐せるに合せては、陰神の御身は、未だ成り足はざるが如く、言を稚くして申させ給へりし者なり、（人に見る事を遇ふと云も、吾片方にては、足合ぬ如くなるを、其人を得て、事の足る意を以て、阿布と云ふを以て知るべし、記傳四に、「不成合處とは、缺けて滿はぬ如くなる處を詔へり」と有るは、委しからず、具成ては有れども、未だ成足ざるを、不成合と云ふなり）○陽元は正書に雄元と有る下に云へり、（本傳四之卷）此も古事記に、我身者成々而、成餘處一處在と有る如くなりけむ事、右の陰元の例なり、記傳四（二十一丁）に、「成餘處とは贅(フク)れ出で、身外に贅れるが如くなるを詔へり」と有るが如し、偖、此は陰神の未だ成合ざる由に宣へるに對へて、具成て成合るが上に、成餘れる處の出來れる由の名なり、（然れば、此の所は御紀に、陽元陰元などと、直に其處を指し宣へるよりは、大御身の成り合へりし狀を以て云ひ傳へたる、古事記の方なむ、甚々雅びかなる者なり）○思欲以吾身陽元、合汝身之陰元云爾は、古事記に、以此吾身成餘處、刺塞汝身不成合處、而以爲生成國土奈何と有ると同じ所なるが、成餘處、不成合處と有るを、陽元陰元と云ひ換へたる耳(ノミ)なり、但し此文、古訓の如く訓べきながら、吾身能陽元袁、汝身能陰元爾、合世武登思欲登云(ノリタマヒキ)爾などぞ訓むべき、（然れども、陽元を、唯に袁能波白米、陰元を、賣能波白米と耳(ノミ)訓みては、言足はざれば、古くも登許呂と云ふ語を加へてぞ有るべき、上に有稱陰元一處とも、有稱陽元者一處とも有るを、字を甚く約めたる者なり）云爾を、字の任にては、漢訓に成るなり、此は瑞珠盟約章、第二一書に、凡五男神云爾と有るに同じく、語末の助辭に置きたるには有れども、此は登詔給比伎と訓むべし、然無くては語調はず、（云爾を、云事爾理(イフコトシカリ)、又、爾云布(シカイフ)など訓むは、僻事なり、

其は漢文などの時こそは有けれ、假令、此御紀を漢文樣に力めて書れたりとて、訓迄を卑く爲む事は、大御學の任として仕奉る者の、本意には非ず）○即將ㇾ巡二天柱一は、二神の陽元と、陰元とを合せて、夫婦と成り給はむ爲に、先天柱を巡らせ給はむとなり、次に分巡相遇と有る是なり、（此事傳四、分巡の下に、委しく註せりき）○約束曰は、古事記に、吾與ㇾ汝行二廻逢是天之御柱一而、爲二美斗能麻具波比一、如此云期云云と有るが如し、欽明天皇二十三年御紀に、約二束軍計一と有るを知岐理准須夫と訓めり、瑞珠盟約章第二一書に、如此約束と有るは、知岐理と訓みて此に、同じ、記傳四（二十八丁）に、一知岐流は、行く先を懸けて云々爲むと云ひ固むるなり一と有るは、然る事にて、名義抄に、約束を、言竟佐牟とも、勉勵麻須とも訓める、即ち其意なり、男女の語相を爲て夫婦と成るを契りを結ぶと云へるなど是なり、（或說に、約束盡手握也と云へり、第十一書に、陰神先唱曰云云、便握二陽神之手一、遂爲二夫婦一と有るを含みたる說と通り、其は其傳に論はむ、史學指南に、立法に立法拘二制謂二之約束一と有り）○妹自ㇾ左巡吾當二右巡一の妹は、伊呂登と訓べし、釋紀訓に、私記曰、問下文、云ㇾ替二我愛妹一乎、此妹讀二那邇毛一、以ㇾ之案ㇾ之、妹是同字也、何故讀各異哉、答此字有二兩訓一也、若正相對面言ㇾ之、則謂二伊呂登一、若遙而相二言之一、則謂二那邇毛一、各隨ㇾ處設ㇾ詞、故不ㇾ同也云々と有にて、通えたり、偖此左右の說は、此傳の主意にては有れども、猶甘なひ難在り、其は古事記に依るに、伊邪那岐命、詔二汝者自ㇾ右廻逢一、我者自ㇾ左廻逢一、約竟以廻時、伊邪那美命、先言二云々一、各言竟之後、告二其妹一曰二女人先ㇾ言不ㇾ良と有りて、此御柱廻の事は、伊邪那岐命の指揮に依りて、其次第に於ては違はぬ物爲給ひしかども、唱和の御時に當りて、伊邪那美命の、先御言擧爲給ひけるが御過なる故に、天神の御言にも、因二女先一

レ言而不レ良、亦還降改言と宣ひて、御廻の順次の違へる由に宣り給はず、又次に、故爾反降、更往ニ廻其天之御柱一如レ先と有るなど、上下に貫きて、少も異義無ければ、今其に從ふべし、（但し斯る事に、文を書としては、其前後に相協へる狀に文を調ふる事なれば、其も依難しと云ふ人も有りなむかなれども、此も天神の御言には、婦人之言、其已先揚乎と有りて文には故二神改復巡レ柱と有りて、打ち合はざる所有れば、此事耳は古事記、及正書の方正しかるべし、古史徵には、此一書を取りて、先には、男神は右より、女神は左より廻り給へるを、此度は改めて廻り坐せる由にて、是深き由有る傳なりと云はれたれども、古史傳などに、其深き由は說れたらむを、未だ其書世に出でざれば、予は知らず）偖、此御廻の左右の定め宣へるは、陽神の御心なる故に始より陽神は左に、陰神は右に廻り逢ひ給ふより、此事につきて、御過の無きは如何にと云ふに、本傳四之卷に已に註へるが如く、天柱を國中の樞機と爲て、天地の左旋右動に神習はせ給へるが故なり、（舊事紀にも、此一書の傳は取れゝども、然る深き思兼なくして、唯此文を擧げたる耳にて、此の論の外なり）○既而分巡相遇は、正書に分巡國柱、同會ニ一面一と有るに同じ、舊事紀には、二尊如レ約巡ニ行天柱一、會ニ逢同處一と有り、偖此の既而は、古事記に約竟以云々と有る如く、豫め其約束を竟して、然其事に移る辭なり、（加久氐なども訓べき處なれども、猶、字の如く、既爾志氐と云ふ事允當れる心ちす）相遇は、正書に、即更相遇とも有り、但し其には相遇を米具理阿比多麻比奴と訓れども、此は然は訓難ければ、字の如く阿比阿比多麻布時と訓むべし、偖其相は、相共々に遇給ふにて、相見る、相婚ふ、相思ふなどの相にて、相共々に其事を爲合ふ由なり、遇は廻遇せるにて此は、御合坐せるならざる事、右に引ける文に、同會ニ一面一、又會ニ逢同處一と同じ

事なり、○陰神乃先唱曰、上に出づ（本傳四之卷）○姸哉は、下に此云二阿那而惠夜一と註され、神武天皇御紀に、姸哉、此云二鞅奈珥夜一とも註させ給へる共に同じ事なり、天孫降臨第五一書にも、姸哉、吾皇子者、聞喜而生之歟と有り、此事、已に傳四、憙哉の說と、共に合せ註せるが如し、此姸字を被レ用たるは、名義抄に、字流志波とも、夜須志とも、加保與志とも、與志とも訓を註されたる、其義を取られたる者なり、（記傳四に、「字書に、姸麗也とも、美好事とも註せり」と云れたるに克く合へり、或說に、姸、可愛、皆好也と有るも然る可し）○可愛少男歟、第十一書に、可愛少男乎と有りて、語末の歟と、乎と異れる耳なり、然れども、愛哀登古袁の袁に當れる字なる事、本傳四之卷に註せる事どもを考へて曉るべし、正書には、焉字を被レ用たるなど、如此く同じ言を樣々に字を當て記されたるは、正しく袁にてゝ、慥に其と定め難き故なるべし、（字書に、乎多疑而未レ定之辭、或爲二問語一と云ひ歟、何絕之餘聲、如二對レ人說話而質レ之者一、など云る意を取れるにて、袁の義に非ず、）○後和レ之曰は、乃先唱曰の對なり、東市司式に、不和字を阿麻那波受と有れば、和之を阿麻那比弖と訓むべきにや、然るは、人の言を熟く承引くを然云へれば、此御妻問の御事に就ては似着はしく所思ゆるなり、然れども人の怪しむらむ事の傍痛きに依りて許多幣弖と訓みつ、（先唱曰の事は、傳四に已に云へれば、此には擧ず）○遂爲二夫婦一を、都比爾美斗能麻具波比斯弖と訓めるに從ふべし、遂とは、二神唱和の御事は此に有しかども、其先後の違へりと云ふ事迄は所知看さずて、終に爲二夫婦一の事に及べりしが、蛭兒淡洲等を生成し給ひしが、御心の如く有らざりし故に、下に故還復上二詣於天一云々と有りて、古事記と總ては同じ傳ながら、右の妹曰レ左巡・吾當二右巡一と有と、此所とは異なる傳なり、（猶又正書には、陰神の

御言先立給ひし時には、御合は爲給はずて、吾是男子、理當ニ先唱一、如何婦人反先レ言乎、事既不祥、宜ニ改旋一、於是二神却更相遇と有りて、其時は御合坐さずて、直に改め旋り給へるなれば、後度の時を以て、始遘合爲ニ夫婦一とは有るにて、此一書、又第十一書に、遂爲ニ夫婦一生ニ淡洲次蛭兒一など有るとは異なり）古事記には、各言竟之後告ニ其妹一曰ニ女人先レ言不レ良、雖レ然久美度邇興而、生ニ子水蛭子一云々と有りて、女神乃御言先立給ひける事の祥（フサハ）しからずとは思ほしながら、御合坐して、水蛭子、淡島は生み坐しゝに依て、愈々其事と思ほし定めて、天に參上りて、天神の御命を請給ひける由なれば、此傳よりは、彼方正實に契合て、甚甚愛たし、（右の細書に引ける正書に、如何婦人先レ言乎など有るは、可美くは有れども、餘りに言痛く文を成されたる故に、又其文餝の爲に古義を失ひたるは可惜（アタラ）しき者なり）然るは、此一書の傳に、元より脱たるならむかと考ふるに、然に非ず、御紀の例、同じ事を正書一書共に竝べ記されたる有り、又、正書にも一書にも、必ず有るべき事を、何れにか其片方に讓りて、事略（ソ）がれたるも此彼（レレ）見ゆれば、正書に任ねて、此には省れたる者から、各々共に隨ひて文を成せる者なる故に、此には右の古事記の如き文は、不意（ユクリナク）脱て傳はらぬにぞ有りける、然れば、御紀の神代卷を讀む者は、各一聯の文と意得て、此處にも彼處にも、心を及ほさゞらば、全き神代紀を得る事は、甚難在るべくなむ、○先生ニ蛭兒一は、第十一書にも、生ニ淡洲一次蛭兒と見えて、此二傳、共に全く國なる狀なり、然るを四神出生章には、日神月神已に生坐て、素戔嗚尊の生坐す先に、次生ニ蛭兒一雖ニ已三歲一脚猶不レ立故載ニ之於天磐櫲樟船一、而順レ風放棄と有は、蛭兒を神と思違られたる誤なるが、已に此の正書に、陰神先唱曰云々、陽神不レ悦曰云々、事既不祥、宜ニ以改旋一、於是二神却更相遇と有りて、其時御合坐さゞ

る趣なるは、蛭兒の傳、四神出生章に在るが故に、省れたる者なり、（偖、其章には、日神、月神、蛭兒、素戔嗚尊と四神の生坐る件なるが故なり、予は蛭兒は神ならざる事を、慥に考得て、八洲起元章に出たるを取りて、彼章なるは諸はざる事なれども、已に其章に神と爲る傳ある故に、四神出生章と云ふ名目耳は、用ふる者なり、見む人怪しむ可からず）同章第二ノ一書に、日月既生、次生ニ蛭兒一、此兒年滿ニ三歳一、脚尚不レ立、初伊弉諾伊弉冊尊、巡レ柱之時、陰神先發ニ喜言一、既違ニ陰陽之理一、所以今生ニ蛭兒一云云、次生ニ鳥磐櫲樟船一、輙以ニ此船一載ニ蛭兒一、順レ流放棄と見えたる、此も甚心得難き事なり、其は巡レ柱の時に陰陽の理に違はせ給へるに依りての事ならむには、此より先立ちて、生給へる日神、月神などこそは、其に肖かり給ふべきに、其より後に成坐る神に、其報の至らむ事は、理に於て有るべからぬ事なり、又、正書の天磐櫲樟船、鳥磐櫲樟船、共に御紀以前の人の思違ひて記せるなるを、取られたる者にて、決めて僻說なるべし、（其は古史徵第十一段に、「樟は速須佐之男命の、木種を殖生し給へる時に、吾子の御國に浮寶有らずは佳からじと詔ひて、御眉毛を拔散し給へるより、始て生れる木なれば、此神の殖生し給はぬ前には無かりし木なり、故鳥磐櫲樟船と云は、樟以て船を造る事の始りて後に、云ひ出たる傳なり」と云はれたるは、實に然る事にて、世始に磐櫲樟船と云ふ物の有るべくも非ざればなり）其第一ノ一書には、大日孁尊、月弓尊、素戔嗚尊と三柱坐して、蛭兒の事は見えざるに、第六第十一等の一書に、伊弉諾尊、勅ニ任三子一曰云々と有るは、甚正しき傳なり、古事記にも、得三貴子とある中に、水蛭子は收らず、古語拾遺にも、次生ニ日神月神一、最後生ニ素戔嗚神一と耳出でたるを思ふべし、（然るを、舊事紀には、始には此一書、又古事記の文を取り合せて、陰陽始遘合爲ニ夫婦一、產生之兒、即是

水蛭子、此子入二葦船一而流也、次生二淡洲一、亦是不レ入二子例一也、と記しながら、日神、月神、素戔嗚尊の生坐る其後に、次生二蛭兒一、雖二已三歳一而脚尚不レ立云云と、右の第二一書を、其任に出せるなど甚妄なり）蛭兒は、固く神には坐さじ、正しく國なりと云ふ所由は、古事記に依りて說くべし、先於二其島一天降坐而、見二立天之御柱一、見二立八尋殿一と有るは、淤能碁呂島は、二柱神計り住み坐せる小島にて、八尋殿を見立て給ひしと雖も、未だ神等を生みて令レ住給ふべきの地無かりし故に、天神の、修二理固一成是多陀用幣流之國一と詔言給へる御命の任に、國土を作り成さむと思ほしゝなり、其は伊邪那岐命詔以二此吾身成餘處一、刺下塞汝身不二成合一處上而、以三爲生二成國土一奈何、伊邪那美命答曰然善、と有りて、水蛭子、淡島より、始めて國國島々を生み給ひつる事を記し、然後に旣生レ國竟、更生レ神と、判然に文に界を被レ別たるを以て、彼記に女人先レ言不レ良、雖レ然久美度邇興而、生二子水蛭子一、此子者入二葦船一而流去と有るは、文の混らはしき故に、神ならむとは誰も思ふめる事ながら、以三爲生二成國土一と上に宣へる、國土の中の一なる事を曉るべし、（但し入二葦船一而流去と有るは誤なり、此は四神出生章の正書、一書共に、雖二已三歳一脚尚不レ立、と有より混れたるなり、其も、脚は葦にて、三歳の間蛭子の其島には、葦すらも生ひ立たざりし、謂ゆる不毛の地なりし傳なるを、彼此取僻めて、葦船と云ふ事に成り、又其葦船も、如何なる故にか、磐櫲樟船の事に及べりし者と見ゆ）偖、其蛭兒と云ふは、何れの國ならむと考ふるに、此は景行天皇御紀に、渡島と有る其にて、今も蝦夷千島と云ふ地方を云ふなり、此を蛭兒ならむと定むる由は、俗に蛭子字を、延毘須とも延美須とも訓める事は、何に有りて何なる字義有りて然云ふ事とも知られざるを、人の用ひて怪しまざるは、却て文字遣の事の紊れる程より、古言に比流

古と云ふは、其蝦夷島なる事を知りて、其訓と定めて用ひ慣れたるが故なり、と察知られしが、我心を定むるに在れり、然れば、蛭兒と云ひしは、神代よりの古名なるが、陸奥國に屬ながら、海を隔てゝ有る故に、渡島とは云へるか、又は下に云ふ如く、顧レ流放棄と云事に依りて云ふか、此二の中なるべし、又蝦夷と云名は、神武天皇の大御代に放たれ奉りたる愛瀰詩が裔の主領ける地なるが故に、然は云ふにてぞ有りける、（愛瀰詩と云ふ名は、神武天皇即位前戊午年、冬十月癸巳朔、天皇嘗二其嚴瓮之粮一、勒レ兵而出、先撃二八十梟於國見丘一云々、歌之曰、愛瀰詩烏、毗儾利云々と有りて、其八十梟師の事なるが、此に今思ひ寄れる說有り、陸奥話記と云ふ書に記せる、彼國三春城主阿倍氏の傳說に、宇麻志麻治命、神武帝と十餘年相戰かふ、安日長髓の兄弟、宇麻志麻治命に隨がふ、終に帝勝ち給ふ、長髓は帝の御兄を討ちたる故に誅せらる、安日は東北に追放せらる、卒度濱安東浦を領す、此末葉に安東と云ふ者有り、齋明帝の時、安倍比羅夫、夷人追討に下る、又此に從ひて功有り、因りて安倍姓を賜る云々と有るは、御紀の趣とは少異なる所有れども、安日と云者を、卒度濱に放たると云事、床しき事なり、其は彼國邊に、蝦夷と云者の、古多く背きたりしは、安日が裔なりし者に從へりし民共を云が本にて、後には東北の國々にて、朝命を奉けざる者と云へば、蝦夷と云ひて、後には背く者の字の如くも成れゝども、若くは御紀に愛瀰詩と有るは、右の安日などを指るなるべければ、蝦夷と云ふも、元國名ならず、愛瀰詩に依りて名の如く成れるなり）然れば、四神出生章第二一書に、此兒滿二三歳一、脚尚不レ立とある脚は、葦を字に譯せりし時より、違ひ初たる者にして、此誤より以來、古人と雖も、蛭兒は神か人か彷彿しかりし故に、八洲起元章、四神出生章に互りて、左も右も傳へたる者なり、偖、此蛭兒の生れ出でた

る始は、洲渚の如くして、泥沙の未だ固らずして有りしかば、其地に相應たる葦などの生ひぬ可きを、其年も然らず、翌年にも、何の芽もなく、三年の間、其土毛の成行きを待ち試み給へりしかども、葦尚生ひ立たざる計なれば、況て其佗の草木などの生ひ出づべくも非らじと思ほし、捨て給へるなり、下に順流放棄と有るを照し應せて曉るべし、釋紀六（十丁）に、凡肥美之地、葦草多生と有るを以て其不毛の地たる事を思ふべくなむ、天孫降臨章に、天稚彥門前所植湯津杜木と有る下に、植此云多底婁と見え、古今集に、女郎花うしと見つゝぞ行過ぐる男山にし立てりと思へば、又詞書に、其所に立りける梅花を折りてとも有り、葦に立と云ふも此例なり、（物の生ふるに立つと云ふは、眞木の生ふる地を槇立つ山と云ひ、杉の生ふる地を杉立てる門と云ふが如く、委しくは生ひ立つと云ふべきを唯に立つと云事例有りて古言なり、此事、下、脚猶不立の下に云ふべし）右の如く、葦と脚とは聲の上下の違のみにて其語の同じき故に、國を神と混らしたる一種の傳も出來たれども、葦尚不立の故事の、然爲がに亡び竟ざりし故に、其葦に依りて葦船の說も出來、又其が甚しく成りて、磐櫲樟船などの事には成れりし者なり、如此く考へ定めて掃除け刪正せば殘る古文は順流放棄と有るを、上なる脚尚不立より續くるに義理甚明らかなれば此に依りて說を爲すに、洲渚の地に在ながら三年迄葦尚立ざる耳ならず、船などの如く漂ひ浮きて居止らざりければ、流るゝ順に放ち棄て給へるにて、是以下に不以充兒數と云ふ所以なり、（然れば、水中に住む蟲名の蛭も、元來此蛭兒の浮きて漂よへりし狀の似たるから、其名とは成れりし者なり、記傳四に、水蛭子は、上代に、水蛭に似たる兒を云ひし稱なりと云はれたるは、其本末違へるに似たり）故、二神の御言の如く、蝦夷島は今も不毛地にて、稻穀の生ひ出でざる地

なるを以て、魚を以て常食と爲る事、皇國の瑞穗の如し、新井君美が書ける或書に云く、「蝦夷島の世の始、老いたる夫婦來住みて在りけるに、食物の甚乏しく有りけるに、神有りて告げて云く、此物を以て、大海を攪き探りて食物を獲よと教ふ、覺めて傍を見るに、舟の檝一枚有りけり、夫婦教の如く、其を以海を探りければ、白く泡立つ下より、魚多く浮み出でたる、此を捕りて食物と爲したるが始にて、今の世迄傳はれり、此魚鯡魚なり、其夫婦の末蕃息て、今の島人は出來れり、彼二人が住みし江刺と云ふ地に、老夫を神として祠れるを惠美須と云ひ、老婦を姥神と云ひて、共に社を建て、島人此を祠れり」（以上取意）と有るは、島人の說にて、全き傳には非ざれども、此云へる老夫婦云々の事は、二神の磤馭盧島を畫成し給へりし故事を訛れる者にて、信み難き事ながら、其島の始めを二神に係けて云へるは、蛭兒の事に因れるなり、皆魚物を、食物に教へ給ふは、已に國土たる上は、謂ゆる蠢化なと云ふ狀に、人種の生ひ出でたる時の事にて、此の二神にても有るべし、老夫を神と爲て祠れるに、惠美須と云へるは神號には、非ずして、蛭兒と云ふ、其地の神と云ふ事なり、（此等を考へ合せて、蝦夷島の始めも、二神に起れる事を知るべく、二神に起れると眼の着きたらむには、何なる時、何なる事に依りて云々と云ふ事を、探り索めずば有るべからず、如此く切る時は、蹇倚不ㇾ立の說に、彼の始食物の乏しかりし傳を打ち合せて思ひ定むべくなむ）蛭兒の名義、放子なるべし、其生産を宇牟と云ふは、可美を宇麻と云へると同じ意にて、物の蕃息る事を美稱ふる由の言なるを、二神の御心より外なる御子なりし故に、兒數には充給はずして、流るゝ順に放ち棄て給ふ計の事なる故に、放子とは宣へりし者なり、今俗にも、人の子を生みたる事には、句りて子を放るとも、子を放出すなども云ふに同じ事なり、皆此蛭兒は

しも、女神の御言先立ち給へりし、御手違ひの事に肖て生れりし國なるが故に、可美國とは成らずして、不足に成れりし者なり、然れば世に言の過計り可畏き者は非ざりけり、（所以に、式の祝詞にも、事不レ過云々と云ふ事多く見えたり、借又、比流の例は、深江輔仁が本草和名に、蠶を比々流又螺蠃蛾和名比々留乃布多古毛利と註し、和名抄に、本草云、水蛭、和名比流と見え、痢を久曾比里乃也萬比、名義抄に、屁を幣比流、又放屁も然訓まれたるを以て、放に當てゝ、比流の事とする余が說の、強ひざる事を明らめ曉るべし）〇載二葦船一は、古事記には此子者、入二葦船一而流去とあり、記傳四（三十六丁）に、「葦船は阿斯夫泥と訓むべし、此船を箋疏には、以二葦一葉一爲レ船也とあり、然も有なり、又葦を多く集めて、搦み作りたるにも有るべし、彼無間堅間之小船など思ひ合すべし」と有り、（萬葉十一、十二の卷々に、葦別小船と有るは、葦の生ひ茂りたる中を、榜ぎ行く船の事にて別なり、通證二に、詩河廣篇に、一葦航レ之、蘇東坡赤壁賦、縱二一葦之所一レ之など云々を引けれども、此には與からず）有に考へ定めて、脚尙不レ立は、葦尙不レ立なりと云へるが如く、蛭兒は不毛の地にて、葦なども生ひ立たざりしを惡み思はして、放らし棄て給へりし古傳の有けむを、其流れ振ばへし事などに依りて、古くも、葦船と云ふ名の有るを、此に收て載二葦船一などは誤り傳へたりし者なり、其は蛭兒を神と思ひ違へたるより、訛れる事なる故に、其船の事に猶惑の有りて、或は天磐櫲樟船或は鳥磐櫲樟船とも、似着はしからぬ僻事さへに出來れるに、思惟らへて、此の葦船の誤なる事をも曉るべし、但、今蛭兒を蝦夷島なりと思ひ定めたる說の出來れるに就て、又古說をも姑く助け云はむには、其島と共に化出給ひし神をも蛭兒とは云ふなるべし、其島人の云傳に、「昔造島神の此島を作立て、神去給ひし後に、南方なる神國より、女神

一柱虚舟に乗りて漂著たりけるが、其地方志都那伊と云所にて、岩角に當りて其舟碎破れたりけるが、其舟に載る所の寶は黄金白銀木器玉行器乳筩銚子玉盃金杯盤等をば、丘に上げたりけれども、風雨を防ぐに室無く、食物を求むるに由無くして、飢たりけるに、何方よりか、一疋の雄犬來りて、女神に近づき、心有げに尾を振りつゝ、先導して伴ひ行けば、大なる巖窟を得たり、此に入りて月日を送る間には、犬海邊へ走りては、魚物海藻を與へ、或は山に入り野に行きて、木菓草實を運びて、飢を助け露命を救ひて、月日を送る間に、遂に犬の子を孕めり、終に男女二の兒を生みて、淸水を以て沐みさせ給ひし故に、今に至るまで、島人は産落して、直に水にて沐せしむる事なり、倩女神は、自ら着給ひし衣を以て養育し給ひけるに其兒跣足にて、山野を驅歩き、海岸に奔走して岩角を傳ひ、樹木に登るなど、其の所爲尋常の人とは異なりけり、若て其衣も盡果てければ、女神加都夫と云ふ木の皮を剝ぎ、此を水に曝し、木皮布を製し、阿都志と號けて、是を裁縫して、其の兒に着しめ給ひけるに、彼雄犬は木菓海藻を喰へて援くるに隨ひ、此二人の子も生長して、夫婦と成り、子を生みしより、子孫大に島中に蕃息せり、所以に、各其家に寶と爲るは、金銀を裝れる太刀短刀、又は筥耳盥、渡金、銚子盃等何れも京師風を好むことなり」と云へり、然らば、其の女神は、蛭兒島と共に成れる神なるを、彼島を流し棄て給へると共に、其の地の靈神なれば、葦舟に入りて流れ給ふことの有より、此にも島と神と、二方に傳はれるにてぞ有りぬべき、（但し御紀の文を、己が心の任に說き曲げて甚可畏くは有れども、正しく其說の立つ事を、空しく打ち棄つべくも非ざるが故に、止む事を得ざる事なれば、我心を開きて、此正實を明らめ令め給ふ神こそは知り給ふらめ、凡ての人の信不信に拘はるべき事ならず）〇流レ之を、放遣伎（ハナチヤリキ）と訓

ある、其然るべし、其處を離ちて佗に屬る意なり、四神出生章に、順レ風放棄、其第二一書に順レ流放棄と有と同意の所なればなり、古事記には、流去と有るを、記傳に、去を棄と訓まれたるも、能く其心を被レ得たる事なり、此より起ちて、流罪の事を放つと云へり、空穂嵯峨院（七十四丁）「此放ち遣はしこし、滋野の眞菅は云々、」濱松中納言物語に、「公に罪せられ給ひて、筑紫に放たれ御在せしに、」源氏須磨（六丁）に、「遠く放ち遣はす定めなども侍なるは、狀異なる罪に當る可きにこそ侍るなれ、」文選九に、「旣放三年不レ得二復見一」とあり、又自漂流さるには、源氏繪合（十二丁）に、「俊蔭は、劇しき浪風に溺れ、知らぬ國に放たれしかど、」千載集雜に、宇留麻の人、此に放たれ來て、「宇治拾遺六（十八丁）に、「商の爲に海を往來しに、惡しき風に放たれて、此島に來れば云々」など有り、（舊事紀にも、古事記の如くにて、蛭子入二葦船一而流也と有りて、去と也と字は換れゝども、流也を流棄と假字を附たりき）偖、流レ之を放遣侍と訓めるは、水の任に流し却ふなり、夜流は却なる證は、大殿祭詞別に待防掃却言排坐氐とある、却を夜理と訓み、大祓詞に却止宜の却を夜禮と訓めるなど是にて、此の流レ之は神逐に逐給ふ事なり、（流字を放遣に被レ用たるも、崇神天皇御紀などに、流離を佐須良布と訓める意にて、被レ用たり、獄令に流人とも、流移之人とも、有て、其所を移して、其居を替るを流と云ふ）〇淡洲は、淡薄く少き地の名にて、一島の名には非ざるなり、古事記に淡島と作きて、此傳と同じく、水蛭子の次に在るを、第十一書には、生二淡洲一次蛭兒と有るは、異なる傳なり、（但し本には淡路洲とある、路字は衍なり、今改めて引けり、）又第九一書には、淡洲を大八洲の中に入れたるなど、殊に異なる傳なり、又第六一書には、先以二淡路洲、淡洲一爲レ胞と有りて、大八洲の中に入れざるは宜しけれども、淡

路洲をも其外に爲るは、僻傳なり）偖、今淡洲と名の同じき者、諸國に多在り、紀伊國、讃岐國、周防國、大隅國、志摩國、伯耆國、出雲國、越後國などに在るは、皆此淡洲の中にて、猶此外にも有り、先、紀伊國なるは、古事記（高津宮段）大御歌に、於志氐流夜、那爾波能佐岐由、伊博多知氐、和賀久邇美禮婆、阿波志摩、淤能碁呂志摩、云々母美由と詠ませ給へる是なり、神名式に、名草郡加太神社と云へる、今海部郡加太村に在りて、俗に淡島明神と申すを、社傳に、祭神少彦名命にして、元友島に坐しゝを、加太村に移し祭れり、偖、其友島の古名淡島と云へりと云へる、是正說にて、萬葉三（三十三丁）に、武庫浦乎、榜轉小舟、粟島矣、背爾見乍、乏小舟と有るは、攝津國武庫浦を前に爲れば、淡路と紀伊の間なる粟島背になりて、地理能く合へり、又七（十九丁）に、粟島爾、許枳將渡等思鞆云々、と有るも、此淡島なり、其は何を以知るぞと云ふに、此歌の次に、勢能山之、妹爾不戀而、又麻毛吉、木川邊之、妹與勢能山、」又、足代過而絲鹿乃山又名草山、」などを詠みて共に紀伊國の地名なればなり、（貝原篤信が諸州巡に、「紀伊國加多と淡島とは、民家續けり、淡島大明神の社有り、此社は少彦名命なり」と云へれば、加太村の同し地ながら其社の有る邊を、淡島とも後には云ひしなりけり、さて、彼淡島を、友島と云るは、神代の淡洲は、一には非ず、幾計も生み坐せりし故事などの遺りて、云ふ名なりけむも、又、知るべからず）讃岐なるは、萬葉四（十六丁）に、天佐我留、夷乃國邊爾、直向淡路乎過、粟島乎背爾見管と、有るは、記傳四（三十六丁）に、「淡路の西北方に在る島と見えなりと有るは然る事にて、淡路より西北方に當りて、百八十の島々多く有れば、此粟島も其中にて有るべきなり、九（十三丁）に、百傳之八十之島廻乎、榜雖レ來、粟小島者、雖見不足可聞とある、粟小島も、共同處なるべ

し、仙覺抄に、讃岐國、屋島北去百歩許、有レ島、名曰二阿波島一と有るは是なるべし、（予此安政元年、宗像詣すとて、大阪より、船にて西に下りける時、備前海を過ぎけるに、讃岐國多度津の海面に、小島の見えければ、問へるに、粟島なりと云へり、但し此は、仙覺抄なるとは別なりと聞ゆ、又十二に、浪間從雲居爾見、粟島之云々と有るは、紀伊なるか讃岐なるか今辨へ難し）周防なるは、萬葉十五（十四丁）に、周防國玖珂郡麻里布浦行之時作歌、八首の中に、安波之麻乎、與曾爾也故非無とも、安波思麻能安波自等於毛布とも詠める二首は、決く其なり、（尾張人吉田重房が筑紫紀行と云ふ書に、「安藝國忠海湊（タダノウミノミナト）より、船出す、西南方一里計りにして、海狹くなりて小島多く有る邊を行く、北に當りて大崎と云所に、人家有る見ゆ、南には阿波島見ゆ、此は人家なし」と記せる是ならむ）大隅國大隅郡に淡島と云ふあり、又或書に、日向國那珂郡折生迫と云ふ湊有り、港口に一の島山有り、名を淡島と云ふ、島回五六町有り、社有り、鴨著淡島宮と云ふと云へるも、其一なり、又神名式に、志摩國答志郡、粟島坐伊射波神社二座（並大）、同島坐神、乎多乃御子神社と見え、越後國なるは、磐船郡に属ける粟島是なり、大同類聚方に、粟島薬、越後國磐船郡、粟生嶋夷等之家傳方と云へるは、全く此島を云へるなり、（今此を訛りて、青島とも云ふあり、然れども、物には、必ず粟島と書くと云へり）又、伯耆風土記に、相見郡、郡家西北、有二餘戸里一、有二粟島一、少日子命、蒔レ粟莠實離々、即載レ粟、彈渡二常世國一、故云二粟島一也と有るは、寶劍出現章第六一書に見えたる、淡島是なり、又出雲風土記に、意宇郡粟島（有二椎松多年木小竹眞前木葛一）又島根郡粟島周二百八十歩、高一十丈（有二松芋茅都波一）又出雲郡粟島生海藻など有りて、出雲には三つ有り、（右の伯耆なるは、少日子命の粟を蒔き給ひしに依りて粟島と云

ひ始めたるが如くなれども、元より淡洲なりし地に、粟を蒔き給へるなり、此事は下に委しく說明らむるを待つべし）右の如く、予が記憶（オホエ）居て今記し出づる粟島と云ふ物、其數十一有るを、猶國々に問ひ求めたらむには、幾計も有るべきを、必ず粟島とさへ云へば、皆小島なるに就て思ふに、正書に、處々小島、皆是潮沫凝成者矣、亦曰二水沫凝而成一也と有るなむ、淡州の小島なりけるを、二神の神代を過ぎて、大己貴少彦名二神の時に至る迄に、潮沫水沫の凝り聚りて、大にも小にも、萬國と成れりし事、已に傳四に註へるが如し、（しかれども、皇國の地方に屬ける、右の十一ばかりなるは、二神の大八洲國を生み給ひて、それを主と國堅め給ふ事にし有ければ、其淡洲と、此淡洲と、一つは凝成合ふ可からねば、其は別なり）其は何を以て云ぞならば、鎭火祭詞に、神伊佐奈伎伊佐奈美乃命、妹妋二柱嫁繼給氐、國能八十國、島能八十島乎生給比、八百萬神等乎生給比氐云々と見えたるに、御紀には、大八洲に異說も有るが、先、古事記の數に合せて、其餘には、蛭兒、淡洲は更なり、越洲、大洲、吉備子洲など、凡て十四なり、古事記には、凡伊邪那岐伊邪那美二神、共所レ生島壹拾肆島と有る外に、亦蛭子與二淡洲一不レ入二子之例一也と有る此をも合せて其數十六なり、然れば同じ神代の傳說にして、祝詞と御史とに、斯る齟齬の有るは必ず謂れ有るべき事ならむと年頃考ふるに、右の處々の小島を充て、國能八十國島能八十島と云へる者なりけり、共に神代の初を云ふ事なるが故に、後に萬國と成續ける迄は、言擧げずして、公然（オホラカ）に其起りを然は傳へたる者になむ有りける）（但し右の蛭兒、淡洲などは兒數に充給はざれば其をも加へて計へむ事は、如何なれども、祝詞は、唯世の始を云ふ所なるが故に然る差別迄は云べくも非ず）偖、生島神詞に、皇神能敷坐、島能八十島者、谷蟆能狹度極、鹽沫能留限、狹國者廣久、峻

國者平久、島能八十島隂事無、皇神等能依左志奉故皇云々と有るに、其の鎮火祭詞を照應すれば、島の八十島共に廣く平かに成り調ひて皇御孫命の御奴國と依さし奉り給ふ傳說なるが、鹽沫能留限と云ふは、彼潮沫凝成者矣と有るに當れるを、其小處の所在を求むれば、蝦兒は蝦夷島なり、其を除きては、淡洲より外に當べき者なし、此を以て、皇國の外なる萬國はしも、悉くに淡洲と云ひて、小き島なりしを、潮沫の留在り凝たる者にて、彼島能八十國、島能八十島なる事決し、（但し淡は、阿波沫は阿和にて、異なり、思ひ混ふべからず、彼淡洲と云ひて淡薄き洲の有る其處へ潮沫の漸次に凝聚りて、萬國と成れる者と知るべきなり）さて、淡洲と云ふ淡は、禾の粟に同じく、僅に小き由なること、傳四に註へるがごとくなるが、此に一說有り、淡は味の淡きを云ふ言なるは然るものにて、物を淡め惡むなど云ふも、本同言なるに就て思ふに、此大八洲國は、二神の珍御子にて、可怜國なる反にて、不レ充二見數一とある、淡薄なる瘦地の、外國々を該羅めて、淡洲とは云へるなり、然れば、皇國と外國の差異をしも、味の美きと淡きとに係けて心得むも僻事ならず、（萬葉一、天皇登二香具山一望レ國之時御製歌に、可怜國曾、蜻島八間跡能國者と詠せ給へるも、國中の取具ひたるを愛させ給ひて、可怜國と宣へりし者なり、皇國の土壤膏腴て美はしき瑞穗國の可怜御國に對へては、外國の淡く脆き瘦地なる粟島を、淡しき名を以て呼ばむは、良はしき事なり、丹波宿禰廣積主の神遺方に、八乃阿治倭加智と有る中に、阿萬支阿地、阿波岐阿治と有る、其阿萬支は美きなるを考へ合せて、此の意を曉るべき者なり、如此く物の微小きと、味の淡きと、物を淡め惡むと、種々なるが如くなれども、其本一なり）然れば、二神の生み給めし當時はしも、實に處々小島と云ふべき狀にて有りければ、大八洲國を除きて、蒼海潮之八百

重の限に、國と云ふ國は、全になくして、唯、蛭兒の皇國の東海にあり、淡洲は粒々と散らぎて西海に在る耳なりしを、潮沫水沫の凝り聚りて、外國とは成れりし者なり、然るを、素戔嗚尊の、天より新羅に降り坐して、彼邦を建て給ひしより始めて、次々西方へ開闢き往き坐しゝ程より、漸々に西蕃の國々は、國形を爲すに至れりし者と見ゆ、（此事、已に傳四に云へりき、偖、西戎にて、皇國赤縣印度などの一大部を阿自夜と云ふなども、淡洲を訛れる者と思ゆかし、平田翁說に、西蕃に天皇氏地皇氏と云へるは、此二神を申し、人皇氏、と云ふは素戔嗚尊に坐して、此神大九州を區別し、九域を立て給へる、其大九州洲は、萬國を區別して九に爲し給へりし、漢なる由に云はれたるは然る言にて、皇國にて、國能八十國島能八十島と云ふに異ならず）若て、少彥名命、皇國より渡り坐て、淡洲を經營し給へり、寶劔出現章第六一書に、其少彥名命、行至㆓熊野之御碕㆒、遂適㆓於常世鄕㆒矣、亦曰、至㆓淡島㆒而、緣㆓粟莖㆒、則彈渡而至㆓常世鄕㆒矣と有る、此亦曰以下は、上に引ける伯耆風土記に同じきが、其常世國とは、此も外蕃を云へる古名なるが、處々小島の淡洲と云ひしが、漸廣大に成りて、其奧域の量り知るべからざる謂なり、偖、少彥名命、此方の淡洲に蒔き給へりし、粟の莠實成れるを持ち渡らして、彼國に殖え給へるが、其地に合ひて、彼は嘉穀としも重みする狀はしも、我が瑞穗を貴ぶが如きに依りて、彼淡洲に、又粟島の名ある事とは成れりしと見ゆ、（傳四に引ける、漢籍淮南子天文訓に、古之爲㆑度、升合量衡、輕重生㆓乎天道㆒、秋分蔈定、蔈定而禾熟、律之數十二蔈而當㆓一蔈㆒、十二粟而當㆓一寸㆒、分㆓一寸㆒而爲㆓十分㆒、十寸而爲㆑尺云々と有る、蔈は高誘註に、蔈禾穗粟孚甲之芒也と見え、禾は說文に、嘉穀也、以㆓二月㆒始生、八月而熟、得㆓之中和㆒、故謂㆓之禾㆒、云凡禾之屬、皆从㆑禾と有るは、粟を穀類の主と

爲るが故なり、又粟嘉穀實也、从レ卤从レ米と有り、名義集に、禾をも粟をも、阿波と訓めるは、味の淡きを以なり、本草和名に、粟米和名阿波乃宇留之禰白粱米和名之呂岐阿波青粱米和名阿波乃與禰秫米和名阿波乃毛知など皆其味の淡々しきに依れる名なる事、右に云へるを考合すべきなり）後に、大巳貴命も、少彥名命を逐ひて渡り坐せり、然れば、其淡洲の、外蕃、萬國と成れる事は、大八洲國の成竟たる後にし有りければ、神代と雖も、遙に後の事にて、其時より國造の事は始りて、今猶半にも至らざるらむを、此より後に、幾淡洲か績き合せて、皇御孫尊の所知食す御奴國の多く成れらむも知るべからず、大倭神社註進狀に引ける神代紀に、大巳貴命、今我當下於二百不足八十隈一將中隱去上矣、言訖躬披二瑞之八坂瓊一、而長隱二常世鄕一者矣と有るは、此外國へ渡坐し證なり、又上に引ける生島神祠に、皇神能敷坐島能八十島者、谷蟆能狹度極、鹽沫能留限云々と有るは、彼國をも係けて敷き坐す大國主神と坐して、淡洲に潮沫を凝して、萬國と爲し給へる傳なり、又、文德天皇實錄に、常陸國上言、鹿島郡大洗磯前有レ神新降云々、時神憑レ人云、我是大奈母知少比古奈命也、昔造二此國一訖、去往二東海一、今爲レ濟レ民、更亦來歸と有るは、少彥名命と共に、西蕃より國々を巡り造らして、東海より還り給へるなり、斯れば、外國の全くは、二神の不レ充二兒數一と宣り給ひて放ち却り給へりしを、素戔鳴尊、此を經營給ふとして、國形を九域計に成し置き給へりしが、全く大巳貴命、少彥名命の作堅め坐して、今しは萬國と成れゝども、其始小島なりし時の淡洲の名を以て、傳へ給へりし者になむ有りける、（記傳四に、此島は、「今吾所レ生之子不レ良と詔へるを以て思ふに、源氏物語帚木卷に、「爪彈きを爲て云む方なしと式部を阿波米悪みて、少し宜しからむ事を申せと責め給へど云々、」又、阿波米そふ詞、猶、明石卷、少女卷、

總角卷、宿木卷、又、紫式部日記などにも見えたり、此阿波米惡みを河海抄に淡惡と釋かれたる其意にて、御親神の淡め惡み給ひし故に淡島とは云ふなるべし」と有り、倩、鎭火祭詞に、吾名妹乃命能、吾乎見給布奈止申乎、吾乎見阿波多志給比津止申給氏とある、阿波多須も同言なり、名義集、又字鏡集に、淡字を阿波志とも、阿波多須とも訓みたり）○此亦不以充兒數、古事記に、是亦不入子之例とあると同じく訓むべし、記傳四（三十七丁）に、「彼水蛭子は、流去て賜ひつれば、本より御子の數に入らざる事知られたり、故淡島を、是亦と云へり」と有るにて通えたり、蛭兒と云ふは、蛭子(ヒルゴ)と云ふ事にて、生産(ウム)と云ふを避け給へれば、本より御子の外なり、淡洲は、其淡々しきを、淡め惡みて淡洲と云へるが、大八島國の可怜國なる事、右に註せる如くなるに依りて、此二は御子の例には加へ給はずして、甚く其等差を下し給へるなり、其例、二神の生み坐る御子等はしも、八百萬神と申す計り、多く坐々す事には有れども、最後に成り坐る天照太神素戔嗚尊等三神を、珍御子として諸神の上に立てゝ、持ち齋かせ給へるが故に、自餘の諸神は、臣子の如くして、天照太神に仕へ奉らるゝ御定なるが如く、蛭兒より蝦夷の小島となり、淡洲より千萬國と成り以て出來つれども、共に皇大御國の御奴國と、臣子として仕へ奉るべき理、已に二神の國生の始より、定給ふ所なり、古事記、日代宮段に、天皇之御子等、并八十王之中云々、此三王負太子之名、自其餘七十七王者、悉別賜國々之國造、亦和氣及稻置縣主也と有る、此三王は珍子にして、大八洲國に當り、七十王は、已に人臣に降り給へるにて、此に不以充兒數と有るは此事能く當れるなり、（傳四に委しく云へるを見合はすべし、譬へば同じ天皇の御子と申せども、親王にて御坐す間は君統の御方にて、珍御子に渡らせ給ふ事なるを、已に姓を賜ひて人臣の列に降

して皇親の籍を除かせ給へ降る時は、御父子の御會釋はなくして、何方迄も君臣の御中間なると同じき者なり、落凹物語に、北方如何御在しけむ、仕奉る子達の員にだに思さず云々、落凹の君、人數の内にだにも入ざれば云々）若て、皇御國にて、皇御孫尊天神御子と爲て、天津日繼知看して、大座坐せば、蜻兒淡洲の成れる四夷八蠻の酋長共は、悉く臣従(マツロ)ひ參來て、八十船の御調を奉るべき理、此に起れり、太神宮祈年、月次等祭詞に、皇神能見霽志坐、四方國者天能壁立極、國能退立限、青雲能靄極、白雲能墜居向伏限、青海原者棹不干、舟艫能至留極、大海爾船滿都々氣氏、自陸往道者、荷緒縛堅氏、磐根木根履佐久彌氏、馬爪至留限、長道無間久立都々氣氏、狹國者廣久、峻國者平久、遠國者八十綱打掛氏引寄如事、皇太御神能寄奉云々と有る、是即ち四夷八蠻、共に皇御孫尊の御奴と仕奉る可き證なり、（又上に引ける生島神詞に、皇神能敷坐島能八十島者、谷蟆能狹度極、鹽沫能留限、狹國者廣久、峻國者平久、島能八十島墜事無、皇神等能依佐志奉云々と有るも、生島、足島神の、外國を寄せ奉り給ふ事を知べきなり、右等は、已に祝詞講義に委しく註へるが如し）然れば、申すも更なる事なるが、皇大御國に坐す皇御孫尊は、右の如き神代の御定に依りて、天下萬國の大君に坐せば、其御奴とある國々には、其部の酋長(コニキシ)こそは有らめ、君と號くべき者は有るべからぬ筈の事なれば、孔丘が天無㆓二日㆒、民無㆓二王㆒と云へる如く、宇宙萬國の中に於いて、天皇唯一王坐して、天壤と無窮き天統を傳へ給へば、海外諸國にて自ら帝王と僭(ミダリ)に號(ナノ)る酋長共は、我が天皇の御代官(ミテシロ)なる事云ふも更なり、（已に沒(ミウセ)たりし吾(ガ)男光胤、此説を聞きて云へる説あり、西蕃の上古に、三皇五帝と聞ゆるは、平田翁にも説有りて、「我が神眞たる事云ふも更なるを、皇國より更に出興して、彼蠢化の民を治め給へる狀、實に天皇の御手代の如く有

りしなり、然れば堯舜など云へる酋長共の、天下を讓り、民を安くするを以て、己が任と爲しゝ事は、皇大御國に、眞の大君の御在し坐す事を、辨へ知りたる故にて、其讓りは、全く我天皇の代官たるが故なり、是西戎にては、道の本原の如く、事々しく言立つる事なるが、實は彼代官たる酋長の上にては、甚じき天事(オホヤケゴト)にて、然も有りぬ可き事なるが、彼が禪讓は、我天皇の御奴國を預り奉る上に取りて、宜しくは有れども、又其より天命に託して、湯武が如くなる者も出來て、放伐の事は始りて亂りがはしく成ゝれども、素より一姓には傳へ給ふまじき、天神の御定なれば、堯舜が禪讓にも爲よ、湯武が放伐にも爲よ、其代官たる者の心に任する事にて、眞の天皇は皇大御國に泰然(ユタカ)に大坐々せば、我が君臣の大義と共に、論ふまじき者なり」と云へり、光胤は、大瀧光憲が子にて、大御學に志深在し故に、吾が子と爲るを、今よりは七年以前、嘉永元年、已に沒れるを、其言の愛しき任に、思ひ出でゝ書附く）右の如く、二神の美はしく生み坐る珍御子の、此大八洲國には、天神御子と坐す皇御孫尊の大宮地と定れるを、又不ㇾ以充ㇾ見數ㇾとある蛭兒、淡洲の成れる海外諸國には、各酋長有りと雖も、其を以て王數には充つべからざるを、傳無ければ外國々の者こそは知らずとも云はめ、皇大御國の大御寶と有らむ限の人々、斯る明亮なる古傳をも、猶々しく思へらむこそ、甚々氣踈く淺ましき事なりけれ、（但し右に云へるは、西蕃耳ならず、海外諸國の酋長共は、悉く其例なりと知るべし、猶此に就て奇說有り、此下なる太占(フトマニ)の件々に註ふべし）

故(カレ)還(マタ)復上二詣(マキノボリマシテ)於天一(アメニ)具(ツブサニ)奏二(マヲシタマフ)其狀一(ソノサマヲ)時(トキニ)。天神(アマツカミ)以二(モ)太占一(フトマニ)而(テ)。卜合(ウラアハセ)之(テ)乃(スナハチ)教(ノリタマハク)曰。

婦人之。辭其已先揚乎。宜更還去。乃卜定時日而降之。故二神改復巡柱。陽神自左。陰神自右。既遇之時。陽神先唱曰。姸哉可愛少女歟。陰神後和之。曰。姸哉可愛少男歟。然後同宮共住而生兒號。大日本豐秋津洲。次淡路洲。次伊豫二名洲。次筑紫洲。次隱岐三子洲。次佐度洲。次越洲。次吉備子洲。由此謂之大八洲國矣。瑞。此云彌圖。姸哉。此云阿那而惠夜。可愛。此云哀。太占。此云布刀磨爾。

故還復上詣於天、具奏其狀云々、古事記には、於是二柱神議云、今吾所生之子不良、猶宜白天神之御所、卽共參上請天神之命と云ふ文あり、其は引續きて、直にと云意なるを、此唯上文を受云ふ所なるが故に故云々とは云へり、還復上詣於天とは、此前に御天降の御發遣の御事を顯に云はれざれども、降居彼嶋とある 其卽ち天より降坐し故なり、此文に引合せて、其然る所由をは知るべき者なり、（然れば、宜汝往循之と有ぞ、御天降の事なりける、故此は其往に對ひて、還とは書れたる者なり、天孫降臨章第一一書に、勅天鈿女曰、宜往問之と有りて、下に天鈿女還詣報狀と有ると同格なり、兩神出生章第十一一書にも、然後復命、具言其事と有り、此と同じ文なり、傳十

二卷に云へり）今古事記を以て、此の意を補はむとす、於是二柱神議云、云々は、二神この天柱を往巡り坐て、相遇給ひし時に、かの唱和の御事有りけるに、陰神の御言先立ち給へるが、男女の理に違へるに依りて、女人先レ言不レ良と陽神の宣ひながら、改言給はずして、御合坐しかば、竟して蛭兒、淡洲を生み給へる故に、愈其御過なる事を思ほし定めて、是にては、天神の修二理固成是多陀用幣流之國一と勅任し給へる大御旨に違へるを以て、如何に爲ましと交に神議々給ひしかども、陰神の御言先立しより外に、指して其故とも思ほし依る事の無りしかば、猶天神の御許に參上り坐して、其の有し狀を聞え上て、左も右も其御命を請奉りて、其大御趣けに從ひ奉り給はゞやと思ほし成りぬるにて、其卽此なる、故還復上二詣於天一、具奏二其狀一と有る是なり、（二神の、其有るべき狀を、種々に思ほし巡らし給ひしかども、右の御言先立の御過より外に、思ほし合せ給ふ事も無かりけるを、猶天神の御所に奏させ給ふは、少かも情進を加へ給ふ事無くして、天神の御命の隨に物爲給はむとの御事なり、孝德天皇御紀に、神奈賀良の言に、隨在天神の四字を書かれたるをも思ふべし）請二天神之命一とは、其首に天神諸命以と見え、此に天神謂二伊弉諾尊、伊弉冊尊一曰などの如く、天神の仰せ給ふ御言なり、例は崇神天皇七年御紀に、於是天皇乃幸二于神淺茅原一、而會二八十萬神一、以卜二問之一、是時神明憑二倭迹々日百襲姫命一曰云々、天皇問曰、教二如此一者誰神也、答曰云々、時得二神語一、隨レ教祭祀と見えたる、此に神語と有る其にて神教を云なり、又古事記（訶志比宮段）に、建内宿禰大臣、居二於沙庭一、請二神之命一、於是太后歸神言教覺詔云々、亦建内宿禰、居二於沙庭一、請二神之命一、於是教覺之狀如二先日一云々、爾具請レ之、今如レ此言教之大神者云々、故備如二教覺一とある神之命なり、此を仲哀天皇御紀に、天皇聞二神言一、有二疑之情一

と作ける、其を受けて、神功皇后御紀に、天皇不レ從ニ神教一と見え、又諸神の御託言等の御在し坐ける所に、時得ニ神語一隨レ教而祭とも書され、欽明天皇十六年御紀に、昔在天皇大泊瀬之世云々、於是天皇命ニ神祇伯一、受ニ策於神祇一、祝者廼託ニ神語一報曰云々、又皇極天皇三年御紀に、巫覡等云々、爭陳ニ神語入微之說一とも又巫覡等遂詐託ニ於神語一曰云々とも有は、萬葉十九(三十六丁)に、住吉爾伊都久祝之神言等、行得毛來等毛、船波早家無と有る是なり、有等の例共多有を以て、請ニ天神之命一は、請ニ天神之教一と云ふに等しき事を曉るべし、(孝謙天皇御紀に、天平勝寶七年三月庚申朔丁亥、八幡大神託宣曰、神吾不レ願ニ矯託ニ神命一と有るは、神の託言を神命と云へるなり、又神護景雲三年九月云々、初大宰主神習宜阿曾麻呂、矯ニ八幡神教一言云々、勅曰、宜ニ汝清麻呂相代而往聽ニ彼神命一云々、大神託宣曰云々、清麻呂來歸奏如ニ神教一と有る、此を以て、神命、神託、神教、共に一なる事を知るべきなり、偖其より前に、聖武天皇御紀に、天平十四年十一月壬子、大隅國司言云々、空中有レ聲如ニ大鼓一、野雉相驚、地大震動、丙寅遣ニ使於大隅國檢問並請ニ聞神命一と有るは、神護二年六月、大隅國神造ニ新島一と有る事に因て、豫て空中有レ聲などの神驗の有しに依て、神命を請聞しめ給へりしなるべし、其は光仁天皇御紀に、寶龜元年八月庚寅朔辛卯、使ニ雅樂頭從五位下伊刀王一、受ニ神教於住吉神一又九年十二月甲申、云神護中、大隅國海中有ニ神造島一、其名曰ニ大穴持神一と云事の有るは、初より神教のなくして、神名を定むるなどの事は有るべからぬを思ふべし、但し、此等は唯例として因に引ける耳)偖此は、隱身と顯身の界にて、神と人と分るゝ始なり、其は、天神謂ニ伊弉諾尊伊弉冊尊一曰云々は、二神の未だ天降坐さゞる間の事にて、二神も素より隱身にて坐しゝを、已に天降坐して、共爲夫婦し給ふ頃に至りては、男女の形容備

り坐して、現人神と成り給へるに依りて、天神の隱身なると、二神の顯身なるとは、御言を直に問はし給ふと雖も、元の隱身等(カクリミドチ)の如く、委曲に物爲させ給ふ事など、御心行く迄には難成(ナリガテ)なりけむ故に、天神の御命以ちて太占と云事を始め給ひ、其太占に令ニ卜相・給ひ、其に象りて、天神の御情(ミコヽロ)を彰はし示して、事教へ悟し給へりし者なり、(但し祝詞に、皇親神漏岐神漏美乃命以氐云々と有るは、天神の顯身と現れ坐して、神議らせ給へりしにて、其は太占にては非る者なり)然るは、許計り尊き二神に坐せば、素より隱身と成り給ひて、天神と御言語ひ爲させ給はむ事は難きに非ず、又天神の御上にても、顯身と現れ給ひて、二神と共に神議らせ給はむ事の、又難きには非ざれども、今二神に勅任して、天降し給へるは、顯國を建て、顯見蒼生(ウツシキアヲヒトクサ)を置き給はむ、其事の最初なるに依りて、二神の今還り上出給へるには神と人との差別を立てゝ、太古を以て事教覺し給へりし者にて、其天神の御心を、恐在れども思測り奉るに、今にも顯國の成りて、顯見蒼生の出で來れらむに就ては、神と人との其界有りて、相混同(アヒマジハル)すべからぬを、有りと在らゆる其事業に就きて、天神の御心を知ら將欲(マホシ)く爲とも、然計りの事を、其度毎に天に昇りて奏さむ事の、甚迂濶(ウトホ)なる故に、天神の御命以て、太占の事を始定めて授け給ひ、其御自事教へ覺し給はむ事を、太占に卜合て、眼前に天神の御心の彰るゝ狀を示し悟し給へりし者にて、是亦天神の皇產靈なる所なり、然れば、古事記に、爾天神之命以、布斗麻邇爾卜相詔之、因女先言而不良、亦還降改言と有るは、天神の太古を授け給ひて、其兆文に御心(ミコヽロ)を合せて、此兆は云々の神命ぞ、此文は云々の神教ぞと、直に教給ひて、此後にも二神の御上に、天神の御命を請求め將欲(マホ)しく思ほさむには、此事を物爲させ給ひて、其兆文に出づる天神の御心の隨に、行ひ給へと云事なり、(其例は、中臣壽詞

に、天忍雲根神遠、天乃二上爾奉上氐、神漏岐神漏美命乃前に、受給波里申仁、皇御孫尊乃御膳都水波、宇都志國乃水仁、天都水遠加氐、奉牟止申世止事教給志仁依氐云々、神漏岐神漏美命乃前仁申世波、天乃玉櫛遠事依奉氐、此玉櫛遠刺立氐、自夕日至朝日照萬氐、天都詔戸乃太詔戸言遠以氐告禮、如此告波、麻知波弱韮仁、由都五百篁生出牟、自其下天八井出牟、此遠持天、天都水止所聞食止、事依奉支と有る、其天八井を出して、天都水と爲給ふ事は、神漏岐神漏美命の御心にて、其神業なる物から、此も天都水を乞ふ、其度毎に、天上に參上りて、受け賜はる事は、甚便無きに依て、天乃玉櫛を依し給ひて、云々の事を爲さば、其に合せて、天都水を下し賜はむと、事謀り定めて依し給へると、其理一なり）然るは、天地の底際の内に、二なく勝れて奇しく貴く坐々す天神の、如何なる事か知らせ給はざらむ、大御身自の御心の隨に、定め行はせ給ふ御事なれば、直に御命令せ給ふべき事を、太古に事依し給ひて、其天神の御情(ミウラ)其に合ひ出る狀を、教へ給へるにて、二神の神功、既に竟て、天に復命し給はむ迄の其間に、天神の御命を請ひ求め給はむとには、此太古を以て、卜相給へとの御事なり、第五一書に、遂將合交而、不知其術時有鶺鴒、飛來搖其首尾、二神見而學之、即得交道と有るなど、即ち太古の例なり、然るを、此は甚く文の簡易なるに依りて、天神の御占を物爲給へる狀に見ゆるに依りて、古今に一人だに、其說を得る人のなき者なりかし、（記傳四に、抑異御の卜問は、天神の御教を受賜ふなる可ければ、謂れたるを、今此天神の卜へ給ふは、何神の御教を受け賜ふぞと疑ふ人も有りなめど、其は漢籍意にて、古の意ばへに違へり云々」と云はたれども、天神の御親卜ひ給へるならむには、天神之命以とは云ふまじき者なり、天神の御命以て、二神に令卜合給ふ故に、有の如く、文に在る

を心着かれざりし誤なり、宇宙の外は知らず、此宇宙の間にて、八百萬千萬神と、神等の甚多く限なく坐る中に、其大御祖と坐す天神の御心に、何の足はぬ所有りて、何れの神の御教を受け給ふ事と爲むや、此天地も萬の物も、事に依りて、産靈の御靈に依りて成出る者と、始めて見定られたる、此大人すらに、此所の頤を探り得られぬ者を、況て其餘の人の如何でかは知る事ならむ）右の因ニ女人先レ言而不レ良とは、其占兆に出たる天神の御心なり、其は先にも宣へる如く、女人先レ言不レ良とは、已に伊邪那岐命の御心の情に在りし事なるを、天神の御情には、因ニ女人先レ言而不レ良と其如く出でたりし故に情と情とを合せて、其卜の善しく趣く方に就て行ふべき條理の彰はるゝ、是即ち卜相なり、偖此時の御占は、鹿卜なども未だ有ざりし程なりければ、如何なる御占なりけむ知るべからざれとも、御心の御占を以て、正定に思定め給ふ可き、甚も奇しき神術こそは有りけめ、玉小櫛五（十六丁）に、「薄雲卷に、賢しき人の心の占共にも、物問はせなど爲るにも」とある下に、古今集に、「如此戀ひむ、者とは吾も思ひにき心の占ぞ正しかりける」と云ふ歌を引きて、心に考ふるを心の占と云ふ」と云はれたるが如く、此方には、女人先レ言不レ良と宣ひて、男女の理に違へるを不レ良と云ふが、御心の占なるを、天神は因ニ女人先レ言而不レ良と、婦人の先言に因りて御子の良はしからず生れたるなり、還降改言と宣へるなむ、御心の御占にて、太占是なり、然れば、布斗麻邇爾の爾は、堅石爾常石爾などの爾にて、鹿卜を太占と云ふ、其太占と云ふ物して、卜なふ如くに、御情を合せ給ふと云ふ義なるべし、（記傳四に、「上に伊邪那岐の、女人先レ言不レ良と詔へるは、女の言先立事の宜らぬなるを、此は生み給へる御子の宜からぬを指して詔ふなれば、因ニ女人先レ言而不レ良と云へるにて、同詞ながら、指す事異なり、因と有るを以辨ふべ

し」と有るは、誠に可美き說なるが、此說に依りて、御心の占の考も出來れるなれば、此も彼も、我今說き出づる事の如くなれども、云以て行けば、皆鈴屋大人の恩賜と云ふ者なり、上件、古事記と此傳と少か異なる所有るに依りて、餘りに言痛きまで云論ふになむ）○時天神以二太古一而卜二合之一、此文の任にては、天神の、太占以て卜合給ふ狀に聞ゆれども、然に非ず、二神の具に其狀を奏し給へる、其御答を、太占以て卜合（ウラアヘ）て示し教へ給へる事、上に云るが如し、（然れば、太占は二神の成し給へるにて、其に天神の御心の彰はれて、其神命の隨に、成し給ふ事の著明る事の趣なる由、上に云へり）○太占、下に太占此云二布刀磨爾一とあり、天孫降臨章第二ノ一書に、天兒屋命、主二神事之宗源一者也、故俾下以二太古之卜事一而奉上レ仕と見え、古事記には、右の如く布斗麻邇爾卜相而詔之とあり、（又玉垣宮段にも、布斗摩邇邇卜相而、求二何神之心一、爾祟出雲大神之御心とあり、其外には見當らず）布刀は、記傳四（三十九丁）に、「布刀詔戸布刀玉命などの布刀にて、稱辭なり」と有るが如し、磨爾の磨は、上（十五丁）に說る多麻の麻に同じく、眞の義にて、神靈を云ふ由なり、爾は似にて、神靈の憑りて、其御心の如く爲べき事の、違ふ事なく現れ出る義なるが、此二言を合せて、天神の神隨の道に順從ふ事を隨々と云ひ、其より上下に活機（ハタラキ）て學（マナブ）と云ふは、隨並（マニナラ）ぶにて、向に在る事の如く、我も竝て向の物に並ぶ由なり、擬（マヌル）と云ふは、向に正眞の物有るを、我も成して其眞の物の如く爲る由にて、大旨右の如し、（又、此を麻知とも云へり、眞路（マチ）の義なり、神靈を得る路と云ふ義なり、猶太古の委しき事は、天孫降臨章第二ノ一書の下にて、委しく云べければ、其傳に就て曉る可きなり、又、麻爾と、麻那布と同義なる事、第六ノ一書に學レ之とある下に云ふべし）○卜合之は、古事記に、卜相而と有るを、記傳四（三十九丁）に、「宇良閇旦と訓む

べし、萬葉十四(七丁)に、武藏野爾宇良敝可多也伎とあり、宇良閇は、宇良阿閇にて、其阿閇は合合の約りたるなり、然れば、宇良閇氏は、卜令レ合而と云ふ事なり、凡て、古書に卜とある、其所の使樣に因りて、言の活樣變るなり、先宇良と云ふは、其言の體言なるを、其宇良を爲すを、用言に活す時に、宇良布と云ふ、是良良阿波須てふ語なるが、約りたる布も活きて、宇良波牟、宇良閇なども云ふなり、又、其用言の宇良閇を居て體言に爲たるもあり、萬葉十五(十丁)に、保都手乃宇良敝乎可多夜伎弖とある是なり、此は乎と有れば體言なり、又、宇良那布と云ふも、一の活く格なり、萬葉十一(十三丁)に、玉桙路往占占相云々、此は賂を爲るを麻比那布と云ふ類にて、卜を爲るを云なり(俗又、卜を爲て兆に見はれ出でたるを、宇良那布と云ふ、漢文に是を卜食と云へり、俗上の宇良布は、此方より合す事を云ひ、是は彼方より合ふなり、此令レ合と合との別を能く辨ふべし、俗其宇良阿布に、食卜と、卜食との別あり、」以上採要)と有るにて通えたり、但し、此の宇良布は、天神の御心と、二神の御情と合々るが兆に見はれたるにて、後に、卜の事を爲て、此方より合すを宇良布と耳云ふが如くなれども、此よりも彼よりも、合せ合ふが、卽ち此の卜二合之一是にて、古事記なる卜相而も然り、(凡て此御卜合の事は、上に委しく云るが如く、此の卜に至りて、古人の說と、重胤が思ふ所と、本より大に異なれば、悉は合ひ難かり)〇乃教曰は、天神の御命の太古に見はるゝ、其卽ち神の御教なり、其は御言以て諭し給ふも、太古以て教へ給ふも、共に神命にて、事は同じきを、殊に此は太古の初にし有りければ、其兆の見はる、と共に、直に御言を添へ給へるが故に、古事記には、天神之命以、布斗麻邇爾卜相而詔之云々と有るをや、(神武天皇御紀に、夜夢天照太神、訓二于天皇一曰、云々、又是夜自祈而、寢、

夢有ニ天神一、訓之曰などの訓字をも、同じく訓めるは、教訓と熟する字なるが故なり、俗上に、古事記の詔ニ天神之命一、と有る文を引きて註せる如く、此教は即ち神命なり）俗、教字を袁斯幣と云ふ、其語を此に被レ用たるは、太古の直通は、學を麻那夫と云ふ同語なるが、學と教と相對ひて、甚々妙なり、若て其學は擬ぶにて、受る方より云ふ語なるを、教は食經にて授くる方より云ふ語なるが、袁斯は食國天下など云ひ、又聞看を萬葉十八に、伎已之乎須と云ひ、又、食物なども云ふ食にて、身に受け入る語なるが、幣とも布とも布流とも活くときは、授け與ふる方より、食の經て、受くる方に行く語と成るなり、（古事記に、爾八十神、謂ニ其菟一曰、汝將レ爲者、浴ニ此海鹽一、當ニ風吹一而、伏ニ高山尾上一、故其菟從ニ八十神之教一而伏とある如く、其將レ爲を、人に諭すを教と云ふ事見るべし）然るを、此教字を、阿遲波比氏と訓めるが、名義抄に、此を稽ふるに、那良布とも、志流須とも、袁斯布とも有りて、然る訓の無きを、阿遲波比氏と訓るは、却て古訓なるべく所レ思たり、味はふとは物を嘗試みて、其美醜を判つ意なり、然れば太古以て御卜合せ給へる事の成行きを天神の教へ給へるを云ふなり、（然るを、通證に、教之爲レ言、天地合地、天地合而萬物生、陰陽離而萬化熄、生則有レ味、熄則無レ味、所下以訓ニ無道一爲上レ無ニ味氣一也と云へるなどは、言痛き理屈にて、古言には叶はず）〇婦人之辭其已先揚乎、此にては、太古に見はるゝ兆を見行して、婦人の辭を先に揚たるかと疑ひ給へることにて、其奏ニ其狀一と有れば、辭先立る事の悪しきは、素より所知食す事なるを、乎字は如何なる書樣なり、（乎字は、論語の朱註に、乎、疑未レ決之辭とある意なれば、此には叶はざる者なり、但し此教字を、味はふ義に用へる故にもや有らむ）然れば、古事記に、因ニ女先レ言而不レ良と詔へる意味を以て、曉り明らむべし、此を以て婦人之辭を、正書の例に

倣ひて、多和夜賣能許登と訓み、其已先揚乎を、其已爾先立氐揚多留加毛と訓みつ、然らざれば、宜ニ更還去一と有る へ續かざるが故なり、（記傳に引かれたるには、婦人之辭、其已先揚乎の訓を、袁美那能許登佐紀陀都辨志夜と有りて、甚々美たくは有れども、以離れたる心ちす）○宜更還去は、宜更爾還去と訓みて、下に登許比氐と訓み添ふべし、古事記に、亦還降改言と有と同じ所なり、然るに、此に改言と云ふ事の無きは、先に巡柱の次第の違へるを、次には巡柱をも改めさせ給へる事の有るとを一にして云ふ故なり、（然れども、此の天神の御言にも、婦人之辭、其已先揚乎と有りて、巡レ柱の事無ければ、打合ぬに似たり）○卜ニ定時日ニ而降之は、一甚じき漢文の潤色なり、此等の事は、餘りなる事ぞニと云はれたるが如く、此國土に在りし事ならむには、似着はしくも有らめ、天神の御許にて、何を以て時を割み分け、又何を以て日を計ふる事の有らむ、然るは天とは世を照す天日なる物を、何れの光を受けて日と云ふ事の有らむ、（中臣壽詞に、月内仁日時遠撰定氐と有るは、高千穗宮の事なれば、然も有るべき由、中臣壽詞講義に云へるが如し、神功皇后御紀に、皇后撰ニ吉日一入ニ齋宮一と有るなど、後には、神祭などに日時卜定有る事常なり、萬葉十、秋雜歌、七夕を詠る中に、擇月日逢義之有者云々は、詠物なれば、今云ふ限に非ず）然れども、此を、一神の復更に天降り坐して、天柱を先の如く行巡らせる時日と見る時は、妨無る可し、故天より降坐す時日には非ず、天柱を往き巡らす時日の事と定めて其義に見るべきなり、偖歲月日時と云事は、已に天地の相分れし初より、既に在ける事云ふも更なり、天神の靈威に依りて、天先成りて、大虛の中央に位しければ、其相混在たりし故を以て、其天日の氣に牽れ乍も、其周圍を廻りて、地後に成り定るが、其公運を一歲と云ひ、私運を一日と云ふを、月も亦凡三十日

許にして、大地に屬ながら、半は缺け半は滿ちて元に復るを、一月と云る大地の公運に合すれば、凡そ十二月許にて一歳なるが、又其私運にも、日光に向ふ間を晝と云ひ、日光に背く間を夜と云て、須臾も止む時なく、甚敏捷に依りて時と云を、十二に割みて、其元に復るを一日と云ふ、然るを日神月神の生れ坐さゞりし間に、日月と云ふ事有るべからずと思ふ人も有るべけれども、其日月共に、此國の狀なる處にして、日神月神は、其を所知看す神と申す事にて、皇御孫尊の、國土を所知看も同じ事なり、然れば天地と分れし後は、日神、月神の生れ出で坐すより先と雖も、歳月日時の運行は、元より有りける者なり、已に蛭兒の事を、四神出生章に、雖已三歳とあり、日月の運行なくば、何を以て一歳と云ふ事を得む、然れば、月の判れたる事を、此より後の如く云へる、三大考、及び靈眞柱等の說も、亦諾ひ難かり、(然れども、此に卜定時日と有るは、天にての事なるが故に、叶はざるとは云へるなり、右の歳月日時と云ふは、其照し給ふ日月の方にては云はぬ事にて、日月の運行を、望み見る、此國土に於て云ふ語なる故に、愈以打ち合はざる者ぞ)○降之は、天降志給比伎と訓むべし、通證に、延佳曰、降之、當訓阿末久多之多末布、天神之宣也、舊讀誤と有るに從ひ又上なる降居を、阿麻陀理麻須と訓めるなどに依れり、(古史徵に、引かれたるには、降之を久太志多麻布と訓まれたるは、然る言なれども、誤ながら舊訓阿麻久陀理と有るを據と爲べき者なり)○脩、此なる陰神の御言先立しゝに依りて、其御過に負て、蛭兒淡洲は成れりしかば、二神の天神に奏して、其御教を受け奉り給ひ、其御教に依りて次度には、御言の次第を錯亂給はず、善はしく交に唱和して、大八洲國を生み給ひて、大に神功畢て、御德の至り盡さしゝ、此神業に依りて、又神隨なる眞理有りて、萬國を御ふる神道を吾が見出でたり、

其は先蝦兒と淡洲の夷狄が性情と、皇大御國の公民の性情との別なり、變なり、其蝦兒の事は、景行天皇御紀に、朕聞、其東夷也、識性暴强、凌犯爲㆑宗、村之無㆑長、邑之無㆑首、各貪㆓封堺㆒、竝相盜略、亦山有㆓邪神㆒、郊有㆓姦鬼㆒、遮㆑衢塞㆑徑、多令㆑苦㆑人、其東夷之中、蝦夷是尤强焉、男女交居、父子無㆑別、冬則宿㆑穴、夏則住㆑樔、衣㆑毛飮㆑血、昆弟相疑、登㆑山如㆓飛禽㆒、行㆑草如㆓走獸㆒、承㆑恩則忘、見㆑怨必報、是以箭藏㆓頭髻㆒、刀佩㆓衣中㆒、或聚㆓黨類㆒而犯㆓邊堺㆒、或伺㆓農桑㆒以略㆓人民㆒、擊則隱㆑草、追則入㆑山、故往古以來、未㆑染㆓王化㆒、とある是にて、蝦夷島の習俗、又彼地の毛民等が性質を宣へるものなり、（此東夷と云ふは、彼蝦夷の事なるを、先輩多く我が東北の國なる山に云へるは妄なり、其は古彼嶋の毛民、多く此地方を略め居りし程、良もすれば、叛く事もありし故に、其以來は、東北の諸國にて、叛く者のゝ名の如くなれる、其差別を知らざるを以て、混れたる說なり、已に生島神祠講義にも云へるを、又、其御紀の傳に其說を明らむべし）又淡洲の成れる外國々の中にては、我が西蕃なる赤縣州なむ、殊に勝れたる國なる故に、自ら萬國の中華と誇稱するすら、甚々人性惡かりけり、其は易緯乾鑿度なる孔丘が言に、上古之時、人民無㆑別、群物無㆑殊、未㆑有㆓衣食器用之利㆒、於是、伏羲乃、仰觀㆓象於天㆒、俯觀㆓法於地㆒、中觀㆓萬物之宜㆒、始作㆓八卦㆒、以通㆓神明之德㆒、以類㆓萬物之情㆒、故易者所㆘以繼㆓天地㆒、理㆓人倫㆒而、明㆗王道㆖、是故八卦以建㆓五氣㆒、以立㆓五常㆒、以㆑之行㆑象、法㆓乾坤㆒、順㆓陰陽㆒、以正㆓君臣父子夫婦之義㆒、と有るが如く、彼土の大古の人民、穴居野處して、禽獸と群を成し、五倫五常をも知らざりし故に、此を敎へむと爲に、蠢愚にして難㆑諭かりしかば、八卦と云ふ物を作り、象數を以て示して、漸くに人道を令㆑知たる由なり、聖人の國と云へるすら如㆑此し、況て其佗四夷八蠻の人性、想像るべし、（直日

靈に、異國は天照太御神の御國に非ざるが故に、荒振神所を得て、荒ぶるに依りて、人心悪しく、習俗亂りがはしくして、國をし取りつれば、賤しき奴も忽に君とも成れば、上と有る人は下なる者に奪はれじと構へ、下なるは上の隙を窺ひて奪はむと謀りて、交に仇みつゝ、古より國治まり難くなも有ける、云々と云れつる如く、外國々の人情の美はしからざるは、彼淡洲なるが故なり）右の如く蛭兒、淡洲の人性の、神隨の道に戻りて、其行ふ所の美はしからざるは、如何と云ふに、陰陽の御言先立ち坐しゝ御過に依りて成れる國なるが故に、其土に生るゝ人の性と成りて、世と共に易らざる者なり、所以に、男女別無く、君臣相反く事止まざる、是外國の常なり、彼唐戎の如き、湯武の簒奪より始りて、已に春秋二百四十年餘の間に、臣にして君を弑したる者三十六人、婦にして夫を殺せる者亦並ぶる計なれば、二千年餘の今に至る迄、其數幾計とも量り知るべからざる程の事なり、右の如く、人道に闇き耳ならず、人亦柔弱にして、神武ならざるは、鹽沫の凝り成れる淡洲なるが故に、其土質に稟けたるが故なり、（眞野時綱說に、一其國其土地の靈の御德は、各異にして、人物動植、皆其神氣を得て産生するが故に、地宜方物、各其性を異にす、産土神は、是土地の靈なるが、大八洲に各自の國魂神あり、一國には國魂神と云ひ、一處には産土神と稱す、地勢方角に隨ひて、其靈異なる故に、方隅不産の物あり、人又容貌志氣の不同あり、是皆土地の神靈の寓する所有る故なり」と云へるは、愛しき說にて、我が說に合へる者なり）故其御過に脊て良はざる御子の生出でたるに依て、二神天上に昇り坐して、天神の御命を請求め給ひ、太古の御教を受賜り坐して、其事を改め正し給へり、此即ち、萬の外國々には、人身に固有なる神道無きが故に、他の教訓を得て、始て道有り、師弟と云ふ事の起る基本是なり、皇國の上古に、神

隨言擧せぬ國と云は、元來道々しき言立は爲ざれども、天地固有の大道其中に在りて行るゝが故に、其議論無き事、白晝に燈を取ず晴天に簑を着ざるが如く、少にても書典を學び、道々しき事を云ふ者には、一字不通の者に劣りて、言行正しからず、德義薄く、外夷の國々言は表裏の事なり、所以に、漢には儒と云へる教あり、梵には佛と云へる教有り、その餘の國々にも、教法と云ふ物の有るは、皆その土地の自然に叶へて、人を教へ起す爲に作爲れる故に、其國には相應しくとも、佗國には用ひ難く、又行ひて却に害を招くも少からざるは其教は、其國限の事に有餘不足なく設備たる者なるが故なり、殊に、西戎にて國を治むと云ふ經書と云ふ者有が、其經術はしも、度々革命する國風に合せて立たる道なりければ、天下の大經とは云べからず、一家の私法にて己が慕ひたる國をして佗に、簒はれざる策に過ぎざる者なり、豈恥かしき事ならずやも、老子に、大道廢有ニ仁義一知慧出有ニ大僞一、六親不レ和有ニ孝慈一、國家昏亂有ニ忠臣一と有るが如く、其實は、國に道無きに起れる事にて、其恥覆ふ可からざる所なり、（直日靈に、「異國は云々、威力あり智深くて、人を懷け、人の國を奪ひ取て、又人に奪はるまじき事量を能く爲して、暫時國を能治めて、後の法とも成したる人を、西戎には聖人とぞ云ふなる、譬へば、亂れたる世には、戰に習ふ故に、名將多く出で來るが如く、國の風俗惡しく爲て治り難きを、强に治めむと爲るから、世々に其術を樣々思ひ巡らし、爲習らひたる故に、然賢き人も出來つるなり」と云はれたる意味、大に在る事なり）所以に、其外國に各酋長有りて、私に王と借號り居る事には有れども、其王と云ふ者は、能く人を教へ趣くる者の、威力も强く盛に成る故に、自然に其國の君主の如くは成れゝども、其實は蠢愚の民を教へ導く師なる者なり、上古より、此傳の有りつる故に、伏羲より以來夏代頃迄の

王者と云へるが、天下を家にして、其子に傳へざる者多きぞ、彼土に傳ふる神隨の神道なり、然るを夏殷周と經行く內に、父子相傳ふる隨に、天下を一人の天下の如く成せるから、其が心に任する隨に、夏桀殷紂の輩出來りて、民を苦しめて亡びたるは、素より民に師父たる道を失ひ、又我皇御孫尊の御代官たる事を忘れたる所爲なるに依りて、天神の御罰めに遇ひ奉れるなり、西戎は、右の如くにて、天子之元子士也、天下無生而貴者也と云々、聰明なる人を天子と仰ぎ尊む作法なるに依て、君たる者不道にして、臣下に聖人と云ふ者有れば、臣として此を簒弑し、子若不肖なれば、佗人に位を讓りて、革命を事と爲る人此を怪しまざるは、君臣の義本より輕くして、假に主從と成れる如き謂れ有ればなり、然るを、其時、殷湯周武など云ふ者、下より起りて簒奪の事を行へりしは、實に其罪遁るべからざる大惡人なりと雖も、素より天神の御心は、王者として世を御むる天子に非ず、民を教へ趣くべき爲の師とし給ふ所なれば、主從と云ふ耳にて眞の君臣と云ふも非ざれば、民心の歸くに任ねて、天神の暫時彼等を酋長たらしめ給へるなり、如此く教に因らざれば治らざる國風なれども、又其教ふる者の上にも、然る曲事有りて、古今の間に安き時なく、如何にも頑々しき國風なるは、右の御言先立の事に就きて、上下の人性に離れざる邪徑有る故なり、彼不レ以充二見數一と有る、蛭兒、淡洲と、可怜御國の大八洲國と、國體の一ならざる事は、御國の天皇尊は、天神の勅任しを奉け給ひて、天下の大君と坐せるに、彼自立獨立して、民の中より成り上れる戎王との差有るが如くなり、（然るを古より世々の識者、良も爲れば、皇華と西戎の國體を論ひて、世々の沿革を云ふ事なれども、外國の酋長共は、我皇御孫尊の御手代と仕へ奉りて、民を教へ趣くる料に置かせ給へりし者なる事を得知ずて、何時も治亂興廢を云ふに、

我と彼とを並べ稱ふ事、我皇孫尊に對ひ奉りて、餘に輕々しく無禮(ナメ)き事なれば、吾輩能愼しむべき者なり、）谷重遠說に、西土之建レ國、以ニ簒弑一爲ニ其業一、堯舜之聖、雖レ盡ニ禪讓之美一、然非ニ天地常經一矣、是以、伏羲以來、更レ姓者三十氏、以レ弑ニ其君一者二百事、獨惟生ニ君々臣々之邦一、何苦信ニ外國之說一と云るは、然る言なり）此には相反對(アヒウラウヘ)して、此大八洲國はしも、二神の次第違へず、唱和せる御心の睦びより生み成し坐る皇大御國なるに依りて、可怜御國なる事は申すも更なるが、大御寶として、國內悉に在りと有らゆる人草は、皆天神地祇の御裔に爲て、外國には、酋長と雖も蠢化の民の孫なるとは、天地懸隔の差有る事今更に取り出でゝ云ふべき事ならねども、萬葉五（三十一丁）に、神代欲理、云傳介良久、虛見通、倭國者、皇神能、伊都久志吉國、言靈能、佐吉播布國等、加多利繼、伊比都賀比計理と有るは、決めて神代よりの古傳なるを、歌序に置ける者なるが、伊都久志吉國とは、天孫降臨章に、故皇祖高皇產靈尊、鍾ニ憐愛一以崇美(ホノタタヘ)焉と有る、憐愛の事にて、大八洲國を珍子と崇美(ホノタタヘ)給ふ義なり、言靈能、佐吉播布國を、又十三（十丁）には、事靈之、所レ佐(タスクル)國敍(クニゾ)とも有りて、共に此は、二神順次宜く唱和し給へるに依りて、可怜御國の生出たるに起れる古傳なり、然る故に、常も日馴れては、然る可怜御國とは我も人も共に思ほえざれども、追々外國の事の明らかに成り以て行くに隨ひて天下に二無く尊き御國なる事も知られ、又、天皇の天日の如く、天下に照り足はしき畏く坐す御事も知られ、又天下の大御寶の風儀の君子(ウマビト)さびて美(メデ)たく好(ウル)はしき事も知らるゝ隨に、古より未だ其(ノ)所在を云はざりし蛭兒淡洲の、海外諸國なる事を、予始めて右の如く說き得て見れば、御子の數に入れると入らざるとの差別、如此く判然にして、更に强ふべからざる者なり、（直日靈に、一世間に生きとし生ける物、鳥蟲に至る迄も、己が身

の程々に、必ず有るべき限の業は、産巣日神の御靈に頼りて、自ら能く知りて成す者なる中にも、人は殊に勝れたる物と生れつれば、又然勝れたる程に隨ひて、知るべき限は知り、爲べき限は爲る物なるに、如何でか其上を猶強る事の有らむ、教に依らずては得知らず、得爲ぬ者と云はゞ、人は鳥蟲に劣れりとや爲む、謂ゆる仁義禮讓孝悌忠信の類、皆人の必ず有るべき業なれば、有るべき限は教を借らざれども、自ら能く知りて行ふ事なるに云々と云はれたるは、皇大御國の人情の有る限りにて、甚々愛たし、然れども、外國には然らず、素より人の性質に美善しき性無きが故に、教へずては、道は行はれぬを、教へても猶行ひ得たる人は、世々に一人だに無きは、彼風土自然の邪しき性有るが故なり）又十三（十丁）に、葦原水穗國者、神在隨事擧不爲國、と有る、事は、言にて、彼道々しき言擧は爲ざれども、神隨なる神道の備りて自らに行はるゝ由の古傳有て詠るなるが、又其（九丁）に、蜻島倭之國者、神柄跡言擧不爲國と有る、其神柄と神在隨と同じ事なるが、孝德天皇御紀に、惟神者、謂下隨二神道一、亦自有中神道上也とある、是にて、惟神の隨に行ふ事なるが、是を神道と云へる、其神道とは、上に天神の宜二汝往而循一レ之とある、天神の勅任を云ふ事なるを、古事記に、修二理固成是多陀用幣流之國一と、天地古今萬國に貫通れる天下の大道是なり、然れば、能く其有るべき隨に行ひ至るを、惟神と云ふ古語の有るにて、皇大御國の人性に固有る義神にして、四夷八蠻の末國には、且ても備はらざる者なり、（若て、惟神と云ふ語は、神中在の義にて、神道を行ひて、自ら神道に中る謂なり、漢籍論語に、祿在二其中一、餒在二其中一、直在二其中一、仁在二其中一など有る語の樣に、能く似たり、此惟神の語を、自然と云ふ事の如く說けるは非ざるべし、當に然爲べき事を然爲るを云へり）〇改復巡レ柱の、改復は、改易の義に訓むべし、其

は、先に陰神は左より、陽神は右より、天柱を往き巡り給へりしを、此度は陽神は左より、陰神は右より、順次を改めて巡り直し給へる由なり、但し正書に、事既不祥、宜三以改旋一と有るは、陽神左旋、陰神右旋にて、其御巡は前後共に等しきを、又巡り直して唱和の御事を改め給はむ由にて、其改と此改と、指す所同じからざる者なり、思ひ誤るべからず、(古事記も、右の正書の趣と同じくして、巡レ柱の事には前後共に異なる事無きが故に、爾天神之命因二女先一言、布斗麻邇爾ト相而詔云、因二女先一言而不レ良、亦還降改言、故爾反降更往二廻其天之御柱一如レ先と有るなり)○陽神自レ左、陰神自レ右は、先に約束曰、妹自レ左巡、吾當二右巡一と契り給ひし事を改め換へ給へるなり、偖此傳にては、巡レ柱の事は、陽神の御定に在りて、天神に係(ウカ)づらふ事無く、此度に至りても、唱和の御事こそは、婦人の辭其已先揚乎と宜へれ、巡レ柱の次第迄は教へ給はざりければ、二神の御心として、如此く改め給へる趣には見ゆれども、甚々心行かぬ事なり、其は御言の前後も甚しき大事には有れども、御行の順逆を取り失ひ給へる程の御手違は非ざれば、二神に於ても其判斷(コトワリ)は何とか御評(ミサダ)め有るべく、天神も亦其一事を漏し給ふ所を以て見れば、此は傳の誤なるべき事、上件次々に論へるが如し、(此は、甚々可畏き事には有れども、同じ事の二つに傳はれる中には、何れか正、何れか一は訛ならざる事の無しと云ふ理非るが故に、前後の趣意を貫き見て今定むるなり、○既遇之時の遇字、相遇の如く訓むべし、此は上に既而分巡相遇と有るが如く物爲(シ)給へりしなり、正書には、於是二神、却更相遇、是行也云々と見えたり、(第五一書に、更復改巡、則陽神云々と有りて、遇給ふ事は云はざれども、同じ事なり)○陽神先唱曰、姸哉可愛少女歟、陰神後和之曰、姸哉可愛少男歟と有りて、是行(コノタビ)は順次宜く美はしく唱和(ノタマヒカハ)し給へり、此言靈の幸はへる

に因りて、二神の珍子と愛しみ給ふ大八洲國を生み成し坐るなり、言靈の事は、已に、右にも註せるを、凡て人には、言計尊く奇しき物は非ざるなり、先に陰神の御言過有りしは、言靈の幸延行くべきを戻れるにて、其事の祥はしからざりけるを、此は陽神より陰神へ、其言の善く良へしにて、是言靈の幸延る者なり、所以に、上に引ける萬葉五（三十一丁）に、神代欲理、云傳介良久、虚見倭國者、皇神能伊都久志吉國、言靈能佐吉播布國等、加多利繼伊比都賀比計理、今世能人母許等期等、目前爾見在知在と有るが如く、其言の祥に依りて、目前に其著明き事の速に見え知らがふ事を言靈能佐吉播布とは言へるなり、但し、神代欲理言傳介良久と有るは、二神の唱和に始まれる事、已に註せるが如く、又、皇神能伊都久志吉國とは、蛭兒と放棄、淡洲を淡悪にて、其二つ共に不㆔以充㆓兒數㆒と宣ひ廢らし給へりしを、獨り此大八洲國は、御言問善くしく、整ひて生れ出でたるに依りて皇神の愛くしき國なり、又言靈能佐吉幡布國とは、此も右の御言の幸延て、可怜御國の成り出でたるに始りて、萬世に違はざるを以て、此故事を神代より云ひ傳へたる者なり、然れば、此歌の右の故事を立てゝ此より以下は今の事實を詠める事著明し、（此歌は、好去好來のなるが、序に右の故事を先云ひて、次には神の愛しみ守り給ふ事と、言靈の幸ふ事とを述べて、祝稱たる者なり、右の歌に、宇奈原能、邊爾母奧爾母、神豆麻利、宇志播吉伊麻須、諸能大御神等、船舳爾道引麻志遠、天地能大御神等、倭大國魂、久堅能阿麻能見虚喩、阿麻賀氣利見渡多麻比、事了還日者、又更大御神等、船舳爾御手打掛弖云々は、皇神能伊都久志吉國より、引きて述べたるなり、結句に、都々美無久、佐伎久伊麻志弖、速歸坐勢と有るは、其將來の事を豫に祝賀ひて、其言の幸を祝ふ事にて、此即ち、言靈能佐吉播布國と、上に云へるを受けたる者なりかし）又

十三(十丁)に、葦原水穗國者、神在隨事擧不爲國、雖然辭擧叙吾爲、言幸眞福座跡、恙無福座者、荒磯浪有毛見登、百重浪千重浪敷爾、言上爲吾と有るも、此の故事を以て詠めるなり、其は上にも註せるが如く、次度には、二神の唱和の御事も、陽神は先に、陰神は後に、其當に然るべき任に、神在隨に物爲給へる故に、其言靈の幸延て、事擧爲ずして、神在隨に治まる可怜御國と成り始れる由の古傳を取りて、今更に辭擧して、祝ふ事の有るに當りて、如此く物爲むには、其言靈の幸延て恙み無く福く有むと、百重千重に言擧爲と云へるなり、右の言幸眞福座跡と有るは、言靈の幸延坐と云ふ事なり、其證は、志貴島倭國者、事靈之所佐國敍、眞福在與具にて、被知たり、言靈の幸延ふ事は、其神在りて、其言の任に祐贊給ふに依れらば、又此に甚能く合へり、天神の御言に、婦人之辭、其已先揚乎と有るぞ、辭擧と云ふ事の因所なる、(又、十三に、蜻島倭之國者、神柄跡言擧不爲國、雖然吾者事上爲、天地之神毛甚、吾念心不哉知、云々と詠める中に、吾者事上爲と云ふに對へて、吾念心不知哉と云へるは、言に出せぬ由にて、上なる神柄跡言擧不爲國と云る、序の照應なるなり)倘、仁明天皇御紀、長歌に、中上流事之詞波云々、此國乃云傳布良牟、日本乃倭之國波、言玉乃當國度曾、古語爾流來禮留、神語爾傳禮留、事乃任萬爾云々、と見えたる言玉乃當國と有るも、右の事靈之所佐國敍眞福在と有るに當りて、言を以て物を祝稱ふれば、言靈の幸延へ所佐るに依りて、眞福く其徵ある國ぞと云ふ事なり、(右の言玉を、一に事玉に作るは、共に借字にて、言靈の義なる事、云も更なり、上野國神名帳に、碓氷郡從四位下、事玉明神と云ふ有るは、景行天皇御紀に、日本武尊、逮于碓日坂時、日本武尊、毎有顧弟橘媛之情、故登碓日嶺、而東南望之、三歎曰吾嬬者耶、故因號山東諸國、曰吾嬬國也と有りて、此

御言に依りて、山東の國名とも成れる由などに依りて、其言靈神を祀れるか否じか）大鏡に、「朱雀院天皇の生れ坐せる御五十日の餅、殿上に出させ給へる、伊衡の中將、一年に今宵計ふる今よりは、百年迄の月影を見む」と禱申せるを、醍醐天皇の御答、「祝ひつる許登多麻ならば、百年の、後も盡せぬ月をこそ見め」と見えたる、此御歌、玉葉集七（賀部）にも被ㇾ入て、延喜御製と記され、伊衡の中將を、參議伊衡と出し、其歌の初句、一年にを日を年にと、換れゝど、其は如何に在れ、百年迄の云々と禱申されしを受けて、許登多麻とは答へ給へるにて、其禱言の徵有らむ事を御心に含させ給へるにて、上の例共の如し、又堀河百首に、俊頼朝臣、「言靈の思束なさに、岡見すと、梢ながらも年を越す哉」と詠まれたるも、歲暮には、來年の吉詞などを述べて、其言靈の幸延を祈る事なるが、其も思束無きに依りて、岡見する由にて、言靈の義上に同じ、（平田翁說とて、「或人云へらく、窪之慰に、抄云、岡見とは、十二月晦日夜、簑笠を着て木の末に上り我が家を見れば、一年の中に在るべき事皆見ゆるなり、然れば梢ながらに年を越すと詠めり、今俗、節分或は除夜、菓樹有る家には、一人樹上に上り、一人斧を携へて、木の本に臨み、其木に向ひて來年能く實生や實生らざるやと云ふ時、樹上に居る人、成り申さむと答ふ、如此爲れば、來年能く實生ると云へり、是言靈の幸福有るなり、然れば然る所爲、民間に在りし故に、梢ながらに年を越す哉と詠まれしにや、岡見すとは、拜爲と云ふにや、彼豐饒を祈るなるべし、此朝臣の斯る事を取り出でゝ、上手の口に任せて詠まれたる事、少からず、然れば、近俗の爲る所も、古俗の遺風なるべし」と有りと云へり、今思ふに、岡見は招見にて、言を以て、一年の事を禱て、其幸有りや有らずやと、梢末に上りて、招ぎ寄せ見る心と聞ゆ）右等は、言靈の幸はふ徵信ある例

其なるが、二神の唱和の御言擧に始れる由云へるは、餘りに率強たる如く思ふらむ人も有りなめども、猶萬葉十一（十三丁）に、事靈八十衢、夕占問占正謂、妹相依と有るは、次に玉桙路往占占、相妹逢我謂と有るに照し見れば、彼辻占と云ふ者の事なるが、事靈八十衢と云へるも、此の二神に係れる古語なり、其は四神出生章第十一書に伊弉諾尊、追二至伊弉冊尊所在處一云々、因將二出返一云々、盟レ之曰、族離、又曰レ不レ負二於族一、乃所レ唾之神號、曰二速玉之男一、次掃之神號、曰二泉津事解之男一、凡二神矣、と有りて、陰神に言勝ち給へる是其一なり、其第九一書に、時伊弉諾尊、乃投二其杖一曰三自レ此以還、雷不二敢來一、是謂二岐神一と有る、是其二なり、其第六一書に、伊弉諾尊云々、便以二千人所引磐石一、塞二其坂路一、與二伊弉冊尊一、相向而立、遂立二絶妻之誓一、時伊弉冊尊曰、愛也吾夫君、言二如此一者、吾當下縊二殺汝所レ治國民一、日將中千頭上、伊弉諾尊、乃報レ之曰、愛也吾妹君、言二如此一者吾則當レ產三日將二千五百頭一と、此にても言勝ち給ひて、是其三なるが、右の千人所引磐石は、八衢比古神、八衢比賣神に坐すを、岐神をも合せて、衢神と申す由、已に道饗祭詞講義に註せるが如し、然るを、此神に就いて辻占と云ふことの出來るに依りて、事靈八十衢と云ふ古語の有りと思ふは、本末違へるなり、伊弉諾尊の言勝ちたまふ言靈の幸延るに依りて、黄泉神を防ぐ、右の三神は成り坐せるにて、伊弉諾尊の御心の占正しく相叶へりしに因りて、また八十衢にて占ふ事も出來りし者なり、右の歌を、拾遺集十三に、「正してふ八十の衢に、夕食問ふ占正に爲よ、妹に逢ふべく」と有るは、訛れるなり、又萬葉十六、戀二夫君一歌に、「百不足、八十乃衢爾、夕占爾毛、卜爾毛曾問云々」、反歌に、「卜部乎毛、八十乃衢毛、占雖問云々」と云ふ事有れども、唯に八十乃衢と云ふと、上に事靈と云ふ語の有ると、同じからざれば、紛らはすこと勿れ、尙彼講義に

就きて明らむべし）然れば、二神の唱和の御時、先度には、陰神の先に言擧給ひしに因りて、生れ坐せる御子の祥(サガ)はしからざりしを、後度には陽神より陰神へ、次序正しく唱和し給へりしに因りて、其言靈の幸延(サキハ)へて、生れ坐る御子の自らに良はしかりし事明らかなる者なり、右の萬葉歌に、神代欲理、云傳介良久と云ひ、仁明天皇御紀歌に、古語爾流來禮留、神語爾傳禮留、と云へるなど此二神を指す事、右に引ける徵共を考へ通(ワタ)して曉るべき者なりかし、（猶言靈の事は、已に、祈年大御巫神詞講義に註せるを、此には言靈開始章第三一書、中臣連遠祖、興台産靈兒、天兒屋命の下に就て云ふべきを、其始二神の唱和に起り初めたる事を、今云へるなり）○右の陽神左旋、陰神右旋の御事はしも、少縁(オホロケ)なる所由(ユヱヨシ)に非ざる事、本傳四之卷に註せるがごとく、天地の初より定れる神隨の道なり、其は天御中主尊、天中に成り坐るのちに、高皇産靈尊、神皇産靈尊の成り坐るは、すでに左右の位定れるなり、又、此二神は男女に渡らせ給へば、前後の次第有る事、云ふも更なり、其は上引ける立后儀宣命に、食國天下政波、獨知倍伎物爾波不有、必母斯理倍乃政有倍之と有るを以て、所レ知たり、（若て、可美葦牙彥舅尊、天常立尊に依りて、天先成り、國常立尊、豐斟渟尊に因りて、地後に定る、此卽ち上下の差別有るなり、若て天は陽にして男なり、地は陰にして女なる事、誰も知れるが如し）天の左旋り、地の右旋り有るなど、皆共に天御中主尊の、天中に在りて巡る事なるが、二神共に則取(ノリトリ)て、國中に天柱を化竪(ミタテ)給ひて、陽神は左に、陰神は右に分れ巡りて、相遇ひ給へるは、實に天地の道理を盡させ給へる者なり、此に因りて、二神の生み成し給へりし國土萬物共に、各男女の形を具へたる事、卽ち天津神隨の道なり、其は國土に男女有るは、古事記に見えて、傳四大八洲國の下に註せるが如し、又、其男女有る國

土の上にても、山川は、自然に男女の象なり、又、其山にも男女ある事はしも、萬葉一（十一丁）三山の御歌に因るに高山耳梨山は男なり、雲根火山は女なり、同九（二十二丁）に、登二筑波山一時歌に、上に、二竝筑波乃山と云ひて、下に、男神毛許賜、女神毛千羽日給而と有るは、即ち男女有るが故なり、此等は、其形勢の自然に依りて、男女と成れるが、川は何時も女と見えて、古事記に、日河比賣、勝門比賣等の名出でたり、餘は准らへて知るべし、（平田翁說に、「皇祖天神の成り出で給へる物共は、天地は更なり、人類萬物に至る迄、男女左右の眞理を、自然に備たる者にて、其は天地に男女の理を具へて有る事は、誰も見る任に知られ、人及び生きとし生ける物に、男女の體を具へざるはなく、鳥の雌は右羽を上に爲し、雄は左羽を上に疊ね、介類の牝は右に卷き、牡は左に卷き、草木又男女の差別有る事、誰も知れるが如し、又、火神は男神に坐す故に、火炎は左に上り、水神は女神に坐す故に、水の渦は右に卷き、風神は男女二柱なる故に、飄の吹くに左右有るなど、皆自然の性なり」と云はれたるは、實に然る言になむ）右の如く、男は左に、女は右に、又男は前、女は後と、神隨に定まれる道なるが故に、倭姬命世記に、左物不レ移レ右、右物不レ移レ左、左レ左右レ右、右返左廻事毛、萬事違事無久志氐、太神仁奉レ仕、元レ元本レ本故也と云ふ古語あり、此を誰しも、例の僞造の如く心得めれども、五部の書の成れる其より以前に出來れる、大中臣能宣記には、此語を載たるに、皇御孫尊御天降に就て、天照太神の三種神寶を、事寄し奉らしゝ時に、詔り給へりし大詔命と爲るは、然も有りぬべき事なり、（右の元レ元本レ本と云ふ字は、漢書敍傳に出でたる語なれども、又彼に、元々本々、數始二于一一と有るとは異なり、菅原是善卿の名義抄に、元レ元の二字を、波自米袁波自米登志と、訓を附けられたれば、古くよ

り神宮に然る傳の有るに、充レ元の字を用ひられたる事の有るを取られたる事、決き者ぞかし）偖、其左物不レ移レ右とは、陽神の前後共に左旋り、右物不レ移レ左とは、陰神の共に因准ひて右旋りして、天地の神隨なる性の任に物爲給ひて、男女夫婦の道相定りて、世と共に易るべからざる謂是なり、左レ左右レ右と云ふも、男女の位を云ひ、左返右廻と云ふは、其左レ左右レ右として移らざる由なり、元レ元本レ本とは天地の初時より、皇祖大神の立て給へる道を、少しも違ふ事なく踏み行くを云ひて、此の左旋右旋の事に寄しき迄能く契合る者也かし、（所以に大中臣能宣記の趣にては、皇御孫尊の天下を統御す大御政を、右の如く行ひ給へとは宣へりし者なり、倭姫命世記にては、皇太神に仕へ奉る事に、此古語を用ひて諭し給へるなど、天下の萬事には、何れに用ひても違ふ事無きは、其始國土萬物を生み成し給へりし、此二神の御事に始りて、萬世の道と成れる故ぞかし）○同レ宮共住、舊事紀には、化二竪八尋殿一、共住二同宮一矣とあり、偖此は、天孫降臨章第二一書に、可下與同レ床共上レ殿と有ると同じ事なり、其を承けて、崇神天神御紀に、先レ是天照太神云々、並二祭於天皇大殿之内一、然畏二其神勢一、共住不レ安と有る、此は神と君と同宮に、共に住み坐る事にて、此とは別なる物から、文義の同じきに依りて、今此に引くなり、然れば、同宮は右の同レ床の例に訓むべきが如くなれども、大殿祭詞別に、皇御孫命乃同殿能裏爾云々と有れば、於那自美夜爾と訓むべく、共住は、崇神天皇御紀に依りて、共爾住給と訓むべきなり、（記傳に引かれたるには、同宮を比登都美夜爾と訓み、共住を、唯に須美麻志氏と有りて、甚々雅びには有れども、御紀の訓は然耳は定めて訓み難ければ、今改めつ、古事記、高津宮段、大御歌に、岐備比登登、等母邇斯都米婆、と見え、萬葉一に、天地與、共將終登、又、天地日月與共など有る、其是なり）

同宮共住而生レ兒は、彼八尋之殿に共に住み給ふ事にて、古事記に、久美度邇興而生レ子と有ると同じ事なれども、宮と云ふと、殿と云ふとの差異は有るなり、殿と云ふは、右の久美度一所を云ひて狹きを、宮と云ふは、御殿は更なり、御垣も何も備はりたるを云ふなり、其證は、寶劔出現章に、素戔嗚尊、遂到ニ出雲之淸地一焉云々、於ニ彼處一建レ宮、(或云武素戔嗚尊、歌レ之曰云々)乃相與遘合而、生ニ兒大已貴神一、因勅之曰、吾兒宮首者云々、と有るを見るべし、右の建レ宮と云ふは、其久美度は更なり、又八重に至る迄に、備はりたるを云ふなる事、其前後の文を見合せて曉るべし、(又天孫降臨章第二一書に、高皇産靈尊、勅ニ大已貴神一曰、汝應レ住天日隅宮者、今當ニ供造一云云、又將ニ用供佃一、又爲ニ汝往來遊レ海之具一、高橋浮橋及天鳥船、亦將ニ供造一、又於ニ天安河一亦造ニ打橋一、又供ニ造百八十縫之白楯と有るを見るべし、其殿耳ならず、其殿に屬きたる所迄をも作り備へて、天日隅宮と云ふを見て曉るべし)然れば右の八尋之殿は、御垣、又御門共に、形の如く備れる宮にて、二神の御世の限り諸共に住み給へりし宮處なりける者なり、能々、神代の例共を合せ考へて、其御有狀をなむ想像り奉る可かりける、○正書には、及レ至ニ産時一、先以ニ淡路洲一爲レ胞、意所レ不レ快、故名レ之曰ニ淡路洲一と有るは、淡洲と混ひたる傳ながら、其に爲ても、淡路洲を大八洲國の員外に爲るは誤なり、其には、一に大日本豐秋津洲、二に伊豫二名洲、三に筑紫洲、四に隱岐洲、五に佐度洲、六に越洲、七に大洲、八に吉備子洲なるを、此には淡路洲をも收めたるが、一に大日本豐秋津洲、二に淡路洲、三に伊豫二名洲、四に筑紫洲、五に隱岐三子洲、六に佐度洲、七に越洲、八に吉備子洲にて、大八洲の數に合へるが、大洲は此に漏れたり、(此一書は、古事記と同傳なるに、如何にしてか、又同じからず、其記には、一に淡道之穗之狹別

島、二に伊豫之二名島、三に隱岐之三子島、四に筑紫島、五に伊岐島、六に津島、七に佐度島、八に大倭豐秋津島にて、右の吉備子洲大洲等は、大八島國の外に在りて、又越洲と云ふは無きなり）〇隱岐三子洲のことは、上（本傳四の卷）に說へり、

一書曰。伊弉諾尊。伊弉冊尊二神。立于天霧之中曰。吾欲得國。乃以天瓊矛指垂而。探之。得磤馭盧島。則拔矛而喜之曰。善乎國之在矣。

天霧之中とは、天浮橋の懸れる大虛を云へり、第三一書に、坐于高天原と有るを以て知るべし、但し天浮橋と云ふ物の體はしも、別に在りしには非ず、其物は右の天霧には有れども、神等の其に乘りて往き來ひ給ふ時には、其質を成して、天浮橋とも天磐船とも成れる事、傳四に註せるが如し、（又、瑞珠盟約章に、跋涉雲霧遠自參來、中臣壽詞に、天乃浮雲仁乘氏、天乃二上仁上坐氐と有る、雲霧、又浮雲も同じ物なり、其を大同本記に、後之小橋と有るを以て、浮橋と云ふ物の有狀をば思ふべき者なり）併其天霧を、阿米能佐岐理と訓めるは甚愛たし、四神出生章第六一書に、伊弉諾尊、與伊弉冊尊、共生大八洲國、然後伊弉諾尊曰、我所生之國、唯有朝霧、而薰滿之哉、乃吹撥之氣化爲神、號曰級長戶邊命、亦曰級長津彥命、是風神也と有る、此に照し合せて考るに、二神既に國生み坐しゝ後に、其朝霧は吹き撥はせ給へるが、此に因りて思ふに、天霧の天浮橋の昇り降り往き來ふ事は、風氣に依

る事なり、其は正書日神の生れ坐る所に、以二天柱一擧二於天上一と有るを以て知るべし、（風神祭詞に、我御名者、天乃御柱命、國御柱命止、御名者悟奉氐とある、天乃御柱是なり、此事、本傳四之卷にも云ひ、又四神出生章にも註せり、見合すべし、但し風神も何も未だ生れ坐さゞりし、天地の初時に、風氣の事を云ふは如何なれども、元より風氣の有りつるに、風を掌る神の、後に成坐るなり、此に限らず、謂ゆる風火金水土の神の生れ坐さゞりし以前にも、風火金水土共に、其物は古より有りしなり、譬へば、金と云ふ物は土中に含める物から、土を撮み來りて金と云はゞ、人は信はざらましを、其を盪かし吹き分くる時は、土は土、金は金に、別に物有るが如し、其吹き分けざりし以前にも金無きには非ざれども、土中に含り居て、未だ顯はれざりしと同じ事なりかし）語例は、古事記に、天之狹霧神、國之狹霧神など見え、此には瑞珠盟約章に、吹棄氣噴之狹霧、此云二浮枳于都屢伊浮岐能佐擬理一と見え、景行天皇御紀に、氣如二朝霧一と有るも、佐岐理と訓むべき所なり、佐岐理の佐は、萬葉十三（二十四丁）に、棚雲利雪者零來奴、左雲理雨者落來と棚曇に對へて、佐曇と云へる棚は、垂靡く意なるが、佐は進む義有りて、霧の薫り滿ち行くを云ふなり、八（五十五丁）に、棚霧合と云ふ語の有るをも思ふべし、朝字狹字の義に泥む可からず、（萬葉六に、天霧合之其禮乎疾、七に、天霧相日方吹羅之、十に、天霧相零來雪之とも、又、天雲霧相雪者零管とも、八に、天霧之雪毛零奴可、十に、天霧之零來雪之など見えたるを以て、其鬱悒しき狀を知るべきなり、霧字、名義抄に、久良之とも、於煩都加那之とも訓みたるをも思合すべし）〇吾欲レ得レ國は、右の正書、及び第一一書の趣とは異りて、此は天霧の薫滿てる其中に包まれて、未だ大地と成るべき物の全體を見給はざりしかば、其外より、心當に天神の勅

任し給へる國は有らむを、其得給はむとなり、下に、以二天瓊矛一、指垂而探レ之と有るを以て知るべし、（正書に、底下豈無レ國歟と有るは、此漂在る物を凝さば、何ぞ國とは成ざらむやの義なれば、其大地と成るべき物を見て宣へるなり、第一書に、有二豐葦原千五百秋瑞穗之地一と有るも、其物を知看てのことなれば、此と別なり）○指垂は、字の如く佐斯多禮と訓むべし、指は御手以て矛鋒を向け給ふなり、垂は天霧の中より下し給ふ事なれば、舊く垂字を久陀志と訓める、其も僻事には非ざれども、神武天皇御紀に、細戈千足國と有るは、日本の事なる物から、又此に由あり、細戈は鈴屋大人の訓まれたる如く、麗矛にて、天瓊矛より外に、當てて心得べき物無ければ、由有るならむと考ふるに、千足とは、手垂にて、伊弉諾大神の、細矛を指し垂れて、磤馭盧島を探り得坐しゝに本着きて、大八洲國を生み給ひけるに、其本の謂を取らして、此國に目け給へりけむと聞ゆれば、指垂と云ふ事叶ひて思ゆ、（此細矛千足國の事は、國號考の說とは異なり、神武天皇三十一年御紀の傳に云ふを待つべし）○得二磤馭盧島一の得は、上に、吾欲レ得レ國と宣へるに依りてなるが、素より有りし地を求め得給ひし如く聞ゆれども、熟見れば、天瓊矛を以て探り給ひける、即ち垂落の潮凝り結びて島と成りたるを得給へる由にて、私記に探二得磤馭盧島一と云へる是なり、）其は正書に、以二天之瓊矛一、指下而探レ之、是獲二滄海一と見えたる、其時の狀は、第四一書に、有三物若二浮膏一と有るが如くなりしを、矛を以て探り給ひしに依りて、泥沙と水と分れて、始めて滄海は出來れるを、獲二滄海一と記されたる獲と、此の得と其義一なり）○投レ矛の投を、奴伎阿宜氐と訓めり、上に指垂と云へる、其復りにて、第一書に、投レ戈と云ひて、下に引二擧之一と有るに同じ、此は天霧を隔てゝ、鬱々しき中へ天瓊矛を指し垂れて畫き探り坐しゝかば、

御手に應へて、礙馭盧島を得給へりしかば、即ち其矛を拔き擧げ給へる由にて、此は未だ其天霧の中に坐し間の事なり、（次に善乎國之在矣と宣へる御言を載せたる、其も同じ所にての事にて、未だ天降着き坐さゞりし程の事なり、思ひ混ふべからず）〇喜之曰云々、此の語勢、神武天皇御紀に、妍哉乎國之獲矣云々と有るに彷彿たり、其は正書に、憙哉云々、第一書に、妍哉云々と有る、唱和の御詞を、四神出生章第二書に、發二喜言一と有るを以て、右の如く今云ふなり、（然れば、神武天皇御紀に、妍哉乎云々と有るも、喜言を發給へりしなること、申すも更なり、然れば此の喜之曰も、下に善乎と有るを云ふなり）喜を、與呂許夫と訓むは、寄來合の義にて、物を得て心に滿足へる思ひを成すを云へり、右の唱和なども、陽神は陰神を得て、御心に滿足へる思ひを成し、陰神は陽神を得て、御心に滿足へる思を成し給へる、其御心の感け至るに及びて、憙哉とも、妍哉とも、其喜の御言を發ち給へりし者なり、然れば、此も國を得給へるに因りて、善乎云々と喜言は發ち給ふに至れる、皆自然の勢なる者なり、（猶四神出生章に、於是共生二日神一云々、故二神喜曰云々と有るは、靈異なる珍御子を得給へるに依りてなり、其第十一書にも保食神の身より生れる物を、天熊人の持ち去りて奉進る所に、于時天照大神、喜之曰云々と有るなど、皆物の寄りて來合ひたる時の事なり、宜しく、宜し、取與呂布などの類の、與呂は皆寄なり、）〇善乎は第五一書に、美哉善少男と有る善は、第一一書に、可愛此レ云哀と同じ所に用ひられたれば、其意を取りて、與呂志伎加毛とぞ訓むべかりける、（本に與伊加奈と訓める、與伊は音便にして正しからず、加奈も古語には多く加毛と云れば、古からざるを、然訓み下しては、漢籍風にて甚々拙し、國に然云例は、應神天皇二十二年御紀、天御歌に、阿波旎辭摩、異椰敷多那羅珥、豫呂枳

辭摩、異榔敷多那難珥、豫呂辭枳辭摩之摩、と歌はせ給ひ、萬葉一（七丁）天皇登香具山望國之時、御製歌に、山常庭、村山有等、取與呂布、天乃香具山、云々と見えたるも、宜奈倍など云ふ如く、物の足具ひたるを好するにて、善しきに同じ、又發語に、御心乎吉野乃國と云へるも、唯に愉快き由には非ず、國の形の足具ひたるを、御心に喜給ふ由なる事、上の例共に見合すべし、之字に泥む時は、全く漢籍訓みの狀に成りて、其言麗美しからざるなり、偖此喜言は在祁理登詔給比伎と訓むべし、六卷讚久邇新京歌に山並之宜國跡と有るなど皆同じ事なり）〇國在矣は、國者二神の未だ其島に降り着き坐さゞりし以前に、猶天霧の中に立たしゝ程、彼矛を拔き擧げたる卽て宣へりし者なり、

一書曰。伊奘諾伊奘冊二神。坐于高天原曰。當有國耶。乃以天瓊矛。畫成磤馭盧島。

此高天原は、神世七代章第四一書に、高天原所生神云々と有ると同じからず、其高天原は、天神の所在す天上にして、二神も、元は其所に御在し坐しゝかども、其勅任しを承はりて、此大地に御戈鋒の届ける計り、近く天降來坐せる間の事なりければ、彼天浮橋と云ひ、天霧之中と云へる、其所なるが際やかに、又其とも指し云はずして、此は謂ゆる大虛を云へるなり、凡べて高天原とは、天日を中央とし、天極を最頂として云へるが本にて、世の眼を總べて、高天原と云へれば、大地も、其高天原の中の物なり、然れば、大地の周圍の空虛なる所も、素より高天原なる事云ふも更なり、祝詞に、高天原爾千木高知氐とも、高天原波靑雲乃靄久極美とも云へる、皆大地外の空虛を指して、廣く云

へる稱なり、（但し此等の事を、一二僅に知りて、高天原と常に云ふは、虛空の事なりなど云ふは、心の至り淺き人の說にて取るに足ざるなり、猶高天原の委しき說は、傳二卷高天原條に、已に云へるを、猶又天孫降臨章第二一書にも、高天原と有る其傳に云ふを見るべし）、已に、口訣にも、高天原指㆓空中㆒而言と有るは、然る事なれども、此には天浮橋などゝ細に云はずして、其天浮橋の所在(アリドコロ)を以て、大らかに傳へたるを、古も然る心も着かざりけるにや、未だ其說得たるを見ず、（此頃、或者の說に、此に高天原にして、磤馭盧島を畫成し給ふと有るを以て、高天原と云へるも、蒼天の上に非ざるを知り、又此國土は、以前より有りて、此二神の生み給ふに非ざる事を明らむべし、と云へる妄說を作きて、儒意に諂らひ、其拙伎を世に衒ふ由なるは、元より齒牙に係けて云ふにも足らぬ事ながら、世には彼疎び荒び來る物の曲說に相交こり、相口會へする痴人も多き者なれば、後世に然る曲士(マガモノ)の、又も出來れらむにはとて少か呵り置く者なり）〇當㆑有㆑國耶は、必ず當に國有るべしとなり、天神の御依しを奉(ウケ)て天降り坐しゝが、國土は彼天霧に阻られて見えざれども、此ぞ必ず當に其國の有るべき所ぞと、天瓊矛を指し下し給へるなり、天孫降臨章に、必當㆓同禦㆒、又必當㆓平安㆒などある、同じ格の文なれば、此には當字の上に必字を加へて聞くべき所なり、（此を以ても、此に坐㆓于高天原㆒と有るは、彼天霧之中と有ると同じ事にて、其卽ち天浮橋と云ふ物なる事を思ひ明らむべし）當字は、正しく、正しなどの同語にて、其事の正しく然有るべき者と決定(オモヒサダメ)たる辭なり、此を以て二神の此時の御心を想像(オモヒヤリ)奉るべし、〇畫成は、一條公御說に、畫成者、畫㆑海而成㆑島也と宣へるがごとし、この說已に上に註へり（畫㆓滄海㆒條）二神の當㆑有㆑國と宣へるは、この大地の全を云ふ事なるを、天瓊矛を以て畫き給へば、磤馭盧島先凝り成

りて、初て國を得給へる即ち是なり、（先に國有らむと思ほしゝが、遂ひて小島を畫成し給へるには非ず、初めて其島を探り得て國の手著を得給へるなり）。

一書曰。伊弉諾伊弉冊二神。相謂曰。有物若浮膏。其中蓋有國乎。乃以天瓊矛。探成一島。名曰磤馭盧島。

此傳の委しきは、舊事紀に、伊弉諾伊弉冊二尊、奉詔立於天浮橋之上、共計謀、有物若浮膏、其中蓋有國乎、廼以天瓊矛而探之、獲是滄海、則指下其矛、而因畫滄海、而引上之時、自矛末落垂滴瀝之潮、凝結而爲島、名曰磤馭盧島と有るにて、甚能く通えたり、然れども、其大旨、正書及び第一一書に同じき故に、其に任ねて略き、此傳の要とある所耳を傳へられたる者なり、御紀の例然りと見えて、一書曰とて多き中には、餘りに事略たりと思ゆるも少からざるは、其傳の無きには非ず、何れにか收たる事は、再出されざるなりけりと、此傳と、右の舊事紀と比校して知られたり、（然れば、此も右の如く、長々しく有りけむを、文を約めて、此にては聞ゆる狀に成されたるは、選者の御心しらひなり、仰ぐべし）○相謂曰は、相語良比給波久と訓むべし、二神相共與に語り給へる所にて、舊事紀に、共計謀と有ると同じ所なればなり、何れか一方よりならむには、相とも共とも云ふべからぬ、男女の互に思ひ合ひて語らふを、萬葉九（十七丁）に、相誂良比、令成之賀婆、十三（二十一丁）に、見渡爾妹等立志、是方爾吾者立而云々、相語妻遠など有るも、何れよりとなく、相共に語合ふを云ふなり、（但し共計謀と云ふ時は、二神の互に此

は云々其は云々と言ひ議りて言出し給ふ事に成りて少か違へるを、相謂曰くと云ふ時と共に語合給ふ事の唯一途なるなり）○有レ物若ニ浮膏一は、神世七代章第六一書に、天地初判、有レ物若ニ葦牙一、生ニ於空中一、因レ此化神、號ニ天常立尊一、次可美葦牙彦舅尊一、又有レ物若ニ浮膏一、生ニ於空中一、因レ此化神、號ニ國常立尊一とある是なり、鈴屋大人も、「天と地との分れたる事は、此傳にて殊に著明く聞えたり」と云はれたる、寔に然る說にて、大地の初の狀、鏡に懸けて見るが如し、（但し右の傳を、惡しく見る時は、葦牙と浮膏と、共々に空中に成れるが如くなれども然らず、葦牙の若くして萌騰り去て天と成れるを、浮膏の如しと云ふ物は、其殘り留まりて地と成るべき物なる事、云も更なり）若て、有の有レ物若ニ浮膏一と云ふ物より、國常立尊は化出で給ひて、卽ち其神と坐すを、此に又二神の、有レ物若ニ浮膏一と宣ひて、其中に蓋國有らむと、其物の主の如く物爲給へるは如何と云ふに、此時已に、幽顯の差有りし故なり、其は古事記に、國之常立神、次豐雲野神、此二柱神亦、獨神成坐而隱身也と有りて、隱身にて、御靈にて渡らせ給ふ耳ならず、傳一二の卷々に說けるが如く、此神等は、地上の經營の事には係列らせ給ふ事無くして、國常立尊は、一歲の公運を司り、豐斟渟尊は一日の私運を司りて、幽より大地を保護せ御在し坐せば、二神の見行して、有レ物若ニ浮膏一と宣へりし時にも、已に公運私運の事は有りける事、云ふも更なり、（其は第一一書に、卜ニ定時日一と云ひ、四神出生章に、生ニ蛭兒一、雖ニ已三歲一云々など云へるも、全に後の事を前に及ぼして書れたると耳は云ひ難し）倍、神世七代章に、國常立尊、次國狹槌尊、次豐斟渟尊、凡三神矣と有りて、此三神は、一列の神に坐せば、彼有レ物若ニ浮膏一と有る物に因りて、化り坐る神等に坐す事は、今云ふ限に非ざるを、次には埿土煑尊、沙土煑尊より、此二神に至る迄に、猶代

々の神々有り、然るに、二神の此にて有レ物若ニ浮膏一と宣へりしを以て見れば、未だ渠土、沙土も非ざりし間の事にて、正書に、底下豈無レ國歟、廼以ニ天之瓊矛一探レ之、是獲ニ滄海一と有るを、上に引ける舊事紀には、有レ物若ニ浮膏一、其中蓋有レ國乎、廼以ニ天瓊矛一而探レ之、獲ニ是滄海一と有りて、滄海も、若ニ浮膏一と云ふ物を探りて、漸に成れる計なれば、二神より以前に、渠土、沙土などを以て、御名に負ひ坐すべき神の御在ざりし事知るべし、其も神名などを、後より押し當に稱奉(タタヘ)らばこそ有らめ、皆、彼大倭國者以ニ行事一負レ名國也と云ふ、上世の風儀を以ても思ふ可くなむ、(偕、右の如く、若ニ浮膏一と云ひし物を、矛以て探り給ひしに始りて、是に滄海は出來れるが、其は矛の金氣より締りて、渠と成り沙と成て、水と土と分れたるに依りて、渠沙は沈み、水は浮べる故に、滄々としたる海原の出來しを察るべし)然れば、此一書の傳は、渠土煑尊、沙土煑尊より以下、次々に成り坐る神々は、伊弉諾、伊弉冊二神の、有レ物若ニ浮膏一と宣へりし始より、國の甫と神の身と備はり足らひ坐る、其運に依りて負ひ坐る時々の御名なる事を徴す確證と成る傳にて、又上の三神の隱身と、此の二神の顯身なると、其差別甚(イト)分明しく曉り得べき文なりかし、(此に、又右に引ける舊事紀を合すれば、其時の狀、正目に今見るが如し、立返りて傳三卷に、其神名を說明せるを見合せてよ)〇其中蓋有レ國乎は、正書には、底下豈無レ國歟と慷慨みて、反語を用ひたまへるを、此は唯底に國有らむと宣へる故に、蓋とは云ふなり、神功皇后御紀に、使ニ吾瓮海人、烏摩呂、出ニ於西海一令レ察ニ有レ國耶一云々、還之曰、西北有レ山、帶レ雲橫絚、蓋有レ國乎と有るに思准らへて曉るべし、但し二神のは、上より下を臨見坐るなり、有なるは、橫に地上を見渡すなり、思ひ惑ふ可からず、偕蓋の例は、寶劍出現章第六一書に、是談也蓋有ニ幽源之致一焉、又其可ニ

與レ吾共理ニ天下一者、蓋有レ之乎一、大孫降臨章に、高皇産靈尊、見ニ其矢一曰云々、蓋與ニ國神一相戰而然歟と有りて、物を大抵に量りて然ならむと判る辭なり、言義は、彼慥なるべし、此語萬葉二（十四丁）に、「霍公鳥、蓋哉鳴之、」三（四十二丁）に、「山守者蓋雖有、」又（四十二丁）「過往人爾、蓋相武鴨、」四（四十四丁）に、「蓋毛人之中言聞可毛、」又（四十八丁）「情蓋夢所見寸八、」又（五十七丁）「蓋從門將返却可聞、」七（十丁）に「蓋毛琴之下樋爾、」十五（三十丁）に、「和我生故之氣太之麻可良婆、」十七（四十六丁）に、「氣太之久毛安布許等安里也等、」十八（八丁）に、氣太之佉奈加須など、猶多し、（通證に、蓋氣出也、發語辭と有るは如何、予が彼慥と云ふは、彼は慥に其と心に判る意なり、名義抄には、蓋字を意富牟爾とも訓みたり、檀弓に、蓋憤諸と有る註に、蓋何不也と云へり、又字書に、發語端也、疑辭也、大凡也、猶レ略也と云へり、）○探ニ成は、滄海を探りて一島を成し給ふなり、此は舊事紀に、以ニ天瓊矛一而探レ之、獲ニ是滄海一、則指ニ下其矛一、而因畫ニ滄海一、而引上之時、自ニ矛末一落垂滴瀝之潮、凝結而爲レ島云々と有ると同じき傳なりけむを約めて、探レ之より爲レ島迄の文を探成の二字に持せたる所なり、（但し舊事紀は同じ傳なるが精しきと麁きと、の差有るを知せむとて、今引き出たるにこそは有りけれ、正しくは此の正書に、探レ之是獲ニ滄溟一、其矛鋒滴瀝之潮、凝成ニ一島一と出でたれば、其委しき傳は其に讓りて、此には二神の有レ物若ニ浮膏一と宣へりし御言を、專要と傳られたるなり）

一書曰。陰神先唱曰美哉善少男。時以ニ陰神先言一故。爲ニ不祥一。更

復改巡則。陽神先唱曰美哉善少女。遂將合交而。不レ知二其術一。

時有二鶺鴒一飛來搖二其首尾一。二神見而。學レ之卽得二交道一。

陰神先唱曰云々、陽神先唱曰云々と、各其旁を擧けて一を省けるは、正書の例に傚へるなり、陽神後和曰云々、陰神後和曰云々と、其旁を加へて聞く時は、其唱和の御事甚々明らけし、（凡て御紀には、同じ事の重複れる時に、省ても聞ゆる限は、成たけ略きて、外に讓り合ふ例なれば、各其一件に耳泥む時は、大に意を失ふなり）○美哉は第一一書に、妍哉此云二那那而惠夜一と有る、其と同じく訓むべき事云も更なり、美字、紀中に可美にも麗美にも用ひて、此も其意にて、神武天皇御紀に、大醜乎老父老嫗と有りて、老人の貌の醜きに對ひて、若き男女の狀の美はしきを、美哉とは云ふべき古語なり、（右に、大醜、此云二鞅奈瀰儞句一と註せり、天孫降臨章第二一書に、天孫謂二姉爲レ醜不レ御而罷、妹有二國色一、引而幸レ之と見えたる、妹有二國色一を、其正書に、有二美人一、名曰二鹿葦津姬一と有りて、美と醜と對はせたるを以て、此の美哉も大醜の反なる事を知るべし、尚、傳四、意哉、叉此卷の妍哉の下に云へるを見合すべく、［叉字書に妍字をば麗也とも、美好也とも註せるを思ふべし）○善少男の善、亦第一一書に、可愛此云レ哀と註せるが如く、哀と訓むべきところなり、その說はすでに云へり、（傳四卷）○先レ言は、正書に、陽神不レ悅曰、吾是男子、理當二先唱一、如何婦人先レ言乎、云々、第一一書に、天神以二太占一云々、敎曰、婦人之辭、其已先揚乎など見えたるこれなり、（古事記にも、女人先レ言不レ良とあり、先レ言故は、許登佐技陀知斯故爾と訓むべし）○遂將二合交一而

は遂爾御合坐武登思保斯々加杼毛と訓むべし、合交は交合の字を倒反せるにて、其意同じく男女の娶ふ事を云へるなり、（四神出生章第二ノ一書に、即軻遇突智、娶二埴山姫一、生二稚産靈一とある、娶ノ字を阿布と訓める是なり、右の合交を舊事紀には交合とあり）古事記に、此の事を、於是伊邪那岐命先言云々、後妹伊邪那美命言云々、如此言竟而御合、生二子淡道之穗之狹別島一云々と見えたるは、此の合交と同じ、又將レ嫁二大穴牟遲神一とも、須勢理毘賣出見爲二目合一而相婚云々とも、又沼河比賣を婚給へる所に、故其夜者不レ合而、明日夜爲二御合一也とも見えたり、續紀第七詔に、伊波乃比賣命、皇后止御相坐而とあり、御は崇みて申せる言なり、（通證に、美阿波須は、身合也と有も遠からざれども、女を娶る事を、唯に阿布とも云へれば、此は美斗能麻具波比などの、身に當る美とは異なり、先に第一ノ一書に、旣遇之時の遇は、行き合ひたるにて、其語も意も同じかれども、此は合ふとは別なり）〇不レ知二其術一は、二神の御合交坐むと爲に指し當りて、其爲べき樣を知看ざりしなり、正書に、思下欲以二吾身元處一、合中汝身之元處上、第一ノ一書に、思下欲以二吾身陽元一、合中女身之陰元上と有るが如く、各其元處を合せ給ふ事は、元より交に契り聞え交し給へれば、其事は知看さゞるに非ざれども、其熟く咋合ふ狀迄には、御心を寄せ給はざりしが、時しも鶺鴒の飛び來て其首尾を搖し居たるを見て、其如く成さばやと思ほし成りぬるなれば、不レ知二其術一とは、文を綴る地より云へる詞なり、輕く見て有りぬべし、（誰しも、此に深く力を入て見るから、男女夫婦の道は、天地の間に生きとし活ける物の、自然の情なれば、蟲類の卑しきに至る迄も、皆自然に得て、佗の教を待つに非ず、況て人に於てをや、況て神に於てをやと云ふと云ひ思ひと思ふ事には有れども、二神の其術を知看さゞりし故に、師を鳥に求め給ふに非ず、合交の事を

如何に爲ばかと思ほしゝ時しも、共に在り合ひたる鳥の首尾を搖かせるが御目に留まりし者なり）術ノ子を、美知と訓み來れる事には有れども、下に交道と有るに復りて如何なり、名義抄に、術ノ字を能理と訓める、共に從ふべし、饗飯出現章第六ノ一書に、療ㇾ病之方、又禁厭之法など有る、方法の字共と同じ意味なり、（常にも、方術とも法術とも、熟して用ふる字なり、猶名義抄に、美知とも訓めれども、此には能理と云むが宜しかるべき、又和邪と訓むも惡からじかし）〇鶺鴒、金澤本に、登都岐袁志閇止理とも、爾波久那夫理とも訓めり、和名抄に、和名爾波久奈布里、私記曰、止豆木乎之閇止里と見えて、名義抄の訓も、此に同じ、又釋紀祕訓に、鶺鴒を爾波久奈布里とも、止豆木乎之閇止里とも、止豆木止里とも、都々那波世杼理とも、都々麻那婆志良とも、訓むべき五說あり、右の都々麻那婆志良は、古事記（朝倉宮段）に麻那婆志良と有るに等しき名なり、又字鏡に、鶺、豆々萬奈柱と有るを、名義抄に、鶺鴒を爾波久奈布里と訓るを以て愈鶺鴒の一名なる事知らる、又同抄金母の字をも然訓り、神代紀口訣には、又云二稻負鳥（イナオフセトリ）一と云ひ仲正集には庭多々伎と詠り、（この鳥の、若る時に當りて出來ることはしも、天神の顯はし給へるにて、これも太占の類なる事、この卷に已に註へるが如し、本草和名に、鶺鴒天鷚、一名連錢、一名鶺鴒、一名錢母、和名爾波久奈布利とあり、通證に、男女相戲曰二奈夫留一また此意と云へる然も有りなむか、萬葉十五卷（三十五丁）に、佐須太氣能、大宮人者、伊麻毛可母、比等奈夫理能未、許能美多流良武と有る、奈夫理是なり、嬲ノ字を奈夫流と云ふも其意なり）爾波は、庭にて、二神の合交坐（ミアヒ）むと爲る場（ニハ）なり、天孫降臨章第二ノ一書に、齋庭（ユニハ）と有るは齋場の義、神武天皇御紀に、靈時（マツリノニハ）と有るも祭場の義なるを、思ひ合すべし、久奈は、日本靈異記に、天皇與ㇾ后、寢二大安殿一婚合之時と有

る、婚合を久奈加比と訓、又、續古事談上に、傳大納言立て舞ふ程に、冠落にけり、人々咲あへるに、廣幡の大臣嘲られけるを聞て、此大納言何事を云ぞ、妻をば久奈加禮てと云はれたりける云々とも有り、又和玉篇に、鶺にも、鴾にも、伊志久那岐と有る、久那岐も、右に同じ、又、伊志多々使とも有り、猶字鏡集に、婚(ノ)字を久奈久とも麻久とも登都具とも都留夫とも訓めるを以て思ふに、久奈久は組成(クミナス)にて夫婦の婚(クナ)ぐ形を云ふ、然れば爾波久奈布里とは二神の合交(トツギ)坐さむと爲(シ)給へる場(ニハ)にて、其(ノ)組み成す風(フリ)を爲(セ)し由にて、文に搖二其首尾一と有る事、下に註せるが如くなるなり、また傳四に註るが如く、美斗能麻具波比は與(ト)レ身之(ミノ)熟組合(ウマクミアヒ)なるに思ひ合せて曉るべし、(因に云ふ、久奈加比は、組成合なる可く、久奈久は、其(ノ)略なるべし、麻久は古事記、沼河比賣歌に、麻多麻傳、多麻傳佐斯麻岐、毛々那賀爾、伊波那佐牟云々、又須勢理毘賣命御歌にも、麻多麻傳、多麻傳佐斯麻岐、毛々那賀爾、伊遠斯那世云々、とある麻久にて、夫婦枕を同じくして、打ち寢る事なり、釋紀訓に、娶(ノ)字を、私記曰、問娶(ノ)字訓萬久、其義如何、答男女會合之時、正二直身體一、不レ能二嫁娶一、曲二撓身體一、而後爲レ之、故曰二萬久一と云へるも然る言にて、組と同義なり、登都具の事は、次なる得二交道一の下に云ふべし、都留夫は、聯身にて、身と身と聯り合ふ事を云ふなり、太秦牛祭文に、加波都留美と出でたり、今も鳥獸の婚ぐを都留牟と云ふ事常に多し、名義抄に、孳尾の二字を、都留美須と訓めり、和名抄に、孳尾、尙書、鳥獸孳尾、孔安國註云、化曰レ孳、交接曰レ尾、鳥交接、俗云二都流比一とあり)○止豆木乎之閇止里は、金澤本の訓も然り、私記には、此に止豆岐萬奈比止利、又云、止豆岐乎志閇止利と云二訓あり、一には、學と云ひ、一には、敎と云ひ、別たるなり、止豆木は、此に交(ノ)字をしか訓ませ、其を舊事紀に、交通と作り、其は下なる得二交

道一の下に云ふべし、乎之間止里とは、二神の、其を見て交道を學ばしゝに依れる名なり、文に二神見而學之と有るを以て知るべし、又止豆木止里と有るも右に同じ、（此鳥の首尾を搖がせる狀の、何時も交合するに似たる故の名なり、故に、乎之間と云ふ語は省りても、其義聞ゆめり）○都々那波世登理は、八雲御抄に、日本紀には、都々那波世登理と云ひ、又、登都岐袁志閇杼理と云ふ、是合交夫婦、是を見て學びける故なりと見ゆ、都々は、大地を云へり、鹽土老翁を、鹽筒老翁、又古事記（白檮原宮段）歌に、阿米都と有るも、天地なるを明らむべし、那波世は隱爲にて、隱所の中にて爲す由にて、其は交合なる事云ふも更なり、天武天皇御紀に、到隱郡、焚隱驛家と有るを、下に九月己丑朔己亥、宿名張と有るを以て、隱字の訓を知るべし、（然れば都々那波世登理とは、二神の此大地にて、初めて夫婦寢る身屋を建て、其中にて合交坐す業を成せる由なるべく思ゆ）○都々麻那婆志良は、地學柱なり、地を都々と云は、古事記白檮原宮段に、阿米都々と有は、天地の義なるを合せて曉るべし、麻那婆志良は、鈴屋大人說に、天柱を行き廻らして、夫婦遘合し給ふ事を學ばせ給へる意に取りて、號けたるなるべき由に云はれたるは然る言なり、次に學之卽得交道と有れば、其寔に然るべし、（記傳四十二に、字鏡に、鴡彌左古、又萬奈柱、又鴗加利、又萬奈柱、又鶏豆々萬奈柱など有れど、皆詳ならずとあり、今考ふるに鴡は鴡鳩にて、男女の親び厚き者なる故に、漢籍詩經にも君子好逑と出たれども、此は其義に取りて、萬奈柱と云ふには非ず、共に水鳥にて、鶺鴒の一種と通えたり、鴗は天孫降臨章に、以鴗爲尸者と有る其にて、文德天皇實錄に、魚虎鳥と云へる者なるが、俗に川蟬と云ひて、此も鶺鴒の屬なる事、其形以て知られたり、然れば萬奈柱とも云ひしなりけり、鴗は、類聚名義抄に、一名鸕鶿

とも、帝鶵とも、鶺鶵とも作きて、爾波久奈布里と有れば、素より、鶺鴒なれば、麻那婆志良とぞ云けむを、又都々麻那婆志良とも云ふなりけり）古事記（朝倉宮段）天皇の大御歌に、毛々志紀能、淤富美夜比登波、宇豆良登理、比禮登理加氣氐、麻那婆志良、袁由岐阿閇、爾波須受米、宇受須麻理韋氐、云々と謡はせ給へる其を、天語歌（アマガタリウタ）としも云ふは、此の故事の天上より傳はり來て、彼天皇の日繼の古語に在るを取て、御製坐（ミヨミマセ）るに依れる名なる事、已に中臣壽詞講義（第廿四條）に註せるが如し、（其上卷、八千矛神以下の歌を擧げたる其結めに、此謂ニ之神語一也と有るも、神の御言として語り傳へたる由なれば、此二つ共に、語字を加多理と訓むべき事、已に古史徵に註されたるが如し、姓氏錄に、天語連と有るは、天津神世の故事を語り傳ふる由の名にて、大嘗祭の註部の本なる事、其の講義に註せるを、又寶鏡開始章、天日鷲命の傳に云ふべし）右の上三句は、百敷之大宮人者、鶉鳥領巾取掛而にて、記傳四十二（四十二丁）に、契沖が說を擧げて、其註に、「此鳥、項より胸係けて白き斑有り、領巾掛けたる狀、其にぞ似たりけむ」と有るは、然る言にて、此豐樂の場に侍らへる大宮人の狀を宣へるなれども、此を天語歌と云ふ上は、神世の故事と今の事實とを打ち合せたる御言なり、此を此に及ぼして考ふるに、二神の夫婦遘合し給ふ時、已く比禮などの御裝束のものも、何も整ひ成りて有りし證とも成るべし、其は上、化作の傳に述べたるごとく、これより前に、陽神問ニ陰神一曰、汝身有ニ何成一耶と宣ひ係けたるも、其御裝束の御衣に裹まれて、其御陰處などの隱れたりし邊は、顯はに見えざりしが故なる事、云ふも更なり、（皇太神宮儀式帳に、生絹御比禮八端云々、外宮儀式帳にも、生絁比禮四具云々と有りて、上古に貴き御方（ミアタリ）の服なりしが、其卽ち二神の古に始れる事を見つべし）麻那婆志良は、此の鶺鴒なり、

袁由伎阿門は、記傳に云れたるが如く、尾行令レ合にて、群れ居る尾共の並べるを云れば、即ち二神の相並びて御殿隱らせる狀に合へり、爾波須受米の下に、如字を加へて心得べし、宇受須麻理韋氏は、記傳に群統居而と云れたる如くにて、宮人の群り集居る事を詠ませ給へるには有れども、此の二神の八尋殿に群統り御在しゝ事を、取せ給へるにて、是迄は神世の故事にて、夫婦遘合し給へる時の狀を、此に宮人を侍はせ給ひて酒宴し給ふ事に引き附けて可笑しく謠ひ成し給へるが、甚じく興には成りたりし者なり、又此に出たる天語歌三首共に、結句に許登能加多理碁登母許袁婆と有は、何れも神世の故事を本立として今の事を謠はせる時に屬れる事なり、此を以て彼記の八千矛神、沼河比賣、須勢理毘賣命などの歌を神語と云るを思合す可き者なりかし、（此は記傳の說を用ひながら、その取り方大に異なり、猶これに天語歌とて、三首の中に、三重婇が歌に、阿理岐奴能、美幣能古賀、佐々賀世流、美豆多麻宇岐爾、宇岐志阿夫良、淤知那豆佐比、美那許袁呂々々爾、云々と詠めるは、浮膏の事とかの磤馭盧島の成れることゝを取り合せたるものなること、傳二之巻また四之巻などに、かつ〴〵云へるがごとし、またその次なる大后の御歌に、爾比那閇夜爾、淤斐陀氐流、波毘呂由都麻都婆岐、曾能波能比呂理伊麻志、曾能波那能氐理伊麻須、多加比加流比能美古と詠ませ給へるは、日神の御生坐る御事を用ひたまへるにて、共に天語の故事なる者なり）〇稲負鳥は、神代紀口訣に、又云二稲負鳥一と見えたり、稲は借字にて、寢なるべし、例は萬葉十六（八丁）に、屋所經稲寸丁女蚊妻問迹と有りて、稲寸は爲レ寢なり、負は令レ負にて、名義は、二神の夫婦遘合し給ふ場に在りて、其首尾を搖せるが、二神の御心に留りて、其如く行ひ給へる、唯假初の事に起りて、婚教鳥とも、學柱とも事々しく名に負へるを以て、寢令負

鳥と、其鳥に號づけたるなゝめり、古今集に、「我門に、稻負鳥の啼く並に、今朝吹く風に雁は來にけり、」又、「山田守る、秋の借廬に置露は、稻負鳥の涙なりけり、」又、兼盛集に、「九月田刈る所に翁有り辛くして急ぎ刈つる山田哉、稻負鳥の後めたさに、」又、「足引の山田殘すな、明日迄も、稻負鳥を逐ふも手だゆし、」又大和物語、俊子の歌に、「眞夜更て、稻負鳥の啼きけるは、君か叩くと思ひける哉」など有り、和名抄に、「稻負鳥とは、庭叩なり」と云ひ、無名抄に、「稻負鳥とは、知れる人無し、庭叩と云へる鳥なゝめりと云へる、人有り、推量說なんめり、此庭叩と云ふ鳥を、嫁教鳥とぞ申なる、其に就て、其心有る歌、逢ふ事を、稻負鳥の敎ずは、人は戀路に惑はざらまし、此鳥を彼鳥名に思合するなんめり云々」と有り、但別の事と心得たるは非なり、彼、和泉式部集に、「逢ふ事を、稻負鳥の無かりせば、人を戀路に迷はましやは」と有るを以ても、口訣の說の信はるゝなり、（右の人を戀路と云ふに、泥と云ひ掛けたり、記傳、宇比地邇神、須比智邇神の下に、「比地は、泥にて、土と水と相淆りて在りし物にて、和名抄に、泥和名比智利古、一云古比千と見えて、後世歌に多く戀路を云ひ掛けたり」と云はれたる是なり、又此鳥の水涯などに馴れ住ふ者なれば、泥に寄りて詠る事、甚謂れ有りと云ふべし、二神の始めて磤馭盧島を探り得坐しゝ程は、泥と沙の出來れる始なれば、葦などの生ひたるらむを、鶺鴒の其に成り出でゝ住みけむ事、甚々叶へる者なり、傳三卷の初に云へる事共を、合せ讀みて其味を知るべし、又、遲土煑尊、沙土煑尊、角樴尊、活樴尊など申すも、二神の此時に至る迄の、神功の狀に依りて負ひ坐る御名なりし事をも、愈以曉るべし）○又、庭多々使と云ふ名の、仲正集に出でたるも、決て古傳なるべく思ゆ、其は八雲御抄に、「眞夜更て、稻負鳥の鳴けるは、」と云ふ庭叩の條如何云々」と

有は、中々なる誤なり、右に引る和語抄、無名抄の說を正しと爲べし、續千載物名に、「眞夜返す、詮無き身には、唯君を恨みてのみぞ袖も濡ぬる、」拾遺愚草に、然らぬだに、霜枯竟る草の葉を、先打拂ふ庭叩哉、」夫木集に、「女郎花多かる野邊の庭叩、祥無き事を人勿教へそ」と有なども、全く鶺鴒の異名なる趣なり、又和玉篇に、鶺を伊志多々伎と有も、右に同じ、古事記沼河比賣歌に、多久豆怒能、斯路岐多陀牟岐、阿和由岐能、和加夜流牟泥遠、曾陀多伎、多々伎麻那我理、麻多麻傳、多麻傳佐斯麻伎、毛々那賀爾、伊波那佐牟遠云々、」須勢理毘賣命御歌にも、阿和由岐能、和加夜流牟泥遠、多久豆怒能、斯路岐多陀牟岐、曾陀多岐、多々岐麻那賀理、麻多麻傳、多麻傳佐斯麻岐、毛々那賀邇、伊遠斯那世云々と、如レ此同じ事を二柱共に詠み給へるは二神の夫婦遘合し給へりし時の故事を用ひ給へりし事決し、繼體天皇七年御紀、皇太子御歌に、摩左棄逗羅、多々企阿藏播梨と有るも右に同じき由傳一に誌るが如し、借筏記の下に此謂二之神語一と有るも神代の内にても神世七代と云へる遠き神語を以て詠ませ給へるに由れり、古事記の右の御歌共の末に、許登能迦多理碁登母許遠婆と結めたるは古き神語を本として自の御事を詠せ給へるなり、（其は此時の八千矛神の御歌の末に、阿麻波勢豆加比、許登能加多理碁登母許遠婆と有るは、沼河比賣を婚ひ坐すに、二神の唱和の意を含みて妍哉なども宣ふべき所を、佐加志賣遠云々、久波志賣遠云々と謠ひ給へるに依りてなり、次に其沼河比賣の歌の中間にも、同じく阿麻波勢豆加比云々と入れて切たるは、古史徵にも辨へられたる如く、錯亂にて、實は其語を除きて一首なるが、其結に許登能迦多理碁登母、許遠婆と有は、此の本文に引ける如く、夫婦遘合の狀を云ひ以て續けたればなり、次に大國主神の御歌の結にも、右の如く有るに依りて、二神の故事などもやと、探り索る

に是には然せる節も無けれども、御歌の中に、蘇邇杼理能云々と云御句あり、日本紀私記に、鵄曾爾と有る其にて、上に引ける字鏡に、鵄を萬奈柱と有るを取せ給へるが故なり、須勢理毘賣命のは、沼河比賣と同じければ、本より然結めさせ給ふべき事なり、然れば、神語も天語も同じ事にて上代の故事に依りて、自らの事を詠を云ふなり）右の二歌を、今日易く記し見むに、如栲布白腕、如沫雪弱然胸乎、其手叩々拱在、眞玉手々差枕、股長爾寢者將宿と云ふ義なるを以て思ふに、庭多々伎は、庭手叩にて、彼搖其首尾と有りし狀に依れる亦名なりけり、（又繼體天皇御紀に、勾大兄皇子、親聘春日皇女、乃口唱曰云々、伊慕我堤嗚、倭例儞魔柯絁毎、倭我堤嗚麼、伊慕儞魔柯絁毎、麼左棄逗羅、多々企阿藏播梨と有るは、右の八千矛神と、沼河比賣との歌を取り合せ給へるなるに、右は妹が手を吾に枕しめ、吾手をは妹に枕しめ、薜茘葛の如く、多々企阿藏播利にて、手叩き絆はり云々爲る事にて、此も上に同じ、遊仙窟に、拍搦燦房開とあり）○搖其首尾の首尾は、袁加志良と訓むべし、又、私記に曾乃加志良遠々宇古加須と有り、搖字、釋紀祕訓に、宇碁加須とも、又多多久とも讀みて、江家說同之と有れば、古より兩訓有りけるなり、名義抄の訓の中に、宇碁加須、又布流布とも訓める、皆其義相近きを、今は多々久と云ふなむ、右に庭多々伎の下に、古事記を引きて徵せる如く、此の事實に合へれば、今其を正訓と定めつ、（釋に、宇碁加須と作めるは、音便にて宜しからず、今も鶺鴒の狀を見るに、其首尾を振ひ動かすよりは、多々久と云狀に近かり、後世水鷄などの歌に、多々久と云も、又似たる狀以て云ふなり）○學之の學は、鶺鴒の此場にて組成す風を爲るを、眞似び給へりし由にて、其名を止豆木乎之閇止里と云ふに對へて、其受け給ふ方に付きて云ひ初めたる語にて、太占の占も同じ事

なり、其麻邇の麻は、眞字の意にて、其指す所の物を立てて其に似て出づるを、我心に合する由なるが、學も其に同じと云は、其鳥の首尾を搖くを眞と云て、其如くして交ぎ給へる故に、此も眞似なるを學婆牟、學ぶなど下にて辭の活く故に、音の轉れるが故に、麻那夫とこそは云へれ、占の意に又違はざるなり、（本に學を那良比氏と訓める、其は應神天皇十六年御紀に、習㆓諸典籍㆒と有りて、其も學ぶと同じ事なれども、此は麻那夫の方然るべし、名義抄に、學字麻那夫の外に、那良布、又袁志布、又物奈良布、麻爾久など種々に訓めりき）此は、決く天神の御方より、二神の御目に當るべく顯示し給へる由は、豫て太占を以て卜合給ふべく、事教へ給へるが故に、鳥に然る心は無けれども、二神の是ぞ天神の御教と受け賜はらして、始めて夫婦遘合し給へる故に、學㆑之とは傳へたるなり、此事、已に第一一書（太占條）に就きて云へり、口訣に、神見㆓鶺鴒㆒而學㆑之、從㆓自然㆒之義也と有るは、似たる事ながら、此は天神の御方よりも、御心有りて鳥に託つけて顯示し給ひ、二神の御方にても、是こそと卜合曉り給ふなれば、凡人などの爲むこそは自然とも云はめ、此大神等の御上にては、當に然るべき者と思ひ取り給へる者なり、松浦某と云は、伊勢人にて、壯年の時より、蝦夷の地を開くに心ありて、度々往來へる人なるが、其筆記に、其夷人の云ひ傳ふる古說を書せるを見るに、古昔、世中は唯滄海のみにして、國と云ふ物もなく、人と云ふ者も無く、草木鳥獸と云ふ者も、元より非ざりけるが、何時となく、海底より何とも名狀し難き、一物凝固りて突出しけるが、良世を經るに隨ひて始て山岳の形を成しけるが、其時國ともなく、造島神、此上に降臨坐て、住給へる時しも、續て婦神、一屯なる五彩の雲に乘りて降給へるが、其乘給へる雲の黑きを、海に投げ入れて巖と成し、黃なる雲を此處彼處の間々に埋みて、土と成

し、白き雲を海に投げ入れて魚蝦の種類と成れと宣ひ、青き雲をば、草木の類と成れと宣ひ、赤き雲を以て、金銀財帛珠と成れと祈り給ふ時から、何處ともなく、雌雄の鶺飛來りて、彼二神の御前にて交合の事を成しけるに、二神も其術を得て國土萬物を悉く造成し給ひ、終に大虛を指して去給ふとぞ、所以に鶺を加牟伊知迦布と呼びて、迦牟伊は、神と云言、知迦布は鳥と云事にして、造島神の代より、此島に住る鳥にて、島人に夫婦の道を教へし鳥なるが故に、島人此鳥を見る時は、甚尊び敬ふ事となむ、俗又、其一の島根と云は、齊明天皇五年御紀に、謂ゆる後方羊蹄岳にして、實に此一島の父母と云者なり、皇國の富士峰に似て、四時共に積雪の絶ゆる間なし、上には大池有て、神靈常に此に住給ふ、昔は島人皆此上頂に登りて、幣帛を捧げ、解除を致せるに、風俗亂して神意に背き、神の怒を怖れて、上る者一人もなしと云り、云々とあり、我古傳を彼が事にして云るながら、決めて由有げなる事共なりけり、（通證に、神而學㆓於鳥㆒、豈其偶然乎、道之於㆑物皆然、河出㆑圖洛出㆑書、龍馬神龜、非㆓自知者㆒、有㆓伏羲禹王㆒而後八卦九疇成、馬與㆑龜亦無㆑意、羲禹豈求而然、蓋自然之感耳、關尹子曰、聖人師㆑蜂、立㆓君臣㆒、師㆓蜘蛛㆒、立㆓網罟㆒、管輅別傳曰、役㆓鳥獸㆒、以通㆑靈、一峰子曰、河之圖、伏羲忘㆓其爲㆒㆑馬、洛中之書、神禹忘㆓其爲㆒㆑龜、と云へるは、實に然る言なり、）此の鶺鴒も、其鳥たる事を打ち忘れさせ給ひて、天神の御占と戴き受け行はせ給へるなり）〇得㆓交道㆒は私記に、止豆岐須流美知遠々志倍太利と有り、四季物語一に、登都岐乃美知も知らぬ、幼き童部を召て云々と云り、三代實錄三（七丁）尙侍當麻眞人浦蟲傳に、未㆔嘗適㆓於人㆒、遂不㆑知㆓伉儷之道㆒とも有り、舊事紀には得㆓交通之術（トツギノワザ）㆒と作り、記傳四十一（三十丁）に、「不嫁夫は、登都賀受氐阿禮と訓むべし、鎭火祭祝詞に、妹背二柱嫁繼（トツギ）給氐の嫁繼、必ず登都

岐と訓むべし、和名抄に鶺鴒日本紀私記云、止豆木乎之閇止里、神代卷に、交道、敏達天皇御紀、及孝德天皇御紀に、嫁を登都共、又女自適レ人の適をも、然訓めり」（以上採要）と有ると見えたるが如し、字鏡集又名義抄などに、婚を登都具と訓みて客穗藏開卷に、「其女登岐時に成給ひしかば、」盛衰記七に、「宜しき男に合せむと爲けるを、商人に登都岐氏勘當せられて、」なども見えたり、（右の嫁字、名義抄に、又、與婆布と訓めるは、娉なり、又、袁字登阿波須と有るは、夫合なり、適は、同書嫡に作れるに、登都具と有りては適には、其訓非ざれども、然訓むべき所なり、又娉をも婚をも、姻をも娶をも、交をも媾をも、然訓み、媾字を加佐爾氏登都具と訓みて、共に古言なり、物の行至る事を、屆と云へり、重之集に、「苑原や伏屋に屆く梯も、誰故にかは我は渡して、」盛衰記十五に、「馬の爪の屆かむ程は、足を救うて歩ませよ、」など有り、持統天皇四年御紀に、憂不レ能レ達云々、得レ通二天朝一と有る達をも、通をも、登都久と訓めるも、此登都具と本同言なる狀なり）偖、登都具の名義は、與接にて、男女の身と身と接け合するを謂なる可し、然れば、陰奕と心得ても其義違はじ、古事記白檮原宮段に、奕二其美人之富登一と有も、丹塗矢に化れるとは云ながら、交通せるを云ふなり、本傳四之卷に註せるが如く、美斗能麻具波比は、共レ身之熟組合なるべく、美刀阿多波志都は、共レ身與にて、與は當合す事にて、又登都具の、與接に異ならざるを思ふべし、與を唯登と訓せたるは、我與レ人など云へる類是なり、名義抄に、與字を阿多布とも、加爾多理とも、久美須とも、登母那布とも訓めるは、何れも與レ物の義なるを思ふべし、然れば、男女相接なる事を登都具と云ふ事著明し、凡て上古には、其詞に潤色無くして、唯有りの任に云ふ故に、後世の意を以て解くべからざる者なり、（通證に、或說を擧げたるに、

交之爲㆑言、後嗣也、夫婦之道、廣㆓後嗣㆒爲㆑要矣と云へるは、生賢しき俗意なる事は、知る人ぞ知りてむ）道とは、其當に然有るべき條理を云ひて、天下の人の當に依りて行ふ事を道と云ふも、此に同じ、所以に、此に不㆑知㆓其術㆒の術を美知とも訓める、其卽ち交通を行ふべき條理を云ふなり、（名義抄に、道字に、能理と云訓の有るを以て、術字に美知と訓める、其同じき意なるを通はして知るべきなり、併上に、術を今能理と訓れば、此は美知と訓めり）

一書曰。二神合爲夫婦。先以㆓淡路洲㆒。淡洲爲㆑胞。生㆓大日本豐秋津洲㆒。次伊豫洲。次筑紫洲。次雙㆔生隱岐洲。與㆓佐度洲㆒次越洲。次大洲。次子洲

合爲夫婦は、正書に、其爲夫婦と作ると同じ事にて、合と共と、字の換れる耳なれば、舊きに從ひて、共に美斗能麻具波比と訓むべし、その傳上に出（本傳四之卷）〇以㆓淡路洲淡洲㆒爲㆑胞は甚く異なる傳なり、其は正書に、以㆓淡路洲㆒爲㆑胞と有りて、第九一書も、共に然には有れども、其すらに誤れる傳なる事上に辨へたる如くなるを、此には淡路洲、淡洲共に竝べ擧げたるは誤なり、其は第一一書に、先に生㆓蛭兒㆒、又生㆓淡洲㆒と有る、其結に、此亦不㆔以充㆓兒數㆒と有りて、淡路洲は其次度に生み給へるにて、同時に成れる洲ならぬを、一に合せて爲㆑胞と云ふ事、甚々心行ぬ傳なり、山蔭に、「先以㆓淡洲㆒爲㆑胞、生㆓淡路洲㆒など有けむが、混れたるにも有む」と云れたるは、實に然る言なるなり、（淡洲と淡路洲と、其成れる時の同じからざるは、古事記も、元より右の如なる上に、舊事紀も其如

くなれば、今云ふ限に非ざるなり、古史徵に云く、「一古本又元々集に引けるに、淡洲なし」とあり）偖、此より下の傳々には、唯大八洲國の異說耳を擧げられて、前後に事實の文無きは、正書又佗一書共の中に、何れか同じき傳有る故に、略き載られざりける者なり、第二より第五迄の一書には、大八洲國より以前の事實耳有りて、右等に國號を省かれたるも、亦此に同じ、然れば正書一書相融通して、一條の文の如く、彼此を合せ讀むべき所多しと知るべし、是卽ち御紀の見樣なり、〇此にも淡路洲を、大八洲の外に爲るは、正書同じきながら、共に誤なり

一書曰。先生淡路洲。次大日本豐秋津洲。次伊豫二名洲。次隱岐洲。次佐渡洲。次筑紫洲。次壹岐洲。次對馬洲。

此は、古事記の數に合へる傳にて、互に前後に異有れども、共に正說と聞ゆ、彼記は一に淡道、二に伊豫、三に隱伎、四に筑紫、五に伊伎、六に津島、七に佐度、八は大倭と有り、但し、伊豫の次は筑紫にて、隱伎は津島の下、佐度の上に有べき者なり、但、鈴屋大人說（髻華山蔭）に、「八洲本文、一書共、皆異あり、何れも、古傳なるべけれど、其勝劣を云はむには、第七一書、古事記と同じき、これぞ中に正しかるべき、その故は、彼說は八洲の中に、後に國と建てられたる限は、一も漏れず、又國と建てられたる洲は、一も交らざればなり、其高の說共は、先本文に、大洲と吉備子洲との入りたる、此二は後に建てられたる洲には非ざるに、却りて壹岐、對馬の入らざる事は如何、凡て國と

建てられたる事は、良後の事なれども、必ず神代の由緒に關れる事とこそ所思ゆれ」と有り、寔に其如くなり、（口訣に、其無越洲者、不離大日本之故也とあり、但し正通主の越洲と云はれたるは、必ず余が說の如くは非ずて、北陸道を然云へると思はれたるなるべきが、其は僻說なり、傳四說り見るべし○正書、及び第六、第八等の一書に、雙生隱岐洲、與佐度洲とある、其正說なるべきこと、傳四に云へるがごとし、然るを、此れは隱岐洲、次佐度洲とを別々に生み給へるごとく傳へたるは誤なり、又これを以訂す時は、古事記に隱伎之三子島を、筑紫島より先に置けるは誤りにて、津島のつぎに在るべき事、愈著明し、故記傳にも、其を不審しまれたる說あるなり、（其は傳四、佐度洲の說に就きて、其文を引きたれば、それに見合せて曉るべきなり）○壹岐洲、對馬洲を、此の傳に大八洲國の中に收められたるは、古事記の正說に合へり、但し此の次第もその記に依りて正さば、一に淡路、二に伊豫、三に筑紫、四に壹岐、五に對馬、六に隱岐、七に佐度、八に大日本と、生み巡り給ふと爲べし、其は二神の在しゝ磤馭盧島に、合交坐して、其許にて、淡路洲を生み、其より左に西に巡り給ひ、北に折れ東に巡り、大日本を生みて、其本宮に巡り復り給ふべき理なればなり、（此等の委しき事は、已に傳四、由是始起大八洲國之號とある下に註せる事なれども、又此に少か驚かし置くになむ）

一書曰。以磤馭盧島爲胞。生淡路洲。次大日本豐秋津洲。次伊豫二名洲。次筑紫洲。次吉備子洲。次雙生隱岐洲。與佐度洲。次

越洲。

以二磤馭盧島一爲レ胞と有るは、異なる傳なり、古事記に、唯意能碁呂島者非レ所レ生と有りて已に天より降り坐し、即ち自凝成れる島にて、未だ遘合ひ爲給はざりし以前に出來れる島を、後に生み坐る洲の胞と爲給ふと云ふ事心得ず按ふより、磤馭盧島より爲レ胞迄の間に、脱文有るか、（今、磤馭盧島を綸島と云ふは、畫けるが如く、甚彩はしきに依れる名なるが、其南に在るを大綸島と云へり、然るを、大神氏の日記に、以二磤馭盧島一爲レ胞と、云ふに叶へる由云へるは誤なり、彼は其彩色の麗はしきに依りてこそ、綸島とは云へれ、胞の意には非らず、思ひ混ふべからず）

一書曰。以二淡路洲一爲レ胞。生二大日本豐秋津洲一。次淡洲。次伊豫二名洲。次隱岐三子洲。次佐度洲。次筑紫洲。次吉備子洲。次大洲。

以二淡路洲一爲レ胞は、此は決く、以二淡洲一爲レ胞の誤なり、其は淡洲を、大八洲の員に入れて、淡路洲を兒數に充ざる可き理無ければなり、（然れば、此は互に誤れる者と見ゆるが、如此く違へるを載せらるゝ事、一書の成る由緒なれば、古き誤とは通えたり）〇淡洲は、淡路洲の路字を脱せるならむ事、右に註へるが如し、纂疏に所レ異則以二淡洲一充二兒數一也と見ゆ）

一書曰。陰神先唱曰妍哉可愛少男乎。便握陽神之手。遂爲夫婦。生淡路洲。次蛭兒。

陽神の御和を省かれたる事、正書又第五一書の如し、又妍哉可愛少男乎は第一一書の書様なり、說は其所々に云へり、（其には、歟字なるを、此は乎に換へたり、其に阿那而憙夜愛袁登古袁と訓みて、佗に義なし、字を以訓を誤るべからず、新刻助語辭と云ふ書に、乎、多疑而未決之辭、或爲問語、歟何絶之高聲など有りて、字義にも亦異りなし）

○握陽神之手は、誘ひ合ふ狀なり、便と有るは、其言ひ出し給ふ卽ち、御手を握るなり、然れば、陽神も妍哉可愛少女乎と和給ひ乍も、亦握陰神之手と云ふ事を爲し給ひつらめども、旁を省けるとは、誰も心着かれざりける故に、此にて二神の御手を握りて、相契らしゝ事は見えず成ぬる者なり、（通證に、陰神握陽神之手者、不齊先言之過也、云々と有れども、其迄には非ざるべし、陰神より先に進みて、御手を取り給ひしは、言を先に揚げ給る故ぞ）繼體天皇御紀、勾大兄皇子、聘春日皇女御歌に、伊莽我提嗚、倭例儞魔柯絁毎、倭我提嗚麼、伊莽儞魔柯絁毎、と詠ませ給へるは夫婦御寢坐して交合し給ふ狀なれども、此に陽神の先唱へて、陽神の御手を握り給ひ、後に陽神も亦和へ給ひ乍、陰神の御手を握らして、御妹妋の約束は成し給へるなり、谷重遠說に、約束蓋手握也と云へるを、今迄心にも留めざりしかども、此にて二神の御手を取り交はし給ふを見れば、寔に尤なる言なり、（然らば、此の握字を舊く登理氏と有るを換へて遖岐理氏と訓めば、叶ふべからむとも思ゆれども、此は知岐流と云ふ事の此に起れる

由を云へるにこそ有れ。然しも深く泥む可きならねば、猶本の任に物爲つ、名義抄に、握字、遡岐流、又登流、又母都又都加牟など種々訓めり）○生淡路洲の、路字衍なり、淡洲にて有るべき事、第一一書、又古事記に校べて訂す可し。

安政元年十二月十四日始、同二年正月十四日成。

日本書紀傳　六之巻

穗積重胤謹撰

神代上第六　四神出生章

次生海。次生川。次生山。次生木祖句句廼馳。次生草祖草野姫。亦名野槌。既而伊弉諾尊。伊弉冊尊共議曰。吾已生大八洲國及山川草木。何不生天下之主者歟。

次字は、前章に由是始起大八洲國之號焉と有る文に續ける次なり、（古事記には、既生國竟更生神云々と云へる是なり、第六一書にも、伊弉諾尊、與伊弉冊尊、共生大八洲國、然後云々と有る然後も、亦此の次に同じ、偖此段生海生川など有るは、生海神、生川神と云ふ事なるを、此章は日神月神素戔嗚尊等の珍子の生れ坐せる事を主と立つる傳なる故に、其珍子の日神月神など申すに避けて海神を海、川神を川と耳記されたる事、次なる句々廼馳、又草野姫などに、神とも命とも書かれざるを以て知るべし、（然れども、句々廼馳、草野姫などは神名なれば、神字

などは無くても聞ゆれども、此をも生レ海生レ川の例に、生レ木生レ草と記されたらむには、誰も生二木神一生二草神一とは思ひ取るまじければ餘りに事略たりと云ふべし、私紀に、問、古事記之說、自レ海以下、是生二其神一也、今此紀唯云レ生二海等一、未三必獨生二其神一也、其意如何、答、今此唯生二海等一未三必獨生二其神一也、是猶三上文生二大八洲一也、即依レ生二其神一兼二成其實一耳、此而古事記異也とあり）但し此に生レ海生レ川など撰者の御心には、生二海神一生二川神一と云ふが如き意しらびして書き給へるならめども、正しき古傳は、次なる二神の吾已生二大八洲國、及山川草木一と有る、其山川草木の出來れるを云ひて、未だ山神川神草神木神などの成れ坐さゞる以前に、已に其山川草木と云物を生み給へりし傳なるを、當時詳ならざりし故に、或は物の如く、或は其を掌らす神の如く、彷彿しく書れたるにも有るべし。（其は天地初判れしより、日月は有りつれども、其を所知看す日神月神は二神の御子に坐して、其神と坐すと同じ事なり）然れば此は二神の御言に依りて、其物を生み給ふと爲るや勝りたるらむ其は東寺年代紀に、伊弉諾尊、大八島造り給ふ、次に山海川を造り給ふ、次に草木を造給ふ云々と云へる、造給ふと云ふこそ良はしからざりけれ、此も亦神ならぬ事の證なるべくや、此海神、川神は、彼祓除の時に成り坐しゝ山神は、火産靈神の御骸より成り坐し、木神、草神は已く此時に成り坐しゝに依りて、御名を詳に擧げられたるにぞ有りける、如此く予が心定まりし故に、生レ海生レ川は唯に海と川とを生み坐せるとして、神字は訓み附けずなむ、（但し纂疏に、海者萬派之所レ鍾、川者地之汚、山者地之隆、先海次川次山、蓋造化之有レ序也と有る如くならむには、海川山も自然の物の如くになれども、已に國をすらに生み給へりし者を、況て海を生み川を生み山を生み給ひたりとて、何の疑はしき事かは有らむ）〇生レ海と

は、大海を生み坐るにて、海神を生み坐るならず、抑前章に以二天之瓊矛一、指下而探レ之、是獲二滄海一、其第一一書に、投レ戈求レ地、因畫二滄海一と有りて、滄海はしも此國土の未だ出來ざりし其先より有りし物なれば、此に生レ海と有りては、事の重復れるが如く聞えて、如何なる狀なるを、猶熟思ふに、滄海とは海の大名にて、此を和多と云ふ時は、海の用を云へるにて、小名なる事此大地を都知とも久爾とも云ひ、神字を迦微とも美多麻とも云ふが如し、皆體用の差別を立たる名目なり、（其は此大地の事を天地など云ふ時は大名にて、天地と別れりし初より都知と云ひて、既に其物有るを、彼八洲起元章などには、其大地の中にて、又更に國を生み給へる事の有るを思ふべし、斯して又都知とも久爾とも通はし用ふると、此と全く同じ）然れば、滄海は大地に對へ云ふ言にて、全體の名なる故に、滄海と云ひても、大地と云ひても、この大地を云ふ稱なること、已に傳四に註せるが如し、さて海を和多と云ふ時は、地を久爾と云ふに對へ云ふ言にて、國より國へ渡り往來ふ用に因れる稱なり、故に倩考ふるに、その始二神の滄海に國土を生み列ね給ふと雖も、大三輪三社鎭座次第に、初伊弉諾冊二神、其生二大八洲國及處々小島一、而地稚如二水母一浮漂之云々とある狀にて有りし故に、其海と成るべき物を生み給へりし故に、國土と大海と際々しく別れ初たる者なりけり、（祈年祭詞に、青海原者棹柁不干、舟艫能至留極、大海爾舟滿都々氣氐と有るを以て、青海原と大海を混らさゞりし事を知るべし、此に青海原と云ふは、其極みを云ひ、大海とは舟の榜浮ふ所を云て、事は狹きなり）倩、元より滄海と云ふ物の有るが上に、大海を生むと云ふ事は、此大地有るが上に、國土を生み坐せると同じ事にて、二神の如何なる奇異に神しき物を生み給ひて、其始を爲し給へりけむ、其は凡人の爭でか測り知り奉る事ならむや、生賢しき

人智を加へて、左に右に云ふべき事には非るなり、記傳五（三十六丁）に、「賀茂翁說を擧て、海を和多と云ふは渡ると云ふ事なり、古書に、山には越ゆると云ひ海には渡ると云へり、齊明天皇御紀、大御歌に耶麻古曳底、于瀰倭拖留騰母とあり、又萬葉集一（廿六丁）に、對馬乃渡渡中爾など有るを思ふべし」とあるが如し、然れば、海は渡ると云ふが主意なるを以思ふに、此に生レ海と有る、其に因て、潮の滿ち干るなどの事の、其時に起初(ハジマリ)たりし者なり、（但し潮は月の出沒に隨ひて潮汐(シホヒシホミチ)する者にし有れば、二神に預らざる事の狀なれども、其月の出沒に潮を從は令る事は、二神の生レ海給へりしに因れる者なり）其潮汐するに因りて、船の往來の有りて、各(ウタミ)に國の利用と成る事は云ふも更なり、其に因りて魚鹽(ナシホ)なども出來て人民の幸と成る事にし有れば、傳の表にこそは、唯生レ海と云ふ事には有りけれ、裏には舟楫の渡れると、魚鹽の出來れるとの、幸の出來始れる事を含みたる事云ふも更なり、（其等の委しき事は、傳八卷に說へる、第六ノ一書、海神の下に云はむを、此は唯其海を生み給ふと云ふ事を、少か微し云ふのみなり）○生レ川は此も川神には非ず、唯川を生み坐せるなり、偖川は山の凹き處に就きて水の其に從ひて流るゝ處にし有れば、殊更に生むと云ふべき理なき事には有れども、其理と云ふは、國土の體の全く備はれる今を以て、古を推す事なれば、其理も亦眞の理には非ざるなり、二神山の凹き處を定めて、水の流るゝ處とは被レ成たるにて、此を以て田園を養なひ、又潮水を分ちて、川水の國土の利用を成すべき爲に生み成し給へるなり、（大なる國土をさへに生み成し坐る、大神に坐せるを、川を生み給ふとて、其何の異しき事かは有らむ、偖海をも川をも萬を兼ねて、水神と申すは罔象女神に坐を、川神と云は又別にて、其神には非ざる事、傳七卷第二ノ一書に就て云ふべきなり）○生レ山も、山神ならず、

山の體を生み坐せるなり、此傳に依りて思ふに、二神の生坐る國は、唯平坦にこそ有りつらめ、故殊更に山を生みて、其上に高く峻しく聳え立たしめて、國の鎭とは成し給へる者なり、其は私記に、古說云、天神所賜瓊矛、既探得磤馭慮島畢、即以其矛衝立此島、爲國柱也、即其矛化爲小山也と有るを見るべし、彼島も平坦に成れるを、後に其矛の小山と化りて、其上に居るを以て、國土の其始も然なりし事を明らむ可きなり、（自餘の島こそは有らめ、此島などは、二神の滄海を畫き探らして、引き上げ給へる、其矛鋒より垂落れるが、凝累積りて成れゝば、始より山の形を具へて、隆く有りけむと思ゆるを、これも小山としも、後に其矛を立て給へるに成れるを以て、佗の島々の出來始れる狀を知るべし）然山を生み給ひて、大地の上に置き給へりし事は、上に引ける鎭座次第に、二神共生大八洲國及處々小島、而地稚如水母、浮漂之と有るが如くに在りしかば、山を生みて國の鎭とは成し給へりし者なるべし、萬葉三（廿七丁）詠不盡山歌に、日本之山跡國乃、鎭十方座神可聞、寶十方成有山可聞と有るは、其頃の人の思ひ寄るべき事に在ねば、決て古傳に依る事知るべし、（傳四爲國中之柱、傳五化竪天柱の下に云へる說共をも、亦此に引合せて考へ合すべし、山と云ふ稱の委しき所以は、傳八生山神等とある下に云へり）然るを、或書に、「天は唯積氣にして、地は唯潮水耳なり、火氣燥くに由りて、潮水漸くに涸れ初て、突出せる者は山岳と成り、從ひて顯るゝ者は原野と成り、漸く地の體定まる、其は深山幽谷の中に、貝類の化石と成りて遺れるを以て知るべし」と、俗意の甚しき者にて、良もすれば、西洋理學の輩の、洪水々々と云ふ說の類にして、神典の古傳に背ける妄談なり、（物理小識と云ふ物に、天地開時、初有水荒云々、と云ふ事を記して有れども、其は大西言、洪水時猛雨四旬、地面

圣湊云々、考其時當帝嚳之八年壬辰云、中國洪水在堯時、是一徵也と云へる事には有れ共、彼潮沫の凝り成れる彼の末々の國にてこそは、天地開時とも云はめ、我皇大御國にしては、神代も神代と、甚々末の神代にし有れば、其を以て難強かり）偕、其天下に在ゆる諸山はしも、此に二神の生み成坐せるに依りて出來れるを、後に大己貴命、少彥名命二柱の作り成し給ふとして、此山を彼處に、彼山を此處にと、其處を換へて、國と山との位置を能く定め給へるには、海底に在る所の山をも、陸上の山に累ね給ふ可ければ、貝類は更なり、海中に所產れる物の、石にも何にも化れる其任にして、山にも谷にも、必ず無くては得有るまじき者なるをや、然れば、遇石に化れる貝の少か有りとて、其徵には成すべからざるなり、大和風土記に、山跡國者、往昔山岳多而、平地少、所治天下大神大穴持命、與少彥名命、巡行此國、鑿山開谷爲平夷、故云山跡也と有るを以て、其二柱の形作り爲し給へる事を知るべく、又萬葉七（廿三丁）に、大穴道、少御神作、妹勢能山見吉と有るをも又思ふべき者なり、又七（廿三丁）に、大汝少彥名能神社者、名着始雞目、名耳乎名兒山跡負而と有るも、二神の生み給ひし古には、名も無りし山なるを、大汝、少御神の相作らしゝ代より、某山と云ふ名の成れるを知るべし、（又同卷に、八千梓之神之御世自、百船之泊停跡、八島國云々と有るは、海邊にも御力の及び給へるなり、又伊豫風土記に、湯郡大穴持命見悔耻而、宿奈毘古那命欲活而、大分速見湯自下樋持渡來而、漬浴者云々と有るは、伊豫の溫泉郡の湯は、豐後國大分郡なる速見湯を、下樋より引き給へる傳なり、右の如く海底に下樋を伏せて湯を通し給ふ計の神に御在せる者を、況て海中の土砂を貝介ながらに引きて、山を造らせりけむ事、又何かは疑はむ、此等の古傳有るを以ても、洪水の後に山の顯はれたりと

云へる、外國の妄說は捨つべきなり）〇木祖は、大殿祭詞なる、此神名の下に、是木靈也と有るが如し、次に、草神を草祖とも有るが如くにて、此も唯木神と申す事なり、第六一書に、木神等と見え、古事記にも、生木神名久久能智神とあり、（舊事紀に、生木神等、號曰句々廼馳神と有るは、此第六一書を取りて記せる者なり）偖、上の海川山等は、其物を生み給ひて、未だ其神坐さゞるを、此には其神を生み給ひて未だ其物は非りけるに、此神等の生れ坐しゝより、木草共に追次に其山にも野にも生ひ茂り初めたるを以て、殊に木祖とも草祖とも傳へたるにて、佗に例なき事なり、（士清が通證に、按草木有榮枯、而以種子相續者、故曰祖、祖與親、同訓、老之義也と有るは、然る事ながら、此は海川山の物なるに、木草は其神なるを分たれむ爲なれば、其にては叶はず、玉祖命など申すは、玉の種子を以て、相續く物に非ざるを如何とか爲む）〇句々廼馳第六一書に出つ、古事記には、久久能智神と作けり、大殿祭詞に、屋船久々遲命（是れ木靈也）と有り、句々は木木なるべし、記（朝倉宮段）に、比氣多能、和加久流須婆良、和加久閇爾と詠めるは、引田之若栗栖原、若木邊爾なるを以て思ふに、羽山戶神の子に、久々年神、久々紀若室葛根神など有るは、木木年神、木木城若室葛根神、と申す義なれば、句々廼馳は、木々之男なり、（若て木々と言を重ぬるは、山々川々など云ふが如く、其物の多き時は自らに言の重れる自然の語勢なり、但し記傳四十一に、「和加久閇爾は、萬葉十六に、若可倍爾と有りて、同言と聞ゆる由に云はれ、同五に、莖は本、莖木の約れるなるべし」と云れたると、此とは少か異なり）又右の句々の音を轉ろばして、久紀とも云て、幹字の意とも成れり、名義抄に、莎草を久紀とも久々とも有るを以て知るべし、記傳五（四十四丁）に、「久々は莖なり、和名抄木具部に、莖、和名

久木と有り、葉は字書に、草木之幹也と云へり、其を久々と云へるは、萬葉十四（十八丁）に、伎波都久乃、乎加能久君美良と有るは莖韮なり、同卷（十二丁）に、可美都氣野、左野乃久久多知と有るは、和名抄に、蔓、久久多知、蔓菁之苗也とある是なり、俗に物の速に長る貌を、久久登と云ふも此意なり、（以上取意）」と見え名義抄にも莖を久伎、莖立を久々多知と有るが如し、（皇太神宮儀式帳に、久其社一處、稱二大水上神御子久々都比女命一、又久々都比古命形石坐と云へるは、別神ならめども、久々は上の例なり、但大水上神と申すは、大山祇神の亦名なるを以て考ふるに、此も木神と通ゆれば、其御子と云ふこと大に由あり、馳は、男なる事、已に傳三に註へるが如し、偖草祖は草野姫と申して女神なるに、木神の如レ此く男神に渡らせ給ふこと、寔に妙なる處なり、其は木は莖にて、速々と立ち伸ぶる狀、自然に男陽の氣勢なるを、草の嫩々として、同じく立ち伸びは伸ぶるながらに、其末の垂びたる狀も亦自然に女陰の形容を成せるは、其祖神の、若此く男女に坐るに因る事也、偖此は大殿祭詞講義に註せる如く、平田翁說に、此二神共に保食神の幸御魂なりと云れたる如く實に其分御靈に坐して、其神に屬き給ひて、御靈威を幸給ふ事は、八十枉津日神大枉津日神と神直日大直日神とは、天照太神よりは別時に成り坐て、其荒魂神、和魂神と成り坐て屬奉給ふと同じ、（然れば此木祖草祖の二神を、二神の御子と見て妨無かるべき者也、平田翁の保食神の幸御魂と爲て、其生れ坐る傳を省れたるは固陋也）○草祖は、古事記に野神と有、舊事紀に生二草祖一號曰二草姫一（亦名野槌）と有は、此の文を取れる者也、（偖此に生二木祖句々廼馳一と有るを第六一書に、木神等號二句々廼馳一と有れ共、草神の事の其に見えざるは、傳へ漏されし者なるべし）記傳五（四十四丁）に、草は萱多也、多きを布佐と云へる事、此彼見えた

り」と有るは、右の蔾韮(ククラミ)、又蕈(ククタチ)などの例に依れば、實に然る事なれ共、又思ふに草(ククサ)少にも有るべし、其は木の葉の太く強きに對て、草の葉の細く弱きを以知べし、(天慶六年竟宴歌に、度志古度乃、波留也光加芝之、加也之比女、野丹毛也萬丹毛、九佐之毛由良牟)○草野姫、釋紀述義に、私記曰、問草野姫讀有ニ説々一云々如何、答師說加夜能比賣止讀レ之、古事記云、鹿屋野姫、安氏說、草讀如レ字、假名本久佐能比賣止讀レ之とあり、草讀如レ字とは、假名本に久佐能と訓めるを云なり、然れば、加夜怒と云ふ時は、其草を刈りて用ふる方に就たる神名なるを、久佐怒と云ふ時は、何となく其草の生る野神と云事なり、偖右の加夜能、又久佐能など云ふ能は、怒と訓むべき所なり、(記傳五に、「野神の野を、古は怒と云ひしなり」と云はれたる如く古事記白檮宮段に、高佐士野を、多加佐志怒、」應神天皇御紀に、野蒜を怒耳比蘆箟彌耳と有るなど、古書皆然り、記傳五(四十五丁)に、「加夜は、記に以ニ鵜羽一爲ニ葺草一と有りて、訓ニ葺草一云ニ加夜一と註せるぞ本義にて、何にも有れ、屋葺む料の草を云ふ名なり、萬葉一(十一丁)に、吾妹子波、借廬作良須、草(カヤ)無者、小松下乃、草(クサ)乎苅核、」四(五十八丁)に、板蓋之、黒木乃屋根者、山近之明日取而、持將參來、」又、黒木取、草(カヤ)毛刈乍、仕目利、勤知氣登、將譽十方不在」(一云、在登母)八(五十四丁)に、波太須々寸、尾花逆葺、黒木用、造有室者、迄萬代と有る、此等を合せて思ふべし、茅(カヤ)と云ふ一種有るも、屋葺に主と用ふる故の名なり、偖野神の御名に負ひ給へる故は、野の主と有る物は草(カヤ)にて、草の用は屋葺くぞ主なりける故、草字を即加夜とも訓めり、上代は大御殿を始て、凡て草以て葺きつれはなり」と有るは、實に謂れたる說になむ有ける、但此加夜は茅を云ふ也、傳廿七に云べし、儀式造大嘗宮條に、爲レ艾ニ同殿料萱一云々、向ニ卜食野一祭ニ野神一云々、執レ鎌艾レ

之と有を以て草野媛神の名義說くに足れり（顯宗天皇御紀に、取葺草葉者云々と、草葉を加夜と訓せ、又和名抄鄕名に、因幡國法美郡大草、於保加也とも見えたり、（萬葉一にも、眞草苅、荒野者雖有とも有りて、定に野の主と有る物は草なり、また、大嘗祭式に構以㆓黑木㆒、葺以㆓青草㆒と有るも、右の四卷八卷の歌に合へり、景行天皇十二年御紀に、朕聞㆑之、襲國有㆓厚鹿文、迮鹿文者㆒云々と宣へる、鹿文は葺草の事にて、厚と云ひ迮と云へるは、右住める宅の大小を以て云へる名なる者なり）偖、葺草を加夜と云ふは、冠屋にて、屋上に蓋らせて、雨を凌ぎ日を凌ぐ由の名にて、木を上に置たる門を冠木門と云例に等しきなり、其は大殿祭詞に、以天津御量氏、事問之磐根木根立知、草能可岐葉乎毛言止氏、天降利賜比志食國天下登、天津日嗣所知食須、皇御孫之命乃御殿乎云々、齋鉏乎以、齋柱立氏、皇御孫之命乃、天之御翳日之御翳止造奉仕禮留、瑞之御殿云々、取葺計留草乃噪無久云々と有る、天之御翳日之御翳と有るは、屋を覆ひて、雨を凌ぎ日を凌ぐ義なる事、已に祝詞講義に註せるが如し、（其外にも、祝詞に、天之御蔭、日之御蔭止隱坐氏と有るは、何れも屋を覆ひて、其内に住坐を云ふなり、出雲神壽詞に、天乃美賀祕冠利天の祕は、氣の誤にて、天御翳と、冠と云ふ事にて、此は屋の事には非ざれども、冠と翳との例に引けるなり）○亦名野槌は、舊事紀には小字に作れり、此御紀の古本に、然有りけむも知るべからず、古事記には生㆓野神名鹿屋野比賣神㆒、亦名謂㆓野椎神㆒とあり、記傳五（四十六丁）に、野椎神は野津持神なりと師は云れき、書紀寶鏡開始章第二一書に、又使㆓山雷者㆒云々、野槌者採㆓五百箇野篶八十玉籤㆒、又神武天皇御紀に、高皇產靈尊を顯齋して祭り給ふ所に、火名爲㆓嚴香具雷㆒、水名爲㆓嚴罔象女㆒、粮名爲㆓嚴稻魂㆒、薪名爲㆓嚴山雷㆒、草名爲㆓嚴野椎㆒と有るは、皆二柱大神の生み坐せる神名

なれば、山雷も、山津見に當れり、是を以て見れば、實に都美と都知と同意にて、知は持なるべし、（以上採要）と有るにて、名義聞えたり、（但し又一說に、豆知の豆は例の助辭にて、知は久々能智などの智と同じくて、尊む名にも有るべし」と云へるは僻事なり、句々迺馳の馳は、男にて、男神の謂なる事、上に云へる如し）〇木祖と、草祖と、如此く並びて生れ坐して、天下の木草の祖神と成り給ひける故に、口訣にも、於レ山始生二坂樹一、有二不變之性一、而爲二萬木祖一、於レ野始生二茅草一、有二潔白之性一、而爲二千草祖一、故祭レ神專用レ之也とある、坂樹の事は天石窟の時に在りて、此に所見なしと雖も、茅草は神名にも草野姫と申せば、其所謂又無きには非ざるなり、（但し此茅草に先立ちて、葦の事を云へるは、前章第一ノ一書に、先生二蛭兒一便載二葦船一而流レ之とあれども、其は傳の誤にて、葦尚不レ立と云へるより、然る物の在りしが如く、誤來れるなるが、其葦だに未だ生立ずと云にて、其時已に其物の有しに非ざれば、定に茅草ぞ草祖には有りつらむ、坂樹の事は、第六ノ一書なる、日向小戸橘之檍原の下に云ふべし）然れば、木を伐るには、必ず木神、草を刈るには、必ず草神を以て任さる可きを、寶鏡開始章第二ノ一書に、使下山雷者採二五百箇眞坂樹八十玉籤一、野槌者採中五百箇野篶八十玉籤上と見え、神武天皇御紀に、薪名爲二嚴山雷一、草名爲二嚴野雷一と有りて、山野の神等に任し給ひ、然耳ならず、古事記に、大山津見神、野椎神二神、因二山野一持別而生神名云々と有りて、木祖と草祖と並坐す事は無くして、何時も山神と野神と相並ばして事成し坐せり、（此に依て、木神の御名は何時も顯れ坐ざるなり、唯大殿祭詞に、屋船久々遲命と出でたる耳あり、又古事記に、羽山戸神、娶二大氣都比賣神一生子云々、次久久年神、次久久紀若室葛根神と有るも、羽山戸神、大氣都比賣神は、大山津見神、豐宇氣毘賣神の分御靈等

の御合坐るならむと、所思しき由、已に、御年神祠講義に云へりき）祈年祭山口神祠に、山口坐皇神等能前爾白久云々、遠山近山爾生立留大木小木乎本末打切氐持參來氐、皇御孫命能瑞能御舍仕奉氐云々、と有りて木神をば、被レ祭ずして、木を生す山神を祭られ、大殿祭詞にも、皇御孫之命乃御殿乎、今奧山乃大峽小峽爾立留木乎、齋部能齋斧乎以伐採氐、本末乎波山神爾祭氐、中間乎持出來氐と有て、木神を云はず、其末に至りて、御殿造の事を云ひ畢へたる所に、屋船久々遲命（是木靈也）屋船豐宇氣姬命登御名乎婆奉稱利底とある耳ぞ、木神、草神は相並ばせりける、（古史徵に、掘堅多留柱、桁梁戶牖乃錯、動鳴事無久と云へるは、木神の幸給ふ功德に係り、引結幣魯葛目能緩比、取葺計魯草乃噪無久と云へるは、野神の幸給ふ功德に係れり、然るを草野姬と云はずして、豐宇氣姬命と云へるは、如何と云ふに、此神、實は稻穀を生ふし給へる神に坐すを、餘草をも生ふし給へるは、其幸魂の御業なる故に、此は其本御靈の御名以て云へるなり、又稻萱も、共に草なれば、取摠べても云ふべし云々と有るが如し、但し草祖を生み給へる事を取られざるは、上に云へる、天照太神の荒魂、和魂の、太神に先立ちて生れ坐る理と等しきをば、思ひ漏されたる者なり）然るを、儀式を閱に、大嘗祭儀なる稻實殿條に、爲レ採二内院料材一、向二卜食山一、卽祭二山神一云々、祭畢造酒童女、先執二齋斧一伐レ樹、工匠次レ之と見え、次に向二卜食野一、卽祭二野神一云々、祭畢造酒童女、先執二齋鎌一芟レ之、役夫等終レ之とあり、又大嘗宮條にも、次各爲レ採二大嘗宮御殿料材一云々、向二卜食山一、祭二山神一云々、祭畢造酒童女、執レ斧伐レ樹、夫等終レ之運置、次各爲レ芟二同殿料萱一云々、向二卜食野一、祭二野神一云々、祭畢造酒童女、執レ鎌芟レ之と見え、又次各燒二藁灰一云々、向二卜食山一、祭二山神一云々とも有りて、木草を採る爲に、山神、野神を被レ祭る事は有れど

も、其本體と坐す、木神、草神と云ひて被レ祭ざるを以て思ふに、其木草を採る山野を祭りて、木神草神は被レ祭ざるなり、然れば、草野姫神の如きも、草祖と云方にては、草野姫神と申し、古事記に生二野神名云々、亦名野椎神一と、一に爲られたれども、野神と申す方にては、此に亦名野槌と有る如くなれば、同じ神に坐せども、萱を野に芟る時には、其芟りて用ふる草神にては祭られずして、其芟り採る野神にて祭られ給へるを、木祖句々廼馳神は、唯木靈に坐して、山神を兼ね給はざりければ、右の度々にも、野神と齊しく被レ祭給はざりける者なり、（故是を以て、太神宮式に、凡採下營二神田一鉏鍬柄上者、毎年二月、先祭二山口及木下一、然後採レ之と有り、山口は山神、木下は木神なり、其は臨時祭式に、造二遣唐使舶一、木靈幷山神祭と有が如く、其地にて物を造る時には、山神と木神とを合せ祭るも常なり）所以に、右に引ける大殿祭詞なるも、木を採るに就て、山にては山神をば祭れりしにて、其は過ぎ去し時の事なり、今現には御殿と成れる上に就いて、木に久々遲命、草に豐宇氣姫命は祭らるゝにて、儀式の趣も右に同じ、其は材と萱とを採る爲に、右の如く山神、野神は祭られたれども、其大營宮の成り訖れる所に、既而中臣忌部、率二御巫等一、祭二殿及門一云々と有て、其は大殿祭の事なるが、其所レ祭神は、木神草神を、屋船命と稱へ申せる事、祝詞講義に註せるが如し、（然れば、上に引ける寶鏡開始章なる、山雷野槌も、神武天皇御紀なる、嚴山雷も、嚴野雷も其を採れる山神野神にして、木神草神の方には非ざるぞかし）○其議曰は、彼磤馭慮島の八尋殿に御在し坐て、共に珍子を生ませ給はむ事を、相議らせ給ひけるなり、下に日神の御事を、故以二天柱一擧二于天上一と有るに、思合すべき事なり、八洲起元章に、其計曰と有るは、天浮橋の上にてのことなり、彼は傳四に云へる如く、國土を生み給ふ大義なるを、これも珍子を生

み給ふ大義を議り給ふ故に、共にと有るなり、（共の字、舊事紀には倶と作れり）古事記に、故爾八十神然欲レ殺二大穴牟遲神一、共議而云々と見え、又、神倭伊波禮毘古命與二其伊呂兄五瀨命一二柱坐二高千穗宮一而議云と有るも與議なり、神功皇后御紀にも、今皇后有レ子、群臣皆從焉、必共議レ之立二幼主一と見ゆ）〇吾已生二大八洲國、及山川草木一とは、古事記に、伊邪那岐命曰云々、而以下爲生二成國土一奈何云々と見えたる、其結に當る御語なり、蛭兒、淡洲は、兒數に非ざるが故に、其を除きて、其主と有る大八洲國は更なり、山川草木に至る迄を生み給ひて、不レ足（アカ）ぬ所なく、國體を具へ給ふ由なり、（已（ステニ）は、盡（コトゴトク）の義なり、萬葉十七に、天下須泥爾於保比氏、布流雪乃と有るは、天下の限りを盡くに覆へる義なるなり）但し古語拾遺には、二神共爲二夫婦一、生二大八洲國、及山川草木一と有るは、記者の地より云へるを、此には、共議曰とありて、二神の御語なり、然れば、山川草木共に、其神を生み坐せるならず、其物を生み坐せる事著明し、（其は上に註る如く、生レ海生レ川生レ山と有るは、其物にて、其神には非るを、木草の二つは其神にして、其物には非ざれども、神の方よりは、物を主と爲る故に、木祖草祖と書かれたるなり、故二神の山川草木を生むと宣へるは、其神の事には非ずと知べし）〇何不レ生二天下之主者一歟は、大八洲國、及山川草木に至る迄も生み給ひ訖へて、今は其を統御（シロシメ）す、主と坐す神を生まずては得非らじと、深く御心を入れて慨（ナゲカ）せ給へるが故に、反語を用ひさせ給へりし者なり、（然れば、此は何爾曾天下能主登坐神袁生給波那良米夜母登詔給比氏と訓附て、其の義を味ふ可きなり）天下之主は、下に生二素戔嗚尊一云々、不レ可（ベカラズ）三以君（キミトマスアメノシタニ）二臨宇宙一と有るに對へ見るべし、第一ノ一書にも、此の御言を、吾欲レ生二御宇（アメノシタシラス）之珍子一と有りて、其に對へるは、第三ノ一書に、生二素戔嗚尊一云々、勅曰假使下レ汝治上二此國一云々

と有る是にて、此國土を治す事を云なり、（續紀第七詔に、天下君坐而云々、又於二天下政一置而云々と有りて、君と云ひ政と云ひて、其體用を分たるは、實に克く合へり）〇天下は、萬葉五（二十五丁）に、阿米能志多麻乎志多麻波禰、二十（五十丁）に、安米能之多之良志賣之祁流と有るに依りて、訓むべし、（阿米賀志多と云ふは、俗びたる言なり、訓むべからず）上に大八洲國、及び山川草木と宣ひて、次に天下と宣るは、上には其生み坐る物の條目を分ち宣へるを、此は其物を一に總括りて宣ふ所なる故に、天下とは宣へるは、次なる日神の所に、授以二天上之事一とも、以二天柱一舉二於天上一也とも有るに對へて、天下とは宣ひ初たりし者なりけり、是古言なり、第六一書にも、素戔嗚尊者可三以治二天下一也と見えたり、（然るを西戎に、天下と云ふ熟字の有るを取りて、其訓を此方にて設けたる語の如く云はれたる、先達の說は當らず、又通證に引ける呂氏春秋に、有二天下一者、天下之主也、又穀梁傳に、爲二天下主一者天也、繼レ天者君也などの文を取れゝども、此は然る理屈の所には非ず）天下と云ふ事は、天地初判れりし時に、空中に一物成れる其中より、若二葦牙一して萌え騰れる物は、上りて天と成れるを、若二浮膏一して其下れる物は地と成れるが、此にも此時天地相去未レ遠と有るが如くにて、今の如く遠放りて在ざりしかば、初より天日を中心にして大地の周る事は同じきながら、上に覆へるが如く在りし故に、其判れし初よりの事に依りて、上を天と云ふに對へて天下とは云ひ做へりし者なり、（古事記に、邇々藝命、將二天降一之時、居二天之八衢一而上光二高天原一、下光二葦原中國一と有るが如く、天と地との中間なる、天之八衢を界として、上を天と云ひ、下を天下と云る義なり）〇主を伎美と訓み來れる其實に然る言なり、天孫降臨章に、欲下立二皇孫一云々上、以爲中葦原中國之主上の主字も、然訓て、其第一一書に、

豐葦原中國、是吾兒可レ王之地也云々、天照太神因勅云々、葦原千五百秋之瑞穗國、是吾子孫可レ王之地也とある、可レ王と云と同じ事なり、倭、君とは、上と云ふ義にて、神と云ふも同じ事なり、古事記（白檮原宮段）に、爾神八井耳命、讓二弟建沼河耳命一曰云々、故吾雖レ見不レ宜レ爲レ上、是以汝命爲レ上治二天下一、僕者扶二汝命一爲二忌人一而仕奉也と見えたる、此は吾は子長とあれども、上と有るべからず、是を以て汝が命は君と坐して、天下を治め賜へ、吾は忌人と爲て汝命に使はれ奉らむと云ふ意なり、此にて、君は上なる事を明らむべし、然れば姓に、某君某公と云ふも、其氏に上たる事、姓の連は群主なる意に思ひ合す可し、（君と上と同じ意ならむには、唯上と云ひて有りぬ可きを、君としも言を換へたるは、神も上と同言なるが故に、云ひ別かたむ爲に、神代より君と唱へ來れるなり、此を伊邪那岐の岐、伊邪那美の美を合せて、君と云ふ言の成れる如く云ふは妄説なり）若て某君某公と云ふ時は小く其物に上たる耳なるを、打ち任せて大きく唯に君と申すは、天皇の御事なり、其を大君と申し奉るは、天下に相對ふ者なき謂にて、大神と申すにも、其意異なる所なき者なり、所以に天皇を始め奉りては、親王等諸王等、に至る迄に亙りて、大君と申し奉る事にて、此天下には、如何程威權有りても、人臣と有らむ限りは、打ち任せて君とは稱ふべからず、況して大君などゝは努々云ふべからざる神代よりの御定なるは、君は上にて神、大君は大上にて大神と申し奉る詞と同じければなり、（神と申せども、大神と申せるは、勝れて尊き御上に耳申し來る事なる中にも、日神の如きは、古語拾遺に、天照太神者、惟祖惟宗尊無レ二、因自餘諸神者、乃子乃臣、孰能敢抗と有るが如く、甚々尊く渡らせ給ふが故に唯打ち任せて太神とも、太神宮とも申し奉る、此日神に限れる事は、天皇を唯大君と耳申し奉るに同じ、自餘の諸

神も、尊みては某大神とは申すべし、唯太神と耳申せば何時にても、日神の御事ぞかし）然れば、此に何不生天下之主者歟と有るは、大君と坐しては天下の事を統御すべき神を生み坐むとの御事にて、此善はしき御心に依て日神、月神、素戔嗚尊を生み奉り給へるが、日神、月神の御事は、二神の御心より外に、奇異に大坐々つれば、日神月神と定め奉らせ給へりければ、素戔嗚尊ぞ、此天下の主と坐す大神には渡らせ給ひける、其はその神の下に云ふを見て曉るべし、（但し月神と素戔嗚尊とは同じ神には坐せども、此には、二つに御名の出でたる任に云なり、若て、主字を常に奴志と云ふを、此に伎美と云る奴志は所成にて、自ら物を成して其物に主たる事、傳二天御中主尊の下に云へるが如くなるを、伎美とは其には拘はらず、其長と成る由なり）

於是共生日神。號大日孁貴。（大日孁貴。此云於保比屢咩能武智。一書云、天照太神。一書云、天照大日孁尊。）此子光華明彩。照徹於六合之内。故二神喜曰。吾息雖多。未有若此靈異之兒。不宜久留此國。自當早送于天而。授以天上之事。是時天地相去未遠。故以天柱。擧於天上也。

於是共は、二神相共に生み成し坐せる謂なるが、一書の傳々の中には、古事記と同じく、日神月神などの珍子等の、

御身滌の所に成り坐せる由に傳へたれば、其とは分たむ爲に云はれたるにて、其字深く力あり、（第六一書に、共生ニ大八洲國一とあり）○生ニ日神一は、私記に、此云レ生者、是生ニ其主神一也と有が如くにて、天日を生み給ふ謂に非ず、天日を所知看す太御神を生奉り給へるなり、神武天皇御紀に、天皇乃運ニ神策於沖衿一曰、我是日神子孫而、向レ日征レ虜、此逆ニ天道一也云々と有るを以て、日は天にて、日神は其を統御す神に渡らせ給ふ御事を知るべし、垂仁天皇御紀なる、倭大神の御誨にも、天照太神悉治ニ天原一と見えたるなど皆同じ、（又萬葉二卷なる、人丸歌にも、天照日女之命、天乎波所知食登云々と詠み、一卷に、日知之御世從と有るは、天皇の御事なるが、天照太御神の天日を所知食に起れる名なる由、平田翁の玉襷に云はれたるが如し、又仁明天皇御紀長歌には、聖字を書かれたり、記傳に、「此太御神は、今眼前、世を御照し坐々す天津日に坐々せり」と有るは、天津日神に坐々せりの心を以て記されたるなり）偖、日神の御生れ坐々し御事を、先、古事記には、御身滌の末に至りて、淸まり竟へたる所に成り坐る趣にて、此にも第六一書は、右に同じく、伊奘諾尊、當レ滌ニ去吾身之濁穢一則云々、然後洗ニ左眼一因以生神號、曰ニ天照太神一、復洗ニ右眼一因以生神號、曰ニ月讀尊一、復洗レ鼻因以生神號、曰ニ素戔嗚尊一、凡三神矣と有りて、實に然も有りぬべき事には有れども、此には二神の共に生み奉らしゝ由に傳へたる、彼此二つ共に正しと云ふ理有るに非ざれば、何れか其片方は、已く誤れる傳なる事、決くなむ有りける、（又、御眼御鼻を洗はせ給ふ事の後れて在るも違へるが如し、其は水に降り立ちては、最前く洗ふ所なるを、遺し給ふ可きに非ざれば、其も亦前後の次第を失へりと云ふべし、然れば、第十一書に、于時入レ水吹ニ生磐土命一、出レ水吹ニ生大直日神一、又入吹ニ生底土命一、出吹ニ生大綾津日神一、又入吹ニ生赤土命一、

出吹二生大地海原之諸神一矣と有るぞ正しかるべき、然れば、於是共生二日神一と有るは、二神の共に生成坐る由なるに對へて、瑞珠盟約章なる日神の御言に、夫父母既任二諸子一、各有二其境一とも有りて、何方迄も、二神の共に生み坐る事を貫きたれば、是ぞ實に正說には有るべきなる、古事記にも、須佐之男命の御言に、僕者欲レ罷二妣國根之堅洲國一と有りて、御祖神を慕はせ給へるも、二神の共に生み坐せりし御子に坐す故に、其黃泉國に御祖の往き坐しし事を可惜(アタラ)しみて、戀ひ慕はせ給へるが故なり、(然れども、記に伊邪那岐命、大歡喜詔、吾者生二生子一而、於二生終一得二三貴子一と宣へる、生終は、御身滌の竟に、成り坐る由には有れども然らず、彼を誤傳と見る時は、此に伊奘諾尊、伊奘冊尊、共議曰、吾已生二大八洲國、及山川草木一と宣へる、其御子等を生々て、於二生終一と見て、甚能く通ゆる者なり)古語拾遺にも、伊奘諾、伊奘冊二神、共爲二夫婦一、生二大八洲國、及山川草木一、次生二日神月神一、最後生二素戔嗚神一、而素戔嗚神、常以二哭泣一爲レ行云々、父母二神勅曰云々と有りて、此書は國史家牒になき異なる傳を載せらるゝ主意なるに、其すら此正書の傳の外に取る所無りし故に、此文を擧られて違ふ所無し、又、皇太神宮儀式帳にも、此掛畏天照坐太神、月讀之神二柱、所レ稱二伊奘諾尊、伊奘冊尊、共爲夫婦合所レ生神一と有りて、神宮の古傳にも右の如く有りて、古事記、又第六一書の如く、左右の御眼より、日神月神の成坐りとは傳へざりし事炳焉し、其合所生と云ふは、纂異記に家長兒云、汝與二我之中子一相生、故吾不レ忘レ汝云々、故共令二相生一子名云々と有りて、夫婦して相生成せるを云ふなり、太神宮式に、伊佐奈岐宮二坐(去二太神宮一北三里)伊奘諾尊一座、伊奘冊尊一座と有りて、其御父母神の別宮に親しく齋かれさせ御在し坐す所由をも、思ひ合す可くなむ、(舊事紀には、此正書を取りて、二尊倶議曰、吾

已生二大八洲及山川草木一云々、先生二日神一云々と云て、又下に御身滌の所に古事記の文を擧たるは、此も彼も捨ざる心得には有るべけれども、同神の生れ坐る御事を二度云へるは如何）然れば何れの時に生れ坐るならむと考ふるに、第六一書に、伊弉諾尊、與二伊弉冊尊一、共生二大八洲國一、然後伊弉諾尊曰、我所レ生之國、唯有二朝霧一而薫滿之哉、乃吹撥之氣化爲レ神云々、是風神也と有るを、祝詞及び神名式に依るに、風神を、天御柱命國御柱命と稱せるに、此次に、以二天柱一擧二於天上一也と有れば、日神を天に送り奉らしゝは、風神を以て任し給へりしこと知られたり、然るに、風神の右の如く御氣より化坐れば、日神はしも、二神の御子の長には坐せり、其は大八洲國、及山川草木を生み坐る、即ち其天下に君主と坐さむ神を生み給はむと思ほし入りて、生み坐るが、日神と坐すに依りて、天には送り奉らしゝかども、其に因りて、日神の御子の纔々天下に君主と坐す事と成れる基の、此に始れるを見るべし、斯れば、日神の以前に生み坐せるは風神二柱耳なり、又此に次ぐべき文を稽ふるに、第二一書に、日月既生云々、次生二素戔嗚尊一云々、次生二火神軻遇突智一、時伊弉冊尊、爲二軻遇突智一所レ焦而終矣云々、と有るに續けり、其は日神月神等を生して、各其勅任しの事をも竟て後に、火神を生み給へる云々の事に依りて、伊弉冊尊は黄泉國に罷り向はしゝかば、日神月神共に、伊弉冊尊は、實に生みの御母に坐せり、右に引ける儀式帳に、合所生之兒（アヒナシマセルミコ）と稱へるを思ふべし、（斯れば、伊弉冊尊の黄泉國に罷り坐る頃には、日神は已く天上に上らして、唯月神亦名は素戔嗚尊ぞ、御父大神に附き從ひて、此國には坐々ける、借此月神、素戔嗚尊と、二柱の如く出たれども、其は異なる事、先師尊の說の如し、故此にも其一神を擧けて云ふべし）是時、天地相去未レ遠と有るも、大八洲國、及山川草木を生み給ひ畢たる即と見る時は、甚

能く合ひ、第十一一書に、天照太神、在於天上曰、聞葦原中國、有保食神、宜爾月夜見尊就候之とある保食神は、第二一書に、軻遇突智、娶埴山姫生稚産靈とある、其神の子なれば、已く日神は天上に坐して其神の生れ坐る消息は見行はさゞりしかば、御使とし月夜見尊を遣して令看給ふなり、若水滌の時に生れ坐るならむには、此國土に在し事は、所知看べければ、殊に如此く其を令看給ふ可きに非ざる者をや、（第六一書に、伊弉諾尊の、三子に勅任し給ふ所に、是時、素戔嗚尊、年已長矣、復生八握鬚髯、雖然不治天下云々、吾欲從母於根國云々と有るは、信に御水滌の後に在べき事下に第二一書に就て辨へるが如くなり、然れば、天照太神は生れ坐して、直に天に上り給へれば、本より此國には在さゞるを、素戔嗚尊者、可以治天下也と有るが如く、國土は其神の治すべき御勅任しなるに依りて、御父神に從ひて坐しゝかども、御母神の根國に罷り坐しより、永ぶるに戀ひ慕ひ御在しゝが、御父神の黄泉國より還り坐しゝ後に、打ち出でさせ給へるが故に、遂はれ坐しゝに依りて、天に參昇らせ給へるにぞありける）然れば、第六一書、及び古事記に、日神月神等の御身滌の時に成り坐ると云ふを非らずとして、其捌きは如何と云ふに、伊勢の書共に遺れり、御鎭座傳記に、伊弉諾尊、到筑紫日向小戸橋之檍原而、祓除之時、洗左眼因以化名、曰天照太神之荒魂、荒祭神是也とあり、倭姫命世記に、荒祭宮一座、皇太神荒魂也、伊弉那伎大神所生神名、八十枉津日神、一名瀬織津比咩神是也と見えたるが如し、（右の傳記の文は、御鎭座次第記、御鎭座本緣等にも出でたれども、共に洗左眼、因以生日天子、是大日孁貴也、天下化名云々と有れども、其は此傳の紀記には合はざる故に、其文を取れるが、然すがに神宮の古傳をば捨て難くて、兩説を一つに合せたるなり）又、本緣に、復洗右眼、以化

生名、曰ニ天照太神之和魂一也、祓戸神、伊吹戸主神、是天照皇太神第一攝神、多賀宮是也と有るを、世記に、伊弉那岐大神、所生神名、伊吹戸主神、亦名神直日大直日神是也と所レ見たるにて著し、（此は天照太神の和魂に坐すを、太神宮式に、多賀宮一座、豐受大神荒魂と有るは、故ある事なり、其は、祝詞講義に云へるが如し、此文、傳記、次第記にも有れども、其には洗ニ右眼一、因以生ニ月天子一云々と有れども、其は誤なれば取らず、此を御鎭座本記には、即大神分身坐云々とも見えたるなり）又、傳記に、洗レ鼻因以生レ神、號ニ速佐須良比賣神一、主藏靈貴也、與ニ素戔嗚尊一合レ力座給也、と有るを、伊勢國奄藝郡尼崎神社記に、傳記并天地神祇記を引けるには、右の文に次て、是即素戔嗚尊和魂而、分身御子也と有れば、此にて第六一書、及び古事記は、正すべきが、唯、速秋津日命、亦名、伊豆能賣神は何れに收めむと思ふに、古事記の次第の如く禍津日神、直毘神の下に在るへければ、左右の御目を洗はして御鼻に至る迄の間に成り坐るにて、佐須良比賣神の上に在るべき事云ふも更なり、此にて日神月神は、御身滌の時に成り坐るならぬ事を曉るべきなり、此事、下なる根國の下に、辨へたるを見て知るべし、（但し右に引るは、五部書と云ひて、總ては信し難き書には有れども、朝廷には已く傳を失ひ給ひし事の、神宮には傳はれるが、其にても紀記に合はざるからに、如何にもして神宮の傳も捨てず、朝廷のも本より捨てざる爲に、文を取り合せて續けは續けたれども、然すがに拙く物爲る故に、後の加筆は詳に見え分るゝ故に、今改て引き出でつ）然れば日神はしも、伊弉諾伊弉冉二神の國中之天柱と爲給ひし、磤馭慮島の八尋殿に大坐々て生み奉り給ひけるを、此時天地と判れて後未だ幾許も有らざりし程にて、天と地との間合未だ遠からざりしが故に、其天柱より天上には送り擧け奉り給へる事右の如く甚々明かに

なむ有りける、皇太神の五十鈴の大宮造に、心御柱を殊に齋み清めまつり造り仕へ奉りて、御正體と同じ狀に、古より今に至る迄愼み敬ひ仕へ奉る事はしも、此國中之天柱より、天上に送り奉れりし故事の有に依れる者なり、此も亦皇太神の磤馭盧島に御生れ坐しゝ正しき證徵なる者なりかし、予年頃、其御生れ坐る傳の二つに在るを、二つ共に正しと云ふ理は有るべからず、一つは必ず訛ならむと不審(イブカ)しく思ひ渡りつるに、二神の共に生み成し坐せるを正說と定めて、御身滌の度に日神月神の成り坐りと云ふは、左右の御眼と云ふより、日神月神とは誤り傳へたるにて、其にては荒魂和魂の神等の成り坐すと云ふを正しき傳なりと、今心を定むるに至れるは甚々辱き御賜物になむ有ける、（此時安政二年正月二十日なるが、今朝此の本文を書きし程より思ひ着きたる說にて、今日一日の說を以て此年迄の僻說を改むるに至れり、今日迄唯古事記及第六一書を耳(ノミ)正しき傳と信じて、正書の此の傳には深く心も留めざりし故に、說き誤れる事の少からぬを、神の所思さむ御心も甚可畏く、身も縮まはるゝを、今此說に至て、始て我が心斯に開けて、年久しき非を改む、此喜は天地の至れる迄に嬉しく尊くなむ）○大日孁貴は、下に尊と訓み着くべし、類史の一本に尊字有ればなり、其訓は、此云二於保比屢咩能武智一と注せるが如し、諸本共に、孁音、力丁反の五字有るは、後人の加筆なる由、已に先輩の說有て、此音註此に用無ければ、舊事紀は、此を取りて書る者なるに、其音註無きに依りて、共に從ひて削り去りつ、（畏庵隨筆に、古本に孁字を靈に作れるを見たる由云へるは、思束なき事なり、孁字、名義抄に貴と訓みて、女也と註せれば、其女神に渡らせ給ふ事を知るべく書かれたり）比屢は、寶鏡開始章に、天照太神入二于天石窟一云々、六合之內常闇而、不レ知二晝夜之相代一と有る書にて、月夜見尊の夜に對へたる言にて、此國土

はしも、日神月神の晝夜を更々相持たせ給ふ義を以て、此は其大御光を受け奉る國土より、稱へ奉れる大御名と伺ひ奉らるゝなり、其は日神の坐々す高天原はしも、六合の内に大御光を放たせ給ふ天日にし有りて、常在に其處に居て動く事無ければ、天上に於て晝夜相代と云ふ事は無きを、此大地はしも天日を中心として、一歳の公運を爲し乍も、又一日一夜の私運を成して、天日に向ふ間を晝と云ひ、天日に背く程を夜と云ふに依りて、其晝間を持たせ御在し坐す由なれば、此國土より然稱へ奉れる大御名なる事申すも更なり、然れば、比屢は日有と云ふ義なり、（古事記、沼河日賣歌に、阿遠夜麻邇、比賀迦久良婆、奴婆多麻能、用波伊傳那牟と有るが如く、國土にては、天の動靜に拘らず、唯其見る所を以て云ふ事、古より今に至る迄常と爲るなり）日と申奉る言義は、唯日は火なりとして、事もなき狀なれども、然る少縁なる事には非ざるなり、其は神世七代章第四一書に、高天原所生神名、曰二天御中主尊一、次高皇產靈尊、次神皇產靈尊、と有る御も皇も共に稱號には非ず、美は精にて、天地萬物と成るべき精しく妙なる物なるが、其物を成して、其中に主宰と坐す故に、天御中主尊と申し、又其精を相共に產生して、天地萬物を相濟造らしゝ故に、高皇產靈尊、神皇產靈尊と稱し奉れる事にて、日は卽ち精と云ふ事なり、又、皇產靈、此云二美武須毘一と有る武須は產なり、毘は靈なり、美と通ひて精の義にて、天地萬物の精靈の義と成れるを、天を阿米と云ふも、亦同靈の意を兼ねたれば、美を毘に、毘を比に通はして、日と云ふ言の成れる者なり、偖、天地初判れたりと云は、傳一傳二に時々註せるが如く、天日と大地と判れたることなるを、其判れて後に、其天地の相去る事未だ遠からざりし間には、其主神も定まらざりけるを、日神の生れ坐して、天上をば所知看に至りて、右の三神は幽に立ち給ひ、顯には何方迄も、

日神し君とは定まり給ひける、故に六合の光輝は、此太御神の靈威とは成れりける者なりかし、（其は、日神の未だ生れ坐ざりし以前にも、三歳と云ひ、時日と云ふ事の有るを以て、天日は本より在りて、寒暑晝夜も成せるを知べし、寒暑有るに非ずして、何をか歳とは云はむ、晝夜有るに非ずして、何をか時日とは云はむ、然れども日神の其を所知看し初め給へる後には、其天日より光を放ちて、世中を御照し坐々す御事は、其太御神の御業なる事申すも更なり）事は、萬葉二（二十七丁）に、天照日女之命（一云指上日女之命）と有りて、女神に渡らせ給ふ義なる事、今云ふ限に非ざれども、月夜見尊の見に相對へ、見に咋に所知看の義をも兼ねたるべし、其は太神宮祈年祭詞に、皇神能見霽志坐四方國者、天能壁立極、國能退立限、青雲能靄極、白雲能墜坐向伏限と有る見霽は、所知看し開かし御在し坐る由なり、又、寶鏡開始章に引ける御紀の、天照太神より皇御孫尊に、三種神寶を授け賜へる御言に、皇孫如二八尺瓊之勾一、以二曲妙一御宇、且如二白銅鏡一、以二分明一看二行山川海原一、乃提二是十握劒一、平二天下一矣とある看行も所知看の義なるを曉るべし、記傳七（十七丁）に、「所知看の看は見すなり、見を美須と云ひ、見賜を美志賜と云ふ、一の古言なり、例は萬葉一（二十三丁）に、埴安乃堤上爾、在立之見之賜者、」六（三十二丁）に、我大王之見給、芳野宮者、」十九（三十九丁）に、見賜明米多麻比、」又、見之明良牟流などあり、偖此見之を賣之とも通はし云へるは、二（二十五丁）に、召賜良之、神岳乃山之黄葉乎云々、明日毛鴨召賜萬旨、」十八（二十三丁）に、余思努乃美夜乎、安里我欲比賣須、」二十（二十五丁）に、賣之多麻比安伎良米多麻比、」又（六十一丁）於保吉美能賣之思野邊爾波など有り、斯れば所知看などの看も、本は物を見る事なるを、國を治め有ち坐す事に通はし用ふる由は、上に云へるが如し、又、

一(二十一丁)に、藤原我宇倍爾、食國乎貴之賜牟登、ニ一(三十四丁)に、吾大王乃、所聞見爲、背友乃國之など有るにて、愈明らけし一(以上採要)と有るにて、咩に所知看の義有るを知るべし、(記傳七に、一大日霎貴の霎は、美に通ひて持の約まれるなり、月夜見の見に對へて知るべしニと、賀茂翁說を擧げられたれども、持より約れりとは餘りに迂遠なる如く聞ゆめり) 能武智には、之貴なり、日を所知看の最貴なる由なり、瑞珠盟約章第三ノ一書に、以ニ日神所生三女神一云々、今在ニ海北道中一、號曰ニ道主貴一と申す神名もあり、然るに、寶劍出現章第二ノ一書に、大巳貴、此云ニ於褒婀娜武智一と有るを、式には大穴持神と有り、此に因りて思ふに、道主貴は道主持なり、大巳貴は大名持なり、武智と持智と相通ふ事知るべし、武智麻呂公傳に、藤原左大臣諱武智麻呂云々、取ニ茂榮一故爲ニ名と有るは、物を持つ事の榮えなる由にて、此の貴も亦此に同じ、(又古事記に、八島牟遲神と云へるは八島持神の由也、其反らまに、保食神を、瑞珠約章第十ノ一書に、此云ニ宇氣母智能加微一と有るは、宇氣貴神と見て違ふ事なし) 貴は持にて、天日を有たせ給ふ由なり、瑞珠盟約章に見えたる、天照太神の素戔嗚尊に詔り給ふ大御言に、夫父母既任ニ諸子一、各有ニ其境一と有るにて灼然し、然れば大晝を所知看し持たせ給ふと申し奉る義にて、天照太神と申し奉る如き受け張りたる大御名には坐さずして、此大御光を受け奉りて、晝夜の分別を爲す此國土より稱へ奉れるにて、萬葉に指上日女之命と申すも、祝詞に朝日能豐逆登と有るが如く、大地より見るに、却て天日の指し上る意を以て稱へ奉れると、同じ類と爲べし、(又年中行事祕抄なる鎭魂歌に、豐日霎と稱へ奉れるも、豐逆登の例にて、日の動み仵升る意を申し成しゝなり) 倍能武智の能は例無きが如しと雖も、道主貴にも、能武智と訓み附けたれば、其任に在るべし、强ちに大巳貴、八島

牟遲の例に耳泥むべきには非ざるぞかし）○天照太神、記傳六（七十四丁）に、「此御名を、一書云と記し給へるは僻事なり亦名と有るべき事なり、其故は、此より次々には、何方にも唯天照太神と耳記し給へれば、一書の說には非らず、若一書の說と爲ば前後相違へるをや」と云はれたるは、然る言なり、（高皇産靈尊の御名の如きも、神世七代章には、第四一書に在りて、正書には無きを、下には天孫降臨章に、出で給へるなど、此紀には彼此ある事なり、然れば、此も此大御名を主と被立て、大日靈貴をば、亦名に被置べき事なり）第六一書、第十一一書には、天照太神と有りて、瑞珠盟約章より以下は、神武天皇御紀に一所、大日靈尊と有る耳にて、自餘は何れも共定なり、古事記には、何れも天照太御神と記し奉るは、古語を違へじとの心しらひなり、祈年祭詞の初に、天照太御神能大前爾白久と有りて、終に、荷前者皇太御神能大前爾云々と有れば、古には、天照皇太御神と書き奉りしなりけり、其神衣、月次、神嘗等詞には、天照坐皇太神と有りて、儀式帳亦右に同じ、斯れば御紀に文を約めて、天照太神と書かれしより、字は共に從ふ事なれども、其詞は太御神と訓みて、記傳に御を正しく美と訓み、神の迦を淸みて讀み奉るべし」と有るが如く、唱へ來れりし者なり、偖、天照太神と申すと、伊勢太神宮と申すには、太字尋常の如く、大とは書かずして、太と書き奉りて、自餘の諸神に分ち奉る、古よりの故實にて、古書皆然り、愼み守りて私僞べからざるべき者なり、（其は、公式令を見るべし、太上天皇、太皇太后、太皇、太妃、皇太后、皇太妃、皇太子などには、太と書れたり、其は掛まくも畏き天皇尊の大御族に限り奉れる事なり、予一昨年、後陽成院天皇の、天照皇太神と書かせ給へる掛軸を得たるに、太字を書かせさせ給へるを、見奉れるより、自物に書くにも人の書けるを引くにも、大と誤れるは、太字

に改めて引けり、其は此天皇尊はしも、此御紀の清原國賢朝臣の跋に、欽惟陛下寛恵叡智之餘、後世譜ニ其流布之不廣、遂命ニ鴇工一、於ニ是始壽ニ諸梓一矣、と有るが如く、吾輩の仕へ奉る皇大御學を興起し給へる、現人神に坐せば、必す故實を原ね御在しての大御所業と思ひ測り奉るが故に、予は何時も其故實に神習ひ仕へ奉りて太字を書く者なり、見む人怪しむ事勿れとぞ）天照は、（寶鏡開始章第三一書に、素戔嗚尊白ニ日神一曰、請姉照ニ臨天國一、自可ニ平安一と有るにて、其義明らけし、記傳六（七十二丁）に、「照は氐良須と訓むべし、萬葉十八（三十三丁）に、安麻泥良須可未とあり、氐流と訓むも誤には非ず、神名帳に、對馬國下縣郡、阿麻氐留神社と見え、神樂歌に阿萬大留也比留女乃加美乎とあり、此は天を照らすと云ふとは少し異にて、唯氐流を延べて氐良須と云ふ古言の格にて、立を多々須と云ふが如し、天照と云ふは、天に坐して照り給ふ意にて、高光と云ふに同じ、（三代實錄、元慶元年、藤原基經公を、太政大臣に任け給ふ宣命に、朕我食國乎、平久安久、天照之治開食須、故汝此大臣之力奈利と有る、此は此太御神に准らへて、天皇の天下を所知看をも、天照と云へり、珍らしき詞なり、以上取意）○今云、中臣壽詞にも、與ニ天地一月日共、照志明良志御坐事仁云々とも有り」と見えたり、さて太神と稱へたてまつる事はしも、甚々御尊さの限無く、八百萬千萬神と多き中にても、殊に勝れ高く可畏く大坐々すが故なり、他神にも、大神と申すも多在れども、殊に太御神と稱へ奉れるは、古語拾遺に、天照太神者、惟祖惟宗、尊無ニ二一、因自餘諸神者、乃子乃臣、孰能敢抗と有るが如き所由に依る事なり、（他神にも、大神と申す事、御紀の中に多しと雖も、其祭祀給ふ因に云ふか、又は幣帛などを進らるゝに就て崇め申させ給へるを、始終に貫きて太神と稱へ奉るは、此太神に限る限る事なる故に、中古よりの

御定にも、其御靈を齋き奉らせ給ふ、伊勢大宮の御事を、唯に太神宮と記し習へる事、續紀以下の書共の記し樣悉く然り）此太神の、高天原を所知食めてより、皇祖と御在し坐す高皇產靈神皇產靈、二神と申せども、太神を主と崇まへ御在し坐して、萬の大御業を輔相ひ奉らせ給ふ事、天孫降臨章、及び神武天皇御紀に、所見たるが如し、然れば、其可畏き申し事には有れども、天御中主尊と、德を合せ大坐々事ならむも知るべからず、其は御中主と申すは、天中の主宰たる由に、其同じ高天原に、天照太神の君主と坐さむには、一國にして二君有るに異ならず、皇太神と稱へ奉れるも、皇は、高天原を統所知看す謂なるを思ふ可し、然れば天御中主尊は、天照太神の隱身、天照太神は、天御中主尊の顯身と心得て、此を一柱の如く思ひ成し奉れらば、違ふ所非ざる可くなむ所レ思たる、（此事、傳一天御中主尊の下に云へるを、猶傳八、第六一書、枉津日神直日神の御事に就て、高皇產靈尊、神皇產靈尊の御事の結びを云ふを合せ、讀味ふべき事なり）〇天照大日孁尊、天照の說右の如し、大日孁は、大日孁貴の貴を省けるなり、第一一書又神武天皇御紀に、大日孁尊と有り、猶鎭魂歌に、豐日孁尊、萬葉一に天照日女之命、指上日女之命など出で、神樂譜に晝日曲有て、其歌に阿萬天留也比留女乃加美乎と見え、古今集（大歌所歌）に、晝日歌と云ふも有て其例甚多き事なり、（寶鏡開始章に、稚日女尊と有るは別神なり、神名式に、山城國葛野郡、天津石門別稚姬神社、名神大、月次、新嘗とある、此神の事なれば、日女を姬と訓むべし）偖天照と冠らせ奉るは、天津日神と大坐々て、世中を御照し坐々す全體の大御名なるを、大日孁と申し奉るは、月神と相竝ばして、此大地の晝夜を持ち分けて所知看す大御名とを、重復て稱へ奉れるなり、（此例猶有り、右に引ける稚姬命に、天津石門別と、亦名を重復て、一聯に申すなど

に、同じきなり）〇光華明彩は美比加理宇流波志久坐々見と訓みて、皇太神の質性にして、其大御光の明彩しく大坐々なり、第一ノ一書に、即大日孁尊、及月弓尊、並質性明麗、故使レ照ニ臨天地一とある明麗に當れり、安閑天皇元年御紀に、光華象ニ乎日月一と有る、光華を比加理宇流波志と訓み、欽明天皇十四年御紀に、光彩晃曜如ニ日色一と見えたる、光彩を宇流波志久と訓めり、（通證に、光華、見ニ文選詩一、明彩、見ニ鮑照賦一とあり、但此は、其字を用ひて、言を移せるにこそ有けれ、實には、天地間に二なく至尊き太神の御上なれば、餘りに奇異にて、實には當つべき字のなきなり）光華を、比迦理と訓むは照の義なり、或説に、光は日明なりと云るは、然も有るべし、又は火明にても有るべき事、傳十八に云へるを見て知るべし、古事記（日代宮段）に、多迦比迦流比能美古と有るを萬葉一（廿一丁）に、高照日之皇子と有るを以て曉るべし、又、猿田毘古神の事を、上光ニ高天原一、下光ニ葦原中國一と云へる、光字を照の如く訓み來れるも、其語意同じきが故なり、此太神は照ニ徹於六合之內一と有るは、佗に准らふべき事には非ざれども、神の御身より光を放たせ給ふ例を、一二云はゞ、寶劒出現章第六ノ一書に、于時神光照レ海、忽然有ニ浮來者一曰云々、吾是汝之幸魂奇魂也、天孫降臨章第二ノ一書に、味耜高彥根神、光儀花艷映ニ于二丘二谷之間一と見え、又、猿田彥大神の事を、口尻明耀眼加ニ八咫鏡一、而赩然云々、時有ニ八十萬神一、皆不レ得ニ目勝相問一と有り、又神武天皇御紀に、至ニ吉野一時、有レ人出レ自ニ井中一、光而有レ尾云々、臣是國神名爲ニ井光一と見え、古事記（玉垣宮段）に、爾其肥長比賣光ニ海原一自レ船進來、と有り、又同（遠飛鳥宮段）に、輕大郎女の下に、御名所三以負ニ衣通王一者、御身之光自レ衣通出也と記され、雄略天皇御紀に、天皇産而神光滿レ殿と有るなど、神は更にも云はず、現人神にも、如此く御光坐る者な

るを況てや天地の内を御照し坐々す日神の大御光は、如何に在りけむ、御父母二神すらに、未ㇾ有二若ㇾ此靈異之兒一と宣り給へる者を、如何にしてか思ひ測り得奉らむ、唯可畏々々も、其傳を守る外なき者なりかし、（桓武天皇御紀、和氣淸麻呂卿傳に、弓削道鏡の事に就て、宇佐に被ㇾ詣し所に、神託宣云々、淸麻呂祈曰、今大神所ㇾ敎、是國家之大事也、宣難ㇾ信、願示二神異一、神卽忽然現ㇾ形、其長三丈許、色如二滿月一、淸麻呂、消ㇾ魂失ㇾ度不ㇾ能二仰見一とあり、色如二滿月一とは、其御光を放たせ給ふ狀を云へり）明彩は、麗美の字の如くなるが、此は唯に其大御容儀の麗美しく坐々す耳ならず、其大御光輝の靈異に明彩しく大坐々しなり、右に引ける神光照ㇾ海、又神光滿ㇾ殿の類なり、信に宇宙の間に於て、天日の大御光計り、妙に奇しく麗美しき物は非ざれば、然申し傳へけむは諾なる事になむ有ける、凡て宇流波斯とは得愛にて、物に在れ事に在れ、心に愛しと思ふ事を得る義なれば、二神の此時の御心、想像り奉りて、其味を知るべし、（傳八第六ノ一書に就て說くべき事なれども、少か云はむに、其に我愛之妹者云々、又愛也吾夫君云々とある、愛は、古事記遠飛鳥宮段歌に、宇流波斯登、佐泥斯佐泥氏婆と有ると一にて、人に親びて、宇流波斯と云へるなり、其石戸段に、我那勢命之、上來由者、必不二善心一と有るは、心の美醜に就て云へるなり、此の寶鏡開始章第三ノ一書に、頃者人難二多請一、未ㇾ有二若ㇾ此言之麗美一者也、と有るは、言の善きを云ふなり、又古事記國作段に、大穴牟遲神の事を、成二麗壯夫一而、出遊行とも、言二甚麗神來一とも、天孫降臨章第二ノ一書に、味耜高彥根神、光儀花艶云々とも有るは、人の容儀に就いてなり、古語拾遺に、鏡を次度所ㇾ鑄、其狀美麗と有るは、物の形狀に云へるにて、何れも皆同意なるなり）〇六合之内は、鈴屋大人の神代正語に、阿米都知能宇良と訓まれたるに從ふべし、

寶鏡開始章に、天照太神乃入二手天石窟一云々、故六合之内常闇而、不レ知二晝夜之相代一と有るを以、其訓の當れる事を知るべし、其第三一書に、天手力雄神、侍二磐戸側一、則引二開之一者、日神之光滿二於六合一、諸神大喜と有る、六合をも然訓むべき事云も更なり、右等を、何れもク邇能宇知と訓む事には有れども、久邇と云ひて天地を兼ぬべくも非ざれば、僻訓なり、（但し神武天皇御紀に、蓋六合之中心歟と有るは、久邇能毛那迦と訓むべき所と所レ見たり、伊勢の御鎭座本緣に此文を引きて、天地四方謂二之六合一、訓レ之云二久邇一也と有るに、中古に古言を失ひて、然訓めるに依れるにて、此訓は謂れなき事なり、通證に、六合之字出二莊子一、梁元纂要、天地四方曰二六合一と有り、字の出所は然る言なり）然訓れたるは、萬葉十五（三十四丁）に、安米都知乃、曾許比能宇良爾と有る、其は天地乃底方乃内爾（アメツチノソコヘノウチニ）の義なれば底方の語を去りて、天地之内とは讀まれたる者なり、宇良は、其底方を天地の極みとして、其内裡（ウラ）なる義なり、但し此は生み坐しゝ時の御事耳（ノミ）ならず、天上に坐々して世中を御照し給ふ御時までに係けて心得べき事なる、然るにても、天日の大御光の行き徹る限りは、その天の中央（マナカ）にて、謂ゆる六合之内なるが、その底方は天底なる事、傳二天底立尊の下に說へる事の、信なるを知るべく、又、其天底と云迄も、本より有りしには非ず、神の造りて立て給ふを知べき者なり、但し右の如く天日の大御光の及ぶ天には限有れば、其限なき底方に至りては、皇太神の所知看す大御世の外ならむかと思ふに然らず、皇御孫尊は、皇大國に大坐々して、其大御政は、皇大御國限にて行ひ給へれども、其實は四海萬國を統御す大君に渡らせ給ふと同じ趣なりと知るべし、（此二共に、能く人の思ひ誤る事なれば、心得おくべき事なり、近き頃に至りて幼々しく天文などを、學ぶ輩など、推量りの妄說を構へて、日神を蔑如し奉り、天

皇尊を蔑如し奉るは、神代に然る明らかなる古傳の有るを得知らざる僻事なり、甚切可畏）〇照徹は、大御光の至らぬ隈なく行渡るを云て、寶鏡開始章第三一書に、日神之光滿二於六合之内一と所見たる滿字に當れり、若て其滿字萬葉二（四十一丁）に、天地日月與、滿將行神乃御面跡」九（三十四丁）に、望月之滿有面輪爾など有りて、多流と訓ませたる、多流は照の義なり、偖此に照徹と云ふは其、萬葉十九（四十四丁）に、天地爾足之照而と有ると同じ意なり、同一（二十二丁）に天原振放見者、大王乃御壽者長久、天足有と有るも、振放見者と有るには、何か標當と爲る物有らむを熟思ふに、天足有とは、天日の照徹れる事を然宜ひけむも知るべからず、天足有は、天照有と通ひて聞ゆめり、（此に就て思ふに、凡て照と云ふ語の本は、足と云ふ事にや、名義抄に、照字を氐良須、氐流などは本よりにて、阿良波須又比迦理、又、阿佐良迦那理又都夜々迦那理など、多く訓める中に、阿良波須と云ふは、此に隱ろひたる物を、其に出すにて、即ち足と云ふに、其意近ければなり、大抵は光などの如く、體言には非ずて、天照とか、國照とか、照レ海とか、何れも用言に用ひたる例を推すに、天照は天足、國照は國足、照レ海は足レ海にて、其光の顯れて、行足ふ義と見えたり）徹は、萬葉（二丁）に、健男之念亂而、隱在其妻、天地通雖、光所顯目八方、と有る通に同じ、允恭天皇七年御紀に、弟姫容姿絶妙無比、其艷徹レ衣而晃レ之、是以時人號曰二衣通郎女一、と有て、徹を透に作て、常陸風土記に、香島郡童子杉原古有二年少僮子一云々、並貌容端正、光透二郷里一とも有り、徹字は名義抄に、伊多流とも訓みて、其大御光の通り到れる由なるが、登保流の義は遠有にて、物の所在を經て、遙なる方に及ぼすを云ふなり、（古事記、遠飛鳥宮段に、登富禮と有るを、出雲風土記なる神名に、衝杵等乎留比古命と有るは、衝桙の徹と云ふ事なれば、徹

の假名は登袁流かとも、先には思ひしかども猶非ざりけり）○一神喜曰云々、古事記には、此時伊邪那岐命、大歡喜詔、吾者生生子而、於生終、得三貴子、卽其御頸珠之玉緖、母由良邇取由良迦志而、賜天照大御神而詔之、汝命者所知高天原矣、事依而賜也、故其御頸珠名、謂御倉板擧之神、と有りて、甚美好き(イトウルハシ)を、御紀には、何れの傳にも漏れたるは、甚々可惜(アタラ)しきことなり、今少か云はむとす、その御頸珠はしも、傳五に云へる如く、珠は足眞(タリマ)と云ふことにて、神の御靈を取り託くる器(モノ)なり、然れば高天原を事依し授け奉らせ給ふ大御璽と爲て賜へる、御祖大神の御靈實(ミタマシロ)にて、彼(ノ)章に、天神謂伊弉諾尊、伊弉冉尊曰云々、迺賜天瓊戈と見えたる、天神の御靈實の天瓊戈なると同じ事なり、（記傳七、賜天照大御神の下に、凡て多麻布と云ふ言は、此御頸珠の故事よりぞ出つらむ、故、其物を玉物とは、云ふならむと云はれたるは、信に然る言ながら、其は賜天瓊戈に始れる事、傳五に註へるが如し、偖、又古事記に須佐之男命の御許より、大穴牟遲神の逃げ出て坐す所に、卽ち取持其大神之生大刀、生弓矢、及天(ノ)沼琴と有るは、自ら持ち出で給へるには有れども、後に其大神の追ひ至り坐て、意禮爲大國主神、爲宇都志國玉神云々と、事依し賜へれば、此にては賜はる由なるが、其天(ノ)沼琴は、天玉琴と云はむが如し、然れば、右の天瓊戈、御頸珠、天沼琴、又、天璽の八坂瓊曲玉など同一徹(オナジシチミチ)にて、何れも、物事を人に寄するには、必ず有る古の制なる者なり）玉緖母由良邇は、記傳に、緖に貫ける玉共の相觸れつゝ鳴る狀を云ひ、取由良迦志は、御手に執り持たして、令瑲々(ユラガス)なり、舊事紀に、十種神寶を、由良由良止布瑠部と云へるも同じと有るが如し、思ふに、此は鎭魂の本にて、天照太御神の、大御靈を殖賜(フヤシ)へる神業なり、其を古語拾遺に、凡鎭魂之儀者、天鈿女命之遺跡と有るは、其

式の定れるを云ふにこそ有りけれ其事の起は此に在り、其は祝詞講義に、已にも云へるが、今少か云むに、小野宮年中行事、鎭魂祭件に引れたる、弘仁神祇式に、當日薄暮、内侍經奏云々、向宮内省、衛守氣之間、藏人開御服箱振動とも、又江家次第(鎭魂祭條)に、神祇官一人進結糸、納於葛筥、(自一至十)此間、女官藏人開御衣筥、振動と有りて御衣筥を振り動かす事は、此の頸珠はしも、御裝束の玉なるに、其を振り動かし給へる故事の傳はれる遺制なるを以て知られ、又、鎭魂祭を美多麻布理と云ふも、玉緒母由良邇取由良迦志とあるが如く、玉緒を振り動かして、太御神の大御靈を振り動かして、勢め奉り給へるに起れる稱なるを思ふべし、猶寶鏡開始章第三一書、瓊響瑲々の下に委しく說けるを以て知るべき者なり、(凡ての神事は、多くは天石窟の時に始れる狀なるが、此鎭魂に於ては、如此く、伊弉諾大神に始めて出來れるを皇大神も瑞珠盟約の時に行はせ給ひて、御子を生み給ひ、天石窟の時には、天鈿女命の、其を被行て、皇太神を招奉らしゝより、愈其式定れるを、後に天神の御許より饒速日命を天降し給ひて、神武天皇に傳へ奉れるが、朝廷の御式と成れる由など、祝詞講義に就て明むべし)謂御倉板擧之神とは、丹後風土記に、伽佐郡高橋郷(本字高梯)所以號高橋者、天香語山命、於倉部山尾上、創營神庫、以收藏種々神寶、設長梯以爲到其庫之料、故云高梯と有る、此に依りて、高倉下命の名有り、又神名式に謂ゆる、山城國綴喜郡、棚倉孫神社(大月次新嘗)と有は、同神に坐すを、萬葉十九(四十丁)に、多奈久良能野南と有は、其倉に依て地名と成れるにて、倉板擧と、棚倉と一つなり、記傳に、「御祖神の賜ひし重き御寶と爲て、天照太御神の御倉に藏め、其棚上に安置奉て崇め奉り給ひし故の御名なるべし」と有が、此は天瓊戈の、天神の御璽なり、御靈實な

るが如く、此も高天原を御依しの御璽にして、又二神の御靈實なる故に、殊に齋藏を建てさせ給ひ、其御棚に齋ひ置かして親しく仕へ奉らせ給へる由なり、軍防令に、凡軍器在レ庫、皆造二棚閣一安置、と有る義解に、謂二棚閣一也、閣樓閣一也、と有るに似たり、自他の違は有れども、天孫降臨章第二一書に、天照太神、手持二寶鏡一授二天忍穗耳尊一而祝レ之曰、吾兒視二此寶鏡一、當レ猶レ視レ吾、可三與同レ床共レ殿以爲二齋鏡一、と有るに思ひ合すべし、（又此事に因りて、皇太神を皇大宮に齋き奉らせ給ふ御殿を、畏所と申す事と成りて後には、畏所と申すが大御名の如く成れると、此の其置所に依りて、御倉板擧之神と申させ給ふと、事の趣又同じ）又朝廷の御式に、十一月中寅日に、鎭魂の大御政を取り行はせ給ひ、十二月に至りて、其御魂筥を齋戸に齋ひ奉らせ給ひて、天皇の大御靈を鎭結ふ事の起原も、亦是に在り、然れば此は御祖大神の勅任しの大御璽を其大御靈實と齋ひ奉らせ給ひて、皇太神の大御靈を鎭めさせ給ふ齋戸の神と申す意に見るべきなり、（八洲起元章に見えたる如く、天神の御靈實の天瓊戈を、磤馭盧島に衝き立てゝ、天柱とも齋柱とも齋ひ奉らせ給ひて、それを二神の御心の鎭と成して傳づき給ひしこと、傳左卷に云へるを見合せて曉るべし、此段の事共を、凡べて彼章に合はせ味ひて、大に助と成ること少なからず）〇吾息雖レ多、何不レ生二天下之主者一歟と宣へるは、唯天下の主と坐む尋常の御子を生み坐むと所思しゝを、所思しゝよりは猶勝らして奇異に生坐しゝかば、如此く多に御子は坐せども、彼大八洲國、及山川草木に迄係けて宣へるなり、（鎭火祭詞に、國能八十國、島能八十島乎生給比、八百萬神等乎生給比氏と有る、八百萬神は、其國にも島にも屬きたる枝神なる故に、此には其と並べ宣へるならむ）雖レ多は、佐波那禮杼母と訓めるを、今は佐波爾坐杼母と訓めり、萬葉一（十六丁）に、

國者思毛、澤二雖レ有と始るを始として、甚多き語なり六（四十二丁）に、國者霜多雖有、里者霜澤爾雖レ有と常に對へ云ふ事なるが、佐波にも意富にも、多字を數多用ひたるは、同じ狀の語なるが故なれども、言の行く所異なるべし、意富は覆にて、大を以て小を摠ぶるなり、佐波は塞にて、小を以て大に至るながら其歸く所一に成なり、（然れば同じ意ながら、多は一圓げにして云ふ故に、大らかなる所に用へるを、澤は聚り合ひて一つに成れる謂なる故に、意の細かなるに用ふる事なり）○靈異は、久志備爾阿夜志伎と訓めり、例は清寧天皇御紀に、於二諸子中一、特所二靈異一と見え、又、丹後風土記に、天梯立の成れる事を、先名二天梯立一、後名二久志濱一、然云者、國生大神伊射奈藝命、天爲二通行一而、梯作立、故云二天梯立一、神御寢坐仆伏、仍怪久志備坐、故云二久志備濱一と有る、怪久志備は、二神の御心に、然所思しゝなるが、此は日神の御有狀を云なり、上にも註る如く、二神の御心には、唯其生成坐しゝ大八洲國、及山川草木を統ぶる主と坐む神をと、思ほし凝らして生み成し坐せるが中々に、天下を所知看す計の神には坐々ず、其大御光輝の麗はしく坐して、天地の內に照り徹らせりければ、如何なる所由に依りて、斯る大御子は生れ坐りけむと所思しけむは信に然ぞ有けむ、此を以ても、彼預餝造と云義は思出べきなり、然れば皇太神の靈異に神しく坐せる御有狀耳には非ず、其生れ坐しゝ事をも、怪しみ奇しび坐る義を合せて訓むべき者なり、（古語拾遺に、大宮賣神を、是太玉命、久志備所レ生と有るも、生み成せる方に云へるにて、生れたる御子の事には非ざるを、此は生れ坐しゝ御子の奇異なるなり）久志備は右の久志備、濱久志備所レ生は更なり、神名には、熊野櫲樟日命と申す、櫲樟日も其例なり、天孫降臨章第二一書に日向槵日高千穗之峰を、其第一一書に、日向高千穗槵觸之峰と有れば、久志夫流とも活く

言なるが、幸魂奇魂の、奇魂を、口訣に、不念而成と云へるは、奇の義を、允に克く解き當てて妙なり、其は久志とは念はずして成り、求めずして至るを云ひて、世に其計に妙なる事の非るが故に、其條なる事を久志備とも久志夫流とも云ひて、人の得しも思議り及ばざる事を云ふ言と成れる者なり、（大殿祭詞別講義に云へる如く、凡べて神名などに、櫛某豐某と、その上に冠らせ云ふは、天と地との義に依りて別くることなり、豐は動にて、大地の運動に依りて、萬物の生れるが、世に其計り愛たき事は非ざるが故に、終に稱辭と成れる事、傳一、傳二に已に云へり、櫛は氣爲にて、天神の物を造化し給ふに、形なき氣中より、物と成して顯はし出し給ふが、此方にては、得しも思測るべからぬ、妙なる神業に依るが故に、然は云ひて、後には物を奇異しむ義にも用ふる語とは成れる者なり）阿夜志伎の阿夜は、傳三に、記傳を引きて云へる如く、驚きて歎く聲なるが、それより文と云ふ言ともなり、活きて動など云ふ言にも成れるが、阿夜志伎と云へば、その物の打ち驚くべき狀なるなり、寶劔出現章に、神劔其第六一書に、神光、神武天皇御紀に神策と、神字を訓み、古事記には、天照太御神以爲怪云々、天照太御神逾思奇而云々、又は、故取此大刀思異物云々なども有りて、其字共を、世にも多く用ふる事なり、然れば靈を久志備に、異を阿夜志伎に、允に能く當れり、（名義抄に、靈に阿夜志と云ふ訓は有りて、久志備とは非ざれども、混むべからず、其は異字も然にて、此は久志備とも訓むかとも思へども、阿夜志布と有れば、此の靈は久志備に當てゝ書かれたるなり）〇不宜久留此國の、久は、次の早くに對へたるなり、天下の主を生まむと所思しゝを、六合の内に照り徹らせる日神に坐すに依りて、此には長く留め奉るべからずとなり、口訣に、此言光明靈異、自不可坐於下土、故送于天、以

爲天上之主也と有るが如し、此は二神、其神隨の性に隨ひ給へる者なり、此國とは降誕の地にて、即ち大地を云ふ事、次に天上と有るに合せて曉るべし、（其生れ坐せりし宮は、八洲起元章第一一書に、同宮共住而生兒と見えたる、磤馭盧島の八尋殿なり、次に以天柱擧於天上と有るを以知るべし）○自當早送于天の早は、急ぐにて、古事記に、御祖命告其子言云々、乃速遣於木國之大屋毘古神之御所と見えたる、速遣に同じ、萬葉一（二十五丁）に、去來子等、早日本邊とも有り、此を以て見るに、皇太神の生れ坐る即ち天に送り放し奉らしゝなり、然れば第二一書の次第に、因に火神の生れ坐る以前に、既に送り奉らしゝ事灼然し、（其は不宜久留此國と有りて、此に又、早くと云ひて有るには、深く其心を入られたる事知られたり）○授以天上之事は、字に拘はらず、天原之事乎授依志賜布と訓むべし神世七代章第五一書に、海上を海原と訓み、齊明天皇御紀に、川上、此云箇播羅と有れば、上字は原と訓むべきなり、其は第六一書に、伊弉諾尊、勅任三子曰、天照太神者、可以治高天原也と見え第十一一書亦然り、古事記には殊に委しく、即其御頸珠云々、而賜天照太御神、而詔之、汝命者所知高天原矣、事依而賜也と有るは古語の任なるべし、（但し賜也は、記傳に、御頸玉を賜ふなりと有るが如し、高天原を賜ふと云義には非ざるなり混らはすべからず）天上之事とは、即ち高天原の事なり、皇太神は日神に坐せば、高天原の事は御心の任に物爲させ給ふ事なり・天上之事とは、此を云ふなり、萬葉一（二十七丁）に、天照日女之命、（一云指上日女之命）天乎波所知食登と有る是なり、（天上之事は、天朝の政事なりなど云へるは、曲々しき僻說にて、取るに足らず、齒牙に係くるも穢らはしき事なり、又同卷に、久堅之天所知流君故爾云々又我王者高日所知奴と有るは、人の

殞りて、靈の天に上るを云へるにて別なれども、今の例なり）此事を、記傳五（七丁）に、「天照大御神は、此御事依の任に、天地の共無窮に、高天原を所知看て、天地の表裏を隈なく御照し坐々して、天下に在ゆる萬國、此御靈を蒙らずと云ふ事無ければ、天地の限の大君主に坐々して、世に無上く至尊きは、此太御神になむ坐々しける、借四海萬國、此太御神の御光を蒙り、御靈を蒙りながら、其初の趣をも知らず、此皇國に生れ坐る事をも知らずて、皇國の勝れて尊き事をも總べて知らずて有るは、外國には、凡て神代の正傳說の無き故なり、」（以上採要）と有るが如し、（玉襷三に引る、漢土玄家の說は、日宮縱廣二千三十里、金物水精暈二於内一、流光照二於外一、其中有二城郭人民一と云ひ、其神を日君と云ふと有れども、猶思束なき傳なり、又儒家に、上帝と云ひ、昊天上帝と云へるは、日神に當つべきが如くなれども、其唯天の主宰を云へるにて、正しく日神とも定め難きは、正傳說の無きが故なり、印度には、長阿含世記經に、日宮縱廣五十由旬、宮殿四方遠見、故圓二分、天金一分、頗瓈内外清徹光明遠照、正殿純金高十六由旬、日天子身放二光明一照二金殿一、金殿光出照二于日宮一、日宮光出照二四天下一、とあり、然れども、日神の皇國に生れ坐る事を知らざるは、彼蛭兒淡洲は皇國より前には成れりしかども、潮沫の凝りて國と成れるは、素戔嗚尊の天降坐して後に開けたる國なるが故に、其より古の事は傳はらぬにてぞ有りける）〇是時天地相去未レ遠（〇是時は、其事依し奉り給ふ時なり、第十一一書に、既而天照太神、在二於天上一と有る頃に至りては、物定りて大に世を經たる狀なる事、既而と有るにて所レ知たり、天地相去は、記傳に引かれたるに、天地之阿比陀と訓まれたるに從ふべし、未レ遠とは、其天と地との間を云ふなり、（古史徵に引かれたるには、字の如く訓まれたれども、餘りに聞き苦しげなり）天は天日な

り、地は顯國なり、其日を天上と云ひ、國を天下と云へるが、其天地の定る所以はしも、先神世七代章、第三一書に、天地混成之時と有るは、相混沌て未だ天地の分れざりし太古にて是一なり、次に其第一第四第六の一書共に、天地初判と有るは、又其第六一書に、有レ物若二葦牙一云々、號二天常立尊一、又有レ物若二浮膏一云々、號二國常立尊一と云へる如く、混成と云物天地と相判れ去る事にて、是二なり、然れども、天は上り地は下りて、今の如く相定る事は、幾百千萬の年をか經たりけむ知べからぬを、皇太神の生れ坐しゝ程は、漸く大八洲國、及び山川草木の成り出でし頃にて、未だ世の始なりければ、其間合の遙に隔たらざりしかば、此に天地相去未レ遠と有るにて、是三なり、然るを、瑞珠盟約章に、伊弉諾尊功既至矣、德亦大矣、於是登レ天報命、仍留二宅於日之宮一矣と有るに至りてぞ、全く天日の狀なむ相定れりけらし、（釋紀天地相去未レ遠の述義に、三五曆記曰、古昔天地未レ分、渾沌如二鷄子一、萬八千歲、天地開闢日甲子歲甲寅、淸輕者上爲レ天、濁重者下爲レ地、盤古在二其中一、神二於天一聖二於地一萬八千歲、天極高地極深、數起二於一一立二於三一、成二於五一盛二於七一處二於九一、故天去レ地九萬里と有りて、先師說云、神代天地相去不レ遠、尤叶二此儀一歟と有り、口訣に、天地相去未レ遠者、天成地定、天神生二二神一、而二神生二日神一之謂也と云へるは如何、天神二神を生し、二神日神を生み坐る事を、天地の遠近に係けて云ふべくも非ぬをや）〇天柱は、八尋殿の心御柱なり、八洲起元章に、以二磤馭盧島一爲二國中之柱一と有るは、甚々約めたる傳にて、其を第一一書には、二神降二居彼島一、化二作八尋之殿一、又化二竪天柱一と有りて、猶委しきを、私記に、其天柱の事を書したるに、古說云、天神所レ賜瓊矛、探二得磤馭盧島一畢即以二其矛一衝二立此島一、爲二國柱一也、即其矛化二爲小山一也と有るを舊事紀にも同傳有りて、以二天瓊矛一指二立於磤

馭盧島之上一、以爲二國中之天柱一也と有る是なり、（但小山と化れるは、二神の御世の限は、八尋殿にて、住み成し給へるが、其天柱なりし天瓊矛の、後には山と化りて遺れりと云ふ事なり）偖、此の第六一書に、伊弉諾尊曰、我所レ生之國、有二朝霧一而薫滿之哉、乃吹撥之氣化二爲神一、號曰二級長戸邊命一、亦曰二級長津彦命一、是風神也と有るは、其天柱の許より吹き撥はしゝが、其所に風神は成り坐せるなり、其は風神祭詞に、我御名者天乃御柱乃命、國乃御柱命乃止、御名者悟奉氐と有るを以知るべし、偖、此神名の級長は、下に註るが如く、大虚空は、天に昇る階なる山にて、（若、此く天此の古傳に克く合へり、正しく日神を天上に送り奉らしゝは、其風神を以なる事、下に辨へるが如し、（若、此く天御柱、國御柱を以て負ひ坐るは、其天柱國柱に就て成り坐る謂なる事云も更なるが、其風神と坐せる御功用は、信に天地の御柱とも稱へ申すべき程の事なり、其は第六一書に就きて云ふべき者なり）若て、日神を天柱以て送り奉らせ給ひけるは、二神の天浮橋以て、天降り給へる、其如く爲て、天上には擧げさせ給へるなり、天浮橋と云ひ、天磐船など云ふ時は、一種の質を成す故に、丹後風土記の久志備濱の故事の如く、土質と成れゝども、其地より云ふ時は、高天原なり、其物より云ふ時は天霧なり、浮雲なり、何れも風氣の所在なり、又風氣の往き來ふ所なり、又風氣の凝りて成れる物なり、故其の元の本より末の終に至る迄、風神の所置に非ざる事なし、（然るを、中古より此天浮橋の事に闇かりし故に、釋紀述義に、私記曰、問以二天柱一擧二於天上一云々、是日神上レ天之時、以二天柱一爲二登橋一歟、將又天神先所レ賜之天瓊矛、今返上歟云々、答、天照太神、光華無レ雙、故以二天之御柱一、爲二其登橋一、即送二之於天一也、天柱甚短而、爲二其登橋一者、是時天地相去未レ遠之故也、此即天地倚杵之義也と有る、以二天之御柱一、爲二其登橋一と有

るは宜しけれども、天地相去未㆑遠とて、其より直に天に至ると云ふは、拙き說なり、又問、或說、凡云㆓天柱㆒者、是天神先㆑所賜瓊矛也、方今洲國已生、萬功皆畢、故以㆓其瓊矛㆒返㆓上於天㆒也云々、答說者云、彼矛卽於㆓破馭盧島㆒爲㆓小山㆒也、何以㆓小山㆒上㆓於天㆒乎、此說非也、然則天柱者瓊矛也、此矛爲㆑山、傳㆑自㆓彼山㆒登㆑天歟、是猶以㆓天柱㆒爲㆓其橋㆒之義也、豈非㆑爲㆓天照太神之橋㆒哉と有るは云れたり、但傳㆑自㆓彼山㆒登㆑天と云は、彼少彥名命の粟莖に彈れて渡り坐し如きには非ず、甚々所謂有る事共にぞ有る）偖、日神の光華明彩しく坐々して、天地の間に照り徹らせる其大御光輝の、四方八面に行き至る事はしも、風氣の然らしむる事云ふも更なるが、八尋殿の天御柱の許に生れ坐るに先立ちて、風神の生れ坐て、其天柱より送り奉れる故實と、今世を御照し坐々す事實と、少も異らぬこそは奇異しけれ、其御靈實を齋ひ奉る五十鈴宮に屬きて、風神社と云ふ有りて、正應年中より、風宮と申す是より、又風神祭詞に、吾宮者朝日乃日向處、夕日乃日隱處乃、龍田能立野乃小野爾吾宮波定奉氏、吾前乎稱辭竟奉者と有るが如く、其御靈の鎭坐す宮をも、朝日夕日共に隈なく指し入る地處を乞ひ給へるは、日神とは、右の所由に依りて殊に親しみ奉らせ給ふが故なり、然れば以㆓天柱㆒擧㆓於天上㆒也とは、風神を任して、高天原には送り奉り給へる事疑無くなむ有りける、（天孫降臨章に、天稚彥の反矢(カヘシヤ)にて亡(ウセ)にし所に、天國玉云々、乃遣㆓疾風㆒擧㆑尸致㆑天と有るを、舊事紀には、速飄神とあり、此は風神に屬る枝神とは聞ゆれども、其御功用を受繼ぎて有りけらし、天に屍を擧げたるを見るべし、況て其主神と坐す者を、如何なる奇異しき業の非らむ、漢籍河圖帝通記に、風者天地之使也と云へるも然る言なり）

○擧㆓於天上㆒也の擧を、古く送擧奉流と訓めるに從ふべし、其は自當㆔早送㆓于天㆒と宣ひて、今擧げ奉る所なればな

り、日神の其所知看す天日の御國に昇り坐す事なるが、御父母神の取り撰び給ふ事なる故に、阿宜と訓みて、彼大祓などに、皇御孫之命波、豐葦原乃水穗國乎、安國止平久知所食止云々、天降依志奉支と有る例の如し、（其は、擧も降すも、共に擧給ひ降し給ふ御方より云ふ詞なり、萬葉二に、天原石門乎開、神上上座奴と有るは、自ら擧り給ふ方より云へるなり、一云、神登座爾之可婆と有るも同じ事也、其自他を辨へ知るべきなり）○日神の高天原を所知看す大宮を、天宮とも日宮とも申せり、又天津朝廷、日朝廷とも申せりし状なり、其天宮は、大祓詞に、天津宮事と有るは、天宮の事務と云ふ義なる事、已に祝詞講義に註るが如し、太神宮雜事記に、垂仁天皇廿五年、五十鈴宮御鎮座の事を令せ給へる託宣を記せるに、皇太神宮勅傳、我天宮御宇之時、天下四方國撰、鎮下可二天下一宮所上、放二光明一見定置云々と有る是なり、又清和天皇貞觀十五年條に、謹捻二故實一、天照坐皇太神宮天降坐之時、天見屋根命、天見通命、天村雲命等、彼爲二輔佐之神僕一、同時天降也云々、始從二天宮一傳來、無レ止齋庭供奉職之氏也と見え、又東三條、後朱雀院天皇條に、齋宮内侍託宣偁、我是皇太神第一別宮荒祭宮也、而依二皇太神託宣一、今更所二託宣一也、天下四方乃人民皆皇太神宮乃御寶也、其中、大中臣并荒木田氏、皇太神宮、天宮余利天降坐時余利、續レ氏續レ門天代々世々奉仕來、輔佐乃神民也とも所レ見たり、（倭姫命世記に、爾時皇太神、倭姫命乃御夢爾喩給久、我高天原仁坐、廼戸押張、原如レ見々志眞倭志國宮處波是處也云々、と宣へる事の有るを以て、天宮を朝廷とも申せるを知るべし）又萬葉一（三十六丁）に、安見知之吾王、高光日之皇子、久堅乃天宮爾、神隨神等座者云々と有るは、薨給へる日並皇子の御靈の、天宮に上り坐て、神と坐と云へるにて、此は決めて古き傳にて、同卷（三十六丁）に、高市皇子尊の御事を、久堅之天

所知流君故爾云々とも、我王者高日所知奴とも有るなど、皆唯詠物なる耳ならず、實事にも百練抄（壽永二年六月廿三日條）に、近曾祭主親俊奏ニ法皇ニ云、夢想云、參ニ神宮ニ平ニ伏庭上ニ、父親定并親章卿（兩人過去者）在ニ堂上ニ、以ニ親定ニ傳レ仰云、於レ我者令レ向ニ天宮ニ給畢、禪定法皇御事、所レ令レ申ニ附荒祭宮ニ給上也云々と有るを、以て、過ぎ去し人の靈の、天宮に參り向ひて、皇太神に仕へ奉る事を知るべきなり、又右に引ける荒祭宮の託宣に、天下四方乃人民、皆皇太神宮乃御寶也と宣り給へるをも思ひ合せて、其然るべき事をも曉るべし、此事瑞珠盟約章なる伊弉諾尊の、登レ天報命の下に詳に云はむとす、（又萬葉二、日並知皇子尊殯宮之時歌に、天地之初時之云々、葦原乃水穗之國乎天地之依相之極、所知行神之命等、天雲之八重搔別而、神下座奉之、高照日之皇子波と、瓊々杵尊の御天降の時と、今皇子尊の降誕し事を云ひて、次に其薨坐し事を、天皇之敷坐國等、天原石門乎開、神上々座奴と云へるも、其御靈の天に參向はせる古傳に依れるなり、續紀に、聖武天皇の大御祖母尊の御謚を、千尋葛藤高知天宮姬尊と稱へ奉らせ給へるも、其御靈の神上り給ふ天宮を以て負せ奉りしなり）又倭姬命世記に、皇太神乃我高天原仁坐、瑞戸押張云々と宣へる、瑞戸は、朝廷と申す御事なり、又、萬葉二（三十四丁）に、明日香期眞神之原仁、久堅能天津御門乎、懼母・定賜而と有るは、皇大宮の御事なれ共、天津朝廷に准へ奉りて、然申せるにて、又、皇大宮を日朝廷とも申し奉るに同じくして、其本は、皇太神の天宮の稱を用ひさせ給へる者なり、（其は、次に云ふべし、還却祟神詞に、皇御孫之尊乃、天御舍之內爾坐須皇神等なども有るが如く、皇太宮の御風儀は、萬に、上天の御儀を擬す故なり）〇日宮と申す稱は、古事記（朝倉宮段）大御歌に、多加比加流、比能美夜比登と詠せさせ給へるは、皇大宮の御事なれども、其

は天宮に准らへて然申せる古の格にて、實には皇太神の高天原を所知看す大宮を日宮と申せるなり仁明天皇御紀の長歌に、茜刺志天照國乃、日宮乃聖乃御子曾、瓢葛乃天梯立、踐歩天降坐志由と詠めりしは、天宮の御事なるを知るべし、又古事記（同段）に、麻紀佐久、比能美加度と有るは、皇大宮を、天宮に准らへて稱へ奉れる事、右の如し、是を以て、天日を日宮とも、日朝廷とも申し奉る稱あること知られたり、（また外國にも、日宮とも云ふ稱の有る由、已に上に云へるが如し、已に三代實錄詔には、天皇の天下所知看す御事を、朕我食國乎平久安久、天照之治聞食須故波云々とあり、此を以て、天皇の御上は、萬に日神に准らへ奉る事を知るべし）又平田翁說に、「右の聖乃御子は、日知の御子と申し奉る事にて、日知は日を所知看す御事を申せるにて、日神を申し、御子は皇御孫尊を申し奉れるなり」と云はれたるは、信に然る說なり、萬葉一（十六丁）に、橿原乃、日知之御世從と有るは、神武天皇を日知と稱へ奉れるにて、此將、天皇を日神に准らへ奉れる稱なり、二（三十六丁）に、我王者、高日所知奴と有るは、其神去坐る御靈の、天に昇り坐す事を申せるが、日知と云ふ語を以て續けたるなり、其に并びて、久堅之、天所知流君故爾と有を對へ合せて曉るべし、（然れば、外國の賢しき者共を、皇國の人より聖人など云稱ふる事は、甚々有るまじき事なりけり、字は聖と書けるに、日を知るの義は無れども、皇國にては日知と訓む故に、彼輩に稱へむは、皇太神にも天皇にも申すべき事を悖るにて、甚可畏き事なり、努々忘るべからず、唯古事記高津宮段に、故稱二其御世一謂二聖帝一也と有るは、日知の意には有るべからず、漢土に堯舜など云へる者を、聖帝など云ひ倣はしたるを用たるにて、王仁などの所爲にも有るべけれども、味氣無き事なり）○天照太神の外に、天照某神と申す例、此彼多くあり、天照高

彌牟須比命、天照眞良建雄神、天照御魂神、天照御門神、天照高日女神など是なり、此等は皇太神の如く、天上より下土に照臨ミ坐すに依りて、天照某神と申すには非らず、皇太神に殊に親しく坐々す所由有るを以、然稱へ申せるにて、神名式に、出雲國出雲郡、大穴持伊那西波伎神社、大穴持海代日古神社、大穴持海代日女神社など有るが如く、各其神の名の上に冠ぶらせたる者なり、(然るを、外宮の書に、等由氣大神の御事を、天照坐豐受皇大神など記せるは、笑ふに堪へざる妄說なり、唯天照と云はゞこそ、上の例に同じとも云はめ、天照坐と云ては、即ち其神の天を照し坐す意なるなり、思ふに此の大神は、殊に親しく御在し坐れば、天照等由氣大神などゝ申しけむを、例の妄說を作りて、皇太神の日神に御在るに對へて、水德の神にて、月神など云む料にせしなり、穴可畏)其天照高彌牟須比命は、山城風土記、久世郡水渡社、名二天照高彌牟須比命、和多都彌豐玉比賣命一と有ば、此大神はしも、皇太神と相並ばして、萬に高天原の大御政を聞し看せば然稱へ奉るべき事申すも更なり、(神名式に、山城國久世郡水度神社三座と有れば、天照の下に、太神の二字を脫せるならむかとも思ひしかども、熟思ふに、天照某和多都彌某と並べ稱へ申せりしにて、今一神は擧げざるなり、姓氏錄山城國神別天孫に、三富部火明命之後也と有れば、此神を合せて三座成るべし)天照眞良建雄神は、三代實錄に、貞觀三年十月廿日庚申、備後國正六位上天照眞良建雄神、授二從五位下一とあり、上田百樹が奇異大本圖考に、「神名式に深津郡須佐能袁能神社とある是なり、其は眞良は眞情にて、建雄は建速須佐之男命など申す同意なり」と云へるは、信に然る事なり、又天照と冠ぶらせ奉るは皇太神の御弟に坐せばなり、(然るを、平田翁は、天津麻良命と同神なる由云はれたれども、慥ならぬ事なれば從ひ難し)天照御魂神は、神名式に大

和國城下郡、鏡作坐、天照御魂神社（名神大、月次相嘗、新嘗）と有て、寶鏡開始章に見えたる、天糠戸神の事なるが、皇太神の御鏡を造り奉りし由に依れる事、共に云べし、又、天照御門神、天照高日女神は、天石窟戸を開き奉りし天手力男命、栲幡千々姫命なり、此二神を神宮の古書に、御戸開神とも稱へ奉りて相殿に坐すも、其功用に依れるな（三代實錄に貞觀元年五月廿八日癸未、授山城國正六位天照御門神、從五位下と有りて、式外なり、和泉志に引ける和泉國正應神名記に、天光石止別神祠と有るは同神なり、又我孫天光雷神祠有り、雷は伊那都賓と訓みて、稻之女の意にや、上に天照等由氣大神とも申すべき由云るを、考合す可し、又三代實錄に、元慶七年十二月廿八日庚申、授伯耆國正六位上高日女神、從五位下と有るは、古事記に、大國主神の女高比賣と云へるが有れど、其には非ず、武藏風土記に、多磨郡稻直鄉、多氣比咩神社、所祭栲幡千々姫命也と有る、其多氣比咩神に、天照の語を冠たるなり、下に云べし）

次生月神。〔一書云。月弓尊。月夜見尊。月讀尊〕其光彩亞日。可以配日而治。故亦送之于天。次生蛭兒。雖已三歲。脚猶不立。故載之於天磐櫲樟船而。順風放棄。次生素戔嗚尊。〔一書云。神素戔嗚尊。速素戔嗚尊〕此神有勇悍以安忍。且常以哭泣爲行。故。令國內人民。多以夭折。復使青山變枯。故其父母二神。勅素戔嗚尊。

汝甚無道。不可以君臨宇宙。固當遠適之於根國矣。遂逐之。

生月神は上に生日神と有に對へたる者にて、共に其居地に因れる御名にて、行事に因れる御名には非ず、細書に、月夜見尊と申すぞ、受け張りたる御名なる事、上なる大日孁貴の例の如し、凡て神名、人名共に、居地と行事とに因りて異有り、その心して伺ふべき者なり、（今例を示さむとす、續紀四十卷に、延暦九年十一月壬申、外從五位下韓國連源等言、已等是物部大連等之苗裔也、夫物部連等、各因居地行事、別爲百八十氏、是以源等先祖鹽兒、以父祖奉使國名、故改物部連爲韓國連、然則大連苗裔日本舊民、今號韓國、還似三韓之新來、至於唱導、毎驚人聽、因地賜姓古今通典、伏望改韓國二字、蒙賜高原、依請許之と有るをもつて見るべし、物部連は、物の部をつかさどれるにて、行事なり、韓國連は、彼國に御使を奉り到れるによりて、これも行事なり、高原は、その居地に依りて氏に稱れるにて、行事にはあらず、傳一卷に、名の事を云へるを見よ、）記傳六（七十六丁）に、「日神に御名有りて、月神の御名無きは如何」と云はれたる、信に然る言なれども、舊事紀はこの御紀を取れる者なるに、先生日神（號曰大日孁貴亦云々）次生月神と有れば、古くは、日神の方にも、御名を被擧ざる本も有りしなるべし、古語拾遺にも、生日神月神と見え、顯宗天皇御紀の御託言にも、我月神、若依請獻我當福慶と所見たれば、月神と耳も申せりし事決し、神名式に、山城國綴喜郡樺井月神社、（大月次新嘗）丹波國桑田郡小川月神社（名神大）などあり、（これ等は、月讀神社など、いづれも有るべき所なれども、若此中來れる古傳を守りて、忽に爲

られさる御所爲なり）然るを、天神本紀なる供奉神の中に、天月神命、壹岐縣主等祖と有るは、疑はしき名なり、月讀尊より外に、天月神命など申すべき神は有るべくも所レ思えぬを、若くは顯宗天皇御紀の、右の神託の下に、壹伎縣主先祖、押見宿禰侍レ祠と有るに依りて謬れる者ならむかと思へども、然も見えず、故思ふに、出雲風土記に、意宇郡屋代郷云々、伊支等之、祖遠天津日子命詔云々と有り、此天津日子命は、瑞盟約章の天津彦根命なるべし、姓氏録（和泉國未定雜姓）に、茨木造、天津彦命之後者、と有るを以て知るべきなり、偖、月神と素戔嗚尊と同神にて坐せば、月神の御裔に、壹伎縣主と云ふ事なしとは云ひ難し、且、彼五男神等は、日神に屬きて、日神の御子には坐せども、寶劔出現章第五一書に、素戔嗚尊曰云々、吾兒所御之國など宣へるを思ふべし、然れば天月神命と申すは、此も月神にて渡らせ給ひけり、（又、風土記を稽ふるに、意宇郡由貴社有り、和名抄に壹岐を由岐と有るに思ひ合せられ、又其社、今山代郷間瀉村と云ふに在りとぞ、姓氏録に、山背忌寸、天都比古禰命子、天麻比止都禰命之後也、と有るに合へるを思ふべし、又神名式に、壹岐國石田郡、見上神社見ゆ、此は近江國野洲郡、御上神社、名神大、月次新嘗と有りて、其祭神は、古事記伊邪河宮段に、天之御影神と有りて、天津彦根命の子なれば、近江より壹岐には移せるなるべし、但し此は事の因に、其證を示はさむとて云ふ耳なり）〇一書云、月弓尊、第一一書に出たり、此御名の例見當らず、古事記に、豐宇氣毘賣命を、又、登由宇氣神と作られ、豐受宮を、續紀第四十二詔に、等由氣乃宮と書されたる、其例にて、月讀を月弓とも申せるにて、更に別なる意有るには、非ざるなり、萬葉三（廿二丁）初月歌に、天原振離見者、白眞弓張而懸有、夜路者將吉なども有りて、弦月の形を弓に見成せるも常なれば、其心有りて月弓とも

書ける一書などの有るを、取られたる者なるべし、(然るを、神代紀口訣に、月弓尊者、上弦下弦之名など云へるは、釋名に、弦月、月之半名也、其形一旁曲、一弦直、若レ張ニ弓弦一也と云へるに依て、僞たる妄說なり、若然も有らば、第一一書にも、月弓尊と有るを、上弦下弦之名と云ひて說をなす可きや、甚々淺はかなる事なり、)○月夜見尊、月讀尊は、字の異なる耳にて、其語同じければ、此は御紀を撰成さるゝ時に、其字の樣々なるを撥り出されたるなゝめり、月夜見尊、第十一一書に見え、月讀尊、第六一書に出たり、(古事記には、月讀命と有りて、佗の古書何れも然り、但し弓も讀も借字なれば拘はるべからず)御名義記傳六(七十六丁)に、「師說に、綿津見、山津見などの如く、美は持にて、月夜持の意なりと有り、夜之食國を所知看す大御神に坐せば、然も有りぬ可し、故都久用美と訓むべき古言の例なり、月夜をば都久用と耳、萬葉などに多く訓めればなり、都使用と有るをば古書に見當らず」と見ゆ、思ふに日神を大日孁尊と申奉るは、大晝を所知看す義なるに對へて、月夜を所知看す義なり、咩と見と共に所知看の意なる事、上(天日孁貴條)に註せるが如し、然れば、日神は晝を持たし、月神は夜を有たして、大地の晝夜を所知看す義なる事明らけし、(又、黃泉と云ふ名も相通ひて聞ゆ」と云はれたるより、服部中庸が三大考に、其說を主張して、黃泉國と月とを一つに爲るより、平田翁に至りて、愈委しく成れゝども、僻事なり、其は此より次に辨ふるを以て、其非らぬ由を曉りねかし)偖、月とは、大地に附屬て、眞空を往巡らふ由なるが、此出來始れる事はしも、其傳無ければ、今知る可からずと雖も、事の狀を以て此を攷ふるに、國常立尊の先成り出で坐て、大地の公運しも出來れる、其に因循て、又私運と云ふ事、又神隨にして成れる、卽ち豐國主尊の成り出て所知看す所以是なり、此に因りて一歲

を成し其を細分て一日と成る、偖、神世七代章第六一書に、有レ物若ニ浮膏一云々、因レ此化神、號ニ國常立尊一と有るを、八洲起元章第四一書に、二神相謂曰、有レ物若ニ浮膏一、其中蓋有レ國乎、乃以ニ天瓊矛一、探ニ成一島一、名曰ニ磤馭盧島一と有りて、已に此時大地の凝り結ばれる運と成れりしかば、此より以前に已に、判るべき物は悉く分れ、留まるべき物は悉に止りて、混成る事有るべからねば、月は其より先に、大虚に懸れる事著明し、若て月は大地に屬きたる物故に、大地の自轉に因循ひて、巡ては有りしかども、未だ其主宰と坐す神は、御在せざりしにて、高天原は、已に在りしかども、其主宰と坐す日神の、後れて生れ坐しながら其神と成り坐る如く、月神も更に後に成り坐して、其を所レ知看す事とは成れるなり、偖、下に述ぶる如く、月讀尊は、素戔嗚神と同神に坐せば、其尊に天下を所レ知と事依し給へる中に、此に屬る夜之食國は、共に相副はれる物なりしことの明らかならざりしかば、別神の如く傳はれりしものなり、（月の判れたりし始のこと、すでに傳三卷、五卷に云へるを見合せて曉るべし、但、これは少緣の說ならねば、この一章に云ひ盡す可くも非ざれば、これより以下、素戔嗚尊に至るまでの正書一書の傳を、悉に讀通して、思ひ明らむべき者なり）夜は、鎭火祭詞に、夜七夜、晝七日とあり、古事記に、此の事を、次詔ニ月讀命一、汝命者所レ知ニ夜之食國一矣、事依而賜也、と有るは、日神の晝を所知看に對へて一夜の國を所レ知せとなり、偖字には世と夜と分けて書けれども、言義は同じ在るべし、總べて世とは、此世の限りを云ふ稱なるに、大地の日に背きたる間を夜としも云へるは、大凡此世の限りは皆闇くして、何處迄も皆夜の如き者なるに、天中に天日在り、天極に至る迄に星辰有りて、處々に光を放つと雖も、光には限の有るを、常闇なる處は限りし非ざれば、其を世と云へるが、古事記沼河比賣歌に、

阿遠夜麻邇比賀迦久良婆奴婆多麻能用波伊傳那美と有るが如く、日が隱るれば、素の白地の世は出なむと云へるにて、世も夜も同じ事には在れども、全體の世と、晝夜の夜とを別たむ爲に、聲の上下を以て、世と夜とを分ち、世字と夜字を以て混れざら令たる者なり、（又、古事記に、天照太御神、閉二天石屋戸一而、刺許持理坐也、爾高天原皆暗、葦原中國悉闇、因レ此而常夜往と、見えたる常世往は、世中を御照し坐々す天日の大御光の隱ひたるに依りて、常夜の來ると云ふ事なるをも、思ひ合すべし、又少名毘古那神者、度二于常世國一也と有るは、外國を汎く云ふ稱なるが、外國はしも、熱地も素より多在れども、夜國など云ふも有りて、常夜の闇なる地も多きを以て、常世とは云へるにて、都に對へて、邊僻なる地を鄙と云へるも、日光に疎き由に云へるにて、常夜と云ふに似たり、此等を以て、世と夜と常世と常夜と、其差別は有りながら、本一つなるを知るべし）又、記傳に、「此大御神も、卽ち今天に坐々す月神に坐せり、月の光を卽ち萬葉四（四十二丁、四十三丁）に月讀之光、十三（八丁）に月夜見乃持有越水、十五（十一丁）に、月余美乃比可里乎伎欲見とも詠り、偖男神に坐す事は、疑無けれど、猶云はゞ萬葉六（廿八丁）に、天爾座月讀壯子、」十（廿八丁、廿九丁、四十八丁）に、月人壯子、」十五（九丁）に、月人乎登祜、」六（廿七丁）に、山葉左佐良榎壯子と詠みて、其左に、或云、月別名日二佐散良衣壯士一也など、詠るにても知るべし、倭姫命記に、月夜見命二座、（形馬乘男形也、一書曰、馬上男形、着二紫御衣一、佩二金作大刀一也）と云へり」と見えたり、（此文、例の補ひて引けり、皇太神宮儀式帳、月讀宮條に、正殿四區之中云々、次稱二月讀命一、御形乘レ馬男形、着二紫御衣一、金作帶二大刀一佩レ之、次稱二荒魂一と有りて、世記に、一書曰と云へる是なり、因云二荒魂命一は、小泉康敬說に、「最世社記と云

ふ物に、月夜見命、荒魂命、奉レ遷二千魚見社一と云へり、神名式に伊勢國多氣郡魚海神社二座と有るを、機殿儀式帳に、魚見社三前、是月讀命、豐玉彦命、豐玉姫命、合三柱神靈也と有り、然れば、荒魂命は、豐玉彦命に坐す事著し、故豐玉姫命に、後に合せ祭れる者なり」と有るは謂はれたる言なり、又上、日神條に引ける尾崎社記に、洗二鼻因以生レ神、號二速佐須良比賣神一云々、是即素戔鳴尊和魂而、分身御子也と有るは、月神の和魂に坐せり、右に引かれたる萬葉歌に月別名曰二左散衣壯士一也と有るに思ひ合すべし、此にても、月讀尊、素戔鳴尊同神なること知らる）倍此大神の月國に往坐して、夜之食國を所知食す事はしも、皇太神の天上を所知看しよりは甚々後と見ゆ、其は第十一一書に、天照太神在二於天上一曰、聞二葦原中國有二保食神一、宜二爾月夜見尊就候一之云々の事を、古事記には、速須佐之男命と有り、然れば、月神と成給へるは後の事なるを、御紀に月夜見尊と傳へたるは、右の結び天照太神怒甚之曰、汝是惡神不レ須二相見一、乃與二月夜見尊一、一日一夜隔離而住と有る、一日一夜隔離而住は、神遂はれの後に月國を所知看て、大地の晝夜を、日神と共に持ち分ち給ふ傳の、月夜見尊と申す御名に引かれつゝ、混れて此に入れし事著き者なり、其は寶鏡出現章に云ふべきを合せ讀みて曉るべし、（但し御父大神の、夜之食國を所レ知と宣へりしに因りて、此の序に、初めて往き見給ひしことの、有りけるに因れるにも有るべし）倍、出雲風土記に、島根郡千酌驛、伊邪奈枳命御子都久豆美命此處坐、然則可レ謂二都久豆美一、而今人猶千酌號耳と有るは、決く、此の月讀尊に坐せり、其の都久は月なり、豆美は、綿津見、山津見の例なる事、上に記傳を引けるが如し、考信閣藏一本神系圖に、月弓尊子島根見命と有る、島根見命は、其郡名に因れる名と聞え、又異本神系圖に、月讀尊、其子手力雄命、島根見命と並べ

たる、手力雄命は天雷神子なれば誤なれども、島根見命子、生馬武見命と有るを、風土記に、島根郡生馬郷有る、其地名に因れる神名なる事著ければ、都久豆美命、月讀尊同神たること云ふも更なり、又同記意宇郡條に、熊野大社に並びて、賣豆貴社見ゆ、神名式に、賣豆紀神社とあるこれなり、然るを、三代實錄に、貞觀七年冬十月九日丁巳、授出雲國從六位上女月神從五位下、又、同十三年十一月十日壬午授出雲國從五位上女月神正五位下と有るは、正しく月神の女神と聞えたり、熊野大社は、素戔嗚尊に坐すに此彼思ひ合せて曉るべき者なりかし、（然るを風土記抄に、所祭下照媛命也と云へるは、社傳にも有るべけれども、女月と、云ふより、下照媛命とは云ひ習はせたるにもや有らむ、右に引く考信閣本とは、松平讃岐守賴□朝臣の建てられし學館の書なるを、吾友小泉康敬が抄書せるを、再引き出たるなり、尊卑分脈に收れたる紹運錄、又、神代系圖傳等には、生馬武見命を、手力雄命子と爲るは誤なり、併今しも右の如く考へ合すれば、甚々分明しかるを風土記の頃、已に別神の如、傳はれりし故に、都久豆美命を、別神の如く心得たりし故に、伊佐奈枳命御子とは、更に書けりし者にぞ有りける）又、水戸家本舊事紀には、亦名を月讀御食尊、考信閣本、舊事紀異本には、豐月誦命とも、豐月誦大神とも有りと云へり、其御食尊は、美部か美賣志か、其訓詳ならずと雖も彼夜之食國に依るに、後の方なるべし、然れば、月讀と申す御名の下に、其國を食給ふ意の言を副へて申せるなり、又豐月誦命の豐は、月の動み巡らふ由に依れり、（豐日靈尊の例此に同じ、記傳に、夜之食國は、萬葉五に、企許斯遠周、久爾能云々、」十八に、須賣呂伎能、可未能美許等能、伎已之乎須、久爾能麻保良爾云々、」二十に、伎已之米須、四方乃久爾云々、」此の伎已之乎須も伎已之米須も、即ち知着と云ふと全く同意なるを以て、國

を治め有ち給ふ事に云へるを曉るべし、倭、食國と云ふ例は、輕島宮段に、大雀命、執二食國之政一と見え、續紀宣命に、食國天下とも、四方食國とも、聞看食國とも、數多有り、萬葉にも多在る中に、十七に、須賣呂伎能、乎須久爾など有り、」と云はれたり、靈異記に、磯城島金刺宮食國天皇、天國押開廣庭命也と有りて、下に食國、久爾乎師須と註し、又、磐余譯語田宮食國渟名倉太玉敷命也と有りて、食國の字を、常に御宇と用ふる所に置けり、又諸樂宮食國常姬阿倍天皇代と有りて、下に食國の上字乎師志と云ふ註有るなり）○其光彩亞レ日は、光彩は上の光華明彩と同じ、亞レ日は日神に亞ぎて、御身より放ち給ふ御光の彩しく坐々りとなり、寔に月はしも、夜之食國とも云ひて、素より暗體なる域にし有りければ、其出來始れる往古より、天日の光を受け返して大地を照らしけむは然る物から、月神の所知看す時より、其太神の光彩しく照り足はして、今瞻奉るが如く成れりし事、已に上に註へるが如く天地と初判れてより、天日はしも素より光體なる御國にして、四方八面を照らしけむを、後に日神の其を所知看しより、其光華明彩しく坐せる大御身の大御光を得て、天地の底方の內に、照り滿はせる事と成れると同じ事なり、第一一書に、大日孁尊、及月弓尊、是質性明麗、故使レ照二臨天地一と有をも、思ひ合すべし、（然れば亞レ日の日は日神と訓むべし、次なる配レ日も此に同じ、第二一書に、日月既生と有るも、日月を生めるならず、日神月神を生み坐せることなるを以て曉るべし）○可二以配レ日而治一は、第十一一書にも、月夜見尊者、可三以配レ日而治二天事一也とあり、三大考に、「此は月日の旋轉る世に成りて、其見る所に依りて云へる傳なるべし」と云へる、信に然り、抑々月讀尊と申すは、素戔嗚尊の御事に渡らせ給へるが、其月讀尊と申す御名は、後に其國を所知看し初めて後の事なれば、配レ日而治など、當

時に宜り給ふべきに非ざるを思ふべし、然れば、古傳には素戔嗚尊の、天下を治に係けて、夜之食國をも治せと宜へるならむを、其事の二つに分れて、別神の如く、又別事の如く、古くより誤り傳へたるならめども、又強ひ難きこと有り、其は上に引ける、顯宗天皇御紀に、阿閉臣事代、銜命出使于任那、於是月神著人謂之曰、我祖高皇産靈尊、有預鎔造天地之功、宜以民地奉我月神、若依請獻、我當福慶、事代由是還京、具奏、奉以歌荒樔田、(歌荒樔田、在山背國葛野郡)と有るを思ふ可し、此は任那國に大御使を下し給へる時に當りて、我祖の御功を擧げ給ひて、天地を預鎔造しゝ事を宣へるは、此神の國土を造り給へるに、高皇産靈尊の預て相造り給へる故ならめども、此傳に可以配日而治、故亦送于天と有る如くならむには、國土に於て事迹は無かるべき筈なり、然るに斯宣へるは、欽明天皇御紀に、百濟國王に仰せ下さるゝ詔に、夫建邦者、天地剖判之代、草木言語之時、自天降來、造立國家之神也と有る、其建邦神は、鈴屋大人說(玉勝間)に、素戔嗚尊なる由云はれたるは、實に見徹したる說なるが、此を以て思ふに、任那も其地方なれば、其國家を造り立て給ひし由に因りて、月神の御託は有りけるなり、(寶劍出現章第四の一章に、素戔嗚尊、帥其子五十猛神、降到於新羅國、居曾尸茂梨之處云々、其第五一書に、素戔嗚尊曰、韓鄕之島、是有金銀云々など見え、神名式に、出雲國に、韓國伊太氐神社と申すが、意宇郡に三社、出雲郡に一社有る、共に五十猛命に坐すをも思ふべし、倩右の御託は、其大神の邦を建て給ひし時に、高皇産靈尊の預鎔造らせれば、先其大神を祈り奉らずば有るべからず、故、民地を以て奉らば、我共々に福慶てむとなり、次に日神にも、其御託の有けるに、有預鎔造天地之功の大御言無きは、此太御神はしも國家を造り立て給はざりしかば、其事を漏らし給へるな

り）又古語拾遺に、仍就ニ於倭笠縫邑一、殊立ニ磯城神籬一、奉レ遷ニ天照太神、及草薙劒一と有る、天照太神と申すは、八咫鏡の御事なり、草薙劒は、素戔嗚尊の御靈なり、然るに、皇太神宮儀式帳に、此掛畏天照坐太神、月讀之神二柱、所レ稱下伊弉諾尊、伊弉冊尊、共爲ニ夫婦一、合所レ生神上、御形鏡坐と有りて、此には月讀之神、一本には月讀大神と有りて、素戔嗚尊の御名の無きを以ても、又考へ合す可き者なり、其御形を此に擧げざるは、古事記（日代宮段）に、倭建命受レ命罷行之時、參ニ入伊勢太御神宮一、拜ニ神朝廷一云々、時倭比賣命、賜ニ草那藝劒一、亦賜ニ御囊一と有りて、熱田に齋ひ奉れる故に、神代よりの御形の事を云はざる者なり、（其は月讀宮條に、御形乘レ馬男形と有るは、奈良朝廷御世定祝と有れば其頃造り奉れる御形なる可し、舊事紀なる天照太御神、月讀命の御生れ坐せる所に、並坐ニ五十鈴川上一、謂ニ伊勢齋大神一と有るは、草薙劒の、其に皇太神宮に並び坐しゝ傳の、何れにか有りしを取れる者なり）○亦送ニ于天一は、日神を、以ニ天柱一擧ニ於天上一也と云へるに依て、亦とは云へれど、右に辨へたる如く、此は後に月日の旋轉る世に成りて、其見る所に依りて云へる傳なるが、其起りは、瑞珠盟約章に、於是素戔嗚尊請曰、吾今奉レ教將レ就ニ根國一、故欲下暫向ニ高天原一、與レ姉相見而後永退上矣、勅ニ許之一、乃昇ニ詣之於レ天也と有るを、月神はしも、別神と傳はれるから、送ニ于天一とも傳はれりし者なりけり、（然るを、釋述義に引ける私記に、又問、次生ニ月神一、其光彩亞レ日、可ニ以配レ日而治一、故亦送ニ之于天一云々、已無ニ登橋一歟、日神以レ橋得レ登レ天者、月神何無ニ此儀一云々、答、先文以ニ天柱一爲ニ登橋一、送ニ日神於天一之由明矣、送ニ月神一之時、定用ニ同橋一歟、製文之法、具レ前略レ後常事也と云へれども、其は此時の事を、深くも敲らざる說なり、出雲風土記に、神須佐乃乎命、天壁立廻坐之とも有る者を、何ぞも天柱を用ふる耳に

は限るべき）さて、月は大地に屬きたる物にて、その旋轉る事も、大地の自轉に從ひて、西より東に巡れゝども、萬葉七（四丁）に久方乃天照月者云々、」十一（十丁）に、久方天照月、十三（八丁）に、天有哉月日如、」四（四十七丁）に、三空去月之光二なども詠みて、即ち天中の象物なり、三（十三丁）に、久堅乃、天歸月乎、綱爾刺、我大王者、蓋爾爲有と詠めるなどは、蓋に見象たるとのみ誰も思ふめれど然らず、綱と云ふ物はしも天中に罔維ける氣脉の稱にて、十九（四十四丁）に、天爾波母、五百都綱波布、萬代爾、國所知牟等、五百都々奈波布と有るこれなり、月の大地に屬きて巡るは云ふも更なり、此國土の天日に屬きて巡れるも、もとより此綱の氣勢に牽かるゝこと、すでに傳一、傳二に註せるを、思ひ合せて曉るべくなむ、（又、萬葉八に、久方乃、月夜乎清美、七に、久堅之夜度月乃、など有るも、天の物にして續けたるなり、此に、故亦送二于天一と有るは、混れたることながら、月も亦天中の一象物なるを忘るべからず）○次生二蛭兒一第二ノ一書亦然り、神皇系圖と云ふに、生二一女（日神）三男一（月神、蛭子、素戔嗚尊）云云と有りて、此章に蛭兒をも計へて、四神出生章と云ふ事には有れども、決めて僻傳にて、八洲起元章第一ノ一書、第十ノ一書等に、淡洲と共に生み坐しきと有る、是ぞ正傳なるべき由、傳五に委しく註せるが如し、（但しそれにも、第一ノ一書には、蛭兒ぞ神の如く、彷彿しく記されたるは誤なり、又、此に一女三男と列ねたれば惡しけれども、中には取るべきことも亦少からねば、彼此見合せて考ふべし）○雖二已三歲一脚猶不レ立、第二ノ一書にも有りて、甚愛たし、但し脚は葦の誤傳なり、已にも云へるが如く、蛭兒は最初に生み坐せる國には有れども、陰神の御言先立たしゝ御過に依りて成れるが故に、土毛の不二生立一瘠地なりし故に、三歲の間を試み給ひしかども葦すらに生

立ざりしかば、第二一書に、順ニ流放棄と有るが如くして、兒童には充て給はざりける者なり、然るを古傳より文字に譯すとしては、國と心得ては葦と書すべき事なれども、神と思へらむには脚と心得て、然も記さるべき事なり、（然れども、然すがに、葦なりし傳へも亡はざりし故に、古事記に、此子者入二葦船一而流去、八州起原章第一一書に、伊載二葦船一而流二之と有る葦船は、此の天磐櫲樟船と共に、非事なれども、葦と云ふ事の遺れるは、天神の御恩賴になむ、明石卷に、「大海に萎びうらぶれ蛭の子の、足立たざりし、年は經にけり」と有るも、例の蛭子を人體と心得たる所爲なり）物の生ひたる事を立つと云ふ例は、萬葉一（廿一丁）に眞木立荒山道乎、」二（廿二丁）に、磐代乃野中爾立有結松、」又（卅八丁）に、趁出之堤爾立有、槻木之、」三（十三丁）に、眞木之立、荒山中爾など、猶多在るは、常に木立(コダチ)など云ふとは少か異にして、生ふる事を立有(タテル)とは云へるなり、但し、木などにこそは似着しからめ、葦は草なれば、立つと云ふは如何と云ふ人も有りなめども、草木共に其種子より芽ぐむを芽立(メダチ)と云ひ、又、和名抄に、蘡、久々多知、蔓菁之苗也と有るを、名義抄に、葦立と有れば、草にも立(タツ)とは何どか云はざらむ、此を以て、脚を姑く葦に改めて、其の生ひ出でざりし事を、葦猶不レ立と云ふ義に、心得て可(ヨ)けむ、（傳五卷に引ける釋紀六に、凡肥美之地、葦草多生と有るが如く、肥美(コエ)りたる地ならねば、其物は生ひ立たざる者なり、此を以て、此は不毛の地なる謂にて、又蛭兒と云へるも、國なる事を曉るべし）○載二之於天磐櫲樟船一、第二一書には、日月既生、次生二蛭兒一云々、次生二素戔嗚尊一云々、次生二鳥磐櫲樟船一、輙以二此船一載二蛭兒一と有り、古事記には、此の事とはなくて、既生レ國竟、更生レ神云々の中に、次生神名、鳥之石楠船神、亦名謂二天鳥船一と有り、古史徵（第十一段）に、此傳々を擧げて云く、「此

も混亂（マギレ）たる傳なり、其は蛭兒を載て放ちたる船は、葦船なるを、天磐櫲樟船とも、鳥磐櫲樟船とも云へるは、樟以て船を造る事始りて、後に言ひ出たる誤の傳なり、然るは櫲樟は、素戔嗚尊の木種を殖え生ふし給へる時に、吾兒所レ御之國不レ有ニ浮寶ー者未ニ是佳ー也と詔ひて、御眉毛を拔き散らし給へるより、始めて生れる木なるを、櫲樟は可ニ以爲ニ浮寶ーと宣り定め給へる木なれば、其神より以前には無かりし木なり、故、磐櫲樟船と云ふは、櫲樟以て船を造る事始りて後に、云ひ出でたる傳なり、然れば古事記の右の傳は、神代紀に、生ニ鳥磐櫲樟船ーと云へる傳の、再び誤れる傳なり」と云はれたる、此說の如し（但し葦船の事を、猶正しと見られたるは、此大人も、蛭兒を神の如く心得たるから、此の說の委しからざるなり、此の蛭兒、淡洲の說は、神、我心を開きて令レ得給へる者なり）然るを、神名式に、和泉國大鳥郡石津太神社を、俗に石津の蛭子（エビス）と云へる、其社傳に、「蛭兒神、天磐櫲樟船に乘りて順風に放たれ、此船漂々として、石津浦に着く、尊五色の神石を携へ來て、此所に置き給ふ、今社前に在り、所以に、石津と云ふ、其船の着きし處は、石津岩山と云ふ」と云へり、此類說、和泉志にも、載せたれども、此は何れの神か、磐船などを着け給ひし事の有るに附會（ツケソヘ）て、蛭兒神と云へるなれば、今論ふに足らず、（若くは、事代主神の故事ある所なるべし、世に、此神と大國主神とを合せて、蛭子大黑と祀ふ事常なればなり、已に攝津國莵原郡大國主、西神社を、今西宮と云へる、其地主は事代主命に坐す故に、西宮夷と申せるをも思ふべし、予嘉永六年二月に詣りて、其五色の神石と云ふ物など尋ねしかども、人々知らずと云ひけり、然れば、其社傳を作れる人の妄說なるを、和泉志の作者も共に欺かれたるなり）〇順レ風放棄は、第二一書に、順レ流放棄と有るなむ宜しかるべき、平田翁說（古史徵）に、ー此時未だ風は無き

時なり」と云はれたるは、麁き說の如くなれども、風神の未だ成り坐ざりし間の事なれば、然も有りなむを、予は葦船を取らざれば、愈以て順レ風と云ふは取らず、（口訣に、順レ風放棄、任レ成之謂也と有るも、落着かぬ說なり、然れば、これには深く心を留むべからず）放は、傳五、流之の下に云へり、棄は宇氏多麻布と訓むべし、瑞珠盟約章に、吹棄氣噴之、此云二浮枳于都屢伊浮岐能佐擬理一と見え、古事記、八千矛神御歌に、曾通奴岐宇氏など、何れも棄を宇都流と云へる古言なり、（棄を須都流とも云が、其は意の急なるなり、宇都流とは、此方を空虛にして彼方に移し遣るにて、其意緩かなり）〇次生二素戔嗚尊一は、進雄尊の意にて、素戔は進むなり、天孫降臨章に、始起烟末生出之兒、號二火闌降命一と有る、須曾理と須佐と同じ、其は第二一書に、焰初起時、共生レ兒、號二火酸芹命一と有るは、焰の初て起り進む時に、生れ坐せるに依て、火酸芹命と申せるなり、其第三一書に、火炎盛時、生二兒火進命一、又曰二火酸芹命一と有る、此にて、酸芹は進なる事を曉るべし、又古事記に、須佐之男大神の御女、須勢理毘賣命坐せり、此神、其夫神を贊け奉り給ひて、大に御功を令立給へりしも、御心の進りかに坐ればなり、又出雲風土記に、美保鄕、所レ造二天下一大神命、娶二高志國云々子、奴奈賀波比賣命一而令レ產神、御穗須々美命、是神坐矣、故云二美保一と有るは、御心進命の意なり、此は、建御名方命の亦名なるを、此神の心進爲給ひし事、思ひ合すべし、又萬葉九（三十五丁）に、智奴壯士、宇奈比壯士乃、廬屋燎須酒師競而、相結婚爲家類時者、燒太刀乃手預押禰利、白檀弓靫取負而、入水火爾毛將入跡、立向競時爾云々と有る、須酒師競は進爲競なり、此續きを以て其狀を曉る可きなり、（又十八卷、敬二和立山賦一歌に、之良久母能、知邊乎於之和氣、安麻曾々理、多可吉多知夜麻と有るは、白雲の千重を押し分け、天進り高き立山、と云へるに

て、始終に進の義を貫きたるなり、又、勝佐備、神佐備、浦佐備などの佐備も、皆進にて、勝佐備は、勝進、神佐備は、神進、浦佐備は情進なる事、云ふも更なり）、斯れば、素戔嗚命と申し奉るは、御心行ひ、共に進りかに御在し坐せりし故に、御父大神の勅任しに從ひ給はずして、御母國に往み坐さむと宣ひ、又高天原に參る昇らしゝ時には、御誓の時に勝佐備の御所爲有り、又天上より逐はれて國土に降り坐しては、其天罪を贖ひて、國土人類に御恩賴を幸ひ給ふ事耳に進み給ひ、其御子大己貴命に、國土經營の事を授け寄せて、終に御母神の根國に到り坐せるも、始より思ほし進みし御心を竟し給へるなり、又夜之食國に御靈を分けて入り給ひて、月讀大神と坐々て、天進りに進り照し給ふなど、自餘の諸神とは異に、御稜威の雄偉く健く進りかに御在せるが故なり、記傳を始めて諸書に、此大神をしも、惡しき神の如く說き成せる事には有れども、瑞珠盟約章に、神性雄健使二之然一也と有るが如く、其神性の雄健きが故に、惡行の如くは見ゆれども、其事の運びより、無上く尊く妙に奇しき善き事の出で來るは、此大神の、又殊に勝れたる所なり、（第六一書に復洗レ鼻因以生神號曰二素戔嗚尊一と有るは、古事記と同じ傳には有れども、此は二神の相共に生坐る御子なる事、上なる生二日神一の下に、委しく云るを見合せて曉るべし、記傳六に、「目に見たる穢は淺くて、名殘なき故に、其より成り坐る月日の大神は、善神に坐すを、鼻に嗅ぐ惡臭氣は深くて、其名殘亡難き故に、須佐之男命は、惡神に坐せり」と云はれたるは、思ひ漏らされたるなり）然れば、素戔は進の義なるは然る物にて惡しき訓には非ず、第六一書に、素戔嗚尊者、可三以治二天下一也と有るが如く、信に天下の君主に勅任され奉り給ひて、宇宙を所知看す大神に坐せば、日神に亞ぎて尊く坐す事、申すも更なるが、御父母二神の御名は率なふの義なるに、其御子

と坐して、天下を治し給ふ此大神に、進む由の御名坐せるを合すれば、率ひ進む義なり、然れば二神の國土を生み成し坐せるより以後の事業はしも、此大神の受け繼がして、全く成就へる事灼然し、此に因りて素鳴戔尊と稱へ奉りて、定れる借名とは成れる者なり、出雲風土記(飯石郡條)に、須佐郷、神須佐能袁命詔、此國者雖ニ小國一、國處在、故我御名者非レ着ニ木石ニ詔而、已命之御魂鎭置給之處、然卽大須佐田、小須佐田定給、故云ニ須佐ニと有るも、素戔鳴尊と申すは佳名なる故に、御田を定めて、其にも御名を着け給へりし者なり、（若し惡しき神の意ならむには、佗より云はむこそは有らめ、已命の御所爲として、自號けさせ給ふ可きに非ざるを曉るべし、此神を惡しき神の如く說き成し奉るなどは、甚々可畏き事にこそ）偖此に、伊弉諾尊、伊弉冉尊共議曰云々、何不レ生ニ天下之主者一歟と有りて、御子生み坐せる中に、日神はしも高天原を所知看す皇太神に坐々せば、別の事にして、次に月神は此大神の亦名なれば、其をも此に合すれば、天下之主と坐して、月國をも兼ねて所知看す神は、此大神を除て有る事なし、下に故其父母二神、勅ニ素戔鳴尊ニ云々、不レ可ニ以君ニ臨宇宙一と宣へるを以ても、天下之主に渡らせ給ふ事知るべし、然れば二神の天下之主者を生み坐むと詔り給へる御心を得て成り坐るは、此大神に坐す事申すも更なり、此亦、皇祖天神の相預ひて如此く成し行ひ給へる幽事に依れり、（此に奇しき事なむ有る、其は二神の、何不レ生ニ天下之主者一歟と、御心を凝らして生み奉へり給へる故に、日神は天上を所知看す皇太神に渡らせ給へども、古事記、御天降段に、天照太御神之命以、豐葦原之千秋長五百秋之水穗國者、我御子正勝吾勝々速日天忍穗耳命之所レ知國、言因賜而天降也と有りて、皇太神の所知看す大御國の如くなるは、二神の生み奉り給へる時の所謂に依る事なり、若て其天忍穗耳尊は、素戔鳴尊にも御子に坐す

故に、寶劔出現章第五一書に、素戔嗚尊曰、韓鄕之島是有二金銀一、若使吾兒所レ御之國、不レ有二浮寶一者未二是佳一也、と有るにて知べし、然れども、鈴屋大人も云はれたるが如く、皇太神は御父の如く、素戔嗚尊は御母の如く坐す故に、此にては、皇太神の全く御子なり、又此時生れ坐せる三女神は、素戔嗚尊は御父の如く、皇太神は御母の如く坐す故に、全くは素戔嗚尊の御子なり、斯るに、其神大國主神と御夫婦と成りて、國土經營の御功を以て、御父素戔嗚大神の神業を受け繼ぎ給へるが、天照皇太神の珍御子、皇御孫尊の天降り坐す時に、天神の御命以ちて、皇御孫尊には顯露事、大國主神には幽冥事を令レ知給ひて、此天下を令レ有給へるが、何れも日神と素戔嗚尊と、二柱に亘るを以て、此に見えたる二神の御言の、其幸違はざるを知るべし、此を以ても、二神の相生み坐る御子等に坐す事灼し、又二神の御言の幸の違はざるを以て、月讀尊と申すは、別神に御在し坐さゞる事をも又明らめつ可きなり）第六一書に、素戔嗚尊者、可三以治二天下一也と有るは、此に何不レ生二天下之主者一歟と有る二神の御言に合へるを、第十一一書に、素戔嗚尊者、可三以御二滄海之原一也と見え、古事記に、次詔二建速須佐之男命一、汝命者、所レ知二海原一矣事依也、と有り、然れども、滄溟ならぬ事は、其次に、速須佐之男命、不レ知二所命之國一而云々、其泣狀者、青山如二枯山一泣枯、河海者悉泣乾云々と有りて、全く地上の事を云へれば右に海原と云ふは、彼滄海原潮之八百重と云へる是にて、全體の國土を云ふ事なり、其は、共に八洲起元章に、伊奘諾尊、伊奘冊尊云々、共計曰底下豈無レ國歟、迺以二天之瓊矛一、指下而探レ之、是獲二滄溟一と有る是にて、上に國と云ひて、下に滄溟と云へば、然云ひて國土の稱なること、傳四に註せるが如し、（海神の御す大海に非ざること、古史徵に委しき辨有りて、其に引けるが如し、偖、阿遠宇那波羅と云ふ名

義は、泡生成原にて、大八洲國は更なり、萬國の出來れるも、皆鹽沫に依れる事なり、海神の知せる海は、此卷首に生レ海とある下に云へり）然るを、第六ノ一書に並びて、月讀尊者、可ニ以治ニ滄海原潮之八百重一也と有るは、素戔嗚尊に勅任しの文なるを、大海なる潮の、月の出沒に隨ひて潮汐する者なるが故に、此尊にしては似着はしからずと思ひて、月讀尊と申す御名の下に收て傳へたるが故に、終に別神の如く傳はりたる者なれども、滄海之原と云ひ、滄海原潮之八百重と云ふも、國土の總號なる事、右に註へる如くなれば、可ニ以治ニ天下一也と有るも同意なり、（服部中庸說に、「右の傳々を合せて、是須佐之男命と申すは、月讀命の亦御名にて、信に一神なるべし、又御紀の傳々を考へ見るに、何れの傳にも、須佐之男命の惡行を擧げたるに、彼保食神の一書に耳は、須佐之男命の惡行を擧げたる其事、即ち古事記にては、須佐之男命の事なる是等、全く一神とこそ聞ゆれ」と云るは、然る言なり、但し「月讀の讀と黃泉と名同じく、夜之食國に由有り」と云るは非なり、月讀は月夜と續きて、大日靈の大日に對ひ、見は所知看す意にて、豫美とは續かず、黃泉は地胎に在る國にて、月の天に懸るとは、一つに爲すべからざる域なり）偖、此大神の尊く高き御功績坐せる其委しき事は、寶劍出現章に就て說き明らむべきが、日神と御誓の御間に、珍子を生み成し給へれば、皇御孫尊の大御祖神と坐し、又國土經營の御事業を大國主神に事依し給へるが、其大神、亦天神の御命を奉けて、神事を所レ知給へれば、此天下國土の事に就ては、顯露事、幽冥事共に、此大神の御子孫にして所レ知看す御事なれば、御父母二神の可ニ以治ニ天下一也と、勅任し給へる御旨に少か違ふ所なし、又日神と相並ばして、大地の晝夜を持ち分けて所知看して、月讀尊と坐々し、又、天璽にも八咫鏡、草薙劍と相並ばして、天照太神と共に、皇御孫尊の同

大殿の内に鎮り坐して、護身御璽と齋かれさせ御在し坐すなど、少縁の事ならず、實に天皇尊の大御祖神とも稱へ奉るべき大御神に渡らせ給へる者を、甚切可畏御心一速ぶる神の如思ひ成し奉るべからず、健く進りかに御在るが故に、悪行の如く成れる事少からずと雖も、又其事に因りて數へも盡し難き迄に、世中に甚じき古事を成し幸へ給へれば、皆其に至るべき道行振の事なり、と知るべき者なりかし、(平田翁說に、西蕃にて盤古氏と云へるは、我高皇産靈尊、神皇産靈尊の御事なり、然して、盤古氏之後、乃有二三皇一、此天地人之始也と有るは、天皇氏、地皇氏、人皇氏の事なるが、其天地二皇は、歸妹の神にて、伊邪諾伊邪冊二神に坐し、人皇氏と申すは、素戔嗚尊の漢名なる由云はれたるは、信に動くまじき說なり、赤縣太古傳、春秋命歴序考、三五本國考等必ず見るべし、但し道書に依りて、種々の奇怪しき事を云はれたるは、我神隨の大道の旨に合はず、取捨して見るべし)〇神素戔嗚尊は、出雲風土記に、神須佐能袁命詔、此國者雖二小國一々處也とも、神須佐能袁命御子、青幡佐草比貼命とも、神須佐乃乎命御室令造給とも見ゆ、(此外には和泉風土記に、神須佐能雄尊と有る外は、見當らず)偖、神と冠て稱へ奉れる事はしも、出雲神賀詞に、伊射那伎乃日眞名子、加夫呂伎熊野大神、櫛御氣野命と稱へ奉れる加夫呂伎などの如く、御祖に坐す謂ひと聞えたり、天孫降臨章に、神吾田津姫、又、神吾田鹿葦津姫と有るは、彦火々出見尊の御母に坐す故に、神某とは申せるなり、神日本磐余彦天皇と稱へ奉れるは、天皇尊の大御祖に坐せばなり、然れば、古事記序に、喫レ劔切レ蛇、萬神蕃息と有るが如く、一には天皇尊の大御祖に坐して、其寶祚天壤と與に無レ窮傳はらせ給ひ、二には大國主神等の珍御子を生み坐せる、其御末の蕃息りて、神事を治らす其祖神と坐す故に、然稱へ奉れるにて、祝詞に、神漏岐神漏美と有る如に、

其意近し、然れば唯稱辭などゝ、麁くは見るべからず、（其は鎭火祭詞に、神伊佐奈岐、伊佐奈美乃命、妹妋二柱嫁繼給氐、國能八十國、嶋能八十嶋乎生給比、八百萬神等乎生給氐、麻奈弟子爾火結神生給氐云々と有るも、其御子を生み坐せるに對へて伊弉諾尊伊弉冊尊の御名の上に神字を冠て神某とは稱へ申せりし者なり）○速素戔嗚尊、古事記には建速須佐之男命とも、速須佐之男命ともあり、三代實錄に、播磨國、速素戔嗚神と有り、（又、速を省きて、武素戔嗚尊と耳も申せり、寶劔出現章なる細書に、或云とて、此御名有り）速と冠て申す例は、第六一書に、速秋津日命、第十一書に、速玉之男など有るは、是は上に冠へたるなるが、下にて活くは第六一書に、甕速日神、熯速日神など見えたり、何れも迅速なる義なり、然れば速素戔嗚尊と申し奉るは、御心の一速く進り坐す意の御名なりけり、（地名に速吸名門と云へるは、渦潮を速く吸ひ入るゝ意なり、風名に速飄と云ふは、飄の速く吹き卷く名なり、仁德天皇御紀歌に、彌簡始報、破利摩波椰摩智と有るを、私記に、三日之潮、其流急速、故欲レ讀二早待一之發語、置二此言一乎と有るを以て、速は急速なる事著明し、名義集に、速字を登志とも、須美夜加爾とも、波夜志とも訓り）○又、古事記に、建速須佐之男命と有るは、建速進むと云ふことなり、同記に、速甕之多氣佐波夜遲奴美神と云ふ名も、健眞速にて、建速に同じ、偖建と稱へたる例は、此の寶劔出現章に、武素戔嗚尊と有り、（第六一書に、武甕槌神、天孫降臨章に、武三熊之大人などを始めて、神名に多し）武素戔嗚尊は、武進雄の意なり、古事記（白檮原宮段）に、神沼河耳命、曰二其兄神八井耳命一、那泥汝命、持レ兵而入、殺二當藝志美々一、故持レ兵入以將レ殺之時、手足和那々那岐氐、不レ得レ殺、故爾其弟神沼河耳命、乞二取其兄所レ持之兵一、入殺二當藝志美々一、故亦稱二其御名一、謂二建沼河耳命一と

有るが如く、武勇に進み給ふ義なるを曉る可きなり、又、瑞珠盟約章に、奮稜威之雄誥、(雄誥此云烏多稽眉)と見え、又神武天皇御紀に、至草香津、植盾而爲雄誥焉、(雄誥、此云烏多鷄盧)とある多鷄盧も、亦此に同じ、(又、國見丘上、則有八十梟帥、とある其下に、梟帥此云多稽屢と見えたる、其を古事記に、八十建に作れるをも考へ合すべし、又、日代宮段に小碓命云々、自懷出劍、取熊曾之衣衿、以劍自其胸刺通之時云々、爾其熊曾建白、信然也、於西方、除吾二人、無建强人、然於大倭國、益吾二人而、建男者坐祁理、是以吾獻御名、自今以後、應稱倭建御子と有る、此事を以て、建速の義を曉りねかし)○勇悍の勇は、氣進なり、悍は猛にて、此尊の神性の然るなり、上に說へる御名義を以て曉るべし、寶劍出現章第四、第五一書に出でたる五十猛命も氣進猛の義なり、又天孫降臨章に辭氣を伊伎邪志と訓めるも、皆同じ事なり、(人の功を擧めて伊蘇志と云ふも氣進の義なり、今も俗に人の負けじ魂有る事を、氣の勝など云へるも、勇と云に異ならず)悍を、多祁志と訓む、其は素戔嗚尊の武に同じ、古語拾遺に、天鈿女命の事を、其神强悍猛固、故以爲名、今俗、强女謂之於須志、此緣也と有りて、其には强悍猛固の四字を、於須志と云へる如く、凡べて武勇に逞ましきは、恐まじき者なる故と聞ゆ、此にて此に多祁志に、悍の字を被用たる意を察るべきなり、(神代紀口訣に、多枳武也と有り、其は今本の訓、多枳宇志氏と有るに依れる說ならめども、正しくは釋祕訓に引ける私記の師說に、伊佐美多祁久志氏と有るが如く訓むべきなり)○安忍、釋祕訓に、伊夫理那流と訓めり、名義抄に、逸字を伊夫利爾と見ゆ、此は氣吹と云ふに同じく、正しく言に出でゝ云はずして、氣吹が如き狀を爲て憤るを云り、口訣に、安忍憤也とあり、倭姬命世記に載する伊勢風土記に、惡神伊不加理氏云々

と有る語有るも、憤と云ふに近きなり、名義抄に、誶字を伊夫加留と訓めるを以て思ふに、其憤る事の、何に依れるとも知られざるを云ふと聞えたり、(通證に、俗稱闘愎者、爲伊夫利、鼓遣火、曰敗伊夫志、火鬱而不能然、曰伊夫留、誶字訓伊夫加留、萬葉集、鬱悒字、訓伊夫加之、訓伊夫世之、俊賴歌、山里波霧世奴霧乃伊夫世佐爾、皆同義也、勇悍字、出吏酷吏傳、安忍字左氏傳隱と云へるも、然る言なり)○常以哭泣爲行、第二一書に、此神性惡、常好哭恚、第六一書に、素戔嗚尊、年已長矣、復生八握鬚髯、雖然不治天下、常以啼泣恚恨、と見え、古語拾遺にも、常以泣哭爲行と有り、此は古事記に、速須佐之男命、不治所命之國、八拳須至于心前、啼伊佐知伎と有ると同じ傳なり、記傳七(十九丁)に、「神功皇后御紀、血泣、」欽明天皇御紀に、大息涕泣なども有り、谷川氏は、猶言足摩而泣也、小兒忿泣時有此狀と云へり、御紀に、恚恨字を加へて書れたるも此意にや、小兒の足を摩りて行くを伊佐留と云ふも、此伊佐と本同じ言にや、(○今云、字鏡集又名義抄共に嫌をも啀をも譴をも伊佐布と訓みたるは此も同言にて用ひ様の異れるなるべし) 上に匍匐御枕方、匍匐御足方而哭と有る狀も似たり、然らば、彼泣澤女神は、泣伊佐波女の意にや、萬葉五(四十丁)に、立乎杼利、足須里佐家婢、伏仰武禰宇知奈氣吉なども有り」と有るが如し、(九卷、詠水江浦島子歌にも、立走叫袖振、反側足受利四管と有り、古事記高津宮段に、其太后石之日賣命、甚多嫉妬云々、言立者、足母阿賀迦邇、嫉妬と有る阿賀迦は、馬の足掻などの如く、足を跳きて怒らせるにて、小兒の足摩せる狀に似たるなり、此等を以て此の御有狀をなむ想像るべき) 爲行は、常の所作と成れるを云へり、寶鏡開始章に、是後、素戔嗚尊之爲行也云々と有るを以て知るべし、其御本性の武く速く

進み給ふと、御母神を慕はせ給ふとに依て、天下を治め給ふ方には、御心を寄せ御在し坐ずして、御年の長くる迄も幼けなる御有狀にて有りしなり、又、此に因りて、此大神の御稜威の勝らせ給へりし事、下なる使三青山變二枯一の所に云ふが如し、（此を唯に惡行の如く思はむも、然る事なれども、始終を貫く說には非ざるなり、出雲風土記に、仁多郡三津鄕、大神大穴持命御子阿遲須枳高日子命、御須髮八握于レ生、晝夜哭坐之辭不レ通、とあるなどを、惡行と爲て可からむや）〇國內人民、第二一書には、國民と作れども、其訓同じ、今正しくは、國內は久奴知と訓むべきなり、（大祓詞に、國中爾云々とある、後釋に、「國中爾は、俗に國中と云ふ意なれば、萬葉五、又十七に、久奴知許籠莾等と有るに依りて訓むべし」と云はれたるは此にも合へるなり）人民は、第六一書に、國民と有る民字をも然訓めり、其を古事記には、人草と書ける事下に引く文を見て知るべし、第十一一書に、顯見蒼生、此云二宇都志枳阿烏比等久佐一と有る是なり、記傳六（二十五丁）に、「青人草と云ふ所以は、伊邪那美命言、愛我那勢命、爲二如此一者、汝國之人草、一日絞二殺千頭一云々、是以、一日千人死、一日必千五百人生也、と有る其意にて、草の彌益々に生ひ茂り蔓こるに譬へたる稱なり、青としも云へるに心を着くべし、私記に、蓋古以二貴人一喩二於木一云々、以二賤人一喩二於草一、故謂二天下人民一、爲二青人草一也と有る說は非なり、故此稱は、神の人の利益を爲給ふ事と、人の損害を爲給ふ事とに耳必ず用ふ稱なり、（神の人を利益給ふは、千五百人生るゝ意なり、禍、損害を成すには、其に逆ひ敵むなり、故其に此稱を云ふなり、古書共を能く見度して眼を着くべし、予が云ふ事の虛かざる事、自ら曉りなむ）と有るが如し、〇夭折は、第二一書に、國民多死と見え、古語拾遺に令二人民夭折一と有る、其意を得て說くべきなり、釋秘訓に、阿加良佐

麻爾須止可レ讀レ之、志那志牟之點不レ可レ讀、と有るを以て考ふるに、阿加良佐麻爾志那志牟と訓みたるを、御讀に憚る故に、今の如くは訓めるなるべし、阿加良佐麻と云ふ例は、神武天皇御紀に、倏忽之間、出二其不意一則破之、景行天皇御紀に、何罪兮、不意之間、倏亡二我子一、など續きたる意を見るに、其不意忽なる意なり、雄略天皇御紀に、嗔猪自二草中一暴出とも、取急歸レ家とも取假歸レ國とも見え、又皇極天皇御紀に、急字を然訓めるをも考ふべし、(名義抄に、倏字を多知麻知、又、志婆志、又、阿加良佐麻、又、須美夜加爾、又、志婆良久、又、登志と訓み、倏忽を阿加良志麻爾と訓み、又、白地をも、蹔をも、同じく訓みたり、又、倏閃の二字を、然訓めるに就て考ふるに、外より明の指し入る程の疾き意なる事決し、光仁天皇御紀詔に、安加良米佐須如レ事久と有るを、鈴屋大人解に、「此は思ひ掛けず俄なる事なり、中昔の物語書などに、阿加良佐麻に罷り出づなど有るも、卒爾に忽と少か物爲る事なり、借、蹔時も目を離たぬ事を、阿加良米毛世受と云ふも、俄に忽と少か佗へ目を移すを阿加良米須と云ふなり、此に安和良米佐須と有るも、爲と云ふに同じ、目を指すは、物を見遣る事なり、然れば此言は、物を目を着けて守居る程、俄に忽と佗へ目を移す如くと云ふ事なり」と有り、此にて心得べし」然れば天折とは、素戔嗚尊に本より然る御心は御在し坐さずながら其哭泣き給ふ御勢ひに壓されて、立處に不意く人民の亡失ることも有りけりとなり、多と有るを以て其の並てならぬ事を曉るべし、(遷二却祟神一詞に、高津島殃爾依氏、立處爾身亡支と有る狀に似たり、通證に、天折、出二吳志孫登傳一、博雅不レ盡二天年一、謂二之夭一、說文短折也と云へり、此字義をも思ふ可し)○使二青山變枯一、第二一書に青山爲レ枯と見え、古事記には、其泣狀者、靑山如二枯山一泣枯、河海者悉泣乾云々と有るは、殊に委しき者なり、龜卜

祭文に、青山成レ枯、枯山成レ青とも有り、又皇極天皇御紀に、鞍作得レ志、以レ虎爲レ文、學二取其術一、或使下枯山變爲中青山上、或使下黄地變爲中白水上と有る、此は幻術なれば、右の例には引くべからずと雖も、同じ類なり、（右の古事記を引けるに云々と有るは、是以惡神之音、如二狭蠅一皆滿、萬物之妖悉發と有る文なり、但し其は天石屋段の此に混れたる由已に鈴屋平田二翁の説の如し、此時は、此尊一柱の御心進びに依れらば如何にも他神には係らざるべし）青山は記傳七（十九丁）に、「木草の茂りて青々と見ゆる山を云ひて、沼河比賣歌に、阿遠夜麻邇、比賀迦久良婆と云ふを始て、古書共に多し、（中略）枯を迦良と云ふは、難波高津朝に、船名枯野歌に、加良怒と有り」と有るが如し、（但し枯山は岾字の意にて、木草の無き山を云ふなる可し、凡て物の無くて空しきを迦良と云ふ其義なり云々など云はれたるは、取難し）青山を枯山なすとは、今迄青々と茂りたる山を、冬枯の如く成す事なり、古事記（水垣宮段）に、故科二曙立王一、令二宇氣比白一云々、又在二甜白檮之前一、葉廣熊白檮令二宇氣比枯一、亦令二宇氣比生一と有りて活かしも枯らしも爲る如くに、其泣き給ふと共に、青山の枯山と忽に變れるなり、（古事記に、其泣狀者と、上に云ひて、下に泣枯と有るを以て、其泣き給ふに因れる事を知るべし）因云ふ、右の古事記に、河海者悉泣乾は、龜卜祭文に、青河成二白川一、白川成二青川一と有る、青河は水の流るゝ川なり、白川は水の乾きたる川なり、然れば、青々と水の深く有る河海をも泣き乾したまふなり、（此には、人民を害ひ給ふ事を云へるを、古事記には、山海川を云へれば、人草を始め、萬事に亙りて、其廣きは古傳の任なるべし）此章首に、生レ海、次生レ川、次生レ山、云々と有るを以て思ふに、此にも河海者悉泣乾に當れる語の有りつらむを、漏せるなるべし、瑞珠盟約章なる昇天の所に、溟渤以レ之鼓

盡、山岳爲レ之鳴响、此則神性雄健、使二之然一也と有るに照し應せて知るべし、此は一時の御惡行の如く思ひ成し奉らるゝ物から、此に依りて素戔嗚尊と申し奉れる意を盡し究めたる者にて、信に尊むべく奇しき理有り、其使二青山變枯一とある計の御稜威坐す故に、寶劔出現章第四一書に、素戔嗚尊、帥二其子五十猛神一、降到云々、初五十猛神、天降之時、多將二樹種一而下、然不レ殖二韓地一、盡以持歸、遂始レ自二筑紫一、凡大八洲國之內、莫レ不三播殖而成二青山一焉と見えたる、御功の立ちける事は申すも更なり、又、古事記に、娶二大山津見神之女、名神大市比賣一、生二子大年神、次宇迦之御魂神一と有る如く、山神の女を娶して、大年神を生み給へる、年は田寄にて、春種子の生ひ初むるより、冬に至りて苅り藏る迄を、卽一年と云ひて、物に榮枯有るは、又此に因れる者なり、（然れば、此に使二青山變枯一と有るは、神性の雄健に因りて然るなり、其に因りて斯計りの甚じき御功を成し給ふに至れるは、尋常の神にて出來べき事ならず、天下之主者を生むとて、生み給へる神に坐す故に、其始より海山川共に、御心の任なりし事、此にて明らかなり、記傳にも、「少か心着かれたりと見えて、抑々此神の啼き給ふに因りて、山海河の枯乾るは、如何なる理にか有む」と迄は驚かし置かれたり）河海者悉泣乾は、天下に君と坐す故に、此大神の泣き給へば、乾て御心の任なりしなり、寶劔出現章第四一書に、以二埴土一作レ舟乘レ之と見え、第五一書に、吾兒所レ御之國、不レ有二浮寶一者未二是佳一也、乃云々、杉及櫲樟、此兩樹者、可三以爲二浮寶一也と有りて、河海を渡る事も、此大神に始れる事は申すも更なり、月神と成り給へる其荒魂を、豐玉彥神と申して、海神に坐すが月の出沒に隨ひて、其海潮の滿たり乾たり、其御尾前と成りて仕へ奉れる如き御稜威はしも、本より此時より其萌し有りける事決し、然るを御父大神の神逐はせ給へるは、餘に御

心行ひ共に、健速く進り坐に、御行末を危く所レ思しての御事ならめども、其も此く彼預鑠造給ふ産靈の御所爲に依る所なれば、深く前後の趣を考へ定め、其首尾を結び合せて說き奉る可き者なりかし、（人は知らず、重胤が描き心を以て見奉るに、如何にしても、御惡行と思ひ成し奉るべき所は、決に無きが如し、此御上に至らば記者と雖も、文を綴るに、惡行の如く取り成されたる事も、少からじかと見ゆめり、今予が臆見を以て說き奉らむとす）〇其父母二神、第二一書にも、此事の見えたる、共に加會伊呂波と訓めり、其も古訓なる可けれども、美知々波々と訓むべし、萬葉五（七丁）に、父母乎美禮婆多布斗斯十九（十四丁）に、知智之實乃、父能美許等、波播蘇葉乃、母能美許等など有りて、知々波々と云ふ事常に多在り、言義、父は血道、母は腹より出でたるべし、父とは、今俗に其等族を血筋など云ふ如く、其身の出自に依りて云ふ稱なり、母を腹と云ふは、玉勝間、列々椿卷にも引れたる、淸寧天皇御紀に、吉備稚媛の事を云て、其腹所レ生星川皇子、又欽明天皇御紀に、雖三是韓腹一、位居二大連一、推古天皇二十年御紀に、八腹臣大武天皇八年御紀に、吾兄弟長幼並十餘王、各出二于異腹一、然不レ別二同異一、又、光仁天皇寶龜三年御紀に、三腹遞、桓武天皇延曆四年御紀に、乃勅遣二臣八腹氏一、又同九年に、其土師氏惣有二四腹一、中宮母家者、是毛受腹也云々、自餘三腹者云々、同十年に、其入彥命、子孫東國六腹朝臣、又因二居地一賜レ姓命レ氏など多く、又本朝月令に載する、秦氏本系帳に、正一位勳一等、松尾大神御社者、筑紫胸形坐中都大神、戊辰年三月三日、天二下-坐松崎日尾一、又（云二日埼岑一）大寶元年川邊腹男、秦忌寸都理、自二日埼岑一、更奉レ請二松尾一、又田口腹女、秦忌寸知麻留女、始立二御阿禮一云々と見えたる、川邊腹田口腹と云ば、各其母を云へるなり、姓氏錄に、八腹臣と云へるも、其母の別々なるを合せて云へるなり、

此を以て、母と腹とは其本同じきを曉るべし、源氏物語などに、后腹の某、宮腹の某など云ふ事多きも、其子の母を指て云へるなり、兄弟を波良加良と云ふも、腹族と云ふ事なるをも思ひ合すべし、又中臣本系帳に、常磐大連の下に、都夫良古娘腹と見え、可多能祜大連の所に、宇那古娘腹と有りて、次々然るを、中臣清麻呂公以下の系には、何れも母某と有るを以て、母と腹と同じきを知べき者なり、玉勝間に、「腹は氏族の事なり、宇遲若くは宇賀良など訓むべし此本韓國より出でたる稱なるべし」と云れたるは、委しからず）加會伊呂波と云ふは、顯宗天皇御紀に、俗呼レ父爲二柯會一と見え、和名抄にも、父を加會と見えたり、言義は、上狹と云ふ事なるべし、其會は、嬉勢、哀勢などの勢にて、其嬉しき事哀しき事を、其と指して、佗に心の移らざる由なり、然れば、我が身より上には、父より外に勝りて、貴き者非ざるを以て、然稱へりと聞え又中古の言に、貴人などの事を所狹き御身なども多く云へるを以て、加會の會は狹なる事知られたり、（通證に、契沖曰、父數也、數二世次一以レ父也と云へるは、尤らしき事ながら、信ひ難し、又或者の加會は、家尊なりと云へるなどは、云にも足らぬ非事なり）伊呂波は、字鏡集に、父字母字をも、然有れとも、父字を伊呂波と訓めるは誤れるなり、和名抄にも、母を伊呂波と有り、其伊呂は、伊呂勢、伊呂妹、伊呂泥、伊呂杼などの伊呂、又御間城入彦五十瓊殖天皇、活目入彦五十狹茅天皇などの、入に同じく、人を容れて親しむ意なり、波は母の省言なり、然れば父を上と指して、嚴しく爲に合せて母には殊に親しむ意なる言なりけり（瑞珠盟約章に父母を加會伊呂と有りて後の歌にも多く然有れども伊呂は親しみの由を以添たるなれば語を成さゞるべし）偕、知々波々と云ひて、其實に合へる稱なるを除きて、又加會伊呂波と云は、如何なる由ぞと、今茲に此を考ふるに、知知波々と云時は、本よりの名

なるを、加會伊呂波と云ふ時は、敬ひ崇むる語と成れるなり、（其は、高皇產靈尊、神皇產靈尊と申す時は、素よりの御名なるを、別に御名を顯はさずても宜しき時は、神漏岐神、神漏美命など申せるに同じ、御紀にも、加會、伊呂波と訓めるは、多くは敬の意有る時の事なり）〇無道、寶鏡開始章に、素戔嗚尊之爲行也、甚無レ狀と有り、此を古語拾遺に狀無と作るも、同じ事なり、此大神は、宇宙に君臨すべき勅任しは奉りながら、其治し給ふべき方には、御心を寄せ給はずして、唯健速き御心行ひ耳進り御在しゝかば、奧床しく味ひの有げなる事のなきを、尤め給へる者にて、俗に物の奧床しからぬを、熟味のなきなど云ふに同じ、御紀に、無形無瑞、遊仙窟に、無情など有るをも、皆然訓みたり、下にも云り、（歌に多く阿遲伎那久と多く用ひたるを無益と云ふ意に說きたれども、無二味氣一にて、熟味のなき謂と心得て、大旨違ふ可からざる者なり、此言に當て、無道の字を書かれたる者は、八虐の第五に、不道と云ふ字を取られたる可し、名例律註に、支二解人一、造二畜蠱毒一、厭魅若毆告など有るに、右の令二國內人民以夭折一、復使二青山變枯一と云ふが當たるものなり、下に无無二黑心一と有る下に云ふを見合す可し）〇不レ可三以君二臨宇宙一、第二一書に、汝治二此國一必云々とある宇宙は、此國に當り、君臨は治に當れるなり、然れば、宇宙を阿米能斯多と訓めるは、允に然るべし、（名義抄に、宇字を阿米能斯多と有り、御宇を阿米能斯多志呂志米須と訓めれば、宇の一字をも信に然訓むべきなり、淮南子に、四方上下謂二之宇一、往古來今謂二之宙一と有る、其字を用ひられたる事、通證に引けるが如し）古史徵に、「此文を見れば、豫て宇宙を御せと御依しは有りしと聞ゆ」と云はれたる、實に然る言なり、先に可三以君二臨宇宙一などの語無きに、此文の不意く有るべくも非ざるに就て、猶思ふに、已に二神の、何不レ生二天下之主者一歟と宣

へるに、日神を生み坐る、此は天上を知す太神なり、次なる月神は、此尊の異名なり、蛭兒は誤傳なり、此等を除く時は、天下之主者と申すは、此尊に坐せれば、不レ可三以君二臨宇宙一とは、必ず宜ひ附くべき者なりかし、（第二ノ一書なるも然り、汝治二此國一と有るも、素より此國を治むべき神と爲て、生み給ふが故なり、但第六ノ一書に、素戔鳴尊者、可三以治二天下一也とあり）君臨は君登坐須と訓むべし、上に天下之主者と有る主（キミトマスカミ）者と有る事を云ふなり、第二ノ一書に、治字を書きて即ち君臨は所知看す御事を申せるなり、八洲起元章第一ノ一書に、天神謂二伊弉諾尊、伊弉冊尊一曰、有二豐葦原千五百秋瑞穗之地一、宜二汝往循レ之、と有る、其國を勅任され奉り給へば、信に宇宙に君臨す神はしも、此天神に坐々を、然も說き明らめたる說無きは、甚々淺ましき事なりかし、（本傳五之卷に、循字の意を委しく說きたるを此なる君二臨宇宙一の所に合せ讀みて、其意味の深き事を求むべし）○固當三遠適二之根國一矣、第一ノ一書に、是性好二殘害一、故令三下治二根國一、第二ノ一書に、故汝可三以馭二極遠之根國一と有り、此三の傳、共に父母二神の根國に逐ひ給ふ由なり、然れども、第六ノ一書、及古事記の趣なむ宜しと聞えたる、其は右の傳には、何れも伊弉諾尊の御事を漏らされたる傳なる故に、其間の事をば皆略かれたる故に、父母二神に係けて傳へたるなり、然れども、瑞珠盟約章に、是後伊弉諾尊、神功既畢、靈運當遷是以構二幽宮於淡路之洲一云々、亦曰、伊弉諾尊功既至矣、德亦大矣、於是、登レ天報命、仍留二宅於日之少宮一矣とある、此尊は、其初二神相並ばして、天神の御命を奉り給へば、幽宮に長く隱り坐すも、天に登らして、報命し給へるも、必ず二神の御名を擧げられずては叶はぬ所なるに、此に伊弉諾尊一神の御名耳出たるは如何と云ふに、伊弉冊尊の黃泉國に往き坐しゝ傳は、佗の一書に任ねて略かれたる者なり、（然見以て行かざる

時は、前後の事打ち合ひ難きを、如何とか爲む、又上に二神なりし事の、此に一神なるを以ても、其所由豈無らむや、前後を照らし應せて、言外の意味を知らむこそは、皇典を見奉る則なりけれ、大凡に、一所を捉へて、一掬に云ふ說は何れも云ふに足らぬ痴言なり）偖第六ノ一書、及び古事記の方正說ならむと云ふ由は、先此珍御子等の御事依しはしも、御父母二神なる事は、瑞珠盟約章なる、天照太神の御言に、夫父母既任二諸子一、各有二其境一とあるにて灼然し、然るに、第六ノ一書に、吾欲レ從二母於根國一と有るを以て思ふに、火神を生み給ひて後に、伊弉冊尊はしも、根國に神避坐しゝかば、八握鬚髯の生ふる迄も、御母を慕ひて歎悲しませ給ふ餘りに、宇宙に君臨して、治し給ふ事も何も忘れ竟させ給へるが故に、常以二哭泣一爲レ行と有るに至れりし者なり、故古事記に、速須佐之男命、不レ知二所レ命之國一而、八拳須至二于心前一、啼伊佐知伎也、と有るも二神の生み坐しし初より、御水潔の後に至る迄もと見れば能く聞ゆ、又故、伊邪那岐大御神、詔二速須佐之男命一、何由以汝不レ治二所事依之國一而、哭伊佐知流と有るは、御父大神の、根國より歸らせ給ふ迄の間を尤め給へるにて、其趣一朝一夕の事ならぬ狀なり、次に、僕者欲レ罷二妣國根之堅洲國一而哭と有る是にて、其御本心の顯はれたるなり、次に爾伊邪那岐大御神、大忿怒詔、然者汝不レ可レ住二此國一、乃神夜良比爾夜良比賜也と有るぞ此の固當三遠適二之於根國一と有るに當れゝども、古事記、及第六ノ一書を以て訂す時は、此も父母二神の神逐ひ給へるには非ざれども、黃泉國の事を略かれたるが故に、不意く、此の事も二神に係れる事と成りにたる者なり、（然れども、焉むぞ隱れむや、下に至りて伊弉諾尊一神の御事と成れる由右に云へるが如し、第六ノ一書にも伊弉諾尊惡之曰、可三以任レ情行二矣と有り、其も古事記と同じ事にて吾欲レ從二母於根國一と有るに應へ給ふべかりし者なり）

根國は、第二第六一書、又、瑞珠盟約章にも出でたり、古事記には、右の如く、根之堅洲國と有り、但し其國に往き着かせる事は、此より天上に參昇り給ひて、種々の事共有りて後の事なり、其は寶鏡開始章第三一書に旣而諸神嘖ニ素戔嗚尊ニ曰、汝所行甚無レ頼、故不レ可レ住ニ天上一、亦不レ可レ居ニ於葦原中國一、宜ニ急適ニ於底根之國一、乃共逐降去云々、當隨ニ衆神之意一、自レ此永歸ニ根國一矣、と有る以て知るべし、然れども、其時直に赴き給はずして、此國土にて后神を娶らせ給ひ、御子神を數多に蕃息(ウミフヤ)し給ひ、己尊は國引の大功を建て給ひ、國土經營の萬事はしも、大國主神に授け任ねさせ給ひて後ぞ、寶劔出現章に、已而素戔嗚尊、遂就ニ於根國一矣と有るが如く、物爲させ給へりけらし、（其第五一書に、後然素戔嗚尊、居ニ熊成峯一而、遂入ニ於根國一者矣と有るは、熊成峯より根國に入り坐しゝ如く見ゆれども、然らず、其より遂に何れよりか、根國に入り坐せりと云ふ義なるなり）故、第六一書に、至ニ火神軻遇突智之生一也、其母伊弉冊尊、見レ焦而化去(サリマシヌ)云々、然後伊弉諾尊、追ニ伊弉冊尊一、入ニ於黄泉一而及レ之云々、其於ニ泉津平坂一所レ塞磐石、是謂ニ泉門塞大神一と有るを、古事記には、黄泉國と有り、然るを其一書の終に、吾欲レ從ニ母於根國一と有れば、根國と云ふは黄泉國なる事灼し、然るを、鎭火祭詞には、麻奈弟子爾火結神生給氐、美保登被燒氐石隱坐氐云々、吾名妹能命波、上津國乎所知食倍志、吾波下津國乎所知牟止申給氐、與美津枚坂爾至坐氐云々と有るを以て、根國、又下津國なる事知るべし、右に引ける寶鏡開始章、第三一書に、底根之國と云へるも、下津國と云へるも、同じことなり、大祓詞に、根國底之國爾坐云々、道饗祭詞に、根國底國與里麁備疎備來物なども有り、（篤、備考ふるに、根國、黄泉國はしも、右の如く一物なれども、根國とは多く素戔嗚尊の御事迹に係る所に耳(ノミ)用ひられ、黄泉國の方は伊弉冊

尊に係る所に用ひられたるに所以有るべく思えて、此を探り索むるに、二神の絶妻（コトド）之誓を建て給ふ迄は、此上津國よりも通ひし故に、其闇くして夜の國なる事を、親しく見給へりしかば然宣へるを、其より彼此の往來を斷ち給へる後は、何事にも拘らず、唯大地中に胎まれたる片隅の國なる故に、根國とは云ふにぞ有りける）偖、根國の所在や何方なるらむと考ふるに、記傳七（二十六丁）に、「根之堅洲國の根は、下つ底に有る故に云ふ、草木の根も同じ、堅洲國は片隅國の意なり、其は横（東西南北）の隅には非らで竪（上下）の片隅にて下つ底の方を云ふなり、（隅を須と云へるは書紀に所謂、天日隅宮を、出雲風土記に天日栖宮と有り、栖字は、古書に必ず須と訓める例なり、又記中に、天之御巣と云へるも、日隅と通へり、姓氏錄に、宗形朝臣の祖の吾田片隅命を、舊事紀には阿田賀多須命と有り、」以上撮要）と有るが如し、其の下つ底に在る根は、如何にしてか有らむと思ふに、已に本傳三之卷、惶根尊の下に註せる如く、底津石根にて堅く重凝（シコリ）たる隅處（クマドコロ）に在る國なり、若て、其大地は圓體にして鷄子の如くなる物なれば四方上下有る事なきが、地心を底津石根と云ひて、巖石を以て圍み外表は海水と國土とにして、人民此に因りて住み萬物此に於て生くる處なる故に、鎭火祭詞には此を上津國と云へり、偖、四方上下無き大地なる故に、各々我が所在を本として、四維を分ち、上下を定むる物なる故に、大地萬國に住む人の上に於て、各々其戴く所天なり上なり、又其各々履む所地なり下なり、然れば地上に在る者の、上より根とし底と爲る所は、其底津石根に在る地心より外には有るべからず、（漢籍素問に、黄帝請二天師一而問レ之曰、地之爲レ下否乎、岐伯曰、地爲二人之下大虛之中一者也、帝曰憑乎、岐伯曰、大氣擧レ之也と有る、張介賓註に、人在二地之上一、天在二人之上一、以二人之所レ見言、則上爲レ天下爲レ地、

以二天地之全體一言、則天包二地之外一、地居二天之中一、故曰二大虛之中一者也、由レ此觀レ之、地非二天之下一矣と有をも思ふべきなり）祝詞に高天原と云へるに對へて、下津石根と云へるを以て思ふに、根國は石根の中に在る、空洞なる域なる者なり、其は鎭火祭詞に石隱給氐、與美津枚坂爾至坐と有るを以て知られたり、第六一書に、其於二泉津平坂一所レ塞磐石、是謂二泉門塞大神一と有るにても、其國に入る門の巖なる事を知るべし、然るを、三大考、靈眞柱共に、國名の黃泉と、月神の月讀とを一つに爲たる說有れども、其泉門塞大神は、古事記には、塞坐黃泉戶大神とも有りて、道饗祭詞に謂ゆる、八衢比古八衢比賣神に坐す事、古史徵の說に依りて予已に祝詞講義に明らめたるが如し、其詞に、根國底國與里麁備疎備來物爾云々、と有りて、其神は黃泉戶に塞り坐して、根國底國より來る物を障り給ふ由緣に因りて、大八衢に坐して、其如く守り給ふなり、若大地に屬る根國の有りけるが、其は分れ去りて月としも成れらむには、其黃泉戶に塞坐（サヤリマセ）る事も無用に成るに非ずや、又親しく眼前に見ゆる月國に入るに黃泉穴などより入らむ事、餘りに迂遠なる事ならずやも、（又、大祓詞に、根國底之國爾坐、速佐須良比賣神、持佐須良比失氐牟、と有るも、高山短山の末より眞下垂りに落ちし瀧津速川より、大海に持ち出づる次序を以ても、地心ならでは叶はざる者ならずや、御鎭座傳記に、速佐須良比賣神、土藏靈貴也と有る、土藏は土中に藏むる由を以て書けるにて、黃泉國の事なるが、其靈貴と云ふを以て見れば、根國に留り坐せるは其分身にて、和魂神に坐せり）若て、其根國底國はしも、素より大地の中心なる域にし有れば、別に造り給ひしに非ざる可きを、伊弉冉尊、已に其國に入り坐して黃泉津大神と申す由、古事記に所見たるが如し、素戔嗚尊、其國に入り坐すに依れりと見えて、八束髮速佐須良命と申す由、日御碕社記に

有る、其は高天原にて、解除を負せられし時の事に依れり、萬葉三（四十五丁）に、天有、左佐羅能小野之、七相菅、十六（三十一丁）に、天爾有哉、神樂良能小野爾茅草苅など有るも、天にて流離へ給ひし故に、地名とは成れるにて、其は天に然る地名の遺れりし者なり、若て、素戔嗚尊、此國より根國に入り坐しゝ後に、其正身は月國に出で坐して、根國には、其和魂に坐せる、速佐須良比咩神なむ留まり坐せりける、其は大祓詞に在るが如く、顯國にて祓ふ所の、罪咎の行き盡す極みなれば、其極より本の清らしきに復る常理なれば、月神と成り給ひて、日神と共に、大地の晝夜を持ち分けて守衞らせるには至りし者なり、（其は、伊弉諾尊の黄泉國より、還らせ給ひて、大御身滌を爲給へるに因りて善神を數多に生み給へる如く、素戔嗚尊も始めよりの御心の如く、根國に至り坐しかば其天罪等の事は、悉くに流離らひ亡せて、終に月神とは成り給へる者なるべし、然れば、第六ノ一書及び古事記に、御身滌の時に、日神月神の成り坐せる由に傳へたるは、全く、右の事の混ひて然は傳はれるなるべし、如此く見分くる時は其兩説共に少かも疑ふ所なきに至るべし）故尾崎神社記に、天地神祇記曰、速佐須良比賣神、主藏靈貴也、素戔嗚尊、合レ力坐給之、是即素戔嗚尊和魂而、分身御子也と有る、其神即主藏の靈貴に坐せば、此より月神とは成り給ひて、夜之食國を所知看す事決し、其は萬葉六（廿七丁）に、山葉左佐良榎壯子と詠める註に、或曰、月別名云佐散良衣壯士也と有るも、天にて流離へたる男神に坐す由なること、右に引ける八束髮速佐須良命、又、左佐羅能小野などを思ひ合せて曉るべし、皇太神宮儀式帳に、大土神社一處、稱國生神兒大國玉命、次水佐々良比古命、佐々良比賣命とある、國生神は二神に渡らせ給ふ事、丹後風土記に國生大神と有るを以て知るべし、大國玉神は、素戔嗚尊の御子なれば、國生神兒

と有るは叶はざれども、其因に依りて水佐々良比古命は素戔嗚尊、佐々良比賣命は速佐須良比賣命なる事知らるゝなり、思ふに、水は瑞の借字にして、月神と坐して照し給ふ事なるべし、神名式に越前國敦賀郡伊佐奈彥神社、玉佐々良彥神社と有るも同神なるべく思ゆ、其は氣比神社七座（並名神大）は保食神を主として祭れる、幽契有ればなり、第十一書の趣き考へ合すべき事なり、然れば、月讀尊の亦御名素戔嗚尊なるに非ず、素戔嗚尊の亦御名月讀尊にて、此大地に君臨すを本にして、月國をも兼ね知らせる大神に坐す事決し、又根國と月國との一ならざる事をも、曉るべくなむ有りける、（然れば、强ちに、月の分判たる始を、此大神に係るには及ぶべからず、本より在りつる月の主宰として入らせ給へるにて、本より在りし高天原の主宰と坐す日神の、後に成り坐せる神にて、君主と坐すに同じ）

○遂逐之は、第六一書に、可任情行矣、乃逐之、古事記に、汝不可住此國、乃神夜良比爾夜良比賜也と有り、記傳七（二十七丁）に、夜良布は、本、夜流を延べたる言なり、逐は、今俗に云ふ追放なりと有るが如し、（御門祭詞に、侍防掃却、言排坐氏と有る却を夜理と訓みて、逐なり、又、大祓詞に大川道爾持退出氐、祓却止宣と有るも、此の逐之に同じ）若て、瑞珠盟約章に此文に續きて、於是素戔嗚尊請曰、吾今奉教、將就根國、故欲暫向高天原、與姉相見而後永退矣勅許之、乃昇詣之於天也と有り、如此く逐はれ坐し乍も、姉と相見奉りて退り坐むと申し給ひ、御父大神も亦逐ひ坐しながらに、根國に就くべき神の、打ち轉りて天に昇らむと請ひ申せるを勅許し給へる、共に御父子の御間に取りては、其然爲給はでは得有るまじき物の成行きには有れども、此に依りて、二神の御功業は申すも更なり、此大神の大なる御德を成就へ給へりし事、次々に說き明らむるを見て知るべし、書には、彼月神

の御言に、我祖高皇産靈尊、有㆘預㆓鑄㆒造天地㆒之功㆖と有るは、此等の御事業の上に、在る事なり、仰ぐべし尊むべし、其は次章に、是後伊奘諾尊神、功既畢靈運當遷、是以構㆓幽宮於淡路之洲㆒、寂然長隱者矣、亦曰伊奘諾尊、功既至矣、德亦大矣、於是登㆓天報命、仍留㆓宅於日之少宮㆒矣、と有る文に、神功既畢とも、功既至矣とも見えたるを、此に合せて考へ見よ、已に不㆑生㆓天下之主者㆒歟と宣ひて、生み坐る二柱御子の中に、日神は素より天上を所知看べきは、當に然有るべき事なり、然れば天下之主者には、素戔嗚尊ぞ其任に當らせ給へるを、其神を逐ひ給ひて、此國土をば虚しく成し給へる、其を神功既畢とも、功既至矣とも所思し看して、幽宮に隱り給ひ、又上天に復命し給ふと云ふには御心に終に若此く成るべき者ぞと、其事の至る所を見究め給はずしては、出來まじき事ならずやも、（二神の、初天降り坐しゝは、此國土を修理固成む爲にして、其より外の事無きを、如此く此國土を生み置かしながら、此國土に君臨す神の未だ定まらざるに、半途にして然物爲給へる如き所なむ、眼を着くべき所なりける）然れば、高天原に上せ奉らむには、此の神の健く速く進み坐す御所行と、日神の平和なる御所爲とに依りて、斯る事は出來らむ、其に依りて、天津日嗣は定り坐て、天下に君臨す事は出來らむと、其將來の較略を所知しゝ耳ならず、先に生れ坐る皇太神も、日神にこそは渡らせ給へれ、其初、天下之主者を生まむと御言擧して成し給へる御子に坐せば、素戔嗚尊と共に生み給はむ皇太子ぞ、天下は所㆑知看すべき事なりけると、所思し定め給へるが故なり、これも亦、言靈の幸延なること、本傳五之卷に云へるを見て知るべきなり、（然らざれば、此章より彼章に渡りて、心得難き事なむ多かりける、然るを、古より此深き旨を得たる人無きが故に、日神の御末にして、天下所知看すを疑ひ、或は素戔嗚尊

は遂はれ坐せるに依りて、日神の御子ぞ、天下は所知看しけるなどゝ、何れも二神に係たる說無きは、悉く非なる者ぞかし）此を以ても、我皇御孫尊はしも、天照皇太神、素戔嗚尊の御子に渡らせ給ひて、其日神月神の晝夜を持ち分けて夜守日護に守り給ふ大地萬國の大君主宰と坐々して、現御神と天下に照臨み坐せる事、實に所以有る御事なる者なり、此皆、皇祖天神の御議らひにて成れる事、右に云へるが如し。

安政二年正月十五日始、二月九日成。

日本書紀傳　七之卷

穗積重胤謹撰

神代上第七　四神出生章

一書曰。伊弉諾尊曰。吾欲生御宇之珍子。乃以左手持白銅鏡則。有化出之神。是謂大日靈尊。右手持白銅鏡則。有化出之神。是謂月弓尊。又廻首顧眄之間。則有化神。是謂素戔嗚尊。即大日靈尊。及月弓尊。並是質性明麗。故使照臨天地。素戔嗚尊是性好殘害。故令下治根國。珍。此云于圖。顧眄之間。此云美屢摩沙可利爾。

此一書は、第六一書、又古事記の御身滌段の異傳なり、此珍子等は、二神の生成し給ふ所なるを、此に伊弉諾尊の御事は無くして、伊弉諾尊一柱の御事と爲し、又以左手持白銅鏡云々、右手持白銅鏡云々と云へるも、第六一書

に、洗二左眼一云々、復洗二右眼一云々とある傳の異なる物に成れるなり、（御鎭座傳記に、神代天御中主神所レ授白銅鏡云々、三才三面之内一面是也、今二面者、天鏡尊子天萬尊傳二持之一、次沫蕩尊、次伊弉諾、伊弉冊尊傳持、天神賀吉詞白賜氏、日神月神所化乃、眞經津鏡是也と有るは、上に所見たる神世七代章なる一書と、これとを取り合せて僞せ造れる妄說にて、取るに足らず、天鏡尊の鏡は、借字にして白銅鏡などの謂に非ざる由、既に傳三卷に云へるを見て明らむべし）○御宙を、阿米能志多志良須と訓める共宜し、正書に、何不レ生二天下之主者一歟云々、不レ可三以君二臨宇宙一と有ると同じ事なればなり、通證に、御宙、舊事紀作二御宇一、纂疏本作二御寓宙一、（字書、寓同レ宇、御寓宇、出二文選註一、御二天下一也）と見えたり、（御宇は、名義抄に袁佐牟、又都加佐椊流など有りて、馭同と云へり、然れば、第二一書に、可三以馭二極遠之國一の馭を、志良須と訓める共に同じく訓むべし）○珍子、古事記には、此の事を、吾者生二々子一而、於二生終一得二三貴子一と有る、三貴子を、記傳七（二丁）に、美婆斯羅能宇豆能美古と訓まれたる、其說に云く、「書紀一書吾欲レ生二御宙之珍子一と有りて、訓註に珍此云二于圖一と有りて、此の三柱大神成出坐し、神武天皇御卷にも、珍彥此云二于努毘古一とあり、又、大殿祭詞に、皇我宇都御子、皇御孫之命と有り、偖、宇豆は、師說に、高く嚴くしき事なりと有りて、今言に、人の容貌を宇豆高きと云ふも、克く叶へり、萬葉六（二十五丁）に、天皇朕宇頭乃御手以、」又、諸祝詞に、宇豆乃幣帛なども有り」（取意）と云はれたるが如し、名義抄に、珍字を、多迦良、又、米豆良志、又、宇流波志、又、多布登夫と訓みて、貴字を、多布登志、又、多迦志、又、阿氏夜迦那理なども有るを合せて、珍子の義を思ふべし、又、宇都に、憐愛（ウツク）しむ意も有りて、此は御祖の方より云ふ語なるなり、（下よりは日

眞名子など云ふ例なり、此事、祝詞講義、大殿祭詞、神賀詞の下に已に云へりき、倭通證に、玉篇、珍貴也、美也、重也と有り、珍字、米豆良志と訓める、神功皇后御紀に、因以擧レ竿乃獲ニ細鱗魚一、時皇后曰、希見物也と有る下に、希見、此云ニ梅豆邏志一と見え、古事記朝倉宮段に、今日得レ道之奇物など有る、此は尊むにては無く、物を愛る方なれども、其義一に歸めり、繼體天皇御紀歌に、梅豆羅古枳駄樓と有るは、目頬子と云ふ人名なれども、萬葉十六に、母爾奉都也目豆兒乃刀自、父爾獻都也、身女兒乃刀自と有る、目豆兒は珍らしき子の由なるべし、但し此等は傍證なれども、珍子貴子共に愛くしむと、又愛る意有るを知しめむとて、叢脞しく云へるなり、〇左手云々右手云々の事は、古事記（御身滌段）に於ニ投棄左御手之手纒一所成神名云々、次於ニ投棄右御手之手纒一所成神名云々と有るより混ひ、又洗ニ左御目一時所レ成神名、天照太御神、次洗ニ右御目一時所成神名、月讀命と有る、此第六一書も然り、其より紛ひたるなり、若て天孫降臨章第一一書に、猿田彦神の事を、眼如ニ八咫鏡一而、絶然似ニ赤酸醬一也なども有れば、伊弉諾尊の御眼の絶然く事、眞澄鏡の如く有りけむ、言傳の有るより、其御眼を洗ひ給ひし事を、持ニ白銅鏡一とは傳へ誤れりし事灼然し、（萬葉十六、爲レ鹿述レ痛作歌に、佐男鹿乃來立來歎久、頓爾吾可死、王爾吾仕牟、吾角者、御笠乃波夜詩吾耳者御墨坩、吾目良波眞澄乃鏡などゝ、若此く詠物にも、目を眞澄鏡と云れば、然も混ひて傳はれる者なり、此を立て種々に云說共の有は、何れも神代紀の首尾に亙らぬ僻說なりと知べきなり）〇白銅鏡、仲哀天皇御紀にも見えたる共に、麻須美加賀美と訓めり、出雲神賀詞に、麻蘇比乃大御鏡とも有り、麻蘇比は眞澄の義なり、萬葉には、多く眞十鏡又省きては眞鏡と書ける中に、八（三十丁）に、銅鏡と有るは、銅を以て鑄るを以て書けるなり、十三（二

十五丁）に、眞十見鏡と有るを、十六（三十丁）に眞墨乃鏡と有れば須とも曾とも通はし云へりし者なり、（釋祕訓に、私記曰、問案ニ萬葉集一、召犬追牛之鏡也、然則宜レ讀ニ萬曾美一、答古者、須與レ曾音通用、故或云ニ麻須美一或云ニ麻曾美一云々と有り、其召犬追牛之鏡は、萬葉十六挽歌に、喚犬追馬鏡と見えたる、其か十二にも大馬鏡と有り、冠辭考に、「古は馬を追ふに曾宇と云ひ、犬を喚ふに小馬と云つらむからに、曾と麻の語に借たり」と有るが如くなれば、追牛は追午の誤なるべし、釋述義に、私記曰、又問今讀ニ之麻須美一、其意如何、答是猶ニ眞澄一也、言是眞實澄清之鏡也と有り、此にて麻須美の義明らかなり、白銅字を用られたる由は、通證に、稱德天皇御紀曰、以ニ眞白鑞一所レ鑄之鏡、續博物志曰、古無ニ純銅作レ鏡者一、皆以レ錫雜レ之、本草曰、白銅出ニ雲南一と見ゆ、但し古に銅を以て鏡を造る事は非ずして、鐵を以て作れりしを、後に外國より渡れる白銅を以て造れゝば、其義を被レ用たる文字ながら、信じ難き事なり）抑鏡はしも、寶鏡開始章第一一書に、思兼神云者、有ニ思慮之智一、乃思而白曰、宜下圖ニ造彼神之象一而奉中招禱上也と有りて、是始なり、古事記（天石屋戸段）に、於是天照太御神、以ニ爲怪一細ニ開天石屋戸一而、内告者云々、爾天宇受賣、白下言益ニ汝命一而貴神坐故、歡喜咲樂上、如此言之間、天兒屋命、布刀玉命、指ニ出其鏡一示ニ奉天照太御神一之時、天照太御神逾思レ奇而、稍自レ戸出而臨坐之時云々、と有りて、其鏡に皇太神の大御像を移して、汝命に益りて貴き神在すと申ししかば、奇しませ給ひて御戸を出て臨み坐せるは、鏡と云ふ物を始めて見行しゝ故なり、本より有り來る物ならむには、然耳奇しませ給ふ可きに非ざる者をや、但し古事記に、天照太神に御頸珠を賜ふ事見え、此第六一書に軻遇突智神を斬り給ふ所に、所レ帶十握劔と見えたる、此等は玉作神鍛冶神の成り坐せる以前に、已に其物有りつれ

ば、此時に白銅鏡も何どかは無らざらむと思ふも、一亘りの論には有れども、凡て神の物を製造(ツクリ)給へるは、其必ず無くて叶はざる時に在る事にし有れば、事無き豫(マヘ)に造らせ給ふ可くも非ざれば、此を誤傳と見る方なむ平穩には有るべかりける、（按ふに、白銅鏡より化り出給ふと云ふは、右に云へる天石屋戸の前にて、其鏡を示奉(ミセ)れる、卽ち出でさせ給へる傳の有るをも取りて、又打ち混らせたる者とぞ見えたりける、古より此説に苦しめりと見えて、私記に、萬物之始、皆有二其出一、今有二此鏡一、何人初作哉、答未レ詳、又問此鏡、今有二何處一哉、答未レ詳と云へり）〇化出之神は、神世七代章第一ノ一書に、其中白有二化生之神一と有るなどは、成坐と云ふに同じくして、事は輕き方なるを、化出と云ふ時は、出字大に力あり、其鏡を持せる御手より成り出で給へりと云ふ義なり、（化は、此物の化して、彼物に成れるを云へれども、白銅鏡の化して、日月神に成れると云ふには非ざるべし、鏡を御手に持せ給ふ、卽ち成出で坐せりとなり、口訣に、白銅鏡、眞心清明之謂と云ひ、纂疏に、日生レ東、故用二左手一、月生レ西、故用二右手一など宣へるは、共に古意に合はず）〇廻レ首は、日神月神を化出給ふ時には、何れにか正しく向はせ給ふ故に、左手右手を用ひ給ふに、其が任なるを、今度は後方を顧みさせ給ふ故に、廻首し給ふなり、（第十一ノ一書に、保食神、廻レ首嚮レ國則云々、又嚮レ海則云々、又嚮レ山則云々と有る、何れも御首を彼方に此方に向へ廻らせるにて、此の例なり）首字は、本に美具志と有るに從ひて訓むべし、中昔の物語書などに、常多き語にて髮を美具志と云より出たるなり、又、美久毘と訓むも惡からず、偖、久毘は上邊の義なるを、美具志と云ふ時は御櫛を刺せる處なるを以て云ふ稱と聞えたり、（其は第十一ノ一書に、首を加宇倍と訓めるは、上邊の音便なり、如此く同字を二所にて訓を易たるは、美具志と云ふは、少

か敬の意有るなるべし）〇顧眄之間、下に此云㆓美屢摩沙可利爾㆒と註されたり、谷川士清が、見開疎なりと云へる、然も有るべし、左右の御手に御鏡を持せるは、正しく嚮ひて視給ふなるを、其御鏡の方を離れて、斜に向はせ給ふ故に、見開の疎れるなり、名義抄に、顧も眄も加閇理美流と訓める字なるを、眄は麻波留、又與古米など有るにて、其意明らけし、（又流眄を那賀志米ともあり、偖、日神月神は、その鏡に向はせ給へるに依りて化出坐せるを、此は其鏡を離れて、横に目を見遣給ふ事を云へる者になむ）〇質性、垂仁天皇御紀に、率㆑性と有り、此は稟賦にて、源氏物語などに謂ゆる、本性なり、萬葉九（二十九丁）に、人跡成、事者難乎、和久良婆爾、成有吾身者と詠めるは、人と生るゝ事の難きにて、此とは別なるが如くなれども、神武天皇御紀に、天皇生而云々、長而云々と有るを以思ふに、生れたる任には、各〻其性の異なる所も有らざるを、漸く年の長るに随ひて、其質分るゝものなれば、質性も人に仕立上たる上を云ふなり、（名義抄に、質を美とも加多知とも牟久呂とも訓み、性字を多麻志比、又、人登那理、又、人登那流、又、心邪志とも、種々に訓みたり、委しくは與台産靈命の下に云ふべし）〇明麗、正書に、光華明彩と有るに同じくて、美麗なる事なり、古語拾遺に、日像之鏡の事を、次度所㆑鑄、其狀美麗と有るを、太玉命啓曰、吾之所㆑捧寶鏡明麗、恰如㆓汝命㆒と有りて、共に宇流波志と訓めるに従ふべし、（本に、氐理宇流波志と訓める、其も然る事には有れども、下に使㆑照㆓臨天地㆒と有れば、言重る故に、拾遺の訓を取れり）〇使㆑照㆓臨天地㆒は、謂ゆる照㆓徹於六合之內㆒なり、寶鏡開始章第三ノ一書に、請姉照㆓臨天國㆒、自可㆓平安㆒と有るが如く、日神月神と坐々て、天地の間を御照し坐々す御事を申せるなり、若て此語を借り用ひさせ給ひて、古より以來、天皇等の天下を所知看す御事にも、

照臨と申せり、其は天下を所知看には、日月の御照し坐々す如く、殘る隈なく所知看し明らめさせ給ひて、大御政は執り行はせ給ふ者なればなり、（其意を以見て時は、日神には天を令レ知め、月神には地を令レ知る事と成りて、素戔嗚尊、月弓尊と同神なる一證とも成るべくや）崇神天皇御紀詔に、惟我皇祖諸天皇、光ニ臨宸極一者、豈爲ニ一身一乎と有る光臨は此の照臨に同じ、續紀第四十二詔に、大八洲國照給比治給布、倭根子天皇、」光孝天皇實錄詔に、朕我食國乎、平久安久、天照之治聞食須とも有り、（又、古事紀朝倉宮段なる、太后の御歌に、曾賀波能、比呂理伊麻志、曾能波那能、氐理伊麻須、多迦比加流、比能美古と詠せ給へるも、天津日嗣を、天津日に准らへ奉れる者なり、照臨の字は、周書に出たり）○好ニ殘害一、第三一書に、多レ所ニ殘傷一と有る、共に曾許那比夜夫流と訓めり、正書に、令ニ國內人民多以夭折一と有る是なり、物に害はひを爲すを、曾許那布と云ふは、古事記（白莵段）に、即伏最端和邇、捕レ我悉剝ニ我衣服一、因レ此泣患者、先行八十神之命以、誨テ告浴ニ海鹽一、當ニ風吹一伏ヨ故爲レ如レ教者、我身悉傷と有るが如し、但し此は殊更に殘害らせ給ふとには非ざれども、神性の健く進り坐すに依る事、上に云へるが如し、（此なる好の字などは、惡神の如く云はむ爲なれども、快からざる事なり、凡て神の物に幸へ給ふにも、君の世を治め給ふにも、大體の宜しきを謀りて、然る細々しき事の少なる害など迄を悉にと云に至らざる者なり、況て二神の御子として、天下に君臨して、許多の大功を建て給ふ大神に坐せば、少かなる物の害も、時に取りて、何どか必しも無からざらむ）○令ニ下治ニ根國一は、此時根國に下着給ふには非ざれども、其逐ひ給ふ事を云ふなり、然れば下字を、正書の遂逐レ之と同じ義に見るべし、此は佗に讓りて、甚く事省きて記されたり）

一書曰。日月既生。次生蛭兒。此兒年滿三歲。脚尙不立。初伊奘諾伊奘冉尊。巡柱之時。陰神先發喜言。既違陰陽之理。所以今生蛭兒。次生素戔嗚尊。此神性惡。常好哭恚。國民多死。青山爲枯。故其父母勅曰。假使汝治此國。必多所殘傷。故汝可以馭極遠之根國。次生鳥磐櫲樟船。輙以此船載蛭兒。順流放棄。次生火神軻遇突智。時伊奘冉尊。爲軻遇突智。所焦而終矣。其且終之間。臥生土神埴山姬。及水神罔象女。卽軻遇突智。娶埴山姬。生稚產靈。此神頭上生蠶與桑。臍中生五穀。罔象。此云美都波。

此は、正書に續く文なるが故に、日神月神の事は、甚く事略がせ給ひ次に火神以下の生れ坐る事を、委しく爲られたるが故に、異なる傳の如く成れる者なり、然れども、四神を生み給ひ畢へて、火神を生み坐る事、甚々正しき傳なり、次なる第三第四第五等の一書は、三傳共に、又此の異說なれば、能々雜へ讀むべき者なり、〇日月既生は、日ノ神月ノ神と訓むべし、天照太神、月讀尊共に日を所知看し、月を所知看す神にこそは御在し坐しけれ、日月には坐さゞれば、此

にては通えざるを、右にも云へる如く、正書と本一つなりし傳なる故に、其に生日神云々次生月神云々と有るに任ねて、此には甚く略かれたる者なりかし、（記傳六に引かれたる、伊勢人龍氏が說に、日神月神者、有人之貌、身帶光明者、非外典說陰陽之精者、佛經說、日天月天子者也、日月二天子人其形云々、今時說神書者、日神月神與懸奈日月、爲各別解、未聞古人爲其說、孰信之哉と云へる如くなれば、日月と書たるも、亦日神月神たる事云ふも更なり）○次生蛭兒、此兒歲滿三歲、の滿は、字の如く滿禮杼毛と訓むべし、三歲の間を、全く盡し滿たる由なり、（正書に、雖已三歲と同じく訓み來る事には有れども、其にては滿字を書せ給へるに對ひて、詮無かるべきなり）○脚尚不立、これも脚は葦の誤なること、傳六に註せるが如し、○初伊奘諾、伊奘冊尊、巡柱之時云々、此は甚々心得ず、其は巡柱らせる時のことに背からせ給ふとならば、此より前に、幾千も生み坐る御兒に棄べきを、此時に至りて其應有るは如何なる事なり、此は、八洲起元章第一一書に、陰神先唱曰云々、陽神後和之曰云々、遂爲夫婦、先生蛭兒云々、次生淡洲と見えたる、是卽ち巡柱の時の唱和の御事違に、背かれる者なり、此に依りて、天神、以太占卜合之、乃教曰、婦人之辭其已先揚乎と有りて、今茲に出づべき事ならぬを、其正書に、陰神の先言坐せるを、陽神の不祥と宣へる耳にて、蛭兒淡洲の生れ出たる事の漏れたる故に、此章に至りて、正書に、俗に一女三男と謂ふめる中に、此蛭兒も入れる故に、其章には此を省き、此一書には正書と共に、同じく出たるには有るべけれども、蛭兒は豈神ならむや、淡洲と共に同じく國土なれば、此に入る時は、前後打合ひ難くして、首尾の結ばれざる所出來る者なり、（此辨、已に傳五卷、第一一書に就て委しく云へれば、今云ふ限りに非ずと雖も、餘

りに異在る傳なる故に、云はでは得非ずてなむ）〇先發ニ喜言一は、八洲起元章に、陰神先唱曰、憙哉遇可美少男焉と有るに和へ給へる事は無くして、陽神不ㇾ悦曰云々と有る、不ㇾ悦は其和に當れるを以て、其唱和共に喜言なる事知るべし、如何にも、二神の御面を合せ向はせ給へる御心の、愛の盛りに進みて出づる御言にし有れば、信に喜言とは謂つべきものなりかし、（傳四卷に委しく云へるを、此にも見合はすべくなむ）〇違ニ陰陽之理一、八洲起元章に、陽神不ㇾ悦曰、吾是男子、理當ニ先唱一、如何婦人反先ㇾ言乎、事既不祥とある是なり、（傳四卷に云へり）〇此神性惡は上なるに同じ、佐賀と云ふ時は、八洲起元章なる不祥に同じ、傳四に既に云るを、猶委しくは傳十三、神性の下に云べし、（通證に云く、康熙字典、多ㇾ所ニ不可一、曰ニ性惡一、後漢華陀傳、爲ㇾ人性惡難ㇾ得ㇾ意）〇恚、名義抄に、伊加流とも布都久牟とも有り、此にも古より布都久牟と訓み來れるを、通證に、重遠曰、布豆久、含ㇾ憎之謂と云へるは然る事なり、今も人の心に怒る事の有る時に、頰を含らす事あり、其なり、（京邊の詞に、人の憤りて物言ふを、夫都々々言ふと云へるも、恚々言と云へる意なり、然るを頰を含らして口を噤みて物言ふ如くなればなり）〇國民は、正書の國内人民を約めて書れたるにて、其訓同じ、第六一書に、伊奘冊尊曰、愛也吾夫君、言ニ如此一者、吾當ㇾ縊ニ殺汝所ㇾ治國民、曰將千頭一と有る國民、又、此に同じ、偖正書に、令ニ國内人民多以夭折一、此に國民多死と有る、此二共に伊奘冊尊の御言に合へると、又第六一書なる、素戔嗚尊の御言に、吾欲ㇾ從ニ母於根國一と申し給へるとを合せて、其考無くては得有るまじき事なりけり、（古事說にも、僕者欲ㇾ罷ニ妣國根之堅洲國一而哭と有りて、此の正書、及此一書に、父母に係たるとは異なる者なり）故思ふに、正書第一一書に、日神月神に勅任しの事有りて、此素戔嗚尊に勅任し

給へる事の見えざるは、共に二神の相生し坐せる御子に御在るが故に、父母二神の勅任し給へるなるを、素戔鳴尊に其事の非ざるは、月讀尊と同神に坐すが故に別に勅任の無る可き筈の事なり、然れば、正書に、此神有勇悍云々、第一ノ一書、是性好殘害云々、此に此神性惡云々と有るなどは、伊弉冊尊の根ノ國に入らせ給へる後の事なれば、當適之於根國と有るも、令下治根國と有るも、可以馭極遠之根國と有るも、伊弉諾尊一柱の御計らひなる事灼然し、（然るを、此事を父母二神に係けて傳へたりし故に、月讀尊と素戔鳴尊とは又異神の如くに傳はれりし者なり、然れども右に引ける伊弉冊尊の御言と、素戔鳴尊の御所行と、相類たるに心を着くべし）若て其二柱の珍子の中に、天照太神は、伊弉諾尊に屬き給ふ故に、第十一ノ一書に、保食神の身より化れる物を取り持ちて奉進れる所に、于時天照太神喜之曰、是物者則顯見蒼生、可食而活之也と宣ひて、衣食の事を起し初め給へるなむ、第六ノ一書なる伊弉冊尊の御言に言勝ちて、伊弉諾尊乃報之曰、愛也吾妹、言如此者、吾則當産日將千五百頭と有る、御旨には叶はせ給へりける、是卽ち皇太神の善はしき大御神性には坐すなり、（右の事を、古事記には、吾一日立千五百産屋と有り、偖又、須佐之男命の御荒びの所に、離天照太神之營田之阿、埋其溝、亦其於聞看大嘗之殿、屎麻理散、故雖然爲、天照太御神者登賀米受而告云々、詔雖直云々と有りて、惣ての大御心を想像奉るゝなり）素戔鳴尊は、伊弉冊尊に屬給ふが故に、其心の進に依りては、國民多死など云ふ事見え、又第十一ノ一書に保食神の許に到り坐せる所に、保食神、夫品物悉備、貯之百机而饗之、是時忿然作色曰云々、迺拔劍擊殺と有るも、神性の健く速く坐が故なり、又、古事記大穴牟遲神の、其御許に往き坐る所に、爾其大神出見而告、此者謂之葦原色許男、卽喚入而令寢

其蛇室、云々亦來日夜者入呉公與蜂室云々、亦鳴鏑射入大野之中、令採其矢、故入其野時、以火廻燒其野云々、其父大神者、思已死訖、出立其野、爾持其矢以奉之時、率入家而、喚入八田間大室而、令取其頭之虱、故爾見其頭者、呉公多在云々、故咋破其木實、含赤土唾出者、其大神以爲咋破呉公唾出而、於心思愛而寢と見えたる如く、大穴牟遲神は、其御子に坐り、然れども、表には少も御愛憐の御事無くして、其神の身亡せ給ふべく、種々に懲らし窘め給ひて、其器を試させ給へるが、終に其屈折れ給はざるを見究め給ひて、此神こそと御心に愛しく所思して、御寢坐る、是にて此大神の裡の御心隱らひ竟ずして顯はれたるなり、然れば、此大神の御上を、悉に御惡行の如く言成し奉らむ事は、始終を摠べ括らざる者なり、（保食神に事有りしも、其時に取りては、一時の御惡行の如くなれども、此に依りて衣食住の三物出で來て、世中の利用と成れるなど、其事の終の何時にても、妙に善はしきを以て心得有るべき者になむ有ける）倍、伊奘冉尊の、日に千頭を縊り殺さむと宣へるも、其極意に至りては、甚々深く妙なる趣の有る事にて、世に死生存亡の道の、因りて起れる耳ならず、伊奘諾尊と上津國、下津國に別處を建て相有たせ給ふ所由、予已に明らむる說有るを、其は第六一書、第十一書に就て云ふが如し、然れば、素戔嗚尊に、性惡常好哭恚云々と有るも、亦其如くにて、神性の健く速く進り坐す事なるを、甚じく書き取られたる者にて、可畏けれども、已に當昔其說に闇在しなり、況て後人の惡しき狀に說僻めたる、其說をや、天照大神と共に、天皇尊の大御祖と坐し、又幽事所知看す大神には、御父神に御在して、甚々貴き大神に坐す者を、能く其本根を原ね盡さずして、假初なる說を成して、神を誣ひ人を欺かむ事は、忘れても愼しみ怖れて爲まじき者なり、（摠べて、素戔

鳴尊の御悪行の如き事の起はしも、生れ坐して後に、未だ幾許も非らずして、御母神の下津國に入らせ給へるを、人と成る迄も戀慕はせ給ふ餘りに、哭泣ち哀しみ給へるを事として、坐しゝ間に、天下を治め給ふ御事も、何も打忘させ給へるが故に、御父大神に神逐はれに逐はれ奉らせ給へりしにて、其本、御悪行坐しには非る事を努々忘る可らず）

○多死は、佐波爾許登阿理と訓めるに從ふべし、釋紀訓に、志奴不レ可レ讀レ之許登阿理止可レ讀レ之と有るに依りて定む可きなり、凡て代々の私記の例にて、然る忌はしき事は御讀に憚る故に、字の如くは訓まずて、志奴を避けたるなり、（已に正書の夭折なども、志那志牟と云ふ點をば讀べからずと云へるに同じく、天皇の御前にて讀み奉るには避けたるなり）第十一ノ一書に、遣二天熊人一、往看レ之、是時保食神實已死矣と有るを、攝津風土記に、昔豐宇可乃賣神、常居二稻椋山一而、爲二膳厨之處一、後有レ事不レ得レ已、遂遷二於丹後國比遲乃麻奈韋一と見えたり、此に依れば、保食神は死坐せるには非ざれども、有レ事と云ふ事の床しくて、此に引けるなり、有レ事は、其人の上に節の出來れるにて、無レ事の反なる事、人の知れるが如し、萬葉七（三十丁）に、大海侯水門事有從云々と有るに竝て、橡衣人者事無跡と詠めるを以て知るべし、又五（三十七丁）に、靈剋内限者、平氣久安久母阿良牟遠、事母無裳無母阿良牟遠と有るも、事もあり、禍有りの反を云へる者なり、然れば、死を許登阿理と云ふも、唯に避けたる耳ならず、然も云はゞ云る可きことなり、（又、四卷に、吾背子波、物莫念、事之有者火爾毛水爾毛、吾莫七國と有るも、事之無者と云へる對なり、今も人身の恙無きを、俗に無事と云へるも、此に有レ事に對ひて叶へり）青山爲レ枯、正書に出づ傳六、

○故其父母勅曰は、正書に、故其父母二神、勅二素戔鳴尊一曰と有るに讓りて、略記されたるものなり、然れども、この

二共に、素戔嗚尊の神逐のことを、父母二神に係けたるは、傳の誤なるにて、實には、第六一書の如く有るべき筈なる事已に上に註へるが如し、○假使は、母志と訓むべきにや瑞珠盟約章に、天照太神、復問曰、若然者將三何以明二爾之赤心一也、對曰云々、如吾所レ生是女者、則可レ以三爲有二濁心一、若是男者、則可レ以三爲有二淸心一云々、寶劒出現章第五一書に、韓鄕之嶋是有二金銀一、若使吾兒所レ御之國、不レ有二浮寶一者、未二是佳一也など、母志と用へる例を考ふるに、其事の成行を、亦其如く有らばと、危ぶみ云ふなり、然れば、言義は亦志にぞ有るべき、(萬葉十一に、馬音之跡杼登毛爲者松陰爾、出曾見鶴、若君香跡、」十二卷十丁に、夕々吾立待爾、若雲君不來、益者應辛苦十九卷三十四丁に、君之往若久爾有婆などあり、歌詞には寄らし)但し古き訓に、多登比と有り、名義抄に假使をも、假令をも、假如をも假有をも又縱使をも、皆共に同じく、多登比と有り共に又母志とも訓むべき字なれば、其義に於て異ならざる可し、故母志は、所々に多く有る故に、此は本の任に、多登比と訓みつ(譬ふると同じかる可し、譬ふとは、先に在ることを此の物に比べて云ふなれば、此も其根國を知らさぬ間なるを種々の其行跡に比べて云々と宣ふ所なるを思ふ可し)○汝治二此國一は第六一書に、素戔嗚尊者可三以治二天下一也と有る、此を云ふなり傳六、不レ可三以君二臨宇宙一の下に云へり(治字のことは、傳五卷、八洲起元章第一一書、宣二汝往脩一レ之の下に云へる如く、國土を修理固成に起れる言なるなり)○必多レ所二殘傷一は、此は御父母二神の御言なり、第一一書に、是性好二殘害一と有るは、佗よりその御本性を云へるにて、同じことながら、其用ひたる意味異なる者なり、○極遠之根國、釋述義に、根國、私記曰謂二黃泉一也と有り、然れば、萬葉九(三十四丁)に、遠津國黃泉乃界丹と有るに異ならず、極は、新年祭詞に、谷蟆能狹度極、

鹽沫能留限利とも、又、天乃壁立極、國乃退立限なども、限に並びて、共に物際限を云ふ言なり、（萬葉三に、極貴物者、酒西有良之、」十一に、伊田何極太甚云々とも有り、極は際より活ける言なり、多麻伎波留を、又、萬葉五に、靈剋、十一に、玉切とも有るを見るべし）遠は、近の對なるが、知可は聯處にて、我が所在に聯なる意、遠は處大にて、我が所在より引伸て大なる義なり、大を富と云ふは、古事記に、御大之前など有るを以て知るべし、偖、大地の圓體にして、環の端無きが如くなるが、各〻其所在より根と云ひ底と指す方にて、何方よりも極遠と云ふ物は、地心より外に、在る事無ければ、根國底國の在處、此を以て思ふべき者なり、（又此を鎭火祭詞には、下津國と云ひ、萬葉五には、之多敝と訓めり、此を以て根國底國は、月國ならぬ事を曉るべし）〇次生二鳥磐櫲樟船一は、正書に載二之於天磐櫲樟船一と有るは、其船の有るに載せたる由なるを、此は先、此船を生みて、次に蛭兒を載せ給へるなれば、少か趣異なりと雖ども、共に誤傳なる事、傳五及び傳六に委しく辨へたるが如し、但し古事記に、生二鳥之石楠船神一、亦名曰二天鳥船一と有れば、船には非らずして、神を生み給ふとも爲べけれども、櫲樟は、神代と雖も遙に後に素戔鳴尊の、初めて生ふし給へる木にし有れば、此には叶はず、（偖、思ふに、此に素戔鳴尊云々のこと有りて、次に此生二鳥之磐櫲樟船一と續きて有るは、若くは寶劔出現章第五一書に、素戔鳴尊曰云々、眉毛是成二櫲樟一、已而定二其當一レ用、乃稱之曰、杉及櫲樟、此兩樹者、可三以爲二浮寶一、と有る傳より混ひて、此に屬けるが、又、蛭兒のことに混ひ入りたるものかと見ゆ）〇順レ流放棄は、此兒年滿二三歲一、脚尚不レ立より、直に引き續けて讀み心得る時は、其深味有るなり、其は已にも云へりし如く、蛭兒は神には非ずして國なる事、古事記に見えたる、以三爲生二成國土一奈何

と有る文にて著きを、國に脚と云ふ物有りて、其立不レ立を云ふべからねば、脚は葦にて、不レ立とは、三歳に滿れども、生ひ立たざりしなれば、其漂在に任せて、流るゝ任に放ち棄てさせ給へるなれば、此の順レ流放棄を取れるなり、(正書に、順レ風放棄とあるは、船の緣にて傳はれるなれども、八洲起元章第一ノ一書、又、古事記、共に葦船と有るを始として、凡て蛭兒に、船を云は、何れも神と非心得したる傳に成れるなれば、其も此も取るべからざるなり、齊明天皇二年御紀に、以二舟二百隻一、載二石上山石一、順レ流控二引於宮東山一と有りて、順レ流は、諸に云語なれども、此には叶はず)○火神何遇突智、神武天皇御紀、顯齋條に、火名爲二嚴香來雷一、と有り、古事記には火之迦具土神と作けるが、文に生二火之夜藝速男神一、亦名謂二火之炫毘古神一、亦名謂二火之迦具土神一と有れば、此外に、本御名は別に在るなりけり、記傳五(五十四丁)に、一迦具は赫と云ふ意、其は迦賀とも、迦藝とも、迦具とも、迦宜とも、活きて同言なり、迦藝と云ふ例は、若櫻宮殿の大御歌に、火を加藝漏肥と詠み給ひ、萬葉一(四十丁)に、香切火之嬢流荒野爾など有る是なり、迦宜は影なり一と有るが如し、天孫降臨章に、螢火光神、又出雲神賀詞には、夜波如二水瓮一光神在利と、光字を迦賀夜久と訓めり、天孫降臨章に謂ゆる、星神香々背男の香々も、赫くなり、出雲風土記島根郡加賀郷條に、闇岩屋哉詔、金弓以射時、光加々明也、故云二加々一なども見えたり、(又、萬葉六に、炎乃春爾之成者とも見ゆ、字鏡集に、炎を迦宜呂布とも、肥能波那とも、富能富とも見え、名義抄には、阿都志と有り、又記傳に、一火之炫毘古神の炫は、迦賀と訓むべし、靈異記に、炫を加々也計利と訓めり、字書にも耀光也とも、火光也とも、明也とも註せり一と有るをも思ひ合すべし)突智は、記に土に作れる、此は假字なり、彼は借字なり、右に引ける、神武天

皇御紀に雷に作れる、其正字なる可し、其は鎭火祭詞に、麻奈弟子爾火結神生給氐、美保止被燒氐、石隱坐氐云々、此能心悪子乃、心荒比曾波云々、皇御孫能朝廷爾、御心一速比給波志止爲氐と見え、亦名を火雷神と申すも、御心の一速く健く坐せる義なれば、香來雷の雷も、此に同じ、(記傳に、「土の都は、例の助辭、知は例の尊稱なり」と云はれたれども、盡さず、偖、雷字は、名義抄に、伊加豆知とも、那流迦微とも訓める字なるを、唯都知と訓みては、又、意を盡さゞるに似たりと雖も、都知は嚴持の由ならむと思ひ定むる說有りて、第七一書に云るが如し、(神名式に、紀伊國名草郡香都知神社有り、本國神名帳に、從四位上香都知神と有る是なり、又鳴神社(名神大、月次相嘗新嘗)靜火神社(名神大)同郡に坐すも由有る事、次々、第三第四第五第六第七等の一書に就て說くべし、その鳴神社は、文德天皇實錄に、嘉祥三年十月乙巳朔壬子、紀伊國鳴神從五位下、清和天皇實錄に、貞觀元年正月廿七日、紀伊國從五位下鳴神從四位下と有りて、此は、其御骸より成り坐る雷神なる可く、又、近江國伊香郡伊香具神社(名神大)と有るも、同神と聞ゆ、三代實錄に、貞觀元年正月廿七日、奉授從五位上勳八等伊香神從四位下、同八年閏三月七日、授近江國從四位下勳八等伊香神、從四位上と見えたり、偖其伊は、稜威の由なるべし、(萬葉十三に、劒刀鞘從拔出而、伊香胡山と有るも、其神の斬られ給ひし由に依れる事、第六一書に就て云ふを思ひ合すべし)又、記傳五(五十五丁)に、「神名式、丹波國桑田郡阿多古神社も、此神を祭るとなり、阿多古とは、御祖を燒き給ひし故に、仇子と云ふ意にや」と有り、三代實錄に、貞觀六年五月十日、授丹波國正六位上愛當護神、從五位下、同十四年十一月廿九日、授丹波國從五位下阿當護神、從五位上、元慶三年閏十月廿四日、授從五位上阿當護神、從四位下、同四年四

月廿日癸丑、授二丹波國阿當護山無位雷神破无神、並從五位下一と見ゆ、此に依て思ふに、阿當護神と申せるは、伊弉冊尊にして、右の雷神は火雷神と有りけむ、火を脱せるならむか、破无神は、波邇神にて、埴安姫には非じか、其は邇を牟と云ふ事は、漢字三音考音便の例に、丹波を多牟波、難波を那牟波と云る、何れも邇を牟と云へるなれば、古く破爾神と申せりしを、其頃已に破无神とは云へりしなり、斯れば伊弉冊尊、火雷神、埴山姫神三柱なる者なり、神祇拾遺と云書に、愛宕權現、端御前軻遇突智命也、奥御前伊弉冊尊也、當社明神の御事、古代は平安城の北、鷹峰の東に坐しゝを、光仁天皇天應元年、釋慶俊、今の地を開き移し奉れる時、禰宜を北山の麓に留たる由云へり、神社啓蒙に、其を引きて、按、當社者、昔愛宕郡鎭座之故、有二此名一今北山大門村、蓋當宮神門之舊跡也、今雖レ屬二丹波一、溫二其故一號二愛宕一歟と云へるは、然る言にて、山城國愛宕郡は、本此神社に起れる名なるを仇子と云ふ事の忌々しきに由て、避て意多岐とは云分てる者なりけり、此神の、丹塗矢に化て娶給へる玉依日賣命は、愛宕郡三井神社（名神大月次新嘗）と有る社に坐し、其御子は片山御子神社（大月次相嘗新嘗）と有る神に坐し、貴布禰神社（名神大月次新嘗）と有るは、闇龗神に坐せるなど、皆由緒有る神等の、其郡に坐すを以て知るべきなり、この事、神武天皇二年御紀の傳に云ふを見て知るべきものなり、（又神代系圖傳に、松尾神書云、軻遇突智者、火神也、故此神掌二火災一、祭二之平安城乾隅愛宕山一、而除二火災一者也とあり、豐葦原卜定記にも、戊亥仁當天王都守護神明坐寸、即天神第七陰神也、火災弘永久退牟爲也止天、若宮仁波、火産靈弘置玉奈利、偏仁帝都靜謐乃基也と有り、愛宕郡と云計の神に坐せば、當昔大く御隆え坐しけむを、慶俊が其社の神人を、北山麓に殘し置て、神社を彼地に移奉りしより、勝軍地藏と云者を、

本地と爲つるより、今は此も、一の佛刹と成竟たるなむ憤ほろしき）ことになむ、〇古事記の、火之夜藝速男神は、舊事紀に、火燒速男神、亦云火之燒彥神と有るに合せて、夜藝は燒と淸音に訓むべし、萬葉十五（三十丁）に、也伎保呂煩散牟、安米能火毛我母、二十（五十四丁）に、夜伎多知能と有るなど、何れも燒は淸む例なればなり、又、國名安藝をも、藝を伎と淸るを思ふべし、速は迅速の義なること、傳六に云へり、鎭火祭詞に、御心一速比給と見え、又、古事記に、肥國謂速日別と有るも、速日別の意なるなり、火の物を燒くことの、速く急かなる意を以つて、負ひ坐る御名なり、（其火之燒彥神と云名も此に同じ、但し、古事記に依るに、若しくは、炫を誤れるならむも知るべからず、記傳に、引れたる舊事紀には、火々燒彥と有れども、其は決て誤れるなり）〇又火之炫毘古神、記傳五（五十四丁）に、「炫は、迦賀と訓むべし、靈異記に、炫を加々也計利と訓めり、云々と有るにて通ゆ、炫字、名義抄に、比加理とも、迦賀夜久とも訓めり、迦賀と云ふ名義は、上に引ける如く、香來と書ける其正字なるべし、火の然立れば物の薰るが如く、內より外に、其光の顯るゝ謂なり、萬葉五（三十丁）に、火氣布伎多氏受、」十二（卄一丁）に、火氣燒立而など有るは煙のことなれども、火中より氣の起立つ意、また、祁夫理は、氣振なるをも思ひ合すべし、然れば薪を燒きて、其然る物は火にて、光には非ず、其上下四方の明るき物は光にて、火には非ざる、其卽ち此の炫なる者なり、然る時は、光も火香有なること灼し、（其火には限らず、凡てに亙ることにて、鏡は炫見の意なるは更なり、神功皇后御紀に、金銀多之眼炎國と有るを、古事記には目之炎耀珍寶多在其國と有るは、火に就て云ふには非ず、物の麗美しき氣韻を云ことなるを思ふべし、又萬葉六卷（二十丁）に、石隱加我欲布珠乎、」十一卷

廿六丁に、燈之陰爾皷蛾欲布など見え、映字を迦賀與布と訓めるなども右に同じ、又二卷十八丁に、香青生玉藻息津藻、一七に、彌那綿香烏髮など有る、香も氣なり、其は唯に青とも黑とも云ひて濟むべき所なるを、然云へるは、其裡ある氣韻の出でゝ、麗はしく青く、麗はしく黑き由なり、然れば、炫も其例にて、火光の麗はしく匂ひ滿ちて顯はれ行くを云ふなりけり）〇火神の未だ生ひ坐さゞりし以前より、火と云ふ物は素より有るを、此に至りて、其神を生み坐せる事はしも、天地の初より、天日の已に在りて、日神は後に成り坐し、此國土は已に在りて後に、素戔嗚尊は君臨すが如く、其主宰の神を生み坐せるに違ふべからざる物から、第三一書に、此を火產靈と有るを以思ふに、中々に容易き神には坐さゞる事、申すも更なり、乞其起を云ふべし、先天地の初時、高天原に所成坐せる神の御名を、天御中主尊と申し奉る時は、未だ氣の發動き出でざりし以前の事なれば、其氣中に、未だ火と云ふ物有るべからず、次に高皇產靈尊、神皇產靈尊の生ひ坐しゝより大に勢り大に感けて相結ばり合ひ坐る、其中より、一物を大虛に產み成し坐る、此に於て、水火始めて混成せりき、其より、其一物を物實と爲て、輕淸くて陽なる物は上りて天と成れり、神名を、可美葦牙彥舅尊と申せる葦牙は、上重凝日にて、天日初めて此に立ちて明らかなり、古事記に、萌騰之と有るを以、其火なる事を曉るべし、（若て地は重く濁れる物にて、凝塲り難在しかども、其天日の光に牽制て、謂ゆる公運私運を成せりし事、國常立尊、豐斟渟尊の傳に云へるを見て知るべし）於是、其天の淸上れりし跡に殘留まれる物は、猶、伊弉諾尊伊弉冉尊の、天浮橋に天降らせ給ふ時迄も、浮膏の如く漂在りしを、二神天瓊矛を以て、自凝島を探成し給へる、卽ち其矛を以て、國中之天柱と突立てゝ固めさせ給へるに依りて、大地始めて締り、國土山川を生

成し給へるに因りて、愈以て根底に至る迄も、堅く成定れりし者なり、然れども、唯、朝霧耳有りて、薫滿てりしかば、天日の光輝を受得て、大地に萬物を生々蕃息し給ふ事能はず、又地中に火氣を含有ざりしかば、天氣地氣相結び合はざりし故に、伊弉諾尊、其を吹撥はしゝ、其氣即ち風と成りて、其神を天御柱命、國御柱命と申す、此に至りて、天日の光を導き、大地の火を起すべき時には成れり、（若て其神は、自凝島の天柱に成り坐せる故に、其國中之天柱に就て、御名に負ひ坐せる事、傳八卷に說くを見て知るべし、此神の日神に深く親しみ奉らせ給ふ所以は、傳六卷、以二天柱一擧二於天上一也の下に云へれば、此に見合す可し）此時、二神、已に天地は成定れりと所思しゝかば、天下之主者を生まむと思ほして、御兒を生坐るに、奇しきかも異しきかも、產靈の御靈に賚りて、天照大神の生れ坐して六合の內を御照し坐々しかば、直に天上に、天神の御許に送擧け奉らせ給ひて、高天原を所知坐しめ奉らせ給へり、是よりぞ、天日の、天地の底方の極み照徹らせる光は、悉に此高光る日皇太御神の大御光とは成れり、（其は寶鏡開始章に、是時天照太神、乃入二于天石窟一、閉二磐戶一而幽居焉、故六合之內常闇、而不レ知二晝夜之相代一と有るを以知るべし、其時の事を、古語拾遺に、凡厥庶事燎レ燭而辨と有る、燭に燎すも火なれども、此は火產靈神の火なるが故に、其は日神に預らぬ事なり）若て、日神は天上を所知看し、素戔嗚尊は天下を君臨す世に至りて、此に火神の所生坐る事實に所以有るべし、其は天日の火も、火神の火も、共に同じ物たりと雖も、天日は宇宙に光を放たせ給ふを主と爲て、甚大なるを、火神の火は地上の萬物に含みて用を爲す火にて、天日の光の及ばぬ所に及ぶ火にて、其輔佐をば成すが如し、然れば日神の高天原を所知看て、後に此神の成り坐せる次第なむ、甚々奇しく妙なる者なりける、（予も

此正月廿日、日神の御生れ坐る傳は、此章の正書の如くならでは、得有るまじかりけりと思ひ定むる說を得る迄には、天日は本より明在かりし事、右に云ふが如くなりしかども、其よりは、此の第七一書に、斬ニ軻遇突智ー時、其血激越染ニ於天八十河中所在五百箇磐石ーと有れば、其に依りて、愈、天日は明るく成れるを、後に日神の天を所知看す世より、愈々益々照炫く事なりと思ひしかども、其は甚々愚なる說にて有けり、吾過てり、人も亦同じく過てらめども、今思ふに、日神の天上を所知看たる後に、火神は生れ給ひ、又其後に斬られ給へる血の、激上れるは、彼第八一書に、是時斬血激灑、染ニ於石礫樹草ー、此草木沙石自含レ火之緣也と有るにて、今一言も云ふべき節なむ無く成れりける)偖、上には、日神の高天原を御照し坐せるに依りて、其大御光大地に照り徹りて、萬物蕃息こる時運に至れるが故に、又天神の御靈に資りて、此大地には、火神の成り出で坐る其産靈に依りて、萬物に各々火を含みて、天日の光を迎へ、天日は大地に照徹りて、大地の火を起し給ふ故に、萬物此に資りて成々りて止まざるが故に、火神にも産靈と申す御名坐る事にて、寔に妙に奇しき神事なる者なり、(其は鈴屋大人の、奇異にも思得坐して、記傳に、吾輩後進の者の爲に驚かし置かれたる事有るに依りて、予も亦奇異に妙なる事を思ひ得て、大人の說の結を成す者有り、下なる軻遇突知娶ニ埴山姬ーの下に云ふべし)○所レ焦は、第五一書に所レ灼、ー第六一書に見レ焦と有り、其に、古事記に、因レ生ニ此子ー、美蕃登見レ炙而病臥在と有る、記傳五(五十六丁)に、ー見レ炙は夜加延と訓むぞ古言なる、凡て被レ炙被レ炙などの類の、禮と流とは、古は延と云ひ由と云へり、齊明天皇御紀大御歌に、倭須羅庾麻旨珥は、被レ忘まじになり、萬葉一(二十六丁)に、家之所偲由、五(十丁)に、可久由既婆、比登爾伊等波延、可久由既婆、比登爾邇久麻延は、被レ厭

被レ惡なり、又（三十八丁）禰能尾志奈可由、」七（三十三丁）に衣爾須良由奈、十五（二十丁）に伊能禰良延奴爾など、此餘も多し」と有るに依りて、此も夜加延と訓むべし、（名義抄に、焦字を古賀須と訓み、灼字を伊多牟とも夜久とも訓み、又炙字をも、又、夜久とも、古賀須とも有る字義を合せて曉る可きなり）偖此の所レ焦は、右に引ける古事記に依るに、決く御陰なり、鎭火祭詞にも、美保止被レ燒氏と有ればなり、偖、此は女神の御陰の事なれども、男なるも然云ふにや、古事記に迦具土神にも御陰と云へればなり、和名抄に、陰、玉莖、玉門之通稱也と有りて、和名を載せざるは、共に富登と云ふ故なり、但し其義は各異なるべし、男に富登と云ふは秀處の意なり、其富は稻穗、鎗鋒などの穗、又鋒に同じくして、尖出でたる謂なり、（此の事傳三卷、彥と云ふ名義を說き明せるを見て知べし、又、傳四雄元之處、傳五陽元の下に云へるを以知るべし。）女陰を云ふは、古事記（石屋段）に、訓二陰上一云二富登一と有り、武烈天皇御紀に、觀二女不淨一と有るには、富登杼許呂と訓めり含門處の義なるべし、記傳七（五十五丁）に、「賀茂翁說に、富登は含處なり、萬葉に保々萬留とも布保隱とも云るに同じ、頰も物を含む故の名なり」と有るは然る事なれども、右の不淨に依れば、含門の方近在るべし、神武天皇御紀に、腋上嗛間丘とある嗛も含にて、古事記（浮穴宮段）に、畝火山山美富登と有るに同じく、山谷の含まりて、女陰の狀なる所を云へるなど、彼此思ひ合すべし、（又、萬葉に含有を布々米理と訓み、遊仙窟に、忍笑を保々惠牟と云へるも含咲なり、今俗に、女陰を煩々と云ふも、富登より出でたる者なり）〇終矣は、古事記に神避坐也と有ると同じく讀める、其訓は美たけれども、選者の心には終焉の意を以て書かれたるなるべければ、甚々口惜し、（名義抄に、終字を、袁波流とも、都比爾とも、伎波麻流と

も、志奴とも訓める字にて、當時右の如く用ひたれば、其心を以て書かれたるらむ、甚不足思ゆるなり、此は平田翁の明辨有るに、予も又此事に考へ出でたる說有りて、已に鎭火祭詞講義に云へるを、猶又下にも云ふべし）其は鎭火祭詞に、火結神生給氐、美保止被燒氐石隱坐氐、夜七夜晝七日、吾乎奈見給比曾、吾奈妹乃命止申給比支、此七日爾波不足氐、隱坐事奇止氐見所行須時、火乎生給氐、御保止乎所燒坐支、如是時爾、吾名妹乃命能、吾乎見給布奈止申乎、吾乎見阿波多志給比津止申給氐、吾名妹能命波、上津國乎所知食倍志、吾波下津國乎所知牟止申氐、石隱給氐、與美津枚坂爾至坐氐所思食久、吾名妹命能所知食上津國爾、心惡子乎生置氐來奴止宣氐、返坐氐更生レ子、水神匏川菜埴山姬四種物乎生給氐、此能心惡子乃心荒比曾波、水神匏、埴山姬川菜乎持氐、鎭奉禮止、事教悟給支と有りて、神避とは、此上津國を避りて現御身ながら下津國に往き坐しゝを云ふなり、記傳五（六十一丁）に、一神避坐也の神は、神集、神祝、神逐、神議などの神にて、凡て神の御上の事に尊みて附け云ふ辭なり一と有るが如く、避は名義抄に、佐流とも、由久とも、能賀流とも、麻奴加流とも訓みて、死と云ふ義無ければ、古も死る事を神避とは云ざりけらし、是を以て終字の訓は宜しけれども其字を味氣無しとは云ふなり、（纂疏に、人以レ神生、故訓レ終曰二神去一と有る御說は、通證に引ける雲笈七籤に形者載レ神之車也、神去卽人死と有るに同じ意味なれども神字を此にも多麻志比とは訓むべし、魂魄を迦牟とは云ふべからざれば、迦牟佐流と云ひて、魂魄の其身を去る事には成らざれば、從ひ奉り難し、此次の一書に云ふべし）古史徵（第十四段）に云はく、一彼祝詞なる傳の趣は、伊邪那美命の與美津國に往き坐せるは、其御產の後の甚しき御有狀を、妹神の御覽じ給へる事を恥ぢ給ひて、御面を合せ給はじと所思食し、妹神の

御許を離避りて、現身ながら往き坐せるなるを、其神避といふ語を、死る事を云ふ古言の如云ふ說の由來しは、甚久しき事にて、此は豫美と云ふに、漢文の黄泉字を當て、伊邪那美命は其黄泉に赴き坐せりと云へるより、彼土に黄泉と云へるは、人の死にて往く處の如く云へるに、心を轉らせて、其は死に坐しての後の事と非心得しつる任に、彼神の離去り給へる事を、妹神の悔みて、匍匐哭給ひ、其御涙に泣澤女神の生れ坐るとの傳を、即ち妹神の尊骸の、御枕方御足方に哭吟よひ給へる事と思ひ成して言ひ傳へつるより、猶訛に謬を累ねつゝ、其尊骸を葬し奉るは、此所ぞ彼處ぞ、或は殯斂之處など語り傳へて、可畏しとも可畏く、見るも聞くも、身の毛立つ許なる胡亂說共の廣ごれるは、甚も慨たく憤ろしく哀しなど云ふも更にて、如此辨へ云ふだに心痛くなむ」（以上摘要）と云はれたるは、古今に始ての說なるが、天下後世に傳へて、又動くまじき說は此說になむ、然れば此御紀は更なり、古事記の文をも、時に取りては彼詞の文を以て正し辨ふべくなむ、（其は選者に對ひ奉りても、世々の識者に對へても、甚々愼ましき事には有れども其詞の端に、高天原爾神留坐、皇親神漏岐神漏美能命持氐、皇御孫命波、豐葦原乃水穗國乎、安國止平久所知食止、天下所寄奉志時爾、事依奉志天都詞太祝詞事以底申久、と有る如く、皇祖天神の傳へ給ふ御命なれば、其文を以て、此を正さむに、何の憚る事かは有らむ、道は神と皇との道にて、即ち天下の大道なり、少かも私すべきに非ざればなり）〇且終は、神避坐牟登爲流と訓める、其宜し、例の死り坐むと爲るには非ず、第三一書に、其且神退之時と有るを以知るべし、上に引ける鎮火祭詞に見えたる如く、石隱れ御在し坐して與美津枚坂より返り坐して、更生子、水神匏川菜埴山姫四種物乎生給氐と、所見えたる其時の事なり、故此神等を生み坐して後は、全く下津國に神

退給ひて、終に返らせ給はざる故に、且終とは有るなり、（然れども終字は甚々異かる誤なる事、已に上に云へるが如し、人に死と云ふ事の出來初めたるは、彼絶妻之誓の後の事なり、第六ノ一書、第七ノ一書、第八ノ一書等に、漸々輙退突智」と有れども、其御靈は天に上り坐して、火雷神と坐せる所由などを思ひ合す可きなり）〇臥は、古事記に病臥在と有る其なり、本に布志都賀良と訓める、其も萬葉十（十六丁）に、伏居と有るを、二（三十七丁）に、臥居と有るは然訓むべく、又、（三十二丁）許呂臥者、川藻之如久、又（四十二丁）荒床自伏君五、（二十八丁）にも、等許自母能、宇知許伊布斯弖と有りて、例も多ければ、宜しくは有れども、尙記傳五（五十六丁）に、臥を許夜須と云ふは古言なり、推古天皇御紀なる聖德太子御歌に、伊比爾惠氐、許夜勢屢、」萬葉三（四十三丁）同命御歌に、客爾臥有、此旅人、」五（五丁）に、許夜斯努禮など猶多し、紀中に許夜流とも有り、又、雄略天皇御紀に、反側、萬葉五（二十八丁）に、宇知許伊布志氐など有る、許伊も同言の活けるなり」と有るに依て、許夜志都賀良と訓べし、（但臥を布須とも許夜須とも訓る字は同じく有れども布須は自伏にて起の對なり許夜須は其病に依て身の轉べるにて等しからず

〇土神の土は、大地の地に同じ、萬葉十一（八丁）に、大土採雖盡と有るは、大地を大土と詠めるなり、偖此大地はしも、悉く土地なるに、其を立て給ふに、國常立尊坐し、此を生れ成すに陰陽二神坐し、其天下之主者として、素戔嗚尊の坐せる上に、土神を生せ給ふに必其所謂を探り索めずは有るべからず、其は此迄に成り坐る、風神火神の生れ坐して、其司らし給ふ例を考ふるに、風神の未ば生れ坐ざりし以前にも、大虚は素より氣の充塞れる所なり、然るに、風神は其氣を動かす爲に成り坐るなり、次に火神より以前に、天日已に在り、日神亦先に生れ在して、高天原を御照

し坐々す、其大御光は、素より火なるを、火神の後に生れ坐るは、其大御光を迎へて、地中の火の結ばり出でゝ、蒸暖かなるなり、此二を推す時は、氣を體にして、其用は風神なり、日を體にして、其用は火神にて、皆國土に幸ひ給ふ方に資りて、右の神等は成り坐せり、（如此く其大なる方に幸ひ給ふと、其を巨細に行き亙る可く幸給ふと、差別の有る事なれども、予も今日迄は心着かずて有りけり）又、金は所根にて、天瓊矛を衝立て國中之天柱と化竪給ふに起りて、大地の根なる物にて、大地の大なるより、砂礫の小きに至る迄も、其氣の縮りて其形體を成すは、金氣の然ら令る所なり、然るに、金神の成り坐せるは、其を山中に採りて鏡劔に造り、刀仗に作りて國土人民の利用を爲し給ふ方にて、體用の差右の如くなり、又、水は彼浮膏の若き中に、天瓊矛を指し入れて滄溟を獲給へるに依て、土水始めて形を異に爲るに至れりし者なり、然るに、水神の成り坐るは、雨露の草木を滋潤し、河澤の田地を養ひ、井水の食用と成る方に幸ひ給ふにて、又、右の體用に異ならず、（此等の體用を、又幽顯と云ひても違はざるべし、其は金の大地の全體に在るは、此を見るべからざるを、此金神の金は、土を掘りて始て其質を分てる金なればなり、水神の本體の水も未だ地中に藏りて、未だ見るべからざる水なりと知るべし、譬へば、凡そ物に濕氣の有るは、素より水とは云ふべからず、其物と濕りとを分けて見はる、是卽ち水なるを思ふべし）土神も然り、大地の全體の地神には非ず、御名に埴山姫と負はせる埴を、名義抄に、波邇とも邇波とも訓めるを以て思ふに、生土と云ふ事なり、然れば、山野田薗共に、物の生ふる土は更なり、又、器に製造る埴は、此神の司らし給ふ事にて、此體用殊に明らけし、（次に軻遇突智、娶二埴山姫一、生二稚彥靈一と有るを以て、此神を唯物に製る埴の神と耳云ふめる說の非なる事を曉るべくなむ）

偖此五柱の成り出で坐しゝ御事はしも、二神の生み成し給へりし大地に、萬物の生れ出づる料なり、此五物の相結ばり相合ひて相生れる理は、次々に云ふを見て明らむべし、○埴山姫、第三第四の一書、及鎭火祭詞、此に同じ第六一書には、土神號二埴安神一と有りて、何れも女神一柱の傳なるを、古事記に、次於屎成神名波邇夜須毘古神、次波邇夜須毘賣神と、二神に傳へたるは誤なり、其は古書に、某毘古神、某毘賣神と、同名の並べるは、多くは夫婦に云ふ例なり、然るを、此に軻遇突智、娶二埴山姫一と有るからは、其並坐す神は、必ず御在さゞる事云ふも更なり、（古史徵第十一段に、一神名式に、土神社は比賣神耳有れども、比古神の社とては、一だに有る事なし、案ふに、波邇夜須毘古神と云ふ名は、孝元天皇の御子建波邇安王を、崇神天皇御紀に、武埴安彥と云へるを、傳へ誤れるなるべし、舊事記に、大便化爲レ神、名曰二埴安彥、埴安姫一と有り、此は古事記に依りて書ける妄事なるべし」と云へるぞ、謂れたりける）埴を波邇と訓るを、名義抄に邇波とも訓めるを以て思ふに、生土の義なるにや、亦名を丹生郡比賣神と申すも、土生處姫神の意なればなり、記傳五（五十七丁）に引かれたる、神武天皇御紀に、宜下取二天香山社中土一、以造天平瓮八十枚上云々、又前年秋九月、潛取二天香山之埴土一、以造二八十平瓮一、躬自齋戒祭二諸神一、遂得レ安二定區宇一、故號二取レ土之處一曰二埴安一と所見たるを、神名式に、大和國十市郡畝尾坐健土安神社、（大月次新嘗）と有るを引きて思ふに、埴山の山は、山岳の山には非ず、借字にして彌聚などの義にぞ有るべき、土を取りし處を埴安と云へるも、邇続の義にて、埴土の生ひ出で蕃息るに因れる名なる者なり、（崇神天皇御紀に、吾聞、武埴安彥之妻吾田媛、密來之取二倭香山土一、裹二領巾頭一祈曰、是倭國之物實則反レ之と有るは、諜反に就て爲し事なれども、香山の埴を取れるが、名

とも成りて、武埴安彦と云へるをも又思ひ合すべきなり）倩、此神の嫁ぎ給へる軻遇突智神に、火產靈神と申す御名坐るを以て思ふに、埴山は埴安と同じくて、其意右の如くなれば、然云ひて產靈の義となる事、申すも更なり、姓氏錄（門部連條）に、安牟須比命と申す神名の例有るを以て按ふに、物を生々て蕃息す義有るをも思ふべくなむ有りける神名式に、阿波國美馬郡波爾移麻比彌神社有り、（記傳に、「名義は埴黏なり、字鏡に埏謂レ作二泥物一也、爾也須と有り、尙書禹貢は、厥土赤埴墳と有る、埴を古訓に爾延と有り、史記も同じ、說文に埴黏土也、爾夜須は令レ黏なり、令レ肥を許夜須と云ふと同格なり」と有り、名義抄に、鎔字を加爾々也須、鍊字を加爾々流、又、爾也須、鑄字を爾也須とも有れば、其說を用ふ可きが如くなれども、此神は、土物を造る事耳の神に坐さゞる事、上に云へる如くなれば、其說を取らずして安は彌綂なりとは云へるなり）又、丹生神社と申す、國々に多在り、神名式に、大和國宇陀郡、伊勢國飯高郡、近江國伊香郡、若狹國遠敷郡、三方郡、越前國敦賀郡、但馬國美含郡などに見えたり、郡名には、尾張國丹羽郡有り、丹生の轉なるべし、若狹國遠敷は、小丹生なるべし、越後國古志郡小丹生神社と云も有れば也、越前國丹生も、此神名に依れる地名なり、但し此等は、何れも土を取る地に就て祭る神名にて、又地名とも成れる也、（但し大和國吉野郡丹生川上神社、名神大月次新嘗と有るは別神にて丹生の地名に因れるには非ず、其は第六一書、闇罔象神の下に云ふべし、又宇智郡丹生川神社と有るも川神にて別なる者なり、豐後風土記に、丹生鄕昔時之人、取二此山沙一該二朱沙一、因云二丹生鄕一と見え、又紀伊國丹生媛記に、當社明神弘丹生大神宮止申事波、聖武天皇天平年中爾云々、水銀無之仁付氐云々、御祈被成候者、飯高郡之上、田村之明神爾祈神勅有氐、水銀出留故爾、天子余利、丹生

明神乃御名弘被レ下候由、古年代記書付御入候と有は、此の伊勢國丹生神社の事なるが、此を以て土を取る所を丹生と云へるを知べき者なり）又神名式に、紀伊國伊都郡、丹都比女神社、（名神大月次新嘗）と有るは、此神に坐り、播磨風土記に、息長帶日女命、欲レ平二新羅國一、下坐之時禱二於衆神一、爾時國堅大神之子、爾保都比賣命者、國造石坂比賣命教曰、好治二奉我前一者、我爾出二善驗一而、比々良木八尋桙根底不附國、越賣眉引國、玉甲賀々益國、若レ尻有レ寶白衾新羅國矣、以二丹浪一而將二平賜一伏、如此教賜、於レ此出二賜赤土一、其土塗二天之逆桙一、建二神舟之艫舳一、又染二御舟裳及御軍之著衣一、又攪二濁海水一渡賜之時、底潜魚、及高飛鳥等、不二往來一不レ遮レ前、如レ是而平二伏新羅一已訖還上、乃鎭二奉其神於二紀伊國管川藤代之峰一と有り、今も播磨國明石郡と、攝津國八部郡との界に、丹生山と云ふ高山有る是なり、其攝津國に屬ける麓を、丹生山田と云ひて一鄕なるも、其神の坐しゝ地なるに因れる名なり、攝津志に、丹生山、在二丹生山田莊一と有れば、後には播磨國ならざるなり、下に引く正應の大政官牒に、爲二八荒鎭將之武神一とも有りて、如此く武き大神に坐すは、軻遇突智神の后神に坐せばなるべし、筒香鄕と云ひて、紀伊國伊都郡に在るは管川なるべし、大和國吉野郡の界に、藤白峰有り、今水呑峰と云ふ、其鐘割峠と云ふに、筒香明神影向の岩と云ふ大磐石二つ重れり、「上は樹木繁茂して山の如く、下は良小にして磐上に物を置くが如し、川南第一の奇石なり」と、彼國の名勝圖會に云へり）正應の大政官牒に、乾道七世之胤子、爲二八荒鎭將之武神一、是以地神第三代天津彥々火瓊々杵尊、始祐二丹生廟祠一兮、稱二常世宮一、人皇十六代應神天皇、殊崇二靈威一兮、定二山地境一、社者豐受大神開闢之瑞籬也、豈非二日本最初之草創一、神者亦八幡宗廟歸敬之靈驗也、旁播二異國降伏之冥感一、文永年中以來、蒙古若窺二本朝一、緒之

怖畏超二于先規一、國之杳冥在二于此時一、而弘安四年四月四日、同十二日、當社明神、號二蟻通神一託宣曰、日本國神々發二向蒙古一、任二先例一丹生大明神可下令レ向二一陳一給上之由、議定既畢云々と有り、乾道七世之胤子は、二神の御子に坐すを云へり、地神第三代云々は、高千穗宮にて、始めて天社國社を祀り定め給へりし事を云へるなり、人皇十六代云々は、其御世に藤代峰より所々に遷幸(ウツリイデマシ)坐て、此に鎭(リ)坐すを云へり、社者云々は、三宮氣比大神の、本より鎭(リ)坐し丶所に、共に鎭り坐すなる可し、其大神の御祖母に坐せば、共に坐べき理なり、旁播二異國降伏之冥感一は、彼神功皇后の御時よりして、有り初めたる事、右に引ける風土記を以て知るべし、號二蟻通神一は、第三氣比大神の御事なり、御祖母丹生大神の、御言を奉けて託(ツケ)給へりし者と見ゆ、本國神名帳に、正一位勳八等丹生津比賣大神、正一位丹生高野御子大神と有り、又式文の如きは二座なれども、今祭る所は、一宮丹生大神・二宮高野御子大神、三宮氣比大神・四宮嚴島大神なり、合せて高野四所明神と申すと云へり、神階は、三代實錄に貞觀元年正月廿七日甲申、紀伊國從五位下勳八等丹生津比賣神、授二從四位下一、元慶七年十二月廿八日庚申、紀伊國從四位下勳八等丹生津比賣神・授二從四位上一と有り、或書に、山史云・寛平九年丁巳冬十二月、鎭守大明神被レ授二從三位一、淳方勘狀云、天曆六年五月、奉レ增二一階一、又云承曆五年二月、又被レ奉レ增二一階一、又云永治元年七月、奉レ增二一階一、百練抄云、壽永二年十月九日、紀伊國丹生高野神奉レ加二一階一、寶簡集云、壽永二年十月十六日、勅正二位丹生明神、今奉レ授二從一位一と有り、此は丹生高野兩神の神階なるが、今山史より次々此を推すに、天曆に正三位、承曆に從二位、永治に正二位なり、然れば百練抄と寶簡集のとは共に一時の事なるが、二つに傳はれるにこそ有りける、(其は京にては、勅使の發遣の日を以て記され、社

には其至る日を以て記せる故に、違へるにぞ有るべき、若て三四兩宮は、承元年間に御鎭座の由傳へたりとか、然れども豐受大神開闢之瑞離也と有れば、上代よりの社ならめども、此には主と坐す神ならぬ故に、神階の事などは無きにぞ有るべき）○水神罔象女下に、罔象、此云二美都波一と見え、神武天皇御紀に、水名爲二嚴罔象女一、罔象女、此云二彌菟破廼迷一と有り、古事記には、假名にて彌都波能賣神とあり、美都は水なり、此にて、古言に水を淸みて唱へたりし事知らる、言義は滿にて、山川草木に至る迄、皆水を含むに起りて滿と云ふ語の本なり、（此を小く器に盛るに、方なる時は方に充ち、圓なる時は圓に滿ちて、其器の神隨に從ふ事、卽ち水の性なるを思ふべし、通證に、白澤圖云、水之精名二罔象一と有り、孔子家語に水之怪曰二龍罔象一とも有りて、罔象は水之怪と云計の卑しき者なるを、此字を用ひられたる事、祥はしからぬ事なり）偖、水は山川海陸共に充滿る物なるに依て、山には大山祇神、谷には闇龗神、闇罔象神坐し、速川には瀨織津比咩神、水門には速津日命、海には大海神、井には御井神、水を引するは水分神、雨は高龗神など持ち分けて主り給へれば、水神は何れを司すと云ふに、右の如きは各〻其限の有るを、水神はしも、其用を成す水の悉に、主と坐す神なり、（猶此外にも、池沼などに各〻神と云へるが多在れども、何れの神とも詳ならぬは云はず、又、今茲に擧げたるも、唯其大略に就て云へる者なるぞ）然れば、美都波は水生にて、水を產成し給ふ意の御名なりけり、偖、波の生なる由は、土なる埴山姬の下に云へるを、此言はしも、本、我と彼とを判つ意なるを以て考ふるに、山野草木に含める水氣、始めて分れて水の體を成し、雲と判れて雨露と成る、是卽ち水の端を成して生ひ出づるなり、此を以て美都波の意を思ふべし、（神功皇后御紀に、水葉稚之出居神と有る水葉と、一つに思ふは非事

なり、釋紀水葉稚の述義に、私記曰、師說、水中葉甚稚也、言此神　如二此葉一盛出居也と有りて、別の事なるなり）
神名式に、阿波國美馬郡彌都波能賣神社、波爾移麻比彌神社と並び坐すに、天椅立神社、伊射奈美神社同郡に坐し、
麻殖郡に、天村雲神、伊自波夜比賣神社二階と有るは、水取の政に由有り、又、天水沼間比古神社、天水塞比賣神社
二座と有るなど、何れも水に緣れる神なるを思ひ合す可きなり、（郡名の美馬は、例の好字を被レ用たるにて、本は此神
の生れ坐しゝ所などなりけむからに、水女なりけむかと所思ゆ）其水神、土神の相並ばせるに就て、又思ふに、土神
には、上に云へる如く丹都比賣神社有りて、朝廷より格別（コトサラ）なる御會釋の有るを、水神には然る大社の聞えも無き事を、
年頃遺憾（クチヲ）しく思へりしを、今此を探索（サグリモトム）るに、大和國吉野郡丹生川上神社一座（名神大、月次新嘗）と有ぞ、決く水神
には坐々ける、古くは後紀に、大同三年五月壬寅、奉二黑馬於丹生川上雨師神一、以祈レ雨也と見えたる、此雨師と云ふ
ことの物に始めて見えたるなり、日本紀略に、弘仁九年四月丁丑、大和國吉野郡雨師神、奉レ授二從五位下一、以レ祈レ雨
也と有るは、神位の初也、仁明天皇御紀に、承和七年十月己酉、奉レ授二正五位下丹生川上雨師神、正五位上一、同八年
九月戊戌、奉レ授二正五位上丹生川上雨師神、從四位下一、同十年九月奉レ授二從四位下丹生川上雨師神、從四位上一と有
り、文德天皇實錄に、嘉祥三年七月丙子朔丙戌、進二大和國丹生川上雨師神階一、授二正四位下一と見え、又三代實錄に
貞觀元年正月廿七日甲申、授二正四位下丹生川上雨師神從三位一、元慶元年六月廿三日、授二從三位丹生川上雨師神正三
位一と有り、又大倭神社註進狀に、新國史云、寬平九年冬十二月壬寅朔甲辰、奉レ授二五畿七道諸神三百四十社、各位一
階一、官符云、大和國云々、丹生川上雨師神奉レ授二從二位一と見ゆ、又右の大倭神社註進狀に、此神者雨師神也と有り

て、何れの神とも知られぬを、神名帳頭註に、雨師神也、水神罔象女命也と見え、二十二社註式にも、丹生社（號二雨
師社一、延喜神祇式云、大和國吉野郡丹生川上神社）水神罔象女神云々と見えたる、此に依りて、其祭神明らかなる者
なり、但、諸書に、又闇龗神とも、高龗神とも有るに依りて、何れを其と定む可からずと雖も、熟々思ふに、葛木坐
御歳神社を、式には一座なれども、祝詞には御年皇神等と有るが如く、同じ御德の神等は、何れの社にも、共に鎭り
坐して相助け御在せるが故也、雨師は、漢土に然る熟字の有るを取れるにこそ有りけれ、師は、土物を製る事を司れ
るを土師と云ふ類の師にて、其主たる意なるなり、（漢籍抱朴子登涉卷に、雨師者龍也と見え、搜神記に、（赤松子
者、神農時雨師也とも、又、風伯、雨師星也、雨師、一云屛翳、一曰號屛、一曰玄冥とも云ひ、風俗通にも、師曠曰、
昔黃帝駕象車云、風伯進掃、雨師灑道、虎狼在レ後と云へり、然れども、其に、我雨師神などに比らぶべき者ならざ
るなり、風伯の字を、風神の事に、此にも被レ用たれども、其神は別なりかし）水神、土神は、等しく成り坐せる神
なるに、共に吉野川の川上と川下とに分れ在せるは、決て幽契有る事とこそ見えたりける、帝王編年記十四（二十八丁）
に、寬平七年六月廿六日、官符云、大和國吉野郡丹生川上雨師神社、四至之內禁二狩獵一と見え、類聚三代格に見えた
る寬平十七年符に、應禁二制大和國丹生川上雨師神社界地一事、四至（東限二鹽匂一、南限二大山峯一、西限二板浪瀧一、北限二
猪鼻瀧二）右禰宜等解狀、偁謹檢二名神本記一曰、不レ聞二人聲一之深山、吉野丹生川上、立二我宮柱一、以敬禮者、爲二天下一
降二甘雨一、止二霖雨一者、依二神宣一造二件社一と有り、註式に、人皇四十代天武天皇白鳳四年（乙亥）御垂跡、と有れど
も、右の符の如くば、神代よりの事と見ゆ、光仁天皇御紀に、寶龜六年六月癸亥朔丁亥、奉二黑毛馬於丹生川上神一、旱

也、其畿內諸國界有三神社能興二雲雨一者、亦遣二奉幣一と有るを以て、其主々しき御事を明らむ可きなり、臨時祭式祈雨神祭條に、座別云々、丹生川上社、貴布禰社、各加二黑毛馬一疋一云々、其霖雨不レ止祭料亦同、但馬用二白毛一と有りて、祈雨には黑馬、止雨には白馬を被レ用る例にて、寳龜の度なるも然り、（其祈雨、止雨に就て被レ祭給ふ八十五座の中より抽き出でゝ、丹生川上と貴布禰と二社には、殊に馬を加へ給ふと申すも、全く水神に渡らせ給ふ故なり、又同式に、凡奉二幣丹生川上神一者、大和社神主隨レ使向レ社奉レ之と有るを、大倭神社注進狀にも此文を引きて、爲二當社之別宮一也と有る所由は、已に神賀詞講義に云へり）古今著聞集、「保延元年五月朔日、祈雨の奉幣有りけり、大宮の大夫師賴卿奉行被レ爲けるに、大內記儒辨障有りて參らざりければ、宣命を作る可き人無かりければ、上卿忍びて宣命を作りて、少內記相永作りたりとぞ號せられける、此宣命必ず神感有るべき由、自讃せられけるに、竟して三日雨夥しく降りけるとなむ」と見えたる、其裏書に、當社へ進らるゝ宣命を載せたる、其文に云く、大神日域爾垂レ跡多未倍留、遂爲雨師傳レ名太末倍留靈祠奈利、然則名山大澤與利興レ雲之致レ雨之天云々とあり、又本朝世記に、仁平三年七月廿日祈雨奉幣の宣命に、就中大神者日域爾垂レ跡禮雨師爾通レ名須、遂屈乃靈祠興雲爾有レ便名山乃幽壚、降雨爾無レ煩之云々とも見えたり、異しき書狀ながら、此神の神威寔に如此く有るべき者なり、（但し日域爾垂レ跡禮など有るは、殊に有るまじき文なり、我大御國に生ひ出で坐して、天下萬國に御靈を幸はへ給ふ大神に坐す者を、其本末の差甚しき事ならずや）又二十二社註式に、貴布禰（當社與二丹生一同レ之）水神罔象女神也と見え、諸神根元記に、貴船同二丹生一と有り、此を諸社根元記に、貴布禰、水神美都波乃女神也と有れば、何れも其傳同じきを、二十二社次第、

同注疏に、闇龗命と記し、和爾雅には、今在記云、闇罔象女也と有りて、闇龗神、闇山祇神、闇罔象女神、共に同神なるを、記紀共に誤れる事、下の卷に就きて說ふべきなり、○軻遇突智娶二埴山姫一、釋祕訓に、萬久止不レ可レ讀レ之、登理氏、或阿比氏止可レ讀レ之、私記曰、問娶字、讀二萬久一、其義如何、答、男女會合之時、正二直身體一、不レ能二嫁娶一、曲二撓身體一而後爲レ之、故云二萬久一と有るに依りて、阿比氏と訓むべきなり、登理氏と訓む事心得ずと雖も、名義抄にも、娶字を賣登流とも登流とも訓み、納を取と註し、納を登流と訓めれば、賣登流は女取にて、同抄に、妻字、嫁字を、賣阿波須と有るは女合なる女に同じきを、唯阿布とも云へれば、取と耳も云ふべき者なり、又仁德天皇御紀の大御歌に、還土漏能、辭漏多娜武枳、摩箇儒鷄麼虛曾と見え、繼體天皇御紀なる皇太子御歌に、野絁磨俱儞都磨々祁哿泥底云々、伊慕我提嗚、倭例儞磨柯絁毎、倭我提嗚磨、伊慕儞魔柯絁毎と有れば、萬久と云ふことも亦常なり、（それは其の御紀の傳に云ふべきことなるが、已に傳五卷にも云へりき、さて又、娶を取と云ふは、主人に有り附く事を、俗に主取爲と云ふが如く、其所に其身の及び近着く由なり）此二神の、妹妋と相娶給ふ事はしも、實に皇祖天神の神隨にして、預相鎔造らせ給へるに因れる事にて、奇異に靈しく妙なる御事なり、其は朝霧耳有りて薰滿りし靄氣始めて晴れたる、卽ち日神の成り出で坐して、天上を所知看しゝより以降、天日の大御光大地に照り徹る世と成り初めたるが、其は天地の全體の交接なり、然るに、此に火神成り坐して、其天日の光に緣りて、地上に火を起し、土神成り坐して、水土の交はる地氣を以て、相合坐せるに依りて、其地勢に因り准ひて、萬物の產ばり成る事此に起れる者なり、此に因りて稚產靈神の成り坐せる由緒此に成れりけり、（此には預らぬ事ながら、日向風土記に、臼杵郡

内知鋪鄕天津彦火瓊々杵尊云々、天二降於日向之高千穗二上之峯一時、天暗冥晝夜不レ別、人物失レ道、物色難レ別、於レ茲有二土蜘蛛一、名曰二大鉗小鉗一、二人奏二言皇孫一、以二尊御手一、拔二稻千穗一、爲レ籾投二散四方一、必得二開晴一、于レ時如二大蛛等所レ奏、搓二千穗稻一、爲レ籾投散、卽天開晴・日月照光云々と有るは、天神御子に坐さへ、所知看ざる事なるを、大蛛等が知りて奏せるは、朝霧を吹撥はせる氣より、風神成り坐し、又、日神月神の生り坐る、卽ち火神土神など成り坐る其御間より、稚產靈神成り坐して、豐宇氣神の御祖に坐す事を思ひて、然申せるにぞ有るべき、又此を以て、其靈氣の晴れたるは、此軻遇突智神の、埴山姬神を娶て・稚產靈神を生ませ給へる頃なる可きを思ふべし）但し鎭火祭詞に、吾名妹命能所知食上津國爾・以惡子乎生置氐來奴止宣氐、返坐氐更生レ子、水神匏川菜埴山姬四種物乎生給氐、此能心惡子乃心荒比曾波水神匏、埴山姬川菜乎持氐鎭奉禮止、事教悟給支と有りて、火神の御荒びを令レ鎭給はむ爲に、土神は生み置き給へるなるを、如此く御妹妋と成り坐しゝは、御母神は唯火を鎭め給はむ耳の御心なりしかども、其成り坐る上にては必ず二柱の御力を合せ御身を共にして、其火と土との氣を結聚めて、萬物を生ふし給ふべく所レ思し成れるにて、其も此も國土人民に御靈を幸ひ給ふ御靈の徃合へるにて尊しとも奇しき御事なりかし、凡て神の御上は妙なる者にて、火神を生み給へるに因りて、伊奘冊尊は石隱給ひ、其火神を惡み坐すに依りて、却て水神土神を生み坐せるに火神土神と御夫婦と成り坐して、稚產靈神を生み給ひて、其幸云ふべくも非ず、大に成り、伊奘諾尊も・火神を惡み所レ思して斬り給へるが、御骸より大雷神、大山祇神、高龗神を成し給ひ、御刀より、經津主神、武甕槌神の祖神等成り出坐して、妙なる事共多在り、世中の理も亦如レ此ぞ有るべき、此御時などの御事はしも、何れも二

神の御上にても、快しとは所レ思さゞりける事どもなれども、甚じき善事となれる事はしも、彼夫婦遘合の御事の、善はしくなど有りて、火神を生み給へればなるべし、(先に、夫婦遘合の御時に生れ坐る蛭兒淡洲などは、始より終迄に、善はしくも非ざるを、此時などは、其とは反にて火神などは、火産靈神なども申す計り尊き大神に坐すなど、少縁の事には非ざるを思ふべし、其の時の事に比べ合せて、此は其並ならぬ由を思ふ可きなり、○生二稚産靈一、古事記には和久産巣日神と作り、舊事紀には稚産靈神と有り、古事記裏書に引ける舊事紀に、伊弉諾尊、伊弉冊尊、相生火神迦具突智、與二土神埴山姫一、二神相二生稚皇産靈命一、則頭生二桑蠶一、臍中生二五穀一矣と有るは、然る異本も有りしと見えて、通本に異なり、皇字は寄らしけれども、神名式に大和國城上郡卷向坐若御魂神社(大月次相嘗新嘗)と有れば、其御に當てゝ、皇字は書ける者なるべし、偖、此の御は高皇産靈尊、神皇産靈尊の皇に同じく、物を成す神物なる事云ふも更なり、(右の二神を除ては、津速産靈神、市千魂命、興台産靈命、安牟須比命、火産靈神など、何れも美武須毘とは云はざるを、此の神に限りて然申せる事はしも、右の二神の皇産靈は、天地の全體に亙りて廣きを、此神のは此大地上にて、其皇産靈の神業を成し給ふが故に、然負ひ坐せるなり、上に云へる體用の例を、此にも持ち込みて曉るべき者なりかし、神階は、清和天皇實錄に、貞觀元年正月廿七日、授二大和國卷向坐若御魂神、從五位上一と有り、記傳五(六十丁)に、「和久は、書紀に稚字を書けり、凡て稚を、古言に和久と云へる多し、武烈天皇御紀の歌に、思寐能和倶吾と有るは、鮪若子なり、繼體天皇御紀の歌に、愷那能倭俱吾と有るは、毛野若子なり、萬葉十四(十七丁)にも、等能乃和久期と詠めり、豐宇氣毘賣神の御親に坐すを思へば、既に水と土との神等の成り

坐して、次に穀物の成るべき産靈神なり、云々(以上採要)と有り、(釋祕訓に、稚産靈、倭柯武須毘、私記曰、問案二古事記說一和久産靈、然則此文當レ據也、答此又可レ讀二和久一、但下文少宮注云二倭柯一、故先師相二傳和加一、又如二古記一又得レ之と有り、然れども、今は古事記に從ひて、稚を和久と訓みつ)和久は、常に大に對へて、若と云ふとは異にて、此に和久と云ふは、其産靈の主意なるに眼を着けずば、有るべからず、火神土神相婚給ふ事を、其物に微し云はむに、水土相涌りたる土地を、火以て煮爛かせば、煮沸て、其の氣必ず上に騰らむと爲る自然の勢なり、然して其火水土の相結ばるゝ時は、必ず其地方に因りて生り出むと爲る物の出來る筈なり、和久とは、其の質を離れて、異なる物の成り出づるを云ふなり、保食神の御祖と坐すも其謂にて、其の神氣の相感けて出で立たむと爲る、其卽ち稚産靈神の行事なり、已に生ひ立てるは、その卽ち保食神の御靈物なり、この本末を忘る可からず、此照應は、傳三に云へるごとく、埿土煮尊、沙土煮尊と申す神名は、埿土を煮、沙土を煮と云ふ義なるに、其の次に成り坐せる角樴尊、活樴尊と申すは、植物・動物の始なるに思ひ合せて、此の味を曉るべき者なり、(次に、此の神頭上生二蠶與一レ桑、臍中生二五穀一と有るは、保食神と親子の間に就いて混れたる傳には有れども、これを以つて、動植共に此の神の産靈に依れる事を知るべく、又、已に埿土煮尊、沙土煮尊、角樴尊、活樴尊の事は、此に照應すべき所なるをも曉るべし)然れば、和久とば、其の動植と成るべき物の生て出る由なり、御は火水土の氣・相結ばり、相感合て成れる精なる事云ふも更なり、下に産靈と續く時は、稚産靈神は、生結の意なり、若御魂神は、生精結の義なり、神代巻口訣に、稚産靈者草木芽發之元神也と有るは、謂れたる言なり、如此く産靈と御名に負ひ坐せるを以て、火神、土神の珍子に坐し

て、保食神の御親と在せる尊き大神に坐す事を曉るべし、所以に、皇御孫尊の御天降の時も、高天原より、其御靈と爲て子鈴一合を天降し給へり、明文抄に載れる大倭本記に、天皇之始天降來坐之時、共副護齋鏡三面、子鈴一合也、の本注に一鏡者云々、一鏡者云々、一鏡及子鈴者、天皇御食津神、朝夕之食向、夜護日護齋奉大神、今卷向穴師社所坐拜祭大神也と有るは、上に引ける神名式なる、卷向社なる事を知るべし、偖如此く、御靈形を天降し給へるは、其正身は高天原に坐が故なり、然るは、天香久山は、御父軻遇突智神の御骸の化れる山なり、此土なるにも、埴安の地名有れば、素より天上なるには、埴安神、決く御在る事申すも更なり、然るを、火雷神の天に坐す由、山城風土記に見えたれば、此土に殺され給ひし火神の正身も、共に高天原に在せるなりけり、(其は保食神なども然り、月夜見尊に被殺給ふに因りて、身罷り給へども、攝津風土記に依る時は、丹後國に退給ふと見え、皇太神宮儀式帳に稽ふる時は、其より天宮に坐して、日神に仕へ奉り給へり、彼御天降の時に、御靈形を降し賜ふも、其正身は即ち天に坐す故なり)○頭上を迦斯良と訓むは、心代の意なり、心を迦と云へるは、田心姫など云ふ時は、心は、凝の義なり、又、古事記(明宮段)に、伎母牟迦布許々袁陀迦爾迦と詠み給へるも、心を許々と云ふなり、又、中心を那加恭など云ふ時は、迦とも許とも云事を知るべし、偖、斯良は物を盛る所にて、苗代などの代に同じ、和名抄に、頭を阿太萬と有るは、天靈の義にて、靈の頭腦に在る謂なり、(此は人の頂なれば、迦は上ならむかと思ひしかども、かくては斯良と云ふに續きて義を成さゞれば、今如此く說を成すなり)○蠶は、卵兒なるべし、又萬葉十一(十二丁)に、足常母養子眉隱と見えたるは、蠶の眉に隱れる事を詠めれば、養兒と云ふ方近かるべくや、但し古事記(高津宮段)に、奴理能美

之所レ養蟲、一度爲二飼蟲一、一度爲レ穀云々と有るは、蠶の事なるに、養と云ひ、穀と云ふを以て、其異義なる事の合へるが、同言と成れる者と所レ見たり、（竹取物語に、卯の事を加比と云るは、貝を加比といふに同じ意なるを思ふべし、名義抄に、蠶字を加比古と有るは、卯兒の意なるを、又古賀比と有るは兒養なるをも思合すべき者なり）○桑は養桑なるべし、其は萬葉十二（二十八丁）に、中々二、人跡不在者、桑子爾毛、成益物乎と有るは、蠶は養兒にて、其葉を以被レ養る由の名なるに思ひ合せて曉るべし、仁德天皇御紀に、天皇浮二江幸二山背一、時桑枝沿レ水而流、天皇視二桑枝一歌之曰云々、于羅愚破能紀と有るは、麗美に末桑木を兼ねて詠ませ給へるにて、別に一種の名には非ず、（此は、此に說くべき事には非ざれども、事の因に云へるなり、第十一ノ一書の傳に、蠶をも桑をも說き明らむるを見て知るべきなり）○臍中生二五穀一は、第十一ノ一書に、腹中生レ稻より出でたるなり、五穀と云ふ事、古くは風神祭詞に、皇御孫命乃云々止聞食須、五穀物乎始氏、天下乃公民乃作物乎云々、天下乃公民の作々物者、五穀乎始氏、草乃片葉爾至萬氏と有り、然れば、天下公民の作りと作る物の中より、五種を抽き出でゝ、殊に五穀とは云へるにて、其も古よりの事と聞えたるなり、（西戎にても、五穀と云ふ名目の有るに依りて、其を取れるならむと先に思ひしは非ざりけり、禮記月令に、黍稷麻豆麥を云ふ由見えたれども、此とは各々別なる者なり）賀茂翁說に、「右の五穀物は、古事記に、速須佐之男命、乃殺二大宜津比賣神一、故所レ殺神於レ身生物者、於レ頭生レ蠶、於二二目一生二稻種一、於二二耳一生レ粟、於レ鼻生二小豆一、於レ陰生レ麥、於レ尻生二大豆一と有る、是五穀なり」と云はれたる、寔に稻粟小豆麥大豆を合せて、其出來始れる所由に依りて、然計へたりけむ事灼然し、此にも、第十一ノ一書には、右と同じ傳を、保食神と有りて、顱上生

粟、眉上生蠒、眼中生稗、腹中生稻、陰生麥及大豆小豆と有り、此には粟稗稻麥大豆小豆と六種なれども、大豆小豆は一種なれば、此傳なるぞ宜しかるべき（稗は、今は餘に作らざる者なれども、稗田阿禮など人名にも見え、和名抄に稗、和名比衣と有り、今も大和國添下郡、攝津國西成郡などに、稗田村と云ふ地名の有るは、水田にて多く稗を作る地なる故の名なるを以、古に此物の多作りけむ事知るべし）○右の此神頭上生蠶與桑、臍中生五穀と有るは、右の古事記の大宜津比賣神の、於頭生蠶云々、此の保食神の眉上生蠒云々、腹中生稻云々などゝ有るより混れたるならむかと思ひしかども、猶考ふるに、此に保食神の生れ坐しゝ、傳の省かりて傳はりたる者なり、（舊事紀の陰陽本紀に全く此一書の文を擧げながら、次なる神祇本紀に至て、再び此の文を出せる其細書に、蒼保食神歟と有るは苦しげなる記し樣なり、其は何れか、作者の情進と見えて、打合ひ難かり）古事記に、次和久產巢日神、此神之子謂豐宇氣毘賣神、と有るぞ、信に然有るべき傳なる者なり、然れば、此も古傳には生稚產靈、稚產靈生保食神、此神頭上生蠶與桑、臍中生五穀と有りて、第十一一書に巨細に記さるべき事の大較、先此に出たりけむを、如何にしてか傳へ漏して、今の如くは成れるを、舊事紀には何の意もなく、其任に出しは出したれども、稚產靈神にも然有る事の、保食神には其より詳なるに氣押れて、終には蒼保食神歟と註す迄には至れりけらし、然れども、古事記には、此に軻遇突智娶埴山媛と云ふ、大切じき傳を漏せるを、此御紀に稚產靈神の出自の知られたるなむ、甚々尊き賜物になむ有りける、（古事記には、於屎成神、名波邇夜須毘古神、次波邇夜須毘賣神、次於尿成神、名彌都波能賣神、次和久產巢日神と有れども、土神には毘古神の在さゞる事、上に云へるが如くなれば誤なり、若て於屎於尿

と、上には其出自を云ひて、和久産巣日神には、何の由に縁れるとも無きは、此の神も二神の御子の如く傳へ僻めたりし事決し）御鎭座本記に、和久産巣日神子豐宇可能賣命、（屋船稻靈神也。）生二五穀一而、善釀レ酒奉二御饗一と有りて、全く古事記に合へる者なり、御鎭座傳記にも、其傳を載せたるに、豐宇氣姬命（稻靈神也）と見え．御鎭座本緣には、止由受比女是也と有り、（然れども、其に伊弉諾伊弉冊尊、所生之和久産巣日神之兒、と有るは古事記に依りて誤れるなり、如此く正しき傳はありながらに、外宮の神を天御中主尊、或は國常立尊などゝ僞り造れるは、天地の間に容るべからざる罪と云ふべし）偖、稚産靈神は、上にも記せる如く、物の芽を含みて萌え出づる事に御功坐せる神に坐すを、豐宇氣毘賣神は、其御祖神の御靈を受け保ち給ひて、草に在れ木に在れ、其形質を備へて現伸出る御靈の大神に坐せり、然れば火産靈神、埴山媛神、二柱相結ばして土中より生ひ出づる物皆はしも、稚産靈神に始り、保食神に成れる者なり、是を以て斯計り尊き保食神の傳の漏れたる事の甚不足なむ所思るとは云へるなり、抑ゝ此保食神はしも、天照太神の御食津神と坐して、伊勢の度會宮に特に齋かれ御坐し坐す止由氣大神に渡らせ給ふ者を、御紀には、其成り坐る傳無く、又其御靈の鎭坐す傳なども漏されたるは、皇統に係れる御事に耳、力を入られたる故にも有るべけれども、餘りに事略ぎて所思るはや、（第六一書に、風神の次に、又飢時生兒號二倉稻魂命一と有れども、其は古事記に同じく、二神の御子と云ふ傳なれば、誤なる上に、古事記に依るに、須佐之男神、大山津見神の御女神．大市比賣命に御合坐して、宇迦之御魂神を生坐せれば、倉稻魂命と云ふ名も、其には誤なる事其傳に云ふを見て知るべし）豐宇氣毘賣神の、豐は動にて、大地の、天日の大御光に牽かれて、自ら動みつゝ回るに依りて、草木暢茂し萬

物の生々るを以て稱ふる由、傳一、傳二、に云へるが如く、今も此の神に負ひ坐せる意は、火神、土神の御結びに依りて牙含て萌出る草木の全はしも、此の神の恩賴なれば、寔に諸なる御事なり、宇氣は、第十一一書に保食神、此云宇氣母知能加微と有るを、和名抄に引ける私記に、保猶保持也、宇氣者、食之義也、言是保持食物之神也と有れども、猶盡さず、宇氣は生毛にて、木を生し草を生し給ひて、食物とし着物とし住宅と爲ることに、幸へ給ふ意の御名には有れども、其が中にも、殊に甚だしく止むことなきものは、食物なる故に、其の食物の名の如くは成れるものなり、この事、祝詞講義（大御巫神詞、大忌祭詞、大殿祭詞、又、伊勢祝詞の條々）に委しく云へり、神名式に、伊勢國度會郡會宮四座、（相殿坐神三座、並大月次新嘗）と有るは、此大神に坐す事、誰も知れるが如く、御靈形は、倭姬命世記に、眞經津鏡座圓鏡也と見えたる此は、大倭本記に一鏡及子鈴者、天皇御食津神、朝夕之食向、夜護日護齋奉大神、今卷向穴師社所坐拜奉大神也と有るは、此大神の親子二柱のを、一つに云へるにて子鈴は卷向坐若御魂神社の御にて、一鏡は其度會宮の御正體にて、天より降り給へる齋鏡三面の一なる事、予詳に此を知りて、祝詞講義に已に註せるを、猶傳には、天孫降臨章第二一書、齋庭之穗の下に云ふべし、（此大神の御鎭座の御事に就ては、容易く說き盡すべき事ならぬを、此に其御名の出づる因に云ずしては、其意を難得ければ、今茲に云ふなり）

○大宜都比賣神と申す御名坐せり、古事記に、火之燒速男神より以前に成り坐る神と次第たるは、亦名の別神の如く傳はれる者なり、又、粟國謂大宜都比賣と有るは、其生れ坐る國などの由に依りて、亦名とは成れるなるべし、仙覺が萬葉抄五に、阿波國風土記の如くは、空より降下りたる山の、大なるは阿波國に降下りたるを、天詔戸山と云

ひ、其山の碎けて大和國に降着たるを、天香山と云ふとなむ申す」と見えたる、其天香山は、御祖父と坐す火神の御骸より化れる山なれば、其も由有を、神名式に、美馬郡波爾移麻比彌神社と有るは、其御祖母に坐すも、又由緒有なり、今も、其國に大宜山と云ふ有り、又大宜都比賣神社と云ふ有るは、神體は、女神の左袵なるが、右手に杓子を持ち給へる御像なるをも思ふべく、又、高橋氏文に、上總國安房大神乎御食都神止坐奉天と有るも、本國より移し奉れる由、傳四に云へるが如し、また、那賀郡に、和射鄕有るを、神名式に和邪神社、和奈佐意富曾神社有るは、丹後風土記に打ち合へるなど、悉く思ひ合すべき事少からず、然るに、此第十一一書なる保食神の事を、彼記には大宜津比賣神と傳へたるも、素より同神に坐すが故なること、上に其文を引きて照し合せたるが如し、記傳六（五十三丁）に、「御食津神と云へるは、正しくこれと同名なり、凡べて大御とも大とも御とも云ふ、皆同意なり、神祇官坐御巫神八座の中の御食津神を、祈念祭詞には大御膳都神と云へり」と有るは、然る言なり、（但し文德天皇實錄二に、河內國恩智大御食津彥命神、恩智大御食津媛命神と有るは、高安郡恩智神社二座、並名神大、月次相嘗新嘗と有る社の祭神なるを、引出でられたれども、此は天兒屋命の裔なる大御食津臣命夫妻にて、同名ながら、此大宜都比賣命とは別神なるなり）〇神武天皇御紀に、粮名爲嚴稻魂女と有りて、註に稻魂女、此云宇伽能迷と見ゆ、此は神名式に、大和國廣瀨郡廣瀨坐和加宇加賣命神社（名神大、月次新嘗）と有る、其神の祝詞に、御膳持須留若宇加能賣能命登御名者白氏と有り、御膳持須留と有るは、彼保持食物と云ふ義なり、若は、稚產靈の稚と同じく、草木の芽發る謂なり、宇加は宇氣に同じ、文德天皇實錄に、嘉祥三年七月丙子朔丙戌、大和國若宇加乃賣命神、加從五位上仁壽二年

七月庚寅、大和國若宇賀乃命神、加從四位下。同年十月癸亥朔甲子、大和國若宇賀乃賣命神、加從三位と見えたり、三代實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉授大和國從三位廣瀬坐、若宇賀乃賣命神、正三位と有り、天武天皇四年御紀より始めて、御世々々の正史に、大忌風神祭と列ね記されて、神祇令四時祭式などを始めて、諸書に、此二祭を一つに云へるは、風神と御力を合せて、苗稼を浸潤し、其全稔を得しめ給ふに由る事、已に大忌祭詞、風神祭詞の講義に委しく註せるが如し、（又四時祭式、大忌祭條に、是日以御縣六座山口十四座合祭と有るは、御縣神は御食津神に坐せば、同神なる由、予已に御縣神詞に云へるが如し、山口神は、大山祇神に坐して、水上より水を流し下して、甘水と令受て苗稼を浸潤し給ふ神にて、此大神と御力を合せ御在し坐事、大忌祭詞に就きて說きたりき）

一書曰。伊弉冊尊。生火產靈時。爲子所焦而神退矣。亦云神避矣。其且神退之時。則生水神罔象女及。土神埴山姫。又生天吉葛。天吉葛。此云阿摩能與佐圖羅。一云與曾豆羅。

此は鎭火祭詞と同じ傳なり、思ふに、其詞を取りて、漢文に物爲られたるが、其全き事は、佗の傳々に在る故に、其に讓りて、此には其佗の一書と異なる所を採り出でゝ、別に一書とは爲られたる者なり、火結を火產靈と書かれ、石隱を神避と云ふ類は、皆彼詞の趣なり、（又、彼匏を此に天吉葛と云ふも然り、唯、川菜を脫されたる耳ぞ、彼詞には異りて別なる所なる）○火產靈は彼詞に火結神とあり、神名式大膳職坐神三座の中に、火雷神社と見えたるを、

三代實錄に貞觀元年正月廿七日甲申、奉レ授二從五位下大膳職齋火武主比命神、從五位上一と有り、此にて火雷神と申すも、其亦御名なる事を知るべし、齋火武主比命と申すは、神武天皇御紀顯齋の條に、火名爲二嚴香來雷一とある嚴と、齋と共に同じ意にて、嚴かに齋淸め愼しむ事と聞えたり、此に因りて本牟須備と訓むべきなり、（記傳五に云く、「此を本能牟須備と訓むも僻說なり、凡べて、某産靈と云ふ例、皆之てふ辭無きを知るべく、又古書何れにも、之字を添へず、唯舊事紀にて火之産靈と書けるは、古語を知らずして、俗訓の任に書ける僻事なり」）記傳五（五十五丁）に、「火を本と云ふは、木を許と云ふと同格にて、下に言を聯ぬる時、火影、火中、火瓮、火處など云ふ」と有るが如く、下に産靈と云ふ重き語有る故に、上の言の轉れるなり、故本能とは云はず、同じく上の言は轉れるながら、焰、火氣と云ふ時は、火之秀、火之氣の意にて、下なるは其物に就きたる用を云へるなれば、之の辭を挾む例なり、偖、此神はしも、殊に産靈と申せるにても、其御功太く坐す御事をば知るべきなり、（其埴山姬神を娶坐して生み坐る御子に、稚産靈神成り坐して、草木の芽し發む御靈神と坐し、其御子豐宇氣姬神はしも、衣食住の本と坐す、尊き大神に坐すを以て、尋常ならぬ其御德の、大なる御事を思ふ可きなり）又、文德天皇實錄に、齋衡二年十二月丙子朔、大炊寮齋火武主比命、授二從五位下一と有るも、右の大膳式なるも同じ例なり、神名式に、伊豆國田方郡、火牟須比命神社と有りて、加理波夜須多祁比波預命神社と見えたる加理波夜須は、苅聶にて、竹と係けたる發語なり其神は武火速命にて第六一書の熯速日命に坐も由あり、（又、劔刀石床別神社と云ふも有り、其は磐筒男命、磐筒女命に思ひ合せらるゝなど、何れも火産靈神の由緣なるを知るべし）○所レ焦而神退矣と有るは、第二一書に、所レ焦而終矣と有ると、其訓

は同じけれども、彼は其崩御し給ふ意を以て、終字は書かれたれども、此には石隱坐て、神避り往坐る傳有りて、其終給ふと云ふ事無かりし故に、殊に神退、又は神避の字を被レ用たる者なり、（然れども、第五一書にも、神退去矣の字を被レ用たるは、此に傚ひて、宜しくは有れども、其かと思へば、伊弉冊尊を葬り奉れる由に記されたるなど定ざる事ども多在り）鎭火祭詞に、麻奈弟子爾、火結神生給氐、美保止被燒氐石隱坐氐、夜七夜日七日、吾乎奈見給比曾、吾奈妹命止申給比支、此七日爾波不足氐、隱坐事、奇止氐見所行須時、火乎生給氐、御保止乎所燒坐支、如是時爾吾名妹乃命能、吾乎見給布奈止申乎、吾乎見阿波多志給比津止申給氐、吾名妹能命波、上津國乎所知食倍志、吾波下津國乎所知牟止申氐、石隱給氐云々の事を、此に約めて神退矣とも、神避矣とも書させ給へる者なり、此を以て、此は其石隱の事なる由をも、亦曉るべき者なりかし、然れば、此は正しくは神退を神佐理と訓むべし、第五一書に、神退去矣とも有ればなり、神避は神佐加理と訓むべし、（亦曰と有るは、其語の同じからざるが故なり、天孫降臨章に、避レ熱と有るを佐久流と訓めるは當れるを、第三一書に、避二火炎一、第五一書に避二火熱一と有には、佐流と訓み、名義抄にも、佐流とは見えて、佐加流と非ざるは、同言なるが故なり、然れども、此は佐流と訓みては、亦曰と書かれたる所、詮無きことなれば、佐加流となむ訓むべかりける）因に、少か其詞を說きて、其神退は、崩御ならざる由を明すべし、麻奈弟子の麻奈は兩成にて、嫡妻の子を云ふなり、兩手を眞手と云ひ、兩梶を眞梶と云ふ事、萬葉に多し、出雲神賀詞に、伊射那伎乃日眞名子と有るは、素戔嗚尊は、伊弉冊尊と共に相成し坐せる故の稱なり、萬葉六（三十六丁）に、父公爾、吾者眞名子叙、妣刀自爾、吾者愛兒叙、一七（十九丁）に、人在者、母之最愛子曾、一十三（三十

二丁）に、母父爾、眞名子爾可有六、又（三十三丁）に、母父之愛子丹裳有牟と有るは、嫡妻の子を云ひ、其は殊に愛しき者なる故に、愛子なども書ける者なり、十四（二十丁）に、麻奈登伊布兒我云々、催馬樂、我門に、美曾乃不乃、安也女乃古保利乃、大領乃末名牟須女止と云ふ事も見え、空穗忠社（七丁）に、母君に仕へ奉りし限は外に遣し吾世の限は眞名子ぞと宣ひし所に侍はせてむ、云々とも見えたり、委しくは、神賀詞講義に註へり、偖、弟子と云ふは、大八洲國、および山川草木を生み給へるに、各々其神有りて、此を有てる卽ち八百萬神なり、かくて朝霧の薫滿たるを吹撥はせる、其氣に化生る風神は、生れ坐せるならねば別なり、此に天下之主者を生むとして、日神月神（亦云素戔鳴尊）を生み坐れば、此にて事の至極れりと所レ思しが、其最後に、火神は生れ坐せるを、此より後に成り坐せるは、妹妖二柱嫁繼給ひて、生み坐るならざれば、此に結めて弟子とは云ふなり、（此時伊弉冊尊に屬きて、金神水神土神は成り坐し、伊弉諾尊に屬きて、御身滌の時に至る迄に、種々の神等は成り坐しかども、皆謂ゆる化生にて、御腹より生れ坐せるならざれば、此も亦別なり）美保止被燒氐は、古事記に、美蕃登見レ炙而病臥在と有る其なり、此には何れも所レ焦と有りて御陰は云はざるは、避けたるなるべし、石隱坐は下に火乎生給氐、御保止乎被レ燒坐支と有る如く、火神と共に火を生み給へるが故に甚く病み悶熱懊惱坐しゝに依りて、其火熱を避け給はむとして、石を穿ちて其穴に入り給へるなり、然るを、御紀に葬ニ於紀伊國熊野之有馬村一と有るは、其石隱り坐せる穴なるを、葬地の如く記されたるは大なる僻事にて事實に合はず、（其は其第六一書に就て云べし、倭姬命世記に、自退尾上山峯石隱坐と有るは薨給へるを云へるにて、言の轉れる者なり、萬葉二、高市皇子尊の殯宮の時の歌に、神佐扶跡、磐隱坐と有

るも、右に同じ、又、古事記に、故其所二神避一之伊邪那美神者、葬二出雲國與伯伎國堺、比婆之山一也と有る、此も神避は陽神の御許を離りて、石隱り坐しゝ事なるを、葬字は例の僻事なり、）夜七夜、日七日、吾乎奈見給曾と有るは、大凡、七日七夜許にて、本に復り給ふ事も有らむと所思して、石隱坐しなり、七日七夜の例は、山城風土記に、建角身命云々、七日七夜樂遊云々、神功皇后御紀に、皇后選二吉日一入二齋宮一、親爲二神主一云々、請曰、先日教二天皇一者誰神也、願欲レ知二其名一逮七日七夜と見え、靈異記、栖輕卒也、天皇勅、留二七日七夜一誄二彼忠信一云々、」容穗藤原君卷に、「總て七日七夜、豐明して打上げ遊ぶ」などあり、吾乎奈見給曾と禁止め申し給へるは、御陰の燒燗れ御在し坐すを、其癒る迄は陽神に所見奉らじと愼しみ給へるなり、先の唱和に、妍哉と共に宣交し給へる御詞に就ても、想像奉る可きなり、此七日爾波不足氐は、其未だ七日には滿たざる間になり、隱坐事寄止氐は此時迄の御產の度々には、陽神も共に物爲給へるを、此度に限り、然る御事の有るを、御心行かず所思しゝ故の事なるなり、（此七日七夜を限りて宣へる、其理未だ思ひ得ずと雖も、强ひて此を考ふるに、萬葉三に、天有、左佐羅能小野之、七相菅と有るは祓に就て云へるなり、四に、吾戀者、千引乃石乎、七許、頸二將繫母、神之諸伏と云へるは力の極を盡す義なり、九、詠二浦島子一歌に、及二七日一、家爾毛不來而と有るは、其漁の久しきなり、同卷に、吾去者、七日不過、龍田彥、勤此花乎、風爾莫落と有るは、花の唉きたる日數を云ふなり、十に、春雨爾、衣甚將通哉、七日四零者七夜、不來哉と云ひ又十一に、妹所云七日越來と云ふも、七日を限りて來むとにて、其度過すまじき由なるにや、十三に久有今七日許、早有者、今二日許と見え、十七にも、知加久安良婆、伊麻布都可、大未等保久安良婆、奈奴可乃宇知波云々と

云へるは此は、卜を以云へる日數なれば、右の例とは別なるかと思ふに、然らず、近きを二日、遠きを七日と云ふ事、故有るなるべし、十六に、吾宇奈雅流、珠乃七緒と有るも、緒の限を盡して云ふなり、又六に、明日香川、七瀬之不行爾云々、十三に、河渦乎、七渦渡而云々と有るは、川には何瀬も有りなむを、七と限れるも、其極を云ふなり、十九に、爲壽左大臣橘卿預作歌に、吾大主波、七世申禰と有るなど、押正して考ふるに、何れも七と云ふに事有りけなるは、今も、醫家などに、七日を一廻として藥を試みるも、其日數を限りて驗有る者と云へるは、何の據とも知られねども、天地の氣運の、其七日を限りて、一圍り爲る古傳などの有りけるならむを、其說の絕えて人間に傳はらざるは、甚だ可惜しき事なり、或說に易復卦に、天行七日見天心と云ふも、七の數にして、本に復る謂なり、又、倶舍論に、七微塵と云ふ事有りて、凡萬物形象を成す者は、悉く七の數を具へて、此に粉に碎くと雖も、七の數の外に出でずと云へるも、然る事なり、偖七の音は質にて、其七を大衍すれば、七七四十九と成る、是卽ち大衍五十の用數なり、故に、人の生死、共に七七を以て祝ひ、七七を以て弔ふ、是又天理に則とる所なり、人の世に處る、壽夭異なりと雖も、天命終るは、猶七々四十九の變化息みて、五十と成りて本へ復するが如し、夫七の數は、天行一日、天心を見る者にて、一圓を畫き、其圓中に十を畫き、方と爲れば、其四匝七七四十九と成りて、五は其正中には見はる、因て其五を大衍の五十と成し、是を開方すれば、七七四十九方中に并列して、一を餘せり、其一を算家に句股の差實と稱す日の音を實と爲も日輪充實の一より生ずる者なり、而して其一は、天地萬物を生々する妙微なる故、之を天心に屬する象數なり、凡形質有る者、七の象數を備へざるはなし、近くは博徒の用ふる投子は、六角形にして、上下前

後左右有るに依りて中と指す所自見はる、所以に其合數各七と成り、其六方に一六五二四三の目を盛りて、其合數各七と成る云々と云へり、餘りに言痛き易說ながら、數理は天地に因准て、自然の者なれば、合はずとも云ひ難き故に、姑く此に引き出づ）吾名妹乃命能、吾乎見給布奈止申乎、吾乎見阿波多志給比津止申給氐は、先に吾乎奈見給曾と契り申しゝを、吾を見淡たし給ひ竟たりと、御心に恨を含みて申し給へるなり、阿波多須は、字鏡集に、淡字、名義抄に淡、又淺字を、阿波志とも、阿波多須とも訓みて、字の如く、其濃く思ひ交し給へるが、却らまに薄らぐにて、俗に不興に成れるなり、吾名妹能命波、上津國乎所知食倍志は、今迄二神共に生み給ひし國能八十國、島能八十島にて、此顯國の事なり、吾波下津國乎所知牟は、謂ゆる根國底國にて、此即絕妻之誓の本なり、（其結びは第六一書に見えたり、又、第十一書にも見ゆ、然るを、第六一書に、或所謂泉津平坂者、不ニ復別有ニ處所、但臨ㇾ死氣絕之際、是之謂歟と有るなどは、中古の狡意人の書き入れの混ひて、本文の間に夾れたる物から、又俗の學者など其に惑へる事少からざれば、淸く其心を去りてなむ訓み味ふべき事なる）石隱給氐與美津枚坂爾至坐氐云々は、始は唯火熱を避け給はむの御心にて、石を穿ちて入り給へりしを、陽神の奇しみ思ほして、其甚しく病み悶熱懊憹ましゝ狀を見られ奉り給へる故に、御心恥かしく思ほし成りて、彼同宮共住而生ㇾ見などゝ有りし御心の失せて、終に御面をも合せ奉り難く思ほす故に、上津國下津國と別處を建てゝ放り給ふとして、猶底深く入り坐して、其與美津枚坂には至り坐しゝにて、始より然る下津國の有ると云ふ事も何も、素より所知看ざりし御事なるを、唯其成行に就きて、事の止むべからず成れる者にして、必ず如此く爲て、二神の世を保有たせ給ふ事の、運びに成れるにて、然は云へ、幽には皇祖大神の、

天津御量に資れる者なりかし、（此事、委しくは、其詞の講義に云へるを、今此一書を、其と同じ傳なるべく眼の定れる上は、少か云ずしては、前後の說の通達り難き故なり、）○水神罔象女、及土神埴山姫、又生天吉葛は、右の詞に、與美津枚坂爾至坐氐所思食久、吾名妹命能所知食上津國爾、心惡子乎生置氐來奴止宣氐、返坐氐、更生子水神、匏、川菜、埴山姫、四種物乎生給氐、此能心惡子乃心荒比曾波、水神匏、埴山姫川菜乎持氐鎭奉禮止事教悟給支、とある文を說かざれば、其の意を得べからざる故に、今又云ふべし、心惡子とは、火產靈神の、惡しき神に坐す由には非ず、本より火神に坐せば、御心の一速く坐せるを以て其生れ坐るにも、御祖神の御陰を燒き給ひし故に、御快からず所思せるなり、（俗に心惡しなど云ふと同じ事なり、）此を火神の御心の惡しく坐す事と思ふは、通えぬ說なり、俗、上に吾乎見阿波多志給と有り、此に心惡子と云ふは、快からざる事なるに就いて、今思へば、八洲起元章に、意所不快、故名之曰淡路洲と有る淡路洲は、淡洲の誤なれども、快からざるが故に、淡むると同じ狀の文脈なり）返坐氐、更生子は、右に吾名妹命能所知食上津國爾、心惡子乎生置氐來奴止宣氐、と有る如く、其美はしく所思食す陽神の所知す御國に、快からざる子を生み置かしゝ事の、御心慊りなる故に、其を鎭むる子を生みて、御心易く下津國に赴き給はむとの御事にて、如此き中にても、善しく契り聞えさせ給ひし、御親睦の事を忘れ給はざる御心、云へば得に中々なる御事なり、水神匏、川菜埴山姫は、四種物と有るが如く、其物を成し給へるにて、第四一書に、小便化爲神云々大便化爲神云々と有る是なり、斯くて其小便大便耳神とは成れる、卽ち水神罔象女、土神埴山姫の二神なり、（其は下に云ふべし、俗、火神のは此反にて、火結神生給氐と、先には有りて、後に見行す時には、火乎生給

氐と有り、此の二神は先水と土とを生み給へるに、後に其神は成り坐るを思ふべし）此心悪子乃心荒比曾波は、心快からざる子の心荒び爲はなり、下に皇御孫能朝廷爾、御心一速比給波志止爲氐と有るが如く、此神の御心一速び坐す時は、彼火之燒速男神とも申して容易く鎭め難き故に、其御心遣にて、如此は宣へるなり、水神匏、埴山姫川菜乎持氐鎭奉禮止事敎悟給支は、水神は匏を持たして水を汲み、土神は川菜を持たして水を灌きて、火を鎭めよと、其二神に事敎へ悟し給へるなり、然れば、匏と川菜は、其物にて神には非ざるなり、偖、其匏は、此に謂ゆる天吉葛なる物なるが、川菜の事は此には漏れたり、偖、大同類聚方十五巻に、火鎭藥、神祇官之西院仁所傳之方、元者伊弉冊尊乃神方也、日佐故七分、伽波那六分、波仁九分、粉仁研天、水二са飲、又、煎用而與志と有りて、惠耶美（一名神乃介）の藥たること、此に出たる者なりけり、（和名抄に、水苔、和名加波奈と見え、名義抄には、水苔、河苔、共に加波奈と有り、古今集物名に、加波奈具佐と有る是にて、川藻の種屬なる者なり、此に限らず、凡て水中の草の熱を去るに妙なるは、此謂れなり）神祇令、季夏鎭火祭義解に、謂在ニ宮城四方外角一卜部等鑽レ火而祭、爲レ防ニ火災一故日ニ鎭火一と有りて、季冬にも同祭有りて、一年に兩度有る事なるが、其行事作法共に、天孫降臨の時に皇祖天神より傳へさせ給へりし者なり、其は此詞の首に、高天原爾神留坐云々、天下所寄奉志、天都詞太詞事乎以申久と有りて、其尾に、天津祝詞乃太祝詞事以氐、稱辭竟奉久止申と有るを以て、此詞の天より傳はれるを以知るべき者なり、偖、此事の天に然傳はれるは、伊弉諾尊の復命し給へる事に、云々の事有りし由を、皇祖天神に申し上げ給へるを、皇祖天神の保たせ給ひて、皇御孫尊に授け依さし奉り給へりし者なり、（凡て神代の事迹の傳はり來る、其本の起りは、伊

弉諸尊の復命し給へる時に、御身自らの御上に在りし事共を、皇祖天神に申し上げ給へりし事の、祝詞にも正史にも、傳はり來る者となむ見えたる）神名式に、紀伊國名草郡、靜火神社（名神大）と有るは、右の鎭火に由有りて聞ゆ、仁明天皇御紀に、承和十一年十一月己酉朔辛亥、奉レ授二紀伊國從五位下靜火神、正五位下一、文德天皇實錄に、嘉祥三年十月乙丑、紀伊國靜火神、加二從四位下一、三代實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉レ授二紀伊國從四位下靜火神、正四位下一、同十七年十月十七日丙寅、紀伊國正四位上靜火神、授二從三位一と有りて、重き御會釋なるも、然る由緒無らじやは、）又、當郡に香都知神社有り、本國神名帳に、從四位上香都知神と見えたるを、或書に、在二忌部鳴雷村田中一と云へり、鳴雷村の地に鎭坐す事、又大に由有り、又鳴雷神社、名神大、月次相嘗新嘗と有るも、皆其縁なるを思ふべし）○天吉葛は、訓註の如くは、阿摩能與佐圖羅とも、阿摩能與曾豆羅とも云へりしなり、口訣に、彼ノ詞を引きて、天吉葛者、匏也と云へるは、信に然るべし、吉葛と云ふは、字の如くにて、火を鎭むる功に依れる名なるべし、萬葉七（廿八丁）に、青角髮、依網原と續けたるを、冠辭考に、此一書を引きて、「此天吉葛は、匏の蔓にて葉も葉も世に青ければ、青角髮と云ひて、依網とは云懸けたり」と有るをも考ふ可きなり（田舍にて、多く厠の邊に植ゑて、其を這渡ら令むれば、火伏と成ると云ふも、神代よりの習はしなるにや、又、平田翁說に、「人の過ちて火に焦れたるには、匏以て水を汲みて、其瘡を洗へば、忽に疼を去りて癒ゆ」と云はれたるも、驗有る事なり）俗ノ詞に、水神匏、埴山姬川菜乎持氐と有るは、水神は匏を持たし、土神は川菜を持たして、火を鎭むる事なるが、古事記、水戸神の子に、天之水分神、次國之水分神と有りて、其次に、天之久比奢母智神、次國之久比奢母智神と有る、久比奢

母智は、記傳五（四十一丁）に、「波匏持なり」と云はれたるを以て思ふに、水神を、水分神に混らし、匏を其神に紛へて、各別の事の如く傳はれるならめど、同事の二つ有るべくも非ざれば、何れか誤なる可きに就いて、今考ふるに、古事記の方疑はし、其は、大祓詞に、速開都比咩止云神と有りて、女神一柱なる事、第六一書、速秋津日命の傳に云ふが如く、又、水分神は、田に引す水を分配る神なるに、其子なる事も如何なり、其は、第六一書、闇龗神の下に云ふべし、然れば沫那藝神、次沫那美神、次頬那藝神、次頬那美神の四柱は、第六一書に、水門神等と有る其にて、速秋津日命の支神にて、天之久比奢母智神、國之久比奢母智神は、彼水神、匏とある、其靈の稱なる事、灼き者なり、記傳に、和名抄（木器部）に、杓、和名比佐古、唐韻云、斟水器也、瓢、和名奈利比佐古、瓠匏也、匏可為飲器者也と有り、奈利比佐古と云ふは、草の蔓に生たる杓と云ふ意也、外宮儀式帳に、「木匏廿柄、匏廿柄」と見えたり、（名義抄には、瓜をも、王瓜をも、瓠をも比佐古と訓み、瓢を比佐古乃佐禰と訓み、苦瓠を爾賀比佐古と云ひ瓢を奈利比佐古と有り、禮記にも、大報天而主日也云々、掃地而祭於其質也、器用陶匏、以象天地之性也と有りて、彼土にも、匏を水器に用ふる事常なり、淮南子に、百人抗浮と有る註に、浮匏也とあり）匏の水神に縁有る事は、仁德天皇御紀に、天皇夢有神誨之曰、武藏人強頸、河內人茨田連衫子二人、以祭於河伯、必獲塞、則覓二人、而得之、因以禱于河神云々、衫子取全匏兩箇、臨于難塞水、乃取兩箇匏、投於水中請之曰、河神祟之、以吾為幣、是以今吾來也、必欲得我者、沈是匏而不令泛、則吾知眞神、親入水中、若不得沈匏者、自知偽神、何徒亡吾身、於是飄風忽起引匏沒水、匏轉浪上而不沈、則瀞々汎以遠流、是以衫子雖不死、而其堤

且成也と有るは、匏の沈まざる物を知りて、然云ならず、水神の匏を以て、功成し給へる事を知りて、眞神ならむには、素より沈め給ふ可き筈也、然ども、僞神ならむには、然は得物爲じと、心に思ひ定むる所有りて、然は云ひ試みつるなり、此は此所に用なき事には有れども、古に、右の鎭火祭詞の趣を知り居たるから、斯在りと見ゆる故に、今此に引けり(但し其文意の如きは、其御紀の傳に云ふべきを、此は水神の匏を持たずと云ふ義を明らめむとて云ふなり)

一書曰。伊奘冊尊。且生火神軻遇突智之時。悶熱懊惱。因爲吐。此化爲神。名曰金山彥。次小便。化爲神。名曰罔象女。次大便。化爲神。名曰埴山姬。

此傳の全くは、古事記に、次生火之夜藝速男神云々、因生此子、美蕃登見炙而、病臥在、多具理爾生神名、金山毘古神、次金山毘賣神、次於屎成神名、波邇夜須毘古神、次波邇夜須毘賣神、次於尿成神名、彌都波能賣神、と有ると同傳なるを、少か撰びて、漢文様に物爲られたりと見ゆ、又少か勝劣あり、此に且生火神と有るは叶はず、第二一書に、爲軻遇突智所焦、第三一書に、爲子所焦而神退矣と見え、古事記に因生此子、美蕃登見炙とも有れば、其宜しく、又、其記に金神の男女二神なるは宜しきを、此には金山彥と耳あり、又御紀には、埴山姬は一神にて、軻遇突智神に嫁ぎ給へるは、正しき傳なるを彼記には比古神、比賣神二柱と爲るは誤なる事、上(第二一書に

云へる如くなるが、其僻傳に引れて、火神の土神に娶て生み坐せる和久産巣日神を、其續きに並べて、其御兄弟の如く記せるは彼記第一の誤なるを此には正されたりと見ゆ、（又、鎭火祭詞、又此の第三第四の一書共には、水神の次に土神にて其正說と所思しきを、第二一書、又古事記には土神を先に水神を後に列ねたるは此も誤なり）○且ㇾ生二火神軻遇突智一之時とは、火神を生み坐むと爲給ふ前の事なり、古事記には因ㇾ生二此子一と有りて、後の事と爲たり、然れども、鎭火祭詞に、火結神生給氐、美保止被燒氐、石隱坐氐と有りて、火神を生み坐より以前に、悶熱懊惱み坐すべくも非ず、火神を生み給へる後にこそは、其兒ㇾ焦坐しゝ御身の病み臥すべき事なりけれ、然れば、此は古事記に、因ㇾ生二此子一而病臥在と有るは、彼石隱坐しゝ時の事なり、又、金神は、其磐窟の中にて生み坐る事、其物の磐石に託て成り、又金の山に生れるを、磐窟の中に入りて穿ち取る眞理に契合る者なり、然るを、彼詞に、其金神を云はざるは、其爲吐に因りて成り坐る神にて、熊と火を鎭むる爲に、生み給へる御子に非ざればなり、（又金は火より剋して、鎔化物にこそ有りけれ、火を鎭むる計り、其に勝つ物に非ざれば、火神より以前に生れ坐ると云ふは、僻傳なる事著明し）○悶熱は熱交にて、纂疏の御說に、火氣之傷也と有るが如く、火氣の盛に往來ひて苦しむ由なり、繼體天皇御紀に、臥ㇾ床涕泣、惋痛不ㇾ能二自勝一と有るは惋み悶ゆるなり、安閑天皇御紀に、恐畏求ㇾ悔伏ㇾ地汗流と有るは、俗に赤面など云ふに同じ、通證に引ける淸和天皇實錄詔に、思保之熱加比憂歎岐御坐と見え、源氏若菜上に、「惱み熱かひ給へば云々、」と有るを始めて、中古の物語に、「身を熱かひ持てなやむ」など見え、今も、身の悶え苦しむ事を持熱かふと云る是に同じ、（又物を扱ふと云ふ言有れども、其は當合の義にて別なり、又瑞珠盟約章に、靈運當遷を阿

都志禮と訓みる、其は熱凝にて、物に勞れて、神氣の薄らぐ狀の言にて、此と同じ語ながらに、其行く所異なり、悶字、名義抄に、宇禮布とも、心多延とも、息多延とも訓まれたるをも、思ひ合すべし）○懊惱は、景行天皇四年御紀に、痛身み那夜美多麻布と訓み、大同類聚方に、美烏知爾非路支和美差奈之、奈夜麻須母濃乎、哪訶耶麻日止伊婦奈利と見え、萬葉十二（十五丁）に、吾乎令煩、絶紐之結、」十四（三十三丁）に、奈夜麻思家、比登都麻可母與、」十五（二十五丁）に、也須家口母奈久、奈夜美伎亘、」十八（二十丁）に、於母保之亘、之多奈夜麻須爾、」十九（十九丁）に、君乎奈麻勢と有り、通證に萎病也と云へるよろし、纂疏に、懊惱者、爲レ疾也と有り、然れば、爲疾にも有るべし、源氏物語などに、形の剛からぬ事を、奈與々加奈流など云へり、名義抄に、懊をも惱をも、共に奈夜牟とも、奈夜麻須とも有り、（通證に、類書纂要に、懊惱、痛恨也と有と云へり）○爲レ吐は、古事記に、多具理と有るに依りて訓むべし、記傳五（五十六丁）に、古意は、髪を揚ぐるを、萬葉二、（十六丁）に多氣婆須禮、多香根者長寸、妹之髪、」九（三十五丁）に、小放爾、髪多久麻庭爾、など詠み、十四（十九丁）に、古麻波多具等毛、」十九（十一丁）に馬太伎由吉氏と有るは、手綱して、牽上ぐる意と聞ゆ、此等と同じきか、繩などを多具流と云ふも、掻き上ぐる意有りて同じ、嘰噎の久理も、此久理と同じ、俗に嘔氣を世具理と云ひ、兒の波をも久流と云ひ、又咳を爲く事を、多具流と云へり、和名抄に、嘔吐（倍止都久、又、太萬比）唲吐（豆太美）と有り、豆太美は、乳吐なり」と見えたるにて明けし、綿を繰る、絲を繰ると云ふが如く、咳を爲て屈まる狀の、撓み繰るが如きを云ふ、（名義抄に、咽字、音悅なる時は、牟世布とも、牟須とも佐久里と訓みて、嘰字に同じきが、其佐久理の、久理、同じかるべし、此事、

下に云へり、今世にも、繩を以て數物を繫ぎて率くを、佐久流と云へる是なり）〇爲レ吐此化二爲神一は如何、吐は事にて、物に非ざれば、生とこそ有るべけれ、古事記には、此に金神水神土神の等しく生れ坐る中に、金神には多具理爾生神と云ひ、次なる水神、水神は、尿と屎との物に因りて化れる神なる故に、成神と有りて、此に化二爲神一と有るは、彼には成神と書かるゝ文法なるを思ふべし、（然らざれば、吐の物に變化すると云ふは、無き筈の事なり、吐に因りてこそ神は生れ坐すべけれ、故、今は其記なるも然書き分られたるを知る上は、生神は阿禮坐流神と訓み分つべき者なり）〇金山彦は彼詞に有隱坐氏、夜七夜晝七日、吾乎奈見給比曾と有る、其間に生れ坐しゝ神なる事、彼記に因レ生此子云々、多具理邇生神、名金山毘古神、次金山毘賣神と有るを考へ度して知るべきなり、神名式に、河内國大縣郡金山孫神社、金山孫女神社と有れば、男女並び坐る神なるを、此には姫神を漏せる傳なり、（舊事紀には、此傳と彼記とを取合せて、欲レ生二火之產靈迦具突智一之時、因レ生二此子一云々と有るは如何、欲レ生と因レ生とは、未來と過去との違なるを、一つに爲るは笑ふべし、然れども金山彦神、次金山姫神とある耳ぞ宜しきなる）金は所根にて、二神の天瓊矛を、國中之天柱と爲て衝立給へりしに始めて、成初たる物なるを、陰神の有隱坐しに因て、其の質の形はれ出でたるものなり、上に、云ふを見て知べし、山は彌紮にて、土石に胎まり藏まりたるが、固凝りて地下には國柱と成り、地外に出でゝは世用と成る謂なり、菅家萬葉集に、荒金之土之下丹手とある荒金は、玉の未だ琢かざるを璞と云ふが如く、土中に在るは生れながらの金にて、鍊金に對へて然云ひ續けたる者なり、名義抄に、鐵子を久呂賀禰と有るは、黄金白銀などの色に對へたる稱なるが、一云、阿良加禰と有るは、押並て土中に多く生るは、此鐵に限

るが故なり、又鑛字をも阿良加禰と訓めり、此にて、金山彦と云ふ名義を明らむ可し、（記傳に、金山は枯惱しなり、惱は痿病にて、書紀に悶熱懊惱爲吐と有る意なり、枯と云ふ故は、記中卷に、其兒八年之間于萎病枯とある意にて、衰へし憔悴の加、憊の加留々など皆枯なりと云はれたるは、此の時の御有狀に、甚々似着はしくは有れども、土神、水神などの御名の例とも違ひ、又其如くにては忌はしき意にて、良はしくも思えざれば今說き改む）神名式に、美濃國不破郡、仲山金山彦神社（名神大）と有りて、官帳に入れるは、右の如く彦神耳に渡らせ給ふ如く見ゆれども、伊賀國阿拜郡、敢國神社（大）の社傳に、祭神少彦名命、南宮金山比賣と有ればなり、右仲山社を、舊本今昔物語に、國人皆心を一にして、南宮と申す社の前にして云々、又永萬記に、南宮社と記し、美濃國式社考と云ふに、在宮代村中山下、去垂井驛南八町許、今稱南宮とも有りて、南宮とも申すを、伊賀にても南宮と申すを以て知るべし、仁明天皇御紀に、承和三年十月己巳、美濃國不破郡、仲山金山彦大神、奉授從五位下、卽預名神、同十三年五月辛丑朔戊申、奉授美濃國不破郡從五位下中山金山彦神、正五位下と有り、文德天皇實錄に、嘉祥三年十一月甲戌朔乙未進越前國金山彦神階、加從四位下と有るは、國名を記し誤れるにて、此神なるべき事、能々前後の次第を以て辨ふべき事なり、其御世に今一度有りけむを漏したり、淸和天皇實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉授美濃國從三位仲山金山彦神、正三位、同六年五月廿二日、授美濃國正三位仲山金山彦神、從二位、同十五年四月五日己亥、授美濃國從二位仲山金山彦神、正二位とあり、今額に、正一位勳一等金山彦大神と有れば、後に極位には進ませ給へる者なり、又、右の敢國神社を、一宮記に、金山彦神と見えたり、（伊水溫故と云ふ書に、冷泉院安和二年八月

三日、授正一位、延喜帝修造の例多く、木工寮、省の人を下し賜ふ由緣記せり、少彥名命の神體仙人の如し、相殿南宮大明神金山比賣昔は南宮山に坐す今の小富士是なり、圓融院貞元二年二月修造の時、告有りて此南宮明神を、敢國明神と同所に遷す、神體蛇形云々、伊賀にては伊賀南宮と云ひ、美濃にては垂井南宮と云ふ」と云へり、駿河風土記に、鳥渡郡敢國神社、奉祭金山比咩與伊賀美濃之社同、と有る、此は男神の御名を漏せる者なり、）又、同式に美作國苫東郡中山神社（名神大）と有るを、祕釋に仲山とあり、社記に鏡作命と云ふは、其仲山より出でたる金を以て、鏡を作らしゝ事などの有りしより、却て金山彥神の名は隱れしにぞ有らむ、一宮記に、大己貴命と有るも、地主神などに坐すより混ひつるならむ、淸和天皇實錄に、貞觀二年正月廿七日、戊寅、授美作國正五位下仲山神從四位下、同六年八月十四日戊辰詔、以美作國從四位下仲山大神、列官社、同七年七月廿六日、進美作國仲山神階、加從三位、同十七年四月五日丁巳、授美作國從三位中山神、正三位、と有りて、重く祭らせ給ふは、金を其國に取れる故なるべし、元明天皇御紀に、和銅六年四月丁未、割備前國六郡、置美作國と有れども、歌には猶吉備中山と詠めり、古今集（大歌所歌）に「眞金鞴く、吉備の中山帶に爲る、細谷川の音の亮けさ」と有るは、古歌と聞えたれども、和銅よりは後なるを以て知るべし、金葉集にも、「眞金鞴く吉備の中山」と詠める有り、此は金神の此仲山に坐すに依れる事なるを、後の歌枕に、備前國と云ふは非なり、日本後紀に、美作備前國和氣朝臣淸麻呂と有りて、分れたる後にも、猶備前國より兼ねたれば、歌詞には吉備中山とは云ふべき者なり、宇治拾遺に、「美作國に中山高野と申す神御在し坐す云々、中山は猿丸になむ御在る」と字音に云るも、此社の事なり、（淸和天皇實錄に、貞觀十八年

一月廿三日乙未、美作國進ニ銅大十兩一、備前國一斤九兩、先ニ是從七位上作宿禰吉備麻呂言、美作國眞島郡加夫良加利山、大庭郡比智奈井山、備前國津高郡佐々山有ㇾ銅、故吉備麻呂採掘、進ニ其摸銅一と有りて、此國より銅の出づる事は、此時始めなれども、已に、眞金編く吉備中山と云ふからは、古より鐵などぞ多く出でたりけらし、今も彼國々より、多く鐵を出せるを思ふべし、偖、其麻賀禰は鐵なる由、平田翁の云はれたる、實に然る可からむ、名義抄に、錙字を麻賀禰と有れども、鎊器と註して有れば、其は合せたる金と聞ゆ、又、加良古賀禰とも、奴利とも、夜登布とも有るを思合すべし」○偖、金は所根にして、大地の底津石根より國柱と衝き立ちて其氣の天柱と天進り貫ける天瓊矛の眞鐵より眞鐵を多く生ふるを、佗金は、其を本立にして成れる物にて甚少きを、其用を爲す事も多くは眞鐵に在りて、自餘の金は此に亞ぐ者なり、故、上古に打ち作せて加禰と云ひしは鐵にてぞ有りける、其は古事記に、取ニ天金山之鐵一と有る、其同じ事を、寶鏡開始章第一一書に、採ニ天香山之金一と有るにて知べし、其は高天原にての事なるが、其國中之天柱を立給ひし、皇大御國の眞鐵はしも、萬國に比類なく多く有るが、其堅剛き事は、刀劔に鍛ふ時は、天柱の如くして曲る事なく、又刃の尖銳き事、千引石をも斬るべく、其鋒の貫通る事、底津石根をも突き裂く勢なるは、彼國中之天柱を中心にして、其回にある國なる故に、殊に其天瓊矛の氣を禀けて成れる眞鐵なればなり、（外國の刀劔などは、此に反りて鈍き者なり、其は此天柱を去る事、遙に遠き故に、自然に其氣を受くる事薄きが故なり、又此に准らへて、自餘の金も、必ず其性惚在るべき事云ふも更なり、其は下に云を見て知るべし」偖、右の眞鐵を本と爲て、其に亞ぎて多き者は銅なり、其餘、金銀錫など、皇大御國に、本より神代より多き物なり、先金はしも本朝事

始に、和琴（號二也麻止古登一）上古、天津神樂令三加奈止美乃命製ラ之云々と、有るを神祇本源に、古語云、御琴神、金鵄命孫長白羽命也云々、卽高幡上金鵄居、因以象、故名二之鵄琴一也（今世號二和琴一是也）と云ひ、亦神武天皇御紀に、金色鵄、飛來止于皇弓弭一、其鵄光曄、煜狀如二流電一など有は、色を以て黄金に譬へたるには有れども、已に其物の無からむには、何を以て神名に負せ、物の譬には云ふべき、寶劔出現章第五一書に、素戔嗚尊曰、韓鄕之島、是有二金銀一云々と宣へるも、金銀は彼土なるを採らむとの御事にて、此方の土中に在るは未だ收めて世に出し給はじとての神萱にて、神功皇后御紀の御託も此に同じ、聖武天皇御紀に、天平二十一年二月丁巳、陸奥國始貢二黄金一、於レ是奉レ幣、以告二五畿七道諸社一と見えたる、是始なり、此に因れりと所レ見て小田郡黄金山神社、神名式に見ゆ、但し社說に、開闢之始、三輪明神以二四層一築レ之、錬二黄金一、以造二此互島一、天照太神分魂、富主姫鎭坐、今所レ謂天女宮是也と有れば、此も神代よりの事なるが、金神をば此に又被レ祭たるなるべし、孝謙天皇御紀に天平勝寶元年閏五月甲辰、陸奥國出レ金山神主小田郡日下部深淵、授二外少初位下一、と有るは、右の黄金山神社とは別なるが如くなれば、決て此時などぞ其金山神として治め奉り給ふべき筈の事なりけり、偖思ふに名義抄に、金を古賀禰、同抄、又和名抄に、黄金を古賀禰、又伎賀禰ともある、古賀禰は、上古に、外國より召さざりし程には、此には專ら沙金を用ひさせ給へるに因りて、地を穿ちて取れるも、同物なるに依て共に名と爲る者なるべし、又、伎賀禰の伎を、黄の字音の如く思ふ輩も有る由なれども、其は物色に古と云ひては、大小の小と混らはしき故に、音を轉じて云へるなり、本草和名に、黄金（和名、伎賀禰）と有り、又た萬葉十八（二十丁）には久我禰ともあり、（右の、古賀禰を沙金なりと云ふは、神

名式に、下野國那須郡健武山神社あり、然るを、仁明天皇御紀に、承和二年二月丙子朔戊戌、下野國武茂神、奉レ授二從五位下一、此神坐下採二沙金一之山上と見えたるに、又同式に、對馬島、上縣郡、那須加美乃金子神社有るは、郡名の那須を取りて那須加美と云ひ、沙金を金子と倒反に云へるなり、清和天皇實錄には、貞觀十二年三月五日、授二奈蘇上金子神從五位上一と有りて、奈蘇とも云へるなり、但、其金子を沙金と見る時は即ち其靈を祭るなり)銀も亦神代に、右の如く素戔嗚尊の御言に見え、仲哀天皇御紀に、征韓の事を誨へ給へる神託に、眼炎金銀彩色、多二在其國一、是謂二栲衾新羅國一と有るが如く、上古には蕃國より召して我が國に用させ給へりし者なり、顯宗天皇元年御紀に、金銀蕃國と有るも、彼より八十船の貢を召すと共に、召し上げられて、專ら我が國には用はせ給へる故に、金銀を貢ぎ奉る蕃國と云ふ意を以て稱へる名なるなり、同二年御紀に、是時天下安平、民無二徭役一、歲比登稔、百姓殷富、稻斛銀錢一文と有るは、其貢銀なる事本よりの事なり、天武天皇三年御紀に、三月庚戌朔丙辰、對馬國司守忍海造大國言、銀始出二于當國一、即貢上、由レ是大國授二小錦下位一、凡銀在二倭國一、初出二于此時一、故悉奉二諸神祇一と有り、此より後愈々盛に出でたりと見えて、文武天皇御紀に、對馬島貢レ金、建レ元爲二大寶元年一と有り、此程より、彼金銀蕃國と云へる彼上には絶えて、此れは地にも數く許り多く出でたりけるこそ奇しく神しき事なりけれ、然れば、土中を掘りて得る事を知ざりし故に、出でざる耳ならず、漸に彼國などの貢の絶ゆる頃はひなりしかば、祝詞に、遠國者八十綱打掛氐引寄如事、皇太御神能寄志奉と有る如く、萬國に在らゆる金銀の數を盡して、皇大御國より出づる事とは成れりし者なりけり、此時の所謂に依れりと見えて、神名式に下縣郡銀山上神社、銀山神社有り、共に金神を被レ祭たるべき事云

も更なり、三代實錄に、對馬島、銀穴在二下縣郡一、自二高山底一穿二鑿巖堀一、入四十許丈、白晝執レ炬而得レ入と有るは是なり、本草和名に、銀屑一名白銀云々、和名之呂加禰、出二對馬國一と見え、醫心方にも、白銀云々、出二對馬長門飛驒國一と有り、其より國々に多く出づる事とは成れゝども、古は彼國に多在し事、右に所見たるが如し・(仁明天皇御紀に、承和七年十一月癸酉朔庚辰、對馬島銀山神預二官社一と有るは、右の兩社に亘る事なり、淸和天皇實錄に、貞觀十二年三月五日、授二對馬國銀山神從五位上一と有るも、同じかるべし、然れば右の二社は同神なるを、其山上に祭る方を分けて銀山上神とは云へるなり）銅は金實にて、金銀共に本相混淆れる物にて、別に金銀の質とて別にあらざれば、其を韛分けて金を取り、銀を取り、錫を取りて、其滓の如く殘り留りて大なる物は銅なる故に、金實と云へるを、其色に依りて赤金とは云ふなりけり、偖此の第一一書に、白銅鏡などの字出たれども、神代は更なり、上代の鏡は凡て鐵なりし事、平田翁說に依りて、寶鏡開始章に云ふが如し、神武天皇御紀に、赤銅八十梟師と云ふも有れば、神世以來已に在りて用ひたりとは見ゆれども、彼韓鄕之島有二金銀一と有れば、素より彼土には、旣くより取れる物にして、此には唯鐵なむ多在りけるを、彼韓征の度より此も亦並べて貢き奉りし事灼然し、右に引ける顯宗天皇御紀に、銀錢の目出たれば、銅錢も其下に在りて行はるべき事云ふも更なり、天武天皇十二年御紀に、自レ今以後、必用二銅錢一、莫レ用二銀錢一云々と有るを以ても、其並び行はれし事知るべし、然れども、皇大御國に出づる事は、右の對馬より白銀の出づるより始りて、次々多く出で來つらむを、專ら此銅耳の出たりし始は、元明天皇御紀に、和銅元年正月乙丑、武藏國秩父郡獻二和銅一と有りて、其詔に、開看食國中乃、東方武藏國爾・自然作成和銅出在止奏而獻焉、此物者天坐神

地坐祇乃、相宇豆奈比奉福波倍奉事爾依而、顯久出多留寶爾在羅之止奈持、神隨所念所行須、是以天地之神乃顯奉瑞
寶爾依而、御世年號改賜換賜波久止詔命乎衆聞宣、故改慶雲五年而、和銅元年爲而御世年號止定賜、と有る是なり、
神名式に、兒玉郡金佐奈神社（名神大）と有る郡は違へども、其兒玉郡は古、秩父郡の内なりしと見えたり、此社、
今も金佐奈村に在りて金鑽大明神と申せるが、神社の後の山を金華山と云ひて、和銅の出でたる穴今猶存れりと云へ
り、偖、此神號と、右の御紀とを合せて、銅を金佐奈と云ひて、其卽ち金實の義なるを曉るべき者なり、（清和天皇
實錄に、貞觀四年六月四日辛丑、武藏國正六位上金佐奈神、列於官社、同八月丁酉朔六日壬寅、授武藏國正六位上
金佐奈神、從五位下と見えたり）偖右の如く、金銀銅錫共に出で初めてより以來、天下に在らゆる萬國に出づる限
よりも多く出づる事なるを、神代より以降然耳此を穿ち取らしめて、心足ひに國用に被充るべき筈の事なり、然るを
外國に求めて此を用ふる事と定め掟てさせ給へるは、金は所根にて、國土の根基と有る物なるが故に、此を多く穿ち取
る時は、土中の精神を衰耗へ令る事なるが故に、金銀蕃國を定めて、梳鞭の貢と共に、令進給へりし者なり、然るに
假令御馬飼と成りて和順ひ參來るにも有れ、外戎の雜居る事穢はしくや所思しけむ、何時と無く參來る事の少く成れ
る世頃と成りし故に、其萬國に在りと有らゆる限を、悉くに八十綱打ち掛けて引寄する如く引寄せ給ひけらし、皇大
御國の國用には餘有りて外國々にさへに下し賜ふ事と成れるは、斯りける神量に依るが故なりけり、（賀陸奧國出
金歌に、天地乃神安比宇豆奈比、皇御祖乃御靈多須氣豆、遠代爾可々里之許登乎、朕御世爾安良波之豆安禮婆云々
と、萬葉十八に出たり、此を以ても、其金の出る事はしも、皆皇祖大神の大御心に依れる事を、明らめ奉るべし）〇ふ

便化爲神、名曰罔象女と有りて、此次に大便化爲神云々の次第宜しき事、上に鎭火祭詞を引きて辨へたるが如し、古事記には、土神の次に、於屎成神名、彌都波能賣神とあり、小便を爲給ふ直に其水となり、其物に因りて罔象女神は成り坐せりとなり、（第六一書に、一云伊奘諾尊、乃向大樹放屎、此卽化成巨川、泉津日狹女、將渡其水之間、伊奘諾尊、已至泉津平坂と有るは、此の傳の混れて、伊奘諾尊の事とは成れりし者とぞ所見たりける）

第七一書に、屎此云愈磨理と有り、然るを名義抄に、尿を愈婆理と訓るは、麻と婆と常に通はし云が故なり、記傳五（五十九丁）に、和名抄尿小便也、由波利とあり、由は湯、麻理は屎麻理の麻理に同じくて、其出るを云ふ、書紀の訓註の磨字は婆の假字にも用ひたれば、和名抄と照して、由婆理とも訓むべけれども、屎麻流と同じき事疑無ければ、由麻理なり、由婆理と云ふは漸後に轉れる言なるべし、（書紀に小便と有るを由婆理麻流と訓めるは誤なり由麻理須と訓むべし、俗に遺尿を與都婆理と云ふは夜尿なり、又、馬小便を婆理と云ふ）とあり五十音義訣に、放屎、此云愈磨理と有る、愈は温泉を由と云ふに同じく、磨理は放字に當れりと云はれたるは然る言なり、放尿は、第六一書に出でたるを、第七一書に訓を注さるゝ時に、放字は脫せしからに、放屎を由磨理麻流と云ふ訓は、中古より出來しならめども、其は誤なる事、右に引ける記傳の說の如し、然れば、此は愈磨理志多麻布爾與理氐と訓て、文を下に續くべき者なり、○大便は古事記に、於屎成神名云々とあり、此も屎麻理志多麻布爾與理氐と訓べし、寳鏡開始章に、放屎、其第二一書に送糞と有るを、古事記に屎麻理散と有ると同じく、久曾麻流と訓めり、（然るを釋紀訓に、放屎をも送糞をも、祁賀志須止可讀之と有るは御讀に憚るが故なり、然るに、御訓の傍訓には、久曾麻流と有

るは然すがに古訓なる故に、難捨き故なるべし）和名抄に、糞屎也、和名久曾とあり、久曾は滓にて屎に爲たる其滓なる謂なりと聞ゆる事ながら、猶黏と同じ事にて、屑と同言なる事、下に云ふべきなり、神名式に、石見國安濃郡、新具蘇姫神社と有るは、埴山姫命の亦名なる由、古史徵に云はれたるは、然も有りぬべき事なりけり、塞に土は國土の始より成れる物なる事は、今云ふ限に非ざれども、埴の成り初めたるは、此の御屎に起れるが故に、上に說るが如く、埴の生り出づる地を、丹生と云ふを以て曉るべき者なり、（萬葉十六に、屎遠麻禮とも有り、又、屎鮒、屎葛など云ふは物を卑しめて云ふにて別なり、竹取物語に、「燕の麻理置ける屎」とも有り、名義抄に、屎を久曾夜と有るは厠を云ふなるべし、字鏡集に、宋をも屎をも糞をも、久曾とも久曾夜とも訓みたる、久曾は屎、久曾夜は屎屋なり、○鈴屋大人說（記傳五）に、「迦具土、金山、波邇夜須と云ふ名、皆天香山に由緣有り、先、彼山名、迦具土と同じく、又此神の所ﾚ殺坐る身體に、諸の山津見神の成り坐せるも、山に由あり、又、石屋戶段に、取二天金山之鐵一と有るを、書紀には、天香山と有れば、香山と金山とも由あり、此等邂逅に然る事とは聞えず、如何樣にも所以有げなる故に、驚かし置くなり」と云はれたるは、寔に思兼深き言なるなり、今其徵を擧げて其說を證すべし、然るは、伊弉諾尊、伊弉冊尊、二神共に大八洲國、及山川草木を生み給へる後に、唯朝霧耳有りて、薰滿てりしかば、其を吹撥はせる、其御氣に依りて、先風神は成り出で坐せり、此時、天照皇太神を生み奉り給ひけるに、光華明彩しく坐々て、六合の内に照徹らせりければ、其風神、天御柱命を以て、天に送り擧げ奉り給ひて、高天原を所ﾚ知し令ﾚ坐奉り給へりき、（天日の赤丹指し出づる後に、須臾有りて、其光輝の四方八面に弘ごる事は、其風神の所爲なる事、傳六

卷、以二天柱一擧二於天上一の傳に云ふを見て、思ひ辨ふべし）日神已く高天原に上り坐て、天照し坐々す後に、火神軻遇突智命生れ坐せり、天日の光輝大地に照徹る時は、其光に誘はれて、地中の火出でゝ此を迎ふる故に、陽は暖かにして陰は暑からざる事、此に因れり、若くて風神と火神と二柱は、御父伊弉諾尊に屬き奉らせ給ふが故に、又日神に從ひ奉り給へり、（其は風神の、日神を天上に送り擧げ給ひし事は、云ふも更なり、又、其御光を導くも、又、氣に由る事なれば、風神の輔相奉れるなり、又、火神の御骸の天香山と成れるも更なり、日光と地上の火と、同物にて異ならざる是なり）此に伊弉冊尊は、火神を生み坐しゝに依りて、石隱れ御在せる間に、金神を生み坐せり、此も亦金の土中に生りて石隱れたるを、石を穿ちて採り出づる起本なり、此に其火を鎭め給はむとして、水神土神を生み坐せるが、此金水土の三は、何れも質有りて地心に牽るゝ物なる故に、御母伊弉冊尊に屬き奉るべき理なるを思ふべし、（金神は吐に依りて生れ坐し、水神、土神は御尿と御屎とに成り坐して、夫婦相婿がして生坐るならざるを以て曉るべし）第七一書に、伊弉諾尊、拔レ劍斬二軻遇突智一爲二三段一、其一段是爲二雷神一、一段是爲二大山祇神一、一段是爲二高龗一と見えたる、是ぞ天香山の始には有るべき、其は古事記に、於二御涙一所レ成神、坐二香山之畝尾木本一、名泣澤女神と見えたる香山は、天より降り下れる山には有れども、其天にて在りし任にして、降りたるなるべければ、山有るを思ふべし、又、第六一書に、復劍刄垂血、是爲二天安河邊所レ在、五百箇磐石一也と見え、第七一書に、斬二軻遇突智一時、其血激越、染二於天八十河中所レ在、五百箇磐石一なども有りて、天安河の磐石と雖も、此火神の斬られ給へる血の上りて成れるを以て知るべし、（又、古事記に、所レ殺迦具土神之於レ頭所レ成神名、正鹿山津見神と有る、正鹿は麻佐迦具

にて、香山に由有るにや、第八一書に、正勝、此云二麻沙柯菟一、一云二麻左柯豆一と有るは、字に就きて然訓れたらむも、又知るべからねば拘るべからず）若て、其天香山の成れるに、金山彦、金山姫二神も、共に神留り坐せり、其は記傳に云はれたる如く、天香山を天金山とも所レ見たればなり、其埴山姫神は、軻遇突智神の后神と坐せれば、共に所レ殺坐しけむも知るべからず、神武天皇御紀に、取二天香山之埴土一、以造二八十平瓮一云々、故號二取レ土之處一曰二埴安一と見えたる、此は後に降下れる大和國の天香山の事には有れども、八十平瓮を、又天平瓮とも云へれば、眞の天の物に擬ひて造らせ給へるなり、然れば天上にても平瓮を被レ造しは、天香山の土を取り、其土を取れる處を埴安と云ひけむ事、云も更なる者なりかし、御父大神に斬られ給へりと雖も、火産靈神はしも、猶其山に神留り坐れば、埴山姫神も共に御在すべき事云ふも更なり、（其は年中行事秘抄に、舊記曰、御祖多々須玉依媛命、始遊二川上一時、有二美箭一流來依レ身、即取レ之挿二床下一、夜化二美男一相副、既知二娠身一遂生二男子一云々、吾天神御子、乃上レ天也云々を、本朝月令に引ける秦氏本系帳に、所謂丹塗矢者、乙訓社坐火雷神也と有りて、火神は、此國土にて生れ給ひし神なるを、天神と云へるは、天香山に坐せるに依てなり、神名式、大膳職坐火雷神社を、三代實錄に、大膳職齋火武主比命神と有るを以て、火雷命、火産靈命同神にて、其即ち軻遇突智神なる事を明らむ可くなむ）如此く風神、火神、金神、土神共に此土に成り坐せりと雖も、皆天神なるに、唯水神耳は其の聞え無きは如何なりける事ならむと猶考ふるに、天安河は、右に引ける如く、火神の斬られ給へりし血の磐石と成りて出で來れる河なり、又、大同本記水取文に、食國之水、是未熟荒水爾在介利云々、時御祖命詔久云々、天忍石乃長井乃水乎取八盛氐獻給久、此水持下氐、皇太神之御饌爾八

盛、又皇孫尊御饌爾八盛獻氐、遺水波、天忍水止衛氐、食國之水於爾灌和氐獻利、又御伴爾天降奉仕神等、八十友乃諸人爾毛、此水乎令飲、詔氐下奉支と有る、天忍石乃長井は、瑞珠盟約章に出でたる、天眞名井と同じき事、中臣壽詞講義に註せるが如し、如此く食國の水を天に取ると云ふも、水神も共に天上に坐すが故なり、然れば、金神水神土神はしも、伊弉冊尊に屬き給ふとは申せども、正身は猶天上に坐々して、此大地は更にも云はず、天地の底方の極に、御靈を幸ひ御在し坐す事を知るべきものなり、（俗又、天香山水源と成りて、天安河は流れたるならむと思ふ由有り、其は大山祇神を、大水上神と申す、亦、名有るを以て知るべきなり）右の如く、金水土の三神は、伊弉冊尊に屬き給ふが故に、素戔鳴尊に大に由縁有るなり、其は寶劔出現章第五一書に、金銀と宣へる事有りて、已に上に引けるが如し、出雲風土記に、八束水臣津野命と有るは亦御名にて、彌漬水大水津主と申す意にて、彼滄海原潮之八百重を治すと云ふに同じく、又古事記に、須佐之男命、娶大山津見神之女、神大市比賣、生子大年神と見え、大年神、娶天知迦流美豆比賣、生子大土神、亦名土之御祖神と有るを以て、金水土の神功を、幽贊させ給へる趣見えたり、（亦名を月讀尊と申せるに、萬葉十三に、天橋文長雲鴨、高山文高雲鴨、月夜見乃持有越水、伊取來而公奉而、越得之疾物と、月に水を云ふは、荒魂を豐玉彥神と申して、海神に坐せるに思ひ合するに、月夜見乃持有とは、月讀尊の所知看す謂なるなり、其が中にも、火之燒速男神とも申して、火產靈神計り奇異なる大神は坐ざりけり、其は黃泉國段も、天石屋段も御天降段も、共に此大神に預らざる事なむ無かりける、其一二を云はゞ、鎭火祭詞に、伊奈弟子爾火結神生給氐、美保止被燒氐、石隱坐と有りて、此神の生坐る爲に、伊弉冊尊は石隱坐しゝに起りて、下津國に往き坐りしかば、

第六一書に伊弉諾尊恨之曰、唯以二一兒一替二我愛之妹一者乎、則云々、遂拔二所レ帶十握劒一、斬二軻遇突智一云々と有るが如く、行ひ給へりし故に、此より火産靈神は、其黄泉國の事とし云へば甚々嫌ひ給ふ事と成りて、其防ぎを耳ご物爲給へりける、故、伊弉諾尊の、其國より逃げ歸らせ給へる時も、千人所引磐石（チビキイハ）を以て、其坂路に塞へ給へる、其磐石は、本其神の被レ斬給へる血に化れるが始にて、成れる物なる故に、其の境を越えて、黄泉神の得して犯して出で來ざるは、火結神の御稜威を畏るゝを以てなり、又、彼穢き醜國の汚穢を盪滌がせ給ふ時に、八十枉津日神、直日神、大直日神は成り坐せるを、各〻御名に日と稱へ申すは、火（ヒ）の謂にて、枉津日神は、彼國の穢火に觸るゝ時は、一速く荒び罰め給ひ、直日神は、又其を鎭むる神に御在せるなど、皆火産靈神に係れる所以なり、天津宮事と、皇大朝廷に傳へ給ふ御儀式に、六月十二月晦日に、大祓を行はせ給へる、即ち鎭火、道饗の祭典有る事本是なり、（大祓は過去の罪穢を祓ふなり、此に亞て鎭火祭を被レ行るゝ事はしも、齋火を鑽（キリ）改めて穢火を避くるなり、道饗祭は、未來に禍事の起り來らざる爲に行はるゝ所由など、予已に祝詞講義に說き置けりき）偖、伊弉諾尊、黄泉國より返り坐して盪滌（ミソギ）し給ふと雖も、其御身に着けさせ給へる物に、彼國の汚穢の染みたるが遺りて有りければ、其に依りて荒振神出來りける程こそ有りけれ、素戔嗚尊天上に上り坐して、惡しき事轉〻有りしかば、日神天石窟に入り御在し坐しゝ故に、荒振神所を得て、荒び健びたりき、此に火産靈神の亦名、津速産靈（ツハヤムスビノ）神の曾孫天兒屋命、亦名は八意思兼神、深く遠く思慮りて彼神を招き奉らむと、八百萬神を天安河原に神集集て、共に謀り給ひ、天香山の眞男鹿の肩を內拔に拔きて、天香山の天波々迦を取りて占へ擬はしめ、天香山の鐵を取りて、八咫鏡を造り奉り、又日矛を造り奉らむと爲て、天香山

の眞名鹿の皮を全剝て、天羽鞴を作り、天香山の五百箇眞賢木を掘に掘て、上枝に玉を懸け、中枝に八咫鏡を懸け、下枝に青和幣、白和幣を取り垂で、天鈿女命、天香山の天之日影を手繦とし、天之眞拆を鬘とし、天香山の小竹葉を手草に結ひて、八百萬神等共に祈り奉らしけるに、終に日神の開食して出させ給ふ事と成れるは、思兼神、其禱事の起り出でたる本を知りて、謀り申されしが故なり、天香山、天安河の物を取りて、其を以て招ぎ奉るは、軻遇突智神の御稜威を以て、妖氣を拆く神量なる者なりかし、（此時の神等は、天兒屋命を始めとして、軻遇突智神の御身より成り坐る神の多き事、寶鏡開始章に說けるを以て辨ふ可なり）又、天孫降臨の時にも、殘賊强暴横惡之神、此國に多在りしかば、思兼神を以て思慮令給ひし事、記紀二典共に所レ見たるが如し、偖其章に、高皇産靈尊、更會二諸神一、選下當レ遣二於葦原中國一者上、僉曰磐裂根裂神之子、磐筒男磐筒女所レ生之子、經津主神是將レ佳也、時有二天石窟所レ住神、稜威雄走神之子甕速日神、甕速日神之子熯速日神、熯速日神之子武甕槌神一、此神進曰、豈唯經津主神獨爲二丈夫一而、吾非二丈夫一者哉、其辭氣慷慨、故以卽配二經津主神一、令レ平二葦原中國一、云々於レ是二神、誅二諸不順鬼神等一、果以復命と有りて、皇祖天神の神量も、思兼神の思慮る所も、八百萬神の選ぶ所も皆火神の御身より成り坐せる經津主神、武甕槌神なりしかば、紊ほすが如く、殘賊强暴横惡之神を、悉く言向和し坐して、果して復命し給ふ事と成れるも、火神は黄泉國を甚く惡み坐すが故に、黄泉神は、又火神を可畏み惶るゝが故なり、（此時の事、天香山とは無けれども、古事記に、高御産巣日神、天照太御神之命以、於二天安河之河原一、神二集八百萬神一集而、云々と有りて、其神議の所、天安河之河原なり、又返矢の所に、爾其矢自二雉胸一通而、逆射上、逮下坐二天安河之河原一、天照太御神、高木神之御所上、

と見え、又右に引ける武甕槌神の事を、爾思金神、及諸神白云、坐天安河河上之天石屋、名伊都之尾羽張神と有り、天安河の河上と云へば、天香山に思ひ合せらるめり、此を以て、火神の御稜威の較略は曉るべくなむ）又伊豫風土記に、伊豫郡自郡家以東北、在天山、所名天山由者、倭有天加具山、自天天降時、二分而以片端者天降於倭國、以片端者天降於此土、因謂天山也と有り、神名式に、越智郡大山積神社（名神大）と有るは、由有るにや、又萬葉抄に、阿波國風土記の如くは、空より降下りたる山の大なるは、阿波國に降下りたるを、天詔戶山と云ひ、其山の碎けて大和國に降り着きたるを天香山となむ申すと有り、神名式に、波爾移麻比彌神社有るも由有る事上に云へるが如し、大和國なるは、式に天香山坐櫛眞命神社（大、月次、新嘗、元名大麻等乃知神）と有るは、神武天皇御紀に、天香山社と有れば、神代よりの舊社なり、又畝尾坐健土安神社（大、月次、新嘗）畝尾都多本神社（鍬、靫）と有るも、古事記に、香山之畝尾と有れば、天香山の內なる事を知るべし、又、柳生系圖に、春日社記曰、昔天照太神、開天磐戶出現時、天香久山、岩戶分爲兩、其一者飛行於虛空、其一者留在大和國、號其處曰神戶岩と有り、柳生は、和名抄鄕名に、添上郡楊生（也木布）とある、其より出たる氏なれば、其神戶岩の所在、其邊に在るべし、此も天香山の天降れる證とは成りぬべき者なり．（右の神戶は、迦牟倍と訓むべきにや、職原抄に引かれたる異本古語拾遺に、抄云、天磐屋者、大和國神部云處也、と有るも同處と聞ゆれば、添上郡の內に在るべきなり、右の其一者飛行於虛空と有るは、神社考、又神名帳頭書に出たる、戶隱山の故事に合へり、然れば、天香山の天降れるは、天石窟を開きて、日神の出で給ひし時にこそ）斯れば、本、火神の御骸の天に上りて天香山天安河とは成れりしを其天よ

ら降着て此にても、天香山と云ふ耳ならず、埴山姫神も、其山に屬きて天降坐る故に、埴安と云ふ地名も神代ながら
に在りつるを、神武天皇の此に埴を取り給ひしも、其妖氣を鎭遏め給ふ神策に出でたるにて、皆右に云へる如き、神
代の迹を蹈ませ給へる者にして、其初此に出でたるなり、故、鈴屋大人の說に依りて、如此く考徵せる者なり、（但
し、天安河の天降れる事は、物に見えざれば今云難しと雖も、近江國に野洲郡有るは由有ることには非じか、猶瑞珠
盟約章に就て云べし）

一書曰。伊弉冊尊。生火神時。被灼而神退去矣。故葬於紀伊國熊野之有馬村焉。土俗祭此神之魂者。花時亦以花祭。又用鼓吹幡旗歌舞而祭矣。

此は、古事記に、故其所神避之伊邪那美神者、葬出雲國與伯伎國堺、比婆之山也と有る、異傳の如く聞えて異
傳に非ず、此を鎭火祭詞に合せて考ふるに、詞に、火結神生給氐、美保止被燒氐石隱坐氐、と有るは、始め入り給へる
穴にて、其は此の熊野のなり、次に吾波下津國乎所知牟止申氐石隱給氐、與美津枚坂爾至坐氐、所思食久云々、返坐氐
更生子と有るは、古事記に、故其所謂黃泉比良坂者、今謂出雲國之伊賦夜坂也と所見たるにて、其熊野より土中
を泳り出でさせ給へるにて、其御子生み坐しゝは、顯國にての事にて、與美津枚坂にては非ざるなり、然れば其御子
を生み竟へて再び入り坐しゝは、右の比婆之山なりけるを、其石隱の古傳を亡なへりしより、自隱坐す事を、他より

葬り奉る事として、葬字を書れたるが故に、此も異傳、其も一傳と、中古より以來、其正實の知られず成りにたる者なり、御紀には、始に石隔坐しゝ熊野の傳を立られ、古事記は後の比婆之山なるを被レ取たる者なり、若て彼絶妻之誓の有りし黄泉比良坂は、彼伊賦夜坂にて、此に再び其黄泉國より出で坐しゝ所なり、然れども、千引石を其に取り塞へ給へりしかば、後度に至りて其往來は此に絶えたりし者と見ゆ、（纂疏に、古事記、舊事紀、謂葬二出雲國、與伯耆國之堺、比婆之山一、不レ與二此書一同、未レ知二是非一と有るは、石隱の事を葬處と思ひ混へ給へるが故なり、此は實に、平田翁の大功なる者なり、阿波禮、予が此說を聞えて、其印可を賜はらま欲しきは、此大人一人なり）〇神退去矣は、古事記に、所二神避一之とあり、其の說上に出づ、〇紀伊國名義、寶劔出現章第五一書に說くべし、〇熊野は、神武天皇御紀に、熊野神邑、又熊野荒坂津、一仁德天皇御紀に、熊野岬とも有りて、紀伊國牟婁郡に屬ける地名なり、國造本紀に、熊野國造、志賀高穴穗朝御世、饒速日命五世孫、大阿斗足尼、定二賜國造一とあり、（寶劔出現章第六一書に、熊野之御碕と有るは出雲國にて別なり、其第五一書に熊成峰と有るは紀伊國ならむの疑有り、其は其傳に云ふべきなり）名義、熊野は隱去の義にて、彼鎭火祭詞に、美保止被燒氐石隱坐氐と有る、石隱れの穴は、此有馬村なる事、右に云へるが如くなれば、伊弉冊尊の此時の事に起りて、其隱坐し由に因れる名なり、出雲風土記に、意宇郡熊野神社、又熊野山有るは、彼素戔嗚尊の根國に入り坐しゝに因りて起れる名にて、國は違へども、神は異なれども、同じ義なる者なり、隱を許母流とも云ひ、八十坰手と云ふなど皆同じ語なるを以て知るべし、然るを、熊野を隱野と云ふ義ぞと、地に形容て云ふは非なり）〇有馬村は、現祭村にて、其現は、御阿禮の阿禮なるべし、其は其石窟より、現身

ながら下津國へ入り御在し坐しゝを、顯國に現出返らせ給ふべく、神代より鎭祭れりし故に、其義を以て號けたりし者なり、通證に、那智三卷書曰、有馬村有二産田宮一（今按、開二之新宮神人一、合レ祭二冊尊輌遇突智一也）乃、伊弉冊尊神退之地、而其東有二隱窟一、亦曰二産立窟一、亦曰二花窟一、（花窟見二增基熊野紀行一）所レ葬二伊弉冊尊一岩窟也、（今按、去レ宮三里許、海濱突出、大巖壁也）毎歳暮春、以レ繩作二花及幡旗一、（今按、攅二簇賢木葉一、爲二花勝一、垂二之繩旗間一也）圍二繞於窟一、歌舞祭レ之、蓋往古遺俗也と見えたり、所レ葬二伊弉冊尊一など云は、御紀に依りて誤れるなれども、其外は用ふべし、又今按は、上淸が此書に依りて說を成せりし者なり、其産田宮の祭神を伊弉冊尊、輌遇突智命と有るは然も有るべし、（神名式に、名草郡香都知神社、靜火神社、名神大と有るは、其同國なりに思ひ合せても曉るべき者なり、紀國神社錄と云ふ書に、産田大明神、在二有馬村一、今云二池邊一と有り）又所レ葬二伊弉冊尊一岩窟也と有るは、鎭火祭詞に、火結神生給氏、美保止被燒氏石隱坐と有る、其にて、崩御しを葬り奉れるには非ず、火神を生み坐すに依りて、御陰を被レ灼坐し、其火熱を避けむ爲には、姑く入り坐しゝが、伊弉諾尊の見行しゝに依りて、終に其石隱れ坐しゝ此岩窟より穿ち入りて、下津國に到り坐しゝを、此にも葬と書かれたるから、其誤を受けて書ける者なり、此を花窟と云ふは、花時亦以レ花祭と云ふ意を以て云へるなるべし、增基法師の廬主と云ふ物に、一神無月の十日許り、熊野へ詣でけるに云々、京より出づる云々、御山に着く程に、木木毎に手向神多在れば云々、其より三日と云ふ日、御山に着きぬ云々、花窟の許迄着きぬ、見れば即ち岩屋の山なる中を穿ちて、經を籠め奉りたるなりけり云々、傍に王子窟と云ふ有り、唯、松の限り有る山なり云々、實に神の山と見ゆ、又、四十九院の窟の許に至る云々、盾崎と云

ふ所あり、神の戰ひしたる所とて、盾を突きたる樣の巖共有り、」と有る是なり、其王子窟と云ふや軻遇突智神に由有る所ならむ、(其四十九院の窟と云ふは、佛めかしき名なるは、伊奘冊尊の崩御しゝと云ふより、然る穢らはしき名は負せたりけむ、南紀名勝志と云ふ物に、「有馬村は、木之本庄、木之本村の南廿町許に在り、村の中央に有馬と云所の西邊に產田神社有り、伊奘冊尊を葬たる處と云り、或曰、花窟に葬ると云り、花窟は、世俗大般若窟と云り、此窟は在二有馬庄一、有馬村東北一、岩高廿六丈、有二石表一、高一丈三尺、自二巖窟一西北一丁、山上有レ名二燈籠峰一、每年正五九月、僧讀レ經而祭焉、又云、熊野本宮府城の東三十三里、那智山の西北七里許に在り、」と有り、盾崎のことは、神武天皇御紀傳、天磐盾の下に合せて說き辨ふ可なり)神名式に、攝津國有馬郡有馬神社と有り、郡名と云ひ社名と云ひ、如何にも由有げなる事なり、風土記には、有馬神社、圭田八十三束、三巳川所レ祭、大己貴尊、并少彥名也と有り、攝陽群談に、湯山は式の有間社なりと云るは、下に註るが如く、式に謂ゆる湯泉神社(大月次新嘗)と有る是なり、所レ祭三座、熊野三輪鹿舌神也、鹿舌神は有馬郡香下村、羽束山香下寺の本尊にて、救世觀音の垂跡、少彥名命也」と有れば、兩社共に、熊野より移し奉れるなどに因りて、有間神社とは申し、有間湯泉とは云ふなゝめり、攝津志に、有間神社在二中村屬邑西尾一、今稱二山王一、近隣七村所レ祭、村民平日忌レ穢、婦人產期、出二就水涯一、分娩未レ畢有二產死者一、と有るも、伊奘冊尊に由有り、其七村の中に、結場(ケチバ)村と云ふが有りて、神主は其に仕へり、思ふに結場は花鎭場(ケチンバ)にて、彼花時亦以レ花祭、と有る事を行ひし場なる由なるべし、偖、此以レ花祭と云ふは、即ち鎭華祭の始めなるべきこと、次に云ふべく、また、下に註せること共を見て知るべし、(其は神祇令、鎭華祭義解に、謂二大神、狹井二祭一也、と

有る、大神神、此社に鎭り坐せるに思ひ合す可く、又大和志に、狭井社を、今稱二花鎭（ケチン）狭井神社一と有るをも考へ合す可きなり、舊本、今昔物語廿八に、一少輔入道寂蓮と聞えし歌詠有り、有馬社に詣でゝ社前なる物を見て、此山の、獅子嚴めしく見ゆる哉、如何なる神の廣前ぞ此は一と詠めりける、甚興有りてこそ聞えけれ、便なき狀にてぞ聞ゆる二と有るも此社の事なり）〇葬は迦久理麻志伎と訓むべし、在二生二火神一時、被レ灼而神退去矣と見えたる、其御行方を云へるなり、然らざれば、何方より神退去坐しゝとも知られざる故に、其有馬村の岩窟より、石隱れ入り御在し坐せりとなり、（但し始は火神を生み坐せるに依りて、被レ燒給へる火熱を避け給はむとして、入らせ給へるを後には終に其より潜り入らせ給ひて、下津國には至らせ給へる者なり）然るを、御紀にも記にも、葬字を書れたりしは、如何と云ふに、古には、鎭火祭詞に、石隱坐（イハカクリマス）と傳はりたるが如く、記紀の傳も、迦久理麻須など有りけむを、人世の生死と同じ事と心得僻めて、死體を葬ると同じ狀に取り成して、迦久志奉流と、其自佗を換へて書かれたるには有れども、共に至りて、又打ち合ぬ事こそ有りけれ、古事記に所二神避一之とあり、現身ながら陽神の御許を離れ放り坐しゝなり、此に神退去矣と有るも同じく、字の如く此を去り退き坐せるにて、共に崩御しゝ事には非ざれば、葬字にては打ち合ざる事なむ有りて、眞の古傳を亡ひ竟（ハテ）ざるは、然は云へ神の御心ぞかし、（釋祕訓に、葬を迦久志奉流、又喪佐米奉流、下皆倣レ之、古點、波布理奉流と有るは、字に就ては、實に然も有るべき事なれども、其本の謂を知ざる訓なれば取り難し、又記傳にも、一葬を此に依りて訶久志奉流と訓て、其意に石隱と云ふも、一石構の内に葬り奉るに就て云ふ稱なり、二と云れたれども非なり）〇土俗は、釋祕訓に、古點久邇比登爲レ避二後嵯峨院御諱一、可レ讀二比登一也、下皆倣

レ之と有るに依りて、此登と訓むべし、後嵯峨院天皇の大御諱を邦仁と申乗れるより、忌避くべき大朝廷の大御掟なれば、少か遊ひ奉るまじき者なり、（漢籍を讀と雖も、然る御定を守る事にて、大學に與二國人一交止二於信一と有る國人は、久邇毘登とは訓まぬ事にて、久邇多美と訓み來れる事なり然るに近き頃の儒者は、然る御定め有りとも思ひ說らで私の訓を物爲めり、假令孔丘が書なりとても、皇國にて讀には、皇國の御掟を以て糺し讀べきを、怪しき事なり）

○祭二此神之魂一は、其石隱坐し產立窟に就て祭る事なり、然るは此大神の入り坐し始など、八百萬神等共に、此土に復らせ給はむ事を請ひ申されし時の、神事の遺り傳はれるなる可し、右に考へ云ふ如く、有馬村と云ふも現祭村にて、其隱り坐して岩窟より、現出給はむ事を請ひ申せるを、後には疫神を鎭め過むる事を例と成して、年々に行へる事とは成りしかども、其本の謂に依れる名の傳はれるなる可きに就きて思ふに、賀茂舊記に、御祖多々須玉依媛命云々、既知二妊身一遂生二男子一、不レ知二其父一、乃造二宇氣比酒一、令下子持二杯酒一供上レ父、此子持レ酒振二上於天一云、而云二吾大神御子一、乃上レ天、于時御祖神等、戀慕哀思、夜夢天神御子云、各將レ逢レ吾、造二天羽衣天羽裳一、炬レ火擎レ鉾、又餝二走馬一、取二奥山賢木一、立二阿禮一、垂二種々綵色一、又造二葵楓蘰一、嚴餝待レ之、吾將レ來也、御祖神、即隨二夢敎一、令二彼神祭一と有るは、賀茂の御阿禮の始なるが、此の土俗の爲る祭の狀の粗似たるは、此も其石隱坐し伊弉冊尊の出で坐む事を請しゝに起りて、後には其御靈を招き奉る爲に仕へ奉れる習俗と成れるにこそ、偖其文に、立二阿禮一と有るは、此の幡旗にて、伊弉冊尊を現出坐せと立て祭れりしに起れる名には非じか、然らざれば、何の謂れもなく、立二阿禮一と云ふべきに非ざるを、思ふに、貞觀儀式、兵庫寮式掃部寮式に、阿禮幡と有るは、神代の遺制なるにてぞ有りぬべき、一然るを、後に

は賀茂の御阿禮乎名高き故に、愈々其佗なるは埋れたるなるべし、但し此は下津國に入り坐るを招き奉るなり、賀茂のは、上天に昇り坐るを招き奉れるにて別なるを、引着けたる如く思ふらむ人も有りなめども、此を以て彼を知り、彼を取りて此を辨ふべき、神典の讀法を知らざる人の、又知るべき事ならず）○花時亦以㆑花祭は、常に祭り奉る中にも、殊更に花時には、亦花を以て祭ると云事なり、右に引ける那智三巻書に、毎歳暮春、以㆑縄作㆓花及幡旗㆒云々祭㆑之、と有れども、古に然る花勝を以て祭らざりし事、此に花時と有るを以て知るべし、倍、武藏風土記に大麻生乃智天神社云々、所㆑祭大巳貴命也、安閑天皇乙卯年、始從㆓官社㆒、花時以㆑花祭㆑之、新稻之時、以㆓新稻㆒祭㆑之と有りて、大巳貴命を花を以て祭ると云は、下に註へるが如く、謂ゆる園韓神祭の所由にて、此は鎭華祭の起には非ざるが、其は神祇令季春鎭華祭義解に、謂㆓大神、狹井二祭㆒也、在㆓春華飛散之時㆒、疫神分散而行㆑癘、爲㆓其鎭遏㆒必有㆓此祭㆒、故曰㆓鎭華㆒と有るを年中行事秘抄に、鎭華祭三月晦日と有ると、右の毎歳暮春と有ると思ひ合せらるゝなり、但し此は大神狹井二神の祭にて、伊弉册尊の御事には非ざれども、疫神は道饗祭詞講義に說ける如く、彼詞に根國底國與里麁備疎備來物と有りて、其本、黃泉國の鬼魅なれば、其を鎭め遏むる爲に、右の二神に就きて祭れるなれば、其疫神に就きては、此に由無きには非ざるを思ふべし、（集解に、釋云、大神、狹井二處祭、大神者、祝部請㆓受神祇官幣帛㆒祭㆑之、狹井者大神之麁御靈也、此祭㆑之者、華散之時、二神共散行㆑疫、已爲㆑止㆓此疫㆒祭㆑之也、と有は心得ぬ釋なり、大神は大物主神、狹井は大國魂神にて、藥師神と坐す、大國主神の和魂荒魂に坐せば、其を鎭め遏め給ふこそ、此神の被㆑祭給ふ由なりけれ、然るを華散之時、二神共散而行㆑疫と云ふは、古人に似合はしからざる麁說なる者なり）

然るは、其疫神はしも、伊弉冊尊の、已に石隱坐しゝ後に、伊弉諾尊の追ひ往き坐して還らせ給へりし時、其國の穢に觸れたる御身の物を脫棄給ひしに依りて成れる神共なるが、其成り出でたる所謂に依りて、彼國に屬ける者なるが故に、古事記に、故號其伊邪那美命、謂黃泉津大神と有れば、右の行疫神の如きは、本より從ひ奉る者なり、故此を以て、伊弉冊尊の御靈を祭り奉りて、其行疫の神を鎭め過むる事を祈り申せりし例を取りて、京にても大神、狹井等の神社に移し被行たるなり、其は上に說へる攝津國有馬神社にても、思ひ合すべく、又、神武天皇御紀に、遂越狹野、到熊野神邑と有るは、萬葉三（十八丁）に、苦毛、零來雨可、神之埼狹野乃渡爾、家裳不有國と有る地にて、右の大神神社に由有り、又、熊野三山の內なる那智は、大巳貴命なるべし、上野國神名帳に、大奈智明神、少奈智明神と云ふ例も有れば、思ひ合せて、其然る可き由を曉るべき者なりかし、（此等の事を考へ合すれば、其鎭華祭は、本より熊野に在りし事を、攝津國に移し、其より大和國の都より近ければ、卻て大神狹井に其祭を移して、取り行はれけむも知るべからずかし）通證に引ける久安百首に、「木國や有馬村に坐す神に、手向る花は散らじとぞ思ふ」夫木集に、「神祭る花の時にや成りぬらむ、有馬村に懸る白木綿、」又、「春風に梢咲き行く木國や、有馬村は神祭り爲よ」と有るは、右の義解に、在春葉飛散之時云々と有るに叶へるに、心を任ねて考へ合すべき者なり、故其鎭華祭は、此より出でたるならむかと所思ゆる故に、今試に云ふ耳、（但、右の鎭華祭より出でゝ紫野今宮に、安禮花祭と云が有りて、又此を鎭花祭と云ひ、又其社は園韓神にて御在し坐なるに、春記には唐朝神と云ひ、四季物語には根國神と有り、其根國神と有は、其園韓神の御馭めを仰ぎ奉る行疫神の事なり、唐朝神と云は、外蕃に溢れて、疫を行ふ神の謂なるべ

し、又松尾の別社にも、花鎭祠有る由、山城志に書し、又乙訓郡上久我村にも、花鎭宮有り、又攝津志に、花鎭神社在二河邊郡安倉村一と書し、又右に謂ゆる、有間神社も花鎭場と云に、御在し坐すなど、小縁ならぬ事共なり、〇用二鼓吹幡旗一、歌舞而祭矣と有るは、神の御靈を招き奉る所作に就きて爲る態と見ゆ、上に引ける賀茂舊記なる、御阿禮の故事を以て考ふべし、又神功皇后御紀に、皇后選二吉日一入二齋宮一、親爲二神主一云々、因以二千繒高繒一、置二琴頭尾一而請曰云々と有るも、神の御命を請ひ給ふ爲に招き奉らしゝなり、（斯れば右の鼓吹は、唯漢文に書かれたるにて、實には鼓吹耳には非ずて、琴などを用ひたる事も有りしか、又は土俗の爲る態故に、然る事迄には至らざりしか、太神宮年中行事に、神の御命を請奉る爲に、以レ笏搔二御琴一三度と有るも、此に由有げなる事なり）〇鼓吹は、舒明天皇天皇四年御紀、唐國の使を江口に令レ迎給ふ所に、鼓吹旗幟皆具整と有るは、人の送迎に用ひたるなり、喪葬令に、親王以下に、鼓大角小角幡等を、各定れる員數有て、令レ從るも、右の例なり、天武天皇十一年御紀に、大伴連望多薨云々、發二鼓吹一葬レ之と有るは、別勅に依れるなり、古と雖も、大凡の人の葬には用ひざりし事と見ゆ、此等に依て、此の伊弉冊尊にも、其擬びを爲る事と思ふは非なり、此は神事にて、葬送などには非ざる者をや、又同天皇十年御紀に、三月庚午朔甲午、居二天皇新宮井上一、而試發二鼓吹之聲一、仍令二調習一と有るは軍防の用なり、此を、都豆美布廷と訓めり、職員令に、鼓吹司、正一人、掌下調二習（謂、教二習鼓吹戸人一也）鼓吹一事上とあり、然るを、軍防令に、凡軍團、各置二鼓二面、大角二口、小角四口一通用と有れば、鼓と大角小角を合せて、鼓吹とは云へる者なり、（類史に、仁明天皇天長十年六月庚午、奏、雜兵司雜工部等二十人之內、割二二人一、鼓吹吹部三十四人之中、割二大小角鼓生各一

人ニ云々、又鼓吹司吹部五十四人之中、割ニ大小角鼓生各一人ニ云々と有りて、鼓吹と常に並べ云ふ事なり）鼓は皮を以て包める由の名なるべし、和名抄には、和名を載せざるを、名義抄に、鼓を都豆美、腰鼓を美能都豆美、又久禮都豆美と有れば、都豆美は上代よりの名なるべし、萬葉二（三十四丁）に、齊流鼓之音者雷之聲登聞麻低と有り、（通證に、今按、鼓都豆也、唐書禮樂志、天竺伎有ニ都曇鼓一云々、と云へるは非なり、字鏡集に、緒を都々美、又帙を都々牟と有るに同じく、皮を張り包む由なる事、決し）笛は、上代本記に、凡神樂之起、猿女君祖天鈿女命、採ニ天香山竹一、其節間雕ニ風穴一通ニ和氣一（今世號レ笛類也）と見え、本朝事始に、齋部私記曰、天磐笛、事代主命製レ之、奉ニ天孫瓊々杵尊一、以レ磐名也、以レ祝ニ天孫一也、と有れば、神代よりの物なる事云ふも更なり、繼體天皇二十四年御紀に、毛野臣遂レ疾而死、送葬云々、其妻歌曰、比攞哿駄喩、輔曳輔枳能朋樓とも有り、天武天皇十四年御紀に、大角小角鼓吹幡旗云々と有るは、軍器のなれども其の物同じ、萬葉二（三十四丁）に、吹響流小角乃音母（一云笛乃音波）と有り、和名抄に楊氏漢語抄云、大角、波良乃布江、小角、久太乃布江と見ゆ、名義抄にも、大角を征戰具と有り、波良と云ふ事未だ思得ず、或説に、寶螺なりと云へるは如何、小角は管にて、竹を以て製れる謂なるべし、姓氏錄に、笛吹連火明命之後也と見えたるに、和漢三才圖會に、笛吹神、建多乎利命と有り、然るを、又姓氏錄、湯母竹田連、竹田川邊の祖に、武田折命と有るを、天孫本紀にも、六世孫に建多乎利命、笛連と見えたれば、竹手折とも聞ゆめり、然れば笛の竹を以て製れりし事知るべし、（斯れば、大角、小角の字に深く泥む可きに非ずかし、又名義抄に、角字を波良とも、久太とも訓めり、布江を省き云へるなり、右の御紀には、大角を波良、小角を久太に訓みたりき）（幡旗

は右に引ける神功皇后御紀に千繒高繒と有り、古事記（甕栗宮段）に、物部之我夫子之、取佩於二大刀之手上一、丹畫著二其緒一者、載二赤旛一立二赤旛一見者、五十隱、山三尾之竹矣云々と見え、靈異記に、小子部栖輕が、雷を捕れる時、擎二赤幡鉾一乘レ馬と有れば、上古は專ら赤旗を用ひたりしなるべし、宮內省式に、供奉雜物、皆駄擔上、竪二小緋旛一以標幟と見えたり、（萬葉二に、指擧有、幡之靡者、冬木成春去來者、野毎著而有火之、風之共靡如久と、火を以て譬へたるも緋旛なりしなるべし）推古天皇十一年御紀に、給二于旗幟一と有れば、此時よりぞ種々なる幡は出で來にけらし．右等は神祭と威儀と征戰とに用ひたる事なるが、葬儀にも亦此を用ふる事、上に引ける喪葬令の如し、常陸風土記に、黑坂命の薨り給へる葬具儀に、赤旗青幡交雜飄颺と有り、萬葉二（二十三丁）に、青旗乃．木旗能上乎と詠せ給ひ、十三（三十一丁）に青幡之忍坂山者と有るは、何れも挽歌なるを思ふに、葬具には專ら青旗を用ひたりしにや、（但し此の幡旗は、御紀を撰び給ひし時の土俗の態なれば、如何なる物とも知るべからざれども、右には古書に所レ見たる例を一二出す耳なり、右の那智三卷書の如くば、當時已に纏旗なりしにも有るべし）〇歌舞而祭矣は、日神の天磐窟に隱り坐し時に、諸神等の神樂を奏せりし如く、伊弉冊尊の石隱坐し時に、其御子神等の然爲し給へるが傳りて、土俗の神事とは成れりし者なり．（通證に載たる或說に、此土俗之祭儀、而非二國家之例典一、雖レ然亦可レ謂二墓祭之始也一と云へるなどは、聞くに堪ざる忌はしき事なり）但し、此より神事に歌舞を用ふる耳ならず、葬儀にも、其事を行ふは、轉れるなるが、其も神世よりの事にて、天孫降臨章、天稚彥が死たる其殯の所に、八日八夜啼哭悲歌と有るを、古事記に、如此行定而、日八日夜八夜以遊也と有れば、歌舞などの有りし狀なり、又、天孫本紀、饒速日命の薨坐しゝ所に、處二其神屍骸一日

七夜七以爲ニ遊樂一と有るなど、是なり、又古事記（日代宮段）に、倭建命の御葬の時の歌を、故至レ今、其歌者、歌ニ天皇之大御葬一也とも所レ見たり、（但、右の饒速日命などの、骸を天にて殯爲（アガリセ）し趣に云へるは、共に誤なり、骸こそは、此國にて死亡れ、其精神は天に上りて、神と成る事、瑞珠盟約章に云ふべし）又、歌舞耳（ノミ）ならず、此の用ニ鼓吹幡旗一などの神事と雖も、轉りては、葬儀に用ふる事と成れり、右に引ける天武天皇御紀に、發ニ鼓吹一葬レ之、又喪葬令に、親王諸臣の葬に、大角小角幡等を被レ用る、中古の儀を以て考ふべし、然れども、中古に此を葬儀の方にも取れる故に、却りては此の石隱の事をも葬送の事に取違へられて、前後の文脈に通れるなむ、甚々味氣無き事なりける、今其心を忘れて、此文を說き誤るべからざる者なりかし。

安政二年二月九日始、同廿九日成。

昭和十三年十一月二十五日印刷
昭和十三年十一月三十日發行

鈴木重胤全集 第一

（非賣品）

東京市世田谷區代田一丁目六五二番地
編輯兼發行者 樹下快淳

東京市本郷區眞砂町三十六番地
日東印刷株式會社
印刷者 龜谷良一

不許複製

東京市世田谷區代田一丁目六五二番地
發行所 鈴木重胤先生學德顯揚會
振替東京一五五五〇七番

祝詞本文索出一覧（巻一）

一之巻

祝詞……五

凡祭祀祝詞者、御殿御門等祭、齋部氏祝詞、以外ノ諸祭ハ、中臣氏祝詞……一〇

凡四時諸祭、不レ云ニ祝詞一者、神部皆依ニ常例一宣レ之……一〇

其臨時祭祝詞、所司隨レ事、撰修前レ祭、進レ官經ニ處分一、然後行レ之……一一

一、祈年祭……一三

集侍、神主、祝部等諸、聞食登宣、（神主祝部等、稱ノ唯。餘宣准レ此）……一六

高天原爾、神留坐、皇睦神漏伎命、神漏美命以……一八

天社國社登、稱辭竟奉、皇神等能前爾、白久……二六

今年二月爾、御年初將賜登爲而……二九

皇御孫命能、宇豆能幣帛乎、朝日能豐逆登爾、稱辭竟奉久登宣……三一

御年皇神等能前爾白久……三五

皇神等能依左志奉牟、奧津御年乎……四一

手肱爾水沫畫垂、向股爾泥畫寄氏、取作牟、奧津御年乎……四三

八束穗能、伊加志穗爾、皇神等能、依左志奉者……四四

初穗乎波、千穎八百穎爾、奉置氏、瓺閇高知、瓺腹滿雙氏、汁爾母穎爾母、稱辭竟奉牟……四五

大野原爾生物者、甘菜辛菜、青海原爾住物者、鰭能

廣物鰭能狹物、奧津藻菜邊津藻菜爾至氐爾、御服
者、明妙照妙和妙荒妙爾、稱辭竟奉牟……………四八
御年皇神能前爾、白馬白猪白鷄、種々色物乎備奉
氐、皇御孫命能宇豆能幣帛乎、稱辭竟奉久登宣、（祝
部等稱レ唯レ）……………………五一
大御巫能、辭竟奉、皇神等能、前爾白久……………五六
神魂、高御魂、生魂足魂玉留魂、大宮乃賣、大
御膳都神、辭代主登、御名者白氐、辭竟奉者……………六一
皇御孫命御世乎、手長御世登、堅磐爾常磐爾齋奉、
茂御世爾幸閇奉故爾……………………九九
皇吾睦神漏伎命神漏美命登、皇御孫命能、宇豆乃
幣帛乎、稱辭竟奉久登宣……………………一〇二

二之卷

座摩乃御巫乃、稱辭竟奉、皇神等能前爾白久……………一〇四
生井、榮井、津長井、阿須波、波比支登、御名者
白氐、辭竟奉者……………………一〇六
皇神能敷坐、下都磐根爾、宮柱太知立、高天原爾、
千木高知氐、皇御孫命乃、瑞能御舍乎、仕奉氐、天
御蔭日御蔭登、隱坐氐、四方國乎、安國登平久知
食故、皇御孫命能、宇豆乃幣帛乎、稱辭竟奉久登
宣……………………一三三
御門能御巫能稱辭竟奉皇神等能前爾白久……………一三五
櫛磐間門命豐磐間門命登、御名者白氐、稱辭竟
奉者……………………一三九
四方能御門爾、湯津磐村能如、塞坐氐……………一四七
朝者御門開奉、夕者御門閉奉氐……………一五〇
疎夫留物能、自下往者下乎守、自上往者上乎守、
夜乃守日乃守爾守奉故、皇御孫命能、宇豆乃幣帛乎、
稱辭竟奉久登宣……………………一五一
生島能御巫能、稱竟奉、皇神等能前爾白久……………一五三
生國足國登、御名者白氐、稱竟奉者……………一六六
皇神乃敷坐島能、八十島者、谷蟆能狹度極、鹽沫
能留限……………………一七八

狹國者廣久、峻國者平久、島能八十島墮事無、皇神等能、依左志奉故、皇御孫命能、宇豆能幣帛乎、稱辭竟奉久登宜……一八九

三之卷

辭別、伊勢爾坐天照太御神能、大前爾白久……一九七
皇神能見霽志坐、四方國者、天能壁立極、國能退立限、靑雲能靄極、白雲能墮坐向伏限、靑海原者棹柁不干、舟艫能至留極、大海原爾舟滿都都氣氐、自陸往道者荷緒縛堅氐、磐根木根履佐久彌氐、馬爪至留限、長道無間久立都々氣氐、狹國者廣久、峻國者平久、遠國者、八十綱打挂氐、引寄如事、皇太御神能寄奉波……二六二
荷前者、皇太御神能大前爾、如橫山打積置氐、殘乎波平聞看……二七八
又御孫命御世乎、手長御世登、堅磐爾常磐爾齋奉茂御世爾、幸閇奉故、皇吾睦神漏伎神漏彌命登、宇事物頸根衝拔氐、皇御孫命能、宇豆乃幣帛乎、稱辭竟奉久登宜……二八四

四之卷

御縣爾坐、皇神等前爾白久、高市、葛木、十市、志貴、山邊、曾布登、御名者白氐、……二九〇
此六御縣爾、生出、甘菜辛菜乎、持參來氐……三〇一
皇御孫命能、長御膳能、遠御膳登、聞食故、皇御孫命能、宇豆能幣帛乎、稱辭竟奉久登宜……三〇八
山口坐、皇神等能前爾白久、飛鳥、石村、忍坂、長谷、畝火、耳無登、御名者白氐……三一〇
遠山近山爾生立留、大木小木乎、本末打切氐、持參來氐、皇御孫命能、瑞能御舍仕奉氐……三一五
天御蔭日蔭登、隱坐氐、四方國乎、安國登、平久知食須故、皇御孫命能、宇豆乃幣帛乎、稱辭竟奉久登宜……三一八
水分坐、皇神等能前爾白久、吉野、宇陀、都祁、

葛木登、御名者白氏、稱竟奉者……三二九
皇神等能、寄志奉牟、奥津御年乎、八束穗能、伊加志穗爾、寄志奉者、皇神等爾、初穗波、穎爾母、汁爾母、瓱閇高知、瓱腹滿雙氏、稱辭竟奉氏……三三七
遺乎波、皇御孫命能、朝御食夕御食能、加牟加比爾、長御食能、遠御食登、赤丹穗爾、聞食故、皇御孫命能、宇豆能幣帛乎、稱辭竟奉久乎、諸聞食登宣……三三九
辭別、忌部能、弱肩爾、太多須支取掛氏、持由麼波利仕奉禮留、幣帛乎、神主、祝部等受賜氏、事不過、捧持奉登宣……三四五

五之卷

二、春日祭……三六三
天皇我大命爾坐世、恐岐、鹿島坐、健御賀豆智命、香取坐、伊波比主命、枚岡坐、天之子八根命、比賣神、四柱能皇神等能、廣前仁白久……三六八
大神等能、乞賜比能任爾、春日能、三笠山能、下津岩根爾、宮柱廣知立、高天原爾、千木高知氏、天乃御蔭日乃御蔭止、定奉氏……四五一
貢流神寶者、御鏡、御横刀、御弓、御桙、御馬爾備奉理、御服波、明多閇、照多閇、和多閇、荒多閇爾、仕奉氏、四方國能獻禮留、御調能荷前取竝氏、青海原乃物者、波多能廣物、波多能狹物、奥藻菜、邊藻菜、山野物者、甘菜辛菜爾至麻氏、御酒者、甕上高知甕腹滿竝氏、雜物乎、如二横山一積置氏、神主爾、某官位、姓名乎定氏獻流、宇豆乃大幣帛乎、安幣帛登足幣帛登、平久安久聞食者登、皇大御神等乎、稱辭竟奉久登白……四五六
如此仕奉爾依氏、今母去前母、天皇我朝廷乎、平久安久、足御世乃、茂御世爾齋奉利、常石爾堅石爾、福閇奉利、預而仕奉流、處々家々、王等、卿等乎母平久、天皇我朝廷爾、伊加志夜久波叡能如久、仕奉利、佐加叡志米賜登、稱辭竟奉良久登白、〔大原野、枚岡等祝詞准レ之〕……四七〇

六之卷

三、廣瀨大忌祭……四八六

廣瀨能川合爾、稱辭竟奉流、皇神能御名乎白久、御膳持須流、若宇加能賣能命登、御名者白氐、此皇神前爾、辭竟奉久、皇御孫命能、宇豆能幣帛乎、令ニ捧持一氐、王臣等乎爲レ使氐、稱辭竟奉久乎、神主祝部等諸聞食登宣……五〇〇

奉流、宇豆乃幣帛者、御服、明妙、照妙、和妙、荒妙、五色物、楯、戈、御馬、御酒者、甕能閇高知、甕能腹滿雙氐、和稻荒稻爾、山爾住物者、毛能和支物、毛能荒支物、大野能原爾生物者、甘菜辛菜、青海原爾住物者、鰭能廣支物、鰭乃狹支物、奧津藻菜、邊津藻菜爾至萬氐、置足氐奉久登、皇神前爾、白賜登宣……五一八

如此奉、宇豆乃幣帛乎、安幣帛能足幣帛止、皇神御心、平久安久聞食氐、皇御孫命能、長御膳能遠御膳止、赤丹能穗爾聞食牟、皇神能御刀代乎始氐、親王等王等臣等天下公民能取作、奧都御歲者、手肱爾水沫畫垂、向股爾泥畫寄氐、取將作奧都御歲乎、八束穗爾皇神能成幸賜者、初穗者、汁爾母穎爾母、千稻八千稻爾、引居氐如ニ橫山一打積置氐、秋祭爾奉牟登、皇神前爾、白賜登宣……五三三

倭國能、六御縣乃、山口爾坐、皇神等前爾母……五三六

皇御孫命能、宇豆乃幣帛乎、明妙、照妙、和妙、荒妙、五色物、楯戈爾、至萬氐奉……五四一

如此奉者、皇神等乃敷坐須、山々乃自口、狹久那多利爾、下賜水乎、甘水登受而、天下乃公民乃、取作留、奧都御歲乎、惡風荒水爾、不相賜、汝命乃、成幸波閇賜者……六四一

初穗者、汁爾毛穎爾毛、甕乃閇高知、甕乃腹滿雙氐、如橫山、打積置氐奉牟登、王臣等、百官人等、倭國乃、六御縣能刀爾、男女爾至萬氐、今年、某月、某日、諸參出來氐、皇神前爾、宇事物頸根築拔氐、

朝日乃豐榮登爾、稱辭竟奉久乎、神主祝部等諸、
聞食止宣……五五一

七之卷

四、龍田風神祭……五五九
龍田爾稱辭竟奉、皇神乃前爾白久、志貴島爾、大
八島國知志、皇御孫命乃、遠御膳乃長御膳止、赤
丹乃穗爾聞食須、五穀物乎始氐、天下乃公民乃、作
物乎、草乃片葉爾至萬氐不成、一年二年爾不在、歲
眞尼久傷故爾……五七六
百能物知人等乃、卜事爾出牟、神乃御心者、此神止
白止、負賜支、此乎、物知人等乃、卜事乎以氐、卜
止母、出留神乃御心母、無止白止、聞看氐……五八二
皇御孫命詔久、神等乎波、天社國社止、忘事無久、
遺事無久、稱辭竟奉止、思志行波須乎、誰神曾、天
下公民乃、作作物乎不成、傷神等波、我御心曾止、
悟奉禮止、宇氣比賜支……五八八
是以皇御孫命、大御夢爾、悟奉久、天下乃公民乃、
作作物乎、惡風、荒水爾、相都々、不レ成傷波、我
御名者、天乃御柱乃命、國乃御柱乃命止、御名者悟
奉氐……五九四
吾前爾、奉牟幣帛者、御服者、明妙、照妙、和妙、
荒妙、五色乃物、楯戈、御馬爾御鞍具氐、品品乃
幣帛備氐、吾宮者、朝日乃日向處、夕日乃日隱處
乃、龍田乃、立野乃小野爾、吾宮者定奉氐、吾前乎
稱辭竟奉者、天下乃公民乃、作作物者、五穀乎始
氐、草乃片葉爾至萬氐、成幸閉奉止、悟奉支……六〇一
是以皇神乃辭敎悟奉處爾、宮柱定奉氐、此乃皇神
能前爾、稱辭竟奉止、皇御孫命乃、宇豆乃幣帛乎、
令捧持氐、王臣等乎、爲使稱辭竟奉久止、皇神乃
前爾、白賜事乎、神主、祝部等諸、聞食止宣……六〇七
奉、宇豆乃幣帛者、比古神爾、御服、明妙、照
妙、和妙、荒妙、五色能物、楯、戈、御馬爾御
鞍具氐、品品乃幣帛獻、比賣神爾、御服備、金能

麻笥、金椅、金能桛、明妙、照妙、和妙、荒妙、
五色能物、御馬爾、御鞍具氏、雜幣帛奉氏……………六〇九
御酒者、甕能閉高知、甕能腹、滿雙氏、和稻荒稻
爾、山爾住物者、毛能和物、毛能荒物、大野原爾
生物者、甘菜辛菜、青海原爾住物者、鰭能廣物、
鰭能狹物、奥都藻菜、邊都藻菜爾至萬氏爾、如横
山、打積置氏、奉此宇豆乃幣帛乎、安幣帛能、足
幣帛止、皇神能御心爾、平久聞食氏、……………六一四
天下能公民能、作作物乎、惡風荒水爾、不相賜、
皇神能、成幸閇賜者、初穗者、甕能閉高知、甕腹、
滿雙氏、汁爾毛穎爾毛、八百稻千稻爾、引居置氏、
秋祭爾、奉牟止、王卿等、百官能人等、倭國、六縣
能刀爾、男女爾至萬氏爾、今年四月〔七月者云二今年七月乙〕、
諸參集氏、皇神能前爾、宇事物頸根築拔氏、今日
能朝日能豐榮登爾、稱辭竟奉流、皇御孫命能、宇
豆乃幣帛乎、神主祝部等、被賜氏、惰事無、奉禮登
宣、命乎、諸聞食止宣……………六一五

八之卷

五、平野祭……………六二〇
天皇我御命爾坐世、今木與利仕奉來流、皇大御神能、
廣前爾白給久、皇大御神乃、乞志給乃任爾、此所能、
底津石根爾、宮柱廣敷立、高天乃原爾、千木高知
氏、天能御蔭、日能御蔭登、定奉氏、神主爾、神祇
某官位、姓名乎定氏……………六二七
進流、神財波、御弓、御太刀、御鏡、鈴、衣笠、
御馬乎引竝氏、御衣波、明多閇、照多閇、和多閇、
荒多閇爾、備奉利氏、四方國能、進禮流、御調能荷
前乎取竝氏、御酒波、甕戸高知、甕腹滿竝氏、山
野能物波、甘菜辛菜、青海原乃物波、波多能廣物、
波多能狹物、奥津藻波、邊津毛波爾至萬氏、雜物乎、
如横山、置高成氏……………六四四
獻流、宇豆乃大幣帛乎、平久聞食氏、天皇我御世
乎、堅石爾常石爾齋奉利、伊賀志御世爾、幸閇奉氏、

萬世爾、御坐令在米給登、稱辭竟奉久登申、又申久、參氏仕奉流、親王等、王等、臣等、百官人等乎母、夜守日守爾、守給氏、天皇我朝廷爾、伊夜高爾、伊夜廣爾、伊賀志、夜具波江乃如久、立榮之米、令仕奉給登、稱辭竟奉久登申……六四五

六、久度古開……六五〇

天皇我御命爾坐世、久度古開、二所乃宮爾之氏、仕奉來流、皇御神能廣前爾白給久、皇御神能、乞比給比之任爾、此所能底津石根爾、宮柱廣敷立、高天能原爾千木高知氏、天能御蔭、日能御蔭止、定奉氏神主爾神祇某官、姓名乎定氏、進流神財波、御弓、御太刀、御鏡、鈴、衣笠、御馬乎引竝氏、御衣波、明多閇、照多閇、和多閇、荒多閇爾、備奉利氏、四方國能進禮流、御調能荷前乎取竝氏、御酒波瓱戸高知、瓱腹滿竝氏、山野物波、甘菜辛菜、青海原乃物波、鰭能廣物、鰭能狹物、奧都毛波、邊都毛波爾至末天、雜物乎、如横山、置高成氏、獻流宇豆

乃大幣帛乎、平久所食氏、天皇我御世乎、堅石爾常石爾、齋奉利、伊賀志御世爾、幸閇奉氏、萬世爾、御坐令坐米給登、稱辭竟奉久登申、又申久、參集氏、仕奉、親王等、王等、臣等、百官人等乎毛、夜守日守爾、守給氏、天皇我朝廷爾、彌高仁彌廣仁、伊賀志、夜具波江能如久、立榮氏、令仕奉給登、稱辭竟奉久登申……六五九

祝詞本文索出一覽（卷二）

第二

七、六月月次祭〔十二月准之〕……………………一頁

集侍、神主、祝部等諸、聞食登宣、高天原爾、神留坐、皇睦、神漏伎命、神漏彌命以、天社國社登、稱辭竟奉、皇神等前爾白久、今年乃、六月月次幣帛〔十二月者云今年十二月月次幣帛〕、明妙、照妙、和妙、荒妙爾、備奉氏、朝日乃、豐榮登爾、皇御孫命能、宇豆乃幣帛乎、稱辭竟奉久登宣……………………八

大御巫能、辭竟奉、皇神等能、前爾白久、神御魂、高御魂、生魂、足魂、玉留魂、大宮賣、御膳都神。辭代主登、御名者白氏、辭竟奉者、皇御孫命乃御世乎、手長御世登、堅磐爾、常磐爾、齋比奉、茂御世爾、幸閇奉故、皇吾睦、神漏伎命、神漏彌命登、皇御孫命乃、宇豆乃幣帛乎、稱辭竟奉久登宣……………………九

座摩乃御巫、辭竟奉、皇神等乃、前爾白久、生井、榮井、津長井、阿須波、波比伎登、御名者白氏、辭竟奉者、皇神能敷坐、下都磐根爾、宮柱、太知立、高天原爾、千木高知氏、皇御孫命、瑞乃御舍、仕奉氏、天御蔭、日御蔭止、隱坐氏、四方國乎、安國登、平久知食須故、皇御孫命乃、宇豆乃幣帛乎、稱辭竟奉久登宣……………………一〇

御門能御巫能、辭竟奉、皇神等能、前爾白久、櫛磐間門命、豐磐間門命登、御名者白氏、辭竟奉者、四方能御門爾、湯津磐村能如久、塞坐氏、朝者御門

開奉、夕者御門閇奉氐、疎布留物乃、自下往者、下
乎守、自上往者上乎守夜乃守、日乃守爾、守奉故、
皇御孫命乃、宇豆乃幣帛乎、稱辭竟奉久登宣……二
生島乃御巫能、辭竟奉、皇神等乃前爾白久、生國
足國登、御名者白氐、辭竟奉者、皇神乃敷坐、島
乃八十島者、谷蟆能狹度極、鹽沫乃留限利、狹國
者廣久、嶮國者平久、島乃八十島、墮事無久、皇
神等、寄志奉故、皇御孫命乃、宇豆乃幣帛乎、稱
辭竟奉久登宣……三
辭別、伊勢爾坐、天照大御神乃、大前爾白久、皇
神乃、見霽志坐、四方國者、天乃壁立極、國乃退
立限、青雲能靄極、白雲乃向伏限、青海原者、棹
枚不干、舟艫乃至留極、大海原爾、舟滿都都氣氐
自陸往道者、荷緒結堅氐、磐根木根、履佐久彌氐、
馬爪至留限、長道無間久、立都都氣氐狹國者廣久、
峻國者平久、遠國者、八十綱打挂、引寄如事、皇
大御神、寄志奉良波、荷前者、皇大御神乃前爾、如

横山、打積置氐、殘乎波、平聞看、又皇御孫命御
世乎、手長御世登、堅磐爾、常磐爾、瀰比奉、茂御
世爾、幸閇奉故、皇吾睦、神漏伎命、神漏彌命登、
鵜事物、頸根衝拔氐、皇御孫命乃、宇豆乃幣帛乎、
稱辭竟奉久登宣……三
御縣爾坐、皇神等乃前爾白久、高市、葛木、十市、
志貴、山邊、曾布登、御名者白氐、此六御縣爾生
出、甘菜辛菜乎、持參來氐、皇御孫命乃、長御膳
乃、遠御膳登、聞食故、皇御孫命能、宇豆乃幣帛
乎、稱辭竟奉久登宣……四
山能口坐、皇神等能、前爾白久、飛鳥、石寸、忍
坂、長谷、畝火、耳無登、御名者白氐、遠山近山爾
生立留、大木小木乎、本末打切氐、持參來氐、皇
御孫命能、瑞能御舍、仕奉氐、天御蔭、日御蔭登、
隱坐氐、四方國乎、安國登、平久知食須我故、皇御
孫命能、宇豆乃幣帛乎、稱辭竟奉久登宣……四
水分坐、皇神等乃前爾白久、吉野、宇陀、都祁、

葛木登、御名者白氐、辭竟奉者、皇神等、依志奉、奧都御年乎、八束穗乃、伊加志穗爾、依志奉者、皇神等爾、初穗者頴爾毛汁爾毛、甕閇高知、甕腹滿雙氐、稱辭竟奉氐、遺乎波、皇御孫命乃、朝御食、夕御食乃、加牟加比爾、長御食乃、遠御食登、赤丹穗爾、聞食故、皇御孫命乃、宇豆乃幣帛乎、稱辭竟奉久乎、諸聞食止宣……一五

辭別忌部乃、弱肩爾、太襁取掛氐、持由麻波利、仕奉禮留、幣帛乎、神主、祝部等、受賜氐、事不過、捧持奉登宣……一五

八、大殿祭……一六

高天原爾、神留坐須、皇親神魯企、神魯美之命以氐、皇御孫之命乎、天津高御座爾坐氐、天津璽乃、鏡劔乎、捧持賜天、言壽〔古語云二許止保企一、言二壽詞一、如二今壽觴之詞一也〕宣志久……四〇

皇我宇都御子皇御孫之命、此乃天津高御座爾坐氐、天津日嗣乎萬千秋乃長秋爾、大八洲豐葦原瑞穗之國乎、安國止平氣久所知食止、〔古語云二志呂志女須一〕言寄奉賜比氐……六八

以天津御量氐、事問之、磐根、木根立知、草能可岐葉乎毛、言止氐……七〇

天降利賜比志、食國天下登、天津日嗣、所知食須、皇御孫之命乃、御殿乎、今奧山乃大峽小峽爾、立留木乎、齋部能齋斧乎以、伐採氐、本末乎波山神爾祭氐、中間乎、持出來氐、齋鉏乎以、齋柱立氐、皇御孫之命乃、天之御翳日之御翳止、造奉仕禮流、瑞之御殿〔古語云二阿良可一〕、汝屋船命爾、天津奇護言乎、〔古語云二久須志伊波比許登一〕以氐、言壽鎭白久……七六

此乃敷坐、大宮地、底津磐根乃極美、下津綱根〔古語、番繩之類、謂二之綱根一〕、波府蟲能、禍無久、高天原波、青雲乃靄久極美、天乃血垂、飛鳥乃、禍無久、掘堅多留、柱、桁、梁、戶、牖乃錯比〔古語云二伎加比一〕動鳴事無久、引結幣留、葛目能緩比、取葺計留、草乃噪岐〔古語云二蘇々岐一〕無久、御床都比能佐夜伎、夜女乃

伊須々岐、伊豆都志久事無久平氣久安久、奉護留、神
御名乎白久……………………………………………九四
屋船久久遲命、〔是木靈也〕屋船豐宇氣姬命登、〔是稻
靈也、俗詞ニ宇賀能美多麻ト、今世産屋、以ニ辟木束稻ヲ置ニ於戶邊ト、乃以ニ米
散ニ屋中ニ之類也〕御名乎波、奉稱利氐、皇御孫命乃御世乎、
堅磐常磐爾、奉護利、五十橿御世乃、足良志御世爾、
田永能御世止、奉福爾依氐……………………………一〇九
齋玉作等我、持齋波利、持淨麻波利、造仕禮留、瑞
八尺瓊能・御吹支乃、五百都御統乃玉爾、明和幣、
〔古語、云ニ爾伎たえ〕曜和幣乎附氣氐、齋部宿禰某我、弱肩
爾、太襁取懸氐、言壽伎鎭奉事能、漏落武事乎波、神
直日命、大直日命、聞直志、見直志氐、平良氣久安
良氣久、所知食登白……………………………………一一八
詞別白久、大宮賣命登、御名乎申事波…………………一三一
皇御孫命乃、同殿能裏爾、塞坐氐參入罷出人能、選
比所知志、神等能、伊須呂許比、阿禮比坐乎、言
直志、和志〔古語、云ニ夜波志〕坐氐……………………一四〇
皇御孫命、朝乃御膳、夕乃御膳供奉流、比禮懸伴緖、
襁懸伴緖乎、手躓足躓〔古語、云ニ麻我比〕不令爲氐……一五〇
親王、諸王、諸臣、百官人等乎、己乖々不令在、
邪意、穢心無久、宮進米進、宮勤爾、勤之米氐、咎過
在乎波、見直志、聞直坐氐、平良氣久、安良氣久、令仕
奉坐爾依氐、大宮賣命止、御名乎稱辭竟奉久登白……一六五

九、御　門　祭…………………………………………一七一

櫛磐牖、豐磐牖命登、御名乎申事波、四方內外御
門爾、如湯津磐村久、塞坐氐…………………………一七七
四方四角與利、疎備荒備來武、天能麻我都比登云神
乃、言武悪事爾、〔古語、云ニ麻我許登〕相麻自許理、相
口會賜事無久、自上往波、上護利、自下往波、下
護利、待防掃却、言排坐氐……………………………一八二
朝波閉門、夕波閉門氐、參入罷出人名乎、問所知
志、咎過在乎波、神直備大直備爾、見直聞直坐氐、
平良氣久安良氣久、令仕奉賜故爾、豐磐牖命、櫛磐
牖命登、御名乎、稱辭竟奉久登白……………………一九六

十、六月晦大祓（十二月准之）……一九九

集侍、親王、諸王、諸臣、百官人等諸、聞食止宣……二五三

天皇朝廷爾仕奉留、比禮挂伴男、手襁挂伴男、靫負伴男、劔佩伴男、伴男能八十伴男乎始氐、官官爾仕奉留人等乃、過犯家牟、雜々罪乎、今年六月晦之大祓爾、祓給比清給事乎、諸聞食止宣……二五四

高天原爾、神留坐、皇親神漏伎神漏美乃命以氐……二六六

八百萬神等乎、神集々賜比、神議々賜氐我皇御孫之命波、豐葦原乃、水穗之國乎、安國止、平久所知食止、事依奉岐……二七三

如此依志奉志、國中爾、荒振神等乎波、神問志爾問志賜比、神掃爾掃賜比氐、語問志、磐根樹立、草之垣葉乎毛、語止氐、天之磐座放、天之八重雲乎、伊頭乃千別爾千別氐、天降志依左志奉支……二七六

如此久依左志奉志、四方之國中登、大倭日高見之國乎、安國止定奉氐、下津磐根爾宮柱太敷立、高天原爾千木高知氐、皇御孫之命乃、美頭乃御舍仕奉氐、天之御蔭日之御蔭止、隱坐氐安國止平氣久所知食武、國中爾、成出武、天之益人等我、過犯家牟、雜雜罪事波……二八八

天津罪止、畔放、溝埋、樋放、頻蒔、串刺、生剝、逆剝、屎戶、許々太久乃罪乎、天津罪止法別氣氐、……二九七

國津罪止八、生膚斷、死膚斷、白人、胡久美、己母犯罪、己子犯罪、母與子犯罪、子與母犯罪、畜犯罪、昆蟲乃災、高津神乃災、高津鳥乃災、畜仆志、蠱物爲罪、許々太久乃罪出武、……三一〇

如此出波、天津宮事以氐、大中臣、天津金木乎、本打切末打斷氐、千座置座爾、置足波志氐、天津菅曾乎、本苅斷末苅切氐、八針爾取辟氐、天津祝詞乃、太祝詞事乎宣禮……三二〇

如此久乃良波、天津神波、天磐門乎押披氐、天之八重雲乎、伊頭乃千別爾千別氐、所聞食武、國津神波、高山之末短山之末爾、上坐氐、高山之伊穗理短山之伊穗理乎、搔別氐、所聞食武……三二八

如此聞食氏波、皇御孫之命乃朝廷乎始氏、天下四方國爾波、罪止云布罪波不在止、科戸之風乃、天之八重雲乎、吹放事之如久、朝之御霧夕之御霧乎、朝風夕風乃、吹掃事之如久、大津邊爾居、大船乎、舳解放、艫解放氏大海原爾押放事之如久、彼方之繁木本乎、燒鎌乃敏鎌以氏、打掃事之如久、遺罪波不在止、祓給比淸給事乎……三六六

高山末短山之末與理、佐久那太理爾、落多支都速川能瀬坐須、瀬織津比咩止云神、大海原爾持出奈武、如此持出往波、荒鹽之鹽乃八百道乃、八鹽道之鹽乃八百會爾坐須、速開都比咩止云神、持可可呑氏武、如此久可可呑氏波、氣吹戸坐須、氣吹戸主止云神、根國底之國爾、氣吹放氏牟、如此久氣吹放氏波、根國底之國爾坐、速佐須良比咩止云神、持佐須良比失氏牟……三七八

如此久失氏波、天皇我朝廷爾仕奉留、官官人等乎始氏、天下四方爾波、自今日始氏、罪止云布罪波不在止、高天原爾耳振立聞物止、馬牽立氏、今年六月晦日、夕日之降乃大祓爾、祓給比淸給事乎、諸聞食止宣、四國卜部等、大川道爾持退出氏、祓却止宣……四一〇

十一、東文忌寸部、獻横刀時呪、（西文部准之）……四一八

謹請、皇天上帝、三極大君、日月星辰、八方諸神、司命司籍、左東王父、右西王母、五方五帝、四時四氣……四二二

捧以銀人、請除禍災。捧以金刀、請延帝祚。呪曰、東至扶桑。西至虞淵。南至炎光。北至弱水。千城百國、精治萬歲萬歲萬歲……四二九

十二、鎮火祭……四三三

高天原爾神留坐、皇親神漏義神漏美能命持氏、皇御孫命波、豐葦原乃水穗國乎、安國止平久所知食止、天下所寄奉志時爾、事寄奉志、天都詞太詞事乎以氏申久……四三七

神伊佐奈伎伊佐奈美乃命、妹妹二柱、嫁繼給氏、

國能八十國、島能八十島乎生給比八百萬神等乎、
生給比氐、麻奈弟子爾、火結神生給氐、美保止被
燒氐、石隱坐氐、夜七夜晝七日、吾乎奈見給比曾、
吾奈妹乃命止申給比支……四三九

此七日爾波足不氐、隱坐事奇止氐、見所行須時、火
乎生給氐、御保止乎所燒坐支、如是時爾、吾奈妹
乃命能、吾乎見給布奈止申乎、吾乎見阿波多志給比津
止、申給氐……四六〇

吾名妹能命波、上津國乎所知食倍志、吾波下津國乎
所知牟止申氐、石隱給氐、與美津枚坂爾至坐氐所思
食久、吾名妹命能所知食、上津國爾、心惡子乎生
置氐來奴止宣氐……四六三

返坐氐更生子、水神、匏、川菜、埴山姬、四種
物乎生給氐、此能心惡子乃、心荒比曾波、水神匏、
埴山姬川菜乎持氐、鎭奉禮止、事敎悟給支……四六四

依此氐稱辭竟奉者、皇御孫能朝廷爾、御心一速比給
波志止爲氐、進物波、明妙、照妙、和妙、荒妙、五
色物乎備奉氐、青海原爾住物者、鰭廣物、鰭狹物、
奧津海菜、邊津海菜爾至萬氐爾、御酒者、瓱邊高
知、瓱腹滿雙氐、和稻荒稻爾至萬氐爾、如横山置高
成氐、大津祝詞乃太祝詞事以氐、稱辭竟奉久止申……四七七

十三、道饗祭……四八二

高天原爾事始氐、皇御孫之命止、稱辭竟奉……五〇四

大八衢爾、湯津磐村之如久、塞坐皇神等之前爾申
久、八衢比古、久那斗止、御名者申氐、辭竟奉
久波……五〇六

根國底國與利、麁備疎備來物爾、相率相口會事無
氐、下行者下乎守理、上往者上乎守理、夜之守日之
守爾、安奉齋奉禮止……五一五

進幣帛者、明妙、照妙、和妙、荒妙爾、備奉、
御酒者、瓱邊高知、瓱腹滿雙氐、汁爾母穎爾母、山
野爾住物者、毛能和物、毛能荒物、青海原爾住物
者、鰭乃廣物・鰭乃狹物、奧津海菜、邊津海菜爾
至萬氐爾、横山之如久置所足氐、進宇豆能幣帛乎、平

久聞久聞食氏……………五三三
大八衢爾、湯津磐村之如久塞坐氏、皇御孫命乎、
堅磐爾常磐爾齋奉、茂御世爾幸閇奉給止申、又親王、
王等、臣等、百官人等、天下公民爾至萬氏爾、平氣
久齋給部止、神官天津祝詞乃太祝詞事乎以氏、稱辭
竟奉止申……………五三三

十四、大嘗祭……………五四〇

集侍、神主祝部等諸、聞食止宣……………五七五
高天原爾神留坐、皇睦神漏伎神漏美命以、天社
國社登、敷坐留皇神等前爾白久……………五七六
今年十一月中卯日爾、天都御食乃長御食乃遠御食
登、皇御孫命乃、大嘗聞食牟爲故爾……………五七七
皇神等、相宇豆乃比奉氏、堅磐爾常磐爾齋比奉利、
茂御世爾幸閇奉牟止依志氏……………五七九
千秋五百秋爾、平久安久聞食氏、豐明爾明坐牟、皇
御孫命能宇豆乃幣帛乎、明妙照妙和妙荒妙爾備奉
氏、朝日豐榮登爾、稱辭竟奉久乎、諸聞食登宣……………五八一
事別忌部能、弱肩爾太襁取掛氏、持由麻波利仕奉禮
留幣帛乎、神主祝部等、請氏事不落、一持氏奉登宣……五八四

十五、鎭御魂齋戸祭（中宮、春宮齋戸祭亦同）……五八五

高天原爾神留坐須、皇親神漏伎神漏美能命乎以氏、
皇御孫之命波、豐葦原能水穗國乎、安國止定奉氏……五八九
下津磐根爾宮柱太敷立、高天之原爾千木高知氏、
天之御蔭日之御蔭止、稱辭竟奉氏……………五九一
奉御衣波上下備奉氏、宇豆乃幣帛波、明妙照妙和
妙荒妙五色物、御酒波瓺邊高知瓺腹滿雙氏、山野
物波甘菜辛菜、青海原物爾鰭廣物鰭狹物、奧津海
菜爾至萬氏爾、雜物乎如横山、置高成氏、獻留、宇
豆乃幣帛乎安幣帛能足幣帛止平久聞食氏……………五九二
皇良我朝廷乎、常磐爾堅磐爾齋奉、茂御世爾幸閇奉
給氏……………五九三
自此十二月始、來十二月爾至萬氏爾、平久御坐所、
令御坐給止、今年十二月某日齋比鎭奉止申……五九三

十六、鎭魂祭……………五九六

祝詞本文索出一覧（卷三）

第　三

十七、伊勢太神宮……………………………………一頁

（一）二月祈年、六月十二月月次祭……………………五

天皇我大命以氐、度會乃宇治乃、五十鈴川上乃、下津石根稱辭竟奉流。皇太神能大前爾申久……………一一

常毛進流、二月祈年、〔月次祭時、只云六月月次之幣、前換〕大幣帛乎、某官位姓名乎爲使天、令捧持氐進給御命乎、申給久止申……………………一七

（二）豐受宮同祭……………………………………二三

天皇我御命以氐、度會乃山田原乃、下津石根爾、稱辭竟奉流、豐受皇神前爾申久、常毛進流二月祈年、〔月次祭、唯以二六月月次之幣一換〕大幣帛乎、某官位姓名乎爲レ使天、令二捧持一氐進給布、御命乎申給久止申……………………………………六八

（三）四月神衣祭〔九月准レ之〕……………………………七二

度會乃、宇治五十鈴川上爾、大宮柱太敷立天、高天原爾千木高知天、稱辭竟奉留、天照坐皇太神乃、大前爾申久、服部麻績乃人等乃、常毛仕奉留、和妙荒妙乃御衣乎、進事乎申給久止申、然祭官爾毛如是申天進止宣、〔祭官内人、荷前〕……　……………八〇

（四）六月月次祭〔十二月准レ之〕……………………………八二

度會乃、宇治五十鈴乃川上爾、大宮柱太敷立天、高天原爾千木高知天、稱辭竟奉留、天照坐皇太神乃大前爾、申進留、天津祝詞乃太祝詞乎、神主部、物忌等諸聞食止宣〔祭官内人、荷前〕………一二八

天皇我御命爾坐、御壽乎手長乃御壽止、湯津如ニ
磐村一。常磐堅磐爾、伊賀志御世爾幸倍給比、阿
禮坐皇子等乎毛、惠給比百官人等天下四方國能、
百姓爾至萬天長平久、作食留五穀乎毛、豐爾令榮
給比、護惠比幸給止……………………………………一四
三郡、國々處々爾寄奉禮留、神戶人等能、常毛
進留、御調絲、由貴能御酒御贄乎、如ニ海山ニ置
足成天、大中臣、太玉串爾隱侍天、今年六月十
七日乃、朝日乃豐榮登爾、稱申事乎、神主部、物
忌等諸、聞食止宣、〔神主部共、稱唯〕……………………一四六
荒祭宮、月讀宮爾母、如是申進止宣〔神主部共稱唯〕……一六八
(五)九月神嘗祭……………………………………………一七四
皇御孫命御命以、伊勢能度會五十鈴河上爾、稱
辭竟奉流、天照坐皇太神能大前爾、申給久常毛
進流、九月之神嘗乃、大幣帛乎、某官某位某王、
中臣某官某位姓某名乎、爲使氐、忌部弱肩爾、
太襁取懸、持齋波理令捧持氐、進給布御命乎申
給久止申………………………………………………………一九六
(六)豐受宮同祭……………………………………………二〇三
天皇我御命以氐、度會能山田原爾、稱辭竟奉流、
皇神前爾申給久、常毛進留、九月之神嘗能大幣
帛乎、某官某位某王、中臣、某官某位某姓名乎
爲使氐、忌部弱肩爾太襁取懸、持齋波理令ニ捧持一
氐、進給布御命乎、申給久止申…………………………二一七
(七)同神嘗祭………………………………………………二一八
度會乃、宇治能五十鈴乃川上爾、大宮柱太敷立
氐、高天原爾千木高知天、稱辭竟奉留、天照坐
皇太神乃大前爾申進留、天津祝詞乃太祝詞乎神主
部物忌等諸、聞食止宣、〔禰宜內人等共稱唯〕……………二一九
天皇我御命爾坐、御壽乎手長乃御壽止、湯津
如ニ磐村一、常磐堅磐爾、伊賀志御世爾幸倍給比、
阿禮坐皇子等乎毛、惠給比、百官人等、天下四
方國乃百姓爾至萬天、長平久護惠美幸倍給止、三郡
國國處處、寄奉禮留神戶人等能、常毛進留由紀能

御酒、御贄、懸税千税餘五百税乎、如ニ横山一
久置足成天、大中臣、太玉串爾隱侍天、今年九
月十七日、朝日豐榮登爾、天津祝詞乃太祝詞
辭乎、稱申事乎、神主部物忌等諸聞食止宣、
〔神宮内人等稱唯〕荒祭宮月讀宮爾毛、如是申進止宣、
〔神主部共稱唯〕……二二九

(八)齋内親王參入時……二三五

進ニ神宮幣一詞申畢、次即申云……二五二
辭別氏申給久、今進流齋内親王波、依ニ恒例一氏三
年齋比清麻波理氏、御杖代止定氏進給事波、皇御
孫之尊乎、天地日月止共爾、常磐堅磐爾、平氣久、
安久、御座坐志米武止、御杖代止進給布御命乎、大
中臣、茂桙中取持氏、恐美恐美毛申給久止申……二五四

(九)遷ニ奉太神宮一祝詞、〔豐受宮准レ此〕……二九二

皇御孫命能御命乎以氏、皇太御神能大前爾申給久、
常乃例爾依氏廿年爾一遍比、大宮新仕奉氏、雜御
裝束物五十四種、神寶廿一種乎、儲備天祓清賣、
持忌波理天預供奉、辨官、某位某姓名乎、差使
氏進給狀乎、申給久止申……二二六

十八、遷ニ却祟神一祭……三三七

高天原爾神留坐氏、事始給志、神漏岐神漏美能
命以氏、天之高市爾、八百萬神等乎、神集集給
比、神議議給氏……三四五
我皇御孫之尊波、豐葦原能水穗之國乎、安國止
平氣久所知食止、天之磐座放氏、天之八重雲乎、
伊頭之千別支爾千別氏、天降所寄奉志時爾……三四六
誰神乎先遣波、水穗國能荒振神等乎、神攘攘平
氣牟止、神議議給時爾、諸神等皆量申久、天穗
日之命乎遣氏平氣牟止申支、是以天降遣時爾、此
神波返言不申氏、次遣志健三熊之命毛、隨父事氐
返言不申、又遣志天若彥毛返言不申氏、高津鳥
殃爾依氏、立處爾身亡支……三四七
是以天津神能御言以氏、更量給氏、經津主命健
雷命二柱神等乎、天降給比氏、荒振神等乎、神

擴擴給比、神和和給氏、語問志、磐根樹立、草之片葉毛語止氏、皇御孫之尊乎、天降所寄奉支……三六三

如此久天降所寄奉志、四方之國中止、大倭日高見之國乎、安國止定奉氏、下津磐根爾宮柱太敷立、高天之原爾千木高知氏、天之御蔭日之御蔭止仕奉氏、安國止平氣久所知食武……三六九

皇御孫之尊乃、天御舍之內仁坐須、皇神等波、荒備給比健備給比、祟給事無志氏、高天之原爾始志事乎、神奈我良毛所知食氏、神直日大直日爾、直志給比氏、自此地波、四方乎見霽、山川能清地爾、遷出坐氏、吾地止宇須波伎坐世止……三七一

進幣帛者、明妙照妙和妙荒妙爾備奉氏、見明物止鏡、翫物止玉、射放物止弓矢、打斷物止大刀、馳出物止御馬、御酒者𤭖戶高知、𤭖腹滿雙氏、米爾毛穎爾毛、山住物者、毛乃和物、毛能荒物、大野原爾生物者、甘菜辛菜、青海原爾住物者、鰭廣物鰭狹物、奧津海菜、邊津海菜爾至萬氏爾、橫山之如久、八物爾、置所足氏、奉留宇豆之幣帛乎、皇神等乃御心毛明爾、安幣帛乃足幣帛止、平久聞食氏、祟給比健備給事無之氏、山川乃廣久清地爾、遷出坐氏、神奈我良鎭坐世止、稱辭竟奉止申……三八一

十九、遣唐使時奉幣詞……三八三

皇御孫尊乃御命以氏、住吉爾稱辭竟奉留、皇神等乃前爾申賜久、大唐爾使遣佐牟止爲爾、依船居無氏、播磨國與理船乘爲氏、使者遣佐牟止、所念行間爾、皇神命以氏、船居波吾佐牟止教悟給比支、教悟給比那我良、船居作給部禮婆、悅己備嘉志美、禮代乃幣帛乎、官位姓名乎令捧齎氏進奉久止申……三九九

二十、出雲國造神賀詞（出雲國造者、穗日命之後也）……四一四

八十日日波在止毛、今日能生日能足日爾、出雲國國造、姓名、恐美恐美毛申賜久……四三八

掛麻久毛畏岐、明御神止大八島國所知食須、天皇命乃大御世乎、手長能大御世止齋止、（若後齋時者

加二後字一爲氏……四三九

出雲國乃、青垣山內爾、下津石根爾宮柱太敷立氏、高天原爾千木高知坐須、伊射那伎乃日眞名子、加夫呂伎熊野大神、櫛御氣野命、國作坐志大穴持命、二柱神乎始天、百八十六社坐、皇神等乎、某甲我弱肩爾太襷取掛天、伊都幣能緒結、天乃美賀祕冠利天、伊豆能眞屋爾、麁草乎伊豆能席登苅敷支天、伊都閇黑益之、天能瓱和爾齋許母利氏、志都宮爾志靜米仕奉氏、朝日能豐榮登爾、伊波比乃返事能、神賀吉詞奏賜波久登奏……四四七

高天能神王、高御魂神魂命能、皇御孫命爾天下大八島國乎、事避奉之時、出雲臣等我遠祖天穗比命乎、國體見爾遣時爾、天能八重雲乎押別氏、天翔國翔氏、天下乎見廻氏、返事申給久……四八〇

豐葦原乃水穗國波、晝波如五月蠅水沸支、夜波如火瓮、光神在利、石根木立、青水沫毛事問天、荒國在利……四九一

然毛鎭平天、皇御孫命爾安國止、平久所知坐之米牟止申氏、己命兒天夷鳥命爾、布都怒志命乎副天天降遣天、荒布留神等乎撥平氣、國作之大神乎毛媚鎭天、大八島國現事顯事令事避支……四九八

乃大穴持命乃申給久、皇御孫命乃靜坐牟大倭國申天、己命和魂乎、八咫鏡爾取託天、倭大物主櫛瓺玉命登名乎稱天、大御和乃神奈備爾坐、己命乃御子阿遲須伎高孫根乃命乃御魂乎、葛木乃鴨能神奈備爾坐、事代主命能御魂乎。宇奈提爾坐、賀夜奈流美命能御魂乎、飛鳥乃神奈備爾坐天、皇御孫命乃近守神登貢置天、八百丹杵築宮爾靜坐支……五一〇

是爾親神魯伎神魯美命宣久、汝天穗比命波、天皇命能手長大御世乎、堅石爾常石爾伊波比奉、伊賀志乃御世爾佐伎波閇奉登、仰賜志次乃隨爾……六〇三

供齋（若後齋時者加二後字一）仕奉氏、朝日乃豐榮登爾、神乃禮自利、臣能禮自登、御禱乃神寶獻良久登奏……六一四

白玉能大御白髮坐、赤玉能御阿加良毘坐、青玉能水江玉乃行相爾、明御神登大八島國所知食天皇命能、手長大御世乎、御横刀廣爾詠堅米……六一九

白御馬能前足爪後足爪、踏立事波、大宮能內外御門柱乎、上津石根爾踏堅米、下津石根爾踏凝之、振立流事波、耳能彌高爾、天下乎所知食左牟事志太米……六二三

白鵠乃生御調能玩物登、倭文能大御心毛多親爾、彼方能古川席、此方能古川席爾生立、若水沼間能、彌若叡爾御若叡坐、須々伎振、遠止美乃水乃、彌乎知爾御袁知坐、麻蘇比乃大御鏡乃面乎、意志波留志天見行能己登久、明御神能大八島國乎、天地日月等共爾、安久平久知行牟事能志太米止、御禱神寶乎擎持氏、神禮自登、恐彌恐彌毛、天津次能神賀吉詞白賜久登奏……六二五

PURCHASED FOR THE
UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY
FROM THE
CANADA COUNCIL SPECIAL GRANT
FOR
Far Eastern 68

EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 02996 4087